７福薬発第３２６号
令和８年３月９日

各地区薬剤師会会長　殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長　小田　真稔

令和８年度診療報酬改定に関する通知の発出について（情報提供）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

これらの通知文書は、厚生労働省ホームページからも入手できますので、ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ
「令和８年度診療報酬改定について」
厚生労働省トップページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療保険 ＞ 令和８年度診療報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

日 薬 業 発 第 457 号
令 和 8 年 3 月 6 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長　殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長　岩 月　進
（ 会 長 印 省 略 ）

令和８年度診療報酬改定に関する通知の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和８年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申が行われたことにつきましては、令和８年２月 13 日付け日薬業発第 436 号にてお知らせしたところですが、これに関する省令・告示が令和８年３月５日付けで公布され、厚生労働省保険局より関係通知（算定上の留意事項など）が下記のとおり発出されました。

今回の一部改正につきましては、令和８年６月１日より適用となります。また、これらにつきましては、厚生労働省ホームページからも入手できますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、令和８年度診療報酬改定説明動画も公開されておりますことを申し添えます。

記

１．関係通知（いずれも令和８年３月５日付け）

①診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 69 号）＜抄＞
＜保険局長通知＞

②令和８年度診療報酬改定について（保発 0305 第 17 号）

③医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発 0305 第 18 号）＜抄＞
＜保険局医療課長通知＞

④診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発 0305 第６号）＜抄＞

⑤基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

（保医発 0305 第７号）＜抄＞

⑥特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第８号）＜抄＞

⑦保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発 0305 第５号）

⑧使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発 0305 第 10 号）

⑨保険医の使用医薬品（掲示事項等告示第６関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（掲示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について（保医発 0305 第 11 号）

⑩「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について（保医発 0305 第 12 号）

⑪「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について（保医発 0305 第 13 号）

⑫特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（保医発 0305 第１号）＜抄＞

⑬特定保険医療材料の定義について（保医発 0305 第４号）＜抄＞

２．厚生労働省ホームページ

「令和８年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療保険 ＞ 令和８年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

以上

①

＜抄＞

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表第一から別表第三までを次の表のように改正する。

←

別表第一

医科診療報酬点数表

［目次］

第１章　基本診療料
第１部　初・再診料
第１節　初診料
第２節　再診料
第２部　入院料等
第１節　入院基本料
第２節　入院基本料等加算
第３節　特定入院料
第４節　短期滞在手術等基本料
第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等
第１節　医学管理料等
第２節　削除
第３節　特定保険医療材料料料
第２部　在宅医療
第１節　在宅患者診療・指導料
第２節　在宅療養指導管理料
第１款　在宅療養指導管理料
第２款　在宅療養指導管理材料加算
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料料
第３部　検査
第１節　検体検査料
第１款　検体検査実施料
第２款　検体検査判断料
第２節　削除
第３節　生体検査料
第４節　診断穿刺・検体採取料
第５節　薬剤料
第６節　特定保険医療材料料料
第４部　画像診断
第１節　エックス線診断料
第２節　核医学診断料
第３節　コンピューター断層撮影診断料
第４節　薬剤料
第５節　特定保険医療材料料料
第５部　投薬
第１節　調剤料
第２節　処方料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料料
第５節　処方箋料
第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
第１節　注射料
第１款　注射実施料
第２款　無菌製剤処理料

第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
第１節　リハビリテーション料
第２節　薬剤料
第８部　精神科専門療法
第１節　精神科専門療法料
第２節　薬剤料
第９部　処置
第１節　処置料
第２節　処置医療機器等加算
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第10部　手術
第１節　手術料
第１款　皮膚・皮下組織
第２款　筋骨格系・四肢・体幹
第３款　神経系・頭蓋
第４款　眼
第５款　耳鼻咽喉
第６款　顔面・口腔・頸部
第７款　胸部
第８款　心・脈管
第９款　腹部
第10款　尿路系・副腎
第11款　性器
第12款　削除
第13款　手術等管理料
第２節　輸血料
第３節　手術医療機器等加算
第４節　薬剤料
第５節　特定保険医療材料料
第11部　麻酔
第１節　麻酔料
第２節　神経ブロック料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第12部　放射線治療
第１節　放射線治療管理・実施料
第２節　特定保険医療材料料
第13部　病理診断
第１節　病理標本作製料
第２節　病理診断・判断料
第14部　その他
第１節　ベースアップ評価料等
第２節　物価対応料
第３章　介護老人保健施設入所者に係る診療料
第１部　併設保険医療機関の療養に関する事項
第２部　併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項
第４章　経過措置
第１章　基本診療料

第２章　特掲診療料

第１部　医学管理等

通則

１　医学管理等の費用は、第１節の各区分の所定点数により算定する。

２　医学管理等に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第３節の所定点数を合算した点数により算定する。

３　組織的な感染防止対策につき区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第１節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月１回に限り６点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第１節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合については、発熱患者等対応加算として、月１回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11、区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15、第２部の通則第５号又は区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料の注14にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ　小児科外来診療料

ロ　外来リハビリテーション診療料

ハ　外来放射線照射診療料

ニ　地域包括診療料

ホ　小児かかりつけ診療料

ヘ　外来腫瘍化学療法診療料

ト　救急救命管理料

チ　退院後訪問指導料

４　感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注12及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月１回に限り３点を更に所定点数に加算する。

５　感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注13及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第３号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月１回に限り１点を更に所定点数に加算する。

６　抗菌薬の使用状況につき区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注14及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第３号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月１回に限り５点を更に所定点数に加算する。

７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診療の際に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋（以下この部において「電子処方箋」という。）を発行した場合、遠隔電子処方箋活用加算として、月に１回に限り10点を所定点数に加算する。

８　区分番号Ａ２５４に掲げる医療提供機能連携確保加算の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第１節医学管理等に掲げる医学管理を、情報通信機器を用いて行った場合は、医療提供機能連携確保加算として、月１回に限り50点を所定点数に加算する。

第１節　医学管理料等

として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳房のＭＲＩ撮影を行った場合は、乳房ＭＲＩ撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

6　１のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。

7　ＭＲＩ撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、１回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。

8　１について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭部のＭＲＩ撮影を行った場合は、頭部ＭＲＩ撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

9　ＭＲＩ撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のＭＲＩ撮影を行った場合は、全身ＭＲＩ撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

10　ＭＲＩ撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600点を所定点数に加算する。

Ｅ２０３　コンピューター断層診断　450点

注　コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月１回に限り算定できるものとする。

第４節　薬剤料

Ｅ３００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第５節　特定保険医療材料料

Ｅ４００　フィルム　材料価格を10円で除して得た点数

注１　６歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に1.1を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。

２　使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

Ｅ４０１　特定保険医療材料（フィルムを除く。）　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第５部　投薬

通則

１　投薬の費用は、第１節から第３節までの各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、処方箋を交付した場合は、第５節の所定点数のみにより算定する。

２　投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前号により算定した点数及び第４節の所定点数により算定する。

３　薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）は、前２号により算定した点数及び第６節の所定点数を合算した点数により算定する。

４　入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には、区分番号Ｆ０００に掲げる調剤料、区分番号Ｆ１００に掲げる処方料、区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤、区分番号Ｆ４００に掲げる処方箋料及び区分番号Ｆ５００に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。

５　入院中の患者以外の患者に対して、１処方につき63枚を超えて貼付剤を投薬した場合は、区分番号Ｆ０００に掲げる調剤料、区分番号Ｆ１００に掲げる処方料、区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号Ｆ４００に掲げる処方箋料及び区分番

号Ｆ５００に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

６　入院中の患者以外の患者に対して、栄養保持を目的とした医薬品を投薬した場合は、区分番号Ｆ０００に掲げる調剤料、区分番号Ｆ１００に掲げる処方料、区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤、区分番号Ｆ４００に掲げる処方箋料及び区分番号Ｆ５００に掲げる調剤技術基本料は算定しない。ただし、当該患者が、手術後の患者である場合又は経管により栄養補給を行っている患者である場合はその旨を、必要な栄養を食事により摂取することが困難な患者である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した患者に投薬する場合はその理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第１節　調剤料

区分

Ｆ０００　調剤料

１　入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ　内服薬、浸煎薬及び屯服薬（１回の処方に係る調剤につき）　11点

ロ　外用薬（１回の処方に係る調剤につき）　８点

２　入院中の患者に対して投薬を行った場合（１日につき）　７点

注　麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、１に係る場合には１処方につき１点を、２に係る場合には１日につき１点を、それぞれ所定点数に加算する。

第２節　処方料

区分

Ｆ１００　処方料

１　３種類以上の抗不安薬、３種類以上の睡眠薬、３種類以上の抗うつ薬、３種類以上の抗精神病薬又は４種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び３種類の抗うつ薬又は３種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合　18点

２　１以外の場合であって、７種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が２週間以内のもの及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合　29点

３　１及び２以外の場合　42点

注１　入院中の患者以外の患者に対する１回の処方について算定する。

２　麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、１処方につき１点を所定点数に加算する。

３　入院中の患者に対する処方を行った場合は、当該処方の費用は、第１章第２部第１節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

４　３歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、乳幼児加算として、１処方につき３点を所定点数に加算する。

５　診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月１回に限り、１処方につき56点を所定点数に加算する。

６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤を処方した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月１回に

限り、１処方につき70点を所定点数に加算する。

７　区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２又は注３、区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注２又は注３を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、１処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

８　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算として、当該基準に係る区分に従い、１処方につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算１　８点

ロ　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算２　７点

ハ　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算３　５点

９　抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬（以下この区分番号及び区分番号Ｆ４００において「抗不安薬等」という。）が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師、看護師又は准看護師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月１回に限り、１処方につき12点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号Ａ２５０に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

第３節　薬剤料

区分

Ｆ２００　薬剤　薬剤料は、次の各区分ごとに所定単位につき、薬価が15円以下である場合は１点とし、15円を超える場合は10円又はその端数を増すごとに１点を所定点数に加算する。

使用薬剤	単位
内服薬及び浸煎薬	１剤１日分
屯服薬	１回分
外用薬	１調剤

注１　特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が１年を超えるものに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

２　１処方につき３種類以上の抗不安薬、３種類以上の睡眠薬、３種類以上の抗うつ薬、３種類以上の抗精神病薬又は４種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び３種類の抗うつ薬又は３種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合には、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

３　注２以外の場合であって、１処方につき７種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が２週間以内のもの及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号Ｂ００１－２－９に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。）を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

４　区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２又は注３、区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注２又は注３を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、１処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合には

、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

５　健康保険法第85条第１項及び高齢者医療確保法第74条第１項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の２第１項及び高齢者医療確保法第75条第１項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したときを除き、これを算定しない。

６　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４節　特定保険医療材料料

区分

Ｆ３００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　支給した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第５節　処方箋料

区分

Ｆ４００　処方箋料

１　３種類以上の抗不安薬、３種類以上の睡眠薬、３種類以上の抗うつ薬、３種類以上の抗精神病薬又は４種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び３種類の抗うつ薬又は３種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合　20点

２　１以外の場合であって、７種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が２週間以内のもの及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合　32点

３　１及び２以外の場合　60点

注１　保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した場合に、交付１回につき算定する。

２　区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２又は注３、区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注２又は注３を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、１処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第３号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第20条第４号ロに規定するリフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の１回の使用による投与期間が29日以内の投薬を行った場合を除く。）には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

３　３歳未満の乳幼児に対して処方箋を交付した場合は、乳幼児加算として、処方箋の交付１回につき３点を所定点数に加算する。

４　診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が28日以上の処方を含む。）を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月１回に限り、１処方につき56点を所定点数に加算する。

５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤に係る処方箋を交付した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算とし

て、月１回に限り、処方箋の交付１回につき70点を所定点数に加算する。

６　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付１回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ　一般名処方加算１　８点

ロ　一般名処方加算２　６点

７　抗不安薬等が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月１回に限り、１処方につき12点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号Ａ２５０に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号Ｂ００８－２に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

８　１、２及び３について、直近３月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、別表第三調剤報酬点数表区分番号００調剤基本料に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別な関係を有する場合は、１、２又は３の所定点数に代えて、それぞれ18点、29点又は42点を算定する。

第６節　調剤技術基本料

区分

Ｆ５００　調剤技術基本料

１　入院中の患者に投薬を行った場合　42点

２　その他の患者に投薬を行った場合　14点

注１　薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）に算定する。

２　同一の患者につき同一月内に調剤技術基本料を算定すべき投薬を２回以上行った場合においては、調剤技術基本料は月１回に限り算定する。

３　１において、調剤を院内製剤の上行った場合は、院内製剤加算として10点を所定点数に加算する。

４　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。

第６部　注射

通則

１　注射の費用は、第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第３節の所定点数を合算した点数により算定する。

３　生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、前２号により算定した点数に15点を加算する。

４　精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、前３号により算定した点数に１日につき80点を加算する。

５　注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、前各号により算定した点数に５点を加算する。

６　区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射、Ｇ００２に掲げる動脈注射、Ｇ００４に掲げる点滴注射、Ｇ００５に掲げる中心静脈注射又はＧ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ１日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号Ｃ１０１に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

別表第三

調剤報酬点数表

［目次］

第１節　調剤技術料
第２節　薬学管理料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　その他
第６節　経過措置

通則

１　投薬の費用は、第１節から第３節まで及び第５節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　第１節の各区分の所定単位を超えて調剤した場合の薬剤調製料は、特段の定めのある場合を除き、当該所定単位又はその端数を増すごとに同節の各区分の所定点数を加算する。

３　投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この表において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前２号により算定した所定点数及び第４節の所定点数を合算した点数により算定する。

第１節　調剤技術料

区分

００　調剤基本料（処方箋の受付１回につき）

１　調剤基本料１　47点

２　調剤基本料２　30点

３　調剤基本料３

イ　25点

ロ　20点

ハ　37点

４　特別調剤基本料Ａ　５点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付１回につき、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、本文の規定にかかわらず、調剤基本料１により算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、注１本文の規定にかかわらず、特別調剤基本料Ｂとして、処方箋の受付１回につき３点を算定する。

３　複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合にあっては、当該処方箋のうち一の処方箋について受付１回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付１回につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

４　別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数（特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において調剤した場合には、100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

イ　地域支援・医薬品供給対応体制加算１　27点

ロ　地域支援・医薬品供給対応体制加算２　59点

ハ　地域支援・医薬品供給対応体制加算３　67点

ニ　地域支援・医薬品供給対応体制加算４　37点

ホ　地域支援・医薬品供給対応体制加算５　59点

6　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、連携強化加算として、５点を所定点数に加算する。また、特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関が、組織的な感染防止対策につき医科点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11、Ａ００１に掲げる再診料の注15又は医科点数表の区分番号Ａ２３４－２若しくは歯科点数表の区分番号Ａ２２４－２に掲げる感染対策向上加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である場合は、算定できない。

7　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）第７条の２第２号に規定するバイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合には、バイオ後続品調剤体制加算として、50点（特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において調剤した場合には、100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

8　薬担規則第７条の２第１号に規定する後発医薬品（以下この表において「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、所定点数から５点を減算する。ただし、処方箋の受付回数が１月に600回以下の保険薬局を除く。

9　14日分を超える投薬に係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における２回目以降の調剤については、１分割調剤につき５点を算定する。なお、当該調剤においては、第２節薬学管理料（区分番号１０の２に掲げる調剤管理料及び区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料の２を除く。）は算定しない。

10　後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における２回目の調剤に限り、５点を算定する。なお、当該調剤においては、第２節薬学管理料（区分番号１０の２に掲げる調剤管理料、区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料及び区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料の２を除く。）は算定しない。

11　医師の分割指示に係る処方箋受付（注９及び注10に掲げるものを除く。）において、１回目の調剤については当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、２回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方箋を交付した保険医（以下この表において「処方医」という。）に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号００に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号０１に掲げる薬剤調製料及びその加算並びに第２節に掲げる薬学管理料（区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料を除く。）は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を１分割調剤につき算定する。

12　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合は、在宅薬学総合体制加算１として、30点（特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において調剤した場合には、所定点数の100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

13　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合は、在宅薬学総合体制加算２として、次に掲げる区分に従い当該区分に掲げる点数（特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

イ　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の注１に規定する単一建物診療患者が１人又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハに規定する単一建物居住者が１人の場合　100点

ロ　イ以外の場合　50点

14　医療ＤＸ推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、電子的調剤情報連携体制整備加算として、月１回に限り、８点を所定点数に加算する。

15　別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から15点を減算する。

16　注３又は注４と、注５から注８まで又は注12から注15までに規定する点数とを合算した点数が３点を下回る場合は、３点を算定する。

０１　薬剤調製料

１　内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（１剤につき））　24点

注　服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず、１剤として算定する。なお、４剤分以上の部分については算定しない。

２　屯服薬　21点

注　１回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

３　浸煎薬（１調剤につき）　190点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

４　湯薬（１調剤につき）

イ　７日分以下の場合　190点

ロ　８日分以上28日分以下の場合

⑴　７日目以下の部分　190点

⑵　８日目以上の部分（１日分につき）　10点

ハ　29日分以上の場合　400点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

５　注射薬　26点

注　１回の処方箋受付において、注射薬を調剤した場合は、調剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

６　外用薬（１調剤につき）　10点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

注１　１の内服薬について、内服用滴剤を調剤した場合は、１調剤につき10点を算定する。

２　５の注射薬について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、無菌製剤処理加算として、１日につきそれぞれ69点、79点又は69点（15歳未満の小児の場合にあっては、１日につきそれぞれ237点、147点又は137点）を所定点数に加算する。

３　麻薬を調剤した場合は各区分の所定点数に１調剤につき70点を加算し、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、１調剤につき８点を各区分の所定点数に加算する。

４　保険薬局が開局時間以外の時間（深夜（午後10時から午前６時までをいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜において調剤を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ所定点数の100分の100、100分の140又は100分の

200に相当する点数を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険薬局において別に厚生労働大臣が定める時間において調剤を行った場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を所定点数に加算する。

5　午後７時（土曜日にあっては午後１時）から午前８時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であって、当該保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合は、夜間・休日等加算として、処方箋受付１回につき40点を所定点数に加算する。ただし、注４のただし書に規定する場合にあっては、この限りでない。

6　次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、自家製剤加算として、１調剤につき（イの⑴に掲げる場合にあっては、投与日数が７又はその端数を増すごとに）、それぞれ次の点数（予製剤による場合又は錠剤を分割する場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

イ　内服薬及び屯服薬

⑴　錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬　20点

⑵　錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬　90点

⑶　液剤　45点

ロ　外用薬

⑴　錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤　90点

⑵　点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤　75点

⑶　液剤　45点

7　２種以上の薬剤（液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。）を計量し、かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合は、計量混合調剤加算として、１調剤につきそれぞれ次の点数（予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、注６に規定する加算のある場合又は当該薬剤が注６のただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤である場合は、この限りでない。

イ　液剤の場合　35点

ロ　散剤又は顆粒剤の場合　45点

ハ　軟・硬膏剤の場合　80点

第２節　薬学管理料

区分

１０　削除

１０の２　調剤管理料

1　内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く。）を調剤した場合（１剤につき）

イ　長期処方（28日分以上）の場合　60点

ロ　イ以外の場合　10点

2　１以外の場合　10点

注１　処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じ、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　１については、服用時点が同一である内服薬は、投与日数にかかわらず、１剤として算定する。なお、４剤分以上の部分については算定しない。

３　患者又はその家族等から収集した情報等に基づいて残薬が確認された患者において、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、残薬の調整のために７日分以上相当の調剤日数の変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、調剤時残薬調整加算として、次に

掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、保険薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、６日分以下相当の調剤日数の変更が行われた場合には、その理由を調剤報酬明細書に記載することで算定可能とする。

イ　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者その他厚生労働大臣が定める患者（以下この表において「在宅患者」という。）へ処方箋が交付される前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合　50点

ロ　在宅患者について調剤日数の変更が行われた場合（イの場合を除く。）　50点

ハ　区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料の注１に規定するかかりつけ薬剤師により調剤日数の変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。）　50点

ニ　イからハまで以外の場合　30点

４　薬剤服用歴、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋の仕組みを用いた重複投薬の確認等に基づき、処方医に対する照会（残薬調整に係るものを除く。）の結果、処方に変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、薬学的有害事象等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ　在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合　50点

ロ　在宅患者について処方に変更が行われた場合（イの場合を除く。）　50点

ハ　区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料の注１に規定するかかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。）　50点

ニ　イからハまで以外の場合　30点

１０の３　服薬管理指導料

１　原則３月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者に対して行った場合

イ　かかりつけ薬剤師が行った場合　45点

ロ　イ以外の場合　45点

２　１の患者以外の患者に対して行った場合

イ　かかりつけ薬剤師が行った場合　59点

ロ　イ以外の場合　59点

３　介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問して行った場合　45点

４　情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合

イ　原則３月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合　45点

ロ　在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合（ハの場合を除く。）　59点

ハ　ロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合　59点

ニ　イからハまで以外の場合　59点

注１　１のイ及び２のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、あらかじめ当該算定項目に係る服薬管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、患者又はその家族等が選択する、当該保険薬局の特定の保険薬剤師（別に厚生労働大臣が定める保険薬剤師に限る。以下この表において「かかりつけ薬剤師」という。）が当該患者（継続的及び一元的に服薬管理しているものに限る。）又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　１のロ及び２のロについては、かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が必要な指導等を行った場合に、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。なお、区分番

号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

3　１の患者であって手帳を提示しないものに対して、必要な指導等を行った場合は、２により算定する。

4　３については、保険薬剤師が別に厚生労働大臣が定める患者を訪問し、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当該施設職員と協力し、必要な指導等を行った場合に、月４回に限り、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

5　４のイ及びニについては、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。４のロについては、訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除き、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、患者１人につき、区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて、月４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ月８回）に限り、所定点数を算定する。４のハについては、患者１人につき、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と合わせて、月４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ月８回）に限り、所定点数を算定する。ただし、４のイの患者であって手帳を提示しないものに対して、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合は、４のニにより算定する。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

6　麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行ったときは、麻薬管理指導加算として、22点を所定点数に加算する。

7　特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生労働大臣が定めるものを調剤した場合であって、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行ったときには、特定薬剤管理指導加算１として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、４のロ又はハを算定する場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

イ　特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された患者に対して行った場合　10点

ロ　特に安全管理が必要な医薬品に係る用法又は用量の変更、患者の副作用の発現状況等に基づき保険薬剤師が必要と認めて行った場合　５点

8　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の副作用の発現状況、治療計画等を文書により確認し、必要な指導等を行った上で、当該患者又はその家族等の同意を得て、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の投薬又は注射に関し、電話等により、その服用状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、特定薬剤管理指導加算２として、月１回に限り100点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。また、４のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。

9　次のイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算３として、患者１人につき当該品目に関して最初に処方された１回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、４のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。

イ　特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いて必要な指導等を行った場合　５点

ロ　調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対して必要な指導等を行った場合　10点

10　６歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導等を行い、かつ、当該指導等の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。

11　児童福祉法第56条の６第２項に規定する障害児である患者に係る調剤に際して必要な情報等を直接当該患者又はその家族等に確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導等を行い、かつ、当該指導等の内容等を手帳に記載した場合には、小児特定加算として、350点を所定点数に加算する。この場合において、注10に規定する加算は算定できない。

12　吸入薬の投薬が行われている患者に対して、当該患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な指導等を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、吸入薬指導加算として、６月に１回に限り30点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。また、４のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。

13　１のイ又は２のイを算定している患者であって、区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料１、区分番号１４の３に掲げる服用薬剤調整支援料１若しくは２又は区分番号１０の２に掲げる調剤管理料の注３に規定する調剤時残薬調整加算若しくは注４に規定する薬学的有害事象等防止加算を算定したものに対し、患者又はその家族等の求めに応じて、前回の調剤後、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況、残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を個別に実施していた場合には、再度処方箋を受け付けたときに、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算として、３月に１回に限り50点を所定点数に加算する。ただし、区分番号１４の４に掲げる調剤後薬剤管理指導料、区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハを算定している患者については、当該加算は算定しない。

14　１のイ又は２のイを算定している患者に対し、患者又はその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が患家に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合には、かかりつけ薬剤師訪問加算として、６月に１回に限り230点を所定点数に加算する。ただし、区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料の１若しくは注４に規定する施設連携加算、区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハを算定している患者については、かかりつけ薬剤師訪問加算は算定しない。

15　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、情報通信機器を用いた場合及び当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除き、算定しない。

16　３及び注14に規定するかかりつけ薬剤師訪問加算に係る業務に要した交通費は、患家の負担とする。

17　別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、注１、注２、注４又は注５に規定する必要な指導等を行った場合には、注１、注２、注４又は注５の規定にかかわらず、服薬管理指導料の特例として、処方箋受付１回につき、13点を算定する。この場合において、注６から注14までに規定する加算は算定できない。

18　区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、区分番号００に掲げる調剤基本料の注６に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、注８、注12及び注14に規定する加算は、算定できない。

１１から１４まで　削除

１４の２　外来服薬支援料

１　外来服薬支援料１　185点

２　外来服薬支援料２

イ　42日分以下の場合　投与日数が７又はその端数を増すごとに34点を加算して得た点数

ロ　43日分以上の場合　240点

注１　１については、自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、患者の服薬管理を支援した場合に月１回に限り算定する。ただし、区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　１については、患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても、所定点数を算定できる。ただし、区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、調剤基本料の注６に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

３　２については、多種類の薬剤を投与されている患者又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者に対して、処方医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、２剤以上の内服薬又は１剤で３種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な指導等を行い、かつ、患者の服薬管理を支援した場合に、当該内服薬の投与日数に応じて算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

４　介護保険法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人福祉施設に入所中の患者を訪問し、注３に係る業務に加えて、当該施設職員と協働し当該患者が服薬中の薬剤を含めた服薬管理を支援した場合に、施設連携加算として月に１回に限り50点を所定点数に加算する。

１４の３　服用薬剤調整支援料

１　服用薬剤調整支援料１　125点

２　服用薬剤調整支援料２　1,000点

注１　１については、６種類以上の内服薬が処方されている患者について、処方医に対して、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が２種類以上減少した場合に、月１回に限り所定点数を算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　２については、複数の保険医療機関から６種類以上の内服薬が処方されている患者について、患者又はその家族等の求めに応じ、かかりつけ薬剤師（患者の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価を行うために必要な研修を受けたものに限る。）が、当該患者の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合には、同一の患者に対して６月に１回に限り、かかりつけ薬剤師１人につき月４回まで所定点数を算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働

大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

3　２については、区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

4　２については、令和９年６月以降において算定する。

１４の４　調剤後薬剤管理指導料

1　糖尿病患者に対して行った場合　60点

2　慢性心不全患者に対して行った場合　60点

注１　区分番号００に掲げる調剤基本料の注５に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、１については糖尿病患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、２については心疾患による入院の経験がある患者であって、作用機序が異なる循環器官用薬等の複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全のものに対して、患者又はその家族等の求めがあり、保険薬剤師が必要性を認め、処方医の了解を得た場合又は保険医療機関の求めがあった場合に当該患者又はその家族等の同意を得て、調剤後に次に掲げる業務等の全てを行った場合には、調剤後薬剤管理指導料として、月１回に限り算定できる。この場合において、区分番号１５の５に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

イ　調剤後に当該薬剤の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について当該患者又はその家族等へ電話等により確認すること（当該調剤と同日に行う場合を除く。）。

ロ　必要な指導等を継続して実施すること。

ハ　処方医へ必要な情報を文書により提供すること。

2　区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、区分番号００に掲げる調剤基本料の注６に規定する別に厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

3　区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

１５　在宅患者訪問薬剤管理指導料

1　単一建物診療患者が１人の場合　650点

2　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　320点

3　１及び２以外の場合　290点

注１　あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施しているものをいう。以下この表において同じ。）の人数に従い、患者１人につき区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料の４のロと合わせて月４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ月８回）に限り算定する。この場合において、１から３まで及び区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料の４のロを合わせて保険薬剤師１人につき週40回に限り算定できる。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2　麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族

等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、１回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注２に規定する加算は算定できない。

4　在宅で療養を行っている６歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

5　児童福祉法第56条の６第２項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、１回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注４に規定する加算は算定できない。

6　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者又はその家族等に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、１回につき150点を所定点数に加算する。

7　保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。

8　在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

１５の２　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

1　計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合　500点

2　１以外の場合　200点

注１　１及び２について、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、１及び２並びに区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料の４のハを合わせて月４回（末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者にあっては、原則として月８回）に限り算定する。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2　麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、１回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注２に規定する加算は算定できない。

4　在宅で療養を行っている６歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

5　児童福祉法第56条の６第２項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、１回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注４に規定する加算は算定できない。

6　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、１回につき150点を所定点数に加算する。

7　保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。

8　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

9　１について、末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、保険医の求めにより開局時間以外の夜間、休日又は深夜に、緊急に患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ　夜間訪問加算　400点

ロ　休日訪問加算　600点

ハ　深夜訪問加算　1,000点

10　注１の規定にかかわらず、感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症、同条第９項に規定する新感染症の患者であって、患家又は宿泊施設で療養するもの、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所するものに対して交付された処方箋を受け付けた場合において、処方医の指示により、当該保険薬局の保険薬剤師が患家又は当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な指導等を実施し、薬剤を交付した場合には、１を算定する。この場合において、注10については、区分番号１０の３に掲げる服薬管理指導料は、別に算定できない。

１５の３　在宅患者緊急時等共同指導料　700点

注１　訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導等を行った場合に、月２回に限り算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2　麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、１回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注２に規定する加算は算定できない。

4　在宅で療養を行っている６歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、１回につき100点を所定点数に加算する。

5　児童福祉法第56条の６第２項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、１回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注４に規定する加算は算定できない。

6　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、１回につき150点を所定点数に加算する。

７　保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。

８　区分番号１５の２に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、別に算定できない。

１５の４　退院時共同指導料　600点

注　保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する必要な指導等を、入院中の保険医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中１回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中２回に限り算定できる。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

１５の５　服薬情報等提供料

１　服薬情報等提供料１　30点

２　服薬情報等提供料２

イ　保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合　20点

ロ　リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合　20点

ハ　介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合　20点

３　服薬情報等提供料３　50点

注１　１については、保険医療機関の求めがあった場合において、患者又はその家族等の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も当該患者の服用薬の情報等について把握し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に月１回に限り算定する。

２　２については、保険薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者又はその家族等の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も当該患者の服用薬の情報等について把握し、保険医療機関又は介護支援専門員に必要な情報を文書により提供等した場合に月１回に限り算定する。

３　３については、入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合において、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該患者の服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に３月に１回に限り算定する。

４　区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、調剤基本料の注６に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

５　区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

６　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料又は区分番号１５の９に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料を算定している患者については、算定しない。

１５の６　削除

１５の７　経管投薬支援料　100点

注　胃瘻（ろう）若しくは腸瘻（ろう）による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に、初回に限り算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

１５の８　在宅移行初期管理料　230点

注１　在宅療養へ移行が予定されている患者であって通院が困難なもののうち、服薬管理に係る支援が必要なものに対して、当該患者の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等と連携して、在宅療養を開始するに当たり必要な指導等を行った場合に、当該患者において区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の１その他厚生労働大臣が定める費用を算定した初回算定日の属する月に１回に限り算定する。ただし、在宅移行初期管理料を算定した日には、区分番号１４の２に掲げる外来服薬支援料１は算定できない。なお、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　在宅移行初期管理に要した交通費は、患家の負担とする。

１５の９　訪問薬剤管理医師同時指導料　150点

注１　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の１を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対し、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に対して訪問薬剤管理指導を実施している保険薬剤師が、訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に訪問を行うとともに、必要な指導等を行った場合に、６月に１回に限り算定する。

２　区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料又は区分番号１５の８に掲げる在宅移行初期管理料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。

３　訪問薬剤管理医師同時指導に要した交通費は、患家の負担とする。

１５の１０　複数名薬剤管理指導訪問料　300点

注１　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の１を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対し、当該患者の訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員とともに複数名で訪問した上で、必要な指導等を行った場合に算定する。

２　区分番号１５の３に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料、区分番号１５の８に掲げる在宅移行初期管理料又は区分番号１５の９に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。

３　複数名薬剤管理指導訪問に要した交通費は、患家の負担とする。

第３節　薬剤料

区分

２０　使用薬剤料

１　使用薬剤の薬価が区分番号０１に掲げる薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合　１点

２　使用薬剤の薬価が区分番号０１に掲げる薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算　10円又はその端数を増すごとに１点

注１　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

２　区分番号００に掲げる特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局及び区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、１処方につき７種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）の調剤を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

第４節　特定保険医療材料料

区分

３０　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第５節　その他

区分

４０　調剤ベースアップ評価料　４点

注１　当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付１回につき、所定点数を算定する。

２　令和９年６月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。

４１　調剤物価対応料　１点

注　処方箋を受け付けた場合に、３月に１回に限り、所定点数を算定する。ただし、令和９年６月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。

第６節　経過措置

平成24年３月31日以前に区分番号１５の注１に規定する医師の指示があった患者については、区分番号１５の注７、区分番号１５の２の注７及び区分番号１５の３の注７の規定は適用しない。

②

保発 0305 第 17 号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局長
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長
（公　印　省　略）

令和８年度診療報酬改定について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第 69 号）等の関係告示等が別添のとおり公布（一部未定）され、本年６月１日（一部４月１日）から適用されることとなったため、貴管内の関係団体への周知徹底について格段の御配慮をお願いしたく通知する。

（別添）

令和８年度診療報酬改定　関係省令・告示一覧表

No.	省令又は告示の名称	公布又は告示（予定）日	法令番号
1	保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令	３月５日	厚生労働省令第 21 号
2	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 67 号
3	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	３月５日	厚生労働省告示第 68 号
4	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 69 号
5	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 70 号
6	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 71 号
7	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 72 号
8	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 73 号
9	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 74 号
10	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 75 号
11	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 76 号
12	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件	３月５日	厚生労働省告示第 77 号
13	複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件	３月 18 日	（未定）
14	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	３月 18 日	（未定）
15	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	３月 18 日	（未定）
16	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件	３月 18 日	（未定）
17	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件	３月 18 日	（未定）
18	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示	３月 27 日	（未定）
19	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件	３月 27 日	（未定）
20	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	３月 27 日	（未定）

21	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	3月27日	（未定）
22	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	3月27日	（未定）
23	要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件	3月27日	（未定）
24	厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件	3月27日	（未定）

③

＜抄＞

保発 0305 第 18 号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局長
都道府県知事
殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

標記については、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うこと（以下「レセプト電子請求」という。）が義務付けられた保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者において、義務付けられているところであるが、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第 69 号）により、別表第三の調剤報酬点数表に第５節が、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 74 号）により、別表に包括型訪問看護療養費、訪問看護遠隔診療補助料及び訪問看護物価対応料がそれぞれ設けられ、本年６月１日から施行することとされた。

これに併せ、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和６年３月５日保発 0305 第 11 号。以下「旧通知」という。）の一部を変更することとするので、御了知の上、管内保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。なお、旧通知については、令和８年５月 31 日限り廃止する。

記

１　保険医療機関及び保険薬局に交付が義務付けられる領収証は、医科診療報酬及び歯科診療報酬にあっては点数表の各部単位で、調剤報酬にあっては点数表の各節単位で金額の内訳の分かるものとし、医科診療報酬については別紙様式１を、歯科診療報酬については別紙様式２を、調剤報酬については別紙様式３を標準とすること。

２　指定訪問看護事業者については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第９項及び健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 72 条の規定により、患者から指定訪問看護に要した費用の支払を受ける際、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならないこととされているが、指定訪問看護事業者にあっても、保険医療機関及び保険薬局と同様に、正当な理由がない限り無償で交付しなければならないものであるとともに、交付が義務付けられている領収証は、指定訪問看護の費用額算定表における訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、包括型訪問看護療養費、訪問看護ターミナルケア療養費、訪問看護遠隔診療補助料、訪問看護ベースアップ評価料及び訪問看護物価対応料の別に

金額の内訳の分かるものとし、別紙様式４を標準とするものであること。

３　レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関（正当な理由を有する診療所を除く。）及び保険薬局については、領収証を交付するに当たっては、明細書を無償で交付しなければならないこと。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口に「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。院内掲示は別紙様式７を参考とすること。

４　３の「正当な理由」に該当する診療所については、患者から明細書の発行を求められた場合には明細書を交付しなければならないものであり、「正当な理由」に該当する旨及び希望する患者には明細書を発行する旨（明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が 1,000 円を超える場合には料金設定の根拠及びレセプトコンピュータ若しくは自動入金機の改修時期を含む。）を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生（支）局長に届出を行うこと。院内掲示等の例は別紙様式８を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する診療所とは、以下に該当する場合であること。

（１）明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合

（２）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合

５　レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者は、公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者（当該患者の療養に要する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）についても、明細書を無償で発行しなければならないこと。ただし、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある診療所については患者から求められたときに交付することで足りるものとする。なお、院内掲示等については、３と同様に取り扱うこと。

６　５の「正当な理由」に該当する診療所については、「正当な理由」に該当する旨並びに明細書を発行する場合には費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が 1,000 円を超える場合には料金設定の根拠及びレセプトコンピュータ又は自動入金機の改修時期を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生（支）局長に届出を行うこと。ただし、４により届出を行っている診療所については、別途届出を行うことは要しないこと。院内掲示等の例は別紙様式８を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する診療所とは、以下に該当する場合であること。

（１）　一部負担金等の支払いがない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合

（２）　自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合

７　明細書については、療養の給付に係る一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目（５の場合にあっては、療養に要する費用の請求に係る計算の基礎となった項目）ごとに明細が記載

されているものとし、具体的には、個別の診療報酬点数又は調剤報酬点数の算定項目（投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称を含む。以下同じ。）が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式５を標準とするものであるが、このほか、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとすること。

さらに、明細書の発行が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局において、無償で発行する領収証に個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細が記載されている場合には、明細書が発行されたものとして取り扱うこととし、当該保険医療機関及び保険薬局において患者から明細書発行の求めがあった場合にも、別に明細書を発行する必要はないこと。

８　レセプト電子請求が義務付けられていない保険医療機関及び保険薬局については、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく必要がある一方で、明細書を即時に発行する基盤が整っていないと考えられることから、当該保険医療機関及び保険薬局の明細書発行に関する状況（明細書発行の有無、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。）を院内又は薬局内に掲示すること。院内掲示等の例は別紙様式９を参考とすること。

９　患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求められた場合は、入院中に使用された医薬品、行われた検査について、その名称を付記することを原則とし、その明細書の様式は別紙様式６を参考とするものであること。

10　指定訪問看護事業者においては、領収証兼明細書を無償で交付すること。領収証兼明細書の様式は別紙様式４を参考とするものであること。

11　明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額の料金を設定してはならないものであること。特に、現在の状況等を踏まえれば、例えば、1,000 円を超えるような額は、実費相当としてふさわしくないものであること。

12　明細書の記載内容が毎回同一であるとの理由により、明細書の発行を希望しない患者に対しても、診療内容が変更された場合等、明細書の記載内容が変更される場合には、その旨を患者に情報提供するよう努めること。

13　「正当な理由」に該当する診療所において着実に明細書の無償発行体制を整備するため、当該診療所は、４及び６の届出の記載事項について、毎年８月１日現在の状況の報告を行うこと。

14　「正当な理由」については、令和 10 年以降の標準型レセプトコンピュータ提供が実施される時期を目途に廃止する予定であることに留意すること。

15　明細書の発行状況に関し、院内掲示することとされている事項については、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこと。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

（別紙様式３）　　（調剤報酬の例）

領　　収　　証

患者番号	氏　　名
	様

領収証Ｎｏ.	発　行　日	費　用　区　分	負担割合	本・家
	年　月　日			

保　険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料	その他
	点	点	点	点	点

保険外負　担	評価療養・選定療養	その他
	（内訳）	（内訳）

	保　険	保険外負担
合　計	円	円
負担額	円	円
領収額 合　計	円	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都○○区○○　○－○－○
○○○薬局　　○　○　　○　○

領収印

調剤明細書（記載例）

調剤　　保険

患者番号		氏名	○○　○○　　様	調剤日	YYYY/MM/DD

区分	項　目　名	点　数	備考
調剤技術料	調剤基本料	○○	
	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	○○	
	調剤料		
	内服薬（28日分）	○○	
	内服薬（14日分）	○○	
	屯服薬	○○	
薬学管理料	服薬管理指導料	○○	
	特定薬剤管理指導加算1	○○	
薬剤料	A錠　1日2錠×28日分	○○	後発医薬品
	B錠　1日1錠×14日分	○○	
	C錠　1回1錠×5回分	○○	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都○○区○○　○－○－○
○○○薬局　　○○　○○

④

＜抄＞

保医発 0305 第６号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第６９号）等が公布され、令和８年６月１日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添１、歯科診療報酬点数表については別添２及び調剤報酬点数表については別添３のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）は、令和８年５月 31 日限り廃止する。

別添１

医科診療報酬点数表に関する事項

＜通則＞

１　１人の患者について療養の給付に要する費用は、第１章基本診療料及び第２章特掲診療料又は第３章介護老人保健施設入所者に係る診療料の規定に基づき算定された点数の総計に 10 円を乗じて得た額とする。

２　基本診療料は、簡単な検査（例えば、血圧測定検査等）の費用、簡単な処置の費用等（入院の場合には皮内、皮下及び筋肉内注射並びに静脈内注射の注射手技料等）を含んでいる。

３　特掲診療料は、特に規定する場合を除き、当該医療技術に伴い必要不可欠な衛生材料等の費用を含んでいる。

４　基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和８年厚生労働省告示第 70 号）による改正後の「基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

５　特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第 71 号）による改正後の「特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。

６　「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第 69 号）による改正後の診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。

７　特掲診療料に掲げられている診療行為を行うに当たっては、医療安全の向上に資するため、当該診療行為を行う医師等の処遇を改善し負担を軽減する体制の確保に努めること。

８　署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。

９　文書による提供等をすることとされている個々の患者の診療に関する情報等を、電磁的方法によって、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第３項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第２項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年１月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。

５　「通則５」のサーベイランス強化加算は、２の外来感染対策向上加算を算定する場合であって、外来感染対策向上加算を算定する保険医療機関が、院内感染対策サーベイランス（ＪＡＮＩＳ）、感染対策連携共通プラットフォーム（Ｊ－ＳＩＰＨＥ）等、地域や全国のサーベイランスに参加している場合に算定する。

６　「通則６」の抗菌薬適正使用体制加算は、２の外来感染対策向上加算を算定する場合であって、外来感染対策向上加算を算定する保険医療機関が抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加し、使用する抗菌薬のうち Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が 60%以上又は当該サーベイランスに参加する診療所全体の上位 30%以内である場合に算定する。

７　「通則７」の遠隔電子処方箋活用加算は、第１節医学管理料等に掲げる医学管理等のうち、情報通信機器を用いた場合であって、以下の（１）から（３）までの全てを満たした場合に、月に１回に限り所定点数に加算する。なお、情報通信機器を用いた場合の規定がない医学管理料等では算定できない。

（１）　「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和４年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第１号医政発 1028 第１号保発 1028 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知）に基づく電子処方箋管理サービスを用いて最新の処方情報及び調剤情報を確認し、処方情報の登録時に重複投薬等チェック機能を活用すること。

（２）　患者に対し、調剤を行う保険薬局を事前に確認し、当該保険薬局が電子処方箋により調剤する体制を有していることを確認すること。

（３）　電子処方箋（引換番号が印字された紙の処方箋を除く。）を発行すること。

８　「通則８」の医療提供機能連携確保加算は、第１節医学管理料等に掲げる医学管理料等のうち、情報通信機器を用いた場合に、月１回に限り所定点数に加算する。なお、情報通信機器を用いた場合の規定がない医学管理料等では算定できない。

第１節　医学管理料等

Ｂ０００　特定疾患療養管理料

（１）　特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患（以下、この項において「特定疾患」という。）を主病とする患者について、プライマリケア機能を担う地域のかかりつけ医師が計画的に療養上の管理を行うことを評価したものであり、許可病床数が 200 床以上の病院においては算定できない。

（２）　特定疾患療養管理料は、特定疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に、月２回に限り算定する。

（３）　第１回目の特定疾患療養管理料は、「Ａ０００」初診料（「注５」のただし書に規定する所定点数を算定する場合を含む。特に規定する場合を除き、以下この部において同じ。）を算定した初診の日又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して１か月を経過した日以降に算定する。ただし、本管理料の性格に鑑み、１か月を経過した日が休日の場合であって、その休日の直前の休日でない日に特定疾患療養管理料の「注１」に掲げる要件を満たす場合には、その日に特定疾患療養管理料を算定できる。

（４）　「Ａ０００」初診料を算定した初診の日又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して１か月を経過した日が翌々月の１日となる場合であって、初診料を算定した

しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、３テスラ以上のＭＲＩ装置を使用して頭部の画像を撮影した場合に限り算定する。

(15)　「注９」に規定する全身ＭＲＩ撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、関連学会の定める指針に従って、前立腺癌の骨転移の診断を目的とし、1.5 テスラ以上のＭＲＩ装置を使用して複数の躯幹部用コイルと脊椎用コイルを組み合わせ、頭部から骨盤部を少なくとも３部位に分けて撮像した場合に限り算定する。なお、当該画像診断を実施した同一月内に骨転移の診断の目的で「Ｅ１００」シンチグラム（画像を伴うもの）又は「Ｅ１０１」シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき）を実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(16)　「注 10」に規定する肝エラストグラフィ加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、関連学会の定める指針に従って、慢性肝疾患又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化の診断を目的とし、1.5 テスラ以上のＭＲＩ装置及び薬事承認を得た専用装置を使用して肝臓を描出した場合に年１回に限り算定する。

(17)　「注 10」に規定する肝エラストグラフィ加算と肝臓の線維化の診断を目的として「Ｄ４１２」経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。また、当該画像診断を実施した同一月内に肝臓の線維化の診断を目的として「Ｄ２１５－２」肝硬度測定、「Ｄ２１５－３」超音波エラストグラフィ又は「Ｄ２１５－４」超音波減衰法検査を実施した場合には、主たるもののみを算定する。

Ｅ２０３　コンピューター断層診断

（１）　コンピューター断層診断は、実施したコンピューター断層撮影（磁気共鳴コンピューター断層撮影及び非放射性キセノン脳血流動態検査を含み、「Ｅ１０１－３」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影及び「Ｅ１０１－４」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影は含まない。以下同じ。）の種類又は回数にかかわらず、月１回の算定とし、初回のコンピューター断層撮影を実施する日に算定する。

（２）　同一月内において、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において、コンピューター断層撮影を実施した場合においては、入院若しくは外来又は診療科の別にかかわらず、月１回に限り算定する。

（３）　当該保険医療機関以外の医療機関で撮影したフィルムについて診断を行った場合には、「Ａ０００」に掲げる初診料（注５のただし書に規定する２つ目の診療科に係る初診料を含む。）を算定した日に限り、コンピューター断層診断料を算定できる。

第５部　投薬

＜通則＞

１　投薬の費用は、第１節調剤料、第２節処方料、第３節薬剤料、第４節特定保険医療材料料及び第６節調剤技術基本料に掲げる所定点数を合算した点数で算定する。ただし、処方箋を交付した場合は第５節処方箋料に掲げる所定点数のみを算定する。

なお、使用薬剤の薬価（薬価基準）に収載されている臨床試用医薬品を使用した場合は、薬剤料は算定せず、調剤料、処方料、特定保険医療材料料、調剤技術基本料のみを算定する。

2　別に規定する場合を除き、入院実日数を超えて投薬を算定することができる。退院時の投薬については、服用の日の如何にかかわらず入院患者に対する投薬として扱う。

3　投薬時において薬剤の容器を交付する場合は、その実費を徴収できる。

4　患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることは認められない。

5　保険医療機関が患者に喘息治療剤の施用のため小型吸入器及び鼻腔・口腔内治療剤の施用のため噴霧・吸入用器具（散粉器）を交付した場合は、患者にその実費負担を求めることができるが、患者が当該吸入器を返還した場合には当該実費を返還しなければならない。

6　入院中の患者に月をまたがって投与した薬剤は、投薬の日の属する月により区分する。

7　外来において数日分投与しその薬剤を入院後も服用する場合、この入院後服用の分の請求区分は服用の日の如何にかかわらず、外来投与として扱う。

8　被保険者が保険医より薬品の授与を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したために（天災地変の他やむを得ない場合を除く。）保険医が再交付した場合は、その薬剤の費用は、被保険者の負担とする。

9　「通則４」については、うがい薬のみの投薬が治療を目的としないものである場合には算定しないことを明らかにしたものであり、治療を目的とする場合にあっては、この限りでない。なお、うがい薬とは、薬効分類上の含嗽剤をいう。

10　「通則５」の貼付剤とは、鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤（麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）をいう。ただし、各種がんにおける鎮痛の目的で用いる場合はこの限りでない。

11　入院中の患者以外の患者に対して、血行促進・皮膚保湿剤（ヘパリンナトリウム又はヘパリン類似物質に限る。）を処方された場合で、疾病の治療を目的としたものであり、かつ、医師が当該保湿剤の使用が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

12　「通則６」の栄養保持を目的とした医薬品とは、薬効分類がたん白アミノ酸製剤に分類される医薬品のうち、効能又は効果が「一般に、手術後患者の栄養保持」であるものであって、用法及び用量に経口投与が含まれるものをいう。

第１節　調剤料

Ｆ０００　調剤料

（１）　入院中の患者以外の患者に係る調剤料の所定単位については、１回の処方に係る調剤料として、その剤数・日数又は調剤した量にかかわらず「１」の所定点数を処方料算定時にまとめて算定する。ただし、２以上の診療科で異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき、調剤料を算定できる。

（２）　トローチ剤又は亜硝酸アミル等の嗅薬、噴霧吸入剤については外用薬として、投薬に係る費用を算定する。例えば、トローチ剤の１日量６錠３日分は、18 錠分を１調剤の薬剤料として算定する。

（３）　外泊期間中及び入院実日数を超えた部分について、調剤料は算定できない。

（４） 「注」の加算については、内服薬、浸煎薬及び屯服薬、外用薬等の区分、剤数、用法用量等の如何にかかわらず、入院中の患者以外の患者に対して投薬を行う場合は１処方につき１点を、また、入院中の患者に対して投薬を行う場合は１日につき１点を所定点数に加算する。なお、コデインリン酸塩散１％のように、当該薬剤の基剤が麻薬等に属していても、稀釈度により麻薬等の取扱いを受けていないものを調剤又は処方した場合には対象とならない。

（５） 「注」にいう麻薬、向精神薬、覚醒剤原料及び毒薬は次のとおりである。

ア 毒薬とは医薬品医療機器等法第 44 条第１項の規定（同施行規則第 204 条、別表第３）による毒薬をいう。

イ 向精神薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第２条第６号の規定（同法別表第３）による向精神薬をいう。

第２節 処方料

Ｆ１００ 処方料

（１） 医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、30 日を超える長期の投薬を行うに当たっては、長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認するとともに、病状が変化した際の対応方法及び当該保険医療機関の連絡先を患者に周知する。

なお、上記の要件を満たさない場合は、原則として次に掲げるいずれかの対応を行うこと。

ア 30 日以内に再診を行う。

イ 許可病床数が 200 床以上の保険医療機関にあっては、患者に対して他の保険医療機関（許可病床数が 200 床未満の病院又は診療所に限る。）に文書による紹介を行う旨の申出を行う。

ウ 患者の病状は安定しているものの服薬管理が難しい場合には、分割指示に係る処方箋を交付する。

（２） 複数の診療科を標榜する保険医療機関において、２以上の診療科で異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき処方料を算定する。

（３） 「１」について

ア 当該保険医療機関が、１回の処方において、抗不安薬を３種類以上、睡眠薬を３種類以上、抗うつ薬を３種類以上、抗精神病薬を３種類以上又は抗不安薬と睡眠薬を合わせて４種類以上投与（以下この部において「向精神薬多剤投与」という。）した場合に算定する。ただし、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合、又は抗うつ薬を３種類若しくは抗精神病薬を３種類投与する場合であって(ニ)に該当する場合には、「１」の所定点数は算定せず、「２」又は「３」により算定する。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に向精神薬多剤投与に該当するが「１」の所定点数を算定しない理由を記載すること。

なお、「臨時の投薬等のもの」とは(イ)から(ハ)までのいずれかを満たすことをいい、「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」とは、(ニ)を満たすことをいう。

(イ) 精神疾患を有する患者が、当該疾患の治療のため、当該保険医療機関を初めて受

診した日において、他の保険医療機関で既に向精神薬多剤投与されている場合の連続した６か月間。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、当該保険医療機関の初診日を記載すること。

（ロ） 向精神薬多剤投与に該当しない期間が１か月以上継続しており、向精神薬が投与されている患者について、当該患者の症状の改善が不十分又はみられず、薬剤の切り替えが必要であり、既に投与されている薬剤と新しく導入する薬剤を一時的に併用する場合の連続した３か月間。（年２回までとする。）この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、薬剤の切り替えの開始日、切り替え対象となる薬剤名及び新しく導入する薬剤名を記載すること。

（ハ） 臨時に投与した場合（臨時に投与した場合とは、連続する投与期間が２週間以内又は 14 回以内のものをいう。１回投与量については、１日量の上限を超えないよう留意すること。なお、投与中止期間が１週間以内の場合は、連続する投与とみなして投与期間を計算する。）。なお、抗不安薬及び睡眠薬については、臨時に投与する場合についても種類数に含める。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、臨時の投与の開始日を記載すること。

（ニ） 抗うつ薬又は抗精神病薬に限り、精神科の診療に係る経験を十分に有する医師として別紙様式 39 を用いて地方厚生(支)局長に届け出たものが、患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合。なお、ここでいう精神科の診療に係る経験を十分に有する医師とは以下のいずれにも該当するものであること。

① 臨床経験を５年以上有する医師であること。

② 適切な保険医療機関において３年以上の精神科の診療経験を有する医師であること。なお、ここでいう適切な保険医療機関とは、医師に対する適切な研修を実施するため、常勤の指導責任者を配置した上で、研修プログラムの策定、医師に対する精神科医療に係る講義の提供、症例検討会の実施等を満たす保険医療機関を指す。

③ 精神疾患に関する専門的な知識と、ＩＣＤ-10（平成 21 年総務省告示第 176 号（統計法第 28 条及び附則第３条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「３」の「（１） 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう）においてF0からF9までの全てについて主治医として治療した経験を有すること。

④ 精神科薬物療法に関する適切な研修を修了していること。

イ 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬の種類数は一般名で計算する。また、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬の種類については、別紙様式 36 を参考にすること。

ウ 向精神薬多剤投与を行った保険医療機関は、毎年度４月、７月、10 月、１月に、前月までの３か月間の向精神薬多剤投与の状況を別紙様式 40 を用いて地方厚生(支)局長に報告すること。

（４） 「２」において、処方料における内服薬の種類については、「Ｆ２００」薬剤の「注３」における内服薬の種類と同様の取扱いとする。なお、当該処方に係る内服薬の投薬が６種類以下の場合又は外用薬、屯服薬のみの投薬の場合は「３」で算定する。

（５） 「２」において、臨時的に内服薬の追加投与等を行った場合の取扱いについては、「Ｆ２００」薬剤の(６)に準じるものとする。

（６） 「２」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合（以下「向精神薬長期処方」という。）」とは、薬効分類上の抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を１年以上にわたって、同一の成分を同一の１日当たり用量で連続して処方している場合をいう。なお、定期処方と屯服間の変更については、同一の１日当たり用量には該当しない。また、以下のいずれかに該当する医師が行った処方又は当該処方の直近１年以内に精神科の医師からの助言を得て行っている処方については、向精神薬長期処方に該当せず、「３」を算定すること。

ア　不安又は不眠に係る適切な研修を修了した医師であること。

イ　精神科薬物療法に係る適切な研修を修了した医師であること。

（７） 「注２」の加算は、内服薬、浸煎薬及び屯服薬、外用薬等の区分、剤数、用法用量等の如何にかかわらず、１処方につき１点を所定点数に加算する。

（８） 複数の診療科を標榜する保険医療機関において、２以上の診療科で、異なる医師が３歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、それぞれの処方について「注４」による乳幼児加算を算定することができる。

（９） 特定疾患処方管理加算

ア　特定疾患処方管理加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患（以下、この項において「特定疾患」という。）を主病とする患者について、プライマリ機能を担う地域のかかりつけ医師が総合的に病態分析を行い、それに基づく処方管理を行うことを評価したものであり、診療所又は許可病床数が 200 床未満の病院においてのみ算定する。

イ　同一暦月に「Ｆ１００」処方料と「Ｆ４００」処方箋料を算定する場合にあっては、「Ｆ１００」処方料又は「Ｆ４００」処方箋料のいずれか一方の加算として月１回に限り算定する。

ウ　当該加算は、長期投薬の際の病態分析及び処方管理の評価の充実を図るものであり、特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日以上の場合に算定する。ただし、当該患者に処方された薬剤の処方期間が全て 28 日以上である必要はない。

エ　主病とは、当該患者の全身的な医学管理の中心となっている特定疾患をいうものであり、２以上の診療科にわたり受診している場合においては、主病と認められる特定疾患の治療に当たっている診療科においてのみ算定する。

オ　特定疾患処方管理加算は初診料を算定した初診の日においても算定できる。

カ　投薬は本来直接本人を診察した上で適切な薬剤を投与すべきであるが、やむを得ない事情で看護等に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与した場合においても算定できる。

(10) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

ア　「注６」に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算については、入院中の患者以外の悪性腫瘍の患者に対して、抗悪性腫瘍剤による投薬の必要性、副作用、用法・用量、その他の留意点等について文書で説明し同意を得た上で、抗悪性腫瘍剤の適正使用及び副作用管理に基づく処方管理のもとに悪性腫瘍の治療を目的として抗悪性腫瘍剤が処方された

場合に算定する。

イ　同一暦月に「Ｆ１００」処方料と「Ｆ４００」処方箋料を算定する場合にあっては、「Ｆ１００」処方料又は「Ｆ４００」処方箋料のいずれか一方の加算として月１回に限り算定する。

ウ　加算対象となる抗悪性腫瘍剤は、薬効分類上の腫瘍用薬とする。

(11)　「注７」については、「Ａ０００」初診料の「注２」又は「注３」、「Ａ００２」外来診療料の「注２」又は「注３」を算定する保険医療機関において、以下のアからコまでに定める薬剤を除き、１処方につき投与期間が 30 日以上の投薬を行った場合には、所定点数の 100 分の 40 に相当する点数により算定する。

ア　薬効分類が抗てんかん剤のもので、てんかんに対して用いた場合

イ　薬効分類の小分類が甲状腺ホルモン製剤のもので、甲状腺の障害に対して用いた場合

ウ　薬効分類が副腎ホルモン剤のもので、副腎性器障害又は副腎皮質機能不全に対して用いた場合

エ　薬効分類が卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤のもので、卵巣除去後機能不全その他の卵巣機能不全に対して用いた場合

オ　薬効分類の小分類が合成ビタミンＤ製剤のもので、副甲状腺機能低下症又は偽性副甲状腺機能低下症に対して用いた場合

カ　薬効分類が乳幼児用剤のもので、フェニルケトン尿症、楓糖尿症、ホモシスチン尿症又はガラクトース血症に対して用いた場合

キ　薬効分類が抗ウイルス剤のもので、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者に対して用いた場合

ク　薬効分類が血液製剤類のもので、血友病の者に対して用いた場合

ケ　薬効分類がその他の腫瘍用薬のもので、慢性骨髄性白血病に対して用いた場合

コ　アからケまでの内服薬と併用する薬効分類が健胃消化剤のもので、アからケまでに該当する疾患に対して用いた場合

(12)　「注８」に規定する地域支援・外来医薬品供給対応体制加算は、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定し、実際に後発医薬品を一定割合以上調剤する体制及び医薬品の流通改善に向けて医薬品の安定供給に資する取組を実施する体制が整備されている保険医療機関を評価したものであり、診療所においてのみ算定する。

(13)　「注９」に規定する向精神薬調整連携加算については、直近の処方が向精神薬多剤投与又は向精神薬長期処方に該当する患者であって、当該処方において直近の処方から抗不安薬等の種類数又は１日当たり用量が減少したものについて、薬剤師又は看護職員に処方内容の変更に伴う心身の状態の変化について確認を指示した場合に算定する。指示に当たっては、処方の変更点を説明するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）による「ＰＭＤＡからの医薬品適正使用のお願い（No.11　2017 年３月）」又は睡眠薬の適正使用及び減量・中止のための診療ガイドラインに関する研究班（平成 24 年度厚生労働科学研究・障害者対策総合研究事業）が作成した「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」等を参考に特に留意すべき症状等について具体的に指示をすること。

(14)　(13)における「抗不安薬等の種類数の減少」については、一般名で種類数を計算した場

合に抗不安薬等の種類数が減少している場合をいう。また、「抗不安薬等の１日当たり用量の減少」には、一般名で用量を計算した場合に抗不安薬等の用量が減少している場合をいい、定期処方を屯服に変更した場合が含まれること。

第３節　薬剤料

Ｆ２００　薬剤

（１）「注２」については、「Ｆ１００」処方料の(３)に準じるものとする。

（２）「注２」の算定は、外来の場合に限る。なお、１処方とは処方料の算定単位となる処方をいう。

（３）１回の処方において、２種類以上の内服薬を調剤する場合には、それぞれの薬剤を個別の薬包等に調剤しても、服用時点及び服用回数が同じであるものについては、次の場合を除き１剤として算定する。

ア　配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合

イ　固形剤と内用液剤の場合

ウ　内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合

（４）「注１」における「その他の特定の疾患」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第５条第１項に規定する指定難病（同法第７条第４項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第１項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）又は「特定疾患治療研究事業について」に掲げる疾患（当該疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。ただし、スモンについては過去に公的な認定を受けたことが確認できる場合等を含む。）をいう。

（５）特別入院基本料等を算定する病棟を有する病院の長期入院患者に係る入院期間の算定は、当該特別入院基本料等を算定する病棟を有する病院となる以前からの入院期間を通算する。

また、入院期間の算定は第１章第２部入院料等の通則の例に準じる。

（６）「注３」の多剤投与の場合の算定

ア　「注３」の算定は、外来の場合に限り、１処方のうち、内服薬についてのみ対象とする。この場合の「種類」については、次のように計算する。なお、１処方とは処方料の算定単位となる処方をいう。

(イ)　錠剤、カプセル剤については、１銘柄ごとに１種類と計算する。

(ロ)　散剤、顆粒剤及び液剤については、１銘柄ごとに１種類と計算する。

(ハ)　(ロ)の薬剤を混合して服薬できるよう調剤を行ったものについては、１種類とする。

(ニ)　薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が 205 円以下の場合には、１種類とする。

イ　「注３」の「所定点数」とは、１処方のうちの全ての内服薬の薬剤料をいう。

ウ　「注３」の算定は、常態として投与する内服薬が７種類以上の場合に行い、臨時に投与する薬剤については対象としない。

エ　ウの臨時に投与する薬剤とは連続する投与期間が２週間以内のものをいい、２週間を超える投与期間の薬剤にあっては常態として投与する薬剤として扱う。なお、投与中止期間が１週間以内の場合は、連続する投与とみなして投与期間を計算する。

オ　臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、１処方につき内服薬が７種類以上となる場合において、傷病名欄からその必要性が明らかでない場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載する。

（７）「注４」については、「Ｆ１００」処方料の(11)に準じるものとする。

（８）ビタミン剤

ア　「注５」に規定するビタミン剤とは、内服薬及び注射薬をいうものであり、また、ビタミンを含有する配合剤を含むものである。

イ　ビタミン剤に係る薬剤料が算定できるのは、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断し、適正に投与された場合に限られるものであり、医師が疾患の特性により投与の必要性を認める場合のほか、具体的には、次のような場合をいう。ただし、薬事承認の内容に従って投与された場合に限る。

（イ）患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合（例えば、悪性貧血のビタミンＢ12 の欠乏等、診察及び検査の結果から当該疾患又は症状が明らかな場合）

（ロ）患者が妊産婦、乳幼児等（手術後の患者及び高カロリー輸液療法実施中の患者を含む。）であり、診察及び検査の結果から食事からのビタミンの摂取が不十分であると診断された場合

（ハ）患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であると推定され、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合

（ニ）重湯等の流動食及び軟食のうち、一分がゆ、三分がゆ又は五分がゆを食している場合

（ホ）無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合

ウ　ビタミン剤に係る薬剤料を算定する場合には、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に診療録及び診療報酬明細書に記載しなければならない。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要、かつ、有効と判断できる場合は趣旨を診療報酬明細書に記載することは要しない。

第５節　処方箋料

Ｆ４００　処方箋料

（１）医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、30 日を超える長期の投薬を行うに当たっては、長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認するとともに、病状が変化した際の対応方法及び当該保険医療機関の連絡先を患者に周知する。

なお、上記の要件を満たさない場合は、原則として次に掲げるいずれかの対応を行うこと。

ア　30 日以内に再診を行う。

イ　許可病床数が 200 床以上の保険医療機関にあっては、患者に対して他の保険医療機関（許可病床数が 200 床未満の病院又は診療所に限る。）に文書による紹介を行う旨の申出

を行う。

ウ　患者の病状は安定しているものの服薬管理が難しい場合には、分割指示に係る処方箋を交付する。

（２）　保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）に定められている様式の完備した処方箋（院外処方箋）を交付した場合に限り算定し、その処方箋に処方した剤数、投与量（日分数）等の如何にかかわらず、１回として算定する。なお、分割指示に係る処方箋を発行する場合は、保険医療機関及び保険医療養担当規則に定められている様式第二号の二を用いることとし、分割の回数は３回までとする。また、患者に対し、調剤を受ける度に別紙を含む分割指示に係る処方箋の全てを保険薬局に提出するよう指導する。

（３）　同一の保険医療機関が一連の診療に基づいて、同時に、同一の患者に２枚以上の処方箋を交付した場合は、１回として算定する。

（４）　複数の診療科を標榜する保険医療機関において、２以上の診療科で、異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき処方箋料を算定することができる。

（５）　「１」については、「Ｆ１００」処方料の(３)に準じるものとする。

（６）　「２」において、処方箋料における内服薬の種類については、「Ｆ２００」薬剤の「注３」における内服薬の種類と同様の取扱いとする。なお、当該処方に係る内服薬の投薬が６種類以下の場合又は外用薬、屯服薬のみの投薬の場合は「３」で算定する。

（７）　「２」において、臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、１処方につき内服薬が７種類以上となる場合には、処方箋の備考欄にその必要性を記載する。

その他、臨時的に内服薬の追加投与を行った場合の取扱いについては「Ｆ２００」薬剤の(６)に準じるものとする。

（８）　「２」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」については、「Ｆ１００」処方料の(６)に準じるものとする。

（９）　同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方箋により投薬することは、原則として認められない。ただし、緊急やむを得ない事態が生じ、このような方法による投薬を行った場合は、「Ｆ０００」調剤料及び「Ｆ１００」処方料は算定せず、院内投薬に係る「Ｆ２００」薬剤及び処方箋料を算定し、当該診療報酬明細書の「摘要欄」に、その日付及び理由を記載すること。ここでいう「緊急やむを得ない事態」とは、常時院外処方箋による投薬を行っている患者に対して、患者の症状等から緊急に投薬の必要性を認めて臨時的に院内投薬を行った場合又は常時院内投薬を行っている患者に対して、当該保険医療機関で常用していない薬剤を緊急かつ臨時的に院外処方箋により投薬した場合をいう。

また、注射器、注射針又はその両者のみを処方箋により投与することは認められない。

(10)　「注２」については、「Ｆ１００」処方料の(11)に準じるものとする。

(11)　乳幼児加算、特定疾患処方管理加算及び抗悪性腫瘍剤処方管理加算は「Ｆ１００」処方料の(８)、(９)又は(10)に準じるものとする。ただし、(９)のウに規定する「特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日以上」については、「特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日以上（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が 28 日以上の場合を含

む。）」と読み替えるものとする。

(12)　「注６」に規定する一般名処方加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、後発医薬品のある医薬品及びバイオ後続品のあるバイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品は除く。以下この項において同じ。）について、薬価基準に収載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）による処方箋を交付した場合に限り算定できるものである。交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品及びバイオ後続品のあるバイオ医薬品（２品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合には一般名処方加算１を、１品目でも一般名処方されたものが含まれている場合には一般名処方加算２を、処方箋の交付１回につきそれぞれ加算する。品目数については、一般的名称で計算する。ただし、投与経路が異なる場合は、一般的名称が同一であっても、別品目として計算する。

なお、一般名処方とは、単に医師が先発医薬品若しくは後発医薬品又は先行バイオ医薬品若しくはバイオ後続品の個別の銘柄にこだわらずに処方を行っているものである。

また、一般名処方を行った場合の(６)の取扱いにおいて、「種類」の計算に当たっては、該当する医薬品の薬価のうち最も低いものの薬価とみなすものとする。

(13)　「注７」については、「Ｆ１００」処方料の(13)及び(14)に準じるものとする。

(14)　訪問薬剤管理指導との関係

保険薬局に訪問薬剤管理指導を依頼している場合は、当該保険医療機関は「Ｃ００８」在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できない。保険薬局から情報提供があった場合は、当該保険医療機関は文書を診療録等に添付する。なお、地方厚生（支）局長に届出を行った保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できるのは月に４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週２回かつ月８回）に限られる。

(15)　保険医療機関及び保険医療養担当規則において、投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤については、リフィル処方箋による処方を行うことはできない。

(16)　「注８」において、「直近３月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「００」調剤基本料の４に規定する特別調剤基本料Ａを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。

ア　直近３月の処方箋を交付した回数が 12,000 回を超えること。

イ　保険薬局(調剤点数表「００」の４に規定する特別調剤基本料Ａを算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。

ウ　当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が９割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第 88 の２の２の（３）の取扱いに準じる。

第６節　調剤技術基本料

Ｆ５００　調剤技術基本料

（１）　調剤技術基本料は、重複投薬の防止等保険医療機関内における調剤の管理の充実を図るとともに投薬の適正を確保することを目的としており、薬剤師が常態として勤務する保険医療機関において、薬剤師の管理のもとに調剤が行われた場合に、患者１人につき、月１回に限り算定する。

（２）　同一医療機関において同一月内に処方箋の交付がある場合は、調剤技術基本料は算定できない。

（３）　同一月に「Ｂ００８」薬剤管理指導料又は「Ｃ００８」在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している場合には、調剤技術基本料は算定しない。

（４）　院内製剤加算

ア　「注３」に規定する院内製剤加算は、薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品とは異なる剤形の医薬品を院内製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き算定できる。

（イ）　調剤した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合

（ロ）　散剤を調剤した場合

（ハ）　液剤を調剤する場合であって、薬事承認の内容が用時溶解して使用することとなっている医薬品を交付時に溶解した場合

（ニ）　１種類のみの医薬品を水に溶解して液剤とする場合（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等製剤技術上必要と認められる添加剤を使用した場合及び調剤技術上、ろ過、加温、滅菌行為をなす必要があって、これらの行為を行った場合を除く。）

イ　上記アにかかわらず、剤形が変わらない場合であっても、次に該当する場合には、院内製剤加算が算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合を除く。

（イ）　同一剤形の２種類以上の既製剤（賦形剤、矯味矯臭剤等を除く。）を混合した場合（散剤及び顆粒剤を除く。）

（ロ）　安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等製剤技術上必要と認められる添加剤を加えて調剤した場合

（ハ）　調剤技術上、ろ過、加温、滅菌行為をなす必要があって、これらの行為を行った場合

ウ　ア、イにかかわらず調剤した医薬品を、原料とした医薬品の承認内容と異なる用法・用量あるいは効能・効果で用いる場合は院内製剤加算は算定できない。

第６部　注射

＜通則＞

１　注射に係る費用は、第１節注射料、第２節薬剤料及び第３節特定保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料のうち注射に当たり使用したものの費用に限る。）に掲げる所定点数を合算した点数によって算定する。

２　生物学的製剤注射加算

別添３

調剤報酬点数表に関する事項

＜通則＞

１　保険薬局は、当該保険薬局において調剤される医薬品の品質確保について万全を期さなければならない。

２　保険薬剤師は、医師の分割指示に係る処方箋又は投与日数が長期間にわたる処方箋によって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合には、分割調剤を行うこと。

また、分割調剤を行う場合（上記の場合のほか、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が不可の場合の署名欄に処方医の署名又は記名・押印がない、又は署名欄に処方医の署名又は記名・押印があるものの「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない先発医薬品がある処方箋（以下「後発医薬品への変更が可能な処方箋」という。）を提出した患者の同意に基づき、処方箋に記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により、分割調剤を行う場合を含む。）は、その総量は、当然処方箋に記載された用量を超えてはならず、また、第２回以後の調剤においては使用期間の日数（ただし、処方箋交付の日を含めて４日を超える場合は４日とする。）と用量（日分）に示された日数との和から第１回調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えては交付できない。例えば、４月３日交付、使用期間４日間、用量 10 日分の処方箋で４月４日に５日分の調剤を受け、次に 10 日に調剤を受けに来た場合は（10＋４）－７＝７であるから、残りの５日分を全部交付して差し支えないが、もし第２回の調剤を４月 13 日に受けに来た場合、（10＋４）－10＝４となるので４日分しか交付できない。

３　保険薬局において分割調剤を行い、当該薬局において調剤済みとならない場合は、処方箋に薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条に規定する事項及び分割理由等の必要な事項を記入し、調剤録等を作成した後、処方箋を患者に返却すること。

４　保険薬局において、「リフィル可」欄に「✓」が記載されていた場合、当該処方箋を「リフィル処方箋」として取り扱い調剤を行うこと。

リフィル処方箋による調剤を行う場合は、１回目の調剤を行うことが可能な期間については、使用期間に記載されている日までとする。２回目以降の調剤については、原則として、前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日（実際に投薬が終了する日）とし、その前後７日以内とする。

５　保険薬局においてリフィル処方箋による調剤を行い、当該保険薬局において調剤済みとならない場合は、リフィル処方箋に薬剤師法第 26 条に規定する事項及び次回調剤予定日等の必要な事項を記入し、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却すること。その際、必要な事項が記入されたリフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管すること。なお、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。

６　「調剤する薬剤を減量した後、保険医療機関へ情報提供」の欄にその旨の指示がある処方箋を受け付けた場合は、調剤録又は薬剤服用歴の記録等（以下「薬剤服用歴等」という。）及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下「減数調剤」という。）

を、必要に応じて行うこと。当該指示に基づき減数調剤を行った場合は、保険薬剤師は、患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告することを促すとともに、手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載すること。また、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「０」とすることはできず、必要な場合には従前のとおり、処方医への事前の照会を行うこと。

７　調剤基本料の「注５」の地域支援・医薬品供給対応体制加算及び「注８」に係る後発医薬品については、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日保医発 0305 第 12 号）を参照すること。また、調剤基本料の「注７」のバイオ後続品調剤体制加算については、「「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について」（令和８年３月５日保医発 0305 第 13 号）を参照すること。

８　保険薬局は、患者が当該保険薬局における業務内容及びその費用を理解できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。

９　算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までの１週間又は月の初日から月の末日までの１か月を単位として算定する。

10　署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。

11　文書による提供等をすることとされている個々の患者の薬剤服用歴等に関する情報を、電磁的方法によって、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 PKI 認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第３項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第２項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年１月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。

12　区分番号は、例えば「区分００」調剤基本料における「００」又は医科点数表区分番号「Ａ０００」初診料の「Ａ０００」を指す。なお、以下区分番号という記載は省略し、「００」又は「Ａ０００」のみ記載する。

＜調剤技術料＞

区分００　調剤基本料

１　受付回数等

（１）　調剤基本料は、患者等が提出する処方箋の枚数に関係なく処方箋受付１回につき算定

する。なお、分割調剤を行う場合は、７により算定し、リフィル処方箋による調剤を行う場合は、８により算定する。

（２） 同一患者から同一日に複数の処方箋（リフィル処方箋を含む。）を受け付けた場合、同一保険医療機関の同一医師によって交付された処方箋又は同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋については一括して受付１回と数える。

ただし、同一の保険医療機関から交付された場合であっても、歯科の処方箋については歯科以外の処方箋と歯科の処方箋を別受付として算定できる。

（３） 複数の保険医療機関が交付した同一患者の処方箋を同時にまとめて受け付けた場合においては、受付回数はそれぞれ数え２回以上とする。また、この場合において、当該受付のうち、１回目は調剤基本料の所定点数を算定し、２回目以降は「注３」により調剤基本料の所定点数を 100 分の 80 にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。なお、当該「注３」の規定は、「注９」から「注 11」までの分割調剤に係る処方箋には適用しない。

２ 調剤基本料の「注４」に規定する保険薬局

（１） 以下のいずれかに該当する保険薬局である場合、調剤基本料を 100 分の 50 に減算する。なお、詳細な施設基準については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」（令和８年３月５日保医発 0305 第８号。以下、「特掲診療料施設基準通知」という。）を参照すること。

ア 医療用医薬品の取引価格の妥結率が５割以下であること。

イ 医療用医薬品の取引価格の妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況を地方厚生（支）局長に報告していない保険薬局

ウ 保険薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的業務を１年間実施していない保険薬局

（２） 調剤基本料の「注４」の減算については、調剤基本料の所定点数を100分の50にし、小数点以下第一位を四捨五入して計算する。

３ 地域支援・医薬品供給対応体制加算

（１） 地域支援・医薬品供給対応体制加算は、医薬品の安定供給に資する取組や、かかりつけ薬剤師機能の発揮等により、地域医療に貢献する保険薬局の体制等を評価するものであり、施設基準や実績等を満たした上で必要な届出を行った場合に算定できる。ただし、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局においては、地域支援・医薬品供給対応体制加算の所定点数を100分の10にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

（２） 特掲診療料施設基準通知における「他の保険薬局に医薬品を分譲」するにあたっては、分譲に係る伝票、医療用医薬品の譲渡書又は別紙様式４－１を用いて行い、分譲後２年間保存すること。

（３） 医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合に、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該保険薬局に予め連絡して在庫を確認した上で、当該患者に当該保険薬局を案内する場合は、別紙様式４－２を用いること。また、患者から別紙様式４－２を受け取った保険薬局は２年間これを保存すること。

（４） 地域支援・医薬品供給対応体制加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

4　連携強化加算

（1）　連携強化加算は、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤を行った場合に算定できる。この場合において、災害又は新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて当該保険薬局のほか、当該保険薬局の所在地の行政機関、薬剤師会等のホームページ等で広く周知すること。

（2）　連携強化加算は、特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局において、「特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）」第十五の四の三に規定する保険医療機関が医科点数表の「Ａ０００」初診料の「注 11」及び「Ａ００１」再診料の「注 15」に規定する外来感染対策向上加算又は医科点数表の「Ａ２３４－２」及び歯科点数表の「Ａ２２４－２」感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関である場合は、算定できない。

（3）　災害時においては、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステム等の活用に努めること。

（4）　連携強化加算は特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

5　バイオ後続品調剤体制加算

（1）　バイオ後続品調剤体制加算は、バイオ後続品を調剤し、また患者に適切に説明することができる保険薬局の体制を評価するものであり、バイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合に算定することができる。

（2）　先行バイオ医薬品とバイオ後続品の効能又は効果が異なるバイオ医薬品の一般的名称が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、後発医薬品の調剤と同様に、適切な対応を行うこと。

（3）　先行バイオ医薬品について処方箋に銘柄名の記載がなされた場合は、保険薬局において処方医に事前に確認することなくバイオ後続品に変更して調剤すること（変更調剤）はできないことに留意すること。

（4）　特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局においては、バイオ後続品調剤体制加算の所定点数を 100 分の 10 にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

（5）　バイオ後続品調剤体制加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

6　調剤基本料の「注８」に規定する保険薬局

（1）　後発医薬品の調剤数量割合が５割以下の保険薬局（処方箋受付回数が１月に 600 回以下の場合を除く。）である場合は、調剤基本料を５点減算する。なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

（2）　処方箋受付回数が１月に 600 回以下に該当するか否かの取扱いについては、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

7　分割調剤

（1）　通則

ア　「注９」又は「注 10」に係る分割調剤を行う場合は、調剤基本料は初回のみ算定し、２回目以降については「注９」又は「注 10」のとおり算定するが、異なる保険薬局で分割調剤を行う場合は、各保険薬局においてそれぞれ調剤基本料を算定できる。

イ　「注９」、「注 10」又は「注 11」に係る分割調剤のうち、複数の分割調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、「注 11」の分割調剤に係る点数により算定する。

（２）　長期保存の困難性等の理由による分割調剤

ア　「注９」の分割調剤については、14 日分を超える投薬に係る処方箋によって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要があり、分割調剤を行った場合で、１処方箋の２回目以降の調剤を同一の保険薬局において２回目以降行った場合に算定する。

イ　「注９」に係る分割調剤を行う場合は、処方箋の受付時に、当該処方箋を発行した医療機関等に対し照会を行うとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。

（３）　後発医薬品の試用のための分割調剤

ア　「注 10」の分割調剤については、後発医薬品への変更が可能な処方箋を提出した患者の同意に基づき、処方箋に記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により分割調剤を行った場合で、同一の保険薬局において１処方箋の２回目の調剤を行った場合に限り算定する。この場合において、２回目の調剤を行う際には、先発医薬品から後発医薬品への変更による患者の体調の変化、副作用が疑われる症状の有無等を確認するとともに、患者の意向を踏まえ、後発医薬品又は変更前の先発医薬品の調剤を行うこととする。なお、その際に、所定の要件を満たせば、調剤管理料、服薬管理指導料及び外来服薬支援料２を算定できる。

イ　「注 10」に係る分割調剤を行った場合は、処方箋を発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。また、２回目の調剤の際に、患者の意向により変更前の先発医薬品の調剤を行った場合も、処方箋を発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、先発医薬品に再変更した理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。

ウ　１処方箋について、「注９」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤の２回目以降の調剤と「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤の２回目の調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、いずれか一方の分割調剤に係る点数のみを算定する。

（４）　医師の指示による分割調剤

ア　「注 11」については、医師の分割指示に係る処方箋（「注９」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤及び「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に該当する場合を除く。）により、患者の同意の下、分割調剤を行った場合に算定する。

イ　調剤基本料及びその加算、薬剤調製料及びその加算並びに薬学管理料については、当該分割調剤を行う保険薬局が当該処方箋において分割調剤を実施しない場合に算定する点数をそれぞれ合算し、分割回数で除した点数を当該調剤時に算定する。当該点数は、小数点以下第一位を四捨五入して計算する。ただし、服薬情報等提供料については、分

割回数で除していない点数を算定できる。

ウ　「注 11」の医師の指示による分割調剤の場合、保険薬局の保険薬剤師は、以下を実施する。

（イ）　分割指示に係る処方箋の交付を受けた患者に対して、処方箋受付前に、継続的な薬学的管理及び指導のため、当該処方箋の１回目の調剤から全ての調剤が完了するまで、同一の保険薬局に処方箋を持参するべきである旨を説明する。

（ロ）　患者に対し、次回の自局への処方箋持参の意向の有無及び予定時期を確認するとともに、予定時期に患者が来局しない場合は、必要に応じ、電話等で服薬状況を確認し来局を促す。

（ハ）　また、患者から次回は別の保険薬局に処方箋を持参する旨の申し出があった場合は、患者の了解を得た上で、次回の円滑な薬剤交付に資するよう、調剤後遅滞なく、患者が次回処方箋を持参しようとする保険薬局に対し、調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供する。

（ニ）　２回目以降の調剤において患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、その結果を処方医に情報提供する。この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。

・残薬の有無
・残薬が生じている場合はその量及び理由
・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無
・副作用が疑われる場合はその原因の可能性がある薬剤の推定

８　リフィル処方箋による調剤

（１）　通則

ア　リフィル処方箋による調剤を行う場合は、所定の要件を満たせば、調剤技術料及び薬学管理料を算定できる。なお、リフィル処方箋による調剤を行うごとに、処方箋受付回数１回として取扱う。

イ　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）において、投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（この場合において、「貼付剤」とは、鎮痛・消炎に係る効能及び効果を有するものであって、麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除いたものをいう。）については、リフィル処方箋による調剤を行うことはできない。

ウ　患者又はその家族等からリフィル処方箋に関する質問を受けた場合は、その意義や使用方法等について丁寧に説明を行うこと。

（２）　リフィル処方箋による調剤

ア　保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋による１回目又は２回目（総使用回数３回の場合）の調剤を行う場合、リフィル処方箋に調剤日及び次回調剤予定日を所定の欄に記載するとともに、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載の上、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却すること。その際、必要な事項が記入されたリフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管すること。また、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。

イ　保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤を行うに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤を行うことが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に情報提供を行うこと。また、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。

ウ　保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきである旨を説明すること。

エ　保険薬局の保険薬剤師は、患者の次回の調剤を受ける予定を確認すること。次回の来局の希望があるにもかかわらず予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により患者の状況を確認すること。患者と連絡がつかない、患者が来局しない等の場合は、必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。

オ　保険薬局の保険薬剤師は、患者が次回の調剤を他の保険薬局において受けることを申し出た場合は、調剤の状況とともに必要な情報を当該他の保険薬局に提供する又は当該情報を記録したものを患者に提供すること。

9　在宅薬学総合体制加算

（1）　在宅薬学総合体制加算１は、在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されているとして、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定する患者等が提出する処方箋を受け付けて調剤を行った場合に算定できる。

（2）　在宅薬学総合体制加算２は、在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導を行うために必要な体制が整備されており、かつ高度な薬学的管理及び指導に係る十分な実績を有するものとして、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定する患者等が提出する処方箋を受け付けて調剤を行った場合であって、単一建物診療患者が１人又は単一建物居住者が１人の場合はイ、それ以外の場合はロを算定できる。

（3）　詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

（4）　「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の(4)において規定する在宅協力薬局が処方箋を受け付けて、訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を行った場合は、当該加算を届け出ている在宅協力薬局に限り、当該加算を算定できる。

（5）　在宅薬学総合体制加算は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局においては、所定点数を 100 分の 10 にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

（6）　在宅薬学総合体制加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

10　電子的調剤情報連携体制整備加算

（1）　電子的調剤情報連携体制整備加算は、オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療ＤＸに対応する

体制を評価するものであり、処方箋受付１回につき所定点数に加算する。ただし、患者１人につき同一月に２回以上調剤を行った場合においても、月１回のみの算定とする。

（２） 電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する保険薬局では、オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェックを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う。

（３） 電子的調剤情報連携体制整備加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

11 門前薬局等立地依存減算

本減算は、薬局、薬剤師、医薬品等の医療資源の分散を防止して地域における効果的な医薬品供給体制の整備を推進すること、また、国民が受ける医療の質の向上の観点からポリファーマシーをはじめとする医薬品に関する諸問題に対して効果的に対処できる体制の整備を促進することを目的としている。具体的には、薬局が特定医療機関の周辺に立地し、特定の医療機関の処方箋に依拠する薬局（いわゆる門前薬局）ではなく、地域全体を「面」として支える体制（面分業）の整備を推進していく観点から、門前薬局等、薬局の業務の成立が、その立地特性に大きく影響を受けているものとして施設基準に該当する保険薬局である場合は、調剤基本料を 15 点減算する。なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

12 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注３」（100 分の 80）及び「注４」（100 分の 50）のうち該当するものを乗じ、小数点以下第一位を四捨五入する。次に「注５」の地域支援・医薬品供給対応体制加算、「注６」の連携強化加算、「注７」のバイオ後続品調剤体制加算、「注８」の後発医薬品減算、「注 12」の在宅薬学総合体制加算１、注 13 の在宅薬学総合体制加算２、注 14 の電子的調剤情報連携体制整備加算及び注 15 の門前薬局等立地依存減算のうち該当するもの（特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局においては、「注５」の地域支援・医薬品供給対応体制加算、「注７」のバイオ後続品調剤体制加算、「注 12」の在宅薬学総合体制加算１及び「注 13」の在宅薬学総合体制加算２の所定点数に 100 分の 10 を乗じ、それぞれ小数点以下第一位を四捨五入する。）の加算等を行う。ただし、当該点数が３点未満になる場合は、３点を算定する。

区分０１ 薬剤調製料

（１） 内服薬

ア 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。）の薬剤調製料については、内服用滴剤とそれ以外の内服薬とは所定単位及び所定点数が異なる（内服用滴剤は薬剤調製料の「注１」による。）。

イ 内服薬（内服用滴剤以外のもの）についての薬剤調製料及び薬剤料の算定はそれぞれ「１剤」又は「１剤１日分」を所定単位とし、内服用滴剤についての薬剤調製料及び薬剤料は「１調剤」を所定単位として算定するが、この場合の「１剤」とは、薬剤調製料の算定の上で適切なものとして認められる単位をいうものであり、次の点に留意する。

（イ） １回の処方において、２種類以上の薬剤を調剤する場合には、それぞれの内服薬を個別の薬包等に調剤しても、服用時点が同一であるものについては、１剤として算定

する。

(ロ)　服用時点が同一である薬剤については、投与日数にかかわらず１剤として算定する。

(ハ)　(イ)及び(ロ)における「服用時点が同一である」とは、２種類以上の薬剤について服用日１日を通じて服用時点（例えば「朝食後、夕食後服用」、「１日３回食後服用」、「就寝前服用」、「６時間ごと服用」等）が同一であることをいう。また、食事を目安とする服用時点については、食前、食後及び食間の３区分とすることとし、服用時点が「食直前」、「食前 30 分」等であっても、薬剤調製料の算定にあっては、「食前」とみなし、１剤として扱う。

(ニ)　(イ)及び(ロ)にかかわらず、次の場合は、それぞれを別剤として算定できる。

①　配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合

②　内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合

③　内服錠とチュアブル錠又は舌下錠等のように服用方法が異なる場合

(ホ)　同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず１剤として算定する。

ウ　内服薬の薬剤調製料は、１回の処方箋受付について、４剤以上ある場合についても、３剤として算定する。ただし、この場合、内服用滴剤は剤数に含めないが、浸煎薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、当該浸煎薬又は湯薬の調剤数を内服薬の剤数に含めることとする。

エ　同一保険薬局で同一処方箋を分割調剤（調剤基本料の「注９」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤又は「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。）した場合は、１回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数により算定する。

オ　ドライシロップ剤を投与する場合において、調剤の際に溶解し、液剤（シロップ剤）にして患者に投与するときは内服用液剤として算定し、散剤としてそのまま投与するときは内服用固形剤として算定する。また、ドライシロップ剤を水に溶かして同時服用の他の液剤と一緒に投与する場合は１剤として算定し、ドライシロップ剤を散剤として、同時服用の他の固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤等）と一緒に投与する場合も１剤として算定する。

なお、「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（平成 24 年３月５日保医発 0305 第 12 号）に基づき、ドライシロップ剤の医薬品から類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤する場合又は類似する別剤形の医薬品からドライシロップ剤の後発医薬品に変更して調剤する場合は、同通知の第３の５を参照すること。

カ　内服用滴剤を調剤した場合の薬剤調製料は、投薬日数にかかわらず、１調剤につき「注１」の所定点数を算定する。この場合の内服用滴剤とは、内服用の液剤であって、１回の使用量が極めて少量（１滴ないし数滴）であり、スポイト、滴瓶等により分割使用するものをいう。なお、当該薬剤の薬剤料は、１調剤分全量を１単位として薬剤料の項により算定するものであり、１剤１日分を所定単位とするものではない。

（２）　屯服薬

屯服薬の薬剤調製料は、調剤した剤数、回数にかかわらず、１回の処方箋受付につき所定点数を算定する。

（３） 浸煎薬

ア　浸煎薬とは、生薬を薬局において浸煎し、液剤として製したものをいう。

イ　浸煎薬の薬剤調製料は、日数にかかわらず、１調剤につき算定する。

ウ　浸煎薬の薬剤調製料は、１回の処方箋受付について４調剤以上ある場合において、３調剤まで算定できる。ただし、内服薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、内服薬については剤数を、湯薬については調剤数を浸煎薬の調剤数に含めることとする。

（４） 湯薬

ア　湯薬とは、薬局において２種以上の生薬（粗切、中切又は細切したもの）を混合調剤し、患者が服用するために煎じる量ごとに分包したものをいう。

イ　湯薬の薬剤調製料は、１調剤につき投薬日数に応じて所定点数を算定する。

ウ　湯薬の薬剤調製料は、１回の処方箋受付について４調剤以上ある場合において、３調剤まで算定できる。ただし、内服薬又は浸煎薬を同時に調剤した場合には、内服薬については剤数を、浸煎薬については調剤数を湯薬の調剤数に含めることとする。

（５） 注射薬

ア　注射薬の薬剤調製料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、１回の処方箋受付につき所定点数を算定する。

イ　注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ

ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ　イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

エ　イの「電解質製剤」とは、経口摂取不能又は不十分な場合の水分・電解質の補給・維持を目的とした注射薬（高カロリー輸液を除く。）をいい、電解質製剤以外に電解質補正製剤（電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る。）、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

オ　イの「注射用抗菌薬」とは、病原体に殺菌的又は静菌的に作用する注射薬をいう。

（６）　外用薬

ア　外用薬の薬剤調製料は、投与日数にかかわらず、１調剤につき算定する。

イ　外用薬の薬剤調製料は、１回の処方箋受付について４調剤以上ある場合において、３調剤まで算定できる。

ウ　トローチについては、外用薬として算定する。

エ　同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず、１調剤として取り扱う。

（７）　注射薬の無菌製剤処理

ア　「注２」の「無菌製剤処理」とは、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な製剤を行うことをいう。

イ　薬剤調製料の無菌製剤処理加算は、次に示す注射薬を無菌的に製剤した場合に、１日分製剤するごとにそれぞれ次に示す点数を所定点数に加算する。

（イ）　２以上の注射薬を混合して中心静脈栄養法用輸液を無菌的に製剤する場合には 69 点（15 歳未満の小児の場合は 237 点）を加算する。

（ロ）　抗悪性腫瘍剤を含む２以上の注射薬を混合して（生理食塩水等で希釈する場合を含む。）抗悪性腫瘍剤を無菌的に製剤する場合には 79 点（15 歳未満の小児の場合は 147 点）を加算する。

（ハ）　麻薬を含む２以上の注射薬を混合して（生理食塩水等で希釈する場合を含む。）無菌的に麻薬を製剤する場合又は麻薬の注射薬を無菌的に充填し製剤する場合には 69 点（15 歳未満の小児の場合は 137 点）を加算する。

ウ　抗悪性腫瘍剤として無菌製剤処理加算の対象になる薬剤は、悪性腫瘍等に対して用いる細胞毒性を有する注射剤として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）第４条第６項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品（医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成 16 年厚生労働省告示第 185 号）に掲げる医薬品等）をいう。

エ　無菌製剤処理加算は、同一日の使用のために製剤した場合又は組み合わせて１つの注射剤として製剤した場合においても、１日につき１回に限り、主たるものの所定点数のみ算定するものとする。

オ　無菌製剤処理を伴わない調剤であって、患者が施用時に混合するものについては、無菌製剤処理加算は算定できない。

カ　無菌調剤室を共同利用する場合に当たっては、「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 24 年８月 22 日薬食発 0822 第２号）を遵守し適正に実施すること。なお、この場合の費用については両者の合議とする。

（８）　麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算

ア　「向精神薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第２条第６号の規定に基づく同法別表第３に掲げる向精神薬をいう。

イ　当該加算は、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合において、処方中に麻薬が含まれているときに１調剤行為につき 70 点、それ以外のときに１調剤行為につき８点を加算するものであり、処方中の麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬の品目数、投薬日数に関係なく当該所定点数を算定する。

ウ　使用した薬剤の成分が麻薬、覚醒剤原料又は毒薬であっても、その倍散の製剤若しくは

予製剤等で規制含有量以下のため麻薬、覚醒剤原料又は毒薬の取扱いを受けていない場合は、当該加算は算定できない。

エ　重複した規制を受けている薬剤については、当該薬剤が麻薬である場合は１調剤につき 70 点を算定し、それ以外の場合は１調剤につき８点を算定する。

オ　当該加算は、内服薬のほか、屯服薬、注射薬、外用薬についても算定できる。

（９）　調剤技術料の時間外加算等

ア　時間外加算は調剤基本料、薬剤調製料及び調剤管理料（基礎額）の 100 分の 100、休日加算は 100 分の 140、深夜加算は 100 分の 200 であり、これらの加算は重複して算定できない。

イ　時間外加算等を算定する場合の基礎額は、調剤基本料（調剤基本料における「注１」から「注 16」までを適用して算出した点数）、薬剤調製料及び無菌製剤処理加算並びに調剤管理料の合計額とする。麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合の加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含まない。

ウ　時間外調剤に係る特別の料金の徴収を行う場合には、時間外加算を算定できない。

エ　時間外加算等を算定する保険薬局は、開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示する。

オ　時間外加算

（イ）　各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前８時前と午後６時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業日とする保険薬局における当該休業日とする。

（ロ）　(イ)により時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取扱いとはしない。

（ハ）　時間外加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

（ニ）　「注４」のただし書に規定する「時間外加算の特例の適用を受ける保険薬局」とは、一般の保険薬局の開局時間以外の時間における救急医療の確保のため、国又は地方公共団体等の開設に係る専ら夜間における救急医療の確保のため設けられている保険薬局に限られる。

（ホ）　「注４」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める時間」とは、当該地域において一般の保険薬局が概ね調剤応需の態勢を解除し、翌日調剤応需の態勢を再開するまでの時間であって、深夜時間を除いた時間をいう。

カ　休日加算

（イ）　休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日をいう。なお、１月２日、３日、12 月 29 日、30 日及び 31 日は休日として取り扱う。

（ロ）　休日加算は次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患

者については算定できない。

① 地域医療の確保の観点から、

以下のいずれかの場合において休日に調剤を受けた患者

・救急医療対策の一環として設けられている保険薬局の場合、輪番制による休日当番保険薬局の場合

・感染症対応等の一環として地域の行政機関の要請を受けて休日に開局して調剤を行う保険薬局の場合

② 当該休日を開局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間（深夜を除く。）に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

キ 深夜加算

（イ） 深夜加算は、次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該深夜時間帯を開局時間としている保険薬局において調剤を受けた患者については算定できない。

① 地域医療の確保の観点から、

以下のいずれかの場合において深夜に調剤を受けた患者

・救急医療対策の一環として設けられている保険薬局の場合、輪番制による深夜当番保険薬局の場合

・感染症対応等の一環として地域の行政機関の要請を受けて深夜に開局して調剤を行う保険薬局の場合

② 深夜時間帯（午後 10 時から午前６時までの間）を開局時間としていない保険薬局、及び当該保険薬局の開局時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合にあっては、当該開局時間と深夜時間帯とが重複していない時間に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

（ロ） 深夜加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

(10) 薬剤調製料の夜間・休日等加算

ア 夜間・休日等加算は、午後７時（土曜日にあっては午後１時）から午前８時までの間（休日加算の対象となる休日を除く。）又は休日加算の対象となる休日であって、保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合に、処方箋受付１回につき、薬剤調製料の加算として算定する。ただし、時間外加算等の要件を満たす場合には、夜間・休日等加算ではなく、時間外加算等を算定する。

イ 夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内の分かりやすい場所に掲示する。また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

(11) 自家製剤加算

ア 自家製剤加算は、イの(1)に掲げる場合以外の場合においては、投薬量、投薬日数等に関係なく、自家製剤による１調剤行為に対し算定し、イの(1)に掲げる錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬を自家製剤の上調剤した場合においては、自

家製剤を行った投与日数が７又はその端数を増すごとに所定点数を算定する。ただし、いずれの場合においても、予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にあっては所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。

イ　当該加算に係る自家製剤とは、個々の患者に対し薬価基準に収載されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等）を行った次のような場合であり、既製剤を単に小分けする場合は該当しない。

（イ）　錠剤を粉砕して散剤とすること。

（ロ）　主薬を溶解して点眼剤を無菌に製すること。

（ハ）　主薬に基剤を加えて坐剤とすること。

ウ　「注６」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。

エ　薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定できる。

（イ）　調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。

（ロ）　液剤を調剤する場合であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）上の承認事項において用時溶解して使用することとされている医薬品を交付時に溶解した場合

オ　自家製剤加算を算定した場合には、計量混合調剤加算は算定できない。

カ　「予製剤」とは、あらかじめ想定される調剤のために、複数回分を製剤し、処方箋受付時に当該製剤を投与することをいう。

キ　「錠剤を分割する場合」とは、医師の指示に基づき錠剤を分割することをいう。ただし、分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できない。

ク　錠剤を分割して予製剤とする場合においては、予製剤とする場合又は錠剤を分割する場合と同様に自家製剤加算の所定点数を100分の20にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

ケ　通常、成人又は６歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない薬剤を６歳未満の乳幼児（以下「乳幼児」という。）に対して調剤する場合において、保険薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合であっても、「注６」のイを算定できる。

コ　自家製剤を行った場合には、賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程を調剤録等に記載すること。

サ　自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行

うこと。

(12)　計量混合調剤加算

ア　計量混合調剤加算は、薬価基準に収載されている２種類以上の医薬品（液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。）を計量し、かつ、混合して、液剤、散剤若しくは顆粒剤として内服薬又は屯服薬を調剤した場合及び軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に、投薬量、投薬日数に関係なく、計量して混合するという１調剤行為に対し算定できる。なお、「注７」のただし書に規定する場合とは、次の場合をいう。

（イ）　液剤、散剤、顆粒剤、軟・硬膏剤について「注６」の自家製剤加算を算定した場合

（ロ）　薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合

イ　ドライシロップ剤を液剤と混合した場合は、計量混合調剤加算を算定するものとする。

ウ　処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤又は服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、乳幼児が正確に、又は容易に服用できるようにした場合は、「注７」を算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は、この限りでない。

エ　計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。

＜薬学管理料＞

通則

（１）　薬学管理等は、患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならないものとする。

（２）　患者に対する服薬指導、服薬支援等を行う際に、日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材（以下「服薬カレンダー等」という。）を提供する場合にあっては、患者から実費を徴収しても差し支えない。

（３）　服薬管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否は別表１のとおりであるため、参考とされたい。

（４）　薬学管理等の実施に当たっては、薬剤師法第 28 条で規定される調剤録において情報の提供及び指導の内容の要点等の記入が義務づけられていることから、必要事項等が記録されている薬剤服用歴等を作成すること。薬剤服用歴等は同一患者についての全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう患者ごとに保存及び管理するものであり、オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を含めて、次の事項等を記載すること。

ア　患者の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先）

イ　処方及び調剤内容等（処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等）

ウ　以下の患者情報並びに当該情報等を踏まえた薬学的管理及び指導の要点

（イ）　患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む。）、薬学的管理に必要な患者の

生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向

（ロ） 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

（ハ） 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

（ニ） 服薬状況

（ホ） 残薬状況（残薬がないときは、その旨を記載すること。）

（ヘ） 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点

（ト） 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無。また、複数の手帳を所有しており１冊にまとめなかった場合は、その理由）

エ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

オ 指導した保険薬剤師の氏名

（５） 薬剤服用歴等の記載に当たっては、患者から収集した情報、相談事項及び患者への指導内容を単に全て記載するのではなく、その要点を記載することで差し支えないが、指導後速やかに記載を完了させること。また、定型文を用いて画一的に記載するのではなく、指導等を行った保険薬剤師が必要事項を判断して記載すること。特に、薬学管理料やその加算を算定する場合には、その根拠及び指導内容等について簡潔に記載すること。なお、指導の内容等について処方医等へ情報提供した場合には、情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に記載又は添付すること。

（６） 薬剤服用歴等の保存については、最終記入日から起算して３年間保存すること。

区分１０の２　調剤管理料

１　調剤管理料

（１） 調剤管理料は、保険薬剤師が、患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画（（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 135 号）第２条第３項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき製造販売業者が策定した医薬品に限る。）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行った場合に算定できる。

（２） 調剤管理料は、同一患者の１回目の処方箋受付時から算定できる。

（３） 調剤管理料１は、１回の処方箋受付について、４剤以上ある場合についても、３剤として算定する。

（４） 内服薬について、隔日投与等の指示により患者が服用しない日がある場合における調剤管理料１は、実際の投与日数により算定する。

（５） 調剤管理料２は、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。また、調剤管理料１を算定した場合は、調剤管理料の２は算定することができない。

（６） 調剤管理料については、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

（７） 同一保険薬局で同一処方箋を分割調剤（調剤基本料の「注９」の薬剤の保存が困難で

ある等の理由による分割調剤又は「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。）した場合は、１回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数により算定する。

（８） 調剤基本料の「注 11」の医師の指示による分割調剤における２回目以降の調剤を行う場合には、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、その結果を処方医に情報提供する。この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。また、処方医に対して情報提供した内容の要点を薬剤服用歴等に記載する。

・残薬の有無
・残薬が生じている場合はその量及び理由
・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無
・副作用が疑われる場合はその原因の可能性がある薬剤の推定

２　調剤時残薬調整加算

（１） 調剤時残薬調整加算は、薬剤服用歴等や患者又はその家族等から収集した情報等に基づき、残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況が確認された患者において、処方医に対して照会を行い、７日分以上相当の調剤日数の変更が行われた場合に、処方箋受付１回につき算定する。調剤日数の変更は、患者が次回受診日等を考慮して意図的に残薬を生じさせているのかなど、残薬調整の必要性を患者又はその家族等に確認してから行うこととし、単に７日分以上の残薬があったことをもって機械的に行ってはならない。

ただし、薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、処方医に対する照会の結果に基づき６日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、残薬が７日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を調剤報酬明細書に記載することで算定可能とする。この場合において、次回受診日（調剤日）を患者又はその家族等に確認した上で、残薬が７日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を患者又はその家族等に説明するとともに、これらの概要を薬剤服用歴へ記録しなければならない。

認知機能に問題が無い患者等について、継続的に同じような内容の処方箋の発行を受けているため残薬が７日分を超えるまで待つことが合理的な状況において、６日分以下相当の処方日数の変更を行う場合には算定できない。また、処方医が同意していることのみをもって６日分以下相当の処方日数の変更を行う場合も算定できない。

（２） 処方箋の「調剤する薬剤を減量した後、保険医療機関へ情報提供」の欄にその旨の指示があり、薬剤服用歴等や患者又はその家族等から収集した情報等に基づき、残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況が確認された患者においては、７日分以上相当の減数調剤を行った場合に、処方箋受付１回につき算定する。調剤日数の変更は、患者が次回受診日等を考慮して意図的に残薬を生じさせているのかなど、残薬調整の必要性を患者又はその家族等に確認してから行うこととし、単に７日分以上の残薬があったことをもって機械的に行ってはならない。

ただし、薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、６日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、残薬が７日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を調剤報酬明細書に記載すること。この場合において、次回受診日（調剤日）を患者又はその家族等に確認した上で、残薬が７日分を超えないにもかかわらず調整する必要

性を患者又はその家族等に説明するとともに、これらの概要を薬剤服用歴へ記録しなければならない。

認知機能に問題が無い患者等について、継続的に同じような内容の処方箋の発行を受けているため残薬が７日分を超えるまで待つことが合理的な状況において、６日分以下相当の処方日数の変更を行う場合には算定できない。また、処方医が同意していることのみをもって６日分以下相当の処方日数の変更を行う場合も算定できない。

なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「０」とすることはできない。

（３） 調剤時残薬調整加算は、次のいずれかにより算定する。

ア 調剤時残薬調整加算のイは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、処方箋の交付前に処方しようとする医師へ処方に係る提案を行い、当該提案に基づく処方内容の処方箋を受け付けた場合に算定する。

イ 調剤時残薬調整加算のロは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、（１）又は（２）を実施した場合に算定する。

ウ 調剤時残薬調整加算のハは、服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定する患者において、（１）又は（２）を実施した場合に算定する。

エ 調剤時残薬調整加算のニは、アからウまで以外の場合において、（１）又は（２）を実施した場合に算定する。

（４） 残薬が確認され、調剤する医薬品の数量を減らした場合は、次に掲げる内容について実施すること。

ア 患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、電子処方箋管理サービスのコメント機能に当該内容を記載することにより、処方医が当該情報を確認できる場合には、当該記載をもって処方医への情報提供に代えることができる。

イ 患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告することを促すこと。

ウ 手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳に記載すること。

エ 処方医に連絡・確認した内容の要点、変更した医薬品の品目名と数量等を、薬剤服用歴等に記載すること。

（５） 当該加算を算定する場合においては、残薬が生じる理由を分析するとともに、処方医に対して連絡・確認する際に必要に応じてその理由を処方医に情報提供すること。

（６） 「７日分以上相当」とは、内服薬等、日数単位で処方される医薬品については、調剤日数を７日分以上減じた場合を指す。屯服薬においては７回分以上、外用薬においては１回使用量に鑑みて７回分以上の使用量のことをいう。また、隔日投与等の指示により患者が服用しない日がある医薬品の場合は、実際に服薬する日数によるものとする。

（７） ６日分以下相当の処方日数の変更を行う理由は、がん化学療法薬等の高額な医薬品で

あるため患者負担等の軽減する必要が特に高いこと又は薬学的専門的な観点によることとする。

（８） 調剤管理料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。

（９） 調剤時残薬調整加算は、複数の処方について実施した場合であっても、処方箋受付１回につき１回のみ算定可能とする。

３　薬学的有害事象等防止加算

（１） 薬学的有害事象等防止加算は、薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、次に掲げる内容について、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更（残薬調整に係るものを除く。）が行われた場合に処方箋受付１回につき算定する。

ア　併用薬との重複投薬（薬理作用が類似する場合を含む。）

イ　併用薬、飲食物等との相互作用

ウ　そのほか薬学的観点から必要と認める事項

（２） 薬学的有害事象等防止加算は、次に掲げる区分により算定する。

ア　薬学的有害事象等防止加算のイは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、処方箋の交付前に処方しようとする医師へ処方に係る提案（残薬調整に係るものを除く。）を行い、当該提案に基づく処方内容の処方箋を受け付けた場合に算定する。

イ　薬学的有害事象等防止加算のロは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、（１）を実施した場合に算定する。

ウ　薬学的有害事象等防止加算のハは、服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定する患者において、（１）を実施した場合に算定する。

エ　薬学的有害事象等防止加算のニは、アからウまで以外の場合において、（１）を実施した場合に算定する。

（３） 当該加算を算定する場合においては、重複投薬が生じる理由を分析するとともに、処方医に対して連絡・確認する際に必要に応じてその理由を処方医に情報提供すること。

（４） 薬学的有害事象等防止加算の対象となる事項について、処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴等に記載する。

（５） 調剤管理料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。

（６） 同時に複数の処方箋を受け付け、複数の処方箋について薬剤を変更した場合であっても、１回に限り算定する。

区分１０の３　服薬管理指導料

１　通則

（１） 服薬管理指導料は、同一患者の１回目の処方箋受付時から算定できる。

（２） 服薬管理指導料は、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者の場合、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤を行った場合に限り算定できる（服薬管理指導料「４のロ」及び「４のハ」を除

く。）。

（３） 算定に当たっては、薬学管理料の通則（４）の薬剤服用歴等を活用して必要な情報提供及び指導を行うものであり、指導後は、その要点を薬剤服用歴等に速やかに記載すること。

（４） 算定に当たっては、「必要な指導等」として次に掲げる事項を全て行うこと。

ア 患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、次に掲げる事項その他の事項を文書又はこれに準ずるもの（以下「薬剤情報提供文書」という。）により患者又はその家族等に情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行うこと。また、必要に応じて、製造販売業者が作成する医薬品リスク管理計画（Risk Management Plan：以下「ＲＭＰ」という。）に基づく患者向け資材を活用すること。

（イ） 当該薬剤の名称（一般名処方による処方箋又は後発医薬品への変更が可能な処方箋の場合においては、現に調剤した薬剤の名称）、形状（色、剤形等）

（ロ） 用法、用量、効能及び効果

（ハ） 副作用及び相互作用

（ニ） 服用及び保管取扱い上の注意事項

（ホ） 調剤した薬剤に対する後発医薬品又はバイオ後続品に関する情報

（ヘ） 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名

（ト） 保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

イ 服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に基づき、処方された薬剤について、薬剤の服用等に関して、次に掲げる指導を行うこと。

（イ） 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者又はその家族等と対話することにより、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、それを踏まえて、投与される薬剤の適正使用のために必要な服薬指導を行うこと。なお、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たって、特に重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすること。

（ロ） 以下の事項については、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、保険薬剤師が患者等に確認すること。

① 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む）、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向

② 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

③ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

④ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

⑤ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点

（ハ） 手帳を用いる場合は、調剤を行った薬剤について、調剤日、当該薬剤の名称（一般名処方による処方箋又は後発医薬品への変更が可能な処方箋の場合におい

ては、現に調剤した薬剤の名称）、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項等を患者の手帳に経時的に記載すること。

（ニ） 残薬の状況について、薬剤服用歴等を踏まえつつ、患者又はその家族等に残薬の有無を確認し、残薬が確認された場合はその理由も把握すること。患者に残薬が一定程度認められると判断される場合には、患者の残薬の状況及びその理由を患者の手帳や薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等に簡潔に記載し、処方医に対して情報提供するよう努めること。また、残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行うよう努めること。

（ホ） 当該保険薬局と他の保険薬局又は保険医療機関等の間で円滑に連携が行えるよう、患者が日常的に利用する保険薬局があれば、その名称及び保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等を手帳に記載するよう患者に促すこと。

（ヘ） 一般名処方が行われた医薬品については、原則として後発医薬品又はバイオ後続品を調剤することとするが、患者に対し後発医薬品又はバイオ後続品の有効性、安全性や品質について適切に説明した上で、後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載する。

（ト） 抗微生物薬の適正使用を推進する観点から、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省結核感染症課）を参考に、必要な指導等を行うこと。また、必要な指導等を円滑に実施するため、抗菌薬の適正使用が重要であることの普及啓発に資する取組を行っていることが望ましい。

（チ） ポリファーマシーへの対策の観点から、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（厚生労働省）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」（厚生労働省）及び日本老年医学会の関連ガイドライン（高齢者の安全な薬物療法ガイドライン）等を参考に、必要な指導等を行うこと。また、必要に応じて、患者に対してポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発や、日本老年医学会及び日本老年薬学会が作成する「日本版抗コリン薬リスクスケール」や「高齢者施設の服薬簡素化提言」に準じた対応を行うこと。その際、同学会が作成する「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」等を参考にすること。なお、ここでいうポリファーマシーとは、「単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」をいう。

ウ 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。

エ これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認に基づき、必要な指導を行うこと。

オ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品又はバイオ後続品に関する情報（後発医薬品又はバイオ後続品の有無及び価格に関する情報を含む。）を患者に提供すること。

カ 処方された薬剤について、薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的かつ的確に把握するとともに、必要に応じて次に掲げる指導等を実施すること。

（イ） 保険薬剤師が、患者の服用している薬剤の特性や患者の服薬状況等に応じてその必要性を個別に判断した上で適切な方法で実施すること。

（ロ） 保険薬剤師が必要と認める場合は、薬剤交付後においても電話等により、（２）のイの（ロ）に掲げる内容について、保険薬剤師が患者等に確認し、その内容を踏まえ、必要な指導等を実施すること。

（ハ） （ロ）の対応は情報通信機器を用いた方法（ＡＩを活用して患者の状態に応じたフォローアップ等の内容を作成する場合を含む。）により実施して差し支えないが、この場合においては、フォローアップ等のために送信する内容及び送信する時期について当該保険薬局の保険薬剤師が確認した上で送信し、その後の患者とのやりとり内容を踏まえ、当該保険薬剤師の判断により適切に介入を行うなど、個々の患者の状況等に応じて対応する必要があること。

（ニ） 継続的服薬指導に当たっては、「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」（日本薬剤師会）等を参考とすること。

（５） 指導等に係る留意点

（４）の業務を行うに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 情報提供等

（イ） （４）のアの薬剤情報提供文書により行う薬剤に関する情報提供は、調剤を行った全ての薬剤の情報が一覧できるようなものとする。ただし、調剤した薬剤を複数の薬袋に入れ交付する場合は、薬袋ごとに一覧できる文書とすることができる。なお、薬剤情報提供文書については、処方内容が前回と同様の場合等においては、必ずしも指導の都度、患者に交付する必要はないが、患者の意向等を踏まえた上で交付の必要性を判断すること。

（ロ） （４）のアの薬剤情報提供文書における「これに準ずるもの」とは、ボイスレコーダー等への録音、視覚障害者に対する点字その他のものをいう。

（ハ） 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載は、患者等が理解しやすい表現によるものとする。また、提供する情報の内容については正確を期すこととし、文書において薬剤の効能や効果等について誤解を招く表現を用いることや、調剤した薬剤と無関係の事項を記載しないこと。

（ニ） 情報提供に当たって、抗悪性腫瘍剤や複数の異なる薬効を有する薬剤等であって特に配慮が必要と考えられるものについては、情報提供の前に処方箋発行医に確認する等慎重に対応すること。

（ホ） （４）のアの(ホ)の「後発医薬品及びバイオ後続品に関する情報」とは、次に掲げる事項とし、薬剤情報提供文書により提供するとともに、必要な説明を行うこと。また、後発医薬品及びバイオ後続品の情報に関しては、可能であれば一般的名称も併せて記載することが望ましい。なお、ここでいう後発医薬品及びバイオ後続品とは、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」の別紙１に掲げられたものに加え、別紙２に掲げられたものも含むものであること。

① 該当する後発医薬品及びバイオ後続品の薬価基準への収載の有無

② 該当する後発医薬品及びバイオ後続品のうち、自局において支給可能又は備蓄

している後発医薬品及びバイオ後続品の名称及びその価格（当該保険薬局において備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその旨）

（ヘ） 指導の内容等について、処方医へ情報提供した場合は、その要点について薬剤服用歴等に記載すること。

イ 手帳

（イ） 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次の①から④までに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。

① 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録

② 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録

③ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録

④ 患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

①から③までの手帳の欄については、保険薬局において適切に記載されていることを確認する。手帳を有効に活用する観点から、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入する、又は患者本人による記入を指導する。④については、当該保険薬局と他の保険薬局又は保険医療機関等の間で円滑に連携が行えるよう、患者が当該保険薬局を日常的に利用している場合には、当該保険薬局が手帳に記入し、患者が他の保険薬局を日常的に利用している場合には、その名称及び保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等を手帳に記載するよう患者に促すこと。

（ロ） 手帳については、患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、患者の理解を得た上で提供することとし、患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴等に記載する。なお、手帳を活用しているが、持参を忘れたこと等により提示できない患者に対しては、「注３」のとおり、服薬管理指導料２の点数を算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を提示するよう指導すること。

（ハ） （４）のイの（ハ）の手帳への記載による情報提供は、調剤を行った全ての薬剤について行うこととする。この場合において、「服用に際して注意すべき事項」とは、重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項、あるいは投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む。）等であり、投薬された薬剤や患者の病態に応じるものである。また、薬学管理料やその加算を算定する場合に、患者等への確認内容、指導の要点等について手帳への記載が求められている場合には、当該内容を簡潔に記載すること。

（ニ） 手帳による情報提供に当たっては、患者に対して、保険医療機関を受診する際には医師又は歯科医師に手帳を提示するよう指導を行う。また、患者が、保険医療機関や他の保険薬局から交付されたものを含め、複数の手帳を所有していないか確認するとともに、所有している場合は患者の意向を確認した上で、同一の手帳で管理できると判断した場合は１冊にまとめる。なお、１冊にまとめなかった

場合については、その理由を薬剤服用歴等に記載する。

（ホ） 患者が手帳の持参を忘れたことにより提示できない場合は、手帳に追加すべき事項が記載されている文書（シール等）を交付し、患者が現に利用している手帳に貼付するよう患者に対して説明することで、既に患者が保有している手帳が有効に活用されるよう努めるとともに、当該患者が次回以降に手帳を提示した場合は、当該文書が貼付されていることを確認する。

（ヘ） 電子版の手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和５年３月 31 日薬生総発第 0331 第１号）の「２．運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙媒体の手帳と同様の取扱いとする。その際、保険薬局においては、同通知の「３．提供施設が留意すべき事項」を満たす必要がある。

（ト） 手帳の媒体（紙媒体又は電子媒体）は患者が選択するものであり、手帳の提供に当たっては、患者に対して個人情報の取扱い等の必要事項を説明した上で、患者の意向を踏まえて提供する媒体を判断すること。

（チ） 紙媒体の手帳を利用している患者に対して、患者の希望により電子版の手帳を提供する場合には、電子版の手帳にこれまでの紙媒体の情報を利用できるようにするなど、提供する保険薬局が紙媒体から電子媒体への切り替えを適切に実施できるよう対応すること。

ウ　その他

（４）のイの（ニ）の残薬の状況の確認に当たり、患者又はその家族等から確認できなかった場合には、次回の来局時には確認できるよう指導し、その旨を薬剤服用歴等に記載する。

（６） 服薬管理指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

２　服薬管理指導料１及び２

（１） 服薬管理指導料１及び２は、保険薬剤師が、患者の薬剤服用歴等及び服用中の医薬品等について確認した上で、１の（２）の「必要な指導等」の全てを対面により行った場合に、以下の区分により算定する。

ア　服薬管理指導料「１のイ」

３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、当該患者又はその家族等が選択した特定の保険薬剤師（以下「かかりつけ薬剤師」という。）が継続的及び一元的に服薬管理しているもの

イ　服薬管理指導料「１のロ」

以下のいずれかに該当する患者

（イ） ３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、かかりつけ薬剤師が勤務する保険薬局において、かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導したもの

（ロ） ３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、かかりつけ薬剤師を持たないもの

ウ　服薬管理指導料「２のイ」

以下のいずれかに該当する患者であって、かかりつけ薬剤師が継続的及び一元的

に服薬管理しているもの

（イ）　３月を超えて再度処方箋を持参した患者

（ロ）　３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示しないもの

エ　服薬管理指導料「２のロ」

初めて処方箋を持参した患者等、アからウまでのいずれにも該当しないもの

（２）　服薬管理指導料「１のイ」及び「２のイ」に係るかかりつけ薬剤師による指導等に係る留意点

ア　服薬管理指導料「１のイ」及び「２のイ」は、かかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を継続的及び一元的に把握した上で、当該指導等に係る同意を得た患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できる。

イ　算定に当たっては、当該指導料を算定しようとする保険薬剤師本人が、かかりつけ薬剤師の業務内容やかかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等を説明した上で、患者又はその家族等から同意を得ること。

ウ　患者又はその家族等からかかりつけ薬剤師として選択され、同意を取得した際は、当該患者の持つ手帳に１の（５）のイの（イ）の①から④までの事項及び薬剤師の氏名の近傍に「かかりつけ」の文字を記入し、これらが記載されたページのコピー等を当該保険薬局において保管し、当該患者の薬剤服用歴等にその旨を記載すること。原則として、別の保険薬局のかかりつけ薬剤師の氏名が記載されている手帳に上書きしてはならないこと。患者の選択によりかかりつけ薬剤師を変更する場合には、薬剤服用歴にもその旨を記載すること。

エ　同意取得は、当該保険薬局に複数回来局している患者に行うこととする。また、患者又はその家族等の同意を得た後、その際の処方箋受付時から算定できる。なお、１人の患者に対して、１か所の保険薬局における１人の保険薬剤師のみについて服薬管理指導料の「１のイ」又は「２のイ」を算定できるものであり、同一月内は同一の保険薬局における同一の保険薬剤師について算定すること。

オ　患者に対する服薬指導等の業務はかかりつけ薬剤師が行うことを原則とする。ただし、やむを得ない事由により、かかりつけ薬剤師が業務を行えない場合は、当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師が服薬指導等を行っても差し支えないが、この場合は服薬管理指導料「１のロ」又は「２のロ」を算定するとともに、他の保険薬剤師が服薬指導等で得た情報については、かかりつけ薬剤師と情報を共有すること。

カ　かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。

（イ）　患者の理解に応じた適切な服薬指導等を行うこと。

（ロ）　患者が服用中の薬剤等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、患者の意向を確認した上で、服薬指導等の内容を手帳等に記載すること。

（ハ）　患者が受診している全ての保険医療機関の情報を把握し、服用している処方薬をはじめ、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）並びに健康食品等について全て把握するとともに、その内容を薬剤服用歴等に記載すること。また、当該患者に対して、保険医療機関を受診する場合や他の保険薬局で調剤を受ける場合には、かかりつけ薬剤師を有している旨を明示するよう

説明すること。

（ニ） 患者がかかりつけ薬剤師からの服薬指導等を受けられるよう、当該保険薬局における勤務日等の必要な情報を伝えること。

（ホ） 患者から休日、夜間を含む時間帯の相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝えること。原則として、かかりつけ薬剤師が相談に対応することとするが、当該保険薬局のかかりつけ薬剤師以外の別の保険薬剤師が相談等に対応しても差し支えない。ただし、この場合において、かかりつけ薬剤師以外の他の保険薬剤師は、開局時間外に当該患者から連絡があった旨とその内容、調剤や服薬指導等を行った場合にはその内容、その他当該患者について得た情報について、かかりつけ薬剤師と共有すること。また、やむを得ない事由により、患者からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返して連絡することができる体制がとられていること。なお、自宅等の当該保険薬局以外の場所で対応する場合にあっては、必要に応じて薬剤服用歴等が閲覧できる体制が整備されていることが望ましい。

（ト） 患者が他の保険薬局等で調剤を受けた場合は、その服用薬等の情報を入手し、薬剤服用歴等に記載すること。

（チ） 継続的な薬学的管理のため、患者に対して、服用中の薬剤等を保険薬局に持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を必要に応じて提供し、その取組（いわゆるブラウンバッグ運動）の意義等を説明すること。

（リ） 必要に応じ、患者が入手している調剤及び服薬指導に必要な血液・生化学検査結果の提示について、患者の同意が得られた場合は当該情報を参考として、薬学的管理及び指導を行うこと。

キ 服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定する患者以外の患者への服薬指導等又は地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の維持増進に関する相談に対しても、丁寧に対応した上で、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める。

ク 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 16 条の８で定める期間に、当該保険薬局の勤務時間が週 31 時間に満たない保険薬剤師が算定する場合には、次に掲げる対応を行う。

（イ） 同意取得に当たっては、勤務時間が通常より短いことや、休日、夜間の時間帯を含む開局時間外に相談があった場合の対応を他の保険薬剤師が行う場合は、その旨を説明する。

（ロ） 当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師と当該患者についての情報を共有し、患者から問い合わせがあった場合等に、他の保険薬剤師が円滑に対応できる体制を整えておく。

ケ 令和８年５月 31 日以前に取得した同意はその効力を有するが、ウについて未実施である場合には対応すること。ただし、患者又はその家族等が同意の取消しを申し出た場合は、この限りでない。

３ 服薬管理指導料３

（１） 服薬管理指導料３は、以下のいずれかの場合に算定できる。

ア　保険薬剤師が地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設に入所している患者又は短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を受けている患者（以下「介護老人福祉施設等の患者」という。）を訪問し、当該患者等（当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して対面により必要な指導等を行った場合

イ　介護医療院又は介護老人保健施設に入所している患者であって、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 20 条第４号ハに係る処方箋を交付した場合に、保険薬剤師が患者を訪問し、当該患者等（当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して対面により必要な指導等を行った場合

（２）　算定にあたっては、「必要な指導等」として１の（４）に掲げる事項を行うこと。ただし、情報提供に係る事項は、患者又は現にその看護に当たっている者及び当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員に対して実施することとする。

（３）　服薬管理指導料３は月に４回に限り算定する。

（４）　「注 16」に規定する交通費は実費とする。

４　服薬管理指導料４

（１）　服薬管理指導料４は、オンライン服薬指導等を行った場合に、以下の区分により算定する。

ア　服薬管理指導料「４のイ」

３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもの

イ　服薬管理指導料「４のロ」

在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なもの（ただし、ウを除く。）

ウ　服薬管理指導料「４のハ」

在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なもののうち、状態の変化等を伴うもの

エ　服薬管理指導料「４のニ」

アからウまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者

（イ）　初めて処方箋を提出した患者

（ロ）　３月を超えて再度処方箋を提出した患者

（ハ）　３月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの

（２）　服薬管理指導料４の留意点

ア　オンライン服薬指導等により、「必要な指導等」として１の（４）に掲げる事項を行うこと。

イ　患者の薬剤服用歴等を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴等及び服用中の医薬品等について確認すること。また、患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が継続的及び一元的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載すること。

ウ　当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を患者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。

エ　薬剤を患者に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。

（３）　服薬管理指導料「４のロ」の留意点

ア　服薬管理指導料「４のロ」は、訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた薬剤管理指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、在宅患者訪問薬剤管理指導料１から３まで並びに服薬管理指導料「４のロ」を合わせて月４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ月８回）に限り算定する。

イ　当該指導料は、保険薬剤師１人につき、在宅患者訪問薬剤管理指導料１から３までと合わせて週 40 回に限り算定できる。

ウ　訪問診療を行った医師に対して、在宅患者オンライン薬剤管理指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。

エ　在宅患者訪問薬剤管理指導料又は服薬管理指導料「４のロ」を月２回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定回数は週１回を限度する。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者については、在宅患者訪問薬剤管理指導料１から３までと合わせて週２回かつ月８回に限り算定できる。

（４）　服薬管理指導料「４のハ」の留意点

服薬管理指導料「４のハ」は、訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の変化等に伴い、情報通信機器を用いた薬剤管理指導を行った場合（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料１及び２並びに服薬管理指導料「４のハ」を合わせて月４回（末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者にあっては、月８回）に限り算定する。この場合において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は算定できない。

５　麻薬管理指導加算

（１）　麻薬管理指導加算は、当該患者又はその家族等に対して、調剤後、継続的に電話等により投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

（２）　（１）の電話等による確認方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に一方的に情報発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信すること）のみでは継続的服薬指導を実施したことにはならないため、個々の患者の状況等に応じた必要な対応を行うこと。

（３）　（１）の麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版　がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修　厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班」）等

の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

6　特定薬剤管理指導加算１

（１）　特定薬剤管理指導加算１は、服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、特に安全管理が必要な医薬品が処方された患者又はその家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤についてこれまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定する。なお、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（日本薬剤師会）等を参照し、特に安全管理が必要な医薬品に関して薬学的管理及び指導等を行う上で必要な情報については事前に情報を収集することが望ましいが、薬局では得ることが困難な診療上の情報の収集については必ずしも必要とはしない。

（２）　イについては、新たに当該医薬品が処方された場合に限り、算定することができる。

（３）　ロについては、次のいずれかに該当する患者に対して指導を行った場合をいう。

ア　特に安全管理が必要な医薬品の用法又は用量の変更に伴い保険薬剤師が必要と認めて指導を行った患者

イ　患者の副作用の発現状況、服薬状況等の変化に基づき保険薬剤師が必要と認めて指導を行った患者

（４）　「特に安全管理が必要な医薬品」とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤（内服薬に限る。）、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る。）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤及び抗ＨＩＶ薬をいう。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。

（５）　特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、保険薬剤師が必要と認める薬学的管理及び指導を行うこと。この場合において、当該加算は処方箋受付１回につき１回に限り算定する。なお、イ及びロのいずれにも該当する場合であっても、重複して算定することはできない。

（６）　対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴等に記載すること。なお、従来と同一の処方内容の場合は、ロとして特に指導が必要と保険薬剤師が認めた場合に限り算定することができるが、この場合において、特に指導が必要と判断した理由の要点を薬剤服用歴等に記載すること。

7　特定薬剤管理指導加算２

（１）　特定薬剤管理指導加算２は、医科点数表の「Ｂ００１－２－12」の「注８」に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対して、抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬局の保険薬剤師が以下のアからウまでの全てを実施した場合に算定する。

ア　当該患者のレジメン（治療内容）等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うこと。

イ　当該患者が注射又は投薬されている抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、電話等により服用状況、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者又はその家族等に確認すること。

ウ　イの確認結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供すること。

（２）　「抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬局」とは、患者にレジメン（治療内容）等を交付した保険医療機関の処方箋に基づき、保険薬剤師が抗悪性腫瘍剤又は制吐剤等の支持療法に係る薬剤を調剤する保険薬局をいう。

（３）　特定薬剤管理指導加算２における薬学的管理及び指導を行おうとする保険薬剤師は、原則として、保険医療機関のホームページ等でレジメン（治療内容）等を閲覧し、あらかじめ薬学的管理等に必要な情報を把握すること。

（４）　電話等による患者の服薬状況及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等の確認は、電話の他、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）による連絡及び患者が他の保険医療機関の処方箋を持参した際の確認が含まれる。電話又はビデオ通話により患者に確認を行う場合は、あらかじめ患者に対し、電話又はビデオ通話を用いて確認することについて了承を得ること。

（５）　患者の緊急時に対応できるよう、あらかじめ保険医療機関との間で緊急時の対応方法や連絡先等について共有することが望ましい。また、患者の服薬状況の確認において、重大な副作用の発現のおそれがある場合には、患者に対して速やかに保険医療機関に連絡するよう指導することや受診勧奨を行うことなどにより、必要な対応を行うこと。

（６）　当該加算の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。

（７）　特定薬剤管理指導加算２は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

（８）　患者１人につき同一月に２回以上の情報提供を行った場合においても、当該加算の算定は月１回のみとする。

（９）　抗悪性腫瘍剤等に関する患者の服用状況及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等の確認を行う際に、他の保険医療機関又は他の診療科で処方された薬剤に係る情報を得た場合には、必要に応じて、患者の同意を得た上で、当該他の保険医療機関等に情報提供を行うこと。この場合において、所定の要件を満たせば服薬情報等提供料を算定できる。

８　特定薬剤管理指導加算３

（１）　服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、処方された医薬品について、保険薬剤師が患者に重点的な服薬指導が必要と認め、必要な説明及び指導を行ったときに患者１人につき当該医薬品に関して最初に処方された１回に限り算定する。

（２）　イについては、「１０の２」調剤管理料の１の(1)を踏まえ、「当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合」とは、以下のいずれかの場合をいう。

・ＲＭＰの策定が義務づけられている医薬品について、当該医薬品を新たに処方された場合に限り、患者又はその家族等に対し、ＲＭＰに基づきＲＭＰに係る情報提供

資材を活用し、副作用、併用禁忌等の当該医薬品の特性を踏まえ、適正使用や安全性等に関して十分な指導を行った場合

・処方された薬剤について緊急安全性情報、安全性速報が新たに発出された場合等に、安全性に係る情報について提供及び十分な指導を行った場合

（３） ロに示す「調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合」とは、以下のいずれかの場合をいう。

・後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合

・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合

・バイオ医薬品の一般名処方による処方箋の交付を受けた患者又はバイオ後続品の銘柄名処方による処方箋の交付を受けた患者に対して、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合

（４） 対象となる医薬品が複数処方されている場合に、処方箋受付１回につきそれぞれ１回に限り算定するものであること。また、複数の項目に該当する場合であっても、重複して算定することができない。

（５） 特定薬剤管理指導加算３を算定する場合は、それぞれの所定の要件を満たせば特定薬剤管理指導１又は特定薬剤管理指導加算２を算定できる。

（６） 薬剤服用歴等には、対象となる医薬品が分かるように記載すること。また、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。

９ 乳幼児服薬指導加算

（１） 乳幼児服薬指導加算は、乳幼児に係る処方箋の受付の際に、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

（２） 乳幼児服薬指導加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。

10 小児特定加算

（１） 小児特定加算は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の６第２項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る調剤において、患者又はその家族等に患者の服薬状況等を確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

（２） 小児特定加算は、次に掲げる薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

ア 患者の服薬状況及び服薬管理を行う際の希望等について、患者又はその家族等から聞き取り、当該患者の薬学的管理に必要な情報を収集する。

イ アにおいて収集した情報を踏まえ、薬学的知見に基づき調剤方法を検討し調剤を行うとともに、服用上の注意点や適切な服用方法等について服薬指導を行う。

（３） 小児特定加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。

（４） 当該加算は乳幼児服薬指導加算と併算定することはできない。

11 吸入薬指導加算

（１） 吸入薬指導加算は、患者が吸入薬を適切に使用し、治療効果の向上や副作用の回避に繋がるよう、以下のア及びイを行った場合に６月に１回に限り算定する。ただし、当該患者に対し他の吸入薬が処方された場合であって、必要な吸入指導等を別に行ったときには、前回の吸入薬指導加算の算定から６月以内であっても算定できる。

ア 喘息又は慢性閉塞性肺疾患に対して吸入薬を用いる患者の場合は、文書及び練習用吸入器等を用いて、吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行うこと。また、インフルエンザウイルス感染症に対して吸入薬を用いる患者の場合は、保険薬剤師による看視の下、吸入させること。

イ 保険医療機関に対し、吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと。

（２） 当該加算に係る指導は以下のア又はイの場合に、患者又はその家族等の同意を得て行うものであること。

ア 保険医療機関からの求めがあった場合

イ 患者又はその家族等の求めがあった場合等、吸入指導の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき

（３） 当該加算に係る吸入指導を行うに当たっては、日本アレルギー学会が作成する「アレルギー総合ガイドライン」等を参照して行うこと。

（４） （１）の「吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと」とは、吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等について、保険医療機関に情報提供することであり、文書の他、手帳により情報提供することでも差し支えない。ただし、患者への吸入指導等を行った結果、患者の当該吸入薬の使用について疑義等がある場合には、処方医に対して必要な照会を行うこと。

（５） 当該加算の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。

（６） 当該加算は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

12 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算

（１） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、患者若しくはその家族等の求めに応じて又はかかりつけ薬剤師が必要性を認めた場合において、前回の調剤後から、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況及び残薬状況等の継続的な確認並びに必要な指導等を個別に実施していた場合に、再度処方箋を受け付けたときに、３月に１回に限り算定する。

（２） 算定対象となる患者は、以下のいずれにも該当するものとする。

ア 服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定していること。

イ 直近６月以内に外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料１若しくは２又は調剤管理

料の調剤時残薬調整加算若しくは薬学的有害事象等防止加算を算定していること。ただし、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行うことによって当該算定に係る問題（残薬等）が解消されている場合を除く。

（3） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算の留意点

ア　あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

（イ） フォローアップの電話等にて、実施する聞き取りや指導等の内容

（ロ） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算により発生する患者自己負担額

イ　（1）の電話等によるフォローアップの方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に対し一方的に情報を発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信することその他画一的な内容の通知を行うこと）のみでは、継続的服薬指導を実施したものとは認められない。また、フォローアップにおける服薬状況及び残薬状況等の継続的な確認並びに必要な指導等については、個々の患者の状況等に応じて、双方向性を有する方法により必要な確認及び指導を行う必要があることから、アプリケーション上で患者が定型的な設問に対するチェック又は入力を行うのみで完結する形式の対応についても、当該患者の服薬状況、副作用の有無その他の状態を踏まえた個別具体的な確認及び必要な助言等を伴わない場合には、当該加算の算定の対象とならない。

ウ　（1）の「前回の調剤後」については、調剤した当日は含まれない。また、「当該患者が再度処方箋を持参するまでの間」については、処方箋を持参する当日は含まれない。なお、フォローアップを実施する要因となった処方箋を発行した医療機関以外からの処方箋を持参した場合は、これに含まれない。

エ　電話等によりフォローアップした旨及び日時、実施した聞き取りや指導等の内容等について、薬剤服用歴等に記載すること。

オ　電話等により患者の服薬状況等の確認を行った結果、速やかに保険医療機関に伝達すべき患者の服薬中の体調の変化等の情報を入手した場合は、当該情報を患者が受診中の保険医療機関に提供するとともに、必要に応じて保険医療機関への受診勧奨を行うこと。

カ　かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行ったにもかかわらず、残薬等の問題が解消されないときは、みだりにかかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行うのではなく、解消されなかった理由や背景等を検証した上で改善策を講じること。また、検証内容及び改善策について薬剤服用歴に記載すること。

キ　かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務は、前回調剤した日に行うのではなく、受診間隔（調剤間隔）等を考慮して薬学的観点から適切と考えられる時に行うこと。

（4） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、調剤後薬剤管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、同月において算定できない。

（5） 複数の保険薬局において服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定していた場合は、いずれの保険薬局もかかりつけ薬剤師フォローアップ加算を算定できない。

（６） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

13　かかりつけ薬剤師訪問加算

（１） かかりつけ薬剤師訪問加算は、患者又はその家族等の求めに応じて、患家に訪問して、服用薬の管理方法の指導及び残薬の整理等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合に、６月に１回に限り算定する。

（２） 算定対象となる患者は、服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定しているものとする。

（３） かかりつけ薬剤師訪問加算の留意点

ア　あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

（イ） 患家を訪問して、実施する指導等の内容

（ロ） かかりつけ薬剤師訪問加算により発生する患者自己負担額（交通費を含む。）

イ　患家を訪問した旨、患家における残薬状況、実施した指導等の内容等について、薬剤服用歴等に記載すること。

（４） 「注 16」に規定する交通費は実費とする。

（５） かかりつけ薬剤師訪問加算は、外来服薬支援料１、施設連携加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料、服薬情報等提供料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、算定できない。

（６） 複数の保険薬局において服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定していた場合は、いずれの保険薬局もかかりつけ薬剤師訪問加算を算定できない。

（７） 特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

（８） かかりつけ薬剤師訪問加算は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

14　服薬管理指導料の特例（手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局が算定する服薬管理指導料）

（１） 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、３月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導料の算定回数の割合が 50%以下である保険薬局であること。算定回数の割合は小数点以下を四捨五入して算出する。

（２） 当該特例への該当性は、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年５月１日から当年４月 30 日までの服薬管理指導料の実績をもって判断し、当年６月１日から翌年５月 31 日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。

（３） 当該特例に該当した場合であっても、直近３月間における（１）の割合が 50%を上回った場合には、（２）にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

（４） 当該特例を算定する場合は、調剤管理料及び服薬管理指導料の加算は算定できない。

区分１４の２　外来服薬支援料

１　外来服薬支援料１

（１）　外来服薬支援料１は、保険薬局の保険薬剤師が、自己による服薬管理が困難な外来の患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じ、当該患者又はその家族等が持参した服薬中の薬剤について、治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を判断し、当該薬剤を処方した保険医にその必要性につき了解を得た上で、一包化や服薬カレンダー等の活用により薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援した場合に、「注１」及び「注２」を合わせて服薬支援１回につき、月１回に限り算定する。また、患者の来局時のほか、患者の求めに応じて保険薬剤師が患者を訪問して服用薬の整理等を行った場合でも算定できる。この場合、訪問に要した交通費（実費）は患家の負担とする。なお、服薬管理を容易にするような整理を行わずに単に服薬指導を行っただけでは算定できない。また、服用薬の整理等の支援を行った場合においては、当該支援が必要となった背景、理由等を分析し薬学的管理を実施するとともに、同様の支援が今後必要とならないように努めること。

（２）　「注１」については、外来服薬支援を行うに当たり、患者が、当該保険薬局で調剤した薬剤以外に他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤を服用していないか確認し、極力これらの薬剤も含めて一包化や服薬カレンダー等の活用により整理するよう努める。また、実際にこれらの薬剤も含めて服薬支援を行う場合には、重複投薬、相互作用等の有無を確認し、処方医に必要な照会を行い、適切な措置を講じる。なお、患者に対する服薬中の薬剤の確認や処方医への照会等を行った上で、結果として、他の保険薬局で調剤された薬剤又は保険医療機関で院内投薬された薬剤のみについて服薬支援を行うこととなった場合（当該保険薬局で調剤を受けていない患者が持参した、他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤について服薬支援を行う場合を含む。）でも算定できる。

（３）　「注２」については、患者が保険薬局に持参した服用中の薬剤等の服薬管理を行い、その結果を関係する保険医療機関へ情報提供した場合に算定できる。算定に当たっては、あらかじめ、患者又はその家族等に対して、保険薬局へ服用中の薬剤等を持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を提供し、患者等が薬剤等を持参することで服薬管理を行う取組（いわゆるブラウンバッグ運動）を周知しておく。この場合において、外来服薬支援料１は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

（４）　外来服薬支援料１に係る外来服薬支援は、処方箋によらず、調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行うものであるため、薬剤の一包化を行った場合でも、調剤基本料等の調剤技術料は算定できない。

（５）　薬剤の一包化による服薬支援は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、治療上の必要性が認められる場合に行うものである点に留意する。

（６） 外来服薬支援料１を算定する場合は、服薬支援に係る薬剤の処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容並びに当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴等に記載する。

（７） 外来服薬支援料１は、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については算定できない。また、現に他の保険医療機関又は保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている患者についても算定できない。

（８） 外来服薬支援料１は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

２ 外来服薬支援料２

（１） 外来服薬支援料２は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、保険薬局の保険薬剤師が治療上の必要性が認められると判断した場合に、医師の了解を得た上で、処方箋受付ごとに、当該保険薬局で一包化及び必要な指導を行い、患者の服薬管理を支援した場合について評価するものである。

（２） 外来服薬支援料２は、処方箋受付１回につき１回算定できるものであり、投与日数が 42 日分以下の場合には、一包化を行った投与日数が７又はその端数を増すごとに 34 点を加算した点数を、投与日数が 43 日分以上の場合には、投与日数にかかわらず 240 点を算定する。この場合において、外来服薬支援料１は算定できない。

（３） 一包化とは、服用時点の異なる２種類以上の内服用固形剤又は１剤であっても３種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与することをいう。なお、一包化に当たっては、錠剤等は直接の被包から取り出した後行うものである。

（４） 保険薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、その旨及び保険薬剤師が一包化を必要と認めた理由を薬剤服用歴等に記載する。

（５） 患者の服薬管理を支援するため、一包化した当該保険薬局の保険薬剤師が必要な服薬指導を行った上で、調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、必要に応じ処方医に情報提供する。

（６） 患者の服薬及び服用する薬剤の識別を容易にすること等の観点から、錠剤と散剤を別々に一包化した場合、臨時の投薬に係る内服用固形剤とそれ以外の内服用固形剤を別々に一包化した場合等も算定できるが、処方箋受付１回につき１回に限り算定する。

（７） 同一保険薬局で同一処方箋に係る分割調剤（調剤基本料の「注９」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤又は「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。）をした上で、２回目以降の調剤について一包化を行った場合は、１回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数を所定点数に加算する。

（８） 外来服薬支援料２を算定した範囲の薬剤については、自家製剤加算及び計量混合調剤加算は算定できない。

（９） 外来服薬支援料２を算定する場合は、当該処方箋の調剤に係る調剤技術料を同時に算定できる。

(10) 医薬品医療機器等法において、調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与えない定

型的な業務であって、他の薬局開設者に委託を行うことが認められているものについて委託を行う場合は、委託する保険薬局が外来服薬支援料２を算定すること。なお、受託する薬局においては、当該処方箋受付に係る調剤報酬については算定することができない。なお、この場合の費用については両者の合議とする。

(11)　外来服薬支援料２は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

３　施設連携加算

（１）　施設連携加算は、保険薬剤師が患者の入所している地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を訪問し、当該施設職員と協働して、日常の服薬管理が容易になるよう薬学的観点から支援や指導等を実施することを評価するものである。

（２）　当該患者又はその家族等の同意を得て、当該薬剤を処方した保険医にその必要性につき了解を得た上で実施すること。

（３）　当該患者の服薬状況等に基づき継続的に適切な服薬が行えるよう、特に重点的な服薬管理の支援を行うことが必要な以下のいずれかの場合に限り、外来服薬支援料２に加えて算定することとし、該当する理由について、調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設への入所時であって、服用している薬剤が多く、入所後の服薬管理について当該施設職員と協働した服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

イ　新たな薬剤が処方された若しくは薬剤の用法又は用量が変更となった患者のうち、これまでの服薬管理とは異なる方法等での服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

ウ　患者が服薬している薬剤に関する副作用等の状況、体調の変化等における当該施設職員からの相談に基づき保険薬剤師が当該患者の服薬状況等の確認を行った結果、これまでの服薬管理とは異なる方法等での服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

（４）　日常の服薬管理が容易になるような支援については、当該保険薬局が調剤した薬剤以外に他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤等の調剤済みの薬剤も含めて一包化等の調製を行うこと。

（５）　（１）の当該施設職員との協働した服薬管理については、施設における患者の療養生活の状態を保険薬剤師自らが直接確認し、薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診に関する情報、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服用、相互作用、実施する服薬支援措置、施設職員が服薬の支援・管理を行う上で留意すべき事項等に関する確認等を行った上で実施すること。また、実施した内容の要点を薬剤服用歴等に記載すること。

（６）　単に当該施設の要望に基づき服用薬剤の一包化等の調製を行い、当該施設の職員に対して服薬の支援・管理に関する情報共有等を行ったのみの場合は算定できない。

区分１４の３　服用薬剤調整支援料

（１）　服用薬剤調整支援料１

ア　服用薬剤調整支援料１は、内服を開始して４週間以上経過した内服薬６種類以上を保険薬局で調剤している患者に対して、当該保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の意向を踏まえ、当該患者の服薬アドヒアランス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合について評価したも

のである。

イ　服用薬剤調整支援料１は、当該保険薬局で調剤している当該内服薬の種類数が２種類以上（うち少なくとも１種類は当該保険薬局の保険薬剤師が提案したものとする。）減少し、その状態が４週間以上継続した場合に算定する。

ウ　保険医療機関名及び保険医療機関における調整前後の薬剤の種類数を調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ　調剤している内服薬の種類数に屯服薬は含めない。また、当該内服薬の服用を開始して４週間以内の薬剤については、調整前の内服薬の種類数から除外する。また、調剤している内服薬と同一薬効分類の有効成分を含む配合剤及び内服薬以外の薬剤への変更を保険薬剤師が提案したことで減少した場合は、減少した種類数に含めない。

オ　内服薬の種類数の計算に当たっては、錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤及び液剤については、１銘柄ごとに１種類として計算する。

カ　患者の服用する薬剤の副作用の可能性の検討等を行うに当たっては、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（厚生労働省）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」（厚生労働省）、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（厚生労働省）及び日本老年医学会の関連ガイドライン（高齢者の安全な薬物療法ガイドライン）等を参考にすること。

キ　保険薬剤師は処方医へ提案を行う際に、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに薬学的見地から検討した内容を薬剤服用歴等に記載する。また、保険医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報は、薬剤服用歴等に添付する等の方法により保存しておくこと。

ク　当該保険薬局で服用薬剤調整支援料１を１年以内に算定した場合においては、前回の算定に当たって減少した後の内服薬の種類数から更に２種類以上減少したときに限り、新たに算定することができる。

（２）　服用薬剤調整支援料２

ア　服用薬剤調整支援料２は、複数の保険医療機関から内服薬が合計で６種類以上処方されている患者に対して、患者若しくはその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が、当該患者の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、患者の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価（以下「服用薬剤総合評価」という。）を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合に、同一の患者に対して６月に１回に限り、かかりつけ薬剤師１人につき月４回まで算定することができる。

イ　服用薬剤調整支援料２の算定に当たっては、服用薬剤総合評価を行うために必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師が服用薬剤総合評価を行うこと。「服用薬剤総合評価を行うために必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師」とは、日本老年薬学会の提供する老年薬学服薬総合評価研修会を修了したかかりつけ薬剤師又は日本老年薬学会が定める老年薬学認定薬剤師であるかかりつけ薬剤師をいう。

ウ　服用薬剤総合評価の実施に当たっては、別紙様式２を用いるとともに、薬剤服用歴に保存すること。

エ　服用薬剤調整支援料２の算定にあたっては、服用薬剤総合評価として、次に掲げる事

項を全て行うこと。なお、主観的情報の聴取にあたっては、「ポリファーマシー対策のための持参薬鑑別評価シート開発に関する研究」（国立高度専門医療研究センター横断的研究推進費）で作成された「おくすり問診票」を必要に応じて活用すること。

（イ） 薬物治療に関する患者又はその家族等からの主観的情報の聴取

（ロ） 検査値等の薬物治療に必要な客観的情報の収集

（ハ） 服薬支援に必要な患者の生活状況及び意向に関する情報の聴取

（ニ） 各服用薬剤がもたらす治療効果及び有害事象の評価

（ホ） 解決すべき薬剤関連問題の特定及び整理

（ヘ） 服用薬剤調整後の観察計画及び対応案の立案

オ　服用薬剤総合評価の実施に当たっては、日本老年医学会及び日本老年薬学会が作成する「日本版抗コリン薬リスクスケール」や「高齢者施設の服薬簡素化提言」を参照すること。

カ　服用薬剤調整支援料２は、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものについて、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している場合であっても、「１０の３」服薬管理指導料の２（２）に掲げる事項に基づき、患者からかかりつけ薬剤師としての同意を取得した上で、服用薬剤総合評価を実施したときは、算定可能である。

キ　服用薬剤調整支援料２の算定にあたっては、あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

（イ） 服用薬剤総合評価を実施する意義

（ロ） 服用薬剤調整支援料２により発生する患者自己負担額

ク　服用薬剤調整支援料２の実施にあたっては、次に掲げる事項等を患者又はその家族等に対して結果の伝達を行うこと。ただし、患者又はその家族等に対して結果の伝達を行う際には、一律の内容ではなく、患者若しくはその家族等又は医療従事者との関係性等を踏まえて内容を適宜変更すること。

（イ） 患者への聞き取り等により確認した内容

（ロ） 薬物有害事象であると疑われる症状

（ハ） 服薬の状況（薬剤の管理状況等も含む。）

（ニ） 医療従事者と共有する内容

（ホ） 今後生活を送る上での注意点

ケ　服用薬剤調整支援料２は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

コ　服用薬剤調整支援料２は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

サ　服用薬剤調整支援料２は、令和８年６月１日から令和９年５月 31 日までの間は算定できない。

区分１４の４　調剤後薬剤管理指導料

（１） 調剤後薬剤管理指導料１は、新たに糖尿病用剤が処方等された患者に対し、薬物治療を適切に継続する観点から、地域支援・医薬品供給対応体制加算の２から５までのいずれかを届け出ている保険薬局の保険薬剤師が、調剤後に電話等により、その使用状況、患者の

服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導を行うとともに、その結果等を受診中の保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定する。

（２）　（１）の「新たに糖尿病用剤が処方等された患者」とは次のいずれかに該当する患者をいう。

ア　新たに糖尿病用剤が処方された患者

イ　糖尿病用剤の用法・用量の変更があった患者

（３）　調剤後薬剤管理指導料２は、心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者に対し、薬物治療を適切に継続するとともに、特に入院歴を有する慢性心不全患者の再入院を抑制する観点から、地域支援・医薬品供給対応体制加算の２から５までのいずれかを届け出ている保険薬局の保険薬剤師が、調剤後に電話等により、その使用状況、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導を行うとともに、その結果等を受診中の保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定する。なお、当該指導料に係る薬剤の調剤と同日に電話等により使用状況の確認等を行った場合には算定できない。

（４）　（３）の「心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者」とは、日本循環器学会及び日本心不全学会が作成する最新の「急性・慢性心不全診療ガイドライン」等を参照し、複数の作用機序の異なる循環器疾患に係る治療薬の処方を受けている慢性心不全患者をいう。

（５）　調剤後薬剤管理指導料に係る電話等による当該治療薬の服薬状況の確認等は、以下のいずれかの場合に患者の同意を得て行うものであること。なお、電話等による確認方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に一方的に情報発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信すること）のみでは、継続的服薬指導を実施したことにはならず、個々の患者の状況等に応じて必要な対応を行うこと。

ア　保険医療機関からの求めがあった場合

イ　患者若しくはその家族等の求めがあり、保険薬剤師が調剤後の薬剤管理指導を必要と認め、医師の了解を得た場合

（６）　調剤後薬剤管理指導料に係る調剤後の糖尿病又は慢性心不全の治療薬の服薬状況等の確認は、処方医等の求めに応じて実施するものであり、計画的な電話等による確認を原則とすること。この場合において、あらかじめ患者等に対し、電話等を用いて確認することについて了承を得ること。

（７）　電話等による患者の糖尿病又は慢性心不全の治療薬の服薬状況等の確認を行った結果、速やかに保険医療機関に伝達すべき患者の服薬中の体調の変化等の情報を入手した場合は、当該情報を患者が受診中の保険医療機関に提供するとともに、必要に応じて保険医療機関への受診勧奨を行うこと。

（８）　医療機関への情報提供に当たっては、単に確認された服薬状況、副作用の状況を記載して情報提供するだけでなく、医療機関との連携の下で、処方医等の求めに応じた情報の収集と、薬学的分析及び評価に基づく情報提供を実施するとともに、必要に応じて処方に係る提案等を行うこと。この際、体重の増減、塩分摂取、飲水の状況など、薬学的管理に密接に関係する情報も積極的に収集し、活用することが望ましい。また、医療従事者間のＩＣＴを活用した服薬状況等の情報共有等により対応した場合には、処方提案等の行為を行

った日時が記録され、必要に応じてこれらの内容を随時確認できることが望ましい。

（９） 当該指導料に係る薬剤の調剤と同日及びその次に処方箋を受け付ける日に電話等により使用状況の確認等を行った場合には算定できない。なお、電話等により使用状況の確認等を行った結果、受診勧奨により患者が保険医療機関を受診し、その処方箋を持参した場合及び調剤後薬剤管理指導料の要因となった処方箋を発行した医療機関以外からの処方箋を持参した場合は、この限りではない。

(10) 調剤後薬剤管理指導料の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。

(11) 調剤後薬剤管理指導料は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

区分１５　在宅患者訪問薬剤管理指導料

１　在宅患者訪問薬剤管理指導料

（１） 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）を行う旨を地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局の保険薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に、在宅患者訪問薬剤管理指導料１から３まで及び服薬管理指導料「４のロ」を合わせて月４回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ月８回）に限り算定する。在宅患者訪問薬剤管理指導料は、定期的に訪問して訪問薬剤管理指導を行った場合の評価であり、継続的な訪問薬剤管理指導の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族又は介助者等の助けを借りずに来局ができる者等は、来局が容易であると考えられるため、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。なお、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。また、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。

（２） 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、単一建物診療患者の人数に従い算定する。ここでいう「単一建物診療患者の人数」とは、当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導料を算定する者の人数をいう。なお、ユニット数が３以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する人数を、単一建物診療患者の人数とみなすことができる。

（３） 「在宅での療養を行っている患者」とは、保険医療機関又は介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいう。ただし、「要介護被保険者等である患者について

療養に要する費用の額を算定できる場合」（平成20年厚生労働省告示第128号）、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日保医発第0331002号）等に規定する場合を除き、患者が医師若しくは薬剤師の配置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合又は現に他の保険医療機関若しくは保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合には、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。

（４） 在宅協力薬局

ア （３）にかかわらず、訪問薬剤管理指導を主に行っている保険薬局（以下「在宅基幹薬局」という。）が、連携する他の保険薬局（以下「在宅協力薬局」という。）と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には、在宅基幹薬局の保険薬剤師に代わって当該患者又はその家族等に訪問薬剤管理指導を行うことについて、あらかじめ当該患者又はその家族等の同意を得ている場合であって、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が訪問薬剤管理指導を行ったときには、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できる。ただし、訪問薬剤管理指導に係る費用については、在宅基幹薬局と在宅協力薬局の合議とする。

イ 在宅協力薬局の保険薬剤師が在宅基幹薬局の保険薬剤師に代わって訪問薬剤管理指導を行った場合には、薬剤服用歴等を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有することとするが、訪問薬剤管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告等は在宅基幹薬局が行う。なお、調剤報酬明細書に当該訪問薬剤管理指導を行った在宅協力薬局名及び当該訪問薬剤管理指導を行った日付を記載する。また、在宅協力薬局が処方箋を受け付け、調剤を行った在宅協力薬局が訪問薬剤管理指導を行った場合には、算定については、調剤技術料及び薬剤料等は在宅協力薬局、また、在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定は在宅基幹薬局が行うこととし、調剤報酬明細書の摘要欄には在宅協力薬局が処方箋を受け付けた旨を記載する。

（５） 薬学的管理指導計画

ア 「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じ、処方医と相談するとともに、他の医療関係職種（歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師、訪問看護ステーションの看護師等）との間で情報を共有しながら、患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、薬剤特性（薬物動態、副作用、相互作用等）を確認した上、実施すべき指導の内容、患家への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

イ 策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴等に添付する等の方法により保存する。

ウ 薬学的管理指導計画は、原則として、患家を訪問する前に策定する。

エ 訪問後、必要に応じ新たに得られた患者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。

オ 薬学的管理指導計画は少なくとも１月に１回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

（６） 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、訪問薬剤管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供する。

（７） 訪問薬剤管理指導は、当該保険薬局の調剤した薬剤の服用期間内に、患者の同意を得

て実施する。なお、調剤を行っていない月に訪問薬剤管理指導を実施した場合は、当該調剤年月日及び投薬日数を調剤報酬明細書の摘要欄に記入する。

（８） 在宅患者訪問薬剤管理指導料及び服薬管理指導料「４のロ」を合わせて月２回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定回数は、週１回を限度とする。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者については、服薬管理指導料「４のロ」と合わせて週２回かつ月８回に限り算定できる。

（９） 保険薬剤師１人につき在宅患者訪問薬剤管理指導料１、２及び３並びに服薬管理指導料「４のロ」を合わせて週 40 回に限り算定できる。

(10) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問の実施日、訪問した保険薬剤師の氏名

イ 処方医から提供された情報の要点

ウ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）

エ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

オ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点

カ 在宅協力薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行った場合には、（４）のイで規定する事項

(11) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、服薬管理指導料（服薬管理指導料「４のロ」及び「４のハ」は除く。）は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤を行った場合を除いて算定できない。また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、外来服薬支援料１又は服薬情報等提供料は算定できない。

(12) １つの患家に在宅患者訪問薬剤管理指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が２人以上いる場合は、患者ごとに「単一建物診療患者が１人の場合」を算定する。また、単一の建築物において、当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が、当該建築物の戸数の 10%以下の場合又は当該建築物の戸数が 20 戸未満であって、当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が２人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が１人の場合」を算定する。

(13) 当該保険薬局又は在宅協力薬局との連携により、休日及び夜間を含む開局時間外であっても調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できるよう、原則として初回の訪問薬剤管理指導時に（変更があった場合はその都度）、当該保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号及び緊急時の注意事項（在宅協力薬局との連携により、休日及び夜間を含む開局時間外に調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できる体制を整備している保険薬局においては、在宅協力薬局の所在地、名称及び連絡先電話番号等を含む。）等について、

事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が記載された薬袋を含む。）により交付すること。また、やむを得ない事由により、患者又はその家族等からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返しの連絡を行うこと。

(14)　在宅患者訪問薬剤管理指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

(15)　在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しようとする保険薬局は、別紙様式３を用いて、あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出なければならない。

２　麻薬管理指導加算

（１）　麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

（２）　麻薬管理指導加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

（３）　（１）の麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版　がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修　厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班」）等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

（４）　麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（10）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア　訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

イ　訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ　処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

エ　患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

３　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

（１）　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及

び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

（２） 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

（３） 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

（４） 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

（５） 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（10）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

エ 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

（６） 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

４ 乳幼児加算

乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

５ 小児特定加算

小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の６第２項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、乳幼児加算を併算定することはできない。

６ 在宅中心静脈栄養法加算

（１） 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

（２） 当該患者に対し２種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

（３） 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

（４） 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（10）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）

ウ 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

７ その他留意点

（１） 保険薬局（在宅協力薬局を含む。）の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成 24 年３月 31 日以前に「注１」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

（２） 「注８」に規定する交通費は実費とする。

区分１５の２ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

（１） 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の変化等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医（以下この項で単に「保険医」という。）の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、当該保険医に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料１及び２並びに服薬管理指導料

「４のハ」を合わせて月４回に限り算定する。

（２）　（１）の規定にかかわらず、末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る業務を実施する場合は、１と２及び服薬管理指導料「４のハ」を合わせて原則として月８回まで算定できる。ただし、特に医療上の必要がある場合であって、保険医の発行した処方箋に基づくときに限り、月８回を超えて算定することができる。ただし、この場合にあっては、保険医からの指示内容、訪問が必要になった患者の容態等について、必要な薬学的分析を実施し、薬剤服用歴等に記載した上で、当該訪問が必要であった理由を調剤報酬明細書の摘要欄に簡潔に記載すること。

（３）　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料１は、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導の対象疾患の変化等に関して、保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、訪問結果について当該保険医に必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。

（４）　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料２は、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導の対象となっていない疾患の変化等に関して、保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、訪問結果について当該保険医に必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。

（５）　（３）及び（４）については、情報通信機器を用いて療養上必要な薬学的管理指導を行った場合は、服薬管理指導料「４のハ」を算定すること。この場合において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は算定できない。

（６）　（３）から（５）までについては、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。

（７）　「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）に規定する同意を得ている場合において、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が緊急訪問薬剤管理指導を行った場合は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定できる。なお、その場合においては、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）の取扱いに準ずること。

（８）　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア　訪問の実施日、訪問した保険薬剤師の氏名

イ　当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医と連携する他の保険医から緊急の要請があった日付及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨

ウ　訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）

エ　保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

（９） 麻薬管理指導加算

ア　麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ　麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

ウ　アの麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版　がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修　厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班」）等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

エ　麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ） 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ） 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ） 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

(10) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

ア　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ　当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ　必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

エ　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定され

ていない場合は算定できない。

オ　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ）　訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

（ロ）　訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ）　処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ）　患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

カ　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

(11)　乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

(12)　小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の６第２項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、乳幼児加算を併算定することはできない。

(13)　在宅中心静脈栄養法加算

ア　在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ　当該患者に対し２種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

ウ　在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

エ　在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ）　訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有

無などの確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）

（ハ） 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

(14) 保険薬局（在宅協力薬局を含む。）の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成 24 年３月 31 日以前に在宅患者訪問薬剤管理指導料の「注１」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

(15) 「注８」に規定する交通費は実費とする。

(16) 夜間訪問加算、休日訪問加算及び深夜訪問加算

ア 夜間訪問加算、休日訪問加算及び深夜訪問加算は、末期の悪性腫瘍の患者及び注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、保険医の求めにより、以下に掲げる夜間、休日又は深夜時間帯に、保険薬局の保険薬剤師が、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、当該夜間、休日又は深夜に、常態として開局している保険薬局は除く。

（イ） 夜間訪問加算の対象となる時間帯は、午前８時前と午後６時以降であって深夜を除く時間帯とする。ただし、休日訪問加算に該当する休日の場合は、休日訪問加算により算定する。

（ロ） 休日訪問加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日をいう。なお、１月２日、３日、12 月 29 日、30 日及び 31 日は休日として取り扱う。ただし、深夜に該当する場合は深夜訪問加算により算定する。

（ハ） 深夜訪問加算の対象となる時間帯は、深夜（午後 10 時から午前６時までの間）とする。

イ 訪問時間については、保険医から日時指定の指示のある場合を除き、処方箋の受付時間又は保険医の指示より直ちに患家を訪問して薬学的管理及び指導を行った場合に限るものであること。

ウ 夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定する患者については、処方箋の受付時間（又は保険医から指示を受けた時間）及び患家を訪問した時間について、当該患者の薬剤服用歴等に記載すること。

エ 「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）に規定する同意を得ている場合にお

いて、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が当該夜間、休日又は深夜時間帯に緊急訪問薬剤管理指導を行った場合（ただし、当該夜間、休日又は深夜に、常態として開局している場合は除く。）は、夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定できる。なお、その場合においては、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）の取扱いに準ずること。

オ　夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定する保険薬局は、開局時間及び当該加算の費用について、患者又はその家族等に対して説明すること。

(17)　「注 10」については、患家又は宿泊施設若しくは入所中の施設を保険薬剤師が予め定めた訪問の計画以外で訪問し、当該患者又はその家族等（現にその看護に当たっている者及び当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して、必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に「注１」に規定する計画的な訪問薬剤管理指導の実施の有無によらず算定できる。また、この場合において、服薬管理指導料は、別に算定できない。

(18)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の３　在宅患者緊急時等共同指導料

（１）　在宅患者緊急時等共同指導料は、在宅での療養を行っている患者の状態の変化や診療方針の変更等の際、当該患者に対する診療等を行う医療関係職種等（居宅介護支援事業者の介護支援専門員を含む。当該区分において以下同じ。）が一堂に会す等によりカンファレンスを行うことで、より適切な治療方針を立てることが可能となるとともに、カンファレンスの参加者の間で診療方針の変更等の情報を的確に共有することができ、患者及び家族が安心して療養生活を送ることに資することから、そのような取組を評価するものである。

（２）　在宅患者緊急時等共同指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの病状の変化や、診療方針の大幅な変更等の必要が生じたことに伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、関係する医療関係職種等と共同でカンファレンスを行うとともに、共有した当該患者の診療情報及び当該カンファレンスの結果を踏まえ、計画的な訪問薬剤管理指導の内容に加えて、患家を訪問した上で患者に対し療養上必要な薬学的管理指導を行った場合に、月２回に限り算定する。なお、当該カンファレンスを行った日と異なる日に当該薬学的管理指導を行った場合でも算定できるが、当該カンファレンスを行った日以降速やかに薬学的管理指導を行うものであること。また、カンファレンス及びそれに基づく薬学的管理指導１回につき１回に限り算定する。

（３）　（１）及び（２）については、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。また、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。

（４）　当該カンファレンスは、保険薬局の保険薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて参

加することができる。ただし、当該患者に対する診療等を行う医療関係職種等の１者以上は、患家に赴きカンファレンスを行っていること。

（５）　（４）において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。

（６）　在宅患者緊急時等共同指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア　カンファレンス及び薬学的管理指導の実施日、薬学的管理指導を行った保険薬剤師の氏名並びにカンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名

イ　当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医と連携する他の保険医から要請があって患家を訪問し、他の医療関係職種等と共同してカンファレンスを行い、その結果を踏まえて薬学的管理指導を実施した旨及びその理由

ウ　カンファレンスの要点及びカンファレンスの結果を踏まえて実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）

エ　保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

（７）　在宅患者緊急時等共同指導料を算定する場合は、在宅患者訪問薬剤管理指導料は別に算定できない。また、情報通信機器を用いて療養上必要な薬学的管理指導を行った場合は、服薬管理指導料「４のハ」を算定し、在宅患者緊急時等共同指導料は算定できない。

（８）　在宅患者緊急時等共同指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

（９）　麻薬管理指導加算

ア　麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。

イ　麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。

ウ　アの麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版　がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修　厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班」）等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

エ　麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の３」在宅患者緊急時等共同指導料の（６）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ）　訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無など

の確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ） 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ） 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

(10) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

ア 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

エ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。

オ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の３」在宅患者緊急時等共同指導料の（６）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ） 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ） 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ） 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

カ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

(11) 乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

(12)　小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の６第２項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。また、乳幼児加算を併算定することはできない。

(13)　在宅中心静脈栄養法加算

ア　在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ　当該患者に対し２種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

ウ　在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。

エ　在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の３」在宅患者緊急時等共同指導料の（６）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ）　訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）

（ロ）　訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）

（ハ）　処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

(14)　保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急時等共同指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて療養上必要な指導を行った場合の在宅患者緊急時等共同指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成 24 年３月 31 日以前に在宅患者訪問薬剤管理指導料の「注１」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

区分１５の４　退院時共同指導料

（１）　退院時共同指導料は、保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、原則として当該患者が入院している保険医療機関（以下「入院保険医療機関」という。）に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中１回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については２回）に限り算定できる。なお、ここでいう入院とは、医科点数表の第１章第２部通則５に定める入院期間が通算される入院のことをいう。

（２）　退院時共同指導料の共同指導は、保険薬局の薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて共同指導した場合でも算定可能である。

（３）　（２）において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。

（４）　退院時共同指導料は、患者の家族等、退院後に患者の看護を担当する者に対して指導を行った場合にも算定できる。

（５）　退院時共同指導料を算定する場合は、当該患者の薬剤服用歴等に、入院保険医療機関において当該患者に対して行った服薬指導等の要点を記載する。また、患者又はその家族等に提供した文書の写しを薬剤服用歴等に添付する。

（６）　退院時共同指導料は、退院後在宅での療養を行う患者が算定の対象となり、他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者については、対象とはならない。

（７）　退院時共同指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の５　服薬情報等提供料

（１）　服薬情報等提供料は、保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進することを目的とするものである。

（２）　服薬情報等提供料１は、保険医療機関から（５）のアからウに掲げる情報提供の求めがあった場合にその理由とともに、患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合に算定できる。これには、次に掲げる場合が含まれる。なお、残薬に係る情報提供に関しては、単に確認された残薬の状況を記載するだけではなく、その後の残薬が生じないために必要な内容を併せて記載すべきであり、情報提供後の当該患者の服薬状況を継続して把握しておくこと。

ア　処方箋を発行した保険医療機関が患者の服用薬の残薬の報告を求めており、保険薬局において患者の服用薬の残薬を確認し、残薬が生じている場合はその理由を薬学的に分析した上で当該保険医療機関に対して情報提供を行った場合

イ　調剤基本料の「注 11」に掲げる医師の指示による分割調剤及びリフィル処方箋による調剤において、２回目以降の調剤時に患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医に対して情報提供を行った場合

この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。

・残薬の有無

・残薬が生じている場合はその量及び理由

・副作用の有無

・副作用が生じている場合はその原因の可能性がある薬剤の推定

ウ　保険医療機関からの求めに応じ、入院前の患者の服用薬について確認し、依頼元の医療機関に情報提供した場合

（３）　服薬情報等提供料２は、保険薬剤師が患者の服薬状況等について薬学的な分析に基づき患者の薬学的管理に必要な情報を文書により以下のとおり情報提供した場合に算定できる。なお、残薬に係る情報提供に関しては、単に確認された残薬の状況を記載するだけではなく、その後の残薬が生じないために必要な内容を併せて記載するとともに、情報提供後の当該患者の服薬状況を継続して把握しておくこと。

ア　服薬情報等提供料「２のイ」

保険薬局の保険薬剤師が薬剤服用歴等に基づき患者の服薬に関する（５）のアからエまでに掲げる情報提供の必要性を認めた場合であって、患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合。これには、保険薬局において患者の服用薬の残薬、副作用の発現状況等を確認し、処方箋を発行した保険医療機関に対して情報提供を行った場合、現に歯科医療機関を受診している患者について、当該歯科医療機関に対して他の医療機関の処方に基づく当該患者の服用薬、服薬状況等の情報提供を行った場合が含まれる。

イ　服薬情報等提供料「２のロ」

保険薬局の保険薬剤師がリフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に対して当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合。

ウ　服薬情報等提供料「２のハ」

保険薬局の保険薬剤師が薬剤服用歴等に基づき患者の服薬に関する（５）のアからエまでに掲げる情報提供の必要性を認め、介護支援専門員が関与する要介護又は要支援認定を受けた患者で、居宅療養管理指導を同一月に算定していない場合において、患者の同意を得て、当該患者の介護支援専門員に対して、患者の服薬状況等を踏まえた薬学的な分析に基づき、特に必要な情報を文書等により提供した場合。なお、この場合において、介護支援専門員からの情報提供の求めがあった場合においても保険薬局の保険薬剤師が情報提供の必要性を認めたうえで要件を満たせば算定することができる。

（４）　服薬情報等提供料３は、以下の場合に算定できる。

ア　入院を予定している患者について、保険医療機関の求めがあった場合において、患者が服用中の薬剤について、当該患者若しくはその家族等への聞き取り又は他の保険薬局若しくは保険医療機関への聞き取り等により、一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、患者が入院を予定している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合に算定できる。

イ　保険医療機関の求めについては、患者が入院を予定している保険医療機関からの求めのほか、患者が受診している他の保険医療機関からの求めを含む。

ウ　患者の服用薬等については、当該保険薬局で調剤した薬剤、他の保険薬局で調剤された薬剤、保険医療機関で院内投薬された薬剤等を一元的に把握すること。

エ　算定に当たっては、別紙様式１－２又はこれに準ずるものを用いて、以下の内容について保険医療機関への情報提供を行うこと。

・受診中の保険医療機関、診療科等に関する情報

・服用中の薬剤の一覧

・患者の服薬状況

・併用薬剤等の情報

（５）　保険医療機関に対する情報提供の内容は次のとおりとする。

ア　当該患者の服用薬及び服薬状況

イ　当該患者に対する服薬指導の要点

ウ　服薬期間中の患者の状態の変化等、自覚症状がある場合はその原因の可能性がある薬剤の推定

エ　当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報

（６）　服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えや自覚症状がある場合には、患者の自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果を踏まえて服薬指導し、当該分析及び指導の要点を情報提供することとし、また、患者に対する服薬指導は、当該分析結果を踏まえたものとする。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすることが望ましい。

（７）　（５）のエについては、処方箋の記入上の疑義照会等では算定できない。

（８）　保険医療機関への情報提供については、次の場合に算定する。

ア　患者１人につき同一月に２回以上服薬情報等の提供を行った場合においても、月１回のみの算定とする。

イ　複数の保険医療機関の医師又は歯科医師に対して服薬情報等の提供を行った場合は、当該保険医療機関の医師又は歯科医師ごとに月１回に限り算定できる。

ウ　処方箋を発行していない保険医療機関の医師又は歯科医師に対して服薬情報等の提供を行った場合は、必要に応じて処方箋を発行した医療機関の医師又は歯科医師に対して同様の服薬情報等を提供すること。この場合においては、当該保険医療機関の医師又は歯科医師ごとに月１回に限り算定できる。

（９）　介護支援専門員に対して服薬情報等を提供し服薬情報等提供料２を算定した場合であって、処方箋を発行した保険医療機関の医師又は歯科医師に対しても同様の服薬情報等の提供を行った場合においては、服薬情報等提供料２を別に算定できる。ただし、情報提供の内容については、（10）に示すように相手方に応じたものとすること。

(10)　保険医療機関への情報提供に当たっては、別紙様式１－１、別紙様式１－２又はこれに準ずる様式の文書等に必要事項を記載し、患者が現に診療を受けている保険医療機関に交付すること。介護支援専門員への情報提供に当たっては、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」（令和４年度・令和５年度厚生労働科学研究費補助金 長寿科学政策研究事業 薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究）等

を参照されたい。また、介護支援専門員への情報提供については、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」別添の報告書様式及び薬学的評価シートを参考に当該患者の生活様式を踏まえた薬学的分析を行うとともに、情報提供の際には介護支援専門員が理解しやすい表現で実施すること。

(11) 服薬情報等提供料は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に係る情報提供を行った場合は算定できない。

(12) 服薬情報等提供料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の７　経管投薬支援料

（１） 経管投薬支援料は、胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者に対して、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に算定する。

（２） 当該加算に係る服薬支援は、以下の場合に患者の同意を得て行うものであること。

ア　保険医療機関からの求めがあった場合

イ　家族等の求めがあった場合等、服薬支援の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき

（３） 「簡易懸濁法」とは、錠剤の粉砕やカプセルの開封等を行わず、経管投薬の前に薬剤を崩壊及び懸濁させ、投薬する方法のことをいう。

（４） 「必要な支援」とは主に次に掲げる内容をいう。

ア　簡易懸濁法に適した薬剤の選択の支援

イ　患者の家族又は介助者が簡易懸濁法により経管投薬を行うために必要な指導

ウ　必要に応じて保険医療機関への患者の服薬状況及びその患者の家族等の理解度に係る情報提供

（５） 患者１人につき複数回の支援を行った場合においても、１回のみの算定とする。

（６） 患者の服薬状況等を保険医療機関に情報提供した場合であって所定の要件を満たすときは、服薬情報等提供料１、２又は３を算定できる。

（７） 経管投薬支援料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の８　在宅移行初期管理料

（１） 在宅移行初期管理料は、在宅での療養に移行する予定の服薬管理に係る支援が必要な患者に対して、計画的な訪問薬剤管理指導を実施する前に、保険薬剤師が患家を訪問して、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等の多職種と連携しながら、退院時の処方内容を踏まえた薬剤の調整、残薬の整理、適切な服薬方法の提案等の必要な薬学的管理及び指導を行うことを評価するものである。

（２） 在宅移行初期管理料は、以下のア及びイを満たす患者のうち、薬学的管理の観点から保険薬剤師が患家を訪問して特に重点的な服薬支援の行う必要性があると判断したものを対象とする。

ア　認知症患者、精神障害者である患者など自己による服薬管理が困難な患者、児童福祉法

第 56 条の６第２項に規定する障害児である 18 歳未満の患者、６歳未満の乳幼児、末期のがん患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者。

イ　在宅患者訪問薬剤管理指導料（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（いずれも保険薬局の保険薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）に係る医師の指示のある患者。

（３）　（２）のイの場合においては、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（２）及び(12)に規定する単一建物診療患者の取扱いに準ずること。

（４）　必要な薬学的管理及び指導として、薬物療法に係る円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続の観点から、以下に掲げる業務を実施すること。

ア　患者及びその家族等から、服薬状況、居住環境、家族関係等の薬学的管理に必要な情報を収集すること。

イ　患家における残薬の確認及び整理並びに服薬管理方法の検討及び調整を行うこと。

ウ　日常の服薬管理を適切に行うことができるよう、ポリファーマシーへの対応や服用回数を減らすための観点も踏まえ、必要に応じて医師等と使用する薬剤の内容を調整すること。

エ　在宅での療養に必要な情報を当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等の多職種と共有すること。

オ　退院直後の患者の場合は、入院していた医療機関と連携し、入院中の処方内容に関する情報や、患者の退院に際して実施された指導の内容などに関する情報提供文書を活用した服薬支援を実施することが望ましい。

（５）　実施した薬学的管理及び指導の内容等について薬剤服用歴等に記載し、必要に応じて、薬学的管理指導計画書を作成・見直しすること。また、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の医師及び居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対して必要な情報提供を文書で行うこと。なお、この場合の文書での情報提供については、服薬情報等提供料を別途算定できない。

（６）　在宅移行初期管理料は、計画的な訪問薬剤管理指導を実施する前であって別の日に患家を訪問して（４）に掲げる業務を実施した場合に算定する。なお、この場合に実施した服薬管理の支援等については、外来服薬支援料１を別途算定できない。

（７）　在宅移行初期管理料は、当該患者において在宅患者訪問薬剤管理指導料（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（いずれも保険薬局の保険薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）を初めて算定する月又はその前月に在宅移行に係る初期管理を実施した場合に、当該初回算定月に１回に限り算定する。

（８）　在宅移行初期管理料に係る業務について、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）に規定する在宅協力薬局が実施した場合は算定できない。

（９）　（６）に掲げる訪問を実施した日付について、調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(10)　「注２」に規定する交通費は実費とする。

(11)　かかりつけ薬剤師訪問加算を算定している場合については、算定できない。

(12)　在宅移行初期管理料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の９　訪問薬剤管理医師同時指導料

（１） 訪問薬剤管理医師同時指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対し、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を実施している保険薬剤師が、訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に患家を訪問し、薬学的管理指導を行った場合に、６月に１回に限り算定する。

（２） 算定対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）

イ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）

ウ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）を算定している患者

エ 介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）を算定している患者

（３） 同時に訪問を行う「訪問診療を実施している保険医療機関の保険医」は、所属する保険医療機関において在宅時医学総合管理料を算定し、当該患家の患者の主治医であることとする。

（４） 在宅患者緊急時等共同指導料又は在宅移行初期管理料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。

（５） 訪問薬剤管理医師同時指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

区分１５の１０　複数名薬剤管理指導訪問料

（１） 複数名薬剤管理指導訪問料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもののうち、処方医が複数名訪問の必要性があると認めるものに対し、当該患者又はその家族等に同意を得て、当該患者の訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、当該保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員（薬剤師以外の者を含む。）とともに複数名で患家を訪問し、薬学的管理指導を行った場合に算定する。

（２） 算定対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）

イ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が１人の場合に限る。）

ウ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）を算定している患者

エ 介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が１人の場合に限る。）を算定している患者

（３） 複数名薬剤管理指導訪問料の留意点

ア 保険薬局の保険薬剤師が、当該薬剤師以外の職員とともに複数名による訪問を行い、複数名薬剤管理指導訪問料を算定するに当たっては、複数名訪問が必要であると処方医

が認めていることについて、当該処方医が処方箋の備考欄にて示していること等が確認できること。

イ　複数名訪問が必要であると処方医が認めている理由について、当該患者の薬剤服用歴等に記載すること。

ウ　「複数名訪問の必要性」については、保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行うに当たっての利便性に基づく理由によるものではなく、患者が興奮又は攻撃性を示すこと等により、保険薬剤師単独での訪問では当該指導の実施が担保できないおそれがある場合など、当該指導の安全かつ確実な実施を確保する観点から判断されるものであること。

（４）　在宅患者緊急時等共同指導料、在宅移行初期管理料又は訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定できない。

（５）　訪問薬剤管理医師同時指導料は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

＜薬剤料＞

区分２０　使用薬剤料

（１）　投薬時における薬剤の容器を交付する場合は、その実費を徴収できる。

なお、患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることはできない。

（２）　保険薬局が患者に喘息治療剤の施用のため小型吸入器及び鼻腔・口腔内治療剤の施用のため噴霧・吸入用器具（散粉器）を交付した場合は、患者にその実費を負担させて差し支えないが、患者が当該吸入器を返還した場合は当該実費を返還する。

（３）　患者が保険薬局より薬剤の交付を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したため（天災地変その他やむを得ない場合を除く。）再交付された処方箋に基づいて、保険薬局が調剤した場合は、当該薬剤の費用は、患者の負担とする。

（４）　内服用液剤を投与する際には常水（水道水、自然水）を使用するが、特に蒸留水を使用しなければならない理由があれば使用して差し支えない。

（５）　薬包紙、薬袋の費用は、別に徴収又は請求することはできない。

（６）　「注２」の多剤投与の場合の算定

ア　「注２」の算定は、特別調剤基本料Ａ及び特別調剤基本料Ｂを算定する保険薬局に限り、１回の処方箋受付のうち、内服薬（内服用滴剤を含む。以下、（イ）及び（ホ）について同じ。）についてのみ対象とする。

この場合の「種類」については、次のように計算する。

（イ）　内服薬の種類に屯服薬は含めない。

（ロ）　錠剤、カプセル剤については、１銘柄ごとに１種類と計算する。

（ハ）　散剤、顆粒剤、液剤、浸煎薬及び湯薬については、１銘柄ごとに１種類と計算する。

（ニ）　(ハ)の薬剤を混合して服薬できるよう調剤を行ったものについては、１種類とする。

（ホ）　複数の診療科を標榜する同一保険医療機関における異なる診療科の複数の保険医が発行する処方箋を同時に受け付けた場合は、内服薬の「種類」については、それぞれ

の処方箋の内服薬の「種類」を合計して計算する。

イ　「注２」の「所定点数」とは、１回の処方箋受付のうち、所定単位（内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。）にあっては１剤１日分、湯薬にあっては内服薬に準じ１調剤ごとに１日分、内服用滴剤、浸煎薬にあっては１調剤分）ごとの内服薬の薬剤料（単位薬剤料に調剤数量を乗じて得た点数）をいう。

＜特定保険医療材料料＞

区分３０　特定保険医療材料

（１）　保険薬局で交付できる特定保険医療材料とは、別表２に掲げるものとし、次に該当する器材については算定できない。

ア　別表３に掲げる薬剤の自己注射以外の目的で患者が使用する注射器

イ　在宅医療以外の目的で患者が使用する「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

（２）　特定保険医療材料の定義については、「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）を参照すること。

＜その他＞

区分４０　調剤ベースアップ評価料

（１）　当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を評価するものであり、当該施設基準に適合するものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合に、処方箋の受付１回につき、所定点数を算定する。

（２）　当該評価料により得られる収入は、当該算定項目の対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分以外に用いることはできないことに留意すること。

（３）　なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

区分４１　調剤物価対応料

保険薬局において処方箋を受け付けた場合に、３月に１回に限り、所定点数を算定する。

別表１

（１） 服薬管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

項目		算定回数	服薬管理指導料 １イ・２イ	服薬管理指導料 １ロ・２ロ	服薬管理指導料 ３	服薬管理指導料 ４イ・４ニ	服薬管理指導料 ４ロ・４ハ	在宅患者訪問薬剤管理指導料 １	在宅患者訪問薬剤管理指導料 ２・３	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者緊急時等共同指導料	訪問薬剤管理医師同時指導料
調剤管理料等の加算	調剤時残薬調整加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	薬学的有害事象等防止加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
服薬管理指導料の加算 在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算	特定薬剤管理指導加算１	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	特定薬剤管理指導加算２	月１回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	特定薬剤管理指導加算３	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	吸入薬指導加算	６月に１回まで	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	３月に１回まで	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	かかりつけ薬剤師訪問加算	６月に１回まで	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	麻薬管理指導加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	乳幼児服薬指導加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	小児特定加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	１回ごと	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
	在宅中心静脈栄養法加算	１回ごと	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
外来服薬支援料１		月１回まで	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
外来服薬支援料２		処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服用薬剤調整支援料１		月１回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服用薬剤調整支援料２※1		６月に１回まで	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
調剤後薬剤管理指導料１		月１回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
調剤後薬剤管理指導料２		月１回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服薬情報等提供料１		月１回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料２		月１回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料３		３月に１回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
経管投薬支援料		１回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
複数名薬剤管理指導訪問料※2		１回ごと	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×

※１はかかりつけ薬剤師のみ算定可能

（2） 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

項目		算定回数	在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者オンライン薬剤管理指導料※2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料※2	在宅患者緊急時等共同指導料
調剤管理料等の加算	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×	×	×	×
	調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○
	医療情報取得加算	１年に１回まで	○	○	○	○	○
在宅患者訪問薬剤管理指導料等の加算	麻薬管理指導加算	１回ごと	○	△	○	△	○
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	１回ごと	○	×	○	×	○
	乳幼児加算	１回ごと	○	△	○	△	○
	小児特定加算	１回ごと	○	△	○	△	○
	在宅中心静脈栄養法加算	１回ごと	○	×	○	×	○
外来服薬支援料１		月１回まで	×	×	×	×	×
外来服薬支援料２		処方箋受付ごと	○	○	○	○	○
服用薬剤調整支援料１		月１回まで	○	○	○	○	○
服用薬剤調整支援料２		３月に１回まで	○	○	○	○	○
調剤後薬剤管理指導料１		月１回まで	○	○	○	○	○
調剤後薬剤管理指導料２		月１回まで	○	○	○	○	○
服薬情報等提供料１		月１回まで	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料２		月１回まで※1	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料３		３月に１回まで	×	×	×	×	×
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		処方箋受付ごと	○	○	○	○	○
経管投薬支援料		１回まで	○	○	○	○	○

※１ 患者又はその家族等への情報提供の場合を除く。

※２は単一建物診療患者１名のみ算定可能

別表２

○　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンＣ製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

○　万年筆型注入器用注射針

○　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表３

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンＣ製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ　アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤
ブロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤
ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤
イカチバント製剤
サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤
オファツムマブ製剤
ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤
カプラシズマブ製剤
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤

エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインＣ製剤
メコバラミン製剤
ベンラリズマブ製剤
マルスタシマブ製剤
ロザノリキシズマブ製剤
レブリキズマブ製剤
クロバリマブ製剤
パロペグテリパラチド製剤

（別紙様式１－１）

患者の服薬状況等に係る情報提供書

情報提供先保険医療機関名

担当医　　科　　殿

令和　　年　　月　　日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電　　話

（ＦＡＸ）

保険薬剤師氏名　　印

患者氏名 性別（男・女）　生年月日　　年　　月　　日生（　　歳） 住所 電話番号

以下のとおり、情報提供いたします。

情報提供の概要：

１　処方薬の情報 薬剤名等：
２　併用薬剤等（要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報 薬剤名等：
３　処方薬剤の服用状況（アドヒアランス及び残薬等）及びそれに対する指導に関する情報
４　患者、家族又は介護者からの情報（副作用のおそれがある症状及び薬剤服用に係る意向等）
５　薬剤に関する提案
６　その他

［記載上の注意］

１　必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。

２　わかりやすく記入すること。

３　必要な場合には、手帳又は処方箋等の写しを添付すること。

（別添様式１－２）

入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書

入院先保険医療機関名：○○病院
担当者：薬剤部　○○　○○　殿

令和　　年　　月　　日
情報提供元保険薬局の所在地及び名称
電　　話
（ＦＡＸ）
保険薬剤師氏名　　印

◎月▲日より入院予定の△△△△様の服用薬について、ご報告いたします。

患者氏名
性別（男・女）　生年月日　　年　　月　　日生（　　歳）
電話番号
住所
最終調剤日：○○年○○月○○日

特記事項：◎年◎月◎日より、抗凝固薬の服用を中止しています。

以下のとおり、情報提供いたします。

1　受診中の医療機関、診療科等に関する情報

番号	保険医療機関名	診療科	備考
1	○○病院		
2	△△クリニック		
3			
4			
5			

2　現在服用中の薬剤の一覧

※用法・用量を参照すべき場合等については、必要に応じて手帳等の写しを添付

「1」の処方医療機関の番号	医薬品名	用法・用量	服用開始時期	処方状態（粉砕、一包化等）	入院時持参予定数（日分）	備考

医師の指示による 入院前中止薬	
自己調節している薬	

3　患者の服薬状況（アドヒアランス及び残薬等）

服薬管理者 （当てはまるものに☑）	□本人 □家族 □介助者 □その他（　　）
服薬状況に関する留意点	
退院時の処方の際に お願いしたいこと	

4　併用薬剤等（要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の情報

5　その他

［記載上の注意］

1　保険医療機関への情報提供にあたっては、「１」、「２」及び「３」を記載した上で、必要に応じて「４」又は「５」により、患者の処方状況を報告すること。

2　服薬管理を行っている者について、あてはまる項目に☑を付けること

3　必要に応じて、備考欄に受診・通院目的を記載すること。

4　必要に応じて、続紙に記載して添付すること。

5　必要に応じて、手帳、血液検査の結果の写しなどを添付すること。

（別添様式２）

服用薬剤調整支援料２に係る情報提供書

情報提供先保険医療機関名：

科　　殿

令和　　年　　月　　日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電　　話

（ＦＡＸ）

保険薬剤師氏名　　印

患者氏名 性別（男・女）　生年月日　　年　　月　　日生（　　歳） 住所 電話番号

以下の薬剤について、ご検討のほど宜しくお願い致します。

対象薬剤； ご相談内容；（事前電話相談の有無；　有・無）

１　受診中の他の保険医療機関、診療科等に関する情報

番号	保険医療機関名	診療科	疾患名　等
1			
2			
3			

２　現在服用中の薬剤の一覧　　※必要に応じて手帳等の写しを添付

医薬品名	服用目的	服用開始時期	「１」の処方医療機関の番号

服用薬剤総合評価シート

1　患者情報

年齢	性別	身長・体重・ （体表面積）	投与量設計等薬物治療に係る臓器 機能障害（腎機能障害の有無等）	介護度	服薬管理者

理解度（病識・服薬アドヒアランス・服薬コンプライアンス等）

調剤上の留意点（一包化・粉砕等）

服用上の留意点（簡易懸濁、服薬ゼリー等）

疾患名（主病名／併存疾患）

薬物治療上の留意点（アレルギー歴／副作用歴／サプリメント・OTC 等）

薬物治療に関連する検査値・バイタルデータ（必要に応じて経時的記録）

※保険医療機関で発行されている検査値一覧の写しを添付可（特に必要な項目がわかるように整理すること）

患者総合評価その他特記事項（患者ナラティブデータ、患者インタビュー等を含む）

※収集した情報のローデータ等を添付

① 患者インタビュー日時：

② 患者の主訴：

③ 患者の希望：

④ 非薬物療法の状況（栄養、運動等）：

⑤ 総合評価その他：

2　薬物治療の薬学的評価

① 処方された薬剤に対する薬学的評価；

② 服薬に対する薬学的評価；

③ 服用効果（治療ゴールとの比較）に対する薬学的評価；

④ 薬物有害事象；

⑤ 減薬・薬剤調整の提案内容；

その他必要な指導／医師との連携として実施した内容（上記提案内容を除く）

3　フォローアップ

① 上記提案後の患者インタビューの概要；

② 患者インタビューを踏まえた効果判定；

③ 効果判定が良くなかった場合の改善策；

4 患者への伝達内容

［記載上の注意］

1 保険医療機関に対し、本様式を送付すること。ただし、「服用薬剤総合評価シート」については、この限りでない。

2 「服用薬剤総合評価シート」については、保険医療機関の求めに応じて当該保険医療機関に送付すること。

3 本様式の作成後、薬剤服用歴に添付して保管すること。

別紙様式３

在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る届出書

□には、適合する場合「✓」を記入すること

在宅患者訪問薬剤管理指導を実施します。	□
休日及び夜間を含む開局時間外であっても調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できるよう、保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号及び緊急時の注意事項等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書により交付します。	□

別紙様式4-1

医薬品の販売授与証明書

令和　　年　　月　　日

譲渡日：

販売授与先の保険薬局

名称：

所在地：

電話番号又はeメール：

薬局開設許可番号・保険薬局コード：

確認書類：運転免許証・社員証・その他（　　）

販売授与元の保険薬局

名称：

所在地：

電話番号又はeメール：

譲受者氏名：

確認書類：運転免許証・社員証・その他（　　）

医薬品名	数量	単位	ロット番号又は製造番号	使用期限

別紙様式4-2

医薬品供給不安等に伴う患者紹介に係る案内書

（1）

令和　　年　　月　　日

紹介元保険薬局の所在地及び名称

電　話

（FAX）

保険薬剤師氏名

署名（又は記名押印）

患者名：　　様

在庫がない医薬品名：（　　）
処方元保険医療機関名：（　　）
紹介元保険薬局の名称：（　　）

処方箋期限の間に上記の紹介元保険薬局まで調剤を受けに行ってください。

以下の（2）を切り離さずに紹介元保険薬局にお渡しください。

（2）

（紹介先保険薬局の名称）殿

電話相談日時：　　年　　月　　日　　時ころ
相談対応者氏名：　　殿
在庫確認医薬品名：
自薬局で調剤ができない理由：（　　）

紹介先保険薬局ではこの案内書を5年間保管すること。

〔お願い〕

紹介元保険薬局が、患者又はその家族等に、処方箋有効期限内に紹介先保険薬局に行くよう案内するとともに、紹介先保険薬局へ提示するよう説明した上で配布してください。

⑤

＜抄＞

保医発 0305 第７号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第69号）の告示に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第70号）が告示され、令和８年６月１日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発 0305 第５号）は、令和８年５月 31 日限り廃止する。

記

第１　基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準等を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じて、当該基準等中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとすること。

１　初・再診料の施設基準等は別添１のとおりとすること。
２　入院基本料等の施設基準等は別添２のとおりとすること。
３　入院基本料等加算の施設基準等は別添３のとおりとすること。
４　特定入院料の施設基準等は別添４のとおりとすること。

（市町村を実施主体とする１歳６か月、３歳児等の乳幼児の健康診査）を実施していること。

エ　予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第５条第１項に規定する予防接種（定期予防接種）を実施していること。

オ　幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校、中学校若しくは高等学校の学校医に就任していること。

カ　「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付老計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）に規定する地域ケア会議に出席していること。

キ　通いの場や講演会等の市町村が行う一般介護予防事業に協力していること。

（４）　地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下のアからオの対応を行っていること。また、当該対応を行っていることについて当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

ア　患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。

イ　専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。

ウ　健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。

エ　保健・福祉サービスに関する相談に応じること。

オ　診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できることを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（５）　（４）に基づき掲示している内容を記載した文書を当該保険医療機関内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰ることができるようにすること。また、患者の求めがあった場合には、当該文書を交付すること。

（６）　「医療機関（災害拠点病院以外）における災害対応のためのＢＣＰ作成の手引き」等を参考に、医療機関の実情に応じて、災害等の発生時において、当該保険医療機関において患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（７）　健康保険法第 68 条の２第１項の規定により３年以内の期限が付された同法第 63 条第３項第１号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。

２　届出に関する事項

（１）　機能強化加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式１の３を用いること。

（２）　令和８年３月 31 日において現に機能強化加算の届出を行っている保険医療機関については、令和９年５月 31 日までの間に限り、１の(６)に該当するものとみなす。

第１の４　外来感染対策向上加算

１　外来感染対策向上加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

（１） 診療所であること。

（２） 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という。」を設置していること。ただし、別添３の第20の１の(１)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

（３） 感染防止対策部門内に、専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行うこと。なお、当該職員は別添３の第20の１の(１)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、医科点数表第１章第２部通則７に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

（４） 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されていること。

（５） (３)の院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。

（６） (３)の院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年２回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお、当該研修は別添２の第１の３の(５)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

（７） (３)の院内感染管理者は、少なくとも年２回程度、感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算１に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年１回参加し、合わせて年２回以上参加していること。また、感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年１回以上参加していること。

（８） (７)に規定するカンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。

（９） 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っていること。

(10) (３)の院内感染管理者により、１週間に１回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(11) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。

(12) 当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。

(13) 感染症法第38条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第36条の２第１項の規定による通知（同項第２号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に

基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。

(14)　新興感染症の発生時等に、発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。

(15)　厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っていること。

(16)　新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。

(17)　感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。

(18)　「Ａ２３４－２」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

２　届出に関する事項

外来感染対策向上加算に係る届出は、別添７の様式１の４を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第１の５　連携強化加算

１　連携強化加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

（１）　外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。

（２）　当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

２　届出に関する事項

連携強化加算に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

第１の６　サーベイランス強化加算

１　サーベイランス強化加算に関する施設基準

（１）　外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。

（２）　院内感染対策サーベイランス（ＪＡＮＩＳ）、感染対策連携共通プラットフォーム（Ｊ－ＳＩＰＨＥ）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

２　届出に関する事項

サーベイランス強化加算に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

第１の７　抗菌薬適正使用体制加算

１　抗菌薬適正使用体制加算に関する施設基準

（１）　外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。

（２）　抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。

（３）　直近６か月における使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が

別添２

入院基本料等の施設基準等

第１　入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

１　入院診療計画の基準

（１）　当該保険医療機関において、入院診療計画が策定され、説明が行われていること。

（２）　入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、別添６の別紙２又は別紙２の３を参考として、文書により病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後７日以内に説明を行うこと。ただし、高齢者医療確保法の規定による療養の給付を提供する場合の療養病棟における入院診療計画については、別添６の別紙２の２を参考にすること。なお、当該様式にかかわらず、入院中から退院後の生活がイメージできるような内容であり、年月日、経過、達成目標、日ごとの治療、処置、検査、活動・安静度、リハビリ、食事、清潔、排泄、特別な栄養管理の必要性の有無、教育・指導（栄養・服薬）・説明、退院後の治療計画、退院後の療養上の留意点が電子カルテなどに組み込まれ、これらを活用し、患者に対し、文書により説明が行われている場合には、各保険医療機関が使用している様式で差し支えない。

（３）　入院診療計画について、入院前に外来で文書を提供し、説明した場合も、入院後７日以内に行ったものと同様の取扱いとする。また、入院期間が２日以内であると見込まれる場合又は３日以上の入院が見込まれていたものの入院期間が２日以内となった場合であって、診療や退院後の治療や生活に支障がないと認められる患者に対して入院診療に関する必要な説明を行った場合は、総合的な入院診療計画の策定並びに患者への文書を用いた説明及び交付は行わなくても差し支えない。この場合は、診療録に入院期間（見込みを含む。）、患者への入院診療に関する説明の内容及び説明を行った日時等を記載すること。

（４）　入院時に治療上の必要性から患者に対し、病名について情報提供し難い場合にあっては、可能な範囲において情報提供を行い、その旨を診療録に記載すること。

（５）　医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる患者（例えば小児、意識障害患者）については、その家族等に対して行ってもよい。

（６）　説明に用いた文書は、患者（説明に対して理解できないと認められる患者についてはその家族等）に交付するとともに、その写しを診療録に添付するとともに、説明日及び説明者を診療録に記載すること。なお、医師や患者等の署名は不要であるが、医師の署名がある場合は、説明日及び説明者を診療録に記載する必要はない。

（７）　入院期間が通算される再入院の場合であっても、患者の病態により当初作成した入院診療

計画書に変更等が必要な場合には、新たな入院診療計画書を作成し、説明を行う必要があること。

2　院内感染防止対策の基準

（1）　当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われていること。

（2）　当該保険医療機関において、院内感染防止対策委員会が設置され、当該委員会が月１回程度、定期的に開催されていること。なお、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。

（3）　院内感染防止対策委員会は、病院長又は診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されていること。なお、診療所においては各部門の責任者を兼務した者で差し支えない。

（4）　当該保険医療機関内において（病院である保険医療機関においては、当該病院にある検査部において）、各病棟（有床診療所においては、当該有床診療所の有する全ての病床。以下この項において同じ。）の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週１回程度作成されており、当該レポートが院内感染防止対策委員会において十分に活用される体制がとられていること。当該レポートは、入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病院又は有床診療所の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成されるものであり、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の検出状況を記すものではない。

（5）　院内感染防止対策として、職員等に対し流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されていること。ただし、精神病棟、小児病棟等においては、患者の特性から病室に前項の消毒液を設置することが適切でないと判断される場合に限り、携帯用の速乾式消毒液等を用いても差し支えないものとする。

3　医療安全管理体制の基準

（1）　当該保険医療機関において、医療安全管理体制が整備されていること。

（2）　安全管理のための指針が整備されていること。

安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応方法等が文書化されていること。

（3）　安全管理のための医療事故等の院内報告制度が整備されていること。

院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その分析を通した改善策が実施される体制が整備されていること。

（4）　安全管理のための委員会が開催されていること。

安全管理の責任者等で構成される委員会が月１回程度開催されていること。なお、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくてよいと判断した場合においては、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。

（5）　安全管理の体制確保のための職員研修が開催されていること。

安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年２回程度実施されていること。

4　褥瘡対策の基準

（1）　当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われていること。

（2）　当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師及び褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。

（３） 当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき、別添６の別紙３及び別紙13を参考として褥瘡に関する危険因子の評価を行うこと。また、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者については、（２）に掲げる専任の医師及び専任の看護職員が適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行うこと。ただし、当該医師及び当該看護職員が作成した診療計画に基づくものであれば、褥瘡対策の実施は、当該医師又は当該看護職員以外であっても差し支えない。また、様式については褥瘡に関する危険因子の評価と診療計画が別添６の別紙３のように１つの様式ではなく、それぞれ独立した様式となっていても構わない。

（４） 褥瘡対策の診療計画における薬学的管理に関する事項及び栄養管理に関する事項については、当該患者の状態に応じて記載すること。必要に応じて、薬剤師又は管理栄養士と連携して、当該事項を記載すること。なお、診療所において、薬学的管理及び栄養管理を実施している場合について、当該事項を記載しておくことが望ましい。

（５） 栄養管理に関する事項については、栄養管理計画書をもって記載を省略することができること。ただし、この場合は、当該栄養管理計画書において、体重減少、浮腫の有無等の別添６の別紙３に示す褥瘡対策に必要な事項を記載していること。

（６） 褥瘡対策チームの構成メンバー等による褥瘡対策に係る委員会が定期的に開催されていることが望ましい。

（７） 患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制が整えられていること。

５ 栄養管理体制の基準

（１） 当該病院である保険医療機関（特別入院基本料等を算定する病棟のみを有するものを除く。）内に、常勤の管理栄養士が１名以上配置されていること。

（２） 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。

（３） 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。

（４） （３）において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添６の別紙23又はこれに準じた様式とする。）を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後７日以内に策定することとする。

（５） 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録等に添付すること。

（６） 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。

（７） 特別入院基本料等を算定する場合は、（１）から（６）までの体制を満たしていることが望ましい。

（８）（１）に規定する管理栄養士は、１か月以内の欠勤については、欠勤期間中も（１）に規定する管理栄養士に算入することができる。なお、管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確保していること。

（９） 当該保険医療機関（診療所を除く。）において、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため、（１）に係る基準が満たせなくなった場合、地方厚生（支）局長に届け出た場合に限り、当該届出を行った日の属する月を含む３か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。

６　意思決定支援の基準

当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。ただし、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のみを有する保険医療機関についてはこの限りでない。

７　身体的拘束最小化の基準

（１） 身体的拘束最小化の体制に関する基準は（３）から（６）まで、身体的拘束最小化の実績等に関する基準は（７）及び（８）をいうものであること。

（２） 身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。

（３） 患者の尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、当該保険医療機関において、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。また、こうした組織風土の醸成に努めること。

（４）（２）の身体的拘束を行う場合には、その態様及び実施時間（開始時間及び終了時間）、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（５） 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。

（６） 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。

ア　身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底すること。

イ　身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用すること。なお、アを踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行うこと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や（２）に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むこと。

ウ　入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行うこと。当該研修には、身体的拘束の代替手段に関する内容のほか、患者の尊厳の保持の重要性に関する内容を含むことが望ましい。

（７） 以下のいずれかを満たすこと。

ア　身体的拘束の実施割合が集計されており、当該保険医療機関内で１割５分以下であること。

イ　身体的拘束の原則廃止に向けて、（イ）から（ハ）までの全ての取組を継続して行っていること。

（イ） 身体的拘束最小化チームにおいて、身体的拘束の実施状況を踏まえ、身体的拘束の

最小化に向けた具体的な取組を検討するための委員会を３か月に１回以上開催していること。

（ロ） 身体的拘束が行われている病棟に対し、次の取組のいずれかが行われていること。

① 身体的拘束最小化チームによる病棟の巡回が定期的に行われ、病棟の職員とともに身体的拘束が行われている患者の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

② 身体的拘束が行われている患者が生じる都度、病棟の複数の職員により身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

（ハ） 当該保険医療機関内で、入院患者に関わる職員を対象として、患者の尊厳の保持の重要性及び身体的拘束の最小化に向けた具体的な方策や好事例の紹介を含む内容の研修が年に２回以上実施されていること。

（８） （７）のアに規定する身体的拘束の実施割合は、直近３か月における当該保険医療機関で入院料（「Ａ３００」救命救急入院料、「Ａ３０１」特定集中治療室管理料、「Ａ３０１－２」ハイケアユニット入院医療管理料、「Ａ３０１－３」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「Ａ３０１－４」小児特定集中治療室管理料、「Ａ３０２」新生児特定集中治療室管理料、「Ａ３０２－２」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、「Ａ３０３」総合周産期特定集中治療室管理料、「Ａ３０３－２」新生児治療回復室入院医療管理料を除く。また、精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定に基づいて取り扱う場合には精神病床を除く。）を算定した日数のうち、身体的拘束を実施した日数を、当該入院料を算定した日数で除して得た割合をいう。ただし、実施した身体的拘束が以下のアからウまでのいずれかに該当する場合は、身体的拘束を実施した日数に含めない。なお、アからウまでに該当する場合であっても、常に身体的拘束の解除や代替策の導入について検討し、身体的拘束の最小化に努めること。

ア 衣服に触れるものの、患者の動作により容易に外れ、患者の自発的な運動を制限することはない状況で用いられる、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等のみを使用している場合

イ 処置時や移動時に、患者本人又はその家族の同意を得た上で、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合であって、使用している間、常に職員が介助等のために当該患者の側に付き添っており、処置や移動の終了時に確実に解除している場合

ウ 患者が訓練のために自由に車椅子を操作することのできる状態であって、患者本人又はその家族の同意を得た上で、車椅子操作による訓練の時間中のみ安全確保のために固定ベルトを使用する場合（車椅子の前にオーバーテーブルを設置する、車椅子をロックする等の方法により、患者本人の活動を制限している場合は該当しない。）

（９） （３）から（６）まで及び（７）のイの規定に関わらず、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられている医療機関における精神病床を含む。）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 25 第 123 号）の規定による。精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を当該法律の規定に基づいて取り扱う場合は、当該病床について（３）から（６）まで及び（７）のイの規定を満たすものとみなす。

(10) 令和８年３月 31 日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又

は病床については、令和９年５月31日までの間に限り、（６）のイ及び（７）の基準を満たしているものとする。

８　医科点数表第１章第２部通則第８号及び歯科点数表第１章第２部入院料等通則第７号に規定する基準

当該保険医療機関内に、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が１名以上配置されていること。

９　医科点数表第１章第２部通則第11号及び歯科点数表第１章第２部入院料等通則第９号に規定する基準

（１）　令和８年３月31日時点で入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

（２）　①　令和８年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和６年３月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、５分５厘（看護補助者、事務職員については、８分）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関又は令和９年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和６年３月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、８分７厘（看護補助者、事務職員については、１割３分７厘）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

②　令和８年３月31日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所である保険医療機関

③　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出ている保険医療機関であって、令和８年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の基本給等を合計し、当該対象職員を令和６年３月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、２分３厘に相当する水準以上のベア等を行った有床診療所である保険医療機関

（３）　令和８年６月１日以降に、新規開設した保険医療機関

第１の２　歯科点数表第１章基本診療料第２部入院料等通則第６号ただし書に規定する入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

１　第１の１から４までのいずれにも該当するものであること。

２　栄養管理体制の基準

（１）　当該保険医療機関内（診療所を除く。）に、栄養管理を担当する管理栄養士が１名以上配置されていること。

（２）　管理栄養士をはじめとして、歯科医師、看護職員、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。

（３）　入院時に患者の栄養状態を歯科医師、看護師、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。

（４）　（３）において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添６の別紙23又はこれに準じた

密封小線源による治療を行う治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

（１） 医療法施行規則第 30 条の 12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が１週間につき１ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は停在することのない場所である場合は、この限りでない。

（２） 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

３ 届出に関する事項

（１） 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 26 の３を用いること。

（２） 当該病室の平面図を添付すること。

第 13 重症皮膚潰瘍管理加算

１ 重症皮膚潰瘍管理加算に関する施設基準

（１） 個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療機器の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止にふさわしい体制にあること。

（２） その他褥瘡等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。

２ 届出に関する事項

重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 14 緩和ケア診療加算

１ 緩和ケア診療加算に関する施設基準

（１） 当該保険医療機関内に、以下の４名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか１人は専従であること。ただし、緩和ケアチームが診察する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

また、緩和ケア診療加算の注２に規定する点数を算定する場合には、以下の４名から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

オ 身体症状の緩和を担当する常勤医師

カ 精神症状の緩和を担当する医師

キ 緩和ケアの経験を有する看護師

ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師

（２） 緩和ケアチームの構成員は、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームの構成員及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき

診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の２分の１以下であること。）。

（３）（１）の緩和ケアチームの専従の職員について、次に掲げる介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下単に「介護保険施設等又は指定障害者支援施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。

ア　指定介護老人福祉施設

イ　指定地域密着型介護老人福祉施設

ウ　介護老人保健施設

エ　介護医療院

オ　指定特定施設入居者生活介護事業所

カ　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所

ク　指定認知症対応型共同生活介護事業所

ケ　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

コ　指定障害者支援施設

サ　指定共同生活援助事業所

シ　指定福祉型障害児入所施設

（４）（１）のア又はオに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（５）（１）のイ又はカに掲げる医師は、３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師

が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（６）（１）のア、イ、オ及びカに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。さらに、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ　日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

（７）（１）のウ又はキに掲げる看護師は、５年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ　緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ）　ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

（ロ）　悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

（ハ）　悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

（ニ）　緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

（ホ）　セルフケアへの支援及び家族支援の方法

（ヘ）　ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

（ト）　ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント

（チ）　コンサルテーション方法

（リ）　ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ　実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

（８）（１）のエ又はクに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

（９）（１）のア、イ、オ及びカに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

(10)　症状緩和に係るカンファレンスが週１回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。

(11)　当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。

(12)　院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

(13)　緩和ケア診療加算の注４に規定する点数を算定する場合には、緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る３年以上の経験を有する専任の管理栄養士が参加していること。

(14)　がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。）又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

２　届出に関する事項

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 27 を用いること。

第 14 の２　有床診療所緩和ケア診療加算

１　有床診療所緩和ケア診療加算に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師が配置されていること。

（２）　（１）に掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした１年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした１年以上の経験を有する者であっても差し支えない。

（３）　（１）に掲げる看護師は、３年以上悪性腫瘍の患者の看護に従事した経験を有する者であること。

（４）　（１）に掲げる医師又は看護師のいずれかが所定の研修を修了している者であること。ただし、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療又は看護を行う場合は、この限りではない。

（５）　（４）に掲げる「所定の研修を修了している」とは次のとおりであること。

①　（１）に掲げる医師については、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、ア、イ又はウのいずれかの研修を修了していること。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ　日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

②　（1）に掲げる看護師については、次の事項に該当する研修を修了していること。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（2日以上かつ10時間の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ　緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ）　緩和ケア総論及び制度等の概要

（ロ）　緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

（ハ）　セルフケアへの支援及び家族支援の方法

（6）　当該診療所における夜間の看護職員の数が1以上であること。

（7）　院内の見やすい場所に緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2　届出に関する事項

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27の2を用いること。

第14の3　小児緩和ケア診療加算

1　小児緩和ケア診療加算に関する施設基準

（1）　当該保険医療機関内に、以下から構成される小児緩和ケアに係るチーム（以下「小児緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア　身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ　精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ　緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ　緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

オ　小児科の診療に従事した経験を3年以上有している専任の常勤医師

カ　小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している専任の常勤看護師

アまたはイの医師が小児科の診療に従事した経験を3年以上有する場合は、オの要件は満たしていることとする。ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している場合は、カを満たしていることとする。

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、小児緩和ケアチームが診察する患者数が1日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

（2）　小児緩和ケアチームの構成員は、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。）。

（3）　（1）の小児緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等又は指定障害者支援施

設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等及び指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、小児緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月 16 時間以下であること。

（４）（１）のアに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。なお、アに掲げる医師が小児科の診療に従事した経験を３年以上有し、オの要件を満たしている場合においては、悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群又は末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有すること。

（５）（１）のイに掲げる医師は、３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（６）（１）のア、イに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ　日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

（７）（１）のウに掲げる看護師は、５年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ） ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

（ロ） 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

（ハ） 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

（ニ） 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

（ホ） セルフケアへの支援及び家族支援の方法

（ヘ） ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

（ト） ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント

（チ） コンサルテーション方法

（リ） ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

（８） （１）のエに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

（９） （１）のア、イに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、小児緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

(10) 症状緩和に係るカンファレンスが週１回程度開催されており、小児緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。

(11) 当該医療機関において小児緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。

(12) 院内の見やすい場所に小児緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

(13) 小児緩和ケア診療加算の注２に規定する点数を算定する場合には、小児緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る３年以上の経験を有する専任の管理栄養士が参加していること。なお、当該管理栄養士は、緩和ケア診療加算の注４に規定する個別栄養管理加算に係る管理栄養士と兼任できる。

(14) がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。）又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

２ 届出に関する事項

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 27 の３を用いること。

（２）　「Ａ１０３」精神病棟入院基本料（10 対１入院基本料、13 対１入院基本料及び 15 対１入院基本料に限る。）、「Ａ１０４」特定機能病院入院基本料（精神病棟である７対１入院基本料、10 対１入院基本料、13 対１入院基本料及び 15 対１入院基本料に限る。）、「Ａ３１１」精神科救急急性期医療入院料、「Ａ３１１－２」精神科急性期治療病棟入院料、「Ａ３１１－３」精神科救急・合併症入院料及び「Ａ３１４」認知症治療病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。

（３）　必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携（他の保険医療機関を含む。）が確保されていること。

２　届出に関する事項

精神科身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 31 を用いること。

第 17　精神科リエゾンチーム加算

１　精神科リエゾンチーム加算の施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、以下の３名以上から構成される精神医療に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム（以下「精神科リエゾンチーム」という。）が設置されていること。

ア　５年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師（他の保険医療機関を主たる勤務先とする精神科の医師が対診等により精神科リエゾンチームに参画してもよい。）

イ　精神科等の経験を３年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師（精神科等の経験は入院患者の看護の経験１年以上を含むこと。）

ウ　精神科病院又は一般病院での精神医療に３年以上の経験を有する専従の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか１人。ただし、当該精神科リエゾンチームが診察する患者数が週に 15 人以内である場合は、精神科病院又は一般病院での精神医療に３年以上の経験を有する専任の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか１人で差し支えない。この場合であっても、週 16 時間以上精神科リエゾンチームの診療に従事する必要があること。

（２）　（１）のイに掲げる看護師は、精神看護関連領域に係る適切な研修を修了した者であること。なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る。）又は保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第５号に規定する指定研修機関において行われる研修であること。

イ　精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習は、次の内容を含むものである。

（イ）　精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要

（ロ）　精神症状の病因・病態、治療

（ハ）　精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法

（ニ）　精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術

（ホ）　患者・家族の支援、関係調整

（ヘ）　ケアの連携体制の構築（他職種・他機関との連携、社会資源の活用）

（ト）　ストレスマネジメント

（チ）　コンサルテーション方法

エ　実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

（３）　精神科リエゾンチームが設置されている保険医療機関の入院患者の精神状態や算定対象となる患者への診療方針などに係るカンファレンスが週１回程度開催されており、精神科リエゾンチームの構成員及び必要に応じて当該患者の診療を担当する医師、看護師などが参加していること。

（４）　精神科リエゾンチームによる診療実施計画書や治療評価書には、精神症状等の重症度評価、治療目標、治療計画等の内容を含んでいること。

（５）　精神科リエゾンチームによる当該診療を行った患者数や診療の回数等について記録していること。

２　届出に関する事項

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 32 を用いること。

第 17 の１の２　精神科慢性身体合併症管理加算

１　精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準

（１）　精神科を標榜する病院の精神病棟であって、当該病棟に内科の医師が１名以上配置されていること。

（２）　「Ａ１０３」精神病棟入院基本料（10 対１入院基本料、13 対１入院基本料及び 15 対１入院基本料に限る。）、「Ａ１０４」特定機能病院入院基本料（精神病棟である７対１入院基本料、10 対１入院基本料、13 対１入院基本料及び 15 対１入院基本料に限る。）、「Ａ３１１－２」精神科急性期治療病棟入院料、「Ａ３１２」精神療養病棟入院料、「Ａ３１４」認知症治療病棟入院料又は「Ａ３１８」地域移行機能強化病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。

（３）　必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療提供体制との連携（他の保険医療機関を含む。）が確保されていること。

（４）　当該保険医療機関において、一般血液検査が常時行える体制を有していること。

（５）　糖尿病患者について眼科・歯科等への紹介を行う体制を有していること。

２　届出に関する事項

精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 32 の２を用いること。

第 17 の２　強度行動障害入院医療管理加算

１　強度行動障害入院医療管理加算の施設基準

次の各号のいずれかに該当する病棟であること。

（１）　児童福祉法第 42 条第２号に規定する医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものに限る。）又は同法第６条の２の２第３項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。

（２）　児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。

２　強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

第 18　がん拠点病院加算

1　がん拠点病院加算の１のイに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等又は特定領域がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

2　がん拠点病院加算の１のロに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

3　「基本診療料の施設基準等」第八の二十七の（２）に規定する施設基準

イ　がん拠点病院加算の１のイの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠病院及び特例領域がん診療連携拠点病院のいずれかの特例型の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

ロ　がん拠点病院加算の１のロの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院（特例型）の指定を受けていること。

4　がん拠点病院加算の２に関する施設基準

「小児がん拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

5　がんゲノム拠点病院加算に関する施設基準

「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 18 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること。

6　届出に関する事項

がん拠点病院加算又はがんゲノム医療拠点病院の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 18 の２　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

1　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算１に関する施設基準

（１）　急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、７対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）又は 10 対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）を算定する病棟を単位として行うこと。

（２）　当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が２名以上配置されていること。なお、うち１名は専任の従事者でも差し支えない。複数の病棟において当該加算の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれ専従

「Ｈ００５」視能訓練、「Ｈ００６」難病患者リハビリテーション料、「Ｈ００７」障害児（者）リハビリテーション料、「Ｈ００７－２」がん患者リハビリテーション料、「Ｈ００７－３」認知症患者リハビリテーション料及び「Ｈ００８」集団コミュニケーション療法料（以下「疾患別リハビリテーション等」という。）を担当する専従者との兼務はできないものであること。

ただし、当該病棟内に「Ａ３０８」回復期リハビリテーション入院医療管理料又は「Ａ３０８－３」地域包括ケア入院医療管理料１から４までのいずれかを算定する病室がある場合には、当該病室における理学療法士等の業務について兼務しても差し支えない。また、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算２における専従の理学療法士等においては、「Ａ２５１」排尿自立支援加算、「Ａ２３０－４」精神科リエゾンチーム加算及び「Ｈ００４」摂食嚥下機能回復体制加算における理学療法士等の業務についても兼務して差し支えない。

（３）　プロセス・アウトカム評価として、以下のアからウまでの基準を全て満たすこと。

ア　１の（６）のア及びエを満たすこと。

イ　直近１年間に、当該病棟の入棟患者に対する土曜日、日曜日、祝日における１日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における１日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が７割以上であること。

ウ　直近１年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時におけるＡＤＬ（ＢＩの合計点数をいう。）が入院時と比較して低下した患者の割合が５％未満であること。

３　届出に関する事項

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算１及び２の施設基準に係る届出は、別添７の様式５の５を用いること。１の（６）のアからウまで及び２の（３）のアからウまで（１の（６）のエに係るものを除く。）の実績については、新規に届出をする場合は、直近３月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。また、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

第 19　栄養サポートチーム加算

１　栄養サポートチーム加算に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、以下から構成される栄養管理に係るチーム（以下「栄養サポートチーム」という。）が設置されていること。また、以下のうちのいずれか１人は専従であること。ただし、当該栄養サポートチームが診察する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

ア　栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師

イ　栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ　栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師

エ　栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤管理栄養士

なお、アからエまでのほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

注２に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される栄養サポートチームにより、栄養管理に係る専門的な診療が行われていること。

オ　栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師

カ　栄養管理に係る所定の研修を修了した看護師

キ　栄養管理に係る所定の研修を修了した薬剤師

ク　栄養管理に係る所定の研修を修了した管理栄養士

（２）（１）のア及びオにおける栄養管理に係る所定の研修とは、医療関係団体等が実施する栄養管理のための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした10時間以上を要する研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

ア　栄養不良がもたらす影響

イ　栄養評価法と栄養スクリーニング

ウ　栄養補給ルートの選択と栄養管理プランニング

エ　中心静脈栄養法の実施と合併症及びその対策

オ　末梢静脈栄養法の実施と合併症及びその対策

カ　経腸栄養法の実施と合併症及びその対策

キ　栄養サポートチームの運営方法と活動の実際

また、（１）のア又はオに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（栄養管理に係る所定の研修を修了した医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が栄養サポートチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（３）（１）のイからエまで及びカからクまでにおける栄養管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

ア　医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40 時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ　栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

（イ）　栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）

（ロ）　栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導

（ハ）　経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘

（ニ）　経静脈輸液適正調剤法の取得

（ホ）　経静脈栄養のプランニングとモニタリング

（ヘ）　経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導

（ト）　経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング

（チ）　簡易懸濁法の実施と有用性の理解

（リ）　栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応

（ヌ）　栄養療法に関する問題点・リスクの抽出

（ル）　栄養管理についての患者・家族への説明・指導

（ヲ）　在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

（４）　当該保険医療機関において、栄養サポートチームが組織上明確に位置づけられていること。

（５）　算定対象となる病棟の見やすい場所に栄養サポートチームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

２　届出に関する事項

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式34を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第19の２　口腔管理連携加算

１　口腔管理連携加算に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関が以下の要件のいずれにも該当し、歯科診療を行う別の保険医療機関と連携体制を構築していること。

ア　歯科診療を提供していない保険医療機関であること

イ　口腔状態に係る課題があり、入院中に歯科受診を要すると医師等が判断した患者が生じた場合に、連携する歯科医療機関（以下、この項において「連携歯科医療機関」という。）へ歯科訪問診療を依頼するための方法について取り決めを行い、連絡先や連絡方法について文書により提供を受けていること

（２）　当該保険医療機関とは別の歯科医療機関と連携体制を構築しており、必要時は入院中に歯科訪問診療が行われる場合があること、及び連携歯科医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（３）　（２）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（４）　次の項目に関する前年度の実績をいずれも有すること。

ア　入院中の患者に対し、連携歯科医療機関から歯科訪問診療を受けた実績が３件以上

イ　退院時に「Ｂ００９」の注14に規定する歯科医療機関連携加算１を算定した実績が３件以上

（５）　当該医療機関の入院患者に対し、適切な口腔管理を提供するとともに、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制が整備されていること。

（６）　口腔状態に係る課題がある患者に対しては、入院中に歯科受診を要すると判断しなかった場合においても、退院後に歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促すことが望ましい。

（７）　全ての入院患者について、入院後速やかに口腔状態に係る課題を評価する体制が整備されていることが望ましい。

２　届出に関する事項

口腔管理連携加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 34 の２を用いること。なお、１の（４）に規定する実績については、令和９年５月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

第20　医療安全対策加算

１　医療安全対策加算１に関する施設基準

（１）　医療安全管理体制に関する基準

ア　当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。なお、（２）に掲げる医療安全管理者の行う業務に従事する時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月16時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。また、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

（イ）　国又は医療関係団体等が主催するものであること。

（ロ）　医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上のものであること。

（ハ）　講義及び具体例に基づく演習等により、医療安全の基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、医療事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

イ　医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置していること。

ウ　医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されていること。

エ　医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されていること。

オ　医療安全管理者が、安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されていること。

カ　当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。

キ　当該保険医療機関の管理者が、医療事故調査制度に係る適切な研修を修了していることが望ましい。なお、ここでいう適切な研修とは、医療事故調査・支援センター、医療事故調査等支援団体等連絡協議会又は医療事故調査等支援団体が実施しているものに限る。

（２）　医療安全管理者の行う業務に関する事項

ア　安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。

イ　定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。

ウ　各部門における医療安全推進担当者への支援を行うこと。

エ　医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。

オ　医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。

カ　相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

キ　医療安全対策上の必要に応じて他の部門で開催される会議への参加その他医療安全対策の推進に関する業務を行うこと。

（３）　医療安全管理部門が行う業務に関する基準

ア　各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改

善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。

イ　医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録していること。

ウ　医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週１回程度開催されており、医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。なお、当該カンファレンスを対面によらない方法で開催しても差し支えない。

エ　「病院等において把握すべき重大事象の類型化について」（令和８年２月 13 日医政地発第３号）で別表２として示す、患者への影響度が大きいが回避可能性は必ずしも高くない事象について医療安全管理部門に情報を集積して発生の傾向を把握し、必要に応じて検証の実施、検証結果の記録、医療安全管理委員会への検証結果の報告及び必要な対策を実施する体制を整備すること。

２　医療安全対策加算２に関する施設基準

（１）　医療安全管理体制に関する基準

ア　以下のいずれかの体制を有していること。なお、ここでいう適切な研修とは、１の(１)のアに掲げる研修である。

(イ)　当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した、専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。

(ロ)　当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了し、医療安全管理部門での１年以上の業務経験を有する専任の職員が配置されていること。この場合、医療安全管理者とは別に、看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていること。

イ　１の(１)のイからキまでの基準を満たすこと。

（２）　１の(２)及び(３)のアからウまでの基準を満たすこと。

３　医療安全対策地域連携加算１の施設基準

（１）　医療安全対策加算１に係る届出を行っていること。

（２）　当該保険医療機関内に、医療安全対策に３年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、１の(１)のアに掲げる研修である。

この場合、１の(１)のアの規定に関わらず、当該専任医師が医療安全管理者として配置され、１の(１)のアに規定された専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていることとしても差し支えない。

（３）　他の医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算２に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年１回程度、医療安全対策地域連携加算１に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年１回程度、当該加算に関して連携している医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けていること。なお、特定機能病院においては、医療法施行規則第９条の 20 の２第１項第 10 号に規定する特定機能病院間相互のピアレビューで行う技術的助言を当該連携に含めないこと。また、感染対策向上加算１を算定している保険医療機関については、当

該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算１に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

（４）（３）に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。

ア　医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会の活動状況

（イ）　医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進

（ロ）　当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む）

（ハ）　当該対策の遵守状況の把握

イ　当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況

具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めること。その際、「医療安全相互チェックシート」（独立行政法人国立病院機構作成）及び「医療安全地域連携シート」（平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」）を参考にされたい。

（５）（３）において連携を行っている他の医療安全対策加算１及び２に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要時に医療安全対策に関する助言を行う体制を有すること。

４　医療安全対策地域連携加算２の施設基準

（１）　医療安全対策加算２に係る届出を行っていること。

（２）　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年１回程度、医療安全対策地域連携加算２に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。なお、感染対策向上加算１を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算２に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

（３）（２）に係る評価については、３の（４）に掲げる内容に対する評価を含むものである。

（４）（２）において連携を行っている他の医療安全対策地域連携加算１に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要に応じて医療安全対策に関する相談を行う体制を有すること。

５　届出に関する事項

（１）　医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式35を用いること。

（２）　医療安全対策地域連携加算１及び医療安全対策地域連携加算２の施設基準に係る届出は、別添７の様式35の４を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第21　感染対策向上加算

１　感染対策向上加算１の施設基準

（１）　感染防止対策部門を設置していること。この場合において、第20の１の（１）のイに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

（２）　感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア　感染症対策に３年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機

関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ　５年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ　３年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ　３年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

アに定める医師又はイに定める看護師のうち１名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月 16 時間以下であること。また、感染制御チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月 16 時間から介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて助言に係る業務を行った時間を差し引いた時間を越えない範囲で、当該業務の実施時間以外に病院内の他の業務に従事することは差し支えない。

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち１名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は「Ａ２３４」に掲げる医療安全対策加算に規定する医療安全管理者とは兼任できないが、第２部通則７に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

また、アに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症対策に３年以上の経験を有する医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が感染制御チームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（３）（２）のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ　感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ）　感染予防・管理システム

（ロ）　医療関連感染サーベイランス

（ハ）　感染防止技術

（ニ）　職業感染管理

（ホ）　感染管理指導

（ヘ）　感染管理相談

（ト）　洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について

（４）　感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

（５）（２）のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

（６）（２）のチームにより、職員を対象として、少なくとも年２回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添２の第１の３の（５）に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

（７）（２）のチームにより、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算２又は３に係る届出を行った保険医療機関と合同で、少なくとも年４回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録していること。また、このうち少なくとも１回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施すること。

（８）（７）に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。

（９）（２）のチームにより、感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有すること。

(10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗ＭＲＳＡ薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。

(11) （２）のチームにより、１週間に１回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。

(13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。

(14) 院内感染対策サーベイランス（ＪＡＮＩＳ）、感染対策連携共通プラットフォーム（Ｊ－ＳＩＰＨＥ）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

(15) 感染症法第38条の第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。

(16) 新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。

(17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

(18) 他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）と連携し、少なくとも年１回程度、当該加算に関して連携するいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添６の別紙 24 又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年１回程度、他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）から当該評価を受けていること。なお、医療安全対策地域連携加算１又は２を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と本要件に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(19) 以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係

る業務を行うこと。

ア　感染症の診療について３年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ　５年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ　３年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師

エ　３年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師

アからエのうちいずれか１人は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。また、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、抗菌薬適正使用支援チームの業務について専従とみなすことができる。なお、抗菌薬適正使用支援チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月 16 時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。

また、アに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症の診療について３年以上の経験を有する医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が感染制御チームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(20)　(19)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、(３)に掲げる研修をいう。

(21)　抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。

ア　抗ＭＲＳＡ薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。

イ　感染症治療の早期モニタリングにおいて、アで設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を記録する。

ウ　適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。

エ　抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。

オ　当該保険医療機関の外来における過去１年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。

カ　抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年２回実施する。なお、当該院内研修については、感染対策向上加算に係る院内感染対策に関する研修と併せて実施しても差し支えない。また、院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。当該院内研修及びマニュアルには、厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を

参考に、外来における抗菌薬適正使用に係る内容を含めること。

キ　当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。

ク　(10)に規定する院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制に係る業務については、施設の実態に応じて、感染制御チームではなく、抗菌薬適正使用支援チームが実施しても差し支えない。

(22)　抗菌薬適正使用支援チームが、他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っていない保険医療機関に限る。）から、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制を整備していること。また、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制があることについて、(７)に規定する定期的なカンファレンスの場を通じて、他の保険医療機関に周知すること。

(23)　介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、(６)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。

２　感染対策向上加算２の施設基準

（１）　当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする。

（２）　感染防止対策部門を設置していること。ただし、第 20 の１の(１)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

（３）　(２)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア　感染症対策に３年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ　５年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師

ウ　３年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ　３年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した専任の臨床検査技師

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち１名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は第 20 の１の(１)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第２部通則７に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

（４）　(３)のウ及びエにおける適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ　医療機関における感染防止対策の推進を目的とした研修であること。

ウ　講義により、次の内容を含むものであること。

(イ)　標準予防策と経路別予防策

(ロ)　院内感染サーベイランス

(ハ)　洗浄・消毒・滅菌

(ニ)　院内アウトブレイク対策

(ホ)　行政（保健所）との連携

(ヘ)　抗菌薬適正使用

（５） 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

（６） （３）のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

（７） （３）のチームにより、職員を対象として、少なくとも年２回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添２の第１の３の（５）に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

（８） （３）のチームは、少なくとも年４回程度、感染対策向上加算１に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算１に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年１回参加し、合わせて年４回以上参加していること。また、感染対策向上加算１に係る届出を行った保険医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年１回以上参加していること。

（９） （８）に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話を用いて実施しても差し支えない。

(10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗ＭＲＳＡ薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。

(11) （３）のチームにより、１週間に１回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。

(13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。

(14) 感染症法第 38 条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。

(15) 新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。

(16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。

(17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

(18) 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、（７）の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。

３ 感染対策向上加算３の施設基準

（１） 当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする。

（２） 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第 20 の１の（１）イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

（３）（２）に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア　専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ　専任の看護師

当該保険医療機関内に上記のア及びイに定める者のうち１名が院内感染管理者として配置されていること。アの常勤医師及びイの看護師については、適切な研修を修了していることが望ましい。なお、当該職員は第20の１の（１）アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第２部通則７に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

（４）（３）のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

（５）（３）のチームにより、職員を対象として、少なくとも年２回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添２の第１の３の（５）に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

（６）（３）のチームは、少なくとも年４回程度、感染対策向上加算１に係る届出を行った保険医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算１に係る届出を行った複数の保険医療機関と連携する場合は、当該複数の保険医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年１回参加し、合わせて年４回以上参加していること。また、感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年１回以上参加していること。

（７）院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っていること。

（８）（３）のチームにより、１週間に１回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

（９）２の（４）、（５）（９）、（12）、(13)及び（16）から（18）までを満たしていること。

(10) 感染症法第38条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の２第１項の規定による通知（同項第２号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の３第１項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。

(11) 新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。

4　指導強化加算の施設基準

（1）　感染対策向上加算１の届出を行っている保険医療機関であること。

（2）　感染制御チームの専従医師又は看護師が、過去１年間に４回以上、感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること。

5　微生物学的検査体制加算の施設基準

（1）　感染対策向上加算１の届出を行っている保険医療機関であること。

（2）　当該保険医療機関内に微生物学的検査室を有しており、１の（10）、（14）及び（21）に係る業務等に活用していること。

6　連携強化加算の施設基準

（1）　感染対策向上加算２又は感染対策向上加算３に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（2）　当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

7　サーベイランス強化加算の施設基準

（1）　感染対策向上加算２又は感染対策向上加算３に係る届出を行っていること。

（2）　院内感染対策サーベイランス（ＪＡＮＩＳ）、感染対策連携共通プラットフォーム（Ｊ－ＳＩＰＨＥ）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

8　抗菌薬適正使用体制加算の施設基準

（1）　抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。

（2）　直近６か月における入院中の患者以外の患者に使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が 60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する病院又は有床診療所全体の上位 30%以内であること。

9　届出に関する事項

（1）　感染対策向上加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 35 の２を用いること。

（2）　指導強化加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 35 の３を用いること。

（3）　微生物学的検査体制加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

（4）　連携強化加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

（5）　サーベイランス強化加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

（6）　抗菌薬適正使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式１の５を用いること。

（7）　（1）に係る当該加算の届出についてはいずれも実績を要しない。

第 21 の２　患者サポート体制充実加算

1　患者サポート体制充実加算に関する施設基準

（1）　当該保険医療機関内に患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。

（2）　（1）における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時１名以上配置されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、

当該窓口は「Ａ２３４」に掲げる医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であっても差し支えない。

（３）（１）における相談窓口に配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話推進者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。

（４）当該保険医療機関内に患者等に対する支援体制が整備されていること。なお、患者等に対する支援体制とは以下のことをいう。

ア　患者支援体制確保のため、（１）における相談窓口と各部門とが十分に連携していること。

イ　各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置していること。

ウ　患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週１回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加していること。

エ　各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。

オ　（１）における相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録していること。また、「Ａ２３４」に掲げる医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その状況を記録していること。

カ　定期的に患者支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

（５）当該保険医療機関内の見やすい場所に、（１）における相談窓口が設置されていること及び患者等に対する支援のため実施している取組を掲示していること。また、当該保険医療機関の入院患者について、入院時に文書等を用いて（１）における相談窓口について説明を行っていること。

（６）公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。

２　届出に関する事項

患者サポート体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 36 を用いること。

第 21 の３　重症患者初期支援充実加算

１　重症患者初期支援充実加算の施設基準

（１）「Ａ２３４－３」に掲げる患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（２）当該保険医療機関内に、特に重篤な患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う体制として、以下の体制が整備されていること。

ア　当該保険医療機関内に、当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の担当者（以下「入院時重症患者対応メディエーター」という。）を配置していること。なお、当該支援に当たっては、当該患者の診療を担う医師及び看護師等の他職種とともに支援を行うこと。

イ　入院時重症患者対応メディエーターは、当該患者の治療に直接関わらない者であって、以下のいずれかに該当するものであること。なお、以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了していることが望ましいこと。

（イ）　医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者

（ロ）　（イ）以外の者であって、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者

ウ　当該患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが月１回程度開催されており、入院時重症患者対応メディエーター、集中治療部門の職員等に加え、必要に応じて当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは、「Ａ２３４－３」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるカンファレンスを活用することで差し支えない。

エ　当該患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。なお、当該マニュアルは、「Ａ２３４－３」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるマニュアルを活用することで差し支えない。

オ　当該患者及びその家族等に対する支援の内容その他必要な実績を記録していること。

カ　定期的に当該患者及びその家族等に対する支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

２　届出に関する事項

重症患者初期支援充実加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 36 の２を用いること。

第 21 の４　報告書管理体制加算

１　報告書管理体制加算に関する施設基準

（１）　放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。

（２）　「Ａ２３４」医療安全対策加算１又は２の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（３）　第４部通則５に規定する画像診断管理加算２、３若しくは４又は「Ｎ００６」病理診断管理加算１若しくは２の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（４）　当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師又は専任の常勤診療放射線技師その他の常勤医療有資格者を報告書確認管理者として配置していること。なお、ここでいう適切な研修とは、第 20 医療安全対策加算の１の（１）のアをいうものである。

（５）　当該保険医療機関内に、以下の構成員からなる報告書確認対策チームが設置されていること。

ア　（４）の報告書確認管理者

イ　専ら画像診断を行う医師もしくは専ら病理診断を行う医師

ウ　医療安全管理部門の医師その他医療有資格者

（６）　報告書確認管理者が行う業務に関する事項

ア　報告書管理に係る企画立案を行うこと。

イ　報告書管理の体制確保のための各部門との調整を行うこと。

ウ　各部門における報告書管理の支援を実施し、その結果を記録していること。

エ　報告書作成から概ね２週間後に、主治医等による当該報告書の確認状況について、確認を行うとともに、未確認となっている報告書を把握すること。

オ　未確認となっている報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて、その対

（５） 呼吸ケアチームは当該診療を行った患者数や診療の回数、当該患者のうち人工呼吸器離脱に至った患者数、患者の１人当たりの平均人工呼吸器装着日数等について記録していること。

２ 届出に関する事項

呼吸ケアチーム加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の２を用いること。

第 26 の２ 術後疼痛管理チーム加算

１ 術後疼痛管理チーム加算に関する施設基準

（１） 当該保険医療機関内に、以下の３名以上から構成される術後疼痛管理のための術後疼痛管理に係るチーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）が設置されていること。

ア 麻酔に従事する常勤の医師（以下「麻酔科医」という。）

イ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師

ウ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師

なお、アからウまでのほか、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。

（２） （１）のイの専任の看護師は、年間 200 症例以上の麻酔管理を行っている保険医療機関において、手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を２年以上有するものであること。

（３） （１）のウの専任の薬剤師は、薬剤師としての勤務経験を５年以上有し、かつ、うち２年以上が周術期関連の勤務経験を有しているものであること。

（４） （１）に掲げる臨床工学技士は、手術室、周術期管理センター又は集中治療部門の勤務経験を３年以上有しているものであること。

（５） （１）に掲げる術後疼痛管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

ア 医療関係団体等が主催する 26 時間以上の研修であって、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ 術後疼痛管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び臨床工学技士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

（イ） 術後疼痛に関係する解剖、生理、薬理学

（ロ） 術後疼痛発症例の抽出・早期対応

（ハ） 術後疼痛に対する鎮痛薬の種類と説明・指導

（ニ） 硬膜外鎮痛法、末梢神経ブロックのプランニングとモニタリング

（ホ） 患者自己調節式鎮痛法のプランニングとモニタリング

（ヘ） 術後鎮痛で問題となる術前合併症・リスクの抽出

（ト） 術後鎮痛法に伴う合併症の予防・発症時の対応

（チ） 在宅術後疼痛・院外施設での術後疼痛管理法の指導

（リ） 手術別各論

（６） 当該保険医療機関において、術後疼痛管理チームが組織上明確に位置づけられていること。

（７） 算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

２ 届出に関する事項

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の２の２を用いること。

第26の２の２　地域支援・医薬品供給対応体制加算

１　地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準

（１）　病院では、薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。

（２）　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、地域支援・医薬品供給対応体制加算１にあっては90%以上、地域支援・医薬品供給対応体制加算２にあっては85%以上90%未満、地域支援・医薬品供給対応体制加算３にあっては75%以上85%未満であること。

（３）　入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。

（４）　医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。

（５）　（４）の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（６）　（３）及び（５）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（７）　個々の医薬品の価値及び流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。

（８）　医薬品の流通の効率化及び安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送、休日夜間配送及び急配に係る過度な依頼を慎むこと。

（９）　厳格な温度管理を要する医薬品及び在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。

(10)　医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、平時から地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目について情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。

２　届出に関する事項

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式40の３を用いること。

第26の２の３　バイオ後続品使用体制加算

１　バイオ後続品使用体制加算の施設基準

（１） 病院では、薬剤部門においてバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等でバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師がバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

（２） 当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品は除く。以下同じ。）について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合について、ア及びイを満たすこと。なお、ア又はイに掲げるそれぞれの成分について、直近１年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が 50 未満の場合においては、当該成分に限り、ア又はイに定める基準未満であっても差し支えないが、ア又はイに掲げる成分のうち少なくとも１つ以上の成分については、規格単位数量の合計が 50 以上であること。

ア 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ 80%以上であること。

（イ） エポエチン
（ロ） リツキシマブ
（ハ） トラスツズマブ
（ニ） テリパラチド
（ホ） ラニビズマブ
（ヘ） インスリングラルギン
（ト） ダルベポエチン
（チ） フィルグラスチム

イ 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ 50%以上であること。

（イ） ソマトロピン
（ロ） インフリキシマブ
（ハ） エタネルセプト
（ニ） アガルシダーゼベータ
（ホ） ベバシズマブ
（ヘ） インスリンリスプロ
（ト） インスリンアスパルト
（チ） アダリムマブ
（リ） アフリベルセプト
（ヌ） ウステキヌマブ
（ル） ペグフィルグラスチム
（ヲ） トシリズマブ

（３） 入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨及びバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（４） （３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

２ 届出に関する事項

（１） バイオ後続品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式40の３の２を用いること。

（２） 令和８年３月31日時点で、現にバイオ後続品使用体制加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和９年５月31日までの間に限り、１の(２)のアの(ホ)から(チ)まで及びイの(リ)から(ヲ)までに掲げる成分について、１の(２)のア又はイに定める割合の基準を満たしているものとみなす。ただし、本文の規定により基準を満たす保険医療機関にあっては、アの（イ）から（ニ）まで及びイの（イ）から（チ）までのうち少なくとも１つ以上の成分について、直近１年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50以上である必要がある。

第26の３ 病棟薬剤業務実施加算

１ 病棟薬剤業務実施加算１の施設基準

（１） 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、２名以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の実施に必要な体制がとられていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を２名組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち１名までに限る。

（２） 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟（「Ａ１０６」障害者施設等入院基本料、「Ａ３０４」地域包括医療病棟入院料又は「Ａ３０７」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）に配置されていること。ただし、この場合において、複数の薬剤師が一の病棟において病棟薬剤業務を実施することを妨げない。

病棟の概念及び１病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、別添２の第２の１及び２によるものであること。

なお、病棟薬剤業務実施加算を算定できない手術室、治療室及び小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟においても、病棟薬剤業務の実施に努めること。

（３） 当該保険医療機関において、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近１か月の実施時間が合算して１週間につき20時間相当に満たない病棟（「Ａ１０６」障害者施設等入院基本料、「Ａ３０４」地域包括医療病棟入院料又は「Ａ３０７」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）があってはならないこと。

（４） 病棟薬剤業務の実施時間には、「Ａ３０７」小児入院医療管理料の「注６」に規定する退

院時薬剤情報管理指導連携加算、「Ｂ００８」薬剤管理指導料及び「Ｂ０１４」退院時薬剤情報管理指導料の算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。

（５） 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。

（６） 医薬品情報管理室が、病棟専任の薬剤師を通じて、次のアからウまでに掲げる情報（以下「医薬品安全性情報等」という。）を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、医薬品安全性情報等及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。

ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況（使用患者数、使用量、投与日数等を含む。）

イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用（医薬品医療機器等法第68条の10第２項の規定による報告の対象となる副作用をいう。なお、同条第１項の規定による報告の対象となる副作用についても、同様の体制を講じていることが望ましい。）、ヒヤリハット、インシデント等の情報

ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報（後発医薬品に関するこれらの情報を含む。）

（７） 医薬品安全性情報等のうち、迅速な対応が必要となるものを把握した際に、電子媒体に保存された診療録、薬剤管理指導記録等の活用により、当該医薬品を処方した医師及び投与された患者（入院中の患者以外の患者を含む。）を速やかに特定でき、必要な措置を迅速に講じることができる体制を有していること。

（８） 病棟専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

（９） データベースの構築などにより医療従事者が、必要な時に医薬品情報管理室で管理している医薬品安全性情報等を容易に入手できる体制を有していること。

(10) 上記(６)から(９)までに規定する内容の具体的実施手順及び新たに入手した情報の重要度に応じて、安全管理委員会、薬事委員会等の迅速な開催、関連する医療従事者に対する周知方法等に関する手順が、あらかじめ「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（医薬品業務手順書）」に定められており、それに従って必要な措置が実施されていること。

(11) 「Ｂ００８」薬剤管理指導料に係る届出を行っていること。

(12) 病棟専任の薬剤師の氏名が病棟内に掲示されていること。

(13) 当該保険医療機関において「Ａ２５０」薬剤総合評価調整加算の算定回数が、直近３か月間で10回以上であること。

(14) 当該保険医療機関において「Ｂ０１４」退院時薬剤情報管理指導料の算定割合が、直近３か月間で退院患者のうち４割以上であること。

２ 病棟薬剤業務実施加算２の施設基準

１の（１）～(12) を満たすこと。

3　病棟薬剤業務実施加算３の施設基準

（1）　病棟薬剤業務実施加算１又は２に係る届出を行っていること。

（2）　病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該加算を算定する治療室に配置されていること。

（3）　当該保険医療機関において、治療室専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近１か月の実施時間が合算して１週間につき 20 時間相当に満たない治療室があってはならないこと。

（4）　病棟薬剤業務の実施時間には、「Ｂ００８」薬剤管理指導料及び「Ｂ０１４」退院時薬剤情報管理指導料算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。

（5）　医薬品情報管理室が、治療室専任の薬剤師を通じて、医薬品安全性情報等を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。

（6）　治療室専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各治療室での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

4　薬剤業務向上加算の施設基準

（1）　病棟薬剤業務実施加算１又は２に係る届出を行っていること。

（2）　「免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修」とは、次に掲げる体制を整備する保険医療機関が実施するものをいう。

ア　当該保険医療機関は研修を計画的に実施するために、次のいずれも満たしていること。

（イ）　当該研修における責任者を配置すること。

（ロ）　研修の計画や実施等に関して検討するために、(イ)の責任者及び当該保険医療機関の医師、薬剤師等の多職種から構成される委員会が設置されていること。

イ　薬剤師として十分な病院勤務経験を有し、研修内容に関して指導能力を有する常勤の薬剤師が、当該研修を受ける薬剤師（以下「受講薬剤師」という。）の指導に当たっていること。

ウ　受講薬剤師の研修に対する理解及び修得の状況などを定期的に評価し、その結果を当該受講薬剤師にフィードバックすること。また、研修修了時に当該受講薬剤師が必要な知識及び技能を習得しているかどうかについて、評価が適切に実施されていること。

エ　無菌製剤処理を行うための設備及び医薬品情報管理室等の設備が整備されていること。

オ　調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施していること。なお、研修プログラムを医療機関のウェブサイトで公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施する体制を有していること。

（3）　(2)のオの研修プログラムは、以下の内容を含むものであること。

ア　内服・外用・注射剤の調剤（医薬品（麻薬・毒薬・向精神薬）の管理、処方鑑査を含む。）

イ　外来患者の薬学的管理（外来化学療法を実施するための治療室における薬学的管理等）

ウ　入院患者の薬学的管理（薬剤管理指導、病棟薬剤業務、入院時の薬局との連携を含む。）

エ　無菌製剤処理（レジメン鑑査を含む）

オ　医薬品情報管理

カ　薬剤の血中濃度測定の結果に基づく投与量の管理

キ　手術室及び集中治療室等における薬学的管理

（４）　（２）及び（３）に関しては、「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」（一般社団法人日本病院薬剤師会）並びに「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（令和３年度厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究）における薬剤師の卒後研修プログラム骨子案及び薬剤師卒後研修プログラム評価票案を参考にすること。

（５）　「都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制」とは、地域医療に係る業務を一定期間経験させるため、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署と連携して、自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）に出向させる体制として、以下の要件のいずれも満たすこと。

ア　出向先について、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における保険医療機関に勤務する薬剤師の需要と供給の状況を踏まえ、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定していること。なお、薬剤師が不足している地域とは、「薬剤師確保計画ガイドラインについて」（令和５年６月９日付薬生総発 0609 第２号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）及び「薬剤師偏在指標等について」（令和５年６月９日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）等に基づいて都道府県により判断されるものであること。

イ　アにおいて選定した出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、次の要件を満たす具体的な計画が策定されていること。なお、具体的な計画には、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、出向先の保険医療機関を選定した理由を記載するとともに、都道府県と協議したことがわかる内容を記載又は計画書へ添付しておくこと。

（イ）　出向する薬剤師は、概ね３年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね 1 年以上勤務している常勤の薬剤師であり、その後、出向元の保険医療機関に戻って勤務すること。

（ロ）　出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたものであること。

ウ　ア及びイに基づき現に出向を実施していること。

（６）　医療法第４条の２第１項に規定する特定機能病院又は急性期総合体制加算１から４までのいずれかに係る届出を行っている保険医療機関であること。

５　届出に関する事項

（１）　病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の４を用いること。

（２）　調剤、医薬品情報管理、薬剤管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導又は病棟薬剤業務のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載すること。

（３）　薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の４の２を用いること。

（４）　新規届出の場合は、３（５）に基づき当該保険医療機関において出向に関する具体的な計画が策定された時点で届出を行うことができる。また、現に出向を開始した月から算定を開

始すること。

（５）　令和８年３月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和８年９月31日までの間に限り、４の（６）の基準を満たしているものとみなす。

第26の４　データ提出加算

１　データ提出加算の施設基準

（１）「Ａ２０７」診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ただし、特定入院料（「Ａ３１７」特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関にあっては、「Ａ２０７」診療録管理体制加算１又は２の施設基準を満たしていれば足りること。

（２）厚生労働省が毎年実施する「ＤＰＣの評価・検証等に係る調査」（以下「ＤＰＣ調査」という。）に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省がＤＰＣ調査の一部事務を委託するＤＰＣ調査事務局（以下「ＤＰＣ調査事務局」という。）と常時電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず２名指定すること。

（３）ＤＰＣ調査に適切に参加し、ＤＰＣ調査の退院患者調査に準拠したデータを提出すること。なお、データ提出加算１及び３にあっては、入院患者に係るデータを、データ提出加算２及び４にあっては、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出すること。

（４）「適切なコーディングに関する委員会」（以下「コーディング委員会」という。）を設置し、年２回以上当該委員会を開催すること。

コーディング委員会とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年２回以上、委員会を開催しなければならない。

２　データ提出に関する事項

（１）データの提出を希望する保険医療機関（ＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院である病院を除く）は、令和８年５月20日、８月20日、11月20日、令和９年２月22日、５月20日、８月20日、11月22日又は令和10年２月21日までに別添７の様式40の５について、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。

（２）（１）の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して２か月分のデータ（例として、令和８年７月に届出を行った場合は、令和８年８月20日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和８年９月及び10月の２か月分となる。）（以下「試行データ」という。）を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、ＤＰＣの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料（以下「調査実施説明資料」

という。）に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までにＤＰＣ調査事務局へ提出すること。

（３）　試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を１の(２)の担当者宛てに電子メールにて発出する。

なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、データ提出加算の届出を行うことが可能となる。

３　届出に関する事項

（１）　データ提出加算の施設基準に係る届出は別添７の様式 40 の７を用いること。

（２）　入院患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算１及び３、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算２及び４を届け出ること。なお、データ提出加算１及び３の届出を行っている保険医療機関が、新たに外来患者に係るデータを提出するものとしてデータ提出加算２及び４の届出を行うことは可能である。ただし、データ提出加算２及び４の届出を行っている保険医療機関が外来患者に係るデータを提出しないものとして、データ提出加算１及び３へ届出を変更することはできない。

（３）　各調査年度において、累積して３回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、３回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。

（４）　データ提出を取りやめる場合、１の基準を満たさなくなった場合及び(３)に該当した場合については、別添７の様式 40 の８を提出すること。なお、様式 40 の８を提出しデータ提出加算に係る届出を辞退した場合、当該加算の届出が施設基準の 1 つとなっている入院基本料等も算定できなくなること。

（５）　(４)の届出を行い、その後に再度データ提出を行う場合にあっては、２の手続きより開始すること。

（６）　基本診療料の施設基準等第十一の二十三及び二十四に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

第 26 の５　入退院支援加算

１　入退院支援加算１に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門（以下この項において「入退院支援部門」という。）が設置されていること。

（２）　入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げてはならないこと。また、やむを得ず面会の制限を行う場合にあっても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮すること。

なお、これらを踏まえ、面会に関する規程を策定するとともに、当該規程について定期的

た診療の届出を行っていればよく、情報通信機器を用いた入院前支援を行う場合として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第26の６　認知症ケア加算

１　認知症ケア加算１の施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム（以下「認知症ケアチーム」という。）が設置されていること。このうち、イに掲げる看護師については、原則週16時間以上、認知症ケアチームの業務に従事すること。なお、認知症ケアチームは、別添２の第１の７の(５)に規定する身体的拘束最小化チームを兼ねることは差し支えない。

ア　認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

イ　認知症患者の看護に従事した経験を５年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ　認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士

なお、アからウまでのほか、患者の状態に応じて、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士が参加することが望ましい。

（２）　(１)のアに掲げる医師は、精神科の経験を３年以上有する医師、神経内科の経験を３年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師であること。なお、ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、２日間、７時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。また、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（精神科の経験を３年以上有する医師、神経内科の経験を３年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名以上の非常勤医師が認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（３）　(１)のイに掲げる認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ　認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習は、次の内容を含むものであること。

(イ)　認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防

(ロ)　認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要

(ハ)　認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法

(ニ)　認知症看護に必要なアセスメントと援助技術

(ホ)　コミュニケーションスキル

(ヘ)　認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理症状（BPSD）への

対応

（ト） ケアマネジメント（各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法）

（チ） 家族への支援・関係調整

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

（４）（１）のウに掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士は、認知症患者又は要介護者の退院調整の経験のある者又は介護支援専門員の資格を有する者であること。

（５） 認知症ケアチームは、以下の業務を行うこと。

ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週１回程度開催されており、チームの構成員及び当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが参加していること。

イ チームは、週１回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行うこと。

ウ チームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。なお、認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。

エ せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

オ チームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的に実施すること。

（６） 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等は、原則として年に１回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講すること（ただし、既に前年度又は前々年度に研修を受けた看護師等にあってはこの限りではない）。また、原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、２の（４）に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受けた看護師を１名以上配置することが望ましい。

（７） 当該保険医療機関において、当該チームが組織上明確に位置づけられていること。

２ 認知症ケア加算２の施設基準

（１） 当該保険医療機関に、認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師又は認知症患者の看護に従事した経験を５年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を配置すること。

（２）（１）に掲げる医師については、１の（２）を満たすものであること。また、（１）に掲げる認知症看護に係る適切な研修については、１の（３）の例による。

（３） 原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を３名以上配置すること。

（４）（３）に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。ただし、（３）に掲げる３名以上の看護師のうち１名については、次の事項に該当する研修を受けた看護師が行う認知症患者のアセスメントや看護方法等に係

る院内研修の受講をもって満たすものとして差し支えない。

ア　国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ　認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習は、次の内容について９時間以上含むものであること。

（イ）　認知症の原因疾患と病態・治療

（ロ）　入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術

（ハ）　コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法

（ニ）　行動・心理症状（BPSD）、せん妄の予防と対応法

（ホ）　認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援

（５）　（１）の医師又は看護師は、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握し、病棟職員に対して必要な助言等を行うこと。

（６）　（１）の医師又は看護師を中心として、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。

（７）　（１）の医師又は看護師を中心として、せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

（８）　（１）の医師又は看護師を中心として、認知症患者に関わる職員に対し、少なくとも年に１回は研修や事例検討会等を実施すること。

３　認知症ケア加算３の施設基準

（１）　２の（３）及び（４）の施設基準を満たしていること。

（２）　身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。

（３）　せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

（４）　２の（３）に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、少なくとも年に１回は研修や事例検討会等を実施すること。

４　届出に関する事項

（１）　認知症ケア加算１の施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の 10 を用いること。

（２）　認知症ケア加算２又は３の届出は、保険医療機関単位で届け出るが、その際、小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床を除いて届け出ることができること。また、施設基準に係る届出は、別添７の様式 40 の 11 を用いること。

第 26 の６の２　せん妄ハイリスク患者ケア加算

１　せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準

（１）　「Ａ１００」一般病棟入院基本料（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）、「Ａ１０４」特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、「Ａ３００」救

遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で３か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア　意識障害レベルがＪＣＳ(Japan Coma Scale)でⅡ－３（又は30）以上又はＧＣＳ（Glasgow Coma Scale）で８点以下の状態が２週以上持続している患者

イ　無動症の患者（閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等）

（３）　特殊疾患病棟入院料２の施設基準

次のいずれかの基準を満たしていること。

ア　次のいずれかに該当する一般病棟又は精神病棟

（イ）　児童福祉法第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）

（ロ）　児童福祉法第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関

イ　当該病棟の入院患者数の８割以上が、重度の肢体不自由児（者）（日常生活自立度のランクＢ以上に限る。）等の重度の障害者（ただし、(２)に掲げる脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者、脳卒中の後遺症又は認知症の患者であって、その発症前は重度の障害者でなかった患者（平成20年10月１日以降に限る。）を除く。）であること。なお、該当患者の割合については、暦月で３か月を超えない期間の１割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

２　届出に関する事項

特殊疾患病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添７の様式９、様式20、様式24の２及び様式51を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20を省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等の分かるもの。）を添付すること。

第14　緩和ケア病棟入院料

１　緩和ケア病棟入院料１に関する施設基準等

（１）　主として悪性腫瘍患者、後天性免疫不全症候群又は終末期の末期腎不全に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを行う病棟を単位として行うこと。

（２）　夜間において、看護師が複数配置されていること。

（３）　当該病院の医師の員数は、医療法に定める標準を満たしていること。

（４）　当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が１名以上配置されていること。なお、複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとに１名以上の常勤医師が配置されていること。

（５）　(４)に掲げる医師は次のいずれかの研修を修了している者であること。また、終末期の末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

（６） 当該病棟に係る病棟床面積は、患者１人につき内法による測定で、30 平方メートル以上であり、病室床面積は、患者１人につき内法による測定で、８平方メートル以上であること。

（７） 当該病棟内に、患者家族の控え室、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えていること。

（８） 当該病棟は全室個室であって差し支えないが、特別の療養環境の提供に係る病床の数が５割以下であること。

（９） 入退棟に関する基準が作成されていること。

(10) 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内が作成され、患者・家族に対する説明が行われていること。

(11) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、地域の在宅医療を担う保険医療機関と連携し、緊急時に在宅での療養を行う患者が入院できる体制を保険医療機関として確保していること。

(12) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、連携している保険医療機関の患者に関し、緊急の相談等に対応できるよう、24 時間連絡を受ける体制を保険医療機関として確保していること。

(13) 緩和ケア病棟においては、連携する保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対して、実習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行っていること。

(14) がん診療の拠点となる病院は、別添３の第 14 の１の(13)と同様であること。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

(15) 当該病棟への入院を希望する患者の紹介を受けた場合に、（４）の医師が入院の適応を判断し、当該医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が入院までの待機期間や待機中の緊急時の対応方針等について、患者に説明を行う体制を設けること。

(16) 以下のア又はイを満たしていること。

ア 当該病棟直近１年間の入院患者について、以下の（イ）から（ロ）までの期間の平均が 14 日未満であること。

（イ） （４）の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員から説明を受けた上で、患者等が文書又は口頭で入院の意思表示を行った日

（ロ） 患者が当該病棟に入院した日

イ 直近１年間において、退院患者のうち、次のいずれかに該当する患者以外の患者が 15%以上であること。

（イ） 他の保険医療機関（療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。）に転院した患者

（ロ） 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟（療養病棟入院基本料を算定する病棟を除く。）への転棟患者

（ハ） 死亡退院の患者

(17) 次のいずれかに係る届出を行っていること。

ア 「Ａ２２６－２」に掲げる緩和ケア診療加算

イ　「Ｂ００１」「２４」に掲げる外来緩和ケア管理料

ウ　「Ｃ００３」に掲げる在宅がん医療総合診療料

(18)　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添７の様式40の７を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和８年３月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13 対１入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料１から４又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料１若しくは２を算定する病棟、専門病院入院基本料（13 対１入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料５、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

２　緩和ケア病棟入院料２に関する施設基準等

１の(１)から(14)まで及び(18)を満たしていること。

３　届出に関する事項

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添７の様式９、様式 20 及び様式 52 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等が分かるもの。）を添付すること。

第 15　精神科救急急性期医療入院料

１　精神科救急急性期医療入院料に関する施設基準等

（１）　医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。

（２）　当該保険医療機関内に、精神保健指定医が４名以上常勤していること。

（３）　当該保険医療機関内に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入院基本料の 10 対１入院基本料、13 対１入院基本料、15 対１入院基本料、18 対１入院基本料若しくは 20 対１入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこと。

（４）　当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が 16 又はその端数を増すごとに１以上であること。

（５）　当該各病棟に２名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。

（６）　当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあっては、看護師が常時２名以上配置されていること。

（７）　当該病棟の病床数は、１看護単位当たり 60 床以下であること。

（８）　当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めていること。

（９）　必要な検査及びＣＴ撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。ただし、ＣＴ撮影については、他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されて

様式 12 の８

栄養管理実施加算の施設基準に係る届出書添付書類
（有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料のみ）

１　栄養管理を担当する常勤の管理栄養士

氏名	勤務時間	備考

２　その他（次の要件を満たす項目に〇をつけること。）

（イ）　入院患者ごとの栄養状態に関するリスクを入院時に把握すること（栄養スクリーニング）。

（ロ）　栄養スクリーニングを踏まえて栄養状態の評価を行い、入院患者ごとに栄養管理計画（栄養管理計画の様式は、別添６の別紙 23 又はこれに準じた様式とする。）を作成すること。

（ハ）　栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録に添付すること。

（ニ）　医師又は医師の指導の下に管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が栄養管理計画を入院患者に説明し、当該栄養管理計画に基づき栄養管理を実施すること。

（ホ）　栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

［記載上の注意］

栄養管理計画に基づき入院患者の栄養管理の実施内容が確認できる文書を添付すること。

様式13

急性期総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

１．通則に関する事項

１　届出加算 （該当するいずれか １つに✔を記載）	□　急性期総合体制加算１ □　急性期総合体制加算２ □　急性期総合体制加算３ □　急性期総合体制加算４ □　急性期総合体制加算５
２　外来縮小体制 （ア又はイのいずれか該当するものに○を記載）	ア　(1)を満たし、かつ、(2)又は(3)のいずれかを満たす □(1)初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している □(2)紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30‰以上 記入前年度１年間の実績を ①　初診の患者数　（　　）名 ②　再診の患者数　（　　）名 ③　紹介患者数　（　　）名 ④　逆紹介患者数　（　　）名 ⑤　救急患者数　（　　）名 ⑥　紹介割合　(③+⑤)÷①×100　（　　）% ⑦　逆紹介割合　④÷(①+②)×1,000　（　　）% □(3)診療情報提供料等を算定する割合が４割以上 記入前年度１年間の実績を ①　総退院患者数　（　　）件 ②　診療情報提供料（Ｉ）の「注８」の加算を算定する退院患者数　（　　）件 ③　転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数　（　　）件 ④診療情報提供料等を算定する割合（②＋③）／①×10　（　　）割 イ　紹介受診重点医療機関である。
３　医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（以下の場合を除き様式13の２に記載）	直近１年以内に届け出た内容と変更がない場合　□　届出を省略
４　入退院支援 （該当する□に ✔を記載）	□　入退院支援加算１の届出を行っている □　入退院支援加算２の届出を行っている
５　画像診断・検査体制	□　24時間の画像診断及び検査体制を有する
６　調剤体制	□　薬剤師が当直を行うことによる24時間の調剤体制を有する
７　禁煙の取扱い （該当する全ての□に✔を記載）	□　敷地内禁煙 □　敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示している

	□　敷地内に喫煙所を設けている。 （該当する全ての□に✔を記載） 算定病棟：□ 精神病棟入院基本料 □ 緩和ケア病棟入院料 □ 精神科救急急性期医療入院料 □ 精神科急性期治療病棟入院料 □ 精神科救急・合併症入院料 □ 精神療養病棟入院料 □ 精神科地域包括ケア病棟入院料 □ 地域移行機能強化病棟入院料 □喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れないような措置をしている □喫煙・禁煙区域を明確に表示し、周知・理解・協力を求める □喫煙可能区域に未成年者・妊婦が立ち入らないよう、措置を講ずる 具体的な措置（　　）
８　他の入院料等の届出状況等	以下のいずれかに該当すること □　療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない □　平成26年３月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算５を算定する場合に限る） □　人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院 □　地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない □　同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又介護医療院を設置していない。（平成30年３月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っており、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している場合は、当該施設を維持することができる。） □　特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引等の特別な関係がない。（令和６年３月31日以前から賃貸借取引関係にある場合の関係を除く。）

２．各加算区分に係る事項

９　総合性 （該当する全ての空欄、□に✔を記載し、該当する記号に〇を記載） （加算１、２の届出はア、加算３、４の届出はア又はイ、加算５の届出はアからウのいずれかを満た	□　内科 □　精神科 □　小児科 □　外科 □　整形外科 □　脳神経外科 □　産科又は産婦人科 □　地域医療構想調整会議で合意を得た上で、小児科、産科又は産婦人科に係る入院医療提供がない （該当する場合は、合意を得た会議の概要を提出すること） 当該医療機関の担当精神科医氏名　（　　） 連携保険医療機関の名称　（　　） 連携保険医療機関の担当精神科医師名　（　　） ア　以下のいずれかの入院料を届出ており、現に精神疾患患者の入院を受けれている（該当する入院料の□に✔を記載） □　精神病棟入院基本料

すこと）	□ 精神科救急急性期医療入院料 □ 精神科急性期治療病棟入院料 □ 精神科救急・合併症入院料 □ 児童・思春期精神科入院医療管理料 □ 精神科地域包括ケア病棟入院料 □ 地域移行機能強化病棟入院料	
	上記入院料の届出時合計入院患者数	（　　）人
	イ　以下の①、②のいずれも満たす ウ　以下の①、②のいずれかを満たす	
	①　以下のいずれかを届け出ていること □　精神科リエゾンチーム加算 □　認知症ケア加算１	
	②　以下の加算の算定件数が、合計20件／年以上	
	□ 精神疾患診療体制加算２	
	年間算定件数	（　　）件
	□ 入院精神療法（救急患者に対し入院３日以内に実施されたものに限る）	
	年間算定件数	（　　）件
	□ 救急救命入院料の「注２」に規定する精神疾患診断初回加算（救急患者に対し入院３日以内に実施されたものに限る）	
	年間算定件数	（　　）件
10　手術等の集積性（年間の実績）（該当するいずれかの記号に〇を記載） （加算１はア、加算２はイ、加算３はウ、加算４はエ、加算５はオを満たすこと）	全身麻酔手術件数	（　　）件
	ア　・全身麻酔手術件数2,000件以上　・以下の①～⑦のうち６つ以上 ・ク及びケをいずれも満たすこと	
	イ　・全身麻酔手術件数2,000件以上　・以下の①～⑦のうち４つ以上 ・ク又はケをいずれも満たすこと	
	ウ　・全身麻酔手術件数2,000件以上　・以下の①～⑦のうち５つ以上 をいずれも満たすこと	
	エ　・以下の①～⑦のうち３つ以上　・ク又はケ をいずれも満たすこと	
	オ　・全身麻酔手術件数800件以上（地域最多救急病院を除く） ・以下の①～⑧及び⑩のうち２つ以上 をいずれも満たすこと	
	①　悪性腫瘍手術　400件以上	
	②　腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術　400件以上	
	③　心臓カテーテル法手術　200件以上	
	④　心臓胸部大血管手術　60件以上 （ア又はウを満たす場合は100件以上）	
	⑤　消化管内視鏡手術　600件以上	

	⑥　脳神経外科手術　50件以上 （オを満たす場合、地域最多救急病院では経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は超急性期脳卒中加算の合計10件以上を満たすことで差支えない） ⑦　放射線治療（対外照射法）200例以上 ⑧　分娩件数　100件以上 ⑨　６歳未満乳幼児手術　40件以上 ⑩　医療提供機能連携確保加算の届出 （地域最多救急病院であって、外来・在宅診療体制の確保に係る診療実績を当該保険医療機関が所在する二次医療圏で満たす場合に限る）
11　救急体制 （加算１，２はア及びイ、加算３，４，５はア及びウを満たすこと）	ア　救急時医療情報閲覧機能を有していること
	イ　以下のいずれかを満たしていること □　救命救急センター □　高度救命救急センター
	ウ　以下のいずれかを満たしていること □　第２次救急医療機関 □　救命救急センター □　高度救命救急センター □　総合周産期母子医療センター □　その他上記と同様に24時間の救急患者を受け入れている
12　入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制 （加算１～４において満たすこと）	ア　院内迅速対応チームの構成員（救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した者の名前を記載すること。） ・医師： ・専任の看護師：
	イ　病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応状況に関する改善の必要性等について提言するための責任者名：
	ウ　病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。 □
	エ　病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応の改善に関する委員会又は会議の開催日： うち、イの責任者の出席日：
	オ　院内講習の開催日（開催予定日）： １回目　　月　　日　　２回目　　月　　日
	以下のいずれも満たすこと。
	□　一般病棟における平均在院日数が14日以内であること。 （　　）日　（小数点第一位まで）

13　退院に係る状況等 （加算１～４において満たすこと）	□　一般病棟の退棟患者（退院患者を含む）に占める、同一の保険医療機関の一般病棟以外の病棟に転棟したものの割合が１割未満であること。　（　　）割
	□　以下のいずれかの届出を行っていること。 □　入退院支援加算１の届出を行っている。 □　入退院支援加算２の届出を行っている。
14　感染対策 （加算１～４において満たすこと）	□　感染対策向上加算１の届出を行っている。
15　高度急性期医療の提供 （加算１～４において満たすこと）	以下のうち届け出ている入院料に✔を記載すること □　救命救急入院料 □　特定集中治療室管理料 □　ハイケアユニット入院医療管理料 □　小児特定集中治療室管理料 □　新生児特定集中治療室管理料 □　総合周産期特定集中治療室管理料 □　新生児治療回復室入院医療管理料
16　他の入院料の届出状況 （加算１～４において満たすこと）	□　以下の③の割合が９割以上であること。 ①　一般病棟の病床数の合計　（　　）床 ②　許可病床数の総数から結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料（７対１入院基本料及び10対１入院基本料に限る）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料及び地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数　（　　）床 ③　（①÷②）×10　（　　）割
17　外部評価 （加算１～４において満たすこと）	以下の該当する□に✔を記載すること □　日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている □　上記に準ずる評価を受けている 具体的に受けている評価内容　（　　）

〔記載上の注意〕

１　「11」の「ウ」において「24時間の救急患者を受け入れている」を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。

２　「２」の「ア」の⑵において、「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「Ａ０００」初診料の「注２」及び「注３」並びに区分番号「Ａ００２」外来診療料の「注２」及び「注３」に規定する算出方法を用いること。

３　各実績において「年間」とは、前年度４月１日～３月31日の期間を指す。

４　様式６及び様式13の２を添付すること。

様式13の3

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 （新規）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況
（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規届出	既届出	項目名	届出年月日	新規届出	既届出	項目名	届出年月日
□	□	夜間看護加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 １・２・３ （療養病棟入院基本料の注12・注13） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	□	□	看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 １・２・３ （障害者施設等入院基本料の注9・注10） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
□	□	夜間看護体制加算 （障害者施設等入院基本料の注11）	年 月 日	□	□	急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日
□	□	夜間急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日	□	□	夜間看護体制加算 （急性期看護補助体制加算）	年 月 日
□	□	看護職員夜間12対1配置加算 １・２ （該当するものに○をつけること）	年 月 日	□	□	看護職員夜間16対1配置加算 １・２ （該当するものに○をつけること）	年 月 日
□	□	看護補助加算 １・２・３ （該当するものに○をつけること）	年 月 日	□	□	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
□	□	夜間看護体制加算 （看護補助加算）	年 月 日	□	□	看護補助体制加算（ 対１） ／看護補助・患者ケア体制充実加算 １・２・３ （地域包括医療病棟入院料の注5・注8）	年 月 日
□	□	夜間看護補助体制加算 （ 対１） （地域包括医療病棟入院料の注6）	年 月 日	□	□	夜間看護体制加算 （地域包括医療病棟入院料の注7）	年 月 日
□	□	看護職員夜間12対1配置加算 １・２ （地域包括医療病棟入院料の注9） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	□	□	看護職員夜間16対1配置加算 １・２ （地域包括医療病棟入院料の注9） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
□	□	看護補助加算／看護補助体制充実加算 （小児入院医療管理料の注9・注10）	年 月 日	□	□	看護職員配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注3）	年 月 日
□	□	看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 １・２・３ （地域包括ケア病棟入院料の注4・5） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	□	□	看護職員夜間配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注8）	年 月 日
□	□	看護職員夜間配置加算 （精神科救急急性期医療入院料の注4）	年 月 日	□	□	看護職員夜間配置加算 （精神科救急・合併症入院料の注4）	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項
（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

（1） 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者		氏名： 職種：
イ 看護職員の勤務状況の把握等		
	（ア）勤務時間	平均週＿＿＿時間 （うち、時間外労働＿＿＿時間）
	（イ）2交代の夜勤に係る配慮	□ 勤務後の暦日の休日の確保 □ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 □ 16時間未満となる夜勤時間の設定 □ その他 （具体的に： ）
	（ウ）3交代の夜勤に係る配慮	□ 夜勤後の暦日の休日の確保 □ その他 （具体的に： ）
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議		開催頻度：＿＿＿回／年 参加人数：平均＿＿＿人／回 参加職種（ ）
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画		□ 計画策定 □ 職員に対する計画の周知
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開		□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 （具体的な公開方法： ）

（2） 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	□ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	□ 薬剤師　□ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) □ 臨床検査技師　□ 臨床工学技士 □ その他(職種　　)
ウ 看護補助者の配置	□ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 □ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	□ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	□ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	□ 院内保育所　□ 夜間保育の実施 □ 夜勤の減免制度 □ 休日勤務の制限制度 □ 半日・時間単位休暇制度 □ 所定労働時間の短縮 □ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	□ 夜勤従事者の増員 □ 月の夜勤回数の上限設定

（3） 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

① 交代制勤務の種別 （□3交代、 □変則3交代、 □2交代、 □変則2交代 ）

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1）夜間看護体制加算（障害者施設等入院基本料の注11）	2）夜間看護体制加算（急性期看護補助体制加算/地域包括医療病棟入院料注7）	3）看護職員夜間配置加算（12対1配置1・16対1配置1（地域包括医療病棟入院料の注9を含む））	4）看護補助加算（夜間看護体制加算）	5）看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料の注4／精神科救急・合併症入院料の注4）	6） 1）から5）のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	□	□	□	□	□	□
イ 正循環の交代周期の確保（3交代又は変則3交代のみ）	□	□	□	□	□	□
ウ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	□	□	□	□	□	□
エ 暦日の休日の確保	□	□	□	□	□	□
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	□	□	□	□	□	□
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	□	□	□	□	□	□
(ア)過去1年間のシステムの運用	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）
(イ)部署間における業務標準化	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）	（ □ ）
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	□			□		□
ク 看護補助者の夜間配置			□			□
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	□	□	□	□		□
コ 夜間院内保育所の設置	□	□	□	□	□	□
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□	□	□	□	□	□
該当項目数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
（参考）満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	

〔記載上の注意〕

1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。

2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。

3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、□に「✓」を記入すること。

4 夜間看護体制加算（障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注7）、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1（地域包括医療病棟入院料の注9を含む）又は看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。）を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。

・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績（1）、2）又は4）は看護要員、3）又は5）は看護職員）が分かる書類

・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類

・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類

・ク及びケについては、様式9

・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料

・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員（1）、2）又は4））又は看護職員（3）又は5））の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類

5　夜間看護体制加算（障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注7）、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1（地域包括医療病棟入院料の注9を含む）又は看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。）を算定する医療機関は、2（3）②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。

6　2（3）②の6）は、1）から5）のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。

7　各加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。
ただし、2（3）②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1）～5）を届け出る場合を除く。

8　同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

様式 27

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✔」を記入すること）

区　　分	氏　　名	経験年数	勤務時間	常勤・非常勤	専従・専任	研修受講	兼務
ア・オ　身体症状の緩和を担当する医師				□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従 □専任	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケアトレーニングコース	□緩和ケア病棟 □小児緩和ケア □外来緩和ケア
イ・カ　精神症状の緩和を担当する医師				□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従 □専任	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケアトレーニングコース	□緩和ケア病棟 □小児緩和ケア □外来緩和ケア
ウ・キ　緩和ケアの経験を有する看護師				□常勤 □非常勤	□専従 □専任	□	□小児緩和ケア □外来緩和ケア
エ・ク　緩和ケアの経験を有する薬剤師				□常勤 □非常勤	□専従 □専任		□小児緩和ケア □外来緩和ケア

□　注２に規定する点数を算定する場合

２　症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構　成　メ　ン　バ　ー（氏名・職種）
回／週	

３　患者に対する情報提供

４　外部評価について（該当するものに〇を付ける。）

ア　医療機能評価機構等が行う医療機能評価
イ　がん診療の拠点となる病院　　ウ　ア、イに準じる病院

［記載上の注意］

１　「１」のア、イ、オ及びカについては、緩和ケアに関する研修を、ウ及びキについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。

２　「１」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

３　「３」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

４　緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。

５　財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。

６　「１」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「１」のア、イ、オ及びカの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。

７　「１」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の□緩和ケア病棟に「✔」を記入すること。

８　「１」のアからエの構成員が、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□小児緩和ケアに、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□外来緩和ケアに、それぞれ「✔」を記入すること。

９　注２に規定する点数は、別紙２に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が 400 床以上の病院、ＤＰＣ対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料１のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。

10　注２に規定する点数を算定する場合は、「１」のオからクについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

様式 27 の 2

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　緩和ケアに係る医療従事者（□には、適合する場合「レ」を記入すること）

区　　分	氏　　名	経験 年数	勤務 時間	研修 受講
ア　身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師		年	時間	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケア トレーニングコース
イ　緩和ケアの経験を有する常勤看護師		年	時間	□
ウ　緩和ケアの経験を有する薬剤師		年	時間	

２　症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構　成　メ　ン　バ　ー（氏名・職種）
回／週	

３　夜間の看護職員配置夜間の看護職員数	夜間の看護補助者数	（再掲）当直の看護要員数
名	名	名

４　患者に対する情報提供

［記載上の注意］

１　「１」のアは緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

　また、イは緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

　緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。

２　勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。

３　「４」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

様式 27 の３

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✔」を記入すること）

区　　分	氏　　名	経験年数	勤務時間	常勤・非常勤	専従・専任	研修受講	兼務
ア　身体症状の緩和を担当する医師				□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従 □専任	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケアトレーニングコース	□緩和ケア病棟 □緩和ケア診療 □外来緩和ケア
イ　精神症状の緩和を担当する医師				□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従 □専任	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケアトレーニングコース	□緩和ケア病棟 □緩和ケア診療 □外来緩和ケア
ウ　緩和ケアの経験を有する看護師				□常勤 □非常勤	□専従 □専任	□	□緩和ケア診療 □外来緩和ケア
エ　緩和ケアの経験を有する薬剤師				□常勤 □非常勤	□専従 □専任		□緩和ケア診療 □外来緩和ケア
オ 小児科の診療に従事した経験を３年以上有している専任の常勤医師							
カ 小児患者の看護に従事した経験を３年以上有している専任の常勤看護師							

２　症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構　成　メ　ン　バ　ー（氏名・職種）
回／週	

３　患者に対する情報提供

４　外部評価について（該当するものに〇を付ける。）

ア　医療機能評価機構等が行う医療機能評価 イ　がん診療の拠点となる病院　　ウ　ア、イに準じる病院

［記載上の注意］

１　「１」のア及びイについては、緩和ケアに関する研修を、ウについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。

２　「１」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

３　「３」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

４　小児緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。

５　財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。

６　「１」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「１」のア及びイの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。

７　「１」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の□緩和ケア病棟に「✔」を記入すること。

８　「１」のアからエの構成員が、緩和ケア診療加算に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□緩和ケア診療に、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□外来緩和ケアに、それぞれ「✔」を記入すること。

９　ア又はイの医師が小児科の診療に従事した経験を３年以上有する場合は、オの欄に当該医師の氏名を、ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を３年以上有している場合は、カの欄に当該看護師の名前を記載すること。

様式 32

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　精神科リエゾンに係る専従チーム

職　種	氏　　名	勤務時間	勤務の態様	経験年数	研修受講
ア精神科医師		時間	常勤・非常勤／専従・専任 対診の場合 （　　）	年	／
イ精神科等の経験を有する看護師		時間	常勤・非常勤／専従・専任	年 （入院　　年）	□
ウ精神医療の経験を有する薬剤師等 （職種　　）		時間	常勤・非常勤／専従・専任 ※専任の場合精神科リエゾンチームの診療に従事する時間 週　　時間	年	／

２　精神症状の評価等に係るカンファレンス

開催頻度	１回当たり平均所用時間数	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	概ね　　分	

３　精神症状の評価等に係る回診

開催頻度	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	

４　１週間当たりの算定患者数　　＿＿＿＿＿＿　人

５　患者やチーム以外の医療従事者等からの相談に応じる体制

体制

［記載上の注意］

１「１」のアについては、対診の場合は勤務の態様欄の（　　）に主たる勤務先医療機関名を記載すること。また、イについては、精神科リエゾンに係る研修を修了していることがわかる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、ウについては、職種欄の（　　）に当該従事者の職種を記載し、専任の場合は精神科リエゾンチームの診療に従事する時間を勤務の態様欄に記載すること。また、勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。

２　「２」から「４」については、当該医療機関において予定しているものについて記載することでよく、所用時間数、算定患者数については記載しない場合でも提出可能とする。ただし、「１」のウの薬剤師等を専任とする場合には、算定患者数を記載する必要があること。

３　「５」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。

４　精神科リエゾンに係る実施計画書及び治療評価書の写しを添付すること。

様式34

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 栄養サポートチームに係る構成員

区 分	氏 名	勤務形態	区 分
ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師		常勤・常勤換算	専従・専任
イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤看護師		常勤・常勤換算	専従・専任
ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤薬剤師		常勤・常勤換算	専従・専任
エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤管理栄養士		常勤・常勤換算	専従・専任
オ その他の栄養サポートチーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）			

□ 注2に規定する点数を算定する場合

2 栄養管理に係る回診

1日当たり 平均症例数
概ね　　症例

[記載上の注意]

1 「1」のア～エについて、医療関連団体等により交付された研修修了証の写し（研修の名称、実施主体、終了日及び修了者の氏名を
記載した一覧でも可）を添付すること。

2 当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

3 栄養サポートチームが、当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。

4 本添付書類は、1チームにつき1部作成すること。

5 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、
DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の
一般病棟において、算定可能である。

6 注2に規定する点数を算定する場合は、「2」のアからエについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

様式 35 の２

感染対策向上加算〔　〕に係る届出書添付書類

１　感染制御チーム（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

区分	氏　名	専従・専任	経験年数	勤務形態	研修
ア　専任の常勤医師		□専従 □専任	年	□常勤 □常勤換算	
		□専従 □専任	年	□常勤 □常勤換算	
イ　専任の看護師		□専従 □専任	年		□
		□専従 □専任	年		□

区分	氏　名	勤務年数	研修
ウ　専任の薬剤師		年	□
		年	□
エ　専任の臨床検査技師		年	□
		年	□

２　院内感染管理者

氏　名	職　種

３　抗菌薬適正使用のための方策

４　連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

５新興感染症の発生・まん延時の体制

感染症法第 38 条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関である	□
感染症法第 38 条第２項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第 36 条の２第１項の規定による通知（同項第２号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第 36 条の３第１	□

項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）である	
上記のいずれかについて公表されている自治体のホームページ:（　　）	

６　サーベイランス事業の参加状況

事業名：（　　）

７　届出保険医療機関が評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

８　届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

９　抗菌薬適正使用支援チーム

区分	氏　名	勤務形態	専従・専任	経験年数	研修
ア　感染症診療に３年以上の経験を有する専任の常勤医師		□常勤 □常勤換算		年	
		□常勤 □常勤換算		年	
イ　５年以上感染管理に従事した経験を有する看護師				年	□
				年	□
ウ　3年以上の病院勤務経験をもつ感染症診療にかかわる専任の薬剤師				年	
				年	
エ　3年以上の病院勤務経験をもつ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師				年	
				年	

［記載上の注意］

１　感染対策向上加算１を届け出る場合は、「１」から「９」を、感染対策向上加算２又は３を届け出る場合は「１」から「５」を記載すること。

２　感染対策向上加算１を届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。感染対策向上加算２を届け出る場合であって、ウ及びエに掲げる薬剤師及び臨床検査技師が適切な研修を修了している場合には、そのことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

３　感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。(医療安全対策加

算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。）

4　感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの業務内容が明記された文書を添付すること。（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。）

5　「３」は、感染対策向上加算１及び２を届け出る場合は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に記載すること。感染対策向上加算３を届け出る場合は、連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。

6　標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。

7　「４」は、感染防止対策加算１を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算２又は３を算定する医療機関名を記載し、感染防止対策加算２又は３を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算１の医療機関名を記載すること。

8　「６」は、感染対策向上加算１を届け出ている場合のみ記載し、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。

9　「７」は、感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関が評価を実施する保険医療機関について記載すること。

10　「８」は、感染対策向上加算１に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関について記載すること。

11　「７」、「８」は、届出保険医療機関について予定されているものを記載することでよく、少なくとも年１回程度、実施されていればよい。

12　「９」は、抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書を添付すること。

様式36の２

重症患者初期支援充実加算に係る届出書添付書類

１　入院時重症患者対応メディエーター（医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者であるメディエーターについて記載すること。複数の職員が該当する場合には、主な者を３名以内で記載すること。）

メディエーター１		
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年　　月
	研修名	
メディエーター２		
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年　　月
	研修名	
メディエーター３		
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年　　月
	研修名	

様式 40 の２の２

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　術後疼痛管理に係る専任チーム

区　　分	氏　　名	勤務経験
ア　麻酔に従事する常勤の医師		年
イ　手術室または周術期管理センター等の勤務経験が２年以上有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師		年
ウ　薬剤師としての勤務経験を５年以上有し、かつ、うち２年以上が周術期関連の勤務経験を有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師		年
エ　その他の術後疼痛管理チーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）		

２　患者に対する情報提供体制

［記載上の注意］

１　「１」のイ及びウについて、術後疼痛管理に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付すること。

２　「１」のイについて、保険医療機関における年間の麻酔管理症例数（200症例以上）が確認できる文書を添付すること。

３　「１」のウの「勤務経験」については、当該薬剤師の周術期関連の勤務経験年数を記入すること。

４　専任チームの看護師又は薬剤師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

５　術後疼痛管理チームによる術後疼痛管理プロトコルを添付すること。なお、当該プロトコルには実施する術後疼痛管理方法、患者の安全管理、合併症予防、術後疼痛管理計画等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。

６　「２」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。

様式40の4

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1　届出に係る病棟薬剤業務実施加算の区分（届出を行うもの全てに〇を付す）

（　）　病棟薬剤業務実施加算１
（　）　病棟薬剤業務実施加算２
（　）　病棟薬剤業務実施加算３

2　病棟薬剤業務の実施体制

病棟名	当該病棟で算定している入院料	専任薬剤師の氏名

3　当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況、副作用等の情報を把握し、収集した情報を関係する医療従事者に速やかに提供する方法

4　医薬品情報管理室の薬剤師と病棟薬剤業務を行う薬剤師の情報共有の方法

5　医薬品情報管理室で管理している情報を医療従事者が容易に入手する方法

6　迅速に適切な措置を講じることができる体制の概要

7　薬剤総合評価調整業務及び退院時薬剤情報管理指導に対する実績
（病棟薬剤業務実施加算１のみ）

薬剤総合評価調整加算算定回数（直近３か月）	□10回以上
退院時薬剤情報管理指導料算定割合（直近３か月）	□４割以上

［記載上の注意］

１　「２」については、当該加算を算定する入院料（障害者施設等入院基本料、地域包括医療病棟入院料又は小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を除く。）を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院料及び専任の薬剤師の氏名（複数の場合は全ての氏名）を記載すること。

２　「３」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。

３　「４」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。

４　「５」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。

５　「６」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。

６　上記「３」から「６」に係る業務手順書を添付すること。

７　「７」については、病棟薬剤業務実施加算１を届け出る場合にのみ記載すること。

様式40の4の２

薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出書添付書類

１ 病棟薬剤業務実施加算の届出状況（適合する場合「✓」を記入すること）

□	病棟薬剤業務実施加算１又は２を届け出ている。

２ 研修の体制等（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

（１）免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が整備されている。	□
（２）研修を受けている薬剤師の人数	名

３ 薬剤師が不足とされている地域の医療機関への出向の体制等

（１）当該年度の出向計画

連携先の都道府県 ：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

（２）地域医療に係る業務を実践的に修得するための具体的な計画について

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

① 出向先の保険医療機関について、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関であること等、出向先を選定した理由が計画書に記載されている。	□
② 出向する薬剤師は、概ね３年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね１年以上勤務している常勤の薬剤師であることが計画書に記載されている。	□
③ 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたことが計画書に記載されている。	□
④ 都道府県と協議したことがわかる内容について、計画書に記載又は添付されている。	□

（３）前年度の実績（前年度の届出施設のみ記載）

連携先の都道府県 ：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

４ 施設の届出状況（いずれか１つに「✓」を記入すること）

□	特定機能病院である。
□	急性期充実体制加算１の届出を行っている。
□	急性期充実体制加算２の届出を行っている。

［記載上の注意］

１　「２」については、届出時点で当該年度において研修を受けている薬剤師の人数を記載すること。

２　「３」の（１）については、当該年度における出向先の医療機関、出向する薬剤師数、出向の期間について、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。

３　「３」の（２）については、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）の３（５）イで規定に基づき策定した出向に関する具体的な計画を添付した上で、その内容について適合する場合に☑を記載すること。

４　「３」の（３）については、前年度の届出施設のみ記載するものであり、前年度４月１日～３月31日の出向実績を、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。

⑥

＜抄＞

保医発０３０５第８号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第69号）の告示に伴い、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第71号）が告示され、令和８年６月１日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関及び保険薬局からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「特掲診療料の施設基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第６号）は、令和８年５月31日限り廃止する。

記

第１　特掲診療料の施設基準等

１　特掲診療料の施設基準等は、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に定めるものの他、別添１のとおりとすること。

２　別添１に定める施設基準を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じ、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとすること。

３　特掲診療料の施設基準等及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。

４　特掲診療料の施設基準等における常勤配置とは、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業又は育児・介護休業法第23条第２項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第24条第１項の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該施設基準等において求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則として含めるものであること。

また、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第23条第１項若しくは第３項又は第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、週30時間以上の勤務で常勤扱いとすること。

５　カンファレンス等をリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）が可能な機器を用いて実施する場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合又は電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関に提供する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応するとともに安全な通信環境を確保していること。

６　令和10年５月31日までの間、以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師とみなす。

ア　平成31年３月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者

イ　公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

７　区分番号は、例えば「Ａ０００」初診料における「Ａ０００」を指す。なお、以下区分番号という記載は省略し、「Ａ０００」のみ記載する。

第２　届出に関する手続き

１　「特掲診療料の施設基準等」に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関単位又は当該保険薬局単位で行うものであること。

２　「特掲診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局の開設者は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の地方厚生（支）局長に対して、別添２の当該施設基準に係る届出書（届出書添付書類を含む。以下同じ。）を１通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等で内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。また、当該保険医療機関及び当該保険薬局は、提出した届出書の写しを適切に保管するものであること。

・令和８年１月１日から 12 月末日までの期間（①）に鼻腔栄養を導入した患者、胃瘻を造設した患者又は中心静脈栄養を実施している患者等にかかる回復の割合をもって適合性を判断し、適合している場合は令和９年４月１日から令和 10 年３月末日まで（②）算定可

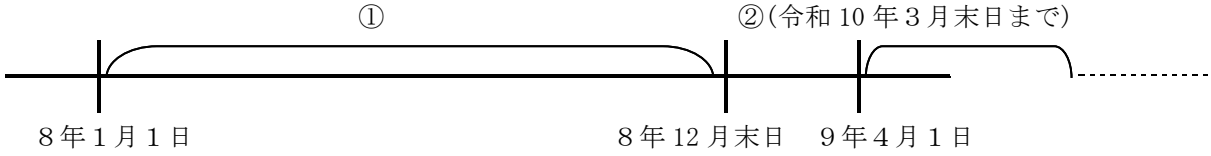

(12)　調剤基本料の施設基準

ア　処方箋受付回数等

（イ）　前年５月１日から当年４月末日までの１年間の処方箋受付回数及び処方箋集中率（以下「処方箋受付回数等」という。）の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年６月１日から翌年５月末日まで所定点数を算定する。

（ロ）（イ）にかかわらず、前年５月１日以降に新規に保険薬局に指定された薬局については、次のとおりとし、処方箋受付回数等の実績が判断されるまでは、調剤基本料１に該当しているものとして取り扱う（ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添１の第 88 の４の２（２）に該当する場合は、特別調剤基本料Ａとする。特別調剤基本料Ａの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している等の施設基準に該当する場合は調剤基本料３のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が１月に 40 万回を超えるグループに属する場合は調剤基本料３のハとする。）。

a　前年５月１日から当年１月 31 日までの間に新規に指定された保険薬局について
指定の日の属する月の翌月１日から当年４月末日までの処方箋受付回数等で判定し、当年６月１日から翌年５月 31 日まで適用する。

b　当年２月１日以降に新規に保険薬局に指定された薬局について
指定の日の属する月の翌月１日から３か月間の処方箋受付回数等で判定し、当該３か月の最終月の翌々月１日から翌年５月 31 日まで適用する。

（ハ）　開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）（以下「医薬品医療機器等法」という。）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、遡及指定後も当該許可の日より前の調剤基本料の状況を引き継ぎ、遡及指定を受けた翌年度の調剤基本料については、当該許可の日より前の処方箋受付回数等の実績も含めて（イ）又は（ロ）に基づき判定を引き継ぐこととする。ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添１の第 88 の４の１に該当する場合は、特別調剤基本料Ａとする。特別調剤基本料Ａの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料３のイ又はロとする。

新規届出の場合

例：令和８年８月１日に新規指定された薬局（(ロ)の場合）

・①から④までは調剤基本料１に該当するものとして取り扱う（ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして第 88 の４の２（２）に該当する場合は、特別調剤基本料Ａとする。特別調剤基本料Ａの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している等の施設基準に該当する場合は調剤基本料３のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が１月に 40 万回を超えるグループに属する場合は調剤基本料３のハとする。）。

・②から③までにおける実績で判断し、その翌々月（④の翌日）から⑥まで適用する。

・令和９年６月１日（⑥の翌日）から令和 10 年５月末日（⑦）までの調剤基本料の施設基準の適合は②から⑤までの期間における実績で判断する。

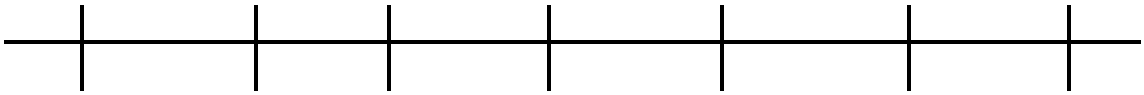

①６年８月１日 ②９月１日 ③11 月末日 ④12 月末日 ⑤７年４月末日 ⑥５月末日 ⑦８年５月末日

(13) 調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準

当年４月末日時点の状況をもって施設基準の適合性を判断し、当年６月１日から翌年５月末日まで所定点数を算定する。ただし、当年６月１日から翌年５月末日までの間に、新たに施設基準に適合した場合は、届出を行うことができ、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の１日から翌年の５月末日まで所定点数を算定することができるものとする。

(14) 妥結率の実績

イ　妥結率の実績の算定期間は、報告年度の当年４月１日から９月 30 日までとし、翌年６月１日から翌々年５月 31 日まで適用する。

ロ　イにかかわらず、妥結率の報告年度の当年４月２日以降に新規に保険薬局に指定された薬局においては、翌々年５月 31 日までは妥結率が５割を超えているものとみなす。

ハ　開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、ロにかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

新規届出の場合

例：令和７年７月１日に新規指定された薬局の場合

・①から④までは妥結率が５割を超えていると見なす

・②から③までの妥結率の実績を令和９年６月１日（④の翌日）から⑤まで適用する。

(15)　調剤基本料の注８に規定する保険薬局
届出前３月間の実績にて判定すること。

(16)　外科医療確保特別加算及び内視鏡手術用支援機器加算に係る年間実績件数

ア　１月から 12 月までの１年間の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年の４月１日から翌々年の３月末まで所定点数を算定できるものとする。

イ　アにかかわらず、新規届出の場合は、届出前 12 月の実績をもって施設基準の適合性を判断し、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の１日から翌年の３月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の１日から翌年の３月末日まで所定点数を算定することができるものとする。なお、新規届出は、当該保険医療機関の新規開設又は当該手術等を実施する診療科を新規開設する場合のほか、当該保険医療機関が当該届出を初めて行う場合が該当するが、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、新規届出に該当しないものであること。ただし、建物の工事等に伴いやむを得ず当該治療を実施できなくなり、施設基準に適合しなくなった後、再度届出を行う場合には、新規届出として取り扱うものとする。

５　特掲診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関又は保険薬局が、次のいずれかに該当する場合にあっては当該届出の受理は行わないものであること。

（１）　当該届出を行う前６か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがある保険医療機関又は保険薬局である場合。

（２）　当該届出を行う前６か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）に違反したことがある保険医療機関又は保険薬局である場合。

（３）　地方厚生（支）局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 104 号）に規定する基準のいずれかに該当している保険医療機関である場合。

（４）　当該届出を行う前６か月間において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 78 条第１項（同項を準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 72 条第１項の規定に基づく検査等の結果、診療内容若しくは調剤内容又は診療報酬若しくは調剤報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関又は保険薬局である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成 12 年５月 31 日保発第 105 号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

6　届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付すこと。

遠隔電子処方箋活用加算	（遠電）第　　号
ウイルス疾患指導料	（ウ指）第　　号
外来栄養食事指導料の注２に規定する基準	（外栄食指）第　　号
外来栄養食事指導料の注３に規定する基準	（がん専栄）第　　号
心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算	（遠隔ペ）第　　号
喘息治療管理料	（喘管）第　　号
糖尿病合併症管理料	（糖管）第　　号
がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）第　　号
がん性疼痛緩和指導管理料の注２に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	（難がん疼）第　　号
がん患者指導管理料イ	（がん指イ）第　　号
がん患者指導管理料ロ	（がん指ロ）第　　号
がん患者指導管理料ハ	（がん指ハ）第　　号
がん患者指導管理料ニ	（がん指ニ）第　　号
外来緩和ケア管理料	（外緩）第　　号
移植後患者指導管理料（臓器移植後）	（移植管臓）第　　号
移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）	（移植管造）第　　号
糖尿病透析予防指導管理料	（糖防管）第　　号
小児運動器疾患指導管理料	（小運指管）第　　号
乳腺炎重症化予防ケア・指導料	（乳腺ケア）第　　号
婦人科特定疾患治療管理料	（婦特管）第　　号
腎代替療法指導管理料	（腎代替管）第　　号
一般不妊治療管理料	（一妊管）第　　号
生殖補助医療管理料１	（生補管１）第　　号
生殖補助医療管理料２	（生補管２）第　　号
二次性骨折予防継続管理料１	（二骨管１）第　　号
二次性骨折予防継続管理料２	（二骨継２）第　　号
二次性骨折予防継続管理料３	（二骨継３）第　　号
下肢創傷処置管理料	（下創管）第　　号
慢性腎臓病透析予防指導管理料	（腎防管）第　　号
地域連携小児夜間・休日診療料１	（小夜１）第　　号
地域連携小児夜間・休日診療料２	（小夜２）第　　号
地域連携夜間・休日診療料	（夜）第　　号
地域連携小児夜間・休日診療料の注２、地域連携夜間・休日診療料の注２及び救急外来医学管理料の注７に規定する院内トリアージ実施体制加算	（トリ体）第　　号
救急外来医学管理料１及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１	（救外１）第　　号

口腔病理診断管理加算２	（口病診２）第　　号
クラウン・ブリッジ維持管理料	（補管）第　　号
歯科矯正診断料	（矯診）第　　号
顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	（顎診）第　　号
調剤基本料１	（調基１）第　　号
調剤基本料２	（調基２）第　　号
調剤基本料３イ	（調基３イ）第　　号
調剤基本料３ロ	（調基３ロ）第　　号
調剤基本料３ハ	（調基３ハ）第　　号
特別調剤基本料Ａ	（特調基Ａ）第　　号
調剤基本料１（注１のただし書に該当する場合）	（調基特１）第　　号
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	（地支体１）第　　号
地域支援・医薬品供給対応体制加算２	（地支体２）第　　号
地域支援・医薬品供給対応体制加算３	（地支体３）第　　号
地域支援・医薬品供給対応体制加算４	（地支体４）第　　号
連携強化加算	（薬連強）第　　号
バイオ後続品調剤体制加算	（バ後体）第　　号
無菌製剤処理加算	（薬菌）第　　号
在宅薬学総合体制加算１	（在薬総１）第　　号
在宅薬学総合体制加算２	（在薬総２）第　　号
電子的調剤情報連携体制整備加算	（薬ＤＸ）第　　号
門前薬局等立地依存減算	（門減）第　　号
服薬管理指導料１イ	（服管１イ）第　　号
特定薬剤管理指導加算２	（特薬管２）第　　号
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	（在医麻）第　　号
在宅中心静脈栄養法加算	（在中栄）第　　号
看護職員処遇改善評価料（１～165）	（看処遇 1～165）第　　号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（外在ベⅠ）第　　号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５	（外在ベⅠ注）第　　号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（１～24）	（外在ベⅡ１～24）第　　号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注５及び注６	（外在ベⅡ１～24 注）第　　号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（歯外在ベⅠ）第　　号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５	（歯外在ベⅠ注）第　　号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（１～24）	（歯外在ベⅡ１～24）第　　号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注５及び注６	（歯外在ベⅡ１～24 注）第　　号
入院ベースアップ評価料（１～500）	（入ベ１～500）第　　号
歯科技工所ベースアップ支援料	（歯技ベ）第　　号
調剤ベースアップ評価料	（調剤ベ）第　　号

7　次の(１)から(18)までに掲げるものについては、それらの点数のうちいずれか１つについて届出を行っていれば、当該届出を行った点数と同一の区分に属する点数も算定できるものであり、点数ごとに別々の届出を行う必要はないものであること。

（１）　持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）、皮下連続式グルコース測定

（２）　腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

（３）　センチネルリンパ節生検（併用）、乳癌センチネルリンパ節生検加算１

（４）　センチネルリンパ節生検（単独）、乳癌センチネルリンパ節生検加算２

（５）　人工膵臓検査、人工膵臓療法

（６）　時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト

（７）　検査・画像情報提供加算、電子的診療情報評価料

（８）　導入期加算２、導入期加算３、腎代替療法実績加算

（９）　透析液水質確保加算、慢性維持透析濾過加算

(10)　緊急整復固定加算、緊急挿入加算

(11)　食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腟腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

(12)　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。）、腹腔鏡下膵中央切除術

(13)　腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

(14)　腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

(15)　膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎術（経尿道）

(16)　採取精子調整管理料、精子凍結保存管理料

(17)　胎児輸血術（一連につき）、臍帯穿刺

(18)　上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）

8　４に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の１日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の１日から算定する。令和８年６月１日からの算定に係る届出については、令和８年５月７日以降に届出書の提出を行うことができる。

9　届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第３　届出受理後の措置等

１　届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関又は保険薬局の開設者は届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うものであること。ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算１、２、３及び４、歯科画像診断管理加算１及び２、麻酔管理料（Ⅰ）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について届け出ている医師に変更があった場合にはその都度届出を行い、届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準については、当該機器に変更があった場合には、その都度届出を行うこと。また、ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影について届け出ている撮影に使用する機器に変更があった場合にはその都度届出を行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月（変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当該月の１日）から変更後の特掲診療料を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の特掲診療料を算定すること。

２　届出を受理した保険医療機関又は保険薬局については、適時調査を行い（原則として年１回、受理後６か月以内を目途）、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の適正を期するものであること。

３　「特掲診療料の施設基準等」に適合しないことが判明した場合は、所要の指導の上、変更の届出を行わせるものであること。その上で、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には当該保険医療機関又は当該保険薬局の開設者に弁明を行う機会を与えるものとすること。

４　届出を行った保険医療機関又は保険薬局は、毎年８月１日現在で届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うものであること。

５　地方厚生（支）局においては、届出を受理した後、当該届出事項に関する情報を都道府県に提供し、相互に協力するよう努めるものとすること。

６　届出事項については、被保険者等の便宜に供するため、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、当該届出事項を適宜とりまとめて、保険者等に提供するよう努めるものとする。また、保険医療機関及び保険薬局においても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）の規定に基づき、院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導をするものであること。

第４　経過措置等

第２及び第３の規定にかかわらず、令和８年５月 31 日現在において現に特掲診療料を算定している保険医療機関及び保険薬局において、引き続き当該特掲診療料を算定する場合（名称のみが改正されたものを算定する場合を含む。）には、新たな届出を要しない。ただし、令和８年６月以降の実績により、届出を行っている特掲診療料の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。また、令和８年度診療報酬改定において、新設された又は施設基準が創設された特掲診療料（表１）及び施設基準が改正された特掲診療料のうち届出が必要なもの（表２）については、令和８年６月１日以降の算定に当たり届出を行う必要があること。なお、表２における経過措置期間については、令和８年３月 31 日時点で改正前の特掲診療料の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用される。

表１　新設された又は施設基準が創設された特掲診療料

- 遠隔電子処方箋活用加算
- 地域連携小児夜間・休日診療料の注２に規定する院内トリアージ実施体制加算
- 地域連携夜間・休日診療料の注２に規定する院内トリアージ実施体制加算
- 救急外来医学管理料
- 救急外来医学管理料の注３に規定する救急外来緊急検査対応加算
- 救急外来医学管理料の注５に規定する救急時医療情報取得加算
- 救急外来医学管理料の注７に規定する院内トリアージ実施体制加算
- 地域包括診療料の注４に規定する外来データ提出加算
- 充実管理加算１（脂質異常症を主病とする場合）
- 充実管理加算２（脂質異常症を主病とする場合）
- 充実管理加算１（高血圧症を主病とする場合）
- 充実管理加算２（高血圧症を主病とする場合）
- 充実管理加算１（糖尿病を主病とする場合）
- 充実管理加算２（糖尿病を主病とする場合）
- 心不全再入院予防継続管理料
- 在宅療養支援診療所（別添１の第９の１の（２）のア）
- 在宅医療充実体制加算
- プログラム医療機器等指導管理料の注３の施設基準
- 特別管理加算
- 口腔機能実地指導料
- 歯科訪問診療料の注７に規定する基準
- 救急患者連携搬送料２
- 在宅患者訪問看護・指導料の注 19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算
- 訪問看護遠隔診療補助料
- 在宅自己腹膜灌流指導管理料２
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

・　医科点数表第２章第 10 部手術の通則の９（歯科点数表第２章第９部手術の通則７を含む。）に掲げる頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
・　外科医療確保特別加算
・　内視鏡手術用支援機器加算
・　吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）　１　麻酔に従事する医師が専従で実施する場合
・　吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）　２　麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合
・　歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
・　国際標準病理診断管理加算
・　地域支援・医薬品供給対応体制加算
・　バイオ後続品調剤体制加算
・　門前薬局等立地依存減算
・　服薬管理指導料の注１に規定する施設基準
・　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５に関する施設基準
・　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注５及び注６に関する施設基準（注６に関する施設基準については、令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
・　歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５に関する施設基準
・　歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注５及び注６に関する施設基準（注６に関する施設基準については、令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
・　歯科技工所ベースアップ支援料
・　調剤ベースアップ評価料

表２　施設基準の改正された特掲診療料（届出が必要なもの）

・　外来腫瘍化学療法診療料１（令和８年 10 月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
・　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の腫瘍細胞を検体とするもの（乳癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合に限る。）
・　在宅療養支援診療所（別添１の第９の１の（２）のア以外については、令和９年６月１日以降に引き続き届け出る場合に限る。）
・　在宅療養支援病院（令和９年６月１日以降に引き続き届け出る場合に限る。）
・　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・　ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影に関する施設基準（128 列以上のマルチスライス型の機器によるＣＴ撮影に限る。）
・　通院・在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算１から３
・　医科点数表第２章第９部処置の通則の５並びに歯科点数表第２章第８部処置の通則の６に掲げる処置の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１（令和９年６月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）
・　周術期栄養管理実施加算（令和８年 10 月１日以降に引き続き算定する場合に限る。）

・　調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準（処方箋集中率等の状況によらず例外的に調剤基本料１を算定することができる保険薬局）（第 89 の１の（１）に該当し令和 10 年６月１日以降に引き続き算定する場合又は第 89 の１の（２）に該当する場合に限る。）
・　在宅薬学総合体制加算２
・　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・　歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
・　歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
・　入院ベースアップ評価料

表３　施設基準の改正された特掲診療料（届出が必要でないもの）
・　外来緩和ケア管理料
・　二次性骨折予防継続管理料
・　地域包括診療料
・　小児かかりつけ診療料
・　遠隔連携診療料
・　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３（令和８年３月 31 日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一「Ｄ０２６」に掲げる検体検査判断料の注６に規定する遺伝カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
・　遺伝性疾患療養指導管理料の注５（令和８年３月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「Ｄ０２６」に掲げる検体検査判断料の注７に規定する遺伝性腫瘍カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
・　在宅療養支援歯科診療所１
・　在宅療養支援歯科診療所２
・　在宅療養支援歯科病院
・　往診料の注 10 に規定する介護保険施設等連携往診加算
・　在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注６の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注８及び歯科訪問診療料の注 21 に規定する在宅医療ＤＸ情報活用加算
・　在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅医療情報連携加算
・　歯科疾患在宅療養管理料の注７、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８に規定する在宅歯科医療情報連携加算
・　がんゲノムプロファイリング検査
・　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（令和８年３月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「Ｄ０２３」に掲げる微生物核酸同定・定量検査の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸検出を含まないもの）に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
・　検体検査管理加算（Ⅱ）

・　検体検査管理加算(Ⅲ)
・　検体検査管理加算(Ⅳ)
・　センチネルリンパ節生検（片側）
・　無菌製剤処理料
・　心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
・　心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
・　脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
・　脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
・　脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
・　廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
・　廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
・　廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
・　運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
・　運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
・　運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
・　呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
・　呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
・　難病患者リハビリテーション料
・　障害児（者）リハビリテーション料
・　がん患者リハビリテーション料
・　認知症患者リハビリテーション料
・　集団コミュニケーション療法料
・　通院・在宅精神療法の注 12 に規定する情報通信機器を用いた精神療法
・　認知行動療法２
・　歯科技工士連携加算１
・　歯科技工士連携加算２
・　緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
・　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・　胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・　縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・　植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術
・　植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）
・　腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）及び腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
・　医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５及び６（歯科点数表第２章第９部手術の通則４を含む。）に掲げる手術
・　輸血管理料Ⅰ
・　自己生体組織接着剤作成術
・　自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術
・　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
・　調剤基本料１

・　調剤基本料２
・　調剤基本料３
・　特別調剤基本料Ａ
・　調剤基本料の注４に規定する保険薬局
・　連携強化加算
・　在宅薬学総合体制加算１
・　電子的調剤情報連携体制整備加算
・　看護職員処遇改善評価料

表４　施設基準等の名称が変更されたが、令和８年５月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であれば新たに届出が必要でないもの

生活習慣病管理料（Ⅰ）及び生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する施設基準	→	充実管理加算３（脂質異常症を主病とする場合）
生活習慣病管理料（Ⅰ）及び生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する施設基準	→	充実管理加算３（高血圧症を主病とする場合）
生活習慣病管理料（Ⅰ）及び生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する施設基準	→	充実管理加算３（糖尿病を主病とする場合）
救急患者連携搬送料	→	救急患者連携搬送料１
通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算	→	通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算１
小児口腔機能管理料の注３に規定する口腔管理体制強化加算	→	小児口腔機能管理料の注５に規定する口腔管理体制強化加算
小児口腔機能管理料の注５、口腔機能管理料の注５及び歯科特定疾患療養管理料の注５	→	小児口腔機能管理料の注７、口腔機能管理料の注７及び歯科特定疾患療養管理料の注５
歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準	→	歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準
コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の「１」ＣＴ撮影の「イ」64 列以上のマルチスライス型の機器による場合	→	コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の「１」ＣＴ撮影の「ロ」64 列以上 128 列未満のマルチスライス型の機器による場合
血流予備量比コンピューター断層撮影	→	血流予備量比コンピューター断層撮影解析
組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）	→	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）
乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	→	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	→	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）

別添１

特掲診療料の施設基準等

第１　特定疾患療養管理料

１　特定疾患療養管理料の注１に関する施設基準

患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

２　特定疾患療養管理料の注５に関する施設基準

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発 0305 第７号。以下「基本診療料施設基準通知」という。）別添１の第１に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること（以下単に「情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること」という。）。

３　届出に関する事項

特定疾患療養管理料の注１の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。また、特定疾患療養管理料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、特定疾患療養管理料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第１の１の２　遠隔電子処方箋活用加算

１　遠隔電子処方箋活用加算に関する施設基準

「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和４年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第１号医政発 1028 第１号保発 1028 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）に基づく電子処方箋（以下「電子処方箋」という。）を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制として、以下の（１）から（３）までを全て満たしていること。

（１）　院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていること。

（２）　院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていること。

（３）　電子処方箋対応医療機関であることをウェブサイトで掲示していること。

２　届出に関する事項

遠隔電子処方箋活用加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式１の４を用いること。

第１の２　ウイルス疾患指導料

１　ウイルス疾患指導料の注２に規定する加算に関する施設基準

（１）　ＨＩＶ感染者の診療に従事した経験を５年以上有する専任の医師が１名以上配置されていること。

（２）　ＨＩＶ感染者の看護に従事した経験を２年以上有する専任の看護師が１名以上配置されていること。

（３）　ＨＩＶ感染者の服薬指導を行う専任の薬剤師が１名以上配置されていること。

（４）　社会福祉士又は精神保健福祉士が１名以上勤務していること。

（５） プライバシーの保護に配慮した診察室及び相談室が備えられていること。

２　ウイルス疾患指導料の注３に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

３　届出に関する事項

（１） ウイルス疾患指導料の注２に関する施設基準に係る届出は、別添２の様式１を用いること。

（２） １の(１)から(３)までに掲げる医師、看護師、薬剤師及び１の(４)に掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を別添２の様式４を用いて提出すること。

（３） ウイルス疾患指導料の注３に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、ウイルス疾患指導料の注３として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第１の２の２　小児特定疾患カウンセリング料

１　小児特定疾患カウンセリング料の注２に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２　届出に関する事項

小児特定疾患カウンセリング料の注２に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、小児特定疾患カウンセリング料の注２として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第１の３　小児科療養指導料

１　小児科療養指導料の注６に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２　届出に関する事項

小児科療養指導料の注６に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、小児科療養指導料の注６として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第１の４　てんかん指導料

１　てんかん指導料の注６に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２　届出に関する事項

てんかん指導料の注６に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、てんかん指導料の注６として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第１の５　難病外来指導管理料

１　難病外来指導管理料１の対象患者

糖尿病合併症管理料の施設基準に係る届出は、別添２の２を用いること。

第４の１の２　耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

１　耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料に関する施設基準

（１）　耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関であること。

（２）　患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

２　届出に関する事項

耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の２　がん性疼痛緩和指導管理料

１　がん性疼痛緩和指導管理料に関する施設基準

当該保険医療機関内に、緩和ケアの経験を有する医師が配置されていること。なお、緩和ケアの経験を有する医師とは、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。

（１）　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

（２）　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

２　がん性疼痛緩和指導管理料の注２に関する施設基準

次に掲げる基準を全て満たしていること。

（１）　高エネルギー放射線治療の届出を行っていること。

（２）　神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）を年間合計 10 例以上実施していること。

（３）　がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（４）　（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

３　がん性疼痛緩和指導管理料の注４に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

４　届出に関する事項

（１）　がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の２を用いること。

（２）　がん性疼痛緩和指導管理料の注２の施設基準に係る届出は、別添２の様式５を用いること。

（３）　がん性疼痛緩和指導管理料の注４に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん性疼痛緩和指導管理料の注４として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の３　がん患者指導管理料

１　がん患者指導管理料イに関する施設基準

（１） 緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ１名以上配置されていること。なお、診断結果及び治療方針の説明等を行う際には両者が同席して行うこと。

（２）（１）に掲げる医師は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

（３）（１）に掲げる看護師は、５年以上がん患者の看護に従事した経験を有し、がん患者へのカウンセリング等に係る適切な研修を修了した者であること。なお、ここでいうがん患者へのカウンセリング等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること(600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものに限る。)。

イ　がん看護又はがん看護関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ） がん看護又はがん看護関連領域に必要な看護理論及び医療制度等の概要

（ロ） 臨床倫理（告知、意思決定、インフォームド・コンセントにおける看護師の役割）

（ハ） がん看護又はがん看護関連領域に関するアセスメントと看護実践

（ニ） がん看護又はがん看護関連領域の患者及び家族の心理過程

（ホ） セルフケアへの支援及び家族支援の方法

（ヘ） がん患者のための医療機関における組織的取組とチームアプローチ

（ト） がん看護又はがん看護関連領域におけるストレスマネジメント

（チ） コンサルテーション方法

エ　実習により、事例に基づくアセスメントとがん看護又はがん看護関連領域に必要な看護実践

（４） 患者に対して診断結果及び治療方針の説明等を行う場合に、患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

（５） 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

２　がん患者指導管理料ロに関する施設基準

（１） 緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ１名以上配置されていること。

（２）（１）に掲げる医師は、１の（２）を満たすこと。

（３）（１）に掲げる看護師は、１の（３）を満たすこと。

（４） 当該管理に従事する公認心理師については、１の（２）のアに掲げる研修を修了した者であること。

（５） 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

3　がん患者指導管理料ハに関する施設基準

（1）　化学療法の経験を５年以上有する医師及び専任の薬剤師がそれぞれ１名以上配置されていること。

（2）　（1）に掲げる薬剤師は、５年以上薬剤師としての業務に従事した経験及び３年以上化学療法に係る業務に従事した経験を有し、40 時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を 50 症例（複数のがん種であることが望ましい。）以上有するものであること。

（3）　患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

4　がん患者指導管理料ニに関する施設基準

（1）　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の血液を検体とするものの施設基準に係る届出を行っていること。

（2）　患者のプライバシーに十分配慮した構造の個室を備えていること。

5　がん患者指導管理料の注８に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

6　届出に関する事項

（1）　がん患者指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の３を用いること。

（2）　がん患者指導管理料の注８に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん患者指導管理料の注８として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の４　外来緩和ケア管理料

1　外来緩和ケア管理料に関する施設基準

（1）　当該保険医療機関内に、以下の４名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア　身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ　精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ　緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ　緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか１人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診療する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

また、注４に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

オ　身体症状の緩和を担当する常勤医師

カ　精神症状の緩和を担当する医師

キ　緩和ケアの経験を有する看護師

ク　緩和ケアの経験を有する薬剤師

（2）　緩和ケアチームの構成員は、緩和ケア診療加算に係る緩和ケアチームの構成員及び小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、悪性腫瘍患者に係る緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲においては、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の２分の１以下であること。）。

（３）（１）の緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月 16 時間以下であること。また介護保険施設等又は指定障害者支援施設は次に掲げるものをいう。

イ 指定介護老人福祉施設
ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設
ハ 介護老人保健施設
ニ 介護医療院
ホ 指定特定施設入居者生活介護事業所
ヘ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
ト 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所
チ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
リ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
ヌ 指定障害者支援施設
ル 指定共同生活援助事業所
ヲ 指定福祉型障害児入所施設

（４）（１）のア又はオに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした３年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（５）（１）のイ又はカに掲げる医師は、３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。また、イに掲げる医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（３年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限

る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（６）（１）のア、イ、オ及びカに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。さらに、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ　日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

（７）（１）のウ又はキに掲げる看護師は、５年以上悪性腫瘍の患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものに限る。）。

イ　緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ　講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

（イ）　ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

（ロ）　悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

（ハ）　悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

（ニ）　緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

（ホ）　セルフケアへの支援及び家族支援の方法

（ヘ）　ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

（ト）　ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント

（チ）　コンサルテーション方法

（リ）　ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ　実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

（８）（１）のエ又はクに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍の患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

（９）（１）のア、イ、オ及びカに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

(10)　症状緩和に係るカンファレンスが週１回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う保険医、看護師、薬剤師などが参加していること。

(11)　当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。

(12)　院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

２　外来緩和ケア管理料の注５に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

３　届出に関する事項

（１）　外来緩和ケア管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の４を用いること。

（２）　外来緩和ケア管理料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、外来緩和ケア管理料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の５　移植後患者指導管理料

１　臓器移植後に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して、診療を行う体制があること。

ア　臓器移植に従事した経験を２年以上有し、下記のいずれかの経験症例を持つ専任の常勤医師

なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（臓器移植に従事した経験を２年以上有し、下記のいずれかの経験症例を持つ医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（イ）　腎臓移植領域 10 例以上

（ロ）　肝臓移植領域 10 例以上

（ハ）　（イ）及び（ロ）以外の臓器移植領域３例以上

イ　臓器移植に従事した経験を２年以上有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ　免疫抑制状態の患者の薬剤管理の経験を有する常勤薬剤師

（２）　(１)のイにおける移植医療に係る適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。

ア　医療関係団体が主催するものであること。

イ　移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して３日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は 10 時間以上のものとする。

ウ　講義又は演習等により、臓器移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

（３）　移植医療に特化した専門外来が設置されていること。

２　造血幹細胞移植後に関する施設基準

（１） 当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して、診療を行う体制があること。

ア 造血幹細胞移植に従事した経験を２年以上有し、造血幹細胞移植を 10 例以上（小児科の場合は７例以上）の経験症例を持つ専任の常勤医師

なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（造血幹細胞移植に従事した経験を２年以上有し、造血幹細胞移植を 10 例以上（小児科の場合は７例以上）の経験症例を持つ医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

イ 造血幹細胞移植に従事した経験を２年以上有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 免疫抑制状態の患者の薬剤管理の経験を有する常勤薬剤師

（２） （１）のイにおける移植医療に係る適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。

ア 医療関係団体が主催するものであること。

イ 移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して３日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は 10 時間以上のものとする。

ウ 講義又は演習等により、造血幹細胞移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

（３） 移植医療に特化した専門外来が設置されていること。

３ 移植後患者指導管理料の注３に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

４ 届出に関する事項

（１） 移植後患者指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の５を用いること。

（２） 移植後患者指導管理料の注３に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、移植後患者指導管理料の注３として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の６ 糖尿病透析予防指導管理料

１ 糖尿病透析予防指導管理料に関する施設基準

（１） 当該保険医療機関内に、以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。

ア 糖尿病指導の経験を有する専任の医師

イ 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師

ウ 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士

（２） （１）のアに掲げる医師は、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を５年以上有する者であること。

（３） （１）のイに掲げる看護師は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を２年以上有し、かつ、この間に通算 1,000 時間以上糖尿病患者の療養指導を行った者であって、適切な研修を修了した者
なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものをいうこと。

（イ）　国又は医療関係団体等が主催する研修であること。

（ロ）　糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援及び事例分析・評価等の内容が含まれるものであること。

（ハ）　糖尿病患者の療養指導について十分な知識及び経験のある医師、看護師等が行う演習が含まれるものであること。

（ニ）　通算して 10 時間以上のものであること。

イ　糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を５年以上有する者

（４）（１）のイに掲げる保健師は、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を２年以上有する者であること。

（５）（１）のウに掲げる管理栄養士は、糖尿病及び糖尿病性腎症の栄養指導に従事した経験を５年以上有する者であること。

（６）（２）から（４）までに規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも１名以上は常勤であること。

（７）（２）から（５）までに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましいこと。

（８）　注３に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される透析予防診療チームにより、透析予防に係る専門的な診療が行われていること。

ア　糖尿病指導の経験を有する医師（（２）を満たすこと。）

イ　糖尿病指導の経験を有する看護師又は保健師（看護師にあっては、（３）のアを満たすこと。保健師にあっては、（４）を満たすこと。）

ウ　糖尿病指導の経験を有する管理栄養士（（５）を満たすこと。）

（９）　注４に規定する高度腎機能障害患者指導加算を算定する場合は、次に掲げるイのアに対する割合が５割を超えていること。

ア　４月前までの３か月間に糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者で、同期間内に算出した $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$（mL/分/1.73 ㎡）が 30 未満であったもの（死亡したもの、透析を導入したもの及び腎臓移植を受けたものを除き６人以上が該当する場合に限る。）

イ　アの算定時点（複数ある場合は最も早いもの。以下同じ。）から３月以上経過した時点で以下のいずれかに該当している患者

（イ）　血清クレアチニン又はシスタチン C がアの算定時点から不変又は低下していること

（ロ）　尿たんぱく排泄量がアの算定時点から 20%以上低下していること

（ハ）　アで $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を算出した時点から前後３月時点の $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を比較し、その１月当たりの低下が 30%以上軽減していること

(10)　糖尿病教室を定期的に実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。

２　糖尿病透析予防指導管理料の注５に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3　届出に関する事項

（1）　糖尿病透析予防指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の６を用いること。なお、高度腎機能障害患者指導加算に係る届出は、別添２の様式５の８を用いること。

（2）　糖尿病透析予防指導管理料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、糖尿病透析予防指導管理料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の７　小児運動器疾患指導管理料

1　小児運動器疾患指導管理料に関する施設基準

（1）　以下の要件をいずれも満たす常勤の医師が１名以上勤務していること。

ア　整形外科の診療に従事した経験を５年以上有していること。

イ　小児の運動器疾患に係る適切な研修を修了していること。

（2）　当該保険医療機関において、小児の運動器疾患の診断・治療に必要な単純撮影を行う体制を有していること。

（3）　必要に応じて、当該保険医療機関の病床又は連携する保険医療機関の病床において、入院可能な体制を有していること。

2　届出に関する事項

小児運動器疾患指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の８の２を用いること。

第４の８　乳腺炎重症化予防ケア・指導料

1　乳腺炎重症化予防ケア・指導料に関する施設基準

（1）　当該保険医療機関内に、乳腺炎の重症化及び再発予防の指導並びに乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師が配置されていること。

（2）　当該保険医療機関内に、乳腺炎の重症化及び再発予防並びに母乳育児に係るケア及び指導に従事した経験を５年以上有し、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師が、１名以上配置されていること。

2　届出に関する事項

乳腺炎重症化予防ケア・指導料の施設基準に係る届出は、別添２の２を用いること。

第４の９　婦人科特定疾患治療管理料

1　婦人科特定疾患治療管理料に関する施設基準

（1）　当該保険医療機関内に婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が１名以上配置されていること。

（2）　(1)に掲げる医師は、器質性月経困難症の治療に係る適切な研修を修了していること。なお、ここでいう適切な研修とは次のものをいうこと。

ア　国又は医療関係団体等が主催する研修であること。

イ　器質性月経困難症の病態、診断、治療及び予防の内容が含まれるものであること。

ウ　通算して６時間以上のものであること。

2　届出に関する事項

婦人科特定疾患治療管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の 10 を用いること。

(16)　緊急時の対応のため、時間外・夜間救急体制が整備されていること又は他の保険医療機関との連携により時間外・夜間救急体制が整備されていること。

(17)　胚移植術を実施した患者の出産に係る経過について把握する体制を有していること。

(18)　胚移植術の回数を含む患者の治療経過について把握する体制を有していること。また、当該保険医療機関において実施した胚移植術の実施回数について、他の保険医療機関から情報提供を求められた場合には、それに応じること。

(19)　以下のいずれかを満たす施設であることが望ましい。

ア　精巣内精子採取術に係る届出を行っていること。

イ　精巣内精子採取術に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制を構築していること。

(20)　国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること。

(21)　以下の体制を有していること。

ア　看護師、公認心理師等の患者からの相談に対応する専任の担当者を配置していること。

イ　社会福祉士等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。

ウ　他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整及びこれらのサービスに関する情報提供に努めること。

(22)　当面の間、(6)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料１又は２に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との連係により要件を満たすものとして差し支えない。

２　生殖補助医療管理料２に関する施設基準

(1)　１の(1)から(20)までの基準を全て満たしていること。

(2)　当面の間、(6)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料１又は２に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との連係により要件を満たすものとして差し支えない。

３　届出に関する事項

生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の 12 を用いること。

第４の 13　二次性骨折予防継続管理料

１　二次性骨折予防継続管理料に関する施設基準

(1)　当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して診療を行う体制が整備されていること。

ア　骨粗鬆症の診療を担当する専任の常勤医師

イ　専任の常勤看護師

ウ　専任の常勤薬剤師

(2)　(1)のウに掲げる専任の常勤薬剤師については、当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていない場合に限り、地域の保険医療機関等と連携し、診療を行う体制が整備されていることで差し支えない。

（３） 当該保険医療機関内において「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」及び「骨折リエゾンサービス（FLS）クリニカルスタンダード」を参照にした上で、院内職員を対象とした「骨粗鬆症に対する知識の共有と FLS の意義について」の研修会を年に１回以上実施すること。

（４） 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

（５） 二次性骨折予防継続管理料１については、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料又は７対１入院基本料若しくは 10 対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、有床診療所入院基本料又は地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（６） 二次性骨折予防継続管理料２については、有床診療所入院基本料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は回復期リハビリテーション入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

（７） 二次性骨折予防継続管理料２について、有床診療所入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関は、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届け出ていること。

２ 届出に関する事項

（１） 二次性骨折予防継続管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の 13 を用いること。

（２） 新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して１年以内に１の(３)による研修会等を開催することが決まっている場合にあっては、(３)の要件を満たしているものとする。なお、当該届出時に研修会等の開催予定日がわかる書類を添付すること。

第４の 14 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

１ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料に関する施設基準

（１） 当該保険医療機関内にアレルギーの診療に従事した経験を３年以上有する常勤医師が１名以上配置されていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（アレルギーの診療に従事した経験を３年以上有する医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（２） アレルゲン免疫療法に伴う副作用が生じた場合に対応できる体制が整備されていること。

（３） 院内の見やすい場所にアレルゲン免疫療法を行っている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

２ 届出に関する事項

アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第４の 15　下肢創傷処置管理料

１　下肢創傷処置管理料に関する施設基準

以下の要件を全て満たす常勤の医師が１名以上勤務していること。

（１）　整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科の診療に従事した経験を５年以上有していること。

（２）　下肢創傷処置に関する適切な研修を修了していること。

２　届出に関する事項

下肢創傷処置管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式５の 14 を用いること。

第４の 16　慢性腎臓病透析予防指導管理料

１　慢性腎臓病透析予防指導管理料に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関内に、以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。

ア　慢性腎臓病指導の経験を有する専任の医師

イ　慢性腎臓病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師

ウ　慢性腎臓病指導の経験を有する専任の管理栄養士

（２）　（１）のアに掲げる医師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を５年以上有する者であること。

（３）　（１）のイに掲げる看護師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を３年以上有する者であること。

（４）　（１）のイに掲げる保健師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を２年以上有する者であること。

（５）　（１）のウに掲げる管理栄養士は、慢性腎臓病の栄養指導に従事した経験を３年以上有する者であること。

（６）　（１）のア、イ及びウに掲げる透析予防診療チームに所属する者のいずれかは、慢性腎臓病の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましいこと。

（７）　（２）から（４）までに規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも１名以上は常勤であること。

（８）　（２）から（５）までに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましいこと。

（９）　腎臓病教室を定期的に実施すること等により、腎臓病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。ただし、当該教室はＢ００１の「27」糖尿病透析予防指導管理料に規定する糖尿病教室（腎臓病についての内容が含まれる場合に限る。）の実施により代えることとしても差し支えない。

２　慢性腎臓病透析予防指導管理料の注３に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

３　届出に関する事項

（１）　慢性腎臓病透析予防指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 13 の９を用いること。

（２）　慢性腎臓病透析予防指導管理料の注３に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、慢性腎臓病透析予防指導管理料の注３として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第５　小児科外来診療料

１　小児科外来診療料の注１に関する施設基準

（１）　小児科を標榜する保険医療機関であること。

（２）　患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

２　小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（平成 28 年４月５日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

３　届出に関する事項

小児科外来診療料の注１及び小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第６　地域連携小児夜間・休日診療料

１　地域連携小児夜間・休日診療料１に関する施設基準

（１）　小児を夜間、休日又は深夜において診療することができる体制を有していること。

（２）　夜間、休日又は深夜に小児科を担当する医師（近隣の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。）として３名以上を届け出ており、うち２名以上は専ら小児科を担当する医師であること。

（３）　地域に、夜間、休日又は深夜であって小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関があらかじめ定めた時間が周知されていること。

（４）　緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

２　地域連携小児夜間・休日診療料２に関する施設基準

（１）　小児を 24 時間診療することができる体制を有していること。

（２）　専ら小児科を担当する医師（近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。）として３名以上を届け出ていること。

（３）　地域に、小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関が６歳未満の小児を 24 時間診療することが周知されていること。

（４）　緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

３　地域連携小児夜間・休日診療料の注２に掲げる院内トリアージ実施体制加算に関する施設基準

（１）　以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

（１）　以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

ア　トリアージ目標開始時間及び再評価時間

イ　トリアージ分類

ウ　トリアージの流れ

なお、トリアージの流れの中で初回の評価から一定時間後に再評価すること。

（２）　患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。

（３）　（２）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（４）　専任の医師又は救急医療に関する３年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

３　届出に関する事項

（１）　地域連携夜間・休日診療料の施設基準に係る届出は、別添２の様式７の２を用いること。

（２）　院内トリアージ実施体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式７の１の２を用いること。

（３）　開放利用に関わる地域の医師会等との契約及び当該医療機関の運営規程等を記載すること。

第６の３の２　乳幼児育児栄養指導料

１　乳幼児育児栄養指導料の注２に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２　届出に関する事項

乳幼児育児栄養指導料の注２に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、乳幼児育児栄養指導料の注２として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第６の４　削除

第６の５　救急外来医学管理料

１　救急搬送医学管理料１、夜間休日救急医学管理料１及び救急外来医学管理料の注３に掲げる救急外来緊急検査対応加算１に関する施設基準

（１）　休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる第三次救急医療機関若しくは第二次救急医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関をいう。）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定する精神科救急医療施設であること。

なお、精神科救急医療施設の運営については、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に従い実施されたい。

（２） 夜間又は休日において入院治療を必要とする重症患者に対して救急医療を提供する日を地域の行政部門、医師会等の医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していること。

（３） 救急用の自動車（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。））又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数（以下この区分において「救急搬送件数」という。）が、年間で 1,500 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 1,200 件以上であること。

（４） 救急外来診療を実施するための専用の診察室及びベッドを有する区画を設けていること。

（５） 救急外来診療を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該区画内に常時備えていること。ただし、当該区画が救命救急治療室、特定集中治療室、ハイケアユニット、脳卒中ケアユニット、小児特定集中治療室、新生児特定集中治療室、母体・胎児集中治療室又は新生児治療回復室（以下「救命救急治療室等」という。）と隣接しており、これらの装置及び器具を当該救命救急治療室等と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。

ア 救急蘇生装置（気管挿管セット及び人工呼吸装置等）

イ 除細動器

ウ 心電計

エ 呼吸循環監視装置

（６） 保険医療機関内において、専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む。）が常時、速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していること。また、当該専任の医師を交代で担う複数の医師に、救急外来診療の経験を５年以上有する医師が２名以上含まれていること。

（７） 専任の看護師が常時、当該区画内に勤務していること。また、専任の看護師について、時間帯及び救急外来の業務状況に応じ、複数名の配置を行うことが望ましいこと。

（８） 地域及び医療機関の実情に応じて、専任の救急救命士が救急外来において適切な業務を担うことが考えられることから、その際には当該救急救命士に対して、院内研修を実施していることが望ましいこと。

（９） 手術に必要な麻酔科医及び手術室の看護師が緊急呼出し当番により、緊急手術を開始できる体制が常時確保されていること。

(10) 救急外来を受診した患者に対して、血液検査、コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）及び磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）を実施できる体制が常時確保されていること。

(11) 救急外来を受診した患者に対して、調剤及び検査等を行うにつき必要な薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が常時、当該保険医療機関内に配置されていること。

(12) 院内の職員に対して、救急に関する教育コース（心肺蘇生に関する教育コース又は外傷対応に関する教育コース等をいう。）の提供を年１回以上実施していること。

(13)　業務継続計画（以下単に「ＢＣＰ」という。）を策定し、当該ＢＣＰに基づいた災害訓練を年１回以上実施していること。

(14)　地域の救急医療に関する取組として、前年（１月から 12 月まで）において、次のいずれか２つ以上を満たしていること。

ア　メディカルコントロール協議会、救急医療対策協議会又は救急患者受入コーディネーター確保事業に関わる会議に参加していること。

イ　消防機関の実施するウツタイン様式調査に協力していること。

ウ　当該保険医療機関に勤務する医師（当該保険医療機関から消防機関等に派遣されている医師を含む。）が、消防機関に属する救急救命士からの特定行為の実施に係る指示要請に対応していること。

エ　地域の関係機関（都道府県、医師会、救急医療機関及び消防機関等）との間で、定期的に連携体制の構築及びその向上等を目的とした検討会を開催していること。

オ　救急救命士の病院実習（救急救命士の養成課程中に行われるもの、就業前に行うもの又は再教育（生涯教育）として行うものを指す。）を受け入れていること。

カ　在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場に参加し、在宅療養等に関する救急搬送についての情報共有ルールの策定等を行っていること。

２　救急搬送医学管理料２、夜間休日救急医学管理料２及び救急外来医学管理料の注３に掲げる救急外来緊急検査対応加算２に関する施設基準

（１）　救急外来医学管理料１の(１)、(２)、(４)、(５)及び(13)を満たすこと。

（２）　救急搬送件数が、年間で 800 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 640 件以上であること。

（３）　当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む。）が、保険医療機関内の速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していること。

（４）　当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の看護師が当該区画内に勤務していること。

（５）　当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、救急外来を受診した患者に対して、血液検査及びコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）を実施できる体制が確保されていること。なお、コンピューター断層撮影については、当該検査を実施する医療従事者を、緊急呼出し当番により確保する体制であっても差し支えない。

（６）　院内の職員に対して、救急に関する教育コース（心肺蘇生に関する教育コース又は外傷対応に関する教育コース等をいう。）の提供を年１回以上実施していること、又は当該コースの受講を推奨することを院内の職員に向けて周知し、その受講状況を年１回以上把握していること。

（７）　地域の救急医療に関する取組として、前年（１月から 12 月まで）において、次のいずれかを満たしていること。

ア　メディカルコントロール協議会、救急医療対策協議会又は救急患者受入コーディネーター確保事業に関わる会議に参加していること。

イ　消防機関の実施するウツタイン様式調査に協力していること。

ウ　当該保険医療機関に勤務する医師（当該保険医療機関から消防機関等に派遣されている医師を含む。）が、消防機関に属する救急救命士からの特定行為の実施に係る指示要請に対応していること。

エ　地域の関係機関（都道府県、医師会、救急医療機関及び消防機関等）との間で、定期的に連携体制の構築及びその向上等を目的とした検討会を開催していること。

オ　救急救命士の病院実習（救急救命士の養成課程中に行われるもの、就業前に行うもの又は再教育（生涯教育）として行うものを指す。）を受け入れていること。

カ　在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場に参加し、在宅療養等に関する救急搬送についての情報共有ルールの策定等を行っていること。

3　救急搬送医学管理料３及び夜間休日救急医学管理料３に関する施設基準

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第８号）に基づき認定された救急病院又は救急診療所であること。

4　救急外来医学管理料の注５に掲げる救急時医療情報取得加算に関する施設基準

（1）　電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制として、以下のアからウまでの全てを満たしていること。

ア　院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていること。

イ　院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていること

ウ　電子処方箋対応医療機関であることをウェブサイトで掲示していること

（2）　救急時医療情報閲覧機能を有していること。

5　救急外来医学管理料の注７に掲げる院内トリアージ実施体制加算に関する施設基準

（1）　以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

ア　トリアージ目標開始時間及び再評価時間

イ　トリアージ分類

ウ　トリアージの流れ

なお、トリアージの流れの中で初回の評価から一定時間後に再評価すること。

（2）　患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。

（3）　（2）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（4）　専任の医師又は救急医療に関する３年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。なお、当該専任の医師又は看護師は、１（6）及び（7）並びに２の（3）及び（4）に係る専任の医師又は看護師を兼ねることができる。

6　届出に関する事項

（1）　救急外来医学管理料及び救急外来緊急検査対応加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式７の３を用いること。

（2）　院内トリアージ実施体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式７の１の２を用いること。

（３）　救急時医療情報取得加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式１の４を用いること。

（４）　救急外来医学管理料に係る届出を行う保険医療機関については、令和８年 12 月 31 日までの間に限り、１の(14)又は２の(７)に該当するものとみなす。

第６の６　外来リハビリテーション診療料

１　外来リハビリテーション診療料に関する施設基準

（１）　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の届出を行っていること。

（２）　当該診療料を算定する患者がリハビリテーションを実施している間、患者の急変時等に連絡を受けるとともに、リハビリテーションを担当する医師が直ちに診察を行える体制にあること。

２　届出に関する事項

心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の届出を行っていればよく、外来リハビリテーション診療料として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第６の７　外来放射線照射診療料

１　外来放射線照射診療料に関する施設基準

（１）　放射線照射の実施時において、当該保険医療機関に放射線治療医（放射線治療の経験を５年以上有するものに限る。）が配置されていること。

（２）　専従の看護師及び専従の診療放射線技師がそれぞれ１名以上勤務していること。なお、当該専従の診療放射線技師は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。なお、専従の看護師は、粒子線治療医学管理加算及びホウ素中性子捕捉療法医学管理加算に係る常勤の看護師を兼任することはできない。

（３）　放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者（放射線治療の経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上勤務していること。なお、当該技術者は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできないが、医療機器安全管理料２に係る技術者を兼任することができる。また、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策

（１）　１の（１）、（２）、（４）、（５）及び（６）の基準を満たしていること。

（２）　次のいずれかの基準を満たしていること。

ア　「Ａ００１」の注 10 に規定する時間外対応体制加算２又は時間外対応体制加算４に係る届出を行っていること。

イ　以下のいずれも満たすものであること。

（イ）　在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を年６回以上の頻度で行っていること。

（ロ）　当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間にあっては、留守番電話等により、地域において夜間・休日の小児科外来診療を担当する医療機関や都道府県等が設置する小児医療に関する電話相談の窓口（＃8000 等）等の案内を行うなど、対応に配慮すること。

３　小児抗菌薬適正使用支援加算に関する施設基準

薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（平成 28 年４月５日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

４　届出に関する事項

小児かかりつけ診療料１又は２の施設基準に係る届出は、別添２の様式７の８を用いること。小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第６の８の４　外来腫瘍化学療法診療料

１　外来腫瘍化学療法診療料１に関する施設基準

（１）　外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。

（２）　化学療法の経験を５年以上有する専任の常勤医師が勤務していること。

（３）　化学療法の経験を５年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。

（４）　化学療法に係る調剤の経験を５年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していること。

（５）　専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時１人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されていること。

（６）　急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。

（７）　実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で１名以上（１診療科の場合は、２名以上）の代表者であるこ

と。）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年１回開催されるものとする。

（８）　「Ｂ００１」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること。

（９）　「Ｂ００１」の「23」がん患者指導管理料のロの届出を行っていることが望ましい。

(10)　（２）に掲げる医師は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。

ア　がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ　緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

(11)　患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能である旨をウェブサイトに掲載していることが望ましい。

(12)　患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されていること。

(13)　外来腫瘍化学療法診療料３の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。また、連携する保険医療機関の名称等については、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(14)　（５）、（６）及び（７）に係る対応を行っていることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(15)　(13)及び(14)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

２　外来腫瘍化学療法診療料２に関する施設基準

（１）　１の（１）、（５）、（６）及び(11)を満たしていること。

（２）　化学療法の経験を有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。

（３）　当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。

（４）　患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されていることが望ましい。

３　外来腫瘍化学療法診療料３に関する施設基準

（１）　１の（１）、（６）及び（11）を満たしていること。

（２）　２の（２）、（３）及び（４）を満たしていること。

（３）　当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料１の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること。また、当該他の連携する医療機関の名称等については、あらかじめ地方厚生(支)局長に届出を行い、かつ、その情報を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（４）　（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（５）　標榜時間外において、当該保険医療機関で外来化学療法を実施している患者に関する電話等の問合せに応じる体制を整備すること。また、やむを得ない事由により電話等による問

い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかにコールバックすることができる体制がとられていること。

4　連携充実加算に関する施設基準

（1）　外来腫瘍化学療法診療料１に係る届出を行っていること。

（2）　１の（7）に規定するレジメンに係る委員会に管理栄養士が参加していること。

（3）　地域の保険医療機関及び保険薬局との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア　当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンを当該保険医療機関のホームページ等で閲覧できるようにしておくこと。

イ　当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年１回以上実施すること。

ウ　他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。

（4）　外来化学療法を実施している保険医療機関に５年以上勤務し、栄養管理（悪性腫瘍患者に対するものを含む。）に係る３年以上の経験を有する専任の常勤管理栄養士が勤務していること。

5　がん薬物療法体制充実加算に関する施設基準

（1）　外来腫瘍化学療法診療料１に係る届出を行っていること。

（2）　化学療法に係る調剤の経験を５年以上有しており、40 時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を 50 症例（複数のがん種であることが望ましい。）以上有する専任の常勤薬剤師が配置されていること。

（3）　患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

（4）　薬剤師が、医師の診察前に患者から服薬状況、副作用等の情報収集及び評価を実施し、情報提供や処方提案等を行った上で、医師がそれを踏まえて、より適切な診療方針を立てることができる体制が整備されていること。

6　届出に関する事項

（1）　外来腫瘍化学療法診療料１、２及び３の施設基準に係る届出は、別添２の様式 39 を用いること。

（2）　連携充実加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 39 の２を用いること。

（3）　がん薬物療法体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 39 の３を用いること。

（4）　当該治療室の平面図を添付すること。

（5）　令和８年３月 31 日時点で外来腫瘍化学療法診療料１の届出を行っている保険医療機関については、同年９月 30 日までの間、１の(12)の基準を満たしているものとする。

第６の９　生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

1　生活習慣病管理料（Ⅰ）の注１及び生活習慣病管理料（Ⅱ）の注１に関する施設基準

（１） 生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有していること。なお、治療計画に基づく総合的な治療管理は、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の多職種と連携して実施することが望ましい。

（２） 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

（３） 特定健康診査や健康診断の結果、医療機関での治療や精密検査が必要と判定された者に対する診療を実施するなど、保険者、都道府県、市町村等が実施する地域の生活習慣病の早期発見及び重症化予防のための取組との連携を行うこと。

２　充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

（１） 充実管理加算１（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

ア　当該保険医療機関において、脂質異常症を主病として生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること（当該保険医療機関において、集計期間中に脂質異常症を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。）。

（ア） 継続して投薬による脂質異常症の治療管理を行う患者のうち、集計期間中に、「Ｄ００７」血液化学検査の「１」の中性脂肪若しくは遊離コレステロール、「３」のＨＤＬ－コレステロール若しくは総コレステロール、若しくは「４」のＬＤＬ－コレステロールを実施し、又は特定健康診査を受診した患者の割合

（イ） 集計期間中の外来受診（他の医療機関への受診を含む。以下同じ。）について、各受診間の間隔がいずれも６ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から集計期間終了日までの間隔が６ヶ月を超えない患者の割合

イ　以下のいずれも満たしていること。

（ア） 外来医療等調査に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び外来医療等調査事務局と電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず１名指定すること。

（イ） 外来医療等調査に適切に参加し、調査に準拠したデータを提出すること。

（ウ） 診療記録（過去５年間の診療録及び過去３年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていること。

（エ） 診療記録の保管・管理につき、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であることが望ましい。

（オ） 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。

（カ） 患者についての疾病統計には、ＩＣＤ大分類程度以上の疾病分類がされていること。

（キ） 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。

（２） 充実管理加算２（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

ア　（１）のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること。

イ　（１）のイを満たしていること。

（３）　充実管理加算３（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

（１）のイを満たしていること。

３　充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

（１）　充実管理加算１（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

ア　当該保険医療機関において、高血圧症を主病として生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること（当該保険医療機関において、集計期間中に高血圧症を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。）。

集計期間中の外来受診について、各受診間の間隔がいずれも６ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から集計期間終了日までの間隔が６ヶ月を超えない患者の割合

イ　２の（１）のイを満たしていること。

（２）　充実管理加算２（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

ア　（１）のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること

イ　２の（１）のイを満たしていること。

（３）　充実管理加算３（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

２の（１）のイを満たしていること。

４　充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

（１）　充実管理加算１（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

ア　当該保険医療機関において、糖尿病を主病として生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること（当該保険医療機関において、集計期間中に糖尿病を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。）。

（ア）　集計期間中に、「Ｄ００５」血液形態・機能検査の「９」ヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）を実施し、又は特定健康診査を受診した患者の割合

（イ）　集計期間中に、「Ｂ００１－３」生活習慣病管理料(Ⅰ)の注５の眼科医療機関連携強化加算若しくは注６の歯科医療機関連携強化加算又は「Ｂ００１－３－３」生活習慣病管理料(Ⅱ)の注５の眼科医療機関連携強化加算若しくは注６の歯科医療機関連携強化加算を算定した患者の割合

（ウ）　集計期間中の外来受診について、各受診間の間隔がいずれも６ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から集計期間終了日までの間隔が６ヶ月を超えない患者の割合

イ　２の（１）のイを満たしていること。

（２）　充実管理加算２（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

ア　（１）のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること

イ　２の（１）のイを満たしていること。

（３）　充実管理加算３（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

２の（１）のイを満たしていること。

５　生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４に係るデータ提出に関する事項

（１）　データの提出を希望する保険医療機関は、令和８年５月 20 日、８月 20 日、11 月 20 日、令和９年２月 22 日、５月 20 日、８月 20 日、11 月 22 日又は令和 10 年２月 21 日までに別添２の様式７の 10 について、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。

（２）（１)の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して２月分のデータ（例として、令和８年７月に届出を行った場合は、令和８年８月 20 日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和８年９月、10 月の２月分となる。）（以下「試行データ」という。）を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出すること。

（３）　試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡を２の(１)のイの(ア)の担当者宛てに電子メールにて発出する。なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、充実管理加算の届出を行うことが可能となる。

６　生活習慣病管理料(Ⅱ)の注８に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

７　届出に関する事項

生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４の施設基準に係る届出については、次のとおり。なお、生活習慣病管理料(Ⅰ)の注１及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注１の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はない。また、生活習慣病管理料(Ⅱ)の注８に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、生活習慣病管理料(Ⅱ)の注８として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

（１）　生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４の施設基準に係る届出は別添２の様式７の 11 を用いること。

（２）　各調査年度において、累積して３回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、３回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。

（３）　データ提出を取りやめる場合、２の(１)のイの(イ)の基準を満たさなくなった場合及び(２)に該当した場合については、別添２の様式７の 12 を提出すること。

（４）　（３）の届出を行い、その後に再度データ提出を行う場合にあっては、５の（１）の手続きより開始すること。

（５）　３から５までの届出に必要な実績値及び集計期間については、別途厚生労働省保険局医療課より通知する。

（６）　令和８年３月 31 日において現に生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に係る届出を行っている保険医療機関については、令和９年３月 31 日までの間に限り、２の（１）のア、３の（１）のア及び４の（１）のアを満たしているものとする。

第７　ニコチン依存症管理料

１　ニコチン依存症管理料に関する施設基準

（１）　禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。

（２）　禁煙治療の経験を有する医師が１名以上勤務していること。なお、当該医師の診療科は問わないものであること。

（３）　禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を１名以上配置していること。

（４）　禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。

（５）　保険医療機関の敷地内が禁煙であること。なお、保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。

（６）　情報通信機器を用いて診察を行う保険医療機関にあっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に沿って診療を行う体制を有すること。

２　ニコチン依存症管理料の注１に規定する基準

（１）　ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する過去１年間の平均継続回数は、次のアに掲げる数及びイに掲げる数を合計した数をウに掲げる数で除して算出する。ただし、過去１年間に当該医療機関において当該管理料を算定している患者が５人以下である場合は、当年３月に初回の治療を行った患者を、アからウまでの数から除くことができる。

ア　１年間の当該保険医療機関において実施したニコチン依存症管理料１の延べ算定回数（初回から５回目までの治療を含む。）

イ　１年間の当該保険医療機関においてニコチン依存症管理料２を算定した患者の延べ指導回数

ウ　ニコチン依存症管理料１のイに掲げる初回の治療の算定回数及びニコチン依存症管理料２の算定回数を合計した数

（２）　ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する過去１年間の平均継続回数の計算期間は、前年４月１日から当年３月 31 日までとし、当該平均継続回数の実績に基づく所定点数の算定は、当年７月１日より行う。

（３）　注１に規定する基準を満たさない場合には、ニコチン依存症管理料の所定点数の 100 分の 70 に相当する点数を算定することとなるが、過去１年間に当該管理料の算定の実績が無い場合は、この限りでないこと。

３　届出に関する事項

（１）　ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式８を用いること。

（２）　当該治療管理に従事する医師及び看護師又は准看護師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を別添２の様式４を用いて提出すること。

第７の２　療養・就労両立支援指導料

１　療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算に関する基準

専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置していること。なお、当該職員は「Ａ２３４－３」患者サポート体制充実加算に規定する職員と兼任であっても差し支えない。また、当該職員は、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。

２　療養・就労両立支援指導料の注５に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

３　届出に関する事項

（１）　相談支援加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式８の３を用いること。

（２）　療養・就労両立支援指導料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、療養・就労両立支援指導料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第７の３　心不全再入院予防継続管理料

１　心不全再入院予防継続管理料１及び２に関する施設基準

（１）　一般病棟入院基本料、７対１入院基本料、10 対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

（２）　当該保険医療機関内に、以下から構成される心不全再入院予防チームが設置されていること。

ア　心不全指導の経験を５年以上有する専任の医師

イ　心不全指導の経験を３年以上有する専任の看護師又は保健師

ウ　心不全指導の経験を３年以上有する専任の管理栄養士

（３）　（２）に規定する心不全再入院予防チームに所属する（２）のアからウまでの者のいずれかは、心不全の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましい。

（４）　（２）のアからウまでに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士は常勤であること。また、常勤の薬剤師及び理学療法士が当該保険医療機関に配置されていること。

（５）　心大血管疾患リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（６）　当該保険医療機関内において、関係学会により示されているガイドラインを参照した上で、院内職員を対象とした「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会を年に１回以上実施すること。

（７）　当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料３を算定する保険医療機関等を対象とし、関係学会により示されているガイドラインを参照した上で、「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会を年に１回以上実施すること。

（８） 心不全再入院予防継続管理料３を算定する保険医療機関の求めに応じて、栄養食事指導を行うことが望ましい。

２ 心不全再入院予防継続管理料３に関する施設基準

（１） １の（２）ア、（２）イ及び（３）を満たすこと。

（２） １の（２）に規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも１名以上は常勤であること。

（３） 心不全指導の経験を３年以上有する専任の管理栄養士又は心不全指導の経験を３年以上有する当該保険医療機関以外（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の保険医療機関に限る。）の管理栄養士との連携により、医師が栄養管理の必要性を認めた患者に対して栄養食事指導を行うことが可能な体制を整備すること。

（４） 薬剤師、理学療法士が当該保険医療機関に配置されていることが望ましい。

（５） 当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料１又は２に関する施設基準を届け出ている保険医療機関が主催する「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会に参加すること。

３ 届出に関する事項

（１） 心不全再入院予防継続管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式８の５を用いること。

（２） 新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して１年以内に１の（６）及び（７）のによる研修会を開催することが決まっている場合にあっては、１の（６）及び（７）の要件を満たしているものとする。なお、当該届出時に研修会等の開催予定日がわかる書類を添付すること。

第７の４ 遺伝性疾患療養指導管理料

１ 遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準

（１） 遺伝性疾患の診療に係る経験を３年以上有する常勤の医師が１名以上配置されていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（遺伝性疾患の診療に係る経験を３年以上有する医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（２） 遺伝性疾患に対する療養指導を年間合計 20 例以上実施していること。

２ 遺伝性疾患療養指導管理料の注４に規定する施設基準

（１） 遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（２） オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

３ 遺伝性疾患療養指導管理料の注５に規定する施設基準

がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院であること。

４ 届出に関する事項

２　がん治療連携計画策定料の施設基準

がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院）の指定を受けた病院又は「小児がん拠点病院の整備について」（令和４年８月１日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に基づき小児がん拠点病院の指定を受けた病院をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う（以下同じ。）。また、がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。

３　がん治療連携計画策定料の注５に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

４　届出に関する事項

（１）　がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 13 の２を用いること。なお、届出に当たっては、計画策定病院において、がん治療連携指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない。

（２）　計画策定病院が当該届出を行う際には、がんの種類や治療法ごとに作成され、連携医療機関とあらかじめ共有されている地域連携診療計画を添付すること。なお、その様式は別添２の様式 13 の３を参考にすること。

（３）　がん治療連携計画策定料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん治療連携計画策定料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 11 の３　がん治療連携管理料

１　がん治療連携管理料の１に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

２　がん治療連携管理料の２に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

３　がん治療連携管理料の３に関する施設基準

「小児がん拠点病院の整備について」に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

４　届出に関する事項

がん治療連携管理料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第11の８　こころの連携指導料（Ⅱ）

１　こころの連携指導料（Ⅱ）の施設基準

（１）　精神科又は心療内科を標榜している保険医療機関であること。

（２）　当該保険医療機関内に精神保健福祉士が１名以上配置されていること。

２　届出に関する事項

こころの連携指導料（Ⅱ）の施設基準に係る届出は、別添２の様式13の８を用いること。

第11の９　プログラム医療機器等指導管理料

１　プログラム医療機器等指導管理料に関する施設基準

（１）　ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合

ニコチン依存症管理料の注１に規定する基準を満たしていること。

（２）　高血圧症治療補助アプリを用いる場合

「Ａ００１」に掲げる再診料の「注12」の「イ」地域包括診療加算１若しくは「ロ」地域包括診療加算２、「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料を算定する患者に対して高血圧症に係る治療管理を実施していること又は「Ｂ００１－３」に掲げる生活習慣病管理料（Ⅰ）の「２」高血圧症を主病とする場合を算定する患者（入院中の患者を除く。）のうち、高血圧症に係る治療管理を実施している患者をこれまでに治療している保険医療機関又は地域の保険医療機関と連携する、関係学会が認定した高血圧症診療に係る専門施設である保険医療機関であること。

（３）　アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリを用いる場合

アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が１名以上配置されていること。

２　プログラム医療機器等指導管理料の注３に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

３　届出に関する事項

（１）　プログラム医療機器等指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式８の４を用いること。

（２）　プログラム医療機器等指導管理料の注３に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、プログラム医療機器等指導管理料の注３として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第12　薬剤管理指導料

１　薬剤管理指導料に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、２名以上配置されているとともに、薬剤管理指導に必要な体制がとられていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を２人組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち１名までに限る。

（２） 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。

（３） 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。

（４） 当該保険医療機関の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理指導（副作用に関する状況把握を含む。）を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っていること。

（５） 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方箋により行うものとするが、緊急やむを得ない場合においてはこの限りではない。

（６） 当該基準については、やむを得ない場合に限り、特定の診療科につき区分して届出を受理して差し支えない。

２ 薬剤管理指導料の対象患者

薬剤管理指導料の「１」に掲げる「特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者」とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る。）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗ＨＩＶ薬が投薬又は注射されている患者をいう。

３ 届出に関する事項

（１） 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 14 を用いること。

（２） 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を別添２の様式４を用いて提出すること。

（３） 調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤業務、薬剤管理指導、又は在宅患者訪問薬剤管理指導のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載する。

（４） 調剤所及び医薬品情報管理室の平面図を提出すること。

第 12 の１の１の２ 薬剤総合評価調整管理料

１ 薬剤総合評価調整管理料の注３に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２ 届出に関する事項

薬剤総合評価調整管理料の注３に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、薬剤総合評価調整管理料の注３として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 12 の１の２ 診療情報提供料(Ⅰ)及び電子的診療情報評価料

１ 診療情報提供料（Ⅰ）の地域連携診療計画加算に関する施設基準

（１） あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携保険医療機関等と共有されていること。

在宅療養後方支援病院の施設基準に係る届出は、別添２の様式 20 の４を用いること。

第 16 の４　在宅患者訪問褥瘡管理指導料

１　在宅患者訪問褥瘡管理指導料に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関に以下の３名から構成される在宅褥瘡対策チームが設置されていること。

ア　常勤の医師

イ　保健師、助産師、看護師又は准看護師

ウ　管理栄養士

当該保険医療機関の医師と管理栄養士又は当該保険医療機関以外（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の保険医療機関に限る。）の管理栄養士が、当該患者に対して継続的に訪問看護を行う訪問看護ステーションの看護師と連携して在宅褥瘡対策を行う場合及び他の保険医療機関等の看護師（准看護師を除く。）を(２)に掲げる褥瘡管理者とする場合に限り、当該看護師を在宅褥瘡対策チームの構成員とすることができる。なお、必要に応じて、理学療法士、薬剤師等が配置されていることが望ましい。

（２）　在宅褥瘡対策チームのア又はイ（准看護師を除く。）のいずれか１名以上については、以下のいずれの要件も満たす在宅褥瘡管理者であること。

ア　５年以上医師又は看護師として医療に従事し、褥瘡対策について１年以上の経験を有する者

イ　在宅褥瘡ケアに係る所定の研修を修了している者

ただし、当該保険医療機関に在宅褥瘡管理者の要件を満たす者がいない場合にあっては、「Ｃ００５」在宅患者訪問看護・指導料及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 67 号）」の「０１」訪問看護基本療養費の注２に規定される他の保険医療機関等の褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師を在宅褥瘡管理者とすることができる。

（３）　(２)のイにおける在宅褥瘡ケアに係る所定の研修とは、学会等が実施する在宅褥瘡管理のための専門的な知識、技術を有する医師、看護師等の養成を目的とした６時間以上を要する講義及び褥瘡予防・管理ガイドラインに準拠した予防、治療、ケアの実施に関する症例報告５事例以上の演習を含む研修であり、当該学会等より修了証が交付される研修であること。

なお、当該学会等においては、症例報告について適切な予防対策・治療であったことを審査する体制が整備されていること。また、当該研修の講義に係る内容については、次の内容を含むものであること。

ア　管理の基本

イ　褥瘡の概要

ウ　褥瘡の予防方法

エ　褥瘡の治療

オ　発生後の褥瘡ケア

カ　在宅褥瘡医療の推進

また、(２)の在宅褥瘡管理者について、「Ｃ００５」在宅患者訪問看護・指導料及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の「０１」訪問看護基本療養費の注２に規定される褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師については、当該研修を修了したものとみなすものであること。

２　届出に関する事項

在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 20 の７を用いること。なお、当該管理指導料の届出については実績を要しない。

第 16 の４の２　在宅自己注射指導管理料

１　在宅自己注射指導管理料の注５に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

２　届出に関する事項

在宅自己注射指導管理料の注５に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、在宅自己注射指導管理料の注５として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 16 の４の３　在宅自己腹膜灌流指導管理料

１　在宅自己腹膜灌流指導管理料２の施設基準

（１）　腹膜透析の診療の経験を５年以上有している常勤の医師が１名以上配置されていること。

（２）　以下のア又はイの手術を年間３例以上実施していること。

ア　連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

イ　腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

（３）　必要に応じて、当該保険医療機関の病床において、入院可能な体制を有していること。

（４）　在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している他の保険医療機関との連携体制を構築していること。

２　届出に関する事項

在宅自己腹膜灌流指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 20 の１の４を用いること。

第 16 の５　在宅血液透析指導管理料

１　在宅血液透析指導管理料の施設基準

（１）　在宅血液透析指導管理を実施する保険医療機関は専用透析室及び人工腎臓装置を備えなければならないこと。

（２）　当該保険医療機関又は別の保険医療機関との連携により、患者が当該管理料に係る疾患について緊急に入院を要する状態となった場合に入院できる病床を確保していること。

（３）　患者が血液透析を行う時間においては緊急時に患者からの連絡を受けられる体制をとっていること。

２　届出に関する事項

在宅血液透析指導管理料の施設基準に係る届出は別添２の様式 20 の２を用いること。

（２） 脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について３年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

２　届出に関する事項

当該指導管理料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 20 の 11 を用いること。

第 16 の 11　持続血糖測定器加算

１　持続血糖測定器加算に関する施設基準

（１） 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合

ア　糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも５年以上の経験を有する常勤の医師が１名以上配置されていること。

イ　持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

（２） 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合

ア　糖尿病の治療に関し、専門の知識及び５年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤の医師が１名以上配置されていること。

イ　持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

ウ　糖尿病の治療に関し、持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を２年以上有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤の看護師、薬剤師又は臨床検査技師が１名以上配置されていること。

エ　ア及びウに掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

（イ） 医療関係団体が主催する研修であること。

（ロ） 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。

２　届出に関する事項

持続血糖測定器加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 24 の５を用いること。

第 16 の 12　横隔神経電気刺激装置加算

１　横隔神経電気刺激装置加算に関する施設基準

「Ｈ００３」呼吸器リハビリテーション料の「１」呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は「２」呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に準ずる。

２　届出に関する事項

「Ｈ００３」呼吸器リハビリテーション料の「１」呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は「２」呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の届出を行っていればよく、横隔神経電気刺激装置加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 17　歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算

１　歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算に関する施設基準

（１） 歯科を標榜する診療所である保険医療機関であること。

（２） 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保していること。

（５） 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。

（６） 関係学会の定める指針に基づいて、肝エラストグラフィ撮影を適切に実施していること。

２ 届出に関する事項

肝エラストグラフィ加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 38 を用いること。

第 36 の２ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

１ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算に関する施設基準

（１） 許可病床数が 200 床以上の病院であること。

（２） 化学療法の経験を５年以上有する専任の常勤医師が１名以上勤務していること。

２ 届出に関する事項

（１） 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 38 の２を用いること。

（２） １の(２)に掲げる医師の経験が確認できる文書を添付すること。

第 36 の３ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

１ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算に関する施設基準

（１） 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。

（２） 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算１にあっては 90%以上、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算２にあっては 85%以上 90%未満、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算３にあっては 75%以上 85%未満であること。

（３） 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。

（４） 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。

（５） （４）の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（６） （３）及び（５）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（７） 個々の医薬品の価値及び流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。

（８） 医薬品の流通の効率化及び安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送、休日夜間配送及び急配に係る過度な依頼を慎むこと。

（９） 厳格な温度管理を要する医薬品及び在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。

(10) 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、平時から地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目について情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。

２ 届出に関する事項

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式38の３を用いること。

第36の４ 一般名処方加算

１ 一般名処方加算に関する施設基準

（１） 医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

（２） （１）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

２ 届出に関する事項

一般名処方加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第37 外来化学療法加算

１ 外来化学療法加算１に関する施設基準

（１） 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。

（２） 化学療法の経験を５年以上有する専任の常勤医師が勤務していること。

（３） 化学療法の経験を５年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。

（４） 化学療法に係る調剤の経験を５年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していること。

（５） 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。

（６） 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で１名以上（１診療科の場合は、２名以上）の代表者であること。）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年１回開催されるものとする。

２ 外来化学療法加算２に関する施設基準

（1） 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。

（2） 化学療法の経験を有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。

（3） 当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。

（4） 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。

（5） （3）については、常勤薬剤師の確保が直ちに困難な場合であって、既に関節リウマチ患者及びクローン病患者の診療を行っており、改正前から外来化学療法加算の届出を行っていた診療所については、外来化学療法加算２の届出を行うことができる。

3 届出に関する事項

（1） 外来化学療法加算１及び２の施設基準に係る届出は、別添２の様式 39 を用いること。

（2） 当該治療室の平面図を添付すること。

第 37 の２ 無菌的分割製剤作成加算

1 無菌的分割製剤作成加算に関する施設基準

輸血管理料Ⅰ又は輸血管理料Ⅱを届け出ていること。

2 届出に関する事項

無菌的分割製剤作成加算に関する施設基準については、輸血管理料Ⅰ又は輸血管理料Ⅱの届出を行っていればよく、無菌的分割製剤作成加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 37 の３ 無菌製剤処理料

1 無菌製剤処理料に関する施設基準

（1） ２名以上の常勤の薬剤師がいること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を２名以上組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち１名までに限る。

（2） 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（内法による測定で５平方メートル以上）を有していること。なお、平成 26 年３月 31 日において、現に当該処理料の届出を行っている保険医療機関については、当該専用の部屋の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、内法の規定を満たしているものとする。

（3） 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。

2 無菌製剤処理料の対象患者

精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。

（３）　当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

第 54 の１の２　精神科訪問看護・指導料

１　訪問看護医療ＤＸ情報活用加算に関する施設基準

（１）　電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。

（２）　オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

（３）　居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。

（４）　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。具体的には、次に掲げる事項を掲示していること。

ア　看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。

イ　マイナ保険証の利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。

（５）　（４）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

２　届出に関する事項

訪問看護医療ＤＸ情報活用加算の施設基準に係る届出は別添２の様式 20 の３の４を用いること。

第 54 の２　抗精神病特定薬剤治療指導管理料

１　治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準

（１）　当該保険医療機関において、統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する常勤医師と常勤薬剤師がそれぞれ１名以上配置されていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

（２）　副作用に対応できる体制が整備されていること。

２　届出に関する事項

治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出は別添２の様式 46 の３を用いること。

第 55　重度認知症患者デイ・ケア料

１　重度認知症患者デイ・ケア料に関する施設基準

（１）　施設基準の届出は別添２の様式 48 の２、48 の２の２、48 の３及び 48 の４を用いること。また、前年度における病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、基本診療料施設基準通知の別添７の様式 13 の４により届け出ること。

（２）　静脈採血、静脈注射又は留置針によるルート確保が実施可能な医師以外の者の氏名を、別添２の様式４を用いて提出すること。

（３）　当該加算の変更の届出に当たり、医師の負担の軽減及び処遇の改善の取組状況について、直近１年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式 13 の４の届出を略すことができること。

（４）　令和８年３月 31 日時点で休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１の届出を行っている保険医療機関については、令和９年５月 31 日までの間に限り、７の（２）のウ又はエを満たしているものとみなす。

第 56 の２の２　医科点数表第２章第９部処置の通則の８に掲げる耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

１　耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

（１）　耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であること。

（２）　薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（平成 28 年４月５日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

２　届出に関する事項

当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 56 の２の３　静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）

１　静脈圧迫処置の施設基準

（１）　血管外科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科又は循環器内科を専ら担当する専任の常勤医師１名以上及び専任の常勤看護師１名以上が勤務していること。

（２）　静脈疾患に係る３年以上の経験を有しており、所定の研修を修了した専任の常勤医師が１名以上配置していること。

（３）　静脈疾患の診断に必要な検査機器を備えている又は当該検査機器を備えている他の医療機関と連携していること。

２　届出に関する事項

静脈圧迫処置の施設基準に係る届出は、別添２の様式 48 の５を用いること。

第 56 の２の４　多血小板血漿処置

１　多血小板血漿処置の施設基準

（１）　形成外科、血管外科又は皮膚科を標榜している保険医療機関であること。

（２）　形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師が２名以上配置されていること。また、このうち１名以上は当該診療科について５年以上の経験を有していること。

（３） 常勤の薬剤師又は臨床工学技士が１名以上配置されていること。また、臨床検査技師が配置されていることが望ましい。

（４） 当該処置の実施に当たり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第３条に規定する再生医療等提供基準を遵守していること（ただし、自己多血小板血漿ゲルを用いた創傷治癒の促進に用いるものとして薬事承認を得ている医療機器を用いて実施した場合を除く。）。

（５） 関係学会等から示されている指針に基づき、当該処置を適切に実施していること。

２ 届出に関する事項

（１） 多血小板血漿処置に係る届出は、別添２の様式 48 の７を用いること。

（２） 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第３条に規定する再生医療等提供基準を遵守していることを証する文書として、地方厚生（支）局で受理された再生医療等提供計画の写しを添付すること。

第 56 の３ 硬膜外自家血注入

１ 硬膜外自家血注入の施設基準

（１） 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

（２） 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科について５年以上及び当該療養について１年以上の経験を有している常勤の医師が１名以上配置されていること。また、当該医師は、当該療養を術者として実施する医師として３例以上の症例を実施していること。

（３） 病床を有していること。

（４） 当直体制が整備されていること。

（５） 緊急手術体制が整備されていること。

（６） 当該処置後の硬膜下血腫等の合併症等に対応するため、（２）について脳神経外科又は整形外科の医師が配置されていない場合にあっては、脳神経外科又は整形外科の専門的知識及び技術を有する医師が配置された医療機関との連携体制を構築していること。

２ 届出に関する事項

硬膜外自家血注入に係る届出は、別添２の様式 48 の６及び様式 52 を用いること。

第 57 エタノールの局所注入

１ 甲状腺に対する局所注入の診療料を算定するための施設基準

（１） 甲状腺治療に関し、専門の知識及び５年以上の経験を有する医師が１名以上いること。

（２） カラードプラエコー（解像度 7.5MHｚ以上）を備えていること。

２ 副甲状腺に対する局所注入の診療料を算定するための施設基準

（１） 副甲状腺治療に関し、専門の知識及び５年以上の経験を有する医師が１名以上いること。

（２） カラードプラエコー（解像度 7.5MHｚ以上）を備えていること。

３ 届出に関する事項

エタノールの局所注入の施設基準に係る届出は別添２の様式 49 又は様式 49 の２を用いること。

（２）　緊急時又は蘇生時に対応する体制として、夜間及び休日を含む連絡体制並びに機器及び機材の設置に係る手順書を事前に作成すること。当該手順書については、深鎮静を実施する全ての診療科及び麻酔科が協同して作成すること。

２　吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの（麻酔科標榜医の指導下で麻酔を専従で実施する場合）の施設基準

（１）　麻酔管理料（Ⅱ）を届け出ていること。

（２）　１の（２）を満たすこと。

３　届出に関する事項

麻酔に従事する医師が専従で実施する場合及び麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合の施設基準に係る届出は、別添２の様式 75 の４を用いること。

第 81 の１の２　体温調節療法

１　体温調節療法の注２及び注３に規定する施設基準

次のいずれかの特定入院料の届出を行っていること。

ア　「Ａ３００」救命救急入院料

イ　「Ａ３０１」特定集中治療室管理料

ウ　「Ａ３０１－２」ハイケアユニット入院医療管理料

エ　「Ａ３０１－３」脳卒中ケアユニット入院医療管理料

オ　「Ａ３０１－４」小児特定集中治療室管理料

カ　「Ａ３０２」新生児特定集中治療室管理料

キ　「Ａ３０３」総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料

２　届出に関する事項

体温調節療法の注２及び注３に係る届出は、１に掲げる特定入院料のうちいずれかの届出を行っていればよく、体温調節療法として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 81 の２　麻酔管理料（Ⅰ）

１　麻酔管理料（Ⅰ）の施設基準

（１）　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

（２）　麻酔科標榜医が１名以上配置されていること。

（３）　常勤の麻酔科標榜医により、麻酔の安全管理体制が確保されていること。

２　周術期薬剤管理加算の施設基準

（１）　周術期薬剤管理に関するプロトコルを整備していること。なお、周術期薬剤管理の実施状況を踏まえ、定期的なプロトコルの見直しを行うこと。

（２）　周術期薬剤管理加算の施設基準における専任の薬剤師、「Ａ２４４」病棟薬剤業務実施加算の施設基準における専任の薬剤師及び医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、周術期薬剤管理における問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が周術期薬剤管理を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

（３）　医薬品の安全使用や、重複投与・相互作用・アレルギーのリスクを回避するための手順等を盛り込んだ薬剤の安全使用に関する手順書（マニュアル）を整備し、必要に応じて当直

等の薬剤師と連携を行っていること。なお、周術期薬剤管理の実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。

3　届出に関する事項

（1）　麻酔管理料（Ⅰ）の施設基準に係る届出は、別添２の様式 75 を用いること。

（2）　周術期薬剤管理加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 75 の３を用いること。

第 81 の３　麻酔管理料（Ⅱ）

1　麻酔管理料（Ⅱ）の施設基準

（1）　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

（2）　常勤の麻酔科標榜医が５名以上配置されていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている麻酔科標榜医である非常勤医師を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤配置のうち４名までに限る。

（3）　常勤の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制が確保されていること。

（4）　24 時間緊急手術の麻酔に対応できる体制を有していること。

（5）　麻酔科標榜医と麻酔科標榜医以外の医師が共同して麻酔を実施する体制が確保されていること。なお、ここでいう「麻酔科標榜医以外の医師」とは、当該保険医療機関において常態として週３日以上かつ週 22 時間以上の勤務を行っている医師であって、当該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医の指導の下に麻酔を担当するもの（以下この項において、単に「担当医師」という。）をいう。

（6）　担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合にあっては、当該研修を修了した専任の常勤看護師が１名以上配置されていること。ここでいう「適切な研修」とは、保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第５号に規定する指定研修機関において行われる麻酔中の患者の看護に係る研修であること。

（7）　担当医師が実施する一部の行為を、（6）に規定する看護師が実施する場合にあっては、麻酔科標榜医又は担当医師と連携することが可能な体制が確保されていること。

2　周術期薬剤管理加算の施設基準

当該加算の要件については、第 81 の２と同様である。

3　届出に関する事項

（1）　麻酔管理料（Ⅱ）の施設基準に係る届出は、別添２の様式 75 を用いること。

（2）　周術期薬剤管理加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 75 の３を用いること。

第 81 の４　歯科麻酔管理料

1　歯科麻酔管理料に関する施設基準

（1）　歯科麻酔に係る専門の知識及び２年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として全身麻酔を 200 症例以上及び静脈内鎮静法又は歯科静脈麻酔を 100 症例以上経験している常勤の麻酔に従事する歯科

口腔病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 80 の３を用いること。

第 85　クラウン・ブリッジ維持管理料の届出に関する事項

１　クラウン・ブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制が整備されていること。

２　クラウン・ブリッジ維持管理料に係る届出は、別添２の様式 81 を用いること。

第 86　歯科矯正診断料

１　歯科矯正診断料に関する施設基準

（１）　当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。

ア　歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること。

イ　歯科矯正治療の経験を５年以上有する専任の歯科医師が１名以上勤務していること。

（２）　常勤の歯科医師が１名以上配置されていること。

（３）　当該療養につき顎切除等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

２　届出に関する事項

歯科矯正診断料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 82 を用いること。

第 87　顎口腔機能診断料

１　顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）に関する施設基準

（１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 36 条第１号及び第２号に係る医療について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第１項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。

（２）　当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。

ア　下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えていること。

イ　専任の常勤歯科医師及び専従する常勤看護師又は歯科衛生士がそれぞれ１名以上勤務していること。

（３）　当該療養につき顎離断等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

２　届出に関する事項

顎口腔機能診断料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 83 を用いること。

第 88　調剤基本料１

１　調剤基本料１に関する施設基準

（１） 調剤基本料２、調剤基本料３及び特別調剤基本料Ａのいずれにも該当しない保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること。なお、調剤基本料の注１のただし書の施設基準に該当する保険薬局（「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する保険薬局）は、第 88 の２から４までの基準にかかわらず調剤基本料１となる。

（２） 処方箋集中率が 85％を超え、処方箋の受付回数が１月に 600 回を超える保険薬局（都市部に所在し、かつ、当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が 500 メートル以内の区域内に、他の保険薬局の敷地境界線が含まれるものに限る。）であっても、令和８年５月 31 日において、現に処方箋の受付回数が１月に 1,800 枚以下であるとして届け出ている保険薬局であって、その後も１月の処方箋の受付回数が継続的に 1,800 枚以下である場合は、調剤基本料１となる。

２ 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 84 を用いること。

第 88 の２ 調剤基本料２

１ 調剤基本料２に関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（調剤基本料３のイ若しくはロ又は特別調剤基本料Ａに該当するものを除く。）。

（１） 次のいずれかに該当するものであること

ア １月における処方箋受付回数が多い上位３の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が 70％を超え、処方箋の受付回数が１月に 4,000 回を超えるもの

イ 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合（以下「処方箋集中率」という。）が 85％を超え、処方箋の受付回数が１月に 1,800 回を超えるもの

ウ 処方箋集中率が 85％を超え、処方箋の受付回数が１月に 600 回を超えるものであって、都市部に所在するもの（次のいずれかに該当する保険薬局は除く。）

（イ） 当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が 500 メートル以内の区域内に、他の保険薬局の敷地境界線が含まれていないもの

（ロ） 令和８年５月 31 日において、現に処方箋の受付回数が１月当たりに 1,800 枚以下であるとして届け出ている保険薬局であって、その後も１月当たりの処方箋の受付回数が継続的に 1,800 枚以下であるもの（（イ）に該当するものを除く。）

（２） 次のいずれかに該当するものであること（（１）に該当するものを除く。）

ア 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一の敷地内又は同一の建物内に複数の保険医療機関が所在する場合（いわゆる医療モールの場合）にあっては、当該医療モールにある全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算したものとする。以下同じ。）が１月に 4,000 回を超えること。

イ 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一グループの保険薬局（財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下同じ。）のうち、これに属する他の保険薬局において、処方箋集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、処方箋の受付回数は当該他の保険薬局の処方箋の受付回数を含む。）が、１月に 4,000 回を超えること。

２ 調剤基本料２の施設基準に関する留意点

（１） 処方箋の受付回数

処方箋の受付回数の計算に当たり、薬剤調製料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した患者に係る処方箋（以下「時間外等処方箋」という。）は、受付回数に数えない。なお、療担規則第 20 条第３号ロ及び療担基準第 20 条第４号ロに規定するリフィル処方箋については、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める（時間外等処方箋を除く。）。

（２） 処方箋の受付回数及び処方箋集中率等の算出に係る処方箋の受付回数が、調剤基本料の施設基準に該当するか否かの取扱いについては、処方箋受付回数の合計が、調剤基本料の施設基準で定められている回数に、受付回数を計算した月数を乗じて得た回数を超えるか否かで判定する。

（３） 処方箋集中率は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。）を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。ただし、いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算し、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数と見なして、処方箋集中率を算出する。また、１の（１）のアの「処方箋受付回数が多い上位３の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合」は、上位３の保険医療機関（いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関を一の保険医療機関とみなす。）それぞれの処方箋集中率を合計して得た値とする。

（４）（３）の計算に当たり、次に掲げる処方箋は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数のいずれからも除いて計算する。

ア 情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の処方箋

イ 同一グループの保険薬局の勤務者（常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。）の処方箋

ウ 同一グループの保険薬局の勤務者の家族（同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。）の処方箋

エ 介護保険法で定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、高齢者住まい法で定めるサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホームに入居する患者の処方箋（ただし、単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人である患者の処方箋は除く。）

（５） いわゆる医療モールとは、複数の保険医療機関が一つの敷地又は建物に所在している場合のことをいう。

（６） （３）の処方箋集中率の計算においては、いわゆる医療モールとは、次のいずれかに該当する場合を指す。

ア 不動産登記法上、同一の地番又は一団の土地として取り扱われている土地上に複数の保険医療機関が所在する敷地又は建物である場合

イ 外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった敷地又は建物の主要な部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続している場合

ウ 複数の保険医療機関が、共用の通路、エントランス、駐車場、案内表示その他の共用部分を有し、外形上、医療モール等として一体的に利用されていると認められる敷地又は

建物である場合（共用部分をフェンス等で区切ってあるのみで、実質的に共用部分として利用される場合を含む。）

エ　保険医療機関、保険薬局等を複数集合させることを目的として、不動産開発業者等が開発の企画、不動産の取得、建築物の建設、入居の募集等を行った敷地又は建物である場合

（7）　1の（1）のウの「都市部」とは、東京都の特別区の地域及び政令指定都市の地域をいう。

（8）　1の（1）のウの（ロ）の「その後も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である」とは、月ごとに判断するのではなく、前年5月1日から当年4月末日までの1年間の処方箋受付回数の実績をもって判断する。

（9）　保険薬局が開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直した場合であっても、各厚生局のホームページに公表されている「コード内容別医療機関一覧表」において指定年月日が変更されない限り、令和8年6月1日以降も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である保険薬局は、1の（1）のウの（ロ）に該当するものとみなす。

(10)　同一グループは次の基準により判断する（第88の3、第88の4、第92、第92の2及び第95において同じ。）。

ア　同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。

①　保険薬局の事業者の最終親会社等

②　保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等

③　保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等

④　①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

イ　アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人（以下「法人等」という。）をいう（カにおいて同じ。）。

ウ　イの親会社等は、次に掲げる者とする。

①　他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

②　他の法人（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）その他これに準じる形態の法人に限る。）の資本金の過半数を出資している法人等

③　他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等

エ　ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす（法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。）。

①　法人等が議決権の過半数を所有している他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人（持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条第６項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第２条第１号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第４号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(11) (10) ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第４項第２号及び第３号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

３ 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 84 を用いること。

第 88 の３ 調剤基本料３

１ 調剤基本料３に関する施設基準

（１） 調剤基本料３ イ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が１月に３万５千回を超え、40 万回以下である保険薬局であって以下のいずれかに該当する調剤基本料に係る届出を行うものであること（特別調剤基本料Ａに該当するものを除く。）。

ア 処方箋集中率が 85％を超えるもの

イ 特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有しているもの

（２） 調剤基本料３ ロ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が１月に 40 万回を超える場合であって以下のいずれかに該当する調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（特別調剤基本料Ａに該当するものを除く。）。

ア 処方箋集中率が 85％を超えるもの

イ 特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有しているもの

（３） 調剤基本料３ ハ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が１月に 40 万回を超える場合であって、処方箋集中率が 85％以下の調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（調剤基本料２、調剤基本料３のロ又は特別調剤基本料Ａに該当するものを除く。）。

２　調剤基本料３の施設基準に関する留意点

（１）　処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱い等については、「第 88 の２　調剤基本料２」の２と同様である。

（２）　同一グループ内の処方箋受付回数が１月に３万５千回又は 40 万回を超えるか否かの取扱いは、当年４月末日時点で「第 88 の２　調剤基本料２」の２の(10)に規定する同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの１月当たりの処方箋受付回数を合計した値が３万５千回又は 40 万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの１月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

ア　前年４月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年５月１日から当年４月末日までに受け付けた処方箋受付回数を 12 で除した値とする。

イ　前年５月１日から当年３月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年４月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。

ウ　開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、処方箋受付回数について、イの記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績を含めて算出した値とする。

（３）　「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「不動産」とは、土地又は建物を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の事業の用に供されるものに限るものである。

（４）　「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「不動産取引」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産取引を契約している場合を指す他、次のアからウまでの場合を含む。

ア　保険医療機関が所有又は賃借（賃料が発生しない場合を含む。以下同じ。）する不動産を第三者（「第 88 の２　調剤基本料２」の２の(10)に規定する事業者の最終親会社等を含む。以下同じ。）が賃借し、当該第三者と保険薬局との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合等を含む。）

イ　保険薬局が所有又は賃借する不動産を第三者が賃借し、当該第三者と保険医療機関との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）

ウ　保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合並びに保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合

（５）　（４）のア及びイについては、令和６年４月以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局が該当する。ただし、遡及指定が認められる場合であって、令和６年３月 31 日以前から、（４）のア及びイに該当する場合を除く。

（６）　「保険医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している保険薬局」とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第 88 の２　調剤基本料２」の２の(10)に定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。

ア　保険薬局の個々の店舗について、その土地又は建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗

イ　保険医療機関が保険薬局の事業者（当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の２　調剤基本料２」の２の(10)に定める者を含む。）から土地又は建物を賃借している場合において、当該保険医療機関と近接な位置にある当該保険薬局の店舗

３　届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添２の様式84を用いること。

第88の４　特別調剤基本料Ａ

１　特別調剤基本料Ａに関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行うものであること。

（１）　保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局であって、処方箋集中率が50%を超えるもの。ただし、令和８年３月４日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和８年３月５日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しない場合を除く。

（２）　同一敷地内においてオンライン診療受診施設を設置しているもの。ただし、医療法第30条の４第１項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されている場合を除く。

２　特別調剤基本料Ａの施設基準に関する留意点

（１）　処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱い等については、「第88の２　調剤基本料２」の２と同様である。

（２）　「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。ただし、令和８年３月４日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和８年３月５日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しない場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

ア　当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合

イ　当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合

ウ　当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合

エ　当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

（３）　（２）における「不動産取引等その他の特別な関係」の取扱いについては、「第88の３　調剤基本料３」の２の（３）及び（４）と同様である。

（４）　（２）のアについては、保険薬局（保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の２　調剤基本料２」の２の(10)に定める者を含む。）の不動産を保険医療機関が賃借している場合であって、当該保険医療機関と近接する位置に同一グループの他の保険薬局があるときは、

当該他の保険薬局は「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。

（５）（２）のアについては、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。

ア　病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局（「第88の３　調剤基本料３」の２の（４）のアからウまでに該当する場合を含む。以下、（５）において同じ。）であって、平成28年10月１日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年９月30日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

イ　平成28年９月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成28年10月１日以降に、病院である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。

ウ　診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成30年４月１日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成30年３月31日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

エ　平成30年３月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年４月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成30年４月１日以降に、診療所である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。

オ　ウ及びエについては、平成30年３月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、ウのただし書きに該当するものとみなす。

（６）（２）のイについては、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に「保険医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している」と判断する。この場合において、譲り受けた者が更に別の者に譲り渡した場合を含め、譲り受けた者にかかわらず適用する。

ア　病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して、平成28年10月１日以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局である場合。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年９月30日以前から、病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合を除く。

イ　平成28年９月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月１日以降に、病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局しているもの。

ウ　診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して、平成30年４月１日以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局である場合。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成30年３月31日以前から、診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合を除く。

エ　平成30年３月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年４月１日以降に、診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局しているもの。

オ　ウ及びエについては、平成 30 年３月 31 日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、ウのただし書きに該当するものとみなす。

（７）（２）のウについては、特定の保険医療機関に対する貸与時間の割合がそれ以外のものへの貸与時間全体の３割以上である場合に「当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している」と判断する。この場合において、災害等の発生により、緊急にやむを得ず当該保険医療機関に貸与した場合は、当該貸与に係る時間は含めないものとする。

（８）（２）のエについては、次のア又はイのいずれかに該当する場合に「当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した」と判断する。なお、公募の際に、開局時期が明示されていない場合であっても、開局時期の指定を受けたものとみなす。

ア　病院又はその開設者からの公募（病院又はその開設者からの依頼により第三者が公募する場合を含む。）に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成 28 年 10 月１日以降に開局した場合

イ　診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成 30 年４月１日以降に開局した場合（ただし、平成 30 年３月 31 日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、平成 30 年４月１日以降に開局したものと判断しない。）

（９）（２）のエについては、開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合についても適用する。

(10)　「当該保険薬局の所在する建物内に保険医療機関（診療所に限る。）が所在している場合」は、「第 88 の２　調剤基本料２」の２の(５)と同様に、外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった建物の主要な部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続している場合とする。

(11)　令和４年４月以降に、保険薬局が直接関与できずに、保険薬局が利用していた不動産について、不動産の所有者が変更になった場合等において、（２）のア又はイのいずれかに該当することとなった場合においては、新たに「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」になった当該月の翌月から６か月間に限り、特別調剤基本料Ａを適用しない（当該保険薬局が移転した場合を除く。）。

(12)　保険薬局が遡及指定を受ける場合において、遡及指定前から移転等により不動産賃貸借関係が変更となる場合には、遡及指定後の不動産賃貸借関係を踏まえ、特別調剤基本料Ａへの該当性を判断すること。

(13)　令和８年４月末時点で、次のアからキまでのいずれかに該当する保険薬局においては、(２)のアからエまでの該当性について改めて確認し、特別調剤基本料Ａへの該当性を判断した上で、地方厚生（支）局長に対して、届出を行うこと。

ア　病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 28 年 10 月以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成 28 年９月 30 日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

イ　病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局（「第 88 の３　調剤基本料３」の２の（４）のアからウまでに該当する場合を含む。以下、（13）において同じ。）のうち、平成 28 年９月以前に開局したものであって、平成 28 年 10 月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 28 年 10 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。

ウ　病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 28 年９月以前に開局し、平成 28 年 10 月以降に遡及指定を受けたものであって、平成 28 年 10 月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 28 年 10 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。

エ　診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年４月１日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成 30 年３月 31 日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

オ　診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年３月以前に開局したものであって、平成 30 年４月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 30 年４月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。

カ　診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年３月以前に開局し、平成 30 年４月以降に遡及指定を受けたものであって、平成 30 年４月１日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 30 年４月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。

キ　保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、令和８年３月４日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和８年３月５日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有したもの。

３　届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 84 を用いること。

第 89　調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準（処方箋集中率等の状況によらず例外的に調剤基本料１を算定することができる保険薬局）

１　調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料の注１に係る届出を行うものであること。

（１）　次のいずれにも該当すること。

ア　基本診療料施設基準通知の別添３の別紙２の「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在すること。また、地方厚生（支）局長に対して、調剤基本料の施設基準に係る届出を行っていること。

イ　当該保険薬局が所在する特定の区域内における保険医療機関について、許可病床数が 200 床未満であり、その数が 10 以下であること。なお、「特定の区域内」とは、原則として、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第５条第２項に基づき、就学すべき

中学校の指定をする際の判断基準として、市町村（特別区を含む。）の教育委員会があらかじめ設定した区域（以下「中学校区」という。）とする。ただし、当該保険薬局の所在する中学校区外に所在する保険医療機関であっても、当該保険薬局における当該保険医療機関に係る処方箋集中率が70%を超える場合には、当該保険医療機関は特定の区域内にあるものとみなす。

「特定の区域内における保険医療機関」の数には、歯科医療のみを担当する保険医療機関を含めず、医科歯科併設の保険医療機関は含める。

ウ　処方箋受付回数が一月に2,500回を超えないこと。なお、処方箋の受付回数が１月に2,500回を超えるか否かの取扱いについては、「第88の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

（２）　次のいずれにも該当すること。

ア　当該保険薬局が、地方公共団体の所有する土地に所在する診療所又は地方公共団体の開設する診療所と同一の敷地又は建物に所在すること。

イ　アに規定する保険医療機関が、へき地の医療の提供のために必要な診療所として、各都道府県が策定する医療計画（医療法第30条の４第１項に規定するもの）において示され、都道府県知事に認められたものであること。

ウ　当該保険薬局から水平距離４キロメートル以内に、他の保険薬局がないこと。

２　届出に関する事項

（１）　施設基準に係る届出は、別添２の様式87の２を用いること。

（２）　１（１）イの当該保険薬局が所在する中学校区については、当該区域の地名がわかる資料を添付すること。

（３）　令和８年３月31日において、現に改正前の基本診療料施設基準通知の別添３の別紙２の「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する保険薬局が、調剤基本料の注１ただし書に規定に係る届出を行っている場合は、令和10年５月31日までの間、なお効力を有するものとする。

第90　調剤基本料の注２に規定する保険薬局

１　対象となるのは、地方厚生（支）局長に対して、調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局であること。

２　１の規定は、調剤基本料に係る届出を行っている保険薬局について、当該届出の内容が実態と異なることが判明した場合であって、地方厚生局による適時調査が実施された場合には適用するものではないこと。なお、当該届出が故意又は重大な過失により虚偽であった場合については、この限りでない。

第91　調剤基本料の注４に規定する保険薬局

１　次のいずれかに該当する保険薬局は注４の規定により、調剤基本料を100分の50に減算する。

（１）　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が５割以下であること。

（２） 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況について、地方厚生（支）局長に報告していない保険薬局であること。

（３） 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局であること。ただし、処方箋の受付回数が１月に 600 回以下の保険薬局である場合を除く。

２ 妥結率等に関する留意点

（１） 保険薬局と卸売販売業者との価格交渉においては、医薬品特有の取引慣行や過度な薬価差、薬価差の偏在の是正を図り、適切な流通取引が行われる環境を整備するため、厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）に基づき、原則として全ての品目について単品単価交渉とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から定めているものであり、「妥結率」、「医療用医薬品の取引に係る状況」及び「流通改善に関する取組状況」については以下のとおりとする。なお、医薬品取引に係る契約書の写し等の資料については求めに応じて説明できるよう、適切に保管していること。

ア 「妥結率」の報告における妥結とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及し変更することが可能な場合には未妥結とする。また、取引価格は決定したが、支払期間が決定しないなど、取引価格に影響しない契約事項が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝卸売販売業者（医薬品医療機器等法第 34 条第３項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額

イ 「医療用医薬品の取引に係る状況」とは、前年度における価格交渉及び妥結価格についての状況をいう。

ウ 「流通改善に関する取組状況」とは、流通改善ガイドラインにおいて、卸売販売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項とされている、単品単価契約の推進、個々の医薬品の価値に基づいた価格交渉の推進、価格交渉の頻度の改善等の取組について、当該保険薬局における状況を報告するものであること。

（２） 妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況に係る状況について、別添２の様式 85 により、毎年 10 月１日から 11 月末日までに、同年４月１日から９月 30 日までの期間における実績を地方厚生（支）局長へ報告することとし、11 月末日までの報告に基づく調剤基本料は、翌年６月１日から翌々年５月末日まで適用する。なお、卸売販売業者との取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料は、報告の際の添付は不要であるが、当該保険薬局において適切に保管すること。

３ 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務に関する留意点

（１） 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」は、以下のものをいう。

・薬剤調製料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算

・調剤管理料の調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算
・服薬管理指導料の１のイ又は２のイに係る服薬管理指導
・服薬管理指導料の麻薬管理指導加算
・外来服薬支援料１
・服用薬剤調整支援料
・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
・退院時共同指導料
・服薬情報等提供料
・訪問薬剤管理医師同時指導料

（２） 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」は、１年間の(１)に掲げる業務の算定が合計 10 回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料Ａ又は特別調剤基本料Ｂを算定する保険薬局においては合計 100 回未満のものが該当する。

（３） 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」への該当性は、前年５月１日から当年４月末日までの１年間の実績をもって判断する。該当する場合は当年６月１日から翌年５月末日までの間は、調剤基本料の注４で定める点数で算定する。ただし、前年５月１日から当年４月末日までに指定された保険薬局の場合は、３の(１)に掲げる業務の算定回数が、(２)に掲げる年間の実績基準（10 回又は 100 回）を 12 で除して得た数に当年４月末までの調剤基本料を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当しないものとする。

（４） 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当した場合であっても、当年６月１日から翌年５月末日までの期間中に、(１)に掲げる業務を合計 10 回（特別調剤基本料Ａ又は特別調剤基本料Ｂを算定する保険薬局においては合計 100 回）算定した場合には、算定回数を満たした翌月より「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当しない。

（５） 処方箋の受付回数が１月に 600 回を超えるか否かの取扱いについては、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数に準じて行う。

第 92　地域支援・医薬品供給対応体制加算

１　地域支援・医薬品供給対応体制加算１に関する施設基準

（１） 特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。

（２） 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制として以下の要件を満たすこと。

ア　在庫を抑制した結果、他の保険薬局からの分譲を頻繁に受けざるを得ない状況や、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を行わざるを得ない状況に陥らないよう、医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。

イ　直近１年間において、他の保険薬局に医薬品を分譲した実績があること。また、分譲を行った際には分譲に係る伝票又は医療用医薬品の譲渡書を２年間保存すること。ただし、同一開設者の保険薬局への医薬品の分譲は、当該実績に含めない。

ウ　医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合は、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該保険薬局に予め連絡して在庫を確認した上で、当該患者に当該保険薬局を案内したり、処方医に処方内容の変更可否を照会したりする等、適切に対応すること。

エ　重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものについて、１か月分程度は備蓄するよう努めること。

オ　個々の医薬品の価値や流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。

カ　流通の効率化と安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。

キ　厳格な温度管理を要する医薬品や、在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。

ク　医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取り決めを行っておくことが望ましい。

（３）　直近３月間の当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上であること。

（４）　後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

２　地域支援・医薬品供給対応体制加算２

（１）　１の基準を満たすこと。

（２）　調剤基本料１を算定している保険薬局であること。

（３）　地域医療への貢献に係る十分な体制として、以下のアからコまでの要件を満たすこと。

ア　地域における医薬品等の供給拠点としての体制として以下を満たすこと。

（イ）　保険調剤に係る医薬品として 1200 品目以上の医薬品を備蓄していること。

（ロ）　当該保険薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対して在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること。

（ハ）　医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。また、在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を患者に供給すること。なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。

（ニ）　麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第３条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

（ホ）　次に掲げる情報（当該保険薬局において取り扱う医薬品に係るものに限る。）を随時提供できる体制にあること。

① 一般名
② 剤形
③ 規格
④ 内服薬にあっては製剤の特徴（普通製剤、腸溶性製剤、徐放性製剤等）
⑤ 緊急安全性情報、安全性速報
⑥ 医薬品・医療機器等安全性情報
⑦ 医薬品・医療機器等の回収情報

（ヘ） 令和８年６月以降に開設する保険薬局又は改築若しくは増築する保険薬局においては、面積が 16 平方メートル以上の調剤室を有すること。なお、開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築若しくは増築以外の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、この限りではない。

イ 休日、夜間を含む保険薬局における調剤・相談応需体制等の対応が可能な体制として以下を満たすこと。

（イ） 当該保険薬局の開局時間は、平日は１日８時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週 45 時間以上開局していること。

（ロ） 当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制とは、単独の保険薬局又は近隣の保険薬局との連携により、患家の求めに応じて休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務（在宅患者に対する調剤並びに薬学的管理及び指導をいう。以下同じ。）に対応できる体制を整備していることをいうものであり、当該業務を自局において速やかに提供できない場合であっても、患者又はその家族等の求めがあれば連携する近隣の保険薬局（以下「連携薬局」という。）を案内すること。また、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制には、地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている輪番制に参加している場合も含まれる。

（ハ） 当該保険薬局を利用する患者及びその家族等からの相談等に対して、以下の①から③までの体制が整備されていること。

① 夜間、休日を含む時間帯の対応できる体制が整備されていること。また、やむを得ない事由により、患者からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返して連絡することができる体制が整備されていること。

② 当該保険薬局は、原則として初回の処方箋受付時に（記載事項に変更があった場合はその都度）、当該保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項（近隣の保険薬局との連携により休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備している保険薬局は、連携薬局の所在地、名称、連絡先電話番号等を含む。）等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）により交付していること。

③　これらの連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。

（ニ）　地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制（地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている輪番制に参加している場合も含む。）に係る周知を自局及び同一グループで十分に対応すること。また、同様の情報の周知は地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っていること。

ウ　在宅医療を行うための関係者との連携等の体制として以下の要件を満たすこと。

（イ）　在宅療養の支援に係る診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携ができるよう、あらかじめ患者又はその家族等の同意が得られた場合には、訪問薬剤管理指導の結果、当該患者に対する療養上の指導に関する留意点等の必要な情報を関係する診療所又は病院及び訪問看護ステーションの医師又は看護師に文書（電子媒体を含む。）により随時提供していること。

（ロ）　当該地域において、介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士等の他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携すること。また、患者の服薬状況に関する相談を受け付けるなど、地域包括支援センターと必要な連携を行うこと。

（ハ）　在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績としては、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の算定回数の合計が保険薬局当たりで 24 回以上であること。当該回数には、在宅協力薬局として連携した場合や同等の業務を行った場合を含めることができる（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）。なお、「同等の業務」には、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者１人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。この場合において、保険薬局当たりの直近１年間の実績とする。

（ニ）　当該保険薬局は、地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行うとともに、処方医から在宅患者訪問薬剤管理指導の指示があった場合に適切な対応ができるよう、例えば、保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修等を受けさせ、薬学的管理指導計画書の様式をあらかじめ備えるなど、在宅患者に対する薬学的管理指導を実施することが可能な体制を整備していること。また、患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の情報提供をするために、当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示し、当該内容を記載した文書を交付すること。

エ　医療安全に関する取組の実施として以下を満たすこと。

（イ）　医薬品医療機器情報配信サービス（ＰＭＤＡメディナビ）に登録することにより、常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報等の医薬品情報の収集を行い、保険薬剤師に周知していること。

（ロ） 「薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について」（令和５年 11 月１日付け医薬総発第 1101 第２号）に基づき、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近一年以内に都道府県に報告していること。

（ハ） 副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を有していること。

オ 地方厚生（支）局長に対して、施設基準に適合するものとして、あらかじめ服薬管理指導料の注１に規定する服薬管理指導を行う旨の届出を行っていること。

カ 当該保険薬局の保険薬剤師は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものを含め、患者ごとに薬剤服用歴等を作成し、調剤に際して必要な薬学的管理を行い、調剤の都度必要事項を記入するとともに、当該記録に基づき、調剤の都度当該薬剤の服用及び保管取扱いの注意に関し必要な指導を行っていること。

キ 当該保険薬局の管理薬剤師は、以下の要件を全て満たしていること。

（イ） 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として５年以上の保険薬局勤務経験があること。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を１年以上有する場合、１年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。

（ロ） 当該保険薬局に週 31 時間以上勤務していること。

（ハ） 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に継続して１年以上在籍していること。

ク 当該保険薬局において、調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施するとともに、定期的に薬学的管理指導、医薬品の安全、医療保険等に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等を行わせていることが望ましい。

ケ 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。また、高齢者への配慮並びに丁寧な服薬指導及び患者の訴えの適切な聞き取りなどの観点から、患者のプライバシーの配慮に加え、必要に応じて患者等が椅子に座った状態で服薬指導等を行うことが可能な体制を有していることが望ましい。

コ 地域医療に関連する取組の実施として以下を満たすこと。

（イ） 要指導医薬品及び一般用医薬品を販売していること。なお、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売の際には、購入される要指導医薬品及び一般用医薬品のみに着目するのではなく、購入者の薬剤服用歴の記録に基づき、情報提供を行い、必要に応じて医療機関へのアクセスの確保を行っていること。また、要指導医薬品等は単に最低限の品目を有していればいいものではなく、購入を希望して来局する者が症状等に応じて必要な医薬品が選択できるよう、様々な種類の医薬品を取り扱うべきであり、健康増進支援薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第１条第２項第５号で規定する薬局）の届出要件とされている 48 薬効群の品

目を取り扱うこと。薬効群については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものであること。

（ロ） 健康相談又は健康教室を行うとともに、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙など生活習慣全般に係る相談について応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行うといった健康情報拠点としての役割を果たすこと。

（ハ） 緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤又は販売を行う体制を整備していること。なお、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤等の対応も適切に行えるようにするため、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和７年９月 18 日厚生労働省医薬局総務課長及び医薬品審査管理課長連名通知）に基づいて研修を受講する等、適切に対応すること。

（ニ） 当該保険薬局の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。

① 当該保険薬局の敷地内を禁煙区域とすること。

② 保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙区域とすること。

（ホ） 当該保険薬局及び当該保険薬局に併設される医薬品の店舗販売業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 25 条第１号に基づく許可を有する店舗）において、たばこ及び喫煙器具を販売していないこと。

（ヘ） 次に掲げるセルフメディケーション関連機器のうち少なくとも３つについて、患者の求めに応じて使用できるよう設置していること。

① 体重計

② 体温計

③ 血圧測定器

④ 体組成計（体脂肪率、BMI 等を含むもの）

⑤ 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）

⑥ 握力計

⑦ 骨密度測定器

（ト） 当該保険薬局及び当該保険薬局に併設される医薬品の店舗販売業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 25 条第１号に基づく許可を有する店舗）において、薬事未承認の研究用試薬又は検査サービスを販売又は提供していないこと。

（４） 地域医療への貢献に係る十分な実績として、以下のアからケまでの９の要件のうち、エを含む３項目以上を満たすこと。

ア 薬剤調製料の時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が 40 回以上であること。

イ 薬剤調製料の麻薬を調剤した場合に加算される点数の算定回数が１回以上であること。

ウ 調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定回数の合計が 20 回以上であること。

エ　服薬管理指導料１のイ及び２のイの算定回数の合計が 20 回以上であること。

オ　外来服薬支援料１の算定回数が１回以上であること。

カ　在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）について単一建物診療患者が１人の場合の算定回数の合計が計 24 回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）や同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者１人当たりの同一月内の算定回数の上限を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。

キ　服薬情報等提供料の算定回数が 30 回以上であること。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む。

ク　服薬管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料の小児特定加算の算定回数の合計が１回以上であること。

ケ　薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に１回以上出席していること。

（５）（４）のキの「服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務」とは次のものをいう。ただし、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、区分番号００に掲げる調剤基本料の「注６」に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関へ情報提供を行った場合は除くこと。

・　服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算２及び吸入薬指導加算（文書により情報提供した場合に限る）

・　調剤後薬剤管理指導料

・　服用薬剤調整支援料２

（６）　（４）のケは、当該保険薬局当たりの直近１年間の実績とし、それ以外については当該保険薬局における直近１年間の処方箋受付回数１万回当たりの実績とする。なお、直近１年間の処方箋受付回数が１万回未満の場合は、処方箋受付回数１万回とみなす。

（７）（６）の「当該保険薬局における直近１年間の処方箋受付回数」は、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。（４）のケ以外の基準を満たすか否かは、当該保険薬局における直近１年間の実績が、直近１年間の処方箋受付回数を各基準に乗じて１万で除して得た回数以上であるか否かで判定する。

３　地域支援・医薬品供給対応体制加算３

（１）　１の基準を満たすこと。

（２）　調剤基本料１を算定している保険薬局であること。

（３）　２の（３）の基準を満たすこと。

（４）　地域医療への貢献に係る相当の実績として、２の（４）のアからケまでの９の要件のうち、７項目以上を満たすこと。この場合において、２の（５）から（７）までに準じて取り扱う。

４　地域支援・医薬品供給対応体制加算４

（1） １の基準を満たすこと。

（2） 調剤基本料１又は特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。

（3） ２の（3）の基準を満たすこと。

（4） 地域医療への貢献に係る十分な実績として、以下のアからケまでの９の要件のうち、エ及びカを含む３項目以上を満たすこと。この場合において、２の(5)から(7)までに準じて取り扱う。

ア 薬剤調製料の時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が 400 回以上であること。

イ 薬剤調製料の麻薬を調剤した場合に加算される点数の算定回数が 10 回以上であること。

ウ 調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定回数の合計が 40 回以上であること。

エ 服薬管理指導料１のイ及び２のイの算定回数の合計が 40 回以上であること。

オ 外来服薬支援料１の算定回数が 12 回以上であること。

カ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）について単一建物診療患者が１人の場合の算定回数の合計が計 24 回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）や同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者１人当たりの同一月内の算定回数の上限を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。

キ 服薬情報等提供料の算定回数が 60 回以上であること。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む。

ク 服薬管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料の小児特定加算の算定回数の合計が１回以上であること。

ケ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に５回以上出席していること。

5 地域支援・医薬品供給対応体制加算５

（1） １の基準を満たすこと。

（2） 調剤基本料１又は特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。

（3） ２の（3）の基準を満たすこと。

（4） 地域医療への貢献に係る相当の実績として、４の(4)のアからケまでの９の要件のうち７項目以上を満たすこと。この場合において、２の(5)から(7)までに準じて取り扱う。

6 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に関する留意点

（1） １の（2）のエの「１か月分程度は備蓄する」とは、重要供給確保医薬品のうち内用薬又は外用薬の各品目（直近１年間で調剤しなかったものを除く。）について、当該保険薬局で直近１年間（開設から１年に満たない保険薬局については、開設した月からの月

数。）に調剤した数量から割り出した１か月分の使用数量を備蓄することをいう。ここでいう備蓄とは、当該保険薬局に現に医薬品の在庫を保有していることを指し、卸売販売業者が代わりに在庫を確保していることのみでは、備蓄には該当しない。

（２）　１の（２）のオの「単品単価交渉」とは、他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格を決める交渉をいい、直近に地方厚生（支）局長等に届け出た別添２の様式85（妥結率等に係る報告書）の３の（１）において、「単品単価交渉を行っていない」に非該当であることで本要件を満たすものとして取り扱う。様式85を地方厚生（支）局長等に届け出ていない場合は本要件を満たさないものとして取り扱う。ただし、開設から１年に満たない保険薬局で、妥結率等に係る報告書の提出経験がない場合は本要件を満たしているものとみなす。なお、取引先と個別品目ごとに取引価格を決めていたとしても、例えば、次に掲げる交渉については、単品単価交渉に該当しない。

ア　総価値引率を用いた交渉（総価交渉や総価交渉除外有りを含む。）

イ　全国最低価格に類する価格をベンチマークとして用いた交渉

ウ　ベンチマークを用いた交渉のうち、配送コストなどの地域差及び購入金額、支払条件、返品、急配等の取引条件を考慮していない単価をベンチマークとし、当該価格で決定する一方的な交渉

エ　法人格・個人事業主が異なる加盟施設との取引価格の交渉を一括して受託する業者の価格交渉について、加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮しない取引価格での交渉や加盟施設の確認が行われない交渉

（３）　地域支援・医薬品供給対応体制加算１の（３）に適合するとの届出をした後は、前年５月１日から当年４月末日までの実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年６月１日から翌年５月末日まで所定点数を算定できるものとする。

（４）　地域支援・医薬品供給対応体制加算２から５までの施設基準に適合するとの届出をした後は、２の（３）のウの（ハ）及び２の（４）のアからケまで又は４の（４）のアからケまでについては、前年５月１日から当年４月末日までの実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年６月１日から翌年５月末日まで所定点数を算定できるものとする。この場合の処方箋受付回数は、前年５月１日から当年４月末日までの処方箋受付回数とする。

（５）　２の（４）、４の（４）の実績の計算に当たり、同一グループの保険薬局の勤務者（常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。）及びその家族（同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。）に係る実績を除いて計算する。また、処方箋の受付回数についても同様に取り扱うこととする。

３　届出に関する事項

（１）　地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式87の３の１及び様式87の３の２を用いること。ただし、当年６月１日から翌年５月末日までの間に、新たに施設基準に適合した場合は、届出を行うことができ、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の１日から翌年の５月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の１日から算定する。

（２） 令和８年３月 31 日時点で後発医薬品調剤体制加算１、２又は３に係る届出を行っている保険薬局については、令和９年５月 31 日までの間に限り、１の（３）に規定する要件を満たしているものとする。

第 92 の２　連携強化加算

１　連携強化加算に関する施設基準

（１） 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けており、次に掲げる体制が整備されていること。

ア　当該保険薬局において、感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的として、年１回以上、当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修を実施する、又は、外部の機関が実施する研修に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

イ　新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る医療の提供に当たっての訓練を、年１回以上、当該保険薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

ウ　新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間において、都道府県知事からの要請を受けて、自宅療養者等に対して、調剤、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の交付（配送による対応を含む。）等の対応を行う体制が整っていること。

エ　新型インフルエンザ等感染症等に係る医療の提供を迅速かつ的確に行う観点から、個人防護具を備蓄していること。

オ　新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）（薬事承認を受けたものに限る。）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供していること。

（２） 災害の発生時等において他の保険薬局等（同一薬局グループ以外の薬局を含む。）との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア　災害の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備されていること。

イ　医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会、研修若しくは訓練等に参加するよう計画を作成し、実施すること。また、協議会、研修又は訓練等には、年１回程度参加することが望ましい。

ウ　災害の発生時等において、地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。

（３） 災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保していることについて、当該保険薬局及び同一グループのほか、地域の行政機関、薬剤師会等のウェブサイト等で広く周知していること。

（４） 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有していること。

（５） 災害時においては、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステムの活用に努めること。

（６） 情報通信機器を用いた服薬指導を行うために以下の体制が整備されていること。

ア 「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和４年９月 30 日付け薬生発 0930 第１号）の別添（以下「オンライン服薬指導の実施要領」という。）の第４の（４）に基づき、必要な通信環境を確保すること。

イ オンライン服薬指導の実施要領の第４の（５）に基づき、薬局内の保険薬剤師に対して、必要な知識を習得させるための研修を実施すること。

ウ 最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、また、「「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」等について」（令和５年 10 月 13 日付け医政参発 1013 第２号・医薬総発 1013 第１号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長通知）の別添１、別添２及び別添４を活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行うこと。

（７） 要指導医薬品及び一般用医薬品を販売していること。ただし、要指導医薬品等は単に最低限の品目を有していればいいものではなく、購入を希望して来局する者が症状等に応じて必要な医薬品が選択できるよう、新型インフルエンザ等感染症等の発生時に必要となる様々な種類の医薬品及び検査キット（薬事承認を受けたものに限る。）を取り扱うべきであること。なお、取り扱う要指導医薬品等の選択に当たっては、健康増進支援薬局の届出要件とされている 48 薬効群を参考にすること。

２ 連携強化加算の施設基準に関する留意点

１の（３）について、厚生局の届出のウェブサイトに掲載される一覧に当該ウェブサイトへのリンクを掲載したのみでは、行政機関又は薬剤師会等が情報提供していることには該当しない。

３ 届出に関する事項

連携強化加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 87 の３の４を用いること。

第 93 バイオ後続品調剤体制加算

１ バイオ後続品調剤体制加算に関する施設基準

（１） 当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品（バイオ後続品のあるものに限る。以下本項において同じ。）の規格単位数量及び当該バイオ後続品の規格単位数量を合算した数量に占める当該バイオ後続品の規格単位数量の割合が 80%以上となるバイオ医薬品の成分の数が、当該保険薬局において調剤実績のあるバイオ医薬品の成分数の 60%以上であることが望ましい。

（２） バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

２　バイオ後続品調剤体制加算の施設基準に関する留意点

バイオ後続品調剤体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式87の３の７を用いること。

第94　調剤基本料の注８に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

１　以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を５点減算する。ただし、処方箋受付回数が１月に600回以下の保険薬局を除くものとする。

（１） 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものを除く。

（２） 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合について、毎年８月１日現在で届出書の記載事項について行う報告等を通じ、直近１年間に地方厚生（支）局長への報告を行っていないこと。

２　「当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないもの」とは、直近１月間の当該保険薬局における処方箋受付回数のうち、先発医薬品の変更不可の記載がある処方箋の受付回数が50%以上の場合のことをいう。この場合の処方箋受付回数は、「第88の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

３　１の(１)の後発医薬品の調剤数量割合に基づく当該減算への該当性については、直近３月間の当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をもって翌月に判断し、該当する場合は、翌々月から調剤基本料を減算する。

４　１の(２)の直近１年間に地方厚生（支）局長に報告を行っていない保険薬局に該当した場合は、当該報告を行った場合には、報告を行った月の翌月より、当該保険薬局に該当しないものとして取り扱う。

第95　在宅薬学総合体制加算

１　在宅薬学総合体制加算１に関する施設基準

（１） 地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている保険薬局であること。

（２） 直近１年間に、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数の合計が計48回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者

訪問薬剤管理指導料で規定される患者１人当たりの同一月内の算定回数の上限を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。

（３） 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制が整備されていること。緊急時等に対応できる体制の整備については、在宅協力薬局の保険薬剤師と連携して対応する方法を講じている場合も含むものである。

（４） 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制（医療用麻薬の対応等の在宅業務に係る内容を含む。）に係る周知を自局及び同一グループで十分に行っていること。また、同様の情報の周知は地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っていること。併せて、保険薬局が実施可能な在宅業務に係る内容についても周知を行うことが望ましい。

（５） 当該保険薬局において、在宅業務の質の向上のため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき当該保険薬局で在宅業務に関わる保険薬剤師に対して在宅業務に関する研修を実施するとともに、定期的に在宅業務に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。なお、当該学術研修には、認知症、緩和医療、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた意思決定支援等に関する事項が含まれていることが望ましい。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等を行わせていることが望ましい。

（６） 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。

また、患者に在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を当該患者に供給すること。なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。

（７） 麻薬及び向精神薬取締法第３条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

（８） 地方厚生（支）局長に対して、施設基準に適合するものとして、あらかじめ服薬管理指導料の「注１」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出を行っていること。

２ 在宅薬学総合体制加算２に関する施設基準

（１） １の基準を満たすこと。

（２） 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 直近１年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料の１、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が１人の場合の居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）の合計が計 240 回以上であり、かつ、直近１年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費についての算定回数（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の合計に占める割合が２割を超えること。

イ　直近１年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料の１、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が１人の場合の居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）の合計が計 480 回以上であり、かつ直近１年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費についての算定回数（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の合計に占める割合が１割を超えること。

（３）　次のアからウまでのいずれかを満たす保険薬局であること。

ア　直近１年間における麻薬管理指導加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注３に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注２に規定する加算及び在宅患者緊急時等共同指導料の注２に規定する加算）、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注４に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注３に規定する加算及び在宅患者緊急時等共同指導料の注３に規定する加算）、居宅療養管理指導費（薬剤師が行う場合）の注３及び注７に規定する加算並びに介護予防居宅療養管理指導費（薬剤師が行う場合）の注３及び注７に規定する加算の算定回数の合計が 10 回以上であること。

イ　直近１年間における薬剤調製料の注２に規定する無菌製剤処理加算の算定回数が１回以上であること。

ウ　直近１年間における乳幼児加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注５に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注４に規定する加算又は在宅患者緊急時等共同指導料の注４に規定する加算）及び小児特定加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注６に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注５に規定する加算又は在宅患者緊急時等共同指導料の注５に規定する加算）の算定回数の合計が６回以上であること。

（４）　常勤換算で３名以上の保険薬剤師が勤務していること。また、原則として開局時間中は２名以上の薬剤師が保険薬局に常駐し、常態として調剤応需及び在宅患者の急変等に対応可能な体制をとっていること。なお、この場合においては、当該保険薬局における常勤薬剤師の所定労働時間（32 時間未満の場合は、32 時間）の勤務をもって常勤１名として換算する。

（５）　医薬品医療機器等法第 39 条第１項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。

３　在宅薬学総合体制加算の施設基準に関する留意点

施設基準に適合するとの届出をした後は、１の（２）、２の（２）イ及び（３）については、前年５月１日から当年４月末日までの実績により判定し、当年６月１日から翌年の５月末日まで所定点数を算定できるものとする。

４　届出に関する事項

在宅薬学総合体制加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 87 の３の５を用いること。

第95の２　電子的調剤情報連携体制整備加算

１　電子的調剤情報連携体制整備加算に関する施設基準

（１）　電子情報処理組織を使用した調剤報酬請求を行っていること。

（２）　健康保険法第３条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

（３）　オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制を有していること。

（４）　電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。また、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬物療法上の薬学的知見の観点から不適切な組合せが生じていないかの有無を確認することができる体制を整備すること。

（５）　電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を有していること。ただし、紙媒体で受け付けた処方箋、情報提供文書等を紙媒体のまま保管することは差し支えない。なお、保険薬局における医療ＤＸによる情報活用等の観点から、オンライン資格確認、薬剤服用歴等の管理、レセプト請求業務等を担う当該保険薬局内の医療情報システム間で情報の連携が取られていることが望ましい。

（６）　国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

（７）　電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する月の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、30%以上であること。

（８）　（７)について、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する月の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

（９）　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。

(イ)　オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得及び閲覧し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を活用している保険薬局であること。

(ロ)　マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険薬局であること。

(ハ)　電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療ＤＸに係る取組を実施している保険薬局であること。

(10)　（９）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

(11)　最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、また、「「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」等について」（令和５年 10 月 13 日付け医政参発 1013 第２号・医薬総発 1013 第１号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長通知）の別添１、別添２及び別添４を活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。

(12)　マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。

２　届出に関する事項

（１）　電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 87 の３の６を用いること。

（２）　１の(６)については、当面の間に、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険薬局は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。

（３）　電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準のうち、１の(７)及び(12)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。

第 95 の３　門前薬局等立地依存減算

１　門前薬局等立地依存減算に関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

（１）　次のアからウまでのいずれにも該当する保険薬局であること。

ア　都市部に所在し、かつ水平距離 500 メートル以内に他の保険薬局があること。（都市部は、「第 88 の２　調剤基本料２」の２の（７）と同様である。）

イ　処方箋集中率が 85%を超えること。

ウ　次のいずれかに該当すること。

(イ)　保険医療機関（許可病床数が 200 床以上の病院に限る。）の敷地境界線からの水平距離が 100 メートル以内の区域内に所在し、当該区域内及び当該保険医療機関の敷地内に、他の保険薬局が２以上所在すること。

(ロ)　当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が 50 メートル以内の区域内に、他の保険薬局が２以上所在すること。

(ハ)　当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が 50 メートル以内の区域内に所在する他の保険薬局が、②に該当すること。

（２）　次のア及びイに該当する保険薬局であること。

ア　処方箋集中率が 85%を超えること。

イ　保険医療機関が所在する建物又は敷地と同一の建物内又は敷地内に所在すること。

２　門前薬局等立地依存減算の施設基準に関する留意点

（１）　令和８年５月 31 日において現に保険指定を受けている保険薬局については、当面の間、門前薬局等立地依存減算に該当しないものとする。

（２） 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、当面の間、門前薬局等立地依存減算に該当しないものとする。

（３） １の（１）のウについて、それぞれが示す区域内に他の保険薬局が所在するとは、当該区域内に他の薬局の敷地境界線の一部が含まれていることを指す。

（４） １の（２）のイについて、保険医療機関が所在する敷地と同一の敷地内に所在する場合とは、原則として、次のいずれかに該当する場合を指す。

ア 不動産登記法上、同一の地番又は一団の土地として取り扱われている土地上に、保険医療機関と当該保険薬局が所在する場合

イ 保険医療機関と当該保険薬局が、共用の通路、エントランス、駐車場、案内表示その他の共用部分を有し、外形上、医療モール等として一体的に利用されていると認められる場合

（５） 次のいずれにも該当する場合には、（４）の記載にかかわらず、保険医療機関が所在する敷地と同一の敷地内に所在する場合として取り扱わない。

ア 保険医療機関と当該保険薬局が、公道その他これに準ずる公共の用に供される通路を挟んで所在すること

イ 保険医療機関と当該保険薬局が共用部分を有さず、建築物の構造及び利用形態から一体性が認められないこと

ウ 保険医療機関と当該保険薬局が、不動産登記法上、異なる地番として取り扱われている土地上にそれぞれ所在すること

（６） 特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局には適用しないこと。

３ 届出に関する事項

保険薬局の門前薬局等立地依存減算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 84（調剤基本料）を用いること。

第 96 無菌製剤処理加算

１ 無菌製剤処理加算に関する施設基準

（１） ２名以上の保険薬剤師（うち１名以上が常勤の保険薬剤師）がいること。

（２） 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。ただし、医薬品医療機器等法施行規則第 11 条の８第１項のただし書の規定に基づき無菌調剤室（薬局に設置された高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室をいう。）を共同利用する場合は、この限りでない。

２ 届出に関する事項

保険薬局の無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 88 を用いること。

第 97 調剤管理料の注３及び注４に規定する保険薬局（手帳の活用実績が少ない保険薬局）

１ 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、３月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導

料の算定回数の割合が 50%以下である保険薬局であること。この場合において、小数点以下は四捨五入すること。

2　手帳の活用実績は、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年５月１日から当年４月 30 日までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断し、当年６月１日から翌年５月 31 日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。

3　１及び２により、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近３月間における１の割合が 50%を上回った場合には、２にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

第 97 の２　服薬管理指導料の注１に規定する保険薬局

1　かかりつけ薬剤師として必要な指導等を行う保険薬剤師は、次の要件を全て満たすこと。

（１）　以下に掲げる勤務経験等を有していること。

ア　施設基準の届出時点において、保険薬剤師として３年以上の保険薬局勤務経験がある。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を１年以上有する場合、１年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。

イ　当該保険薬局に週 31 時間以上（31 時間以上勤務する他の保険薬剤師を届け出た保険薬局において、保険薬剤師について育児・介護休業法第 23 条第１項若しくは第３項又は第 24 条の規定による措置が講じられ、当該保険薬剤師（労働者に限る。）の所定労働時間が短縮された場合にあっては週 24 時間以上かつ週４日以上）勤務している。

ウ　施設基準の届出時点において、当該保険薬局に継続して６か月以上在籍している。なお、産前産後休業、育児休業又は介護休業から復職する場合（復職後に勤務する保険薬局が休業前と同一の保険薬局である場合に限る。）は、休業前の在籍期間を合算することができる。

（２）　薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。

（３）　医療に係る地域活動の取組に参画していること。

2　施設基準の届出時点において、以下のいずれの要件も満たしていること。

（１）　１の要件を全て満たす保険薬剤師（派遣労働者であるものを含み、休職中のものを除く。）を配置していること。

（２）　以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア　当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師（派遣労働者である者を含み、産前産後休業中、育児休業中又は介護休業中の者を除く。）について、当該保険薬局に継続的に在籍している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業から復職した保険薬剤師の休業前の在籍期間を含む。）が平均して１年以上であること。

イ　当該保険薬局の管理薬剤師が、当該保険薬局に継続して３年以上在籍していること。

（３） 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。

３　届出に関する事項

（１） 保険薬局の服薬管理指導料の注１の施設基準に係る届出は、別添２の様式 90 を用いること。

（２） 令和８年５月 31 日において、現にかかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っていた保険薬局については、令和８年 11 月 31 日までの間に限り、２の（２）に掲げる要件を満たすものとみなす。

第 98　特定薬剤管理指導加算２

１　特定薬剤管理指導加算２に関する施設基準

（１） 施設基準の届出時点において、保険薬剤師としての勤務経験を５年以上有する薬剤師が勤務していること。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を１年以上有する場合、１年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。

（２） 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。

（３） 麻薬及び向精神薬取締法第３条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されていること。

（４） 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年１回以上参加していること。

２　届出に関する事項

特定薬剤管理指導加算２の施設基準に係る届出は、別添２の様式 92 を用いること。

第 99　服薬管理指導料の注 17 に規定する保険薬局（手帳の活用実績が少ない保険薬局）

１　「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、３月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導料の算定回数の割合が 50%以下である保険薬局であること。この場合において、小数点以下は四捨五入すること。

２　手帳の活用実績は、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年５月１日から当年４月 30 日までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断し、当年６月１日から翌年５月 31 日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、「第 88 の２　調剤基本料２」の「２　調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の（１）に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。

３　１及び２により、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近３月間における１の割合が 50%を上回った場合には、２にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

第 100　削除

第 101　削除

第 102　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

1　在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する施設基準

麻薬及び向精神薬取締法第３条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

2　届出に関する事項

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 89 を用いること。

第 103　在宅中心静脈栄養法加算

1　在宅中心静脈栄養法加算に関する施設基準

（1）　医薬品医療機器等法第 39 条第１項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第 39 条の３第１項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。

2　届出に関する事項

在宅中心静脈栄養法加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式 89 を用いること。

第 104　看護職員処遇改善評価料

1　看護職員処遇改善評価料の施設基準

（1）　以下のいずれかに該当すること。

ア　次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ)　「Ａ２０５」救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(ロ)　救急用の自動車(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)及び道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)に規定する緊急自動車(傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。)をいう。)又は救急医療用ヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成 19 年法律第 103 号)第２条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)による搬送件数(以下「救急搬送実績」という。)が、年間で 200 件以上であること。

イ　「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年７月６日医発第 692 号)に定める第３「救命救急センター」、第４「高度救命救急センター」又は第５「小児救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。

（2）　救急搬送実績については、以下の取扱いとする。

（２） 当該保険医療機関は、当該支援料の趣旨を踏まえ、製作等を委託する歯科技工所が当該支援料による賃金改善の意向を有する場合に、当該歯科技工所と連携の上で届出を行うとともに、当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。

２　届出に関する事項

（１） 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 101 を用いること。

（２） 毎年８月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため「実績報告書」を別添２の様式 101 の別添１により地方厚生(支)局長に届け出ること。

（３） 保険医療機関は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定に係る書類(「実績報告書」等)を、当該支援料を算定する年度の終了後３年間保管すること。

第 109　調剤ベースアップ評価料

１　調剤ベースアップ評価料の施設基準

（１） 調剤基本料に係る届出を実施している保険薬局であること。

（２） 当該保険薬局に勤務する職員(事業主、使用者、開設者、管理者、40 歳以上の薬剤師及び業務委託により勤務する者を除く。以下、この区分において「対象職員」という。)がいること。ただし、他の保険薬局又は事業所を主たる勤務先とし、当該保険薬局における調剤業務等に直接従事していない管理的業務に専従する者（本部職員、エリアマネージャー等）は、対象職員に含めない。

（３） 当該評価料により得られる収入は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という。）の引上げ（以下、「ベア等」という。）及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いること。なお、恒常的に夜間を含む交替制勤務をとっている保険薬局の職員に支払われる夜勤手当については、決まって毎月支払われる手当に準じて基本給等に含めて差し支えない。

ただし、ベア等を実施した保険薬局において、処方箋受付回数の変動等により当該評価料による収入がベア等に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当など、ベア等以外の方法による賃金改善を行うことが認められる。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこと。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはならない。

また、賃金改善の実績については、当該保険薬局における「原則として、令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」との差分により判断すること。

ただし、「原則として、令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする

また、６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年の４月から翌年３月の給与改善に充当することは差し支えない。

（４） 当該保険薬局は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

（５） 当該保険薬局は、対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。

（６） 店舗販売業を併設している保険薬局においては、当該評価料により得られる収入を保険調剤に従事する職員の賃上げにのみ用いることとし、店舗販売業に従事する職員の賃上げには用いないこと。（３）の賃金の改善の判断にあたり、保険調剤に従事する職員と店舗販売業に従事する職員を明瞭に分けることができない場合には、店舗販売業を併設している保険薬局に勤務する全ての職員の数に当該保険薬局における全ての収入に対する保険調剤による収入の割合を乗じて得た職員の数を用いること。

なお、保険調剤による収入には、診療報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものを含めることとし、労災保険に係るものを除く。

２ 届出に関する事項

（１） 調剤ベースアップ評価料の施設基準に係る届出は、別添２の様式 103 を用いること。

（２） 毎年８月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を別添２の様式 104 の別添１又は２により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。また、毎年８月において、算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を当該保険薬局において適切に把握するため、「賃金改善中間報告書」を別添２の様式 104 の別添１又は２により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。

（３） 事業の継続を図るため、対象職員の賃金水準(調剤ベースアップ評価料による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、当該保険薬局の収支状況、賃金水準の引下げの内容等について記載した「特別事情届出書」を、別添２の様式 94 により作成し、届け出ること。なお、年度を超えて対象職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度に(２)の「賃金改善中間報告書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る必要があること。

（４） 保険薬局は、調剤ベースアップ評価料の算定に係る書類(「賃金改善実績報告書」等の記載内容の根拠となる資料等)を、当該評価料を算定する年度の終了後３年間保管すること。

（５） 法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険薬局において、保険薬局の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添２の様式 104 の別添１の代わりに、別添２の様式 104 の別添２を用いることとする。

別添２

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	

届出番号	

連絡先
担当者氏名：
電話番号：

（届出事項）

［　　］の施設基準に係る届出

□　当該届出を行う前６か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

□　当該届出を行う前６か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

□　当該届出を行う前６か月間において、健康保険法第78条第１項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第１項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

□　当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和　　年　　月　　日

保険医療機関・保険薬局の所在地
及び名称

開設者名

殿

備考１　［　　］欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
　　２　□には、適合する場合「✓」を記入すること。
　　３　届出書は、１通提出のこと。

（参考）

※　本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。

1　「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。

2　「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。

3　「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。

4　届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
１の１の２	遠隔電子処方箋活用加算	□	□　年　月	□	1の4
1の2	ウイルス疾患指導料	□	□　年　月	□	1,4
1の6	外来栄養食事指導料（注２）	□	□　年　月	□	1の2
1の6	外来栄養食事指導料（注３）	□	□　年　月	□	1の2
1の7	遠隔モニタリング加算（ペースメーカー指導管理料）	□	□　年　月	□	1の3
3	喘息治療管理料	□	□　年　月	□	3
4	糖尿病合併症管理料	□	□　年　月	□	別添２の２
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料	□	□　年　月	□	別添２の２,5
4の3	がん患者指導管理料	□	□　年　月	□	5の3
4の4	外来緩和ケア管理料	□	□　年　月	□	5の4
4の5	移植後患者指導管理料	□	□　年　月	□	5の5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料	□	□　年　月	□	5の6,5の8
4の7	小児運動器疾患指導管理料	□	□　年　月	□	5の8の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料１	□	□　年　月	□	別添２の２
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料２	□	□　年　月	□	別添２の２
4の9	婦人科特定疾患治療管理料	□	□　年　月	□	5の10
4の10	腎代替療法指導管理料	□	□　年　月	□	2の2
4の11	一般不妊治療管理料	□	□　年　月	□	5の11
4の12	生殖補助医療管理料１	□	□　年　月	□	5の12
4の12	生殖補助医療管理料２	□	□　年　月	□	5の12
4の13	二次性骨折予防継続管理料１	□	□　年　月	□	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料２	□	□　年　月	□	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料３	□	□　年　月	□	5の13
4の15	下肢創傷処置管理料	□	□　年　月	□	5の14
4の16	慢性腎臓病透析予防指導管理料	□	□　年　月	□	13の9
6	地域連携小児夜間・休日診療料１	□	□　年　月	□	7
6	地域連携小児夜間・休日診療料２	□	□　年　月	□	7
6、6の3、6の5	院内トリアージ実施体制加算	□	□　年　月	□	7の1の2
6の3	地域連携夜間・休日診療料	□	□　年　月	□	7の2
6の5	救急外来医学管理料	□	□　年　月	□	7の3
6の5	救急時医療情報取得加算	□	□　年　月	□	1の4
6の7	外来放射線照射診療料	□	□　年　月	□	7の6
6の8	外来データ提出加算	□	□　年　月	□	7の10,7の11,7の12
6の8の3	小児かかりつけ診療料１	□	□　年　月	□	7の8
6の8の3	小児かかりつけ診療料２	□	□　年　月	□	7の8
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料１	□	□　年　月	□	39

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料２	□	□　年　月	□	39
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料３	□	□　年　月	□	39
6の8の4	連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)	□	□　年　月	□	39の2
6の8の4	がん薬物療法体制充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)	□	□　年　月	□	39の3
6の9	充実管理加算	□	□　年　月	□	7の10, 7の11, 7の12
7	ニコチン依存症管理料	□	□　年　月	□	4, 8
7の2	相談支援加算（療養・就労両立支援指導料）	□	□　年　月	□	8の3
7の3	心不全再入院予防継続管理料	□	□　年　月	□	8の5
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準	□	□　年　月	□	23
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注５に規定する施設基準	□	□　年　月	□	23の4
8	開放型病院共同指導料	□	□　年　月	□	9, 10
9	在宅療養支援診療所	□	□　年　月	□	11, 11の3, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	13
11の2	がん治療連携計画策定料	□	□　年　月	□	13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料	□	□　年　月	□	13の2
11の3の3	外来排尿自立指導料	□	□　年　月	□	13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料１	□	□　年　月	□	別添２の２
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料２	□	□　年　月	□	別添２の２
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料	□	□　年　月	□	13の6
11の7	こころの連携指導料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	13の7
11の8	こころの連携指導料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	13の8
11の9	プログラム医療機器等指導管理料	□	□　年　月	□	8の4
12	薬剤管理指導料	□	□　年　月	□	4
12の1の2	地域連携診療計画加算	□	□　年　月	□	12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	□	□　年　月	□	14の2
12の2	医療機器安全管理料１	□	□　年　月	□	15
12の2	医療機器安全管理料２	□	□　年　月	□	15
12の2	医療機器安全管理料（歯科）	□	□　年　月	□	15
12の3	精神科退院時共同指導料	□	□　年　月	□	16
13	歯科治療時医療管理料	□	□　年　月	□	17
13の2	小児口腔機能管理料の注５に規定する口腔管理体制強化加算	□	□　年　月	□	17の2
13の3	歯科疾患管理料の注12に規定する特別管理加算	□	□　年　月	□	17の3
13の4	口腔機能実地指導料	□	□　年　月	□	17の4
14	在宅療養支援歯科診療所１	□	□　年　月	□	18
14	在宅療養支援歯科診療所２	□	□　年　月	□	18
14の1の2	在宅療養支援歯科病院	□	□　年　月	□	18
14の2	在宅療養支援病院	□	□　年　月	□	11の2, 11の3, 11の5
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料	□	□　年　月	□	17
14の４の２	介護保険施設等連携往診加算	□	□　年　月	□	18の3
14の5	在宅医療ＤＸ情報活用加算	□	□　年　月	□	11の6
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	□	□　年　月	□	19, 19の2

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
15の3	在宅データ提出加算（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料）	□	□　年　月	□	7の10,7の11,7の12
15の4	在宅医療情報連携加算（在宅歯科医療情報連携加算）	□	□　年　月	□	19の3
16	在宅がん医療総合診療料	□	□　年　月	□	20
16の1の2	在宅データ提出加算（在宅がん医療総合診療料）	□	□　年　月	□	7の10,7の11,7の12
16の1の4	重症患者搬送加算	□	□　年　月	□	20の1の2
16の1の5	救急患者連携搬送料	□	□　年　月	□	20の1の3
16の2	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２	□	□　年　月	□	20の2の2
16の2	訪問看護・指導体制充実加算	□	□　年　月	□	20の3
16の2	専門管理加算	□	□　年　月	□	20の3の3
16の2	訪問看護医療ＤＸ情報活用加算	□	□　年　月	□	20の3の4
16の2	遠隔死亡診断補助加算	□	□　年　月	□	20の3の5
16の2	訪問看護医療情報連携加算	□	□　年　月	□	20の3の6
16の2の2	訪問看護遠隔診療補助料	□	□　年　月	□	20の3の7
16の3	在宅療養後方支援病院	□	□　年　月	□	20の4,20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	□	□　年　月	□	20の7
16の4の3	在宅自己腹膜灌流指導管理料２	□	□　年　月	□	20の1の4
16の5	在宅血液透析指導管理料	□	□　年　月	□	20の2
16の6	遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料）	□	□　年　月	□	20の3の2
16の7	遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）	□	□　年　月	□	別添２の２
16の7	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	□	□　年　月	□	20の12
16の8	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	□	□　年　月	□	20の9
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	□	□　年　月	□	20の10,52
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	□	□　年　月	□	20の11
16の11	持続血糖測定器加算	□	□　年　月	□	24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算	□	□　年　月	□	21
17の1の2	歯科訪問診療料の注16に規定する基準	□	□　年　月	□	21の3の2
18の1の2	遺伝学的検査の注１に規定する施設基準	□	□　年　月	□	23
18の1の2	遺伝学的検査の注２に規定する施設基準	□	□　年　月	□	23
18の1の3	染色体検査の注２に規定する施設基準	□	□　年　月	□	23の1の2,52
18の1の4	骨髄微小残存病変量測定	□	□　年　月	□	23の2
18の1の5	ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査	□	□　年　月	□	23の3
18の1の6	がんゲノムプロファイリング検査	□	□　年　月	□	23の4
18の1の7	角膜ジストロフィー遺伝子検査	□	□　年　月	□	23の5
18の1の11	先天性代謝異常症検査	□	□　年　月	□	23の6
18の1の13	抗アデノ随伴ウイルス９型（ＡＡＶ９）抗体	□	□　年　月	□	23の7
18の1の14	抗アデノ随伴ウイルス血清型ｒｈ７４（ＡＡＶｒ　ｈ７４）抗体	□	□　年　月	□	23の7
18の1の15	抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）	□	□　年　月	□	5の5
18の2	ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	□	□　年　月	□	22の2
18の2の2	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	□	□　年　月	□	22の3
18の2の3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	□	□　年　月	□	22の3
18の2の5	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	□	□　年　月	□	22の3

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
19	検体検査管理加算（Ⅰ）	□	□　年　月	□	22
19の2	検体検査管理加算（Ⅱ）	□	□　年　月	□	22
20	検体検査管理加算（Ⅲ）	□	□　年　月	□	22
20の2	検体検査管理加算（Ⅳ）	□	□　年　月	□	22
20の3	国際標準検査管理加算	□	□　年　月	□	22
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	□	□　年　月	□	24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	□	□　年　月	□	24の6
22の4	胎児心エコー法	□	□　年　月	□	24の3,52
22の5	ヘッドアップティルト試験	□	□　年　月	□	24の7
23	人工膵臓検査	□	□　年　月	□	4,24の4
23の2	皮下連続式グルコース測定	□	□　年　月	□	24の5
24	長期継続頭蓋内脳波検査	□	□　年　月	□	25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査１	□	□　年　月	□	25の2,52
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	□	□　年　月	□	26
25の2	単維筋電図	□	□　年　月	□	27の4,52
25の3	光トポグラフィー	□	□　年　月	□	26の2,52
26	脳磁図	□	□　年　月	□	27
26の1の2	安全精度管理下で行うもの（終夜睡眠ポリグラフィー）	□	□　年　月	□	27の2の2,52
26の1の3	脳波検査判断料１	□	□　年　月	□	27の2
26の1の4	遠隔脳波診断	□	□　年　月	□	27の3
26の2	神経学的検査	□	□　年　月	□	28
27	補聴器適合検査	□	□　年　月	□	29
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図	□	□　年　月	□	29の3
27の3	ロービジョン検査判断料	□	□　年　月	□	29の2
28	コンタクトレンズ検査料	□	□　年　月	□	30
29	小児食物アレルギー負荷検査	□	□　年　月	□	31
29の2	内服・点滴誘発試験	□	□　年　月	□	31の2
29の3	センチネルリンパ節生検（片側）	□	□　年　月	□	31の3,52
29の3の1の2	経頸静脈的肝生検	□	□　年　月	□	31の3の2,52
29の3の2	前立腺針生検法（ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	□	□　年　月	□	31の4,52
29の4	ＣＴ透視下気管支鏡検査加算	□	□　年　月	□	38
29の4の2	経気管支凍結生検法	□	□　年　月	□	38の4
29の4の2の2	壁側胸膜凍結生検法	□	□　年　月	□	38の4
29の5	有床義歯咀嚼機能検査	□	□　年　月	□	38の1の2
29の6	精密触覚機能検査	□	□　年　月	□	38の1の3
29の7	睡眠時歯科筋電図検査	□	□　年　月	□	38の1の4
30	画像診断管理加算１	□	□　年　月	□	32
30	画像診断管理加算２	□	□　年　月	□	32
30	画像診断管理加算３	□	□　年　月	□	32
30	画像診断管理加算４	□	□　年　月	□	32
31	歯科画像診断管理加算	□	□　年　月	□	33

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
32	遠隔画像診断	□	□　年　月	□	34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合又はＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。）又は乳房用ポジトロン断層撮影	□	□　年　月	□	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合に限る。）	□	□　年　月	□	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る。）	□	□　年　月	□	36
34	ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影	□	□　年　月	□	37
35	冠動脈ＣＴ撮影加算	□	□　年　月	□	38
35の2	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	□	□　年　月	□	37の2,52
35の3	外傷全身ＣＴ加算	□	□　年　月	□	38
36	心臓ＭＲＩ撮影加算	□	□　年　月	□	38
36の1の2	乳房ＭＲＩ撮影加算	□	□　年　月	□	38
36の1の3	小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算	□	□　年　月	□	38
36の1の4	頭部ＭＲＩ撮影加算	□	□　年　月	□	38
36の1の5	全身ＭＲＩ撮影加算	□	□　年　月	□	38
36の1の6	肝エラストグラフィ加算	□	□　年　月	□	38
36の2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	□	□　年　月	□	38の2
36の3	地域支援・外来医薬品供給対応体制加算	□	□　年　月	□	38の3
37	外来化学療法加算１	□	□　年　月	□	39
37	外来化学療法加算２	□	□　年　月	□	39
37の2	無菌製剤処理料	□	□　年　月	□	40,4
38	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	41,44の2
38	リハビリテーションデータ提出加算	□	□　年　月	□	7の10,7の11,7の12
39	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	41,44の2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	42,44の2
40の2	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	42,44の2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	□	□　年　月	□	42,44の2
42	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	42,44の2
42の2	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	42,44の2
43	運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	□	□　年　月	□	42,44の2
44	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	42,44の2
45	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	42,44の2
45の2	摂食嚥下機能回復体制加算（摂食機能療法）	□	□　年　月	□	43の6,43の6の2,44の2
46	難病患者リハビリテーション料	□	□　年　月	□	43,44の2
47	障害児（者）リハビリテーション料	□	□　年　月	□	43,44の2
47の2	がん患者リハビリテーション料	□	□　年　月	□	43の2,44の2
47の3	認知症患者リハビリテーション料	□	□　年　月	□	43の3,44の2
47の3の2	リンパ浮腫複合的治療料	□	□　年　月	□	43の7
47の4	集団コミュニケーション療法料	□	□　年　月	□	44,44の2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料２	□	□　年　月	□	44の4

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
47の6	経頭蓋磁気刺激療法	□	□　年　月	□	44の8
47の7	児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）	□	□　年　月	□	4,44の5
47の7	療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法）	□	□　年　月	□	44の5の2
47の7	心理支援加算	□	□　年　月	□	44の5の2
47の7	児童思春期支援指導加算	□	□　年　月	□	44の5の2
47の7	早期診療体制充実加算	□	□　年　月	□	44の5の3
47の7	情報通信機器を用いた精神療法	□	□　年　月	□	44の5の3
47の7	通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準	□	□　年　月	□	44の5の5
47の8	救急患者精神科継続支援料	□	□　年　月	□	44の6
48	認知療法・認知行動療法	□	□　年　月	□	44の3
48の1の2	依存症集団療法	□	□　年　月	□	44の7
48の2	精神科作業療法	□	□　年　月	□	4,45
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」	□	□　年　月	□	4,46
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」	□	□　年　月	□	4,46
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」	□	□　年　月	□	4,46
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」	□	□　年　月	□	4,46
53	精神科ナイト・ケア	□	□　年　月	□	4,46
54	精神科デイ・ナイト・ケア	□	□　年　月	□	4,46
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）	□	□　年　月	□	46の3
55	重度認知症患者デイ・ケア料	□	□　年　月	□	4,47
55の2	精神科在宅患者支援管理料１又は２	□	□　年　月	□	47の2
55の2	精神科在宅患者支援管理料３	□	□　年　月	□	別添２の２
56	医療保護入院等診療料	□	□　年　月	□	48
56の2	処置の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１	□	□　年　月	□	48の2,48の2の2,48の3,48の4,4(基本別添7)13の4
56の2の3	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	□	□　年　月	□	48の5
56の2の4	多血小板血漿処置	□	□　年　月	□	48の7
56の3	硬膜外自家血注入	□	□　年　月	□	48の6,52
57	ｴﾀﾉｰﾙの局所注入（甲状腺に対するもの）	□	□　年　月	□	49
57	ｴﾀﾉｰﾙの局所注入（副甲状腺に対するもの）	□	□　年　月	□	49の2
57の2	人工腎臓	□	□　年　月	□	87の4
57の2	導入期加算	□	□　年　月	□	2の2
57の2	透析液水質確保加算	□	□　年　月	□	49の3
57の2	慢性維持透析濾過加算	□	□　年　月	□	49の3
57の2	腎代替療法診療体制充実加算	□	□　年　月	□	2の2
57の2の2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	□	□　年　月	□	49の3の2
57の2の3	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法	□	□　年　月	□	49の3の3,52
57の2の4	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	□	□　年　月	□	49の3の4
57の2の4の2	ストーマ合併症加算	□	□　年　月	□	49の10
57の2の5	人工膵臓療法	□	□　年　月	□	4,24の4
57の3	磁気による膀胱等刺激法	□	□　年　月	□	49の4
57の4の2	心不全に対する遠赤外線温熱療法	□	□　年　月	□	49の4の2,52

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
57の4の2の2	同種死体移植腎機械灌流保存	□	□　年　月	□	49の4の3
57の4の3	歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	□	□　年　月	□	4,49の6,49の7
57の4の4	手術用顕微鏡加算	□	□　年　月	□	49の8
57の4の5	口腔粘膜処置	□	□　年　月	□	49の9
57の5	う蝕歯無痛的窩洞形成加算	□	□　年　月	□	50
57の5の2	歯科技工士連携加算１	□	□　年　月	□	50の2の2
57の5の3	歯科技工士連携加算２	□	□　年　月	□	50の2の2
57の5の4	光学印象	□	□　年　月	□	50の2
57の6	ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー	□	□　年　月	□	50の2
57の7	３次元プリント有床義歯	□	□　年　月	□	50の3の2
57の7の２	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算	□	□　年　月	□	50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	□	□　年　月	□	50の4,52
57の8の2	皮膚移植術（死体）	□	□　年　月	□	52,87の6
57の8の3	自家脂肪注入	□	□　年　月	□	87の24
57の9	組織拡張器による再建手術(一連につき)（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。））・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)（内視鏡下によるものを含む。）	□	□　年　月	□	50の5
57の9の1の2	静脈奇形硬化療法（一連につき）	□	□　年　月	□	50の5の1の2
57の9の2	処理骨再建加算	□	□　年　月	□	50の5の3,52
57の9の3	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	□	□　年　月	□	87の25
57の9の3の2	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52,87の53
57の9の3の3	脛骨遠位骨切り術	□	□　年　月	□	50の5の4,52
57の9の4	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。））	□	□　年　月	□	50の5の2
57の10	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）	□	□　年　月	□	50の6,52
57の10の1の1の2	人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）	□	□　年　月	□	50の6の2,52
57の10の1の2	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	□	□　年　月	□	52,87の54
57の10の1の3	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	□	□　年　月	□	50の6の3,52
57の11	後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	□	□　年　月	□	52,87の7
57の12	椎間板内酵素注入療法	□	□　年　月	□	50の7
58	腫瘍脊椎骨全摘術	□	□　年　月	□	51,52
58の1の2	緊急穿頭血腫除去術	□	□　年　月	□	87の55
58の1の3	機能的定位脳手術（てんかんの場合）	□	□　年　月	□	51の1の2,52
58の2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	□	□　年　月	□	51の2,52
58の3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	□	□　年　月	□	51の3
58の4	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	□	□　年　月	□	87の26
58の5	脳血栓回収療法連携加算	□	□　年　月	□	87の56
59	頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	□	□　年　月	□	52,54
60	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	□	□　年　月	□	25
60の2	頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（７本以上の電極による場合）に限る。）	□	□　年　月	□	25の3
60の2の2	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	□	□　年　月	□	87の27
60の2の3	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術	□	□　年　月	□	53

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
60の2の4	舌下神経電気刺激装置植込術	□	□　年　月	□	87の28
60の2の5	角結膜悪性腫瘍切除手術	□	□　年　月	□	87の50
60の3	治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。））	□	□　年　月	□	52,54の2
60の3の2	内皮移植加算	□	□　年　月	□	52,54の2の2
60の3の3	培養ヒト角膜内皮細胞移植術	□	□　年　月	□	52,54の2の3
60の4	羊膜移植術	□	□　年　月	□	52,54の3
60の5	緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））	□	□　年　月	□	52,54の4
60の6	緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）	□	□　年　月	□	52,54の8
60の6の2	緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））	□	□　年　月	□	52,54の8
60の6の3	毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）	□	□　年　月	□	52,54の8
60の6の4	経皮的選択的眼動脈注入術	□	□　年　月	□	54の4の2
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	□	□　年　月	□	52,54の5
60の8	網膜再建術	□	□　年　月	□	52,54の6
60の9	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	□	□　年　月	□	52,87の29
61	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	□	□　年　月	□	52,55
61の2	耳管用補綴材挿入術	□	□　年　月	□	52,87の49
61の2の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ｖ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）	□	□　年　月	□	52,54の7
61の2の2の2	上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）	□	□　年　月	□	52,56の7
61の2の3	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,56の7,87の30
61の2の4	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	□	□　年　月	□	87の31
61の2の5	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,56の7
61の2の6	喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	□	□　年　月	□	52,87の5
61の3	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	52,56
61の4	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	52,56の3
61の4の2	顎関節人工関節全置換術（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	56の8
61の4の3	顎関節人工関節全置換術（歯科診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	56の8
61の4の4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	□	□　年　月	□	52,56の4
61の4の5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,56の4
61の4の6	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	87の46
61の4の6の2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	87の46の2
61の4の7	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（ＭＲＩによるもの）	□	□　年　月	□	38
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳癌センチネルリンパ節生検加算１又は乳癌センチネルリンパ節生検加算２を算定する場合に限る。）	□	□　年　月	□	52,56の2

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	□	□　年　月	□	52,56の5
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）	□	□　年　月	□	50の5
第61の6の1の2	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52,87の57
61の6の2	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の22
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の8
61の7の1の2	気管支バルブ留置術	□	□　年　月	□	52,87の58
61の7の1の3	胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は１肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の17
61の7の2	肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	□	□　年　月	□	52,56の6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の17
61の7の4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	□	□　年　月	□	52,87の51
62	同種死体肺移植術	□	□　年　月	□	57
62の2	生体部分肺移植術	□	□　年　月	□	52,58
62の2の1の2	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52,87の59
62の2の2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の10
62の2の3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の10~~の2~~
62の2の4	内視鏡下筋層切開術	□	□　年　月	□	52,58の2
62の2の5	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	□	□　年　月	□	87の9
62の2の6	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	87の10の3
63	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	□	□　年　月	□	52,59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術	□	□　年　月	□	52,87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の11
63の2の3	弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むもの）	□	□　年　月	□	59の1の2
63の3	経カテーテル弁置換術	□	□　年　月	□	52,59の2,59の2の2
63の3の2	経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術	□	□　年　月	□	52,59の2の3
63の4	経皮的僧帽弁クリップ術	□	□　年　月	□	52,87の12
63の4の2	経皮的三尖弁クリップ術	□	□　年　月	□	52,59の2の4
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	□	□　年　月	□	52,59の3
63の5の1の2	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	□	□　年　月	□	52,87の60
63の5の2	不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）に限る。）	□	□　年　月	□	52,59の3の2,87の32
63の6	経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション加算	□	□　年　月	□	52,59の4
64	経皮的中隔心筋焼灼術	□	□　年　月	□	52,60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	□	□　年　月	□	24,52
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	□	□　年　月	□	52,61
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術	□	□　年　月	□	52,62
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	□	□　年　月	□	52,63
68	大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）	□	□　年　月	□	24,52

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
68の2	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	□	□　年　月	□	52, 87の13
69	補助人工心臓	□	□　年　月	□	52, 64
69の2	小児補助人工心臓	□	□　年　月	□	52, 64の2
70の2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）	□	□　年　月	□	52, 65の3
71	同種心移植術	□	□　年　月	□	57
72	同種心肺移植術	□	□　年　月	□	57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	□	□　年　月	□	65の3の2
72の1の3	腎神経焼灼術	□	□　年　月	□	65の3の2の2
72の2の2	経皮的下肢動脈形成術	□	□　年　月	□	65の3の3
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	□	□　年　月	□	52, 65の4
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	□	□　年　月	□	52, 65の4の2
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	□	□　年　月	□	別添２の２
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	□	□　年　月	□	87の33
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52, 71の5
72の4の2	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	□	□　年　月	□	52, 65の5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	□	□　年　月	□	52, 65の5
72の5の2	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52, 65の5の2
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52, 65の5
72の7の1の2	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52, 87の61
72の7の1の1の2	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52, 65の5の4
72の7の1の3	腹膜切除を伴う多臓器合併切除術	□	□　年　月	□	52, 65の5の3
72の7の2	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	□	□　年　月	□	52, 87の34
72の7の2の2	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	□	□　年　月	□	52, 65の8
72の7の3	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	□	□　年　月	□	52, 87の14
72の7の4	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	□	□　年　月	□	52, 87の14
72の7の5	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	□	□　年　月	□	52, 87の14
72の8	腹腔鏡下胃縮小術	□	□　年　月	□	52, 65の6
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術	□	□　年　月	□	52, 87の15
72の8の3	腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52, 87の35
72の8の4	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	□	□　年　月	□	52, 87の36
72の9	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	□	□　年　月	□	52, 65の7
73	体外衝撃波胆石破砕術	□	□　年　月	□	66
73の2	腹腔鏡下肝切除術	□	□　年　月	□	52, 66の2
73の2の2	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52, 87の37
73の3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	□	□　年　月	□	52, 87の16
73の3の2	移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）	□	□　年　月	□	52, 87の38
74	生体部分肝移植術	□	□　年　月	□	52, 67
75	同種死体肝移植術	□	□　年　月	□	57

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
75の2	体外衝撃波膵石破砕術	□	□　年　月	□	66
75の3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	□	□　年　月	□	52,67の2
75の3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,67の2の2
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術及び腹腔鏡下膵中央切除術	□	□　年　月	□	52,67の2の3
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,67の2の4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	□	□　年　月	□	57
76の2	同種死体膵島移植術	□	□　年　月	□	52,57の2
76の2の2	生体部分小腸移植術	□	□　年　月	□	52,87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術	□	□　年　月	□	57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	□	□　年　月	□	52,67の3
76の4の2	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の39
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	□	□　年　月	□	52,65の5
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の18
76の7	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	□	□　年　月	□	52,87の48
76の8	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52,87の47
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	□	□　年　月	□	66
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,65の5
77の3の2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	□	□　年　月	□	52,68の3
77の3の2の2	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□　年　月	□	52,87の62
77の3の3	腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,68の4
77の4	同種死体腎移植術	□	□　年　月	□	57
77の5	生体腎移植術	□	□　年　月	□	52,69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	□	□　年　月	□	52,65の5
77の7	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	□	□　年　月	□	52,69の2
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	□	□　年　月	□	52,65の5
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,69の3
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,69の5
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,69の3
77の10の2	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	□	□　年　月	□	52,87の63
77の10の2の2	尿道狭窄グラフト再建術	□	□　年　月	□	69の4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術	□	□　年　月	□	69の4
77の11の2の2	精巣温存手術	□	□　年　月	□	87の64
77の11の3	精巣内精子採取術	□	□　年　月	□	87の42
77の12	焦点式高ｴﾈﾙｷﾞｰ超音波療法	□	□　年　月	□	52,70
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,71
78の2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	□	□　年　月	□	52,65の5
78の2の2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	□	□　年　月	□	52,71の1の2
78の2の2の1の2	女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）	□	□　年　月	□	52,87の65
78の2の2の2	腹腔鏡下膣断端挙上術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の66

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
78の2の3	腹腔鏡下仙骨膣固定術	□	□　年　月	□	52,71の1の3
78の2の3	腹腔鏡下仙骨膣固定手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,71の1の4
78の3	腹腔鏡下膣式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,87の19
78の3の1の2	子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	□	□　年　月	□	71の6
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）	□	□　年　月	□	52,71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	□	□　年　月	□	52,71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,71の5
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□　年　月	□	52,71の5
78の３の３	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	□	□　年　月	□	52,87の43
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	□	□　年　月	□	52,71の3
78の5	胎児胸腔・羊水腔シャント術	□	□　年　月	□	52,71の4
78の5の2	無心体双胎焼灼術（一連につき）	□	□　年　月	□	52,71の4
78の5の3	胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺	□	□　年　月	□	52,71の4
78の5の4	体外式膜型人工肺管理料	□	□　年　月	□	87の44
78の6	医科点数表第２章第10部手術の通則４（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）に掲げる手術	□	□　年　月	□	52,87の20
79の1の2	頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	□	□　年　月	□	87の20の2
79の2	手術の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１	□	□　年　月	□	48の2,48の2の2,48の3,48の4,4,
79の3	胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	□	□　年　月	□	43の4,43の5
79の4	医科点数表第２章第10部手術の通則の19に掲げる手術	□	□　年　月	□	87の23
79の5	周術期栄養管理実施加算	□	□　年　月	□	87の45
79の6	再製造単回使用医療機器使用加算	□	□　年　月	□	87の52
79の7	外科医療確保特別加算	□	□　年　月	□	87の67
80	輸血管理料Ⅰ	□	□　年　月	□	73
80	輸血管理料Ⅱ	□	□　年　月	□	73
80	輸血適正使用加算	□	□　年　月	□	73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算	□	□　年　月	□	73
80の2	コーディネート体制充実加算	□	□　年　月	□	87の21
80の3	自己生体組織接着剤作成術	□	□　年　月	□	73の2
80の3の2	自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術	□	□　年　月	□	73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	□	□　年　月	□	73の3
80の5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	□	□　年　月	□	43の4,43の5
80の5の2	凍結保存同種組織加算	□	□　年　月	□	52,73の5
80の6	歯周組織再生誘導手術	□	□　年　月	□	74
80の7	手術時歯根面レーザー応用加算	□	□　年　月	□	50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術	□	□　年　月	□	74の3
80の9	歯根端切除手術の注３	□	□　年　月	□	49の8
80の10	口腔粘膜血管腫凝固術	□	□　年　月	□	74の4
80の11	レーザー機器加算の施設基準	□	□　年　月	□	49の9
80の12	内視鏡手術用支援機器加算	□	□　年　月	□	73の4
81	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）	□	□　年　月	□	75の4
81の2	麻酔管理料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	75

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
81の3	麻酔管理料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	75
81の2及び81の3	周術期薬剤管理加算	□	□　年　月	□	75の3
81の4	歯科麻酔管理料	□	□　年　月	□	75の2
81の5	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）	□	□　年　月	□	75の5
82	放射線治療専任加算	□	□　年　月	□	76
82の2	外来放射線治療加算	□	□　年　月	□	76
82の3	遠隔放射線治療計画加算	□	□　年　月	□	76の2
83	高エネルギー放射線治療	□	□　年　月	□	77
83の2	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	77
83の2	強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）	□	□　年　月	□	77
83の3	強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）	□	□　年　月	□	52,78
83の4	画像誘導放射線治療加算　（ＩＧＲＴ）	□	□　年　月	□	78の2
83の5	体外照射呼吸性移動対策加算	□	□　年　月	□	78の3
84	定位放射線治療	□	□　年　月	□	79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算	□	□　年　月	□	78の3
84の2の2	粒子線治療	□	□　年　月	□	52,79の1の2
84の2の3	粒子線治療適応判定加算	□	□　年　月	□	79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算	□	□　年　月	□	79の1の3
84の2の5	ホウ素中性子捕捉療法	□	□　年　月	□	52,79の1の4
84の2の6	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	□	□　年　月	□	79の1の4
84の2の7	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	□	□　年　月	□	79の1の4
84の2の8	画像誘導密封小線源治療加算	□	□　年　月	□	78の2
84の3	保険医療機関間の連携による病理診断	□	□　年　月	□	79の2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	□	□　年　月	□	80
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	□	□　年　月	□	80
84の6	デジタル病理画像による病理診断	□	□　年　月	□	80の2
84の7	病理診断管理加算	□	□　年　月	□	80の2
84の8	悪性腫瘍病理組織標本加算	□	□　年　月	□	80の2
84の9	口腔病理診断管理加算	□	□　年　月	□	80の3
84の10	国際標準病理診断管理加算	□	□　年　月	□	80の2
85	クラウン・ブリッジ維持管理料	□	□　年　月	□	81
86	歯科矯正診断料	□	□　年　月	□	82
87	顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	□	□　年　月	□	83
88	調剤基本料１	□	□　年　月	□	84
88の2	調剤基本料２	□	□　年　月	□	84
88の3	調剤基本料３	□	□　年　月	□	84
88の4	特別調剤基本料Ａ	□	□　年　月	□	84
89	調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準	□	□　年　月	□	87の2
91	調剤基本料の注４に規定する保険薬局	□	□　年　月	□	85
92	地域支援・医薬品供給対応体制加算	□	□　年　月	□	87の3の1,87の3の2

施設基準通知	名　　称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
92の2	連携強化加算	□	□　年　月	□	87の3の4
94	調剤基本料の注8_後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局	□	□　年　月	□	87
93	バイオ後続品調剤体制加算	□	□　年　月	□	87の3の7
95	在宅薬学総合体制加算	□	□　年　月	□	87の3の5
95の2	電子的調剤情報連携体制整備加算	□	□　年　月	□	87の3の6
96	無菌製剤処理加算	□	□　年　月	□	88
98	特定薬剤管理指導加算２	□	□　年　月	□	92
97の2	服薬管理指導料の注1_かかりつけ薬剤師	□	□　年　月	□	90
102	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	□	□　年　月	□	89
103	在宅中心静脈静脈栄養法加算	□	□　年　月	□	89
105	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	95
106	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	96
106の2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	□	□　年　月	□	95
106の3	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	□	□　年　月	□	96
107	入院ベースアップ評価料	□	□　年　月	□	97
108	歯科技工所ベースアップ支援料	□	□　年　月	□	101
109	調剤ベースアップ評価料	□	□　年　月	□	103

※様式2、5の2、5の7、5の9、6、7の4、7の5、7の9、8の2、11の4、13の5、14、18の2、20の5、20の8、24の2、44の5の4、49の5、65、65の2、68、68の2、72、74の2、86、87の3の3、87の10の2、87の40、87の41、91、93は欠番。

様式 84

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

1　当該保険薬局における調剤基本料の区分（「参考」を踏まえ、いずれかに〇を付ける）	（　）	調剤基本料１
	（　）	調剤基本料２
	（　）	調剤基本料３－イ
	（　）	調剤基本料３－ロ
	（　）	調剤基本料３－ハ
	（　）	特別調剤基本料Ａ

2　保険薬局指定日	指定年月日	令和　　年　　月　　日
	指定期開始	令和　　年　　月　　日

3　届出の区分（該当する項目の□に「☑」を記入する）	
□	新規指定に伴う届出（遡及指定が認められない場合）
□	新規指定に伴う届出（遡及指定が認められる場合）
□	調剤基本料の区分変更に伴う届出
□	その他（　　）

4　調剤基本料の注１ただし書への該当の有無	□該当（様式 87 の２に記入） □非該当

5　保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係（特別調剤基本料Ａへの該当性）			
（１）	ア　保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係の有無		□なし→（２）へ □あり→別紙１を添付すること
	イ　特別な関係のある医療機関の処方箋集中率の合計 ※別紙１の⑪A の数字を記載すること		%
	ウ　経過措置の該当性 Ⅰ～Ⅳのいずれかに該当する場合は「該当」に☑すること		□該当　□非該当
		Ⅰ　平成 28 年９月 30 日以前から、病院である保険医療機関と特別な関係にあった場合	□該当　□非該当
		Ⅱ　平成 30 年３月 31 日以前から、診療所である保険医療機関と特別な関係にあった場合	□該当　□非該当
		Ⅲ　平成 30 年３月 31 日以前に当該保険薬局の開局に係る手続きが相当程度進捗していた場合	□該当　□非該当
		Ⅳ　令和８年３月４日以前に当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合 （①と②において両方「該当」に☑している場合に限る）	□該当　□非該当
		①令和８年３月５日以降も当該診療所が所在し続けている場合	□該当　□非該当
		②令和８年３月５日以降も新たに他の保険医療機関と特別な関係を有しない場合	□該当　□非該当
（２）	保険薬局の敷地内のオンライン診療受診施設の有無		□なし→（３）へ □あり
		オンライン診療受診施設が、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されている	□該当　□非該当
（３）	特別調剤基本料Ａの該当性（ア、イいずれも非該当→「６」へ）		
	ア　次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・４について「該当なし」に☑をしている場合		□該当

		・５（１）アについて「該当」に☑をしている場合 ・５（１）イについて 50%超である場合 ・５（１）ウについて「非該当」に☑をしている場合	
		イ　５(２)について「あり」に☑している場合であって、へき地に所在する薬局でないこと	□該当

６　処方箋の受付回数及び集中率等※同一の敷地又は建物にある複数の保険医療機関は１の保険医療機関と扱う

期間：　　年　　月　～　　年　　月　（　　か月間①）

処方箋集中率第一位の保険医療機関名	ⅰ：	処方箋集中率第二位の保険医療機関名	ⅱ：	処方箋集中率第三位の保険医療機関名	ⅲ：

（１）処方箋受付回数等

ア　処方箋受付回数の計算

当該保険薬局で受け付けた全ての処方箋の受付回数				②	回
ⅰからの受付回数	②－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	②－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	②－ⅲ　回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算の対象となった患者の全ての処方箋の受付回数				③	回
ⅰからの受付回数	③－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	③－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	③－ⅲ　回
一月の処方箋の受付回数＝（②－③）/①				④	回
ⅰからの受付回数	④－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	④－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	④－ⅲ　回

イ　処方箋集中率の計算

情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の全ての処方箋の受付回数				⑤	回
ⅰからの受付回数	⑤－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	⑤－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	⑤－ⅲ　回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の全ての処方箋の受付回数				⑥	回
ⅰからの受付回数	⑥－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	⑥－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	⑥－ⅲ　回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の全ての処方箋の受付回数				⑦	回
ⅰからの受付回数	⑦－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	⑦－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	⑦－ⅲ　回
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・認知症高齢者グループホームの入居者に係る全ての処方箋の受付回数				⑧	回
ⅰからの受付回数	⑧－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	⑧－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	⑧－ⅲ　回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人の場合の患者の処方箋の受付回数				⑨	回
ⅰからの受付回数	⑨－ⅰ　回	ⅱからの受付回数	⑨－ⅱ　回	ⅲからの受付回数	⑨－ⅲ　回
処方箋集中率　※計算は以下のとおり $⑩n = \frac{②n-(⑤n+⑥n+⑦n+⑧n-⑨n)}{②-(⑤+⑥+⑦+⑧-⑨)}$					
ⅰからの処方箋集中率	⑩－ⅰ　%	ⅱからの処方箋集中率	⑩－ⅱ　%	ⅲからの処方箋集中率	⑩－ⅲ　%

	ウ　処方箋受付回数が多い上位３の保険医療機関に係る処方箋集中率の合計(⑩-ⅰ～ⅲの合計)	% (⑪)

（２）同一グループ内の処方箋受付回数等（調剤基本料３への該当性）

ア　薬局グループへの所属の有無		□所属なし（個店）→（３）へ □所属あり（薬局グループ名：　　）
イ　⑩-ⅰが 85%超		□該当　□非該当
ウ　１月当たりの同一グループ内の処方箋受付回数の合計		回
エ　調剤基本料３イ～ハの該当性（いずれかの区分の該当に☑すること）		
	調剤基本料３イ（以下のいずれかに該当があれば該当に☑すること）	□該当
	次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合	□該当
	次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合 ・「５」の（１）ウについて「該当」に☑している場合	□該当
	調剤基本料３ロ	
	次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合	□該当
	次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・「５」の（１）ウについて「該当」に☑している場合	□該当
	調剤基本料３ハ	
	次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「非該当」に☑している場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・⑪が 70%以下	□該当

（３）処方箋の集中状況等（調剤基本料２の該当性）

ア　④が 4000 回超かつ⑪が 70%超		□該当 □非該当→「イ」へ
イ　④が 1800 回超かつ⑩-ⅰが 85%超		□該当 □非該当→「ウ」へ
ウ　Ⅰ～Ⅴのすべてに該当すること		□該当 □非該当→「エ」へ
	Ⅰ　当該保険薬局の指定日が令和８年６月１日以降である	□該当　□非該当
	Ⅱ　特別区又は政令指定都市に所在する	□該当　□非該当
	Ⅲ　当該保険薬局から 500m 以内に他の保険薬局がある	□該当　□非該当
	Ⅳ　④が 600 回超かつ 1800 回以下である	□該当　□非該当
	Ⅴ　⑩-ⅰが 85%超である	□該当　□非該当
エ　②-ⅰが 4000 回超		□該当 □非該当→「オ」へ
オ　以下の⑫と④-ⅰを合計した処方箋受付回数が 4000 回超		□該当 □非該当→「（４）」へ
	ア　主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局数	施設

		イ　アの保険薬局における主たる保険医療機関からの処方箋受付回数の合計	⑫	回
（４）　４、５（３）ア若しくはイ又は６（２）エ若しくは（３）アからオまでのいずれも該当しない（調剤基本料１の該当性）				□該当
７　門前薬局等立地依存減算の該当性 （（１）に該当、かつ、（２）又は（３）に該当があれば該当に☑すること）				□該当
（１）　当該保険薬局の指定日が令和８年６月１日以降である			□該当	□非該当
（２）　門前薬局の該当性				
	ア　６（３）ウのⅡとⅢのいずれにも該当する		□該当	□非該当
	イ　⑩－ｉが 85%超である		□該当	□非該当
	ウ　次の①から③までのいずれかに該当する		□該当	□非該当
		①　200 床以上の保険医療機関から 100m 以内に所在し、当該区域内及び当該保険医療機関の敷地内に他の保険薬局が２以上ある	□該当	□非該当
		②　周囲 50m 以内に他の保険薬局が２以上ある	□該当	□非該当
		③　周囲 50m 以内にある他の保険薬局が②に該当する	□該当	□非該当
（３）　医療モール等の該当性				
	ア　⑩－ｉが 85%超である		□該当	□非該当
	イ　保険医療機関と同一の敷地又は建物に所在する		□該当	□非該当

［記載上の注意］

１　「２」については、地方厚生局ホームページに掲載されている「コード内容別医療機関一覧表」を確認の上記載する。

２　「３」については、保険薬局の新規指定（遡及指定が認められる場合を除く。）の場合は、指定日の属する月の翌月から３ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料１から変更になる場合は届出が必要になることに注意する。

３　「３」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。

４　「３」については、令和８年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」に☑を記入し、「令和８年度改定に伴う届出」と記載する。

５　「４」については、調剤基本料の注１ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「該当」に☑を記入し、様式 87 の２を添付する。

６　「６」については、処方箋集中率第１位の保険医療機関が同一敷地内又は同一建物内に所在する場合は「医療モール」と記載し、別紙２に各保険医療機関名等を記載する。

７　「６」②については、リフィル処方箋による調剤を行う場合、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める。

８　「６（２）ア」については、グループ内で統一したグループ名を記載する。

９　「６（２）ウ」については、１月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年４月末時点でグループに属している保険薬局の④の値（小数点以下は四捨五入）を合計した値を記載する。

別紙１

特別調剤基本料Ａの施設基準に係る届出書添付書類

	全医療機関	処方箋集中率１位	処方箋集中率２位	処方箋集中率３位	処方箋集中率４位	処方箋集中率５位	処方箋集中率６位	処方箋集中率７位	処方箋集中率８位
特別な関係のある保険医療機関名									
種別		□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所	□病院 □診療所
ア　処方箋受付回数（②）	回	i　回	ii　回	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋受付回数（⑤）	回	i　回	ii　回	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の処方箋受付回数（⑥）	回	i　回	ii　回	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の処方箋受付回数（⑦）	回	i　回	ii　回	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・認知症高齢者グループホームの入居者に係る処方箋受付回数（⑧）	回	i　回	ii	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人の場合の処方箋受付回数（⑨）	回	i　回	ii　回	iii　回	iv　回	v　回	vi　回	vii　回	viii　回
処方箋集中率⑩ ※⑩N＝ (②N－(⑤N＋⑥N＋⑦N＋⑧N－⑨N)) / (②－(⑤＋⑥＋⑦＋⑧－⑨))		%	%	%	%	%	%	%	%
特別な関係のある医療機関の集中率の合計（⑪A）	%								
特定の保険医療機関との間における特別な関係の種類									
（イ）保険医療機関と不動産の賃貸借取引		□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無
（ロ）保険医療機関が譲り渡した不動産の利用		□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無
（ハ）保険薬局が所有する設備の貸与		□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無
（ニ）保険医療機関による開局時期の指定		□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無	□有□無

別紙２

医療モール等の施設基準に係る届出書添付書類

	医療モール全体	処方箋集中率１位	処方箋集中率２位	処方箋集中率３位	処方箋集中率４位	処方箋集中率５位	処方箋集中率６位	処方箋集中率７位	処方箋集中率８位
保険医療機関又は敷地若しくは建物の名称									
ア　処方箋受付回数の計算									
処方箋受付回数（②）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋受付回数（③）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
一月の処方箋の受付回数（④）＝（②－③）/①	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
イ　処方箋集中率									
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋受付回数　（⑤）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の処方箋受付回数（⑥）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の処方箋受付回数（⑦）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、高齢者の居住の安定確保に関する法律で定めるサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは認知症高齢者グループホームに入居する患者に係る処方箋受付回数（⑧）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人の場合の処方箋受付回数（⑨）	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
処方箋集中率⑩ ※⑩N＝$\frac{②N－（⑤N＋⑥N＋⑦N＋⑧N－⑨N）}{②－（⑤＋⑥＋⑦＋⑧－⑨）}$		%	%	%	%	%	%	%	%

欄が不足する場合には複写し作成すること

様式85

妥結率等に係る報告書

医療機関コード		報告年月日	
保険薬局名称			
所在地			
開設者			
担当者		電話番号	
所属する法人・グループ名		同一グループ薬局数	

1. 当年度上半期の妥結率

当年度上半期に当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額(①)	
当年度上半期に卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用薬品の薬価総額(②)	
妥結率(②/①)%	#DIV/0!

2. 医療用医薬品の取引の状況

(1)価格交渉の方法(該当する項目に☑を記入すること。)

☐ 自施設が卸売販売業者と直接交渉している。

☐ 法人・グループの本部等が代表して卸売販売業者と一括して交渉している。

☐ 価格交渉を代行する者に依頼して交渉している。

(2)価格交渉の状況(該当する項目に☑を記入すること。)

ア 当年度下半期の取引予定

☐ 年間での契約であり、当年度下半期においても、基本的に上半期からの妥結価格の変更はない予定。

☐ 年間での契約ではないが、当年度下半期は、上半期の妥結価格を踏まえた価格交渉を行う予定。

☐ 年間での契約ではなく、当年度下半期は新たに価格交渉を行う予定。

イ 前年度の取引状況(上半期と比較した下半期の取引状況)

☐ 年間での契約であり、基本的に前年度上半期からの妥結価格の変更はなかった。

☐ 年間での契約ではないが、前年度の上半期と下半期の妥結価格は同程度であった。

☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも高い妥結価格であった。
(上半期より小さい乖離率での取引)

☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも低い妥結価格であった。
(上半期より大きい乖離率での取引)

様式85

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

（1）単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入すること。）

☐ 全ての品目について単品単価交渉を行っている。

☐ 以下の特に医療上の必要性の高い医薬品の全てについて別枠として単品単価交渉を行っている。

基礎的医薬品、安定確保医薬品（カテゴリーA）、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬並びに覚醒剤及び覚醒剤原料

☐ 新薬創出等加算品目について単品単価交渉を行っている。

☐ 単品単価交渉を行っていない。

（2）卸売販売業者との値引き交渉（該当する項目に☑を記入すること。）

☐ 取引条件等は考慮せず、ベンチマークを一律に用いた値引き交渉を行っている。

☐ 取引品目等の相違は考慮せず、同一の総値引率を用いた交渉を行っている。

☐ 取引条件等の相違は考慮せず、同一の納入単価での取引を求める交渉を行っている。

☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。

（3）妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入すること。）

☐ 随時、卸売販売業者と価格交渉を行っている。

☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

2（1）で「価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼している」を選択した場合

（4）価格交渉を代行する者が次に掲げる点を遵守していることを確認している

（該当する項目に☑を記入すること。）

☐ 原則として全ての品目について単品単価交渉を行っていること。

☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っていること。

☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていないこと。

［記載上の注意］

1. 医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。
2. 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
3. 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
4. 単品単価交渉とは、他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格を決める交渉をいう。
5. 当年度（前年度）上半期とは、当年（前年）4月1日から9月30日までをいい、当年度（前年度）下半期とは当年（前年）10月1日から翌年（当年）3月31日までをいう。
6. 価格交渉を代行する者とは、医療用医薬品の共同購買サービスを提供する事業者、医療機関や薬局に代わり卸売販売業者との価格交渉を行う事業者等をいう。
7. 保険薬局は、報告年度の4月1日から9月30日の実績を、本報告書により、同年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の100分の50に相当する点数により算定されることに留意すること。
8. 本報告書による報告の際には、卸売販売業者との取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料の添付は不要だが、薬局において適切に保管すること。

様式87

「調剤基本料の注８の後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局に係る報告書」

調剤基本料の「注８」（後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局）への該当性 （該当する場合に〇を付す）	（　）　該当しない（後発医薬品の使用割合50%超） （　）　該当する（後発医薬品の使用割合50%以下） →（　）処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないものに該当

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合				
期　　間 （届出時の直近３か月間： １か月ごと及び３か月間の合計）	年　月	年　月	年　月	年　月 ～　年　月 （直近３か月間の合計　）
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量（②）				
後発医薬品の規格単位数量（③）				
後発医薬品の使用割合（③／②）（%）				

以下は、後発医薬品の使用割合が50%以下で、「処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないもの」に該当する場合のみ記載する。なお、下記に基づき算出した割合（小数点以下四捨五入）が50%以上である場合が該当するものである。

判定に用いた年月：　　年　　月	
直近１か月間における処方箋受付回数（①）	回
直近１か月間における先発品変更不可のある処方箋の受付回数（②）	回
割合（②／①）（%）	%

［記載上の注意］

１　規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（小数点以下第２位まで）のことをいう。

２　後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日保医発0305第12号）を参照すること。

様式87の２

調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準に係る届出書添付書類

１　医療資源の少ない地域に所在する保険薬局の該当性	
①　基本診療料の施設基準等の別表第六の二に所在する保険薬局	□該当
②　当該保険薬局の所在する中学校区における保険医療機関の施設数	施設
ア　保険医療機関名	許可病床数
(1)	床
(2)	床
(3)	床
(4)	床
(5)	床
(6)	床
(7)	床
(8)	床
(9)	床
(10)	床
イ　主たる保険医療機関名	
処方箋の集中率	%
所在地が当該保険薬局の所在する中学校区内か否か	□該当 □非該当
③　１月あたりの平均処方箋受付回数	回
２　へき地等における診療所敷地内に所在する保険薬局の該当性	
①　保険薬局が地方公共団体の所有する土地に所在する診療所又は地方公共団体の開設する診療所と同一の敷地又は建物に所在	□該当 □非該当
②　都道府県知事がへき地医療提供のために必要と①の診療所を認定	□該当 □非該当
③　水平距離4km以内において他の保険薬局が所在	□該当 □非該当

［記載上の注意］

１「１」の①については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発0305第７号）の別添３の別紙２を参照すること。

２「１」の②については、当該保険薬局が所在する中学校区内に所在しているすべての保険医療機関名と許可病床数を記載すること。ただし、病院以外の保険医療機関については許可病床数の記載は不要とする。

３「１」の②のイ及び③については、調剤報酬点数表の区分番号00に掲げる調剤基本料に係る届出書添付書類と同じ数値を記載すること。

４「１」の②については、当該保険薬局の所在する中学校区の地名がわかる資料を添付すること。

５「２」の②については、地域医療計画の該当部分の写しを添付すること。

６「２」の③については、保険薬局周辺の地図を添付すること。

様式87の３の１

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

〔届出区分について〕

1 当該保険薬局における調剤基本料の区分 （いずれかに〇）	調剤基本料の区分	
	（　　）	調剤基本料１
	（　　）	調剤基本料２
	（　　）	調剤基本料３－イ
	（　　）	調剤基本料３－ロ
	（　　）	調剤基本料３－ハ
	（　　）	特別調剤基本料Ａ

2 当該保険薬局における地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分等 （いずれかに〇）	地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分		提出が必要な様式
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算１	本様式のみ
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算２	様式87の３（本様式）及び様式87の３の２
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算３	
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算４	
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算５	

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算１への該当性について（加算１～５共通）〕

3 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制		
ア 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行っている		□該当
イ 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績がある		□該当
ウ 供給不安等により調剤できない場合には適切に対応している		□該当
エ 原則として単品単価交渉している（様式85「妥結率等に係る報告書」を提出している）		□該当
オ 適正な在庫を確保し、頻回配送や緊急配送を控える		□該当
カ 在庫調整等を目的とした返品を控える		□該当
キ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を掲示している		□該当
ク 後発医薬品の調剤割合が85%以上である		□該当
4 全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合		
期間	年　月 ～　年　月	
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量（①）		
後発医薬品の規格単位数量（②）		
後発医薬品の調剤割合（②／①）（%）		%

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算２から５までへの該当性について〕

5 地域における医薬品等の供給拠点としての体制	
ア 備蓄品目数　（　年　月現在）	品目
イ 地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対して在庫状況の共有、医薬品の融通の実施	□あり
ウ 医療材料及び衛生材料を供給できる体制	□あり
エ 麻薬小売業者免許の取得 （免許証の番号を記載：　　）	
オ 当該保険薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供ができる体制	□あり
カ 調剤室面積が16㎡以上である （令和８年６月以降に開設、改築又は増築した保険薬局のみ記載）	□あり 開設日： 改築日： 増築日：

6　休日、夜間を含む開局時間外における調剤・相談応需体制

ア　開局時間

日曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
月曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
火曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
水曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
木曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
金曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
土曜	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
合計	（　　）時間（日～土曜までの開局時間の合計）	
祝日	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）
輪番の日	開局時間（　　：　　）～	閉局時間（　　：　　）

イ　休日、夜間を含む開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制	□あり

他の保険薬局との連携	連携薬局名	
	連携する業務内容	

ウ　当該薬局を利用する患者又はその家族等からの相談応需体制

初回の処方箋受付時に連絡先等を事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書により交付している	□実施している
連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示している	□実施している

あらかじめ患者に伝えてある電話に応答できない場合の体制（該当するものに☑）	□　薬剤師の携帯・自宅電話へ転送 □　留守録による応答後、速やかに折り返し □　その他（　　）

エ　休日、夜間を含む時間外の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制含む）に係る周知

自局及びグループによる周知	□実施している

地域での周知の方法 （該当するものに☑）	□　地域の行政機関を通じて周知している。
	□　地域の薬剤師会等を通じて周知している。

7　在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応

ア　診療所又は病院及び訪問看護ステーションとの円滑な連携	□あり
イ　保健医療・福祉サービス担当者との連携体制	□あり
ウ　在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 （実績回数の期間：　　年　　月～　　年　　月）	回
（7のウの参考）	
①　在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料（し医療保険）の算定実績（情報通信機器を用いた場合を除く）	回
②　居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の算定実績(情報通信機器を用いた場合を除く））	回
③　①及び②について、在宅協力薬局として連携した場合の実績	回
④　①及び②について、同等の業務を行った場合の実績	回

エ　在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制整備	□在宅患者訪問薬剤管理指導の届出 □在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修の実施 □薬学的管理指導計画書の様式の整備 □在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることの掲示し、文書で交付 □その他（　　）

8 医療安全に関する取組の実施		
	ア　医薬品医療機器情報配信サービス（ＰＭＤＡメディナビ）への登録 （薬局が登録した登録番号を記載すること）	登録証明書番号 （　　）
	イ　常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全情報等の医薬品情報の収集、自局の保険薬剤師への周知	□あり
	ウ　プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の実施	□あり
	エ　副作用報告に係る手順書の作成と報告実施体制	□あり
9　服薬管理指導料の注１に係る届出（かかりつけ薬剤師）		□あり

10 管理薬剤師		
	①氏名	
	②保険薬局勤務経験年数	年
	③週あたりの勤務時間	時間
	④当該薬局在籍年数	年

11 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備	□薬学的管理指導等に係る職員研修の計画の作成と実施 □定期的な外部の学術研修の受講 □職員の薬学等に関する団体等による研修認定の取得の奨励 □職員の医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表の奨励 □その他（　　）

12 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備状況	□あり
13 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 （パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有する等）	□あり

14 地域医療に関連する取組の実施		
	ア　要指導医薬品及び一般用医薬品の備蓄・販売（基本的な48薬効群）	□あり
	イ　健康相談、生活習慣等に係る相談の実施	□あり
	ウ　緊急避妊薬を備蓄し、調剤又は販売する体制	□あり
	エ　当該保険薬局が敷地内禁煙であること	□あり
	オ　薬局等においてたばこ又は喫煙器具を販売していないこと	□していない
	カ　セルフメディケーション関連機器を設置している	□あり
	キ　薬事未承認の研究用試薬又は検査サービスの販売等をしていない	□していない

［記載上の注意］

１　「１」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの１つに○をすること。

２　「２」については、当該保険薬局における届出に係る地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分に該当するもの１つに○をすること。

３　「３」のコについては、当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をいう。

４　規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

５　後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日保医発0305第12号）を参照すること。

６　「５」のカについて、令和８年６月以降に開設、改築又は増築した保険薬局においては、調剤室面積がわかる文書（見取り図等）を添付すること。

７　「６」のイの他の保険薬局との連携については、地域薬剤師会等の当番・輪番に参加している場合は、その旨を記載すること。

８　「６」のエについては、地域の行政機関又は地域の薬剤師会から公表されていることが確認できる資料を添付すること。

９　「８」のウの「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」について、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として都道府県に報告している場合に「あり」とすること。

10　「８」のエについては、当該手順書の写しを添付すること。

11　「10」の②の「保険薬局勤務経験年数」については、当該保険薬剤師の保険薬局勤務年数を記載すること。③の「週あたりの勤務時間」については、当該保険薬剤師の１週間あたりの平均勤務時間を記載すること。④「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてから、届出時までの当該保険薬剤師の在籍期間を記載すること。

12　「11」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること

13　「14」のエについては、保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙であること。

14　「14」のカの「セルフメディケーション関連機器」とは、次に掲げるものの中から３つ以上設置している場合に「あり」とすること。

①　体重計
②　体温計
③　血圧測定器
④　体組成計（体脂肪率、BMI等を含むもの）
⑤　血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）
⑥　握力計
⑦　骨密度測定器

様式87の３の２

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　届出区分 （いずれかに○）	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算２
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算３
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算４
	（　　）	地域支援・医薬品供給対応体制加算５

２　保険薬局における直近１年間の処方箋受付回数（①）	回

３　各基準の実績回数

地域支援・医薬品供給対応体制加算２　　：(4)を含む３つ以上を満たすこと。

地域支援・医薬品供給対応体制加算３・５：いずれか７つ以上を満たすこと。

地域支援・医薬品供給対応体制加算４　　：(4)と(7)を含む３つ以上を満たすこと。

処方箋受付回数１万回当たりの基準 （１年間の各基準の算定回数）（満たす実績に○） 期間：　年　月　～　年　月 ※下記（　）内は各加算の実績基準を示す		各基準に①を乗じて１万で除して得た回数※	保険薬局における実績の合計
（　　）	(1)時間外加算等及び夜間・休日等加算 （加算２・３：40回、加算４・５：400回）	回	回
（　　）	(2)麻薬の調剤回数 （加算２・３：１回、加算４・５：10回）	回	回
（　　）	(3)調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算 （加算２・３：20回、加算４・５：40回）	回	回
（　　）	(4)服薬管理指導料１のイ及び２のイ （加算２・３：20回、加算４・５：40回）	回	回
（　　）	(5)外来服薬支援料１ （加算２・３：１回、加算４・５：12回）	回	回
（　　）	(6)訪問薬剤管理指導料等（単一建物診療患者又は単一建物居住者が１人の場合に限る。） （加算の区分によらず24回）	回	回
（　　）	(7)服薬情報等提供料等 （加算２又は３：30回、加算４又は５：60回）	回	回
（　　）	(8)小児特定加算（加算の区分によらず１回）	回	回

保険薬局当たりの基準		保険薬局における実績の合計
（　　）	(9)薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議の出席回数 （加算２・３：１回、加算４・５：５回）	回

様式87の３の４

連携強化加算（調剤基本料）の施設基準に係る届出書添付書類

連携強化加算の施設基準（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

1 第二種協定指定医療機関の指定を受けている。	□
2 新型インフルエンザ等感染症等の発生時における体制の整備について	
ア　感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）	□
イ　個人防護具を備蓄している。	□
ウ　要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備している。	□
3 災害の発生時における体制の整備について	
ア　災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）	□
イ　自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制がある。	□
ウ　地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制がある。	□
4 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会・研修・訓練等に参加するよう計画を作成・実施している。	□
5 災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有している。	□
6 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、自局及びグループによる周知。	□
7 「6」に係る薬局に係る地域での周知の方法（該当する項目に☑する）	□ 地域の行政機関を通じて周知している。 □ 地域の薬剤師会等を通じて周知している。
8 オンライン服薬指導の実施要領に基づき、通信環境の確保及び研修の実施がされていること。	□
9 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。	□
10 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売している。	□
以下は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局のみ記載すること。	
11 特別な関係を有している保険医療機関が外来感染対策向上加算又は感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関でないこと。	□
12 特別な関係を有している保険医療機関名	

［記載上の注意］

１　「11」及び「12」は特別調剤基本料Ａを算定する保険薬局が届出を行う場合に記載すること。

２　「11」の外来感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及びＡ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算、感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号Ａ２３４－２及び歯科点数表の区分番号Ａ２２４－２に掲げる感染対策向上加算を指す。

様式87の３の５

在宅薬学総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

１　届出区分	（　　）	在宅薬学総合体制加算１
（該当するものに〇）	（　　）	在宅薬学総合体制加算２

２　在宅薬学総合体制加算１及び２の共通の施設基準		
(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出		□あり
(2) 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制		□あり
(3) 在宅業務実施体制に係る自局及びグループによる周知		□している
(4) 在宅業務実施体制に係る地域での周知の方法（該当するものに☑）	□ 地域の行政機関を通じて周知している。	
	□ 地域の薬剤師会等を通じて周知している。	
(5) 在宅業務に必要な体制の整備状況		
・在宅業務に関する職員等研修の実施実績及び計画		□あり
・外部の学術研修の受講		□あり
(6) 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況		□あり
(7) 麻薬小売業者免許の取得	（免許証の番号を記載：　　）	
(8) 服薬管理指導料１のイに規定するかかりつけ薬剤師による服薬管理指導を行う旨の届出		□あり
(9) 直近１年間の訪問薬剤管理指導の実績回数（施設在宅等を含む） （実績回数の期間：　　年　　月～　　年　　月）		回

３　在宅薬学総合体制加算２の施設基準	
(1) 単一建物診療患者又は単一建物居住者等の実績 （実績回数の期間：　　年　　月～　　年　　月）	
ア　在宅患者訪問薬剤管理指導料１の実績回数	回
イ　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の実績回数	回
ウ　在宅患者緊急時等共同指導料の実績回数	回
エ　単一建物居住者の居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の実績回数	回
オ　アからエまでについて、在宅協力薬局として連携した場合の実績回数	回
カ　アからエまでについて、同等の業務を行った場合の実績回数	回
(2) 次のいずれかの実績要件満たす	
ア　３(1)アからカまでの合計回数が240回以上、かつ、その合計回数が２(9)の直近１年間の訪問薬剤管理指導の実績回数全体に占める割合が２割を超える。	□該当
イ　３(1)アからカまでの合計回数が480回以上、かつ、その合計回数が２(9)の直近１年間の訪問薬剤管理指導の実績回数全体に占める割合が１割を超える。	□該当
(3) 当該保険薬局に在籍する保険薬剤師の人数 （常勤換算による保険薬剤師の人数）	（　　人） （常勤換算　　人）
(4) 高度管理医療機器等の販売業の許可等	許可番号：

(5)　ア、イ又はウについて、実績回数があるものに〇を記載すること。		
	（　　）ア．訪問薬剤管理指導に係る麻薬指導加算等の実績回数 （10回以上／年）	回／年
	（　　）イ．無菌製剤処理加算の実績回数 （１回以上／年）	回／年
	（　　）ウ．小児在宅患者に対する体制	
	小児在宅患者に対する訪問薬剤管理指導の実績回数 （６回以上／年）（Ａ＋Ｂ）	回
	（参考）	
	Ａ 小児特定加算の算定実績 （在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料に係るものに限る。）	回
	Ｂ 乳幼児加算の算定実績 （在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料に係るものに限る。）	回

［届出上の注意］

1　「１」の届出区分は、該当するものに〇をすること。

2　在宅薬学総合体制加算１を届出する場合、２について記載すること。

3　在宅薬学総合体制加算２を届出する場合、２及び３について記載すること。

4　２⑼の実績については、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計を記載する。ただし、情報通信機器を用いた場合は除く。

5　３⑴のオについて、在宅協力薬局として実施した場合には、ア及びイに含めず、エとして記載すること。

6　３⑴のカの「同等の業務」については、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者１人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。

7　３の⑸ア、イ及びウについては、複数に適合する場合は、いずれにも〇を記載すること。

8　３の⑸アについては、麻薬管理指導加算若しくは在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料に係る加算）又は居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費（薬剤師が行う場合）に係る加算の実績回数の合計を記載すること。

様式87の３の６

電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類

電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

１　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。	□
２　健康保険法第３条第13項に規定する電子資格確認を行う体制がある。	□
３　オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等 を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制がある。	□
４　「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を有している。また、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬物療法上の薬学的知見の観点から不適切な組合せが生じていないかの有無を確認することができる体制を整備している。	□
５　電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を有している。	□
６　国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。	□
７　次に掲げる全ての事項について、保険薬局の見やすい場所に掲示し、ウェブサイトに掲載している。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療ＤＸに係る取組を実施していること。	□
８　医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有している。	□

［記載上の注意］

「８」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

様式87の3の7

バイオ後続品調剤体制加算に係る届出添付文書

（1）バイオ後続品を適切に保管し、調剤する体制が整備されていること	☐
（2）当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品（バイオ後続品のあるものに限る。）の規格単位数量及び当該バイオ後続品の規格単位数量を合算した数量に占める当該バイオ後続品の規格単位数量の割合が80％以上となるバイオ医薬品の成分数	
（3）当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品の成分数	
（4）バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を掲示していること	☐

バイオ医薬品成分名	①バイオ後続品調剤数量	②バイオ先行品調剤数量	③バイオ後続品調剤割合 →①/（①＋②）	④80％以上調剤割合成分 ※③が80％以上の場合☑
アダリムマブ（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
インスリンアスパルト（遺伝子組換			#DIV/0!	☐
インスリングラルギン（遺伝子組換			#DIV/0!	☐
インスリンリスプロ（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
エタネルセプト（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
ソマトロピン（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
テリパラチド（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
フィルグラスチム（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐

［記載上の注意］

(2)及び(3)のバイオ医薬品の成分については、当該保険薬局において調剤実績のある成分のみ計算に含める。

様式104

調剤ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書・賃金中間報告書（調剤）」

１．　調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局については、別添１の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
２．　法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険薬局において、保険薬局の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添２「実績報告書・中間報告書（法人）」を用いること。

別添1

（保険薬局）賃金改善実績報告書（令和　　年度分）

保険薬局コード	0
保険薬局名	0

Ⅰ．提出書類の種類

☐ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

Ⅱ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月	1	ヶ月

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月	1	ヶ月

Ⅲ．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）調剤ベースアップ評価料による収入の実績額		円

○　基本給等総額については１か月当たりの額を記載してください。
※　「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
※　（９）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額も必ず記載すること
○　対象職員とは、当該保険薬局に勤務する職員をいう。
※　ただし、事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者を除く。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

（４）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（５）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（６）令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（７）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（５）－（６）】	0	円
（８）ベア等による賃金増率【（７）÷（６）】	#DIV/0!	%
（９）上記（８）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円

Ⅴ－１．事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(12) 令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【(11) － (12)】	0	円
(14) ベア等による賃金増率【(13) ÷ (12)】	#DIV/0!	%
(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ－２．薬剤師の基本給等総額に係る事項

（17）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（18）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（19）令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（20）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（18）－（19）】	0	円
（21）ベア等による賃金増率【（20）÷（19）】	#DIV/0!	%
（22）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（23）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅵ．保険調剤による収入の割合

（24）保険調剤による収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
（25）全ての収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
（26）保険調剤による収入の割合【（24）／（25）】	#DIV/0!	%

※　保険調剤による収入の総額：調剤報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものの総額（労災保険に係るものを除く）。

Ⅶ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

（27）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）】	0	円
（28）対象職員全体の賃金改善実績額における、保険調剤分（算定期間分）【（７）×（26）×（算定期間）】	#DIV/0!	円
（29）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	0	円
（30）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（28）＋(29)）－（27）】	#DIV/0!	円
（31）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	#DIV/0!	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

１　「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）

２　Ⅵについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

３　Ⅴについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

４　Ⅴについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

別添2

（保険薬局）賃金改善実績報告書（令和　　年度分）

保険薬局コード	0
保険薬局名	0
同一グループ保険薬局名	
同一グループ保険薬局数	

Ⅰ．提出書類の種類

☐ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

Ⅱ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和		年		月	～	令和		年		月	1	ヶ月

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和		年		月	～	令和		年		月	1	ヶ月

Ⅲ．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）調剤ベースアップ評価料による収入の実績額		円

○　基本給等総額については１か月当たりの額を記載してください。
※　「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
※　（９）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額も必ず記載すること
○　対象職員とは、当該保険薬局に勤務する職員をいう。
※　ただし、事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者を除く。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

（４）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0.0	人
（５）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	0	円
（６）令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
（７）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（５）－（６）】	0	円
（８）ベア等による賃金増率【（７）÷（６）】	#DIV/0!	%
（９）上記（８）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円

Ⅴ－１．事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(12) 令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【(11)－(12)】	0	円
(14) ベア等による賃金増率【(13)÷(12)】	#DIV/0!	%
(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ－２．薬剤師の基本給等総額に係る事項

（17）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（18）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（19）令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（20）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（18）－（19）】	0	円
（21）ベア等による賃金増率【（20）÷（19）】	#DIV/0!	%
（22）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（23）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅵ．保険調剤による収入の割合

（24）保険調剤による収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
（25）全ての収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
（26）保険調剤による収入の割合【（24）／（25）】	#DIV/0!	%

※　保険調剤による収入の総額：調剤報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものの総額（労災保険に係るものを除く）。

Ⅶ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

（27）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）】	0	円
（28）対象職員全体の賃金改善実績額における、保険調剤分（算定期間分）【（７）×（26）×（算定期間）】	#DIV/0!	円
（29）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	0	円
（30）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（28）＋(29)）－（27）】	#DIV/0!	円
（31）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	#DIV/0!	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

１　「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）

２　Ⅵについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

３　Ⅴについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

４　Ⅴについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

⑦

保医発 0305 第５号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について

今般、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する告示（令和８年厚生労働省告示第67号。以下「改正告示」という。）が公布及び告示され、令和８年６月１日から施行及び適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第１　財産上の利益の収受による特定の事業者への誘導の禁止に関する事項（改正省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）（以下「新療担規則」という。）第２条の５の２及び改正告示による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）（以下「新療担基準」という。）第２条の５の２関係）

１　改正の趣旨

本改正は、健康保険事業における適正な医療介護連携の推進を図る観点から、保険医療機関が、患者に対して特定の事業者を利用すべき旨の指示等を行う際に、金品その他の財産上の利益を収

受してはならないとする規定を新設したものであること。（以下、第１においては新療担規則第２条の５の２について記載するが、これは新療担基準第２条の５の２についても同様であること。）

保険医療機関が、患者に対し新療担規則第２条の５の２各号に掲げる事業者を利用すべき旨の指示等を行うことの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を受け取ることについては、特定の事業者への患者誘導につながる蓋然性が極めて高く、また、患者による療養上妥当な事業者の選択を阻害するおそれがあることから、禁止することとしたものであること。この場合において、金品その他の財産上の利益とは、金銭、物品、便益、労務、饗応等を指すものであること。

２　新療担規則第２条の５の２第９号の「併せて利用する事業者」に関する事項

このうち、新療担規則第２条の５の２第９号については、患者が同条第１号から第８号までに掲げる事業者等を利用する際、他の事業者（特別の関係にある事業者をいう。）を併せて利用することの蓋然性が高い場合に、保険医療機関は当該事業者を利用する旨の指示等を行うことの対償として当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受することを禁止する趣旨であり、「併せて利用する事業者」に該当する場合としては、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事業者が該当するものであること。

（１）　患者が新療担規則第２条の５の２第１号から第３号まで及び第５号から第８号までに掲げる事業者を利用するときに、同時に患者が居住する高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第１項に規定する有料老人ホーム又はマンション等の集合住宅等（以下「高齢者向け住まい等」という。）又は退院後に居住する高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者の事業を利用する場合　当該高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者

（２）　患者に新療担規則第２条の５の２第１号から第８号までに掲げる事業者等を紹介・斡旋する事業者により、患者が当該事業者の紹介を受け、紹介先の同条第１号から第８号までに掲げる事業者等を利用する場合　当該紹介・斡旋する事業者

３　新療担規則第２条の５の２第９号の「特別の関係」に関する事項

（１）　新療担規則第２条の５の２第１号から第８号までに掲げる事業者と他の事業者の関係が、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合に、当該事業者と当該他の事業者は特別の関係にあると認められるものであること。

（イ）　当該事業者の開設者が、当該他の事業者の開設者と同一の場合

（ロ）　当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者と同一の場合

（ハ）　当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者の親族等である場合

（ニ）　当該事業者の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者の役員等の親族等の占める割合が 10 分の３を超える場合

（ホ）　(イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該事業者が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の事業者をいい、当該他の事業者の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に

限ることとし、具体的には以下の①から⑤までの場合を含むものとする。）

① 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等である場合

② 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の子会社等である場合

③ 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の関連会社等である場合

④ 当該事業者又は当該事業者の親会社、子会社等の関連会社（以下単に「関連会社」という。）が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と当該事業者の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合

⑤ 当該事業者又は関連会社が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合

（２） （１）のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の（イ）及び（ロ）に掲げる場合が該当するものであること。

（イ） 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置・運営する事業者が、新療担規則第２条の５の２第１号から第３号まで及び第５号から第８号までに掲げる事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

（ロ） 新療担規則第２条の５の２第１号から第８号までに掲げる事業者等が、当該事業者に対して利用者を斡旋すること等を行う事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

４ ２及び３の「新療担規則第２条の５の２第１号から第８号までに掲げる事業者等」とは、次の（１）から（８）までに掲げる事業を行う者及び施設をいうものであること。

（１） 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護

（２） 指定特定施設入居者生活介護

（３） 指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（４） 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（５） 指定介護予防特定施設入居者生活介護

（６） 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

（７） 指定居宅介護支援

（８） 指定介護予防支援

５ ３の「親族等」とは、親族関係を有する者及び次の（１）から（３）までに掲げる者をいうものであること。

（１） 事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（２） 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

（３） （１）又は（２）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第２ 処方箋様式に関する事項（新療担規則様式第２号及び第２号の２関係）

１ リフィル処方箋の患者認知度を向上する観点から、処方箋様式にリフィル処方箋の説明を追加

したこと。

2　処方箋様式の備考欄のうち、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄について、「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目を設け、当該指示を行うときには、□欄に「✓」を記載することができるものとしたこと。

3　「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目の□欄に「✓」が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下「減数調剤」という。）を、必要に応じて行うものであること。当該指示に基づき減数調剤を行った場合は、保険薬剤師は、手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載するとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「０」とすることはできず、必要な場合には従前のとおり、処方医への事前の照会を行うこと。

4　保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄の「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」項目の□欄に「✓」が記載された処方箋又はいずれにも「✓」が記載されていない処方箋を受け付けた保険薬局において、残薬を確認した場合は、保険薬剤師は、必要に応じて当該処方箋を発行した保険医に照会を事前に行い、その結果に基づき調剤を行うこと。

第３　保険医による投薬又は注射に当たってのバイオ後続品の使用の考慮の努力義務に関する事項（新療担規則第 20 条第２号ニ及び同条第４号ロ並びに第 21 条第２号ニ及び同条第４号ロ並びに新療担基準第 20 条第３号ニ及び同条第５号ロ並びに第 21 条第３号ニ及び同条第５号ロ関係）

保険医である医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行うに当たっては、バイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならないものとしたこと。

第４　バイオ後続品の調剤の体制に関する事項（改正省令による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第７条の２及び第８条第３項並びに新療担基準第 29 条の２及び第 30 条第３項関係）

1　保険薬局は、バイオ後続品の備蓄に関する体制その他のバイオ後続品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならないものとしたこと。

2　保険薬剤師は、保険医がバイオ医薬品の一般的名称を記載する処方箋を交付したときは、患者に対して、バイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならないものとしたこと。この場合において、保険薬剤師は、バイオ後続品を調剤するよう努めなければならないものとしたこと。

3　先行バイオ医薬品とバイオ後続品の効能効果が異なるバイオ医薬品の一般的名称が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、後発医薬品の調剤と同様に、適切な対応を行うこと。

4　バイオ医薬品を含む注射薬について処方箋に銘柄名の記載がなされた場合は、保険薬局において処方医に事前に確認することなく含量違い又は類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤すること（変更調剤）はできないことに留意すること。

⑧

事　務　連　絡
令和８年３月５日

別記関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 10 号
令 和 ８ 年 ３ 月 ５ 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）については、令和８年厚生労働省告示第 72 号をもって改正され、令和８年４月１日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）が、令和８年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、第１条については、令和８年４月１日から適用することとされたことに伴い、関係する医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における医薬品の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が医薬品を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。

２　薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和８年２月 13 日保発 0213 第３

号）に基づき、算出したこと。

3　薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	６９６４	３４２４	１８５６	２８	１２２７２

4　掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

（1）　ヒブトロバック水性懸濁注射用

本製剤は、治療の一環として用いられるワクチンとして、掲示事項等告示の別表第３に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に掲げる注射料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（2）　テポックスカプセル 200 ㎎

本製剤は、感染症による危機への対応として特に重要な医薬品として、掲示事項等告示の別表第４に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に掲げる処方料、調剤料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

5　関係通知の一部改正について

（1）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 12 年 11 月 24 日付け保険発第 135 号）の記のⅡの１、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 15 年６月６日付け保医発第 0606001 号）の記の２の（３）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 16 年 4 月 23 日付け保医発第 0423001 号）の記の２中の「プレセデックス静注液 200μg「アボット」及びプレセデックス静注液 200μg「マルイシ」」、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年９月 18 日付け保医発 0918 第５号）の記の２の（３）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 4 号）の記の２の（２）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年９月１７日付け保医発 0917 第１号）の記の２の（３）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第２

号）の記の２の（２）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年２月 22 日付け保医発 0222 第５号）の記の２の（５）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年８月 27 日付け保医発 0827 第２号）の記の２の（３）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第６号）の記の２の(10)及び(11)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第１号）の記の３の(11)、「抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 29 年 12 月 15 日付け保医発 1215 第 12 号）の記の２、「ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 31 年２月 21 日付け保医発 0221 第３号）の記の１、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年９月３日付け保医発 0903 第１号）の記の４の（４）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年５月 19 日付け保医発 0519 第３号）の記の４の（５）並びに「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年６月１６日付け保医発 0616 第１号）の記の３の（３）を削除する。

（２）　「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの２中「スターシス錠 30mg、同 90mg 及びファスティック錠 30、同 90」を「ファスティック錠 30 及び同錠 90」に改める。

（３）　「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの４中「ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤」を「後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤」に改める。

（４）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年２月２日付け保医発第 29 号）の記のⅡの１中「オメプラール錠 10、同 20 及びオメプラゾン錠 10mg、同 20mg」を「オメプラール錠 10 及び同錠 20」に改める。

（５）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年４月 19 日付け保医発 0419 第１号）の記の２の（２）の④を削除し、⑤を④に改める。

（６）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 21 日付け保医発 1121 第 11 号）の記の４の（６）中「エイフスチラ静注用 250、同静注用 500」を「エイフスチラ静注用 500」に改める。

（７）　「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和３年６月 23 日付け保医発 0623 第１号）の記の１の（１）中「グラン注射液

75、同注射液 150、」を「グラン注射液 75、」に改める。

（８） 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年５月 24 日付け保医発 0524 第３号）の記の３の（５）中「サムタス点滴静注用 8mg、同点滴静注用 16mg」を「サムタス点滴静注用 8mg」に改める。

（９） 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年８月 17 日付け保医発第 0817 号４号）の記の４の（１）中の①を削除し、②を①に改める。

(10) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月 14 日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（５）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。

(11) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和７年３月 18 日付け保医発 0318 第４号）の記の４の（５）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。

(12) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第３号）の記の３中の「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、同皮下注 80mg シリンジ」を「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター」に改める。

(13) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和６年９月 24 日付け保医発 0924 第１号）の記の１の（１）中「レキサルティ錠 1mg、同錠 2mg、同 OD 錠 0.5mg」を「レキサルティ OD 錠 0.5mg」に改める。

（参考：新旧対照表）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 12 年 11 月 24 日付け保険発第 135 号）の記のⅡの１

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について １　ファーストシン静注用 1g バッグ S、同バッグ G の保険適応上の取扱い （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成15年６月６日付け保医発第0606001号）の記の２の（３）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３）　デスモプレシン・スプレー10協和 ①・②　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 16 年 4 月 23 日付け保医発第 0423001 号）の記の２

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について プレセデックス静注液 200μg「アボット」 プレセデックス静注液 200μg「マルイシ」 本製剤の用法・用量において、本製剤の投与は 24 時間を超えないこととされているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年９月 18 日付け保医発 0918 第５号）の記の２の（３）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３）　ノボラピッド注　イノレット、レベミル注　イノレット ①・②　（略）

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 4 号) の記の２の(２)

(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (２)　イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80 ㎎、イメンドカプセル 125 ㎎ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年９月１７日付け保医発 0917 第１号）の記の２の（３）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３）　サイビスクディスポ関節注２mL （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第２号）の記の２の（２）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （２）　バイエッタ皮下注５μｇペン 300 及び同 10μｇペン 300 ①～③　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年２月 22 日付け保医発 0222 第５号）の記の２の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ナーブロック筋注 2500 単位 ①・②　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年８月 27 日付け保医発 0827 第２号）の記の２の（３）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３）　リキスミア皮下注 300μg ①～③　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第６号）の記の２の(10)及び(11)

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10)　ラベキュアパック 400 及び同 800 　　(略) (11)　ラベファインパック 　　(略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第１号）の記の３の(11)

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11)　デスモプレシン点鼻スプレー0.01%「ILS」 ①・②　（略）

◎「抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 29 年 12 月 15 日付け保医発 1215 第 12 号）の記の２

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（削る）	２　レパーサ皮下注 420mg オートミニドーザーの留意事項について （略）

◎「ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 31 年２月 21 日付け保医発 0221 第３号）の記の１

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（削る）	１　効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について ゴナールエフ皮下注用 75 及び同皮下注用 150 （１）・（２）（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年９月３日付け保医発 0903 第１号）の記の４の（４）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）　オンパットロ点滴静注 2mg/mL （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年５月 19 日付け保医発 0519 第３号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　オゼンピック皮下注 0.25mgSD、同皮下注 0.5mgSD 及び同皮下注 1.0mgSD ①～③　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年６月１６日付け保医発 0616 第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３）　テリパラチド皮下注用 56.5μｇ「サワイ」 ①～③　（略）

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの２

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ２　ファスティック錠 30 及び同錠 90 の保険適用上の取扱い等 （１）・（２）（略）	Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ２　スターシス錠 30mg、同 90mg 及びファスティック錠 30、同 90 の保険適用上の取扱い等 （１）・（２）（略）

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの４

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ４　後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤の保険適用上の取扱い （略）	Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ４　ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤の保険適用上の取扱い （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年２月２日付け保医発第 29 号）の記のⅡの１

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について １　オメプラール錠 10 及び同錠 20 の保険適用上の取扱いについて （略）	Ⅱ　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について １　オメプラール錠 10、同 20 及びオメプラゾン錠 10mg、同 20mg の保険適用上の取扱いについて （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年４月 19 日付け保医発 0419 第１号）の記の２の（２）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （２）　レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③　（略） （削る） ④　①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 １）・２）（略）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （２）　レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③　（略） ④　420mg の１回投与を行う場合には、レパーサ皮下注 420mg オートミニドーザーを使用すること。 ⑤　①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 １）・２）（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 21 日付け保医発 1121 第 11 号）の記の４の（６）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （６）　エイフスチラ静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・②　（略）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （６）　エイフスチラ静注用 250、同静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・②　（略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和３年６月 23 日付け保医発 0623 第１号）の記の１の（１）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１　効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１）　グラン注射液 75、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）	１　効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１）　グラン注射液 75、同注射液 150、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年５月 24 日付け保医発 0524 第３号）の記の３の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　サムタス点滴静注用 8mg （略）	３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　サムタス点滴静注用 8mg、同点滴静注用 16mg （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年８月 17 日付け保医発第 0817 号４号）の記の４の（１）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）　ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg （削る） ①　本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）　ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg ①　これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求できないものであること。 ②　本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月 14 日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注５mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ①　（略） ②　本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③　（略）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注５mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ①　（略） ②　本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。 ③　（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和７年３月 18 日付け保医発 0318 第４号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注５mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ①　（略） ②　本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注５mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ①　（略） ②　本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第３号）の記の３

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
３　掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター ①・②　（略）	３　掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、同皮下注 80mg シリンジ ①・②　（略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和６年９月 24 日付け保医発 0924 第１号）の記の１の（１）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１　効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１）　レキサルティ OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）	１　効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１）　レキサルティ錠 1mg、同錠 2mg、同 OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）

⑨

事　務　連　絡
令和８年３月５日

別記関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

保険医の使用医薬品（掲示事項等告示第６関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（掲示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 11 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

保険医の使用医薬品（掲示事項等告示第６関係）及び保険薬剤師の
使用医薬品（掲示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）の第６及び第 14 に定められているところですが、当該告示については、令和８年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、令和８年４月１日から適用されることとなったところであり、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 72 号）の別表、掲示事項等告示の別表第２に収載されている医薬品、治療の一環として用いられるワクチン（別表第３に収載されている医薬品に限る。）及び感染症による危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品（別表第４に収載されている医薬品に限る。）について、保険医が施用又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤することができる

こととしたものであること。

2　医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認の整理の手続がとられた医薬品について、掲示事項等告示の別表第１に収載し、経過措置品目としたものであること。

なお、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第１については令和９年３月 31 日限りとしたものであること。

3　掲示事項等告示の別表第１に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	２２７	１１７	６０	0	４０４

4　掲示事項等告示の別表第２に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	３２	４５

5　掲示事項等告示の別表第３に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	0	1

6　掲示事項等告示の別表第４に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	0	0	0	1

⑩

事　務　連　絡
令和８年３月５日

別記関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 12 号
令 和 ８ 年 ３ 月 ５ 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について

調剤報酬点数表における後発医薬品調剤体制加算をはじめとする診療報酬上の加算等における実績要件である後発医薬品の使用（調剤）割合（以下「新指標の割合」という。）の算出に当たって対象となる後発医薬品については、「「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和７年３月７日保医発 0307 第２号。以下「旧通知」という。）により周知するとともに、その一覧を当省のホームページに掲載し、薬価基準に医薬品を収載する際に該当するものがあった場合に、その一覧を更新している。

また、後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出で用いられる「後発医薬品のある先発医薬品」に係る情報についても、当省のホームページに掲載しているところである。

令和８年度薬価改定を踏まえ、令和８年４月１日以降の新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品等の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととするので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、旧通知は、令和８年３月 31 日限り廃止する。

また、本リストについては、当省ホームページにて掲載する予定である旨申し添える。（www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/tp20260401-01.html）

記

１．令和８年６月１日から適用となる医科診療報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」、歯科診療報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」並びに調剤報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び

「調剤基本料」注８に規定する減算（後発医薬品に減算）（以下「加算等」という。）における新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品については、別紙１のとおりとし、別紙２に示す後発医薬品については、令和８年度薬価改定において、その薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため、令和８年４月１日以降の診療・調剤分については、新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品から除外することとする。

２．加算等における新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」については、別紙３のとおりとし、別紙４に示す「後発医薬品のある先発医薬品」については、令和８年度薬価改定において、その薬価が後発医薬品の薬価よりも低くなっている又は後発医薬品の薬価と同額となっているため、令和８年４月１日以降の診療・調剤分については、新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」から除外することとする。

別紙1

新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F2037	エスタゾラム	２ｍｇ１錠	エスタゾラム錠２ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1124003F2010	ニトラゼパム	５ｍｇ１錠	ニトラゼパム５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124003F3016	ニトラゼパム	１０ｍｇ１錠	ニトラゼパム１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124007F1011	トリアゾラム	０．１２５ｍｇ１錠	トリアゾラム０．１２５ｍｇ錠		6.10
内用薬	1124007F2018	トリアゾラム	０．２５ｍｇ１錠	トリアゾラム０．２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124008F1016	フルニトラゼパム	１ｍｇ１錠	フルニトラゼパム１ｍｇ錠		6.10
内用薬	1124008F2012	フルニトラゼパム	２ｍｇ１錠	フルニトラゼパム２ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124017F2011	ジアゼパム	２ｍｇ１錠	ジアゼパム２ｍｇ錠		6.10
内用薬	1124017F4014	ジアゼパム	５ｍｇ１錠	ジアゼパム５ｍｇ錠		6.20
内用薬	1124017F5096	ジアゼパム	１０ｍｇ１錠	局　ジアゼパム錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.10
内用薬	1124020F3044	ブロマゼパム	３ｍｇ１錠	ブロマゼパム錠３ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124023F2017	アルプラゾラム	０．８ｍｇ１錠	アルプラゾラム０．８ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124026C1115	トフィソパム	１０％１ｇ	トフィソパム細粒１０％「ツルハラ」	鶴原製薬	10.40
内用薬	1124026F1014	トフィソパム	５０ｍｇ１錠	トフィソパム５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124029F2014	ロフラゼプ酸エチル	２ｍｇ１錠	ロフラゼプ酸エチル２ｍｇ錠		10.80
内用薬	1124030F1010	クアゼパム	１５ｍｇ１錠	クアゼパム１５ｍｇ錠		20.60
内用薬	1124030F2017	クアゼパム	２０ｍｇ１錠	クアゼパム２０ｍｇ錠		26.70
内用薬	1129007F1018	ゾピクロン	７．５ｍｇ１錠	ゾピクロン７．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1129007F2014	ゾピクロン	１０ｍｇ１錠	ゾピクロン１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1129008F1012	タンドスピロンクエン酸塩	５ｍｇ１錠	タンドスピロンクエン酸塩５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1129008F2019	タンドスピロンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠	タンドスピロンクエン酸塩１０ｍｇ錠		8.40
内用薬	1129008F3015	タンドスピロンクエン酸塩	２０ｍｇ１錠	タンドスピロンクエン酸塩２０ｍｇ錠		16.50
内用薬	1129009F1017	ゾルピデム酒石酸塩	５ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1129009F2013	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1129009F2048	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	14.10
内用薬	1129009F2110	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	14.10
内用薬	1129009F2234	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	14.10
内用薬	1129009F2285	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.10
内用薬	1129009F2293	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	14.10
内用薬	1129009F2366	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「ＮＰＩ」	東洋カプセル	14.10
内用薬	1129009F2374	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ゾルピデム酒石酸塩錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	13.00
内用薬	1129009F3010	ゾルピデム酒石酸塩	５ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1129009F4040	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	1129009F4059	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤフィルム１０ｍｇ「モチダ」	救急薬品工業	14.10
内用薬	1129009F4067	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.10
内用薬	1129009F4075	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	14.10
内用薬	1129009S1023	ゾルピデム酒石酸塩	５ｍｇ１ｍＬ１包	ゾルピデム酒石酸塩内用液５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	26.60
内用薬	1129009S2020	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ２ｍＬ１包	ゾルピデム酒石酸塩内用液１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	30.70
内用薬	1129010F1010	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	エスゾピクロン１ｍｇ錠		6.70
内用薬	1129010F1044	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠１ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	9.10
内用薬	1129010F1052	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠１ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	8.70
内用薬	1129010F1079	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠１ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	8.30
内用薬	1129010F1150	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠１ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	8.30
内用薬	1129010F2016	エスゾピクロン	２ｍｇ１錠	エスゾピクロン２ｍｇ錠		10.80
内用薬	1129010F2040	エスゾピクロン	２ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠２ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	15.30
内用薬	1129010F2059	エスゾピクロン	２ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠２ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	14.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1129010F2156	エスゾピクロン	２ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠２ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	12.90
内用薬	1129010F3012	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン３ｍｇ錠		12.20
内用薬	1129010F3047	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	19.40
内用薬	1129010F3055	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	17.40
内用薬	1129010F3071	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	16.70
内用薬	1129010F3080	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	16.70
内用薬	1129010F3098	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	17.90
内用薬	1129010F3128	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.70
内用薬	1129010F3136	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	16.70
内用薬	1129010F3152	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	エスゾピクロン錠３ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	16.70
内用薬	1139005B1056	ゾニサミド	２０％１ｇ	ゾニサミド散２０％「アメル」	共和薬品工業	23.80
内用薬	1139005F1015	ゾニサミド	１００ｍｇ１錠	ゾニサミド１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	1139008F1035	トピラマート	５０ｍｇ１錠	トピラマート錠５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	18.40
内用薬	1139008F2031	トピラマート	１００ｍｇ１錠	トピラマート錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	25.60
内用薬	1139008F3038	トピラマート	２５ｍｇ１錠	トピラマート錠２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	8.60
内用薬	1139009F3016	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠	ラモトリギン２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1139009F3040	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠	ラモトリギン錠２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	10.40
内用薬	1139009F3059	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠	ラモトリギン錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.40
内用薬	1139009F3067	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠	ラモトリギン錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.40
内用薬	1139009F4012	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠	ラモトリギン１００ｍｇ錠		21.70
内用薬	1139009F4047	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠	ラモトリギン錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	25.30
内用薬	1139009F4055	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠	ラモトリギン錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.30
内用薬	1139009F4063	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠	ラモトリギン錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.30
内用薬	1139010F1032	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	22.70
内用薬	1139010F1040	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ダイト	22.70
内用薬	1139010F1059	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	22.70
内用薬	1139010F1067	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	24.00
内用薬	1139010F1075	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.70
内用薬	1139010F1083	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	22.70
内用薬	1139010F1091	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.70
内用薬	1139010F1105	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「日医工」	日医工	22.70
内用薬	1139010F1113	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	24.70
内用薬	1139010F1121	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	24.20
内用薬	1139010F1130	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	22.70
内用薬	1139010F1148	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	レベチラセタム錠２５０ｍｇ「サンド」	サンド	22.70
内用薬	1139010F2039	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	36.80
内用薬	1139010F2047	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ダイト	36.80
内用薬	1139010F2055	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	36.80
内用薬	1139010F2063	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	43.60
内用薬	1139010F2071	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	36.80
内用薬	1139010F2080	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	36.80
内用薬	1139010F2098	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	36.80
内用薬	1139010F2101	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「日医工」	日医工	36.80
内用薬	1139010F2110	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	38.90
内用薬	1139010F2128	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	40.10
内用薬	1139010F2136	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	36.80
内用薬	1139010F2144	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	レベチラセタム錠５００ｍｇ「サンド」	サンド	36.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1139010F3027	レベチラセタム	２５０ｍｇ１包	レベチラセタム粒状錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	24.60
内用薬	1139010F4023	レベチラセタム	５００ｍｇ１包	レベチラセタム粒状錠５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	36.80
内用薬	1139010R1039	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムドライシロップ５０％「ＪＧ」	日本ジェネリック	57.90
内用薬	1139010R1047	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムドライシロップ５０％「ＹＤ」	陽進堂	57.90
内用薬	1139010R1055	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムＤＳ５０％「杏林」	キョーリンリメディオ	60.90
内用薬	1139010R1063	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムＤＳ５０％「サワイ」	沢井製薬	57.90
内用薬	1139010R1071	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムＤＳ５０％「タカタ」	高田製薬	60.90
内用薬	1139010R1080	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムＤＳ５０％「トーワ」	東和薬品	57.90
内用薬	1139010R1098	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムドライシロップ５０％「日医工」	日医工	57.90
内用薬	1139010R1101	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムドライシロップ５０％「日新」	日新製薬（山形）	60.90
内用薬	1139010R1110	レベチラセタム	５０％１ｇ	レベチラセタムドライシロップ５０％「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	57.90
内用薬	1139015F1035	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	74.20
内用薬	1139015F1043	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	74.20
内用薬	1139015F1051	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	74.20
内用薬	1139015F1060	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	74.20
内用薬	1139015F1078	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	74.20
内用薬	1139015F1086	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	74.20
内用薬	1139015F1094	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「サンド」	サンド	74.20
内用薬	1139015F1108	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「ダイト」	ダイト	74.20
内用薬	1139015F1116	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	74.20
内用薬	1139015F1124	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ラコサミド錠５０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	74.20
内用薬	1139015F2031	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	121.10
内用薬	1139015F2040	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	121.10
内用薬	1139015F2058	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	121.10
内用薬	1139015F2066	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	121.10
内用薬	1139015F2074	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	121.10
内用薬	1139015F2082	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	121.10
内用薬	1139015F2090	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「サンド」	サンド	121.10
内用薬	1139015F2104	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「ダイト」	ダイト	121.10
内用薬	1139015F2112	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	121.10
内用薬	1139015F2120	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ラコサミド錠１００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	121.10
内用薬	1139015R1031	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ＪＧ」	日本ジェネリック	133.30
内用薬	1139015R1040	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ＹＤ」	陽進堂	133.30
内用薬	1139015R1058	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドＤＳ１０％「アメル」	共和薬品工業	133.30
内用薬	1139015R1066	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ケミファ」	日本ケミファ	133.30
内用薬	1139015R1074	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドＤＳ１０％「サワイ」	沢井製薬	133.30
内用薬	1139015R1082	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「サンド」	サンド	133.30
内用薬	1139015R1090	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ダイト」	ダイト	133.30
内用薬	1139015R1104	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドＤＳ１０％「タカタ」	高田製薬	133.30
内用薬	1139015R1112	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「日新」	日新製薬（山形）	133.30
内用薬	1141007F1012	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン２００ｍｇ錠		6.30
内用薬	1141007F1063	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１錠	カロナール錠２００	あゆみ製薬	6.50
内用薬	1141007F1152	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン錠２００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	6.50
内用薬	1141007F1225	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン錠２００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	6.50
内用薬	1141007F2019	アセトアミノフェン	３００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン３００ｍｇ錠		6.30
内用薬	1141007F2027	アセトアミノフェン	３００ｍｇ１錠	カロナール錠３００	あゆみ製薬	6.90
内用薬	1141007F2043	アセトアミノフェン	３００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン錠３００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	6.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1141007F3023	アセトアミノフェン	５００ｍｇ１錠	カロナール錠５００	あゆみ製薬	11.20
内用薬	1141007F3031	アセトアミノフェン	５００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン錠５００ｍｇ「マルイシ」	丸石製薬	11.20
内用薬	1141007F3040	アセトアミノフェン	５００ｍｇ１錠	アセトアミノフェン錠５００ｍｇ「ケンエー」	健栄製薬	11.20
内用薬	1141007Q1013	アセトアミノフェン	２％１ｍＬ	アセトアミノフェン２％シロップ		7.10
内用薬	1141007R1060	アセトアミノフェン	２０％１ｇ	アセトアミノフェンＤＳ小児用２０％「タカタ」	高田製薬	6.90
内用薬	1141007R1078	アセトアミノフェン	２０％１ｇ	アセトアミノフェンＤＳ小児用２０％「トーワ」	東和薬品	17.00
内用薬	1141007R1086	アセトアミノフェン	２０％１ｇ	アセトアミノフェンＤＳ小児用２０％「三和」	三和化学研究所	17.00
内用薬	1141007R2031	アセトアミノフェン	４０％１ｇ	アセトアミノフェンＤＳ４０％「三和」	三和化学研究所	14.80
内用薬	1147002F1013	ジクロフェナクナトリウム	２５ｍｇ１錠	ジクロフェナクナトリウム２５ｍｇ錠		6.10
内用薬	1149019F1013	ロキソプロフェンナトリウム水和物	６０ｍｇ１錠	ロキソプロフェンナトリウム６０ｍｇ錠		10.50
内用薬	1149029F1017	ザルトプロフェン	８０ｍｇ１錠	ザルトプロフェン８０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1149032F1132	エトドラク	１００ｍｇ１錠	エトドラク錠１００ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1149035F1012	メロキシカム	５ｍｇ１錠	メロキシカム５ｍｇ錠		7.30
内用薬	1149035F1136	メロキシカム	５ｍｇ１錠	メロキシカム錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	9.50
内用薬	1149035F1144	メロキシカム	５ｍｇ１錠	メロキシカム錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	9.50
内用薬	1149035F1195	メロキシカム	５ｍｇ１錠	メロキシカム錠５ｍｇ「日医工」	日医工	9.50
内用薬	1149035F2051	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	10.10
内用薬	1149035F2060	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	10.10
内用薬	1149035F2132	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	14.40
内用薬	1149035F2140	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.40
内用薬	1149035F2183	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.40
内用薬	1149035F2191	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	9.20
内用薬	1149035F2221	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	メロキシカム錠１０ｍｇ「クニヒロ」	皇漢堂製薬	10.10
内用薬	1149037F1011	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	1149037F1097	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	8.30
内用薬	1149037F1100	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	8.30
内用薬	1149037F1119	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	8.30
内用薬	1149037F1143	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	8.30
内用薬	1149037F1160	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	8.30
内用薬	1149037F1194	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	8.30
内用薬	1149037F1208	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「三笠」	三笠製薬	8.30
内用薬	1149037F1216	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「明治」	Ｍｅ　ファルマ	8.30
内用薬	1149037F1224	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	8.30
内用薬	1149037F2018	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ２００ｍｇ錠		6.70
内用薬	1149037F2042	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.50
内用薬	1149037F2085	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.50
内用薬	1149037F2093	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	12.50
内用薬	1149037F2107	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	12.50
内用薬	1149037F2115	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.10
内用薬	1149037F2131	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	12.50
内用薬	1149037F2140	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.50
内用薬	1149037F2166	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	12.50
内用薬	1149037F2190	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	12.50
内用薬	1149037F2204	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「三笠」	三笠製薬	12.50
内用薬	1149037F2212	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「明治」	Ｍｅ　ファルマ	12.50
内用薬	1149037F2220	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコキシブ錠２００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	12.50
内用薬	1149038F1032	トラマドール塩酸塩	２５ｍｇ１錠	トラマドール塩酸塩ＯＤ錠２５ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	8.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1149038F2039	トラマドール塩酸塩	５０ｍｇ１錠	トラマドール塩酸塩ＯＤ錠５０ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	14.30
内用薬	1149117F1012	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン錠		6.30
内用薬	1149117F1055	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＪＧ」	日本ジェネリック	9.90
内用薬	1149117F1071	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＳＮ」	シオノケミカル	9.90
内用薬	1149117F1080	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＴＣ」	東洋カプセル	14.30
内用薬	1149117F1098	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＴＣＫ」	辰巳化学	9.90
内用薬	1149117F1152	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ケミファ」	日本薬品工業	14.30
内用薬	1149117F1160	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「サワイ」	沢井製薬	14.30
内用薬	1149117F1179	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「サンド」	サンド	9.90
内用薬	1149117F1195	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「トーワ」	東和薬品	9.90
内用薬	1149117F1250	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「三笠」	三笠製薬	9.90
内用薬	1149117F1276	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	9.90
内用薬	1149117F1284	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トアラセット配合錠「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	9.90
内用薬	1161001C1011	アマンタジン塩酸塩	１０％１ｇ	アマンタジン塩酸塩１０％細粒		6.90
内用薬	1161001F1018	アマンタジン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	アマンタジン塩酸塩５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	1162001B1048	ビペリデン塩酸塩	１％１ｇ	ビペリデン塩酸塩散１％「ヨシトミ」	田辺ファーマ	11.70
内用薬	1162001C1051	ビペリデン塩酸塩	１％１ｇ	ビペリデン塩酸塩細粒１％「アメル」	共和薬品工業	11.00
内用薬	1162001F1015	ビペリデン塩酸塩	１ｍｇ１錠	ビペリデン塩酸塩１ｍｇ錠		6.10
内用薬	1162001F2046	ビペリデン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ビペリデン塩酸塩錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.10
内用薬	1169002B1116	トリヘキシフェニジル塩酸塩	１％１ｇ	トリヘキシフェニジル塩酸塩散１％「ＣＨ」	長生堂製薬	14.70
内用薬	1169005F1014	ブロモクリプチンメシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	ブロモクリプチンメシル酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1169008F1069	ペルゴリドメシル酸塩	５０μｇ１錠	ペルゴリド錠５０μｇ「サワイ」	沢井製薬	13.90
内用薬	1169008F2065	ペルゴリドメシル酸塩	２５０μｇ１錠	ペルゴリド錠２５０μｇ「サワイ」	沢井製薬	57.80
内用薬	1169010F1015	セレギリン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	セレギリン塩酸塩２．５ｍｇ錠		135.00
内用薬	1169012F1049	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	7.70
内用薬	1169012F1065	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	8.90
内用薬	1169012F1073	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	8.90
内用薬	1169012F1120	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	8.90
内用薬	1169012F1170	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「日医工」	日医工	8.90
内用薬	1169012F1189	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．１２５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	8.90
内用薬	1169012F2045	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	27.80
内用薬	1169012F2061	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	33.10
内用薬	1169012F2070	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	33.10
内用薬	1169012F2126	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	30.80
内用薬	1169012F2177	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「日医工」	日医工	27.80
内用薬	1169012F2185	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩錠０．５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	33.10
内用薬	1169012F3025	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＯＤ錠０．１２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	8.90
内用薬	1169012F4021	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＯＤ錠０．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	30.80
内用薬	1169012G1036	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．３７５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠０．３７５ｍｇＭＩ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	18.90
内用薬	1169012G1060	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．３７５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠０．３７５ｍｇＭＩ「オーハラ」	大原薬品工業	18.90
内用薬	1169012G1079	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．３７５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠０．３７５ｍｇＭＩ「サワイ」	沢井製薬	18.90
内用薬	1169012G1087	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．３７５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠０．３７５ｍｇＭＩ「トーワ」	東和薬品	18.90
内用薬	1169012G2032	プラミペキソール塩酸塩水和物	１．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠１．５ｍｇＭＩ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	67.40
内用薬	1169012G2067	プラミペキソール塩酸塩水和物	１．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠１．５ｍｇＭＩ「オーハラ」	大原薬品工業	67.40
内用薬	1169012G2075	プラミペキソール塩酸塩水和物	１．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠１．５ｍｇＭＩ「サワイ」	沢井製薬	67.40
内用薬	1169012G2083	プラミペキソール塩酸塩水和物	１．５ｍｇ１錠	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠１．５ｍｇＭＩ「トーワ」	東和薬品	67.40
内用薬	1169013F1035	ロピニロール塩酸塩	０．２５ｍｇ１錠	ロピニロール錠０．２５ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	14.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169013F2031	ロピニロール塩酸塩	１ｍｇ１錠	ロピニロール錠１ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	27.10
内用薬	1169013F3038	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	ロピニロール錠２ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	48.90
内用薬	1169013F4026	ロピニロール塩酸塩	０．２５ｍｇ１錠	ロピニロールＯＤ錠０．２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.70
内用薬	1169013F5022	ロピニロール塩酸塩	１ｍｇ１錠	ロピニロールＯＤ錠１ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	27.10
内用薬	1169013F6029	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	ロピニロールＯＤ錠２ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	48.90
内用薬	1169013G1049	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	43.30
内用薬	1169013G1057	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	43.30
内用薬	1169013G1065	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠２ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	43.30
内用薬	1169013G2045	ロピニロール塩酸塩	８ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	145.60
内用薬	1169013G2053	ロピニロール塩酸塩	８ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	145.60
内用薬	1169013G2061	ロピニロール塩酸塩	８ｍｇ１錠	ロピニロール徐放錠８ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	145.60
内用薬	1169014F1030	エンタカポン	１００ｍｇ１錠	局　エンタカポン錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	24.10
内用薬	1169014F1056	エンタカポン	１００ｍｇ１錠	局　エンタカポン錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	24.10
内用薬	1169014F1064	エンタカポン	１００ｍｇ１錠	局　エンタカポン錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	24.10
内用薬	1169014F1072	エンタカポン	１００ｍｇ１錠	局　エンタカポン錠１００ｍｇ「サンド」	サンド	24.10
内用薬	1169015F2030	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ＳＭＰＰ」	住友ファーマプロモ	231.00
内用薬	1169015F2049	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	231.00
内用薬	1169015F2057	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ＫＯ」	寿製薬	231.00
内用薬	1169015F2065	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ＺＥ」	全星薬品工業	267.00
内用薬	1169015F2073	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「アメル」	共和薬品工業	231.00
内用薬	1169015F2081	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「杏林」	キョーリンリメディオ	231.00
内用薬	1169015F2090	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ケミファ」	日本ケミファ	231.00
内用薬	1169015F2103	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「サワイ」	沢井製薬	231.00
内用薬	1169015F2111	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「サンド」	サンド	231.00
内用薬	1169015F2120	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ダイト」	ダイト	231.00
内用薬	1169015F2138	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「トーワ」	東和薬品	231.00
内用薬	1169015F2146	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「日医工」	日医工	231.00
内用薬	1169015F2154	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「日新」	日新製薬（山形）	231.00
内用薬	1169015F2162	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「ニプロ」	ニプロ	231.00
内用薬	1169015F2170	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠２５ｍｇＴＲＥ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	267.00
内用薬	1169015F3037	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ＳＭＰＰ」	住友ファーマプロモ	342.70
内用薬	1169015F3045	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	342.70
内用薬	1169015F3053	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ＫＯ」	寿製薬	379.30
内用薬	1169015F3061	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ＺＥ」	全星薬品工業	379.30
内用薬	1169015F3070	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「アメル」	共和薬品工業	342.70
内用薬	1169015F3088	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「杏林」	キョーリンリメディオ	342.70
内用薬	1169015F3096	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ケミファ」	日本ケミファ	379.30
内用薬	1169015F3100	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「サワイ」	沢井製薬	342.70
内用薬	1169015F3118	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「サンド」	サンド	342.70
内用薬	1169015F3126	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ダイト」	ダイト	379.30
内用薬	1169015F3134	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「トーワ」	東和薬品	379.30
内用薬	1169015F3142	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「日医工」	日医工	342.70
内用薬	1169015F3150	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「日新」	日新製薬（山形）	342.70
内用薬	1169015F3169	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「ニプロ」	ニプロ	379.30
内用薬	1169015F3177	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	ゾニサミドＯＤ錠５０ｍｇＴＲＥ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	401.60
内用薬	1169101F1154	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	カルコーパ配合錠Ｌ１００	共和薬品工業	11.30
内用薬	1169101F1170	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	ドパコール配合錠Ｌ１００	ダイト	7.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169101F2061	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠		カルコーパ配合錠Ｌ２５０	共和薬品工業	30.00
内用薬	1169101F2070	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠		ドパコール配合錠Ｌ２５０	ダイト	29.80
内用薬	1169101F3033	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠		ドパコール配合錠Ｌ５０	ダイト	6.30
内用薬	1172014F2163	レボメプロマジンマレイン酸塩	２５ｍｇ１錠		レボメプロマジン錠２５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	1179008F2070	マプロチリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠		マプロチリン塩酸塩錠２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	7.20
内用薬	1179019F1071	ヒドロキシジンパモ酸塩	２５ｍｇ１錠		ヒドロキシジンパモ酸塩錠２５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	6.10
内用薬	1179020C1019	ハロペリドール	１％１ｇ		ハロペリドール１％細粒		8.00
内用薬	1179020C1299	ハロペリドール	１％１ｇ	局	ハロペリドール細粒１％「ヨシトミ」	田辺ファーマ	8.70
内用薬	1179020C1302	ハロペリドール	１％１ｇ	局	ハロペリドール細粒１％「タカタ」	高田製薬	14.90
内用薬	1179020F1015	ハロペリドール	０．７５ｍｇ１錠		ハロペリドール０．７５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179020F2011	ハロペリドール	１ｍｇ１錠		ハロペリドール１ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179020F3018	ハロペリドール	１．５ｍｇ１錠		ハロペリドール１．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179020F4014	ハロペリドール	２ｍｇ１錠		ハロペリドール２ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179020F5010	ハロペリドール	３ｍｇ１錠		ハロペリドール３ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179023F1035	ペモリン	１０ｍｇ１錠		ベタナミン錠１０ｍｇ	三和化学研究所	6.50
内用薬	1179023F2023	ペモリン	２５ｍｇ１錠		ベタナミン錠２５ｍｇ	三和化学研究所	13.00
内用薬	1179023F3020	ペモリン	５０ｍｇ１錠		ベタナミン錠５０ｍｇ	三和化学研究所	29.00
内用薬	1179024F1099	ゾテピン	２５ｍｇ１錠		ゾテピン錠２５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	7.50
内用薬	1179025F2308	エチゾラム	１ｍｇ１錠	局	エチゾラム錠１ｍｇ「クニヒロ」	皇漢堂製薬	10.40
内用薬	1179028C1090	ブロムペリドール	１％１ｇ		ブロムペリドール細粒１％「アメル」	共和薬品工業	25.80
内用薬	1179028C1104	ブロムペリドール	１％１ｇ		ブロムペリドール細粒１％「サワイ」	沢井製薬	25.80
内用薬	1179028F1011	ブロムペリドール	１ｍｇ１錠		ブロムペリドール１ｍｇ錠		6.10
内用薬	1179028F2018	ブロムペリドール	３ｍｇ１錠		ブロムペリドール３ｍｇ錠		6.30
内用薬	1179028F3065	ブロムペリドール	６ｍｇ１錠		ブロムペリドール錠６ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	12.50
内用薬	1179028F3073	ブロムペリドール	６ｍｇ１錠		ブロムペリドール錠６ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.50
内用薬	1179034F1068	セチプチリンマレイン酸塩	１ｍｇ１錠		セチプチリンマレイン酸塩錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1179037F2050	トラゾドン塩酸塩	５０ｍｇ１錠		トラゾドン塩酸塩錠５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179038C1019	リスペリドン	１％１ｇ		リスペリドン１％細粒		45.60
内用薬	1179038C1051	リスペリドン	１％１ｇ	局	リスペリドン細粒１％「ＮＰ」	ニプロ	50.40
内用薬	1179038C1094	リスペリドン	１％１ｇ	局	リスペリドン細粒１％「サワイ」	沢井製薬	50.40
内用薬	1179038C1140	リスペリドン	１％１ｇ	局	リスペリドン細粒１％「ヨシトミ」	全星薬品工業	50.40
内用薬	1179038C1183	リスペリドン	１％１ｇ	局	リスペリドン細粒１％「ニプロ」	全星薬品工業	50.40
内用薬	1179038F2011	リスペリドン	２ｍｇ１錠		リスペリドン２ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179038F3018	リスペリドン	３ｍｇ１錠		リスペリドン３ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179038F3069	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局	リスペリドン錠３ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	15.10
内用薬	1179038F3085	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局	リスペリドン錠３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.10
内用薬	1179038F3115	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局	リスペリドン錠３ｍｇ「ヨシトミ」	全星薬品工業	15.10
内用薬	1179038F3123	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局	リスペリドン錠３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.10
内用薬	1179038F3190	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局	リスペリドン錠３ｍｇ「ニプロ」	全星薬品工業	15.10
内用薬	1179038F6017	リスペリドン	２ｍｇ１錠		リスペリドン２ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1179038F8010	リスペリドン	３ｍｇ１錠		リスペリドン３ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1179038F8036	リスペリドン	３ｍｇ１錠		リスペリドンＯＤ錠３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.10
内用薬	1179038F8044	リスペリドン	３ｍｇ１錠		リスペリドンＯＤ錠３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.10
内用薬	1179038S1064	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局	リスペリドン内用液１ｍｇ／ｍＬ「タカタ」	高田製薬	20.40
内用薬	1179038S2044	リスペリドン	０．１％０．５ｍＬ１包	局	リスペリドン内用液分包０．５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	13.10
内用薬	1179038S3024	リスペリドン	０．１％１ｍＬ１包	局	リスペリドン内用液分包１ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	25.50
内用薬	1179038S4047	リスペリドン	０．１％２ｍＬ１包	局	リスペリドン内用液分包２ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	31.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179038S5027	リスペリドン	０．１％３ｍＬ１包	局　リスペリドン内用液分包３ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	46.10
内用薬	1179039F1010	フルボキサミンマレイン酸塩	２５ｍｇ１錠	フルボキサミンマレイン酸塩２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179039F2016	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	フルボキサミンマレイン酸塩５０ｍｇ錠		10.90
内用薬	1179039F2083	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠５０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	12.30
内用薬	1179039F2148	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.30
内用薬	1179039F2156	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	12.30
内用薬	1179039F2180	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.30
内用薬	1179039F3012	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	フルボキサミンマレイン酸塩７５ｍｇ錠		15.50
内用薬	1179039F3144	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.50
内用薬	1179039F3160	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠７５ｍｇ「日医工」	日医工	17.50
内用薬	1179039F3187	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	局　フルボキサミンマレイン酸塩錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.50
内用薬	1179040F1012	ミルナシプラン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	ミルナシプラン塩酸塩１５ｍｇ錠		7.00
内用薬	1179040F2051	ミルナシプラン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	ミルナシプラン塩酸塩錠２５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	6.40
内用薬	1179040F2086	ミルナシプラン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	ミルナシプラン塩酸塩錠２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	8.90
内用薬	1179040F4062	ミルナシプラン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	ミルナシプラン塩酸塩錠５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	15.50
内用薬	1179041F1017	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	パロキセチン塩酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179041F1033	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ＡＡ」	あすか製薬	12.70
内用薬	1179041F1050	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	12.70
内用薬	1179041F1149	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	12.70
内用薬	1179041F1181	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.70
内用薬	1179041F1190	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「科研」	ダイト	12.70
内用薬	1179041F1203	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	26.10
内用薬	1179041F1211	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.70
内用薬	1179041F1238	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	12.70
内用薬	1179041F1254	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.70
内用薬	1179041F1300	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	12.70
内用薬	1179041F1378	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	12.70
内用薬	1179041F1386	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	12.70
内用薬	1179041F1394	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.70
内用薬	1179041F2013	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	パロキセチン塩酸塩２０ｍｇ錠		17.00
内用薬	1179041F2030	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＡＡ」	あすか製薬	23.00
内用薬	1179041F2056	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	23.00
内用薬	1179041F2099	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	23.00
内用薬	1179041F2145	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	23.00
内用薬	1179041F2188	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	23.00
内用薬	1179041F2196	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「科研」	ダイト	23.00
内用薬	1179041F2200	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	46.60
内用薬	1179041F2218	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.00
内用薬	1179041F2234	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	23.00
内用薬	1179041F2250	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.00
内用薬	1179041F2307	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	23.00
内用薬	1179041F2374	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	23.00
内用薬	1179041F2382	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	23.00
内用薬	1179041F2390	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	23.00
内用薬	1179041F3010	パロキセチン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	パロキセチン塩酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179041F3141	パロキセチン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.80
内用薬	1179041F3370	パロキセチン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	局　パロキセチン錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	16.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179041F4024	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	パロキセチンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.70
内用薬	1179041F5020	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	パロキセチンＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.00
内用薬	1179041F6027	パロキセチン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	パロキセチンＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	1179042C1040	クエチアピンフマル酸塩	５０％１ｇ	局　クエチアピン細粒５０％「アメル」	共和薬品工業	123.10
内用薬	1179042C1082	クエチアピンフマル酸塩	５０％１ｇ	局　クエチアピン細粒５０％「トーワ」	東和薬品	123.10
内用薬	1179042C1139	クエチアピンフマル酸塩	５０％１ｇ	局　クエチアピン細粒５０％「タカタ」	高田製薬	123.10
内用薬	1179042C2020	クエチアピンフマル酸塩	１０％１ｇ	局　クエチアピン細粒１０％「アメル」	共和薬品工業	22.80
内用薬	1179042F1011	クエチアピンフマル酸塩	２５ｍｇ１錠	クエチアピンフマル酸塩２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179042F2042	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.80
内用薬	1179042F2077	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	19.80
内用薬	1179042F2107	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	14.80
内用薬	1179042F2158	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.80
内用薬	1179042F2174	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	19.80
内用薬	1179042F2190	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	19.80
内用薬	1179042F2212	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	19.80
内用薬	1179042F2220	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	14.80
内用薬	1179042F2239	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠１００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	19.80
内用薬	1179042F3049	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	37.00
内用薬	1179042F3073	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	37.00
内用薬	1179042F3103	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	25.60
内用薬	1179042F3154	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	37.00
内用薬	1179042F3170	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	37.00
内用薬	1179042F3197	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	37.00
内用薬	1179042F3219	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	37.00
内用薬	1179042F3227	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	25.60
内用薬	1179042F3235	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　クエチアピン錠２００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	37.00
内用薬	1179042F4010	クエチアピンフマル酸塩	１２．５ｍｇ１錠	クエチアピンフマル酸塩１２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179042F5017	クエチアピンフマル酸塩	５０ｍｇ１錠	クエチアピンフマル酸塩５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179043F1040	ペロスピロン塩酸塩水和物	４ｍｇ１錠	ペロスピロン塩酸塩錠４ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179043F2047	ペロスピロン塩酸塩水和物	８ｍｇ１錠	ペロスピロン塩酸塩錠８ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	9.20
内用薬	1179043F3035	ペロスピロン塩酸塩水和物	１６ｍｇ１錠	ペロスピロン塩酸塩錠１６ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	14.40
内用薬	1179044C1014	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン１％細粒		35.30
内用薬	1179044C1030	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	36.50
内用薬	1179044C1065	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「サワイ」	沢井製薬	36.50
内用薬	1179044C1073	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「トーワ」	東和薬品	60.30
内用薬	1179044C1081	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「日医工」	日医工	36.50
内用薬	1179044C1090	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「ニプロ」	ニプロ	36.50
内用薬	1179044C1138	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「杏林」	キョーリンリメディオ	36.50
内用薬	1179044C1146	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「タカタ」	高田製薬	36.50
内用薬	1179044C1154	オランザピン	１％１ｇ	オランザピン細粒１％「日新」	日新製薬（山形）	36.50
内用薬	1179044F1010	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	オランザピン２．５ｍｇ錠		7.10
内用薬	1179044F1193	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	オランザピン錠２．５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	12.80
内用薬	1179044F2017	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン５ｍｇ錠		14.30
内用薬	1179044F2076	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	16.00
内用薬	1179044F2114	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.00
内用薬	1179044F2149	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	1179044F2165	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	16.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179044F3013	オランザピン	１０ｍｇ１錠	オランザピン１０ｍｇ錠		27.10
内用薬	1179044F3196	オランザピン	１０ｍｇ１錠	オランザピン錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	47.00
内用薬	1179044F4010	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピン５ｍｇ口腔内崩壊錠		14.30
内用薬	1179044F4044	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピンＯＤ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.00
内用薬	1179044F4087	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピンＯＤ錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	16.00
内用薬	1179044F4109	オランザピン	５ｍｇ１錠	オランザピンＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	1179044F5016	オランザピン	１０ｍｇ１錠	オランザピン１０ｍｇ口腔内崩壊錠		27.10
内用薬	1179044F6012	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	オランザピン２．５ｍｇ口腔内崩壊錠		7.10
内用薬	1179044F6128	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	オランザピンＯＤ錠２．５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	12.80
内用薬	1179044F7027	オランザピン	１．２５ｍｇ１錠	オランザピン錠１．２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179044F8040	オランザピン	２０ｍｇ１錠	オランザピン錠２０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	38.80
内用薬	1179044F9020	オランザピン	１．２５ｍｇ１錠	オランザピンＯＤ錠１．２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179045B1013	アリピプラゾール	１％１ｇ	アリピプラゾール１％散		16.90
内用薬	1179045B1056	アリピプラゾール	１％１ｇ	アリピプラゾール散１％「トーワ」	東和薬品	23.60
内用薬	1179045C1019	アリピプラゾール	１％１ｇ	アリピプラゾール１％細粒		13.40
内用薬	1179045F1015	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	アリピプラゾール３ｍｇ錠		6.30
内用薬	1179045F1104	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	アリピプラゾール錠３ｍｇ「日医工」	日医工	9.70
内用薬	1179045F2011	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	アリピプラゾール６ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179045F2070	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	アリピプラゾール錠６ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.40
内用薬	1179045F3018	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	アリピプラゾール１２ｍｇ錠		20.90
内用薬	1179045F3077	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	アリピプラゾール錠１２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	26.60
内用薬	1179045F4014	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	アリピプラゾール３ｍｇ口腔内崩壊錠		6.30
内用薬	1179045F4030	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠３ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	9.70
内用薬	1179045F4103	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠３ｍｇ「日医工」	日医工	9.70
内用薬	1179045F5010	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	アリピプラゾール６ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1179045F5037	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠６ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	21.50
内用薬	1179045F5100	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠６ｍｇ「日医工」	日医工	14.40
内用薬	1179045F6017	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	アリピプラゾール１２ｍｇ口腔内崩壊錠		20.90
内用薬	1179045F6033	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠１２ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	43.20
内用薬	1179045F6106	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠１２ｍｇ「日医工」	日医工	26.60
内用薬	1179045F7013	アリピプラゾール	２４ｍｇ１錠	アリピプラゾール２４ｍｇ口腔内崩壊錠		44.30
内用薬	1179045F7102	アリピプラゾール	２４ｍｇ１錠	アリピプラゾールＯＤ錠２４ｍｇ「日医工」	日医工	63.50
内用薬	1179045F8036	アリピプラゾール	１ｍｇ１錠	アリピプラゾール錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1179045F9016	アリピプラゾール	２４ｍｇ１錠	アリピプラゾール２４ｍｇ錠		44.30
内用薬	1179045F9032	アリピプラゾール	２４ｍｇ１錠	アリピプラゾール錠２４ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	63.50
内用薬	1179045S2036	アリピプラゾール	０．１％３ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液分包３ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	28.80
内用薬	1179045S2052	アリピプラゾール	０．１％３ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液３ｍｇ分包「サワイ」	沢井製薬	48.30
内用薬	1179045S2060	アリピプラゾール	０．１％３ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液３ｍｇ分包「タカタ」	高田製薬	28.80
内用薬	1179045S2079	アリピプラゾール	０．１％３ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液３ｍｇ分包「トーワ」	東和薬品	28.80
内用薬	1179045S3032	アリピプラゾール	０．１％６ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液分包６ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	61.30
内用薬	1179045S3059	アリピプラゾール	０．１％６ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液６ｍｇ分包「サワイ」	沢井製薬	88.80
内用薬	1179045S3067	アリピプラゾール	０．１％６ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液６ｍｇ分包「タカタ」	高田製薬	61.30
内用薬	1179045S3075	アリピプラゾール	０．１％６ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液６ｍｇ分包「トーワ」	東和薬品	61.30
内用薬	1179045S4039	アリピプラゾール	０．１％１２ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液分包１２ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	141.00
内用薬	1179045S4055	アリピプラゾール	０．１％１２ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液１２ｍｇ分包「サワイ」	沢井製薬	161.30
内用薬	1179045S4063	アリピプラゾール	０．１％１２ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液１２ｍｇ分包「タカタ」	高田製薬	133.10
内用薬	1179045S4071	アリピプラゾール	０．１％１２ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液１２ｍｇ分包「トーワ」	東和薬品	141.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179045S5027	アリピプラゾール	０．１％１ｍＬ１包	アリピプラゾール内用液１ｍｇ分包「サワイ」	沢井製薬	18.60
内用薬	1179046F1010	セルトラリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	セルトラリン塩酸塩２５ｍｇ錠		9.50
内用薬	1179046F2016	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	セルトラリン塩酸塩５０ｍｇ錠		12.20
内用薬	1179046F2172	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	セルトラリン錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.60
内用薬	1179046F2202	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	セルトラリン錠５０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	19.70
内用薬	1179046F3012	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン塩酸塩１００ｍｇ錠		19.90
内用薬	1179046F3071	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン錠１００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	30.10
内用薬	1179046F3098	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	30.10
内用薬	1179046F3101	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン錠１００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	37.60
内用薬	1179046F3128	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン錠１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	37.60
内用薬	1179046F3195	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリン錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	37.60
内用薬	1179046F4019	セルトラリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	セルトラリン塩酸塩２５ｍｇ口腔内崩壊錠		9.50
内用薬	1179046F5015	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	セルトラリン塩酸塩５０ｍｇ口腔内崩壊錠		12.20
内用薬	1179046F5040	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	セルトラリンＯＤ錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.60
内用薬	1179046F6038	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セルトラリンＯＤ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	37.60
内用薬	1179048B1017	ブロナンセリン	２％１ｇ	ブロナンセリン２％散		85.20
内用薬	1179048B1041	ブロナンセリン	２％１ｇ	ブロナンセリン散２％「アメル」	共和薬品工業	120.30
内用薬	1179048F1019	ブロナンセリン	２ｍｇ１錠	ブロナンセリン２ｍｇ錠		7.60
内用薬	1179048F1060	ブロナンセリン	２ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠２ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	11.30
内用薬	1179048F2015	ブロナンセリン	４ｍｇ１錠	ブロナンセリン４ｍｇ錠		15.10
内用薬	1179048F3011	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン８ｍｇ錠		18.80
内用薬	1179048F3038	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	26.10
内用薬	1179048F3046	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「ＤＳＰＢ」	住友ファーマプロモ	26.10
内用薬	1179048F3062	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	26.10
内用薬	1179048F3070	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	26.10
内用薬	1179048F3089	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	26.10
内用薬	1179048F3100	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	26.10
内用薬	1179048F3127	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ブロナンセリン錠８ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	26.10
内用薬	1179050F1024	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	38.30
内用薬	1179050F1032	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	38.30
内用薬	1179050F1040	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	38.30
内用薬	1179050F1059	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	38.30
内用薬	1179050F1067	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	38.30
内用薬	1179050F2020	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	43.50
内用薬	1179050F2039	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	43.50
内用薬	1179050F2047	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	43.50
内用薬	1179050F2055	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	43.50
内用薬	1179050F2063	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	61.50
内用薬	1179050F3027	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠２５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	53.60
内用薬	1179050F3035	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠２５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	53.60
内用薬	1179050F3043	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	53.60
内用薬	1179050F3051	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠２５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	53.60
内用薬	1179050F3060	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	アトモキセチン錠２５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	82.00
内用薬	1179050F4023	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠４０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	55.10
内用薬	1179050F4031	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠４０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	55.10
内用薬	1179050F4040	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	55.10
内用薬	1179050F4058	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠４０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	55.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179050F4066	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１錠	アトモキセチン錠４０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	84.90
内用薬	1179050M1031	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	38.30
内用薬	1179050M1040	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル５ｍｇ「日医工」	日医工	38.30
内用薬	1179050M1066	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	38.30
内用薬	1179050M1074	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	38.30
内用薬	1179050M2038	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	43.50
内用薬	1179050M2046	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル１０ｍｇ「日医工」	日医工	43.50
内用薬	1179050M2062	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	43.50
内用薬	1179050M2070	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	43.50
内用薬	1179050M3034	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	53.60
内用薬	1179050M3042	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル２５ｍｇ「日医工」	日医工	53.60
内用薬	1179050M3069	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	53.60
内用薬	1179050M3077	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル２５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	53.60
内用薬	1179050M4030	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	55.10
内用薬	1179050M4049	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル４０ｍｇ「日医工」	日医工	55.10
内用薬	1179050M4065	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル４０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	55.10
内用薬	1179050M4073	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１カプセル	アトモキセチンカプセル４０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	55.10
内用薬	1179050S1030	アトモキセチン塩酸塩	０．４％１ｍＬ	アトモキセチン内用液０．４％「トーワ」	東和薬品	37.20
内用薬	1179050S1049	アトモキセチン塩酸塩	０．４％１ｍＬ	アトモキセチン内用液０．４％「ニプロ」	ニプロ	37.20
内用薬	1179050S1057	アトモキセチン塩酸塩	０．４％１ｍＬ	アトモキセチン内用液０．４％「ＪＧ」	日本ジェネリック	37.20
内用薬	1179051F1010	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン１５ｍｇ錠		7.80
内用薬	1179051F1045	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＥＥ」	日医工	13.20
内用薬	1179051F1053	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	23.90
内用薬	1179051F1061	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	13.20
内用薬	1179051F1070	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	13.20
内用薬	1179051F1118	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	13.20
内用薬	1179051F1126	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	13.20
内用薬	1179051F1142	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.20
内用薬	1179051F1169	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	13.20
内用薬	1179051F1177	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	13.20
内用薬	1179051F1193	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13.20
内用薬	1179051F1207	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「明治」	大蔵製薬	13.20
内用薬	1179051F1215	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ダイト	13.20
内用薬	1179051F1223	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン錠１５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	23.90
内用薬	1179051F2017	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン３０ｍｇ錠		13.40
内用薬	1179051F2041	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＥＥ」	日医工	23.20
内用薬	1179051F2050	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	36.10
内用薬	1179051F2068	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	36.10
内用薬	1179051F2076	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	23.20
内用薬	1179051F2114	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	23.20
内用薬	1179051F2122	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.20
内用薬	1179051F2149	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.20
内用薬	1179051F2165	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	23.20
内用薬	1179051F2173	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	23.20
内用薬	1179051F2190	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	23.20
内用薬	1179051F2203	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「明治」	大蔵製薬	23.20
内用薬	1179051F2211	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ダイト	23.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179051F2220	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン錠３０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	36.10
内用薬	1179051F3013	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピン１５ｍｇ口腔内崩壊錠		13.20
内用薬	1179051F3021	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	ミルタザピンＯＤ錠１５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	ジェイドルフ製薬	23.90
内用薬	1179051F4010	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピン３０ｍｇ口腔内崩壊錠		23.20
内用薬	1179051F4028	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	ミルタザピンＯＤ錠３０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	ジェイドルフ製薬	36.10
内用薬	1179052F1023	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	デュロキセチン錠２０ｍｇ「ケミファ」	富士化学工業	23.00
内用薬	1179052F1031	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	デュロキセチン錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.50
内用薬	1179052F2020	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	デュロキセチン錠３０ｍｇ「ケミファ」	富士化学工業	30.50
内用薬	1179052F2038	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	デュロキセチン錠３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.60
内用薬	1179052F3026	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	デュロキセチンＯＤ錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	23.00
内用薬	1179052F3034	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	デュロキセチンＯＤ錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	23.00
内用薬	1179052F4022	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	デュロキセチンＯＤ錠３０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	30.50
内用薬	1179052F4030	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	デュロキセチンＯＤ錠３０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	30.50
内用薬	1179052M1014	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチン塩酸塩２０ｍｇカプセル		20.50
内用薬	1179052M1030	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	23.00
内用薬	1179052M1049	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	23.00
内用薬	1179052M1057	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	24.10
内用薬	1179052M1065	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	23.00
内用薬	1179052M1073	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	23.00
内用薬	1179052M1081	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	23.00
内用薬	1179052M1090	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.00
内用薬	1179052M1103	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	23.00
内用薬	1179052M1111	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.00
内用薬	1179052M1120	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	23.00
内用薬	1179052M1138	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	23.00
内用薬	1179052M1146	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	23.00
内用薬	1179052M1154	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「三笠」	三笠製薬	23.00
内用薬	1179052M1162	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	23.00
内用薬	1179052M1189	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	25.70
内用薬	1179052M2010	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチン塩酸塩３０ｍｇカプセル		24.20
内用薬	1179052M2037	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	30.50
内用薬	1179052M2045	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	30.50
内用薬	1179052M2053	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	30.50
内用薬	1179052M2061	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	30.50
内用薬	1179052M2070	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	30.50
内用薬	1179052M2088	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	30.50
内用薬	1179052M2096	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	30.50
内用薬	1179052M2100	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	30.50
内用薬	1179052M2118	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	30.50
内用薬	1179052M2126	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	30.50
内用薬	1179052M2134	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	30.50
内用薬	1179052M2142	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	30.50
内用薬	1179052M2150	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「三笠」	三笠製薬	30.50
内用薬	1179052M2169	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	デュロキセチンカプセル３０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	30.50
内用薬	1179054F1030	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	38.00
内用薬	1179054F1049	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	44.10
内用薬	1179054F1057	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	44.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179054F1065	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	44.10
内用薬	1179054F1073	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	44.10
内用薬	1179054F1081	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	38.00
内用薬	1179054F1090	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	44.10
内用薬	1179054F1103	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	44.10
内用薬	1179054F1111	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	44.10
内用薬	1179054F2037	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	65.60
内用薬	1179054F2045	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	65.60
内用薬	1179054F2053	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	65.60
内用薬	1179054F2061	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	65.60
内用薬	1179054F2070	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	65.60
内用薬	1179054F2088	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「日医工」	日医工	65.60
内用薬	1179054F2096	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	65.60
内用薬	1179054F2100	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	65.60
内用薬	1179054F2118	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	65.60
内用薬	1179054F3025	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	44.10
内用薬	1179054F3033	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	44.10
内用薬	1179054F3041	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	44.10
内用薬	1179054F4021	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	65.60
内用薬	1179054F4030	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	65.60
内用薬	1179054F4048	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠		エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	65.60
内用薬	1180107D1107	非ピリン系感冒剤	１ｇ		サラザック配合顆粒	日医工岐阜工場	6.90
内用薬	1180107D1115	非ピリン系感冒剤	１ｇ		セラピナ配合顆粒	シオノケミカル	6.90
内用薬	1180107D1123	非ピリン系感冒剤	１ｇ		トーワチーム配合顆粒	東和薬品	6.90
内用薬	1180107D1158	非ピリン系感冒剤	１ｇ		マリキナ配合顆粒	鶴原製薬	9.10
内用薬	1180109F1034	非ピリン系感冒剤	１錠		ピーエイ配合錠	全星薬品工業	6.30
内用薬	1190004C1106	チアプリド塩酸塩	１０％１ｇ		チアプリド細粒１０％「サワイ」	沢井製薬	10.10
内用薬	1190004F1013	チアプリド塩酸塩	２５ｍｇ１錠		チアプリド塩酸塩２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1190004F2010	チアプリド塩酸塩	５０ｍｇ１錠		チアプリド塩酸塩５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1190011F1030	リルゾール	５０ｍｇ１錠		リルゾール錠５０ｍｇ「ＡＡ」	ダイト	335.50
内用薬	1190011F1056	リルゾール	５０ｍｇ１錠		リルゾール錠５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	335.50
内用薬	1190012C1046	ドネペジル塩酸塩	０．５％１ｇ	局	ドネペジル塩酸塩細粒０．５％「サワイ」	沢井製薬	35.90
内用薬	1190012F1018	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠		ドネペジル塩酸塩３ｍｇ錠		10.80
内用薬	1190012F1042	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	25.20
内用薬	1190012F1069	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	25.20
内用薬	1190012F1107	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「ＴＳＵ」	鶴原製薬	25.20
内用薬	1190012F1131	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	25.20
内用薬	1190012F1158	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	25.20
内用薬	1190012F1182	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.20
内用薬	1190012F1212	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「タカタ」	高田製薬	25.20
内用薬	1190012F1239	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.20
内用薬	1190012F1247	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「日医工」	日医工	25.20
内用薬	1190012F1255	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	25.20
内用薬	1190012F1271	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠３ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	25.20
内用薬	1190012F2014	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠		ドネペジル塩酸塩５ｍｇ錠		20.50
内用薬	1190012F2049	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	37.80
内用薬	1190012F2065	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局	ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	37.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190012F2138	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	37.80
内用薬	1190012F2154	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	37.80
内用薬	1190012F2189	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	37.80
内用薬	1190012F2219	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	37.80
内用薬	1190012F2235	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	37.80
内用薬	1190012F2251	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	37.80
内用薬	1190012F2278	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	37.80
内用薬	1190012F3010	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩３ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1190012F3045	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	25.20
内用薬	1190012F3070	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	11.80
内用薬	1190012F3088	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	25.20
内用薬	1190012F3096	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	25.20
内用薬	1190012F3100	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3118	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3134	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	25.20
内用薬	1190012F3142	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	25.20
内用薬	1190012F3169	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.20
内用薬	1190012F3185	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「タカタ」	高田製薬	25.20
内用薬	1190012F3207	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.20
内用薬	1190012F3215	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「日医工」	日医工	25.20
内用薬	1190012F3223	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	25.20
内用薬	1190012F3240	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	25.20
内用薬	1190012F3274	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	25.20
内用薬	1190012F3290	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3312	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「サンド」	サンド	11.80
内用薬	1190012F3320	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	25.20
内用薬	1190012F3347	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	25.20
内用薬	1190012F4017	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		20.50
内用薬	1190012F4041	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	37.80
内用薬	1190012F4084	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	37.80
内用薬	1190012F4092	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	37.80
内用薬	1190012F4106	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	37.80
内用薬	1190012F4130	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	37.80
内用薬	1190012F4149	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	37.80
内用薬	1190012F4165	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	37.80
内用薬	1190012F4181	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	37.80
内用薬	1190012F4203	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	37.80
内用薬	1190012F4220	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	37.80
内用薬	1190012F4246	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	37.80
内用薬	1190012F4270	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	37.80
内用薬	1190012F4297	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	37.80
内用薬	1190012F4327	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	37.80
内用薬	1190012F4343	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	37.80
内用薬	1190012F5013	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩１０ｍｇ錠		35.70
内用薬	1190012F5048	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	63.00
内用薬	1190012F5064	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	63.00
内用薬	1190012F5153	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	63.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190012F5170	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	63.00
内用薬	1190012F5196	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	63.00
内用薬	1190012F5200	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	63.00
内用薬	1190012F5234	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	63.00
内用薬	1190012F5250	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	63.00
内用薬	1190012F5269	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ドネペジル塩酸塩錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	63.00
内用薬	1190012F6010	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩１０ｍｇ口腔内崩壊錠		35.70
内用薬	1190012F6036	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	63.00
内用薬	1190012F6052	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	63.00
内用薬	1190012F6109	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	63.00
内用薬	1190012F6125	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	63.00
内用薬	1190012F6133	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	63.00
内用薬	1190012F6150	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	63.00
内用薬	1190012F6176	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	63.00
内用薬	1190012F6184	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	63.00
内用薬	1190012F6192	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	63.00
内用薬	1190012F6214	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	63.00
内用薬	1190012F6230	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	63.00
内用薬	1190012F6249	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	63.00
内用薬	1190012F6265	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	63.00
内用薬	1190012F6273	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	63.00
内用薬	1190012F6311	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	63.00
内用薬	1190012Q1043	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１個	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー３ｍｇ「日医工」	日医工	61.10
内用薬	1190012S1024	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１．５ｍＬ１包	ドネペジル塩酸塩内用液３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	41.00
内用薬	1190012S3035	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ５ｍＬ１包	ドネペジル塩酸塩内用液１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	116.40
内用薬	1190014F1017	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	タルチレリン５ｍｇ錠		147.70
内用薬	1190014F1041	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　タルチレリン錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	176.20
内用薬	1190014F1068	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　タルチレリン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	176.20
内用薬	1190014F2013	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	タルチレリン５ｍｇ口腔内崩壊錠		147.70
内用薬	1190014F2048	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　タルチレリンＯＤ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	176.20
内用薬	1190014F2064	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　タルチレリンＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	176.20
内用薬	1190015F1038	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１錠	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤ錠２．５μｇ「サワイ」	沢井製薬	204.40
内用薬	1190015F1046	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１錠	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤ錠２．５μｇ「フソー」	扶桑薬品工業	204.40
内用薬	1190015F1054	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１錠	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤフィルム２．５μｇ「ニプロ」	ニプロ	204.40
内用薬	1190015M1010	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１カプセル	ナルフラフィン塩酸塩２．５μｇカプセル		97.60
内用薬	1190015M1070	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１カプセル	ナルフラフィン塩酸塩カプセル２．５μｇ「キッセイ」	キッセイ薬品工業	204.40
内用薬	1190015M1088	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１カプセル	ナルフラフィン塩酸塩カプセル２．５μｇ「ケミファ」	日本薬品工業	204.40
内用薬	1190015M1118	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１カプセル	ナルフラフィン塩酸塩カプセル２．５μｇ「ニプロ」	ニプロ	204.40
内用薬	1190016F1032	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	20.90
内用薬	1190016F1040	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.40
内用薬	1190016F1059	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	20.90
内用薬	1190016F1067	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.40
内用薬	1190016F1075	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.40
内用薬	1190016F1083	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	20.90
内用薬	1190017F1010	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリン２５ｍｇ口腔内崩壊錠		6.40
内用薬	1190017F1053	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	10.20
内用薬	1190017F1096	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	10.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190017F1118	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	10.20
内用薬	1190017F1126	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「科研」	ダイト	10.20
内用薬	1190017F1142	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	10.20
内用薬	1190017F1150	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.20
内用薬	1190017F1185	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.20
内用薬	1190017F1193	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「日医工」	日医工	10.20
内用薬	1190017F1223	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	10.20
内用薬	1190017F1231	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「三笠」	三笠製薬	10.20
内用薬	1190017F1240	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「明治」	日新製薬（山形）	10.20
内用薬	1190017F1258	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	10.20
内用薬	1190017F1266	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠２５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	10.20
内用薬	1190017F2017	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリン７５ｍｇ口腔内崩壊錠		11.10
内用薬	1190017F2033	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.10
内用薬	1190017F2050	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	16.10
内用薬	1190017F2092	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	16.10
内用薬	1190017F2114	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	16.10
内用薬	1190017F2122	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「科研」	ダイト	16.10
内用薬	1190017F2149	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.10
内用薬	1190017F2157	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.10
内用薬	1190017F2181	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.10
内用薬	1190017F2190	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「日医工」	日医工	16.10
内用薬	1190017F2220	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	16.10
内用薬	1190017F2238	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「三笠」	三笠製薬	16.10
内用薬	1190017F2246	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「明治」	日新製薬（山形）	16.10
内用薬	1190017F2254	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	16.10
内用薬	1190017F2262	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠７５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	16.10
内用薬	1190017F3013	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリン１５０ｍｇ口腔内崩壊錠		15.10
内用薬	1190017F3030	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	22.10
内用薬	1190017F3056	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	22.10
内用薬	1190017F3072	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	29.20
内用薬	1190017F3080	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	22.10
内用薬	1190017F3110	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	22.10
内用薬	1190017F3129	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「科研」	ダイト	22.10
内用薬	1190017F3145	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	22.10
内用薬	1190017F3153	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.10
内用薬	1190017F3161	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「サンド」	サンド	22.10
内用薬	1190017F3188	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.10
内用薬	1190017F3196	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「日医工」	日医工	22.10
内用薬	1190017F3226	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	22.10
内用薬	1190017F3234	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「三笠」	三笠製薬	29.00
内用薬	1190017F3242	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「明治」	日新製薬（山形）	22.10
内用薬	1190017F3269	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠１５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	22.10
内用薬	1190017F4036	プレガバリン	５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	11.10
内用薬	1190017F4044	プレガバリン	５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠５０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	11.10
内用薬	1190017F4052	プレガバリン	５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠５０ｍｇ「日医工」	日医工	11.10
内用薬	1190017F4060	プレガバリン	５０ｍｇ１錠	プレガバリンＯＤ錠５０ｍｇ「三笠」	三笠製薬	11.10
内用薬	1190017M1036	プレガバリン	２５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190017M1044	プレガバリン	２５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.20
内用薬	1190017M1052	プレガバリン	２５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル２５ｍｇ「日医工」	日医工	10.20
内用薬	1190017M2032	プレガバリン	７５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.10
内用薬	1190017M2040	プレガバリン	７５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.10
内用薬	1190017M2059	プレガバリン	７５ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル７５ｍｇ「日医工」	日医工	16.10
内用薬	1190017M3039	プレガバリン	１５０ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル１５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.10
内用薬	1190017M3047	プレガバリン	１５０ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル１５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.10
内用薬	1190017M3055	プレガバリン	１５０ｍｇ１カプセル	プレガバリンカプセル１５０ｍｇ「日医工」	日医工	22.10
内用薬	1190018F1015	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩５ｍｇ錠		9.70
内用薬	1190018F1031	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.60
内用薬	1190018F1066	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	12.70
内用薬	1190018F1082	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.60
内用薬	1190018F1090	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.60
内用薬	1190018F1104	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	12.70
内用薬	1190018F1112	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	19.60
内用薬	1190018F2011	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩１０ｍｇ錠		23.30
内用薬	1190018F2038	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	33.70
内用薬	1190018F2097	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	33.70
内用薬	1190018F2119	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	33.70
内用薬	1190018F3018	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩２０ｍｇ錠		40.50
内用薬	1190018F3034	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	61.60
内用薬	1190018F3093	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	61.60
内用薬	1190018F3115	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	61.60
内用薬	1190018F4014	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		9.70
内用薬	1190018F4030	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.60
内用薬	1190018F4049	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	19.60
内用薬	1190018F4073	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	19.60
内用薬	1190018F4081	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	12.70
内用薬	1190018F4090	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	12.70
内用薬	1190018F4103	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	12.70
内用薬	1190018F4138	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「クラシエ」	日本薬品工業	19.60
内用薬	1190018F4146	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	12.70
内用薬	1190018F4154	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.60
内用薬	1190018F4162	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サンド」	サンド	12.70
内用薬	1190018F4170	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	19.60
内用薬	1190018F4197	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.60
内用薬	1190018F4200	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「日医工」	日医工	12.70
内用薬	1190018F4219	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	19.60
内用薬	1190018F4227	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	12.70
内用薬	1190018F4235	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	19.60
内用薬	1190018F4243	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	19.60
内用薬	1190018F4251	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.70
内用薬	1190018F5010	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩１０ｍｇ口腔内崩壊錠		23.30
内用薬	1190018F5037	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	33.70
内用薬	1190018F5045	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	33.70
内用薬	1190018F5070	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	33.70
内用薬	1190018F5134	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「クラシエ」	日本薬品工業	33.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190018F5177	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	33.70
内用薬	1190018F5193	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	33.70
内用薬	1190018F5231	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	33.70
内用薬	1190018F5240	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	33.70
内用薬	1190018F6017	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩２０ｍｇ口腔内崩壊錠		40.50
内用薬	1190018F6033	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	61.60
内用薬	1190018F6041	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	61.60
内用薬	1190018F6076	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	61.60
内用薬	1190018F6173	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	61.60
内用薬	1190018F6190	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	61.60
内用薬	1190018F6211	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	61.60
内用薬	1190018F6238	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	61.60
内用薬	1190018F6246	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	61.60
内用薬	1190018F7021	メマンチン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	37.90
内用薬	1190018F7030	メマンチン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１５ｍｇ「クラシエ」	日本薬品工業	37.90
内用薬	1190018F7048	メマンチン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	37.90
内用薬	1190018F7056	メマンチン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１５ｍｇ「サンド」	サンド	37.90
内用薬	1190018F7064	メマンチン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠１５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	37.90
内用薬	1190018R1038	メマンチン塩酸塩	２％１ｇ	メマンチン塩酸塩ＤＳ２％「サワイ」	沢井製薬	93.20
内用薬	1190018R1046	メマンチン塩酸塩	２％１ｇ	メマンチン塩酸塩ドライシロップ２％「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	93.20
内用薬	1190019F4035	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.10
内用薬	1190019F4043	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.10
内用薬	1190019F4051	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	21.10
内用薬	1190019F4060	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	16.10
内用薬	1190019F4078	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.10
内用薬	1190019F4094	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.10
内用薬	1190019F4108	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「日医工」	日医工	16.10
内用薬	1190019F4116	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠４ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	16.10
内用薬	1190019F5015	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミン臭化水素酸塩８ｍｇ口腔内崩壊錠		21.40
内用薬	1190019F5040	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠８ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	26.00
内用薬	1190019F5058	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠８ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	26.00
内用薬	1190019F5074	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	26.00
内用薬	1190019F5090	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	26.00
内用薬	1190019F5112	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠８ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	26.00
内用薬	1190019F6011	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミン臭化水素酸塩１２ｍｇ口腔内崩壊錠		23.80
内用薬	1190019F6046	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	31.40
内用薬	1190019F6054	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	38.30
内用薬	1190019F6062	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	31.40
内用薬	1190019F6070	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	31.40
内用薬	1190019F6097	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.40
内用薬	1190019F6119	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	ガランタミンＯＤ錠１２ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	31.40
内用薬	1214001S1062	リドカイン塩酸塩	２％１ｍＬ	リドカイン塩酸塩ビスカス２％「日新」	日新製薬（山形）	6.20
内用薬	1231009F1100	メペンゾラート臭化物	７．５ｍｇ１錠	メペンゾラート臭化物錠７．５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	1231013D1083	チキジウム臭化物	２％１ｇ	チキジウム臭化物顆粒２％「ツルハラ」	鶴原製薬	7.80
内用薬	1231013M2012	チキジウム臭化物	１０ｍｇ１カプセル	チキジウム臭化物１０ｍｇカプセル		6.30
内用薬	1231013M2217	チキジウム臭化物	１０ｍｇ１カプセル	チキジウム臭化物カプセル１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7.60
内用薬	1242002F1381	ブチルスコポラミン臭化物	１０ｍｇ１錠	ブチルスコポラミン臭化物錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1249005F1122	チメピジウム臭化物水和物	３０ｍｇ１錠		チメピジウム臭化物錠３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1249009F1015	エペリゾン塩酸塩	５０ｍｇ１錠		エペリゾン塩酸塩５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	1249010F1018	チザニジン塩酸塩	１ｍｇ１錠		チザニジン塩酸塩１ｍｇ錠		6.30
内用薬	2113005F1056	メチルジゴキシン	０．１ｍｇ１錠		メチルジゴキシン錠０．１ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2119003D1173	ユビデカレノン	１％１ｇ		ユビデカレノン顆粒１％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	2119003F2014	ユビデカレノン	１０ｍｇ１錠		ユビデカレノン１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2119003M1297	ユビデカレノン	５ｍｇ１カプセル		ユビデカレノンカプセル５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	2119004F1055	デノパミン	５ｍｇ１錠		デノパミン錠５ｍｇ「日医工」	日医工	10.50
内用薬	2119004F2051	デノパミン	１０ｍｇ１錠		デノパミン錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	17.30
内用薬	2119006F1020	ピモベンダン	１．２５ｍｇ１錠		ピモベンダン錠１．２５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	30.80
内用薬	2119006F2026	ピモベンダン	２．５ｍｇ１錠		ピモベンダン錠２．５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	57.70
内用薬	2119006F3022	ピモベンダン	０．６２５ｍｇ１錠		ピモベンダン錠０．６２５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	18.80
内用薬	2123005F1010	カルテオロール塩酸塩	５ｍｇ１錠		カルテオロール塩酸塩５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2123008F1013	プロプラノロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠		プロプラノロール塩酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2123011F1015	アテノロール	２５ｍｇ１錠		アテノロール２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2123011F2011	アテノロール	５０ｍｇ１錠		アテノロール５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2123011F2127	アテノロール	５０ｍｇ１錠		アルセノール錠５０	原沢製薬工業	6.10
内用薬	2123011F2623	アテノロール	５０ｍｇ１錠		アテノロール錠５０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.10
内用薬	2123014F1019	アロチノロール塩酸塩	５ｍｇ１錠		アロチノロール塩酸塩５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2123014F2015	アロチノロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠		アロチノロール塩酸塩１０ｍｇ錠		7.00
内用薬	2123016F1018	ビソプロロールフマル酸塩	２．５ｍｇ１錠		ビソプロロールフマル酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2123016F2014	ビソプロロールフマル酸塩	５ｍｇ１錠		ビソプロロールフマル酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2129003F1049	メキシレチン塩酸塩	５０ｍｇ１錠		メキシレチン塩酸塩錠５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	6.30
内用薬	2129003F1057	メキシレチン塩酸塩	５０ｍｇ１錠		メキシレチン塩酸塩錠５０ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	6.40
内用薬	2129003F2045	メキシレチン塩酸塩	１００ｍｇ１錠		メキシレチン塩酸塩錠１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	6.30
内用薬	2129003F2053	メキシレチン塩酸塩	１００ｍｇ１錠		メキシレチン塩酸塩錠１００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	10.70
内用薬	2129003M1188	メキシレチン塩酸塩	５０ｍｇ１カプセル		メキシレチン塩酸塩カプセル５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7.90
内用薬	2129003M1200	メキシレチン塩酸塩	５０ｍｇ１カプセル		メキシレチン塩酸塩カプセル５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2129003M2192	メキシレチン塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル		メキシレチン塩酸塩カプセル１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.60
内用薬	2129003M2222	メキシレチン塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル		メキシレチン塩酸塩カプセル１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.60
内用薬	2129004M1050	アプリンジン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	局	アプリンジン塩酸塩カプセル１０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	11.10
内用薬	2129004M2065	アプリンジン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	局	アプリンジン塩酸塩カプセル２０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	17.00
内用薬	2129005F1013	リン酸ジソピラミド	１５０ｍｇ１錠		リン酸ジソピラミド１５０ｍｇ徐放錠		11.40
内用薬	2129005F1242	リン酸ジソピラミド	１５０ｍｇ１錠		ジソピラミド徐放錠１５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	13.60
内用薬	2129006F1050	プロパフェノン塩酸塩	１５０ｍｇ１錠	局	プロパフェノン塩酸塩錠１５０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.80
内用薬	2129006F2057	プロパフェノン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局	プロパフェノン塩酸塩錠１００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	16.50
内用薬	2129007F1012	シベンゾリンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠		シベンゾリンコハク酸塩５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2129007F2019	シベンゾリンコハク酸塩	１００ｍｇ１錠		シベンゾリンコハク酸塩１００ｍｇ錠		14.20
内用薬	2129008M1016	ピルシカイニド塩酸塩水和物	２５ｍｇ１カプセル		ピルシカイニド塩酸塩２５ｍｇカプセル		10.80
内用薬	2129008M2012	ピルシカイニド塩酸塩水和物	５０ｍｇ１カプセル		ピルシカイニド塩酸塩５０ｍｇカプセル		17.90
内用薬	2129009F1038	フレカイニド酢酸塩	５０ｍｇ１錠	局	フレカイニド酢酸塩錠５０ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	12.30
内用薬	2129009F1062	フレカイニド酢酸塩	５０ｍｇ１錠	局	フレカイニド酢酸塩錠５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	12.30
内用薬	2129009F2034	フレカイニド酢酸塩	１００ｍｇ１錠	局	フレカイニド酢酸塩錠１００ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	20.20
内用薬	2129009F2069	フレカイニド酢酸塩	１００ｍｇ１錠	局	フレカイニド酢酸塩錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	20.20
内用薬	2129010F3025	アミオダロン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局	アミオダロン塩酸塩速崩錠５０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	41.80
内用薬	2129011F1043	ベプリジル塩酸塩水和物	５０ｍｇ１錠		ベプリジル塩酸塩錠５０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	17.10
内用薬	2129011F2040	ベプリジル塩酸塩水和物	１００ｍｇ１錠		ベプリジル塩酸塩錠１００ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	33.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2129013F1034	ソタロール塩酸塩	４０ｍｇ１錠	ソタロール塩酸塩錠４０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	31.30
内用薬	2129013F2030	ソタロール塩酸塩	８０ｍｇ１錠	ソタロール塩酸塩錠８０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	57.20
内用薬	2132003F1010	トリクロルメチアジド	２ｍｇ１錠	トリクロルメチアジド２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2132003F3012	トリクロルメチアジド	１ｍｇ１錠	トリクロルメチアジド１ｍｇ錠		10.80
内用薬	2132004F1103	ヒドロクロロチアジド	２５ｍｇ１錠	ヒドロクロロチアジド錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2132004F2037	ヒドロクロロチアジド	１２．５ｍｇ１錠	ヒドロクロロチアジド錠１２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2132004F3025	ヒドロクロロチアジド	１２．５ｍｇ１錠	ヒドロクロロチアジドＯＤ錠１２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2133001F1018	スピロノラクトン	２５ｍｇ１錠	スピロノラクトン２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2139001S5023	イソソルビド	７０％４０ｍＬ１包	イソソルビド内用液７０％分包４０ｍＬ「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	122.30
内用薬	2139005F1010	フロセミド	２０ｍｇ１錠	フロセミド２０ｍｇ錠		6.50
内用薬	2139005F2016	フロセミド	４０ｍｇ１錠	フロセミド４０ｍｇ錠		6.80
内用薬	2139005F3012	フロセミド	１０ｍｇ１錠	フロセミド１０ｍｇ錠		6.50
内用薬	2139008F1013	アゾセミド	６０ｍｇ１錠	アゾセミド６０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2139009F1034	トラセミド	４ｍｇ１錠	トラセミド錠４ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	6.30
内用薬	2139009F2030	トラセミド	８ｍｇ１錠	トラセミド錠８ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	6.30
内用薬	2139009F3029	トラセミド	４ｍｇ１錠	トラセミドＯＤ錠４ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	6.30
内用薬	2139009F4025	トラセミド	８ｍｇ１錠	トラセミドＯＤ錠８ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	6.30
内用薬	2139011D1030	トルバプタン	１％１ｇ	トルバプタン顆粒１％「トーワ」	東和薬品	532.90
内用薬	2139011D1049	トルバプタン	１％１ｇ	トルバプタン顆粒１％「サワイ」	沢井製薬	439.20
内用薬	2139011F3034	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	269.60
内用薬	2139011F3042	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	269.60
内用薬	2139011F3050	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「オーツカ」	大塚製薬工場	269.60
内用薬	2139011F3069	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	269.60
内用薬	2139011F3085	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	269.60
内用薬	2139011F3093	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	292.00
内用薬	2139011F4030	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	473.20
内用薬	2139011F4057	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	473.20
内用薬	2139011F4065	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「オーツカ」	大塚製薬工場	473.20
内用薬	2139011F4073	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	473.20
内用薬	2139011F4081	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	510.30
内用薬	2139011F4090	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	473.20
内用薬	2139011F5029	トルバプタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	145.10
内用薬	2139011F5037	トルバプタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバプタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	145.10
内用薬	2144002C1036	エナラプリルマレイン酸塩	１％１ｇ	エナラプリルマレイン酸塩細粒１％「アメル」	共和薬品工業	41.60
内用薬	2144003F1010	アラセプリル	１２．５ｍｇ１錠	アラセプリル１２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144003F2017	アラセプリル	２５ｍｇ１錠	アラセプリル２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144003F3013	アラセプリル	５０ｍｇ１錠	アラセプリル５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144006F1014	リシノプリル水和物	５ｍｇ１錠	リシノプリル５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144006F2010	リシノプリル水和物	１０ｍｇ１錠	リシノプリル１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144006F3041	リシノプリル水和物	２０ｍｇ１錠	局　リシノプリル錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.20
内用薬	2144006F3122	リシノプリル水和物	２０ｍｇ１錠	局　リシノプリル錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2144006F3149	リシノプリル水和物	２０ｍｇ１錠	局　リシノプリル錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	11.20
内用薬	2144008F1013	イミダプリル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	イミダプリル塩酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144008F2010	イミダプリル塩酸塩	５ｍｇ１錠	イミダプリル塩酸塩５ｍｇ錠		13.80
内用薬	2144008F3059	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	27.50
内用薬	2144008F3083	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	27.50
内用薬	2144008F3105	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＰＨ」	キョーリンリメディオ	17.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2144008F3113	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	27.50
内用薬	2144008F3148	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	27.50
内用薬	2144008F3156	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	27.50
内用薬	2144008F3180	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	27.50
内用薬	2144008F3229	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　イミダプリル塩酸塩錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	27.50
内用薬	2144009F1018	テモカプリル塩酸塩	１ｍｇ１錠	テモカプリル塩酸塩１ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144009F2014	テモカプリル塩酸塩	２ｍｇ１錠	テモカプリル塩酸塩２ｍｇ錠		16.20
内用薬	2144009F3010	テモカプリル塩酸塩	４ｍｇ１錠	テモカプリル塩酸塩４ｍｇ錠		32.30
内用薬	2144012F1010	ペリンドプリルエルブミン	２ｍｇ１錠	ペリンドプリルエルブミン２ｍｇ錠		14.00
内用薬	2144012F2016	ペリンドプリルエルブミン	４ｍｇ１錠	ペリンドプリルエルブミン４ｍｇ錠		24.60
内用薬	2149009F2070	ラベタロール塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　ラベタロール塩酸塩錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149014M1065	プロプラノロール塩酸塩	６０ｍｇ１カプセル	プロプラノロール塩酸塩徐放カプセル６０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.20
内用薬	2149022F2016	ニルバジピン	４ｍｇ１錠	ニルバジピン４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149026F2014	ドキサゾシンメシル酸塩	１ｍｇ１錠	ドキサゾシンメシル酸塩１ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149026F3010	ドキサゾシンメシル酸塩	２ｍｇ１錠	ドキサゾシンメシル酸塩２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149026F4017	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	ドキサゾシンメシル酸塩４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149026F4122	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「ＥＭＥＣ」	アルフレッサファーマ	15.00
内用薬	2149026F4130	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	15.00
内用薬	2149026F4149	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.00
内用薬	2149026F4190	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.00
内用薬	2149026F4203	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	15.00
内用薬	2149026F4211	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	15.00
内用薬	2149026F4220	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　ドキサゾシン錠４ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	15.00
内用薬	2149027F1012	マニジピン塩酸塩	５ｍｇ１錠	マニジピン塩酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149027F2019	マニジピン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	マニジピン塩酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149027F3015	マニジピン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	マニジピン塩酸塩２０ｍｇ錠		12.10
内用薬	2149029F1135	セリプロロール塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セリプロロール塩酸塩錠１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	7.40
内用薬	2149029F2131	セリプロロール塩酸塩	２００ｍｇ１錠	セリプロロール塩酸塩錠２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	14.80
内用薬	2149031F1019	ベタキソロール塩酸塩	５ｍｇ１錠	ベタキソロール塩酸塩５ｍｇ錠		11.00
内用薬	2149031F2015	ベタキソロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ベタキソロール塩酸塩１０ｍｇ錠		10.20
内用薬	2149031F2090	ベタキソロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ベタキソロール塩酸塩錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.90
内用薬	2149031F2104	ベタキソロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ベタキソロール塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2149032F1013	カルベジロール	１０ｍｇ１錠	カルベジロール１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149032F2010	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	カルベジロール２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149032F2095	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　カルベジロール錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.50
内用薬	2149032F2125	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　カルベジロール錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.50
内用薬	2149032F2150	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　カルベジロール錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	15.50
内用薬	2149032F2192	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　カルベジロール錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	15.50
内用薬	2149032F2206	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　カルベジロール錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	15.50
内用薬	2149035F2064	フェロジピン	５ｍｇ１錠	局　フェロジピン錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	2149037F1016	シルニジピン	５ｍｇ１錠	シルニジピン５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149037F2012	シルニジピン	１０ｍｇ１錠	シルニジピン１０ｍｇ錠		12.20
内用薬	2149037F3019	シルニジピン	２０ｍｇ１錠	シルニジピン２０ｍｇ錠		18.90
内用薬	2149039F1015	ロサルタンカリウム	２５ｍｇ１錠	ロサルタンカリウム２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149039F1074	ロサルタンカリウム	２５ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠２５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	10.40
内用薬	2149039F2011	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	ロサルタンカリウム５０ｍｇ錠		14.00
内用薬	2149039F2046	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149039F2089	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠５０ｍｇ「科研」	ダイト	18.10
内用薬	2149039F2100	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.10
内用薬	2149039F2135	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠５０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	18.10
内用薬	2149039F2160	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「ＤＫ」	大興製薬	18.10
内用薬	2149039F2186	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	18.10
内用薬	2149039F2232	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	18.10
内用薬	2149039F2259	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	18.10
内用薬	2149039F2267	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	18.10
内用薬	2149039F2275	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンカリウム錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.10
内用薬	2149039F2372	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ロサルタンＫ錠５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	16.30
内用薬	2149039F3018	ロサルタンカリウム	１００ｍｇ１錠	ロサルタンカリウム１００ｍｇ錠		24.90
内用薬	2149040F1018	カンデサルタンシレキセチル	２ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149040F2014	カンデサルタンシレキセチル	４ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149040F2030	カンデサルタンシレキセチル	４ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠４ｍｇ「あすか」	あすか製薬	13.70
内用薬	2149040F2286	カンデサルタンシレキセチル	４ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠４ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	13.70
内用薬	2149040F3010	カンデサルタンシレキセチル	８ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル８ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149040F3037	カンデサルタンシレキセチル	８ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠８ｍｇ「あすか」	あすか製薬	25.60
内用薬	2149040F3215	カンデサルタンシレキセチル	８ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠８ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	25.60
内用薬	2149040F4017	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル１２ｍｇ錠		13.10
内用薬	2149040F4033	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠１２ｍｇ「あすか」	あすか製薬	28.40
内用薬	2149040F4068	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠１２ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	28.40
内用薬	2149040F4211	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	局　カンデサルタン錠１２ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	28.40
内用薬	2149040F5013	カンデサルタンシレキセチル	２ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル２ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F6010	カンデサルタンシレキセチル	４ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル４ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F7016	カンデサルタンシレキセチル	８ｍｇ１錠	カンデサルタンシレキセチル８ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F8047	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	カンデサルタンＯＤ錠１２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.40
内用薬	2149040F8055	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	カンデサルタンＯＤ錠１２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.40
内用薬	2149041F2019	バルサルタン	４０ｍｇ１錠	バルサルタン４０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149041F3058	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	12.20
内用薬	2149041F3074	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	12.20
内用薬	2149041F3082	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.20
内用薬	2149041F3120	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	12.20
内用薬	2149041F3171	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.20
内用薬	2149041F3198	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	12.20
内用薬	2149041F3201	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	12.20
内用薬	2149041F3228	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.20
内用薬	2149041F3236	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「サンド」	サンド	12.20
内用薬	2149041F3260	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	12.20
内用薬	2149041F3279	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.20
内用薬	2149041F3287	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「日医工」	日医工	12.20
内用薬	2149041F3295	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	12.20
内用薬	2149041F3368	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠８０ｍｇ「Ｍｅ」	Ｍｅ　ファルマ	12.20
内用薬	2149041F4054	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	17.30
内用薬	2149041F4070	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	17.30
内用薬	2149041F4089	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.30
内用薬	2149041F4127	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.30
内用薬	2149041F4178	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	17.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149041F4194	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	17.30
内用薬	2149041F4208	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	17.30
内用薬	2149041F4224	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.30
内用薬	2149041F4232	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「サンド」	サンド	17.30
内用薬	2149041F4267	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	17.30
内用薬	2149041F4275	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2149041F4283	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「日医工」	日医工	17.30
内用薬	2149041F4291	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	17.30
内用薬	2149041F4364	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　バルサルタン錠１６０ｍｇ「Ｍｅ」	Ｍｅ　ファルマ	17.30
内用薬	2149041F6030	バルサルタン	４０ｍｇ１錠	バルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149041F7037	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	バルサルタンＯＤ錠８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.20
内用薬	2149041F8033	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	バルサルタンＯＤ錠１６０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2149042F1017	テルミサルタン	２０ｍｇ１錠	テルミサルタン２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149042F2013	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	テルミサルタン４０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149042F2030	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠４０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.00
内用薬	2149042F2080	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠４０ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	15.30
内用薬	2149042F2137	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠４０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.00
内用薬	2149042F2200	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	2149042F2242	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠４０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	16.00
内用薬	2149042F3010	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	テルミサルタン８０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149042F3036	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	23.50
内用薬	2149042F3060	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	23.50
内用薬	2149042F3087	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	22.10
内用薬	2149042F3133	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	23.50
内用薬	2149042F3206	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.50
内用薬	2149042F3249	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　テルミサルタン錠８０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	23.50
内用薬	2149042F4016	テルミサルタン	２０ｍｇ１錠	テルミサルタン２０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149042F5020	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	テルミサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2149042F5039	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	テルミサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	2149043F2018	アゼルニジピン	１６ｍｇ１錠	アゼルニジピン１６ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149043F2077	アゼルニジピン	１６ｍｇ１錠	局　アゼルニジピン錠１６ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	11.90
内用薬	2149043F2140	アゼルニジピン	１６ｍｇ１錠	局　アゼルニジピン錠１６ｍｇ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	11.90
内用薬	2149044F1016	オルメサルタンメドキソミル	１０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149044F2012	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149044F2039	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	局　オルメサルタン錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.60
内用薬	2149044F2098	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	局　オルメサルタン錠２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	14.60
内用薬	2149044F2110	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	局　オルメサルタン錠２０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	16.60
内用薬	2149044F4015	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル４０ｍｇ錠		12.40
内用薬	2149044F4031	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	局　オルメサルタン錠４０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	23.10
内用薬	2149044F4104	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	局　オルメサルタン錠４０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	23.10
内用薬	2149044F5011	オルメサルタンメドキソミル	１０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル１０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149044F6018	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル２０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149044F6034	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.60
内用薬	2149044F6085	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.60
内用薬	2149044F6123	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	16.60
内用薬	2149044F6140	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.60
内用薬	2149044F7014	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメサルタンメドキソミル４０ｍｇ口腔内崩壊錠		12.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149044F7030	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	23.10
内用薬	2149044F7073	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.10
内用薬	2149044F7138	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	23.10
内用薬	2149045F1037	エプレレノン	２５ｍｇ１錠	局　エプレレノン錠２５ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	10.80
内用薬	2149045F2033	エプレレノン	５０ｍｇ１錠	局　エプレレノン錠５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	18.40
内用薬	2149045F3030	エプレレノン	１００ｍｇ１錠	局　エプレレノン錠１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	35.00
内用薬	2149046F1015	イルベサルタン	５０ｍｇ１錠	イルベサルタン５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149046F1120	イルベサルタン	５０ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠５０ｍｇ「日医工」	日医工	10.40
内用薬	2149046F2011	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	イルベサルタン１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149046F2046	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「ＤＳＰＢ」	住友ファーマプロモ	14.60
内用薬	2149046F2070	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	15.90
内用薬	2149046F2097	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	15.90
内用薬	2149046F2100	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.90
内用薬	2149046F2119	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.90
内用薬	2149046F2143	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	15.90
内用薬	2149046F2151	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠１００ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	15.90
内用薬	2149046F3018	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	イルベサルタン２００ｍｇ錠		11.90
内用薬	2149046F3042	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「ＤＳＰＢ」	住友ファーマプロモ	22.90
内用薬	2149046F3077	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	13.50
内用薬	2149046F3093	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	22.90
内用薬	2149046F3107	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.90
内用薬	2149046F3115	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.90
内用薬	2149046F3131	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	13.50
内用薬	2149046F3140	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	22.90
内用薬	2149046F3158	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベサルタン錠２００ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	22.90
内用薬	2149046F4022	イルベサルタン	５０ｍｇ１錠	イルベサルタンＯＤ錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149046F5029	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	イルベサルタンＯＤ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.90
内用薬	2149046F6025	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	イルベサルタンＯＤ錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.90
内用薬	2149048F1030	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	25.80
内用薬	2149048F1049	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.80
内用薬	2149048F1057	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「サンド」	サンド	25.80
内用薬	2149048F1065	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	25.80
内用薬	2149048F1073	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.80
内用薬	2149048F1081	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	25.80
内用薬	2149048F1090	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	25.80
内用薬	2149048F2037	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	38.30
内用薬	2149048F2045	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	38.30
内用薬	2149048F2053	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「サンド」	サンド	38.30
内用薬	2149048F2061	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	38.30
内用薬	2149048F2070	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	38.30
内用薬	2149048F2088	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	38.30
内用薬	2149048F2096	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠４０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	38.30
内用薬	2149048F3033	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.10
内用薬	2149048F3041	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.10
内用薬	2149048F3050	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「サンド」	サンド	17.10
内用薬	2149048F3068	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	17.10
内用薬	2149048F3076	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149048F3084	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	17.10
内用薬	2149048F3092	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタン錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.10
内用薬	2149048F4021	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	17.10
内用薬	2149048F4030	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	17.10
内用薬	2149048F4048	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	17.10
内用薬	2149048F4056	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.10
内用薬	2149048F4064	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	17.10
内用薬	2149048F4072	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	17.10
内用薬	2149048F4080	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	17.10
内用薬	2149048F5028	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	25.80
内用薬	2149048F5036	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	25.80
内用薬	2149048F5044	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	25.80
内用薬	2149048F5052	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.80
内用薬	2149048F5060	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	25.80
内用薬	2149048F5079	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	25.80
内用薬	2149048F5087	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	25.80
内用薬	2149048F6024	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	38.30
内用薬	2149048F6032	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	38.30
内用薬	2149048F6040	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	38.30
内用薬	2149048F6059	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	38.30
内用薬	2149048F6067	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	38.30
内用薬	2149048F6075	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	38.30
内用薬	2149048F6083	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルサルタンＯＤ錠４０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	38.30
内用薬	2149110F1082	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＥＰ」	第一三共エスファ	16.10
内用薬	2149110F1104	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.10
内用薬	2149110F1155	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	16.10
内用薬	2149110F1163	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＹＤ」	陽進堂	16.10
内用薬	2149110F1198	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「杏林」	キョーリンリメディオ	16.10
内用薬	2149110F1201	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ケミファ」	日本ケミファ	16.10
内用薬	2149110F1210	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	16.10
内用薬	2149110F1236	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「三和」	三和化学研究所	16.10
内用薬	2149110F1260	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ツルハラ」	鶴原製薬	16.10
内用薬	2149110F1279	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	16.10
内用薬	2149110F1287	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「日医工」	日医工	16.10
内用薬	2149110F1295	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「日新」	日新製薬（山形）	16.10
内用薬	2149110F1309	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ニプロ」	ニプロ	16.10
内用薬	2149110F1350	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	22.20
内用薬	2149110F1368	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	16.10
内用薬	2149110F1376	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	16.10
内用薬	2149110F2011	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジドＨＤ錠		19.80
内用薬	2149110F2070	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「三和」	三和化学研究所	29.10
内用薬	2149110F2100	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＥＰ」	第一三共エスファ	29.10
内用薬	2149110F2151	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	29.10
内用薬	2149110F2194	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ケミファ」	日本ケミファ	29.10
内用薬	2149110F2232	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	29.10
内用薬	2149110F2240	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「日医工」	日医工	29.10
内用薬	2149110F2259	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「日新」	日新製薬（山形）	29.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149110F2291	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「サワイ」	沢井製薬	29.10
内用薬	2149110F2321	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	45.00
内用薬	2149110F2330	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	29.10
内用薬	2149110F2348	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	29.10
内用薬	2149111F1036	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　カデチア配合錠ＬＤ「あすか」	あすか製薬	11.50
内用薬	2149111F1044	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　カデチア配合錠ＬＤ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	11.50
内用薬	2149111F2032	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　カデチア配合錠ＨＤ「あすか」	あすか製薬	21.50
内用薬	2149111F2040	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　カデチア配合錠ＨＤ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	21.50
内用薬	2149112F1030	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「サンド」	サンド	17.80
内用薬	2149112F1057	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.80
内用薬	2149112F1065	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.80
内用薬	2149112F1073	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「サワイ」	沢井製薬	17.80
内用薬	2149112F1090	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「ツルハラ」	鶴原製薬	17.80
内用薬	2149112F1103	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「トーワ」	東和薬品	17.80
内用薬	2149112F1120	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	17.80
内用薬	2149112F2037	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「サンド」	サンド	18.90
内用薬	2149112F2053	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＪＧ」	日本ジェネリック	18.90
内用薬	2149112F2061	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＴＣＫ」	辰巳化学	18.90
内用薬	2149112F2070	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「サワイ」	沢井製薬	18.90
内用薬	2149112F2100	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「トーワ」	東和薬品	18.90
内用薬	2149112F2126	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	18.90
内用薬	2149113F1035	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＡＰ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.80
内用薬	2149113F1043	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＡＰ「サワイ」	沢井製薬	19.80
内用薬	2149113F1060	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＡＰ「トーワ」	東和薬品	19.80
内用薬	2149113F1078	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＡＰ「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2149113F1086	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.80
内用薬	2149113F2015	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジドＢＰ錠		10.80
内用薬	2149113F2031	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＢＰ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	27.60
内用薬	2149113F2040	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＢＰ「サワイ」	沢井製薬	27.60
内用薬	2149113F2066	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＢＰ「トーワ」	東和薬品	27.60
内用薬	2149113F2082	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　テルチア配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	27.60
内用薬	2149114F1030	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	14.00
内用薬	2149114F1056	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	14.00
内用薬	2149114F1064	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＪＧ」	日本ジェネリック	11.50
内用薬	2149114F1099	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＴＣＫ」	辰巳化学	14.00
内用薬	2149114F1102	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＹＤ」	陽進堂	14.00
内用薬	2149114F1137	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「オーハラ」	大原薬品工業	11.50
内用薬	2149114F1153	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「杏林」	キョーリンリメディオ	11.50
内用薬	2149114F1161	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ケミファ」	日本ケミファ	14.00
内用薬	2149114F1170	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「サワイ」	沢井製薬	14.00
内用薬	2149114F1188	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「サンド」	サンド	14.00
内用薬	2149114F1218	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「トーワ」	東和薬品	14.00
内用薬	2149114F1234	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「日新」	日新製薬（山形）	11.50
内用薬	2149114F1285	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合錠「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	11.50
内用薬	2149114F2044	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合ＯＤ錠「日医工」	日医工	14.00
内用薬	2149114F2060	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	アムバロ配合ＯＤ錠「トーワ」	東和薬品	14.00
内用薬	2149116F1039	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「あすか」	あすか製薬	19.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149116F1047	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「サンド」	サンド	19.00
内用薬	2149116F1055	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「ニプロ」	ニプロ	19.00
内用薬	2149116F1071	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「日新」	日新製薬（山形）	19.00
内用薬	2149116F1080	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	19.00
内用薬	2149116F1098	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.00
内用薬	2149116F2035	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「あすか」	あすか製薬	19.00
内用薬	2149116F2043	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「サンド」	サンド	19.00
内用薬	2149116F2051	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「ニプロ」	ニプロ	19.00
内用薬	2149116F2078	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「日新」	日新製薬（山形）	19.00
内用薬	2149116F2086	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	19.00
内用薬	2149116F2094	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　カムシア配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.00
内用薬	2149117F1033	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.50
内用薬	2149117F1041	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「ＥＥ」	ニプロファーマ	19.50
内用薬	2149117F1050	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「サワイ」	沢井製薬	19.50
内用薬	2149117F1076	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「トーワ」	東和薬品	19.50
内用薬	2149117F1084	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	テラムロ配合錠ＡＰ「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2149117F1092	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「ニプロ」	ニプロ	10.80
内用薬	2149117F1114	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.50
内用薬	2149117F2030	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	28.30
内用薬	2149117F2048	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「ＥＥ」	ニプロファーマ	28.30
内用薬	2149117F2056	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「サワイ」	沢井製薬	28.30
内用薬	2149117F2072	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「トーワ」	東和薬品	28.30
内用薬	2149117F2080	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	テラムロ配合錠ＢＰ「日医工」	日医工	12.60
内用薬	2149117F2099	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「ニプロ」	ニプロ	12.60
内用薬	2149117F2110	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　テラムロ配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	28.30
内用薬	2149118F1011	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩ＬＤ錠		10.80
内用薬	2149118F1038	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ＤＳＰＢ」	住友ファーマプロモ	15.60
内用薬	2149118F1054	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ＪＧ」	長生堂製薬	15.60
内用薬	2149118F1062	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	15.60
内用薬	2149118F1089	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「オーハラ」	大原薬品工業	15.60
内用薬	2149118F1100	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ケミファ」	日本ケミファ	15.60
内用薬	2149118F1119	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	15.00
内用薬	2149118F1151	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	15.60
内用薬	2149118F1194	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	15.00
内用薬	2149118F1208	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＬＤ「ダイト」	ダイト	15.60
内用薬	2149118F2018	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩ＨＤ錠		10.80
内用薬	2149118F2034	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ＤＳＰＢ」	住友ファーマプロモ	17.90
内用薬	2149118F2050	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ＪＧ」	長生堂製薬	17.90
内用薬	2149118F2069	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.90
内用薬	2149118F2077	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ＹＤ」	陽進堂	13.40
内用薬	2149118F2085	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「オーハラ」	大原薬品工業	17.90
内用薬	2149118F2093	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「杏林」	キョーリンリメディオ	13.40
内用薬	2149118F2107	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ケミファ」	日本ケミファ	17.90
内用薬	2149118F2115	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「サワイ」	沢井製薬	17.90
内用薬	2149118F2123	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「サンド」	サンド	13.40
内用薬	2149118F2158	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	17.90
内用薬	2149118F2190	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　イルアミクス配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	17.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149118F2204	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　　イルアミクス配合錠ＨＤ「ダイト」	ダイト	13.40
内用薬	2149121F1030	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	23.90
内用薬	2149121F1048	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	23.90
内用薬	2149121F1056	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＹＤ」	陽進堂	23.90
内用薬	2149121F1064	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	23.90
内用薬	2149121F1072	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	23.90
内用薬	2149121F1080	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「ツルハラ」	鶴原製薬	23.90
内用薬	2149121F1099	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2149121F1102	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＬＤ「ニプロ」	ニプロ	23.90
内用薬	2149121F2036	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	24.80
内用薬	2149121F2044	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	辰巳化学	24.80
内用薬	2149121F2052	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＹＤ」	陽進堂	24.80
内用薬	2149121F2060	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「サワイ」	沢井製薬	24.80
内用薬	2149121F2079	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	24.80
内用薬	2149121F2087	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「ツルハラ」	鶴原製薬	24.80
内用薬	2149121F2095	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	24.80
内用薬	2149121F2109	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合錠ＨＤ「ニプロ」	ニプロ	24.80
内用薬	2149121F3024	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	23.90
内用薬	2149121F3032	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2149121F3040	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「日医工」	日医工	23.90
内用薬	2149121F4020	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「サワイ」	沢井製薬	24.80
内用薬	2149121F4039	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	24.80
内用薬	2149121F4047	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「日医工」	日医工	24.80
内用薬	2160002F1087	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ミドドリン塩酸塩錠２ｍｇ「ＪＧ」	大興製薬	7.40
内用薬	2160002F1095	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ミドドリン塩酸塩錠２ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	7.40
内用薬	2160002F1109	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ミドドリン塩酸塩錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7.40
内用薬	2160002F1125	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ミドドリン塩酸塩錠２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	7.40
内用薬	2160002F1133	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	ミドドリン塩酸塩錠２ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2160003F1014	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタンコハク酸塩５０ｍｇ錠		84.60
内用薬	2160003F1081	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタン錠５０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	119.60
内用薬	2160003F1090	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタン錠５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	119.60
内用薬	2160003F1120	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタン錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	119.60
内用薬	2160003F1162	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタン錠５０ｍｇ「ＳＰＫＫ」	サンドファーマ	119.60
内用薬	2160003F1189	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	スマトリプタン錠５０ｍｇ「ＴＷ」	東和薬品	119.60
内用薬	2160003S1020	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ２ｍＬ１包	スマトリプタン内用液５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	299.30
内用薬	2160004F2015	ゾルミトリプタン	２．５ｍｇ１錠	ゾルミトリプタン２．５ｍｇ口腔内崩壊錠		102.10
内用薬	2160004F2082	ゾルミトリプタン	２．５ｍｇ１錠	ゾルミトリプタンＯＤ錠２．５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	146.90
内用薬	2160005F1030	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	102.50
内用薬	2160005F1048	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	102.50
内用薬	2160005F1056	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	102.50
内用薬	2160005F1064	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「サンド」	サンド	102.50
内用薬	2160005F1072	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	102.50
内用薬	2160005F1080	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「日医工」	日医工	102.50
内用薬	2160005F1099	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	146.90
内用薬	2160005F1110	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	エレトリプタン錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	102.50
内用薬	2160006F2030	リザトリプタン安息香酸塩	１０ｍｇ１錠	リザトリプタンＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	116.60
内用薬	2160006F2057	リザトリプタン安息香酸塩	１０ｍｇ１錠	リザトリプタンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	116.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2160006F2073	リザトリプタン安息香酸塩	１０ｍｇ１錠		リザトリプタンＯＤ錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	54.50
内用薬	2160007F1039	ナラトリプタン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		ナラトリプタン錠２．５ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	153.30
内用薬	2171005F2153	ジラゼプ塩酸塩水和物	１００ｍｇ１錠		ジラゼプ塩酸塩錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2171006F2018	ジルチアゼム塩酸塩	６０ｍｇ１錠		ジルチアゼム塩酸塩６０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171006F2107	ジルチアゼム塩酸塩	６０ｍｇ１錠		ジルチアゼム塩酸塩錠６０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7.30
内用薬	2171006N1148	ジルチアゼム塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩Ｒカプセル１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.30
内用薬	2171006N1156	ジルチアゼム塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル１００ｍｇ「日医工」	日医工	11.30
内用薬	2171006N1164	ジルチアゼム塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル１００ｍｇ「トーワ」	佐藤薬品工業	10.80
内用薬	2171006N2012	ジルチアゼム塩酸塩	２００ｍｇ１カプセル		ジルチアゼム塩酸塩２００ｍｇ徐放カプセル		16.00
内用薬	2171008F1010	ベラパミル塩酸塩	４０ｍｇ１錠		ベラパミル塩酸塩４０ｍｇ錠		6.80
内用薬	2171010B1067	ジピリダモール	１２．５％１ｇ		ジピリダモール散１２．５％「ＪＧ」	長生堂製薬	14.80
内用薬	2171010F1018	ジピリダモール	１２．５ｍｇ１錠		ジピリダモール１２．５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171010F2014	ジピリダモール	２５ｍｇ１錠		ジピリダモール２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171011G1018	硝酸イソソルビド	２０ｍｇ１錠		硝酸イソソルビド２０ｍｇ徐放錠		6.30
内用薬	2171011N1149	硝酸イソソルビド	２０ｍｇ１カプセル		硝酸イソソルビド徐放カプセル２０ｍｇ「Ｓｔ」	佐藤薬品工業	6.30
内用薬	2171012F1017	トラピジル	５０ｍｇ１錠		トラピジル５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171012F2013	トラピジル	１００ｍｇ１錠		トラピジル１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171014C1044	ニフェジピン	１％１ｇ	局	セパミット細粒１％	日本ジェネリック	13.40
内用薬	2171014C1060	ニフェジピン	１％１ｇ	局	ニフェジピン細粒１％「ツルハラ」	鶴原製薬	8.00
内用薬	2171014F1113	ニフェジピン	１０ｍｇ１錠		ニフェジピン錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	2171014M1015	ニフェジピン	５ｍｇ１カプセル		ニフェジピン５ｍｇカプセル		6.30
内用薬	2171014M2291	ニフェジピン	１０ｍｇ１カプセル		ニフェジピンカプセル１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	8.30
内用薬	2171018K1039	ニトログリセリン	０．３ｍｇ１錠		ニトロペン舌下錠０．３ｍｇ	日本化薬	9.80
内用薬	2171021F2012	ベニジピン塩酸塩	４ｍｇ１錠		ベニジピン塩酸塩４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171021F3019	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠		ベニジピン塩酸塩８ｍｇ錠		15.00
内用薬	2171021F3043	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	17.70
内用薬	2171021F3124	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「ＯＭＥ」	大原薬品工業	17.70
内用薬	2171021F3159	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	17.70
内用薬	2171021F3248	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.70
内用薬	2171021F3264	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	17.70
内用薬	2171021F3280	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.70
内用薬	2171022F5016	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠		アムロジピンベシル酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171022F6306	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	10.80
内用薬	2171023F1112	一硝酸イソソルビド	１０ｍｇ１錠	局	一硝酸イソソルビド錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.40
内用薬	2183006F3040	フェノフィブラート	５３．３ｍｇ１錠	局	フェノフィブラート錠５３．３ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	9.10
内用薬	2183006F4046	フェノフィブラート	８０ｍｇ１錠	局	フェノフィブラート錠８０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	10.80
内用薬	2189010F2167	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	メバレクト錠１０ｍｇ	東菱薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2272	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「チョーセイ」	長生堂製薬	12.70
内用薬	2189010F2353	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.70
内用薬	2189010F2361	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2370	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.70
内用薬	2189010F2396	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2426	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	12.70
内用薬	2189010F2450	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	12.70
内用薬	2189010F2485	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「Ｍｅ」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	10.40
内用薬	2189010F2507	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンナトリウム錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	12.70
内用薬	2189010F2515	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189011F1017	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	シンバスタチン５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189011F2013	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	シンバスタチン１０ｍｇ錠		21.60
内用薬	2189011F3192	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	34.80
内用薬	2189012F1038	フルバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	9.80
内用薬	2189012F1070	フルバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	7.60
内用薬	2189012F2034	フルバスタチンナトリウム	２０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.90
内用薬	2189012F2077	フルバスタチンナトリウム	２０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.90
内用薬	2189012F3030	フルバスタチンナトリウム	３０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	24.60
内用薬	2189012F3073	フルバスタチンナトリウム	３０ｍｇ１錠	フルバスタチン錠３０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.20
内用薬	2189015F1015	アトルバスタチンカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	アトルバスタチンカルシウム５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189015F2011	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	アトルバスタチンカルシウム１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189015F2054	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.50
内用薬	2189015F2070	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.50
内用薬	2189015F2089	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	11.50
内用薬	2189015F2100	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	11.50
内用薬	2189015F2143	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	11.50
内用薬	2189015F2151	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ＴＳＵ」	鶴原製薬	11.50
内用薬	2189015F2178	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	11.50
内用薬	2189015F2194	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	11.50
内用薬	2189015F2216	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	11.50
内用薬	2189015F2232	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　アトルバスタチン錠１０ｍｇ「Ｍｅ」	Ｍｅ　ファルマ	11.50
内用薬	2189015F3026	アトルバスタチンカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	アトルバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2189015F4022	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	アトルバスタチンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.50
内用薬	2189016F1010	ピタバスタチンカルシウム	１ｍｇ１錠	ピタバスタチンカルシウム１ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189016F1125	ピタバスタチンカルシウム	１ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠１ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	13.60
内用薬	2189016F2016	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	ピタバスタチンカルシウム２ｍｇ錠		11.60
内用薬	2189016F2040	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	14.20
内用薬	2189016F2075	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	14.20
内用薬	2189016F2105	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「科研」	ダイト	14.20
内用薬	2189016F2121	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	25.40
内用薬	2189016F2130	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.20
内用薬	2189016F2156	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「三和」	三和化学研究所	14.20
内用薬	2189016F2172	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	14.20
内用薬	2189016F2180	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.20
内用薬	2189016F2237	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠２ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	14.20
内用薬	2189016F2296	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠２ｍｇ「ＫＯＧ」	興和ＡＧファーマ	14.20
内用薬	2189016F2318	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠２ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	14.20
内用薬	2189016F3012	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	ピタバスタチンカルシウム４ｍｇ錠		21.00
内用薬	2189016F3047	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	22.70
内用薬	2189016F3071	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	22.70
内用薬	2189016F3080	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.70
内用薬	2189016F3098	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「タカタ」	高田製薬	22.70
内用薬	2189016F3101	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.70
内用薬	2189016F3136	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠４ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	22.70
内用薬	2189016F3179	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	22.70
内用薬	2189016F3187	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	22.70
内用薬	2189016F3217	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠４ｍｇ「日医工」	日医工	22.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189016F3225	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	22.70
内用薬	2189016F3268	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	22.70
内用薬	2189016F3276	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	22.70
内用薬	2189016F3292	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠４ｍｇ「ＫＯＧ」	興和ＡＧファーマ	22.70
内用薬	2189016F3306	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	22.70
内用薬	2189016F3314	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウム錠４ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	22.70
内用薬	2189016F4019	ピタバスタチンカルシウム	１ｍｇ１錠	ピタバスタチンカルシウム１ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2189016F5031	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.20
内用薬	2189016F5066	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.20
内用薬	2189016F5074	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠２ｍｇ「ＪＧ」	ダイト	14.20
内用薬	2189016F5082	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠２ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	11.60
内用薬	2189016F5112	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウムＯＤ錠２ｍｇ「ＫＯＧ」	興和ＡＧファーマ	14.20
内用薬	2189016F6038	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠４ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.70
内用薬	2189016F6054	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠４ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.70
内用薬	2189016F6062	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠４ｍｇ「ＪＧ」	ダイト	22.70
内用薬	2189016F6070	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ・ＯＤ錠４ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	22.70
内用薬	2189016F6100	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンカルシウムＯＤ錠４ｍｇ「ＫＯＧ」	興和ＡＧファーマ	22.70
内用薬	2189017F1014	ロスバスタチンカルシウム	２．５ｍｇ１錠	ロスバスタチンカルシウム２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189017F2010	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンカルシウム５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189017F2037	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.90
内用薬	2189017F2053	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.90
内用薬	2189017F2070	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	16.90
内用薬	2189017F2142	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.90
内用薬	2189017F2215	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.90
内用薬	2189017F2304	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	16.90
内用薬	2189017F3017	ロスバスタチンカルシウム	２．５ｍｇ１錠	ロスバスタチンカルシウム２．５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2189017F4013	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンカルシウム５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2189017F4030	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16.90
内用薬	2189017F4056	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.90
内用薬	2189017F4080	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	16.90
内用薬	2189017F4110	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「科研」	ダイト	16.90
内用薬	2189017F4137	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.90
内用薬	2189017F4170	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.90
内用薬	2189017F4218	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	16.90
内用薬	2189017F5036	ロスバスタチンカルシウム	１０ｍｇ１錠	局　ロスバスタチン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.70
内用薬	2189017F6024	ロスバスタチンカルシウム	１０ｍｇ１錠	ロスバスタチンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.70
内用薬	2189018F1019	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ１０ｍｇ錠		14.60
内用薬	2189018F1035	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	28.20
内用薬	2189018F1043	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.00
内用薬	2189018F1051	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	28.20
内用薬	2189018F1078	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	28.20
内用薬	2189018F1086	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	28.20
内用薬	2189018F1094	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	17.00
内用薬	2189018F1108	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	17.00
内用薬	2189018F1116	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	17.00
内用薬	2189018F1124	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「ケミファ」	ダイト	17.00
内用薬	2189018F1132	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	エゼチミブ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189018F1140	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「サンド」	サンド	17.00
内用薬	2189018F1167	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.20
内用薬	2189018F1175	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	17.00
内用薬	2189018F1183	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	17.00
内用薬	2189018F1205	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	28.20
内用薬	2189018F1213	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅ　ファルマ	28.20
内用薬	2189018F2023	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠		エゼチミブＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.20
内用薬	2189019M1039	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包		オメガ－３脂肪酸エチル粒状カプセル２ｇ「ＭＪＴ」	森下仁丹	72.30
内用薬	2189019M1047	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包		オメガ－３脂肪酸エチル粒状カプセル２ｇ「ＹＤ」	陽進堂	72.30
内用薬	2189019M1055	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包		オメガ－３脂肪酸エチル粒状カプセル２ｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	72.30
内用薬	2189019M1063	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包		オメガ－３脂肪酸エチル粒状カプセル２ｇ「トーワ」	東和薬品	72.30
内用薬	2189019M1071	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包		オメガ－３脂肪酸エチル粒状カプセル２ｇ「ニプロ」	ニプロ	64.90
内用薬	2189101F1038	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	１錠		エゼアト配合錠ＬＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	50.00
内用薬	2189101F2034	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	１錠		エゼアト配合錠ＨＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	49.00
内用薬	2189102F1032	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠		エゼロス配合錠ＬＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	31.60
内用薬	2189102F1040	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠		エゼロス配合錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	31.60
内用薬	2189102F2039	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠		エゼロス配合錠ＨＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	31.30
内用薬	2189102F2047	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠		エゼロス配合錠ＨＤ「サワイ」	沢井製薬	31.30
内用薬	2190006M1210	トコフェロールニコチン酸エステル	１００ｍｇ１カプセル		トコフェロールニコチン酸エステルカプセル１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2190006M2225	トコフェロールニコチン酸エステル	２００ｍｇ１カプセル		トコフェロールニコチン酸エステルカプセル２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7.50
内用薬	2190006M2233	トコフェロールニコチン酸エステル	２００ｍｇ１カプセル		トコフェロールニコチン酸エステルカプセル２００ｍｇ「日医工」	日医工ファーマ	7.50
内用薬	2190006M2241	トコフェロールニコチン酸エステル	２００ｍｇ１カプセル		トコフェロールニコチン酸エステルカプセル２００ｍｇ「ＴＣ」	東洋カプセル	7.50
内用薬	2190006M2250	トコフェロールニコチン酸エステル	２００ｍｇ１カプセル		トコフェロールニコチン酸エステルカプセル２００ｍｇ「ホリイ」	堀井薬品工業	6.30
内用薬	2190016B1043	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	９６．７％１ｇ		ポリスチレンスルホン酸Ｃａ散９６．７％分包５．１７ｇ〈ハチ〉	東洋製薬化成	6.90
内用薬	2190016D1036	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	８９．２９％１ｇ		ポリスチレンスルホン酸Ｃａ顆粒８９．２９％分包５．６ｇ「三和」	三和化学研究所	13.10
内用薬	2190021C1058	ニセルゴリン	１％１ｇ	局	ニセルゴリン細粒１％「サワイ」	沢井製薬	9.70
内用薬	2190021F1011	ニセルゴリン	５ｍｇ１錠		ニセルゴリン５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2190022F1016	アメジニウムメチル硫酸塩	１０ｍｇ１錠		アメジニウムメチル硫酸塩１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2190024F1040	沈降炭酸カルシウム	５００ｍｇ１錠	局	沈降炭酸カルシウム錠５００ｍｇ「三和」	三和化学研究所	6.20
内用薬	2190024F1066	沈降炭酸カルシウム	５００ｍｇ１錠	局	沈降炭酸カルシウム錠５００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.20
内用薬	2190024F2038	沈降炭酸カルシウム	２５０ｍｇ１錠	局	沈降炭酸カルシウム錠２５０ｍｇ「三和」	三和化学研究所	6.10
内用薬	2190026F1014	ボセンタン水和物	６２．５ｍｇ１錠		ボセンタン６２．５ｍｇ錠		393.10
内用薬	2190026R1029	ボセンタン水和物	６．２５％１ｇ		ボセンタン成人用ＤＳ６．２５％「モチダ」	持田製薬販売	523.70
内用薬	2190028F1030	シルデナフィルクエン酸塩	２０ｍｇ１錠		シルデナフィル錠２０ｍｇＲＥ「ＪＧ」	日本ジェネリック	307.10
内用薬	2190029D1033	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	29.00
内用薬	2190029D1041	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	29.00
内用薬	2190029D1050	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	40.00
内用薬	2190029D1068	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	29.00
内用薬	2190029D1076	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	41.00
内用薬	2190029D1084	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	29.00
内用薬	2190029D1092	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包２５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	40.00
内用薬	2190029D2030	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	51.30
内用薬	2190029D2064	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	45.40
内用薬	2190029D2072	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	45.70
内用薬	2190029D2080	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包		炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	47.70
内用薬	2190029F3037	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠		炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	32.20
内用薬	2190029F3053	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠		炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	27.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2190029F3061	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	32.20
内用薬	2190029F3070	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「ＦＣＩ」	富士化学工業	32.20
内用薬	2190029F3088	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	27.70
内用薬	2190029F4033	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	47.40
内用薬	2190029F4050	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	38.90
内用薬	2190029F4068	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	47.40
内用薬	2190029F4076	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「ＦＣＩ」	富士化学工業	47.40
内用薬	2190029F4084	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	38.90
内用薬	2190030F1037	タダラフィル	２０ｍｇ１錠	タダラフィル錠２０ｍｇＡＤ「ＪＧ」	日本ジェネリック	489.60
内用薬	2190030F1045	タダラフィル	２０ｍｇ１錠	タダラフィル錠２０ｍｇＡＤ「ＴＥ」	トーアエイヨー	279.80
内用薬	2190030F1053	タダラフィル	２０ｍｇ１錠	タダラフィル錠２０ｍｇＡＤ「杏林」	キョーリンリメディオ	279.80
内用薬	2190030F1061	タダラフィル	２０ｍｇ１錠	タダラフィル錠２０ｍｇＡＤ「サワイ」	沢井製薬	279.80
内用薬	2190031F1031	アンブリセンタン	２．５ｍｇ１錠	アンブリセンタン錠２．５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	1,227.50
内用薬	2190031F1040	アンブリセンタン	２．５ｍｇ１錠	アンブリセンタン錠２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	984.30
内用薬	2190031F1058	アンブリセンタン	２．５ｍｇ１錠	アンブリセンタン錠２．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	984.30
内用薬	2190101F1039	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	10.50
内用薬	2190101F1063	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「ＴＣＫ」	辰巳化学	21.40
内用薬	2190101F1071	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「ケミファ」	日本ケミファ	21.30
内用薬	2190101F1080	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「サワイ」	沢井製薬	10.50
内用薬	2190101F1098	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「サンド」	サンド	10.50
内用薬	2190101F1101	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「トーワ」	東和薬品	10.50
内用薬	2190101F1110	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「日医工」	日医工	10.50
内用薬	2190101F1128	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠１番「ニプロ」	ニプロ	10.50
内用薬	2190102F1017	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム２番錠		16.40
内用薬	2190102F1076	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠２番「ケミファ」	日本ケミファ	34.20
内用薬	2190103F1011	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム３番錠		13.00
内用薬	2190103F1062	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠３番「ＴＣＫ」	辰巳化学	21.70
内用薬	2190103F1070	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠３番「ケミファ」	日本ケミファ	21.10
内用薬	2190104F1016	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム４番錠		18.90
内用薬	2190104F1067	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠４番「ＴＣＫ」	辰巳化学	34.40
内用薬	2190104F1075	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	アマルエット配合錠４番「ケミファ」	日本ケミファ	31.70
内用薬	2223001F2137	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	１５ｍｇ１錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠１５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	8.60
内用薬	2223001F2145	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	１５ｍｇ１錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠１５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2223001F2153	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	１５ｍｇ１錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠１５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.60
内用薬	2224001F3122	ペントキシベリンクエン酸塩	１５ｍｇ１錠	ペントキシベリンクエン酸塩錠１５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.30
内用薬	2229001R1033	ジメモルファンリン酸塩	２．５％１ｇ	ジメモルファンリン酸塩ＤＳ小児用２．５％「タカタ」	高田製薬	22.70
内用薬	2229102Q1120	鎮咳配合剤	１ｍＬ	フスコデ配合シロップ	ヴィアトリス・ヘルスケア	7.10
内用薬	2229102Q1162	鎮咳配合剤	１ｍＬ	ムコブロチン配合シロップ	東和薬品	7.10
内用薬	2233002C1089	Ｌ－カルボシステイン	５０％１ｇ	カルボシステイン細粒５０％「ツルハラ」	鶴原製薬	19.60
内用薬	2233002Q1019	Ｌ－カルボシステイン	５％１ｍＬ	Ｌ－カルボシステイン５％シロップ		5.40
内用薬	2233002Q1124	Ｌ－カルボシステイン	５％１ｍＬ	カルボシステインシロップ小児用５％「トーワ」	東和薬品	5.80
内用薬	2234001F1010	ブロムヘキシン塩酸塩	４ｍｇ１錠	ブロムヘキシン塩酸塩４ｍｇ錠		5.50
内用薬	2239001F1017	アンブロキソール塩酸塩	１５ｍｇ１錠	アンブロキソール塩酸塩１５ｍｇ錠		6.10
内用薬	2239001G1020	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１錠	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠４５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	16.10
内用薬	2239001G1039	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１錠	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠４５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.10
内用薬	2239001G1047	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１錠	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠４５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	16.10
内用薬	2239001N1119	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１カプセル	アンブロキソール塩酸塩Ｌカプセル４５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2239001N1160	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１カプセル	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル４５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.40
内用薬	2239001N1178	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１カプセル	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル４５ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	16.10
内用薬	2239001Q1018	アンブロキソール塩酸塩	０．３％１ｍＬ	アンブロキソール塩酸塩０．３％シロップ		5.60
内用薬	2239001R1013	アンブロキソール塩酸塩	１．５％１ｇ	アンブロキソール塩酸塩１．５％シロップ用		17.60
内用薬	2239001R2052	アンブロキソール塩酸塩	３％１ｇ	アンブロキソール塩酸塩ＤＳ３％「タカタ」	高田製薬	17.30
内用薬	2239001S1015	アンブロキソール塩酸塩	０．７５％１ｍＬ	アンブロキソール塩酸塩０．７５％液		3.20
内用薬	2239001S2046	アンブロキソール塩酸塩	０．３％１ｍＬ	アンブロキソール塩酸塩内用液０．３％「日医工」	日医工	6.80
内用薬	2241003S1020	オウヒエキス	１０ｍＬ	サリパラ液	丸石製薬	11.60
内用薬	2251001F3014	テオフィリン	２００ｍｇ１錠	テオフィリン２００ｍｇ徐放錠		6.30
内用薬	2251001G1092	テオフィリン	２００ｍｇ１錠	テオフィリン徐放Ｕ錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2251001G2080	テオフィリン	４００ｍｇ１錠	テオフィリン徐放Ｕ錠４００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2251001G3060	テオフィリン	１００ｍｇ１錠	テオフィリン徐放Ｕ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2251001R1107	テオフィリン	２０％１ｇ	テオフィリンドライシロップ２０％「タカタ」	高田製薬	50.10
内用薬	2251001R1123	テオフィリン	２０％１ｇ	テオフィリン徐放ドライシロップ小児用２０％「サワイ」	沢井製薬	28.90
内用薬	2251001R1131	テオフィリン	２０％１ｇ	テオフィリン徐放ＤＳ小児用２０％「トーワ」	東和薬品	30.70
内用薬	2252006R2057	フェノテロール臭化水素酸塩	０．５％１ｇ	フェノテロール臭化水素酸塩ＤＳ小児用０．５％「タカタ」	高田製薬	22.70
内用薬	2254001F1102	サルブタモール硫酸塩	２ｍｇ１錠	サルブタモール錠２ｍｇ「日医工」	日医工	6.30
内用薬	2259002R1118	ツロブテロール塩酸塩	０．１％１ｇ	ツロブテロール塩酸塩ＤＳ小児用０．１％「タカタ」	高田製薬	6.90
内用薬	2259004Q1014	プロカテロール塩酸塩水和物	０．０００５％１ｍＬ	プロカテロール塩酸塩０．０００５％シロップ		4.10
内用薬	2259004R1036	プロカテロール塩酸塩水和物	０．０１％１ｇ	プロカテロール塩酸塩ＤＳ０．０１％「タカタ」	高田製薬	22.10
内用薬	2316003B1066	ビフィズス菌	１ｇ	レベニンＳ配合散	わかもと製薬	6.90
内用薬	2316003F1025	ビフィズス菌	１錠	レベニンＳ配合錠	わかもと製薬	6.90
内用薬	2316004B1036	耐性乳酸菌	１ｇ	ビオフェルミンＲ散	ビオフェルミン製薬	6.90
内用薬	2316004F1020	耐性乳酸菌	１錠	ビオフェルミンＲ錠	ビオフェルミン製薬	6.30
内用薬	2316016B1039	耐性乳酸菌	１ｇ	レベニン散	わかもと製薬	6.90
内用薬	2316016F1022	耐性乳酸菌	１錠	レベニン錠	わかもと製薬	6.30
内用薬	2316018B1038	ビフィズス菌	２％１ｇ	ビフィスゲン散	日東薬品工業	6.50
内用薬	2316019B1059	耐性乳酸菌	１ｇ	ラックビーＲ散	興和	6.90
内用薬	2316020B1027	ビフィズス菌	１ｇ	ビオフェルミン散剤	ビオフェルミン製薬	6.90
内用薬	2316020F1029	ビフィズス菌	１錠	ビオフェルミン錠剤	ビオフェルミン製薬	6.10
内用薬	2318001F1012	ジメチコン	４０ｍｇ１錠	ジメチコン４０ｍｇ錠		6.10
内用薬	2318001F3040	ジメチコン	８０ｍｇ１錠	ジメチコン錠８０ｍｇ「ホリイ」	堀井薬品工業	6.10
内用薬	2318001Q1129	ジメチコン	２％１ｍＬ	ジメチコン内用液２％「ＦＳＫ」	伏見製薬所	3.00
内用薬	2318001Q1145	ジメチコン	２％１ｍＬ	ジメチコン内用液２％「ホリイ」	堀井薬品工業	3.00
内用薬	2319001F1060	ロペラミド塩酸塩	１ｍｇ１錠	ロペラミド塩酸塩錠１ｍｇ「あすか」	日医工	6.30
内用薬	2319001M1019	ロペラミド塩酸塩	１ｍｇ１カプセル	ロペラミド塩酸塩１ｍｇカプセル		6.30
内用薬	2319100F1080	ベルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス	１錠	リーダイ配合錠	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2323001D3073	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	１％１ｇ	アズレン顆粒１％「ツルハラ」	鶴原製薬	9.50
内用薬	2323001F1250	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	２ｍｇ１錠	アズレン錠２ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	2325001C1142	シメチジン	２０％１ｇ	シメチジン細粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.70
内用薬	2325001F1017	シメチジン	２００ｍｇ１錠	シメチジン２００ｍｇ錠		6.30
内用薬	2325001F2013	シメチジン	４００ｍｇ１錠	シメチジン４００ｍｇ錠		6.30
内用薬	2325003B1014	ファモチジン	１０％１ｇ	ファモチジン１０％散		36.80
内用薬	2325003B2010	ファモチジン	２％１ｇ	ファモチジン２％散		9.40
内用薬	2325004M2075	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	３７．５ｍｇ１カプセル	局　ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル３７．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2325005F1040	ニザチジン	１５０ｍｇ１錠	ニザチジン錠１５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.80
内用薬	2325006F2016	ラフチジン	１０ｍｇ１錠	ラフチジン１０ｍｇ錠		10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2329002D3012	アルジオキサ	２５％１ｇ	アルジオキサ２５％顆粒		8.00
内用薬	2329002D4310	アルジオキサ	５０％１ｇ	局　アルジオキサ顆粒５０％「ツルハラ」	鶴原製薬	8.00
内用薬	2329002D4329	アルジオキサ	５０％１ｇ	局　アルジオキサ顆粒５０％「あすか」	あすか製薬	8.50
内用薬	2329002F2017	アルジオキサ	１００ｍｇ１錠	アルジオキサ１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	2329005F1014	ピレンゼピン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１錠	ピレンゼピン塩酸塩２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2329008S1130	スクラルファート水和物	１０％１ｍＬ	スクラルファート内用液１０％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1.50
内用薬	2329009F1012	スルピリド	５０ｍｇ１錠	スルピリド５０ｍｇ錠		6.80
内用薬	2329009M1364	スルピリド	５０ｍｇ１カプセル	局　スルピリドカプセル５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.80
内用薬	2329020F1019	イルソグラジンマレイン酸塩	２ｍｇ１錠	イルソグラジンマレイン酸塩２ｍｇ錠		10.60
内用薬	2329021D1071	レバミピド	２０％１ｇ	レバミピド顆粒２０％「タカタ」	高田製薬	14.50
内用薬	2329022H1019	オメプラゾール	２０ｍｇ１錠	オメプラゾール２０ｍｇ腸溶錠		18.30
内用薬	2329022H1140	オメプラゾール	２０ｍｇ１錠	局　オメプラゾール錠２０ｍｇ「ＴＳＵ」	鶴原製薬	20.20
内用薬	2329022H2015	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	オメプラゾール１０ｍｇ腸溶錠		11.90
内用薬	2329022H2082	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	局　オメプラゾール錠１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	13.40
内用薬	2329022H2139	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	局　オメプラゾール錠１０ｍｇ「ＴＳＵ」	鶴原製薬	13.40
内用薬	2329022H2201	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	局　オメプラゾール錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.40
内用薬	2329023F1012	ランソプラゾール	１５ｍｇ１錠	ランソプラゾール１５ｍｇ腸溶性口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2329023F2019	ランソプラゾール	３０ｍｇ１錠	ランソプラゾール３０ｍｇ腸溶性口腔内崩壊錠		17.10
内用薬	2329023F2108	ランソプラゾール	３０ｍｇ１錠	局　ランソプラゾールＯＤ錠３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.50
内用薬	2329023M1143	ランソプラゾール	１５ｍｇ１カプセル	局　ランソプラゾールカプセル１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2329023M2140	ランソプラゾール	３０ｍｇ１カプセル	局　ランソプラゾールカプセル３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.50
内用薬	2329028F1015	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム１０ｍｇ錠		17.70
内用薬	2329028F1031	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ＡＡ」	あすか製薬	21.30
内用薬	2329028F1082	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	21.30
内用薬	2329028F1104	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	21.30
内用薬	2329028F1112	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	21.30
内用薬	2329028F1120	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	21.30
内用薬	2329028F1147	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ塩錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	21.30
内用薬	2329028F1155	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ塩錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	21.30
内用薬	2329028F1198	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	21.30
内用薬	2329028F1201	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム錠１０ｍｇ「科研」	ダイト	21.30
内用薬	2329028F1210	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	21.30
内用薬	2329028F1309	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	21.30
内用薬	2329028F1317	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	21.30
内用薬	2329028F1325	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	21.30
内用薬	2329028F1333	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	21.30
内用薬	2329028F2011	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム２０ｍｇ錠		22.90
内用薬	2329028F2038	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ＡＡ」	あすか製薬	40.80
内用薬	2329028F2054	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	31.30
内用薬	2329028F2062	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	31.30
内用薬	2329028F2100	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	40.80
内用薬	2329028F2119	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	40.80
内用薬	2329028F2127	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	40.80
内用薬	2329028F2143	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ塩錠２０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	40.80
内用薬	2329028F2151	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールＮａ塩錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	40.80
内用薬	2329028F2194	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	40.80
内用薬	2329028F2208	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠	ラベプラゾールナトリウム錠２０ｍｇ「科研」	ダイト	40.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2329028F2216	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	40.80
内用薬	2329028F2224	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠２０ｍｇ「サンド」	サンド	31.30
内用薬	2329028F2305	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	40.80
内用薬	2329028F2321	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	40.80
内用薬	2329028F2330	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	40.80
内用薬	2329028F3018	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム５ｍｇ錠		8.10
内用薬	2329028F3034	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「ＡＡ」	あすか製薬	11.80
内用薬	2329028F3042	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	15.70
内用薬	2329028F3069	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	14.60
内用薬	2329028F3077	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.80
内用薬	2329028F3093	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.80
内用薬	2329028F3107	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	15.70
内用薬	2329028F3123	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ塩錠５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	11.80
内用薬	2329028F3131	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ塩錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	11.80
内用薬	2329028F3158	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	15.70
内用薬	2329028F3174	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	11.80
内用薬	2329028F3182	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠５ｍｇ「サンド」	サンド	14.70
内用薬	2329028F3190	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠５ｍｇ「日医工」	日医工	11.80
内用薬	2329028F3212	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	11.80
内用薬	2329028F3239	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	11.80
内用薬	2329029M1035	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	19.40
内用薬	2329029M1043	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	19.40
内用薬	2329029M1051	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	19.40
内用薬	2329029M1060	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	19.40
内用薬	2329029M1078	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.40
内用薬	2329029M1086	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.40
内用薬	2329029M1094	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	19.40
内用薬	2329029M1108	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	19.40
内用薬	2329029M2031	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	33.70
内用薬	2329029M2040	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	33.70
内用薬	2329029M2058	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	33.70
内用薬	2329029M2066	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	33.70
内用薬	2329029M2074	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	33.70
内用薬	2329029M2082	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	33.70
内用薬	2329029M2090	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	33.70
内用薬	2329029M2104	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	33.70
内用薬	2329107D1100	ジサイクロミン・水酸化アルミニウム配合剤	１ｇ		レスポリックス配合顆粒	鶴原製薬	8.60
内用薬	2329122D1422	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・Ｌ－グルタミン	１ｇ		マナミンＧＡ配合顆粒	鶴原製薬	6.90
内用薬	2329122D1465	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・Ｌ－グルタミン	１ｇ		アズレンスルホン酸ナトリウム・Ｌ－グルタミン配合顆粒「クニヒロ」	皇漢堂製薬	6.90
内用薬	2339161P1042	ビオヂアスターゼ１０００配合剤	１カプセル		フェンラーゼ配合カプセル	日医工ファーマ	6.30
内用薬	2339178B1040	ジアスターゼ・生薬配合剤	１ｇ		ＨＭ散	小西製薬	6.90
内用薬	2339178B1075	ジアスターゼ・生薬配合剤	１ｇ		ＮＩＭ配合散	日医工	6.90
内用薬	2339226D1034	ビオヂアスターゼ２０００配合剤	１ｇ		ケイラーゼＳＡ配合顆粒	三恵薬品	9.80
内用薬	2339265F1027	ビオヂアスターゼ２０００配合剤	１錠		マックターゼ配合錠	沢井製薬	6.30
内用薬	2344005F1061	炭酸水素ナトリウム	５００ｍｇ１錠		炭酸水素ナトリウム錠５００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6.30
内用薬	2344008F1081	沈降炭酸カルシウム	５００ｍｇ１錠	局	炭カル錠５００ｍｇ「旭化成」	旭化成ファーマ	6.30
内用薬	2344009C1039	酸化マグネシウム	８３％１ｇ		酸化マグネシウム細粒８３％「ケンエー」	健栄製薬	8.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2344009C1047	酸化マグネシウム	８３％１ｇ		酸化マグネシウム細粒８３％〈ハチ〉	東洋製薬化成	8.40
内用薬	2344009C1055	酸化マグネシウム	８３％１ｇ		マグミット細粒８３％	マグミット製薬	8.60
内用薬	2344009C1063	酸化マグネシウム	８３％１ｇ		酸化マグネシウム細粒８３％「ヨシダ」	吉田製薬	8.40
内用薬	2344009F1019	酸化マグネシウム	２５０ｍｇ１錠		酸化マグネシウム２５０ｍｇ錠		6.10
内用薬	2344009F1035	酸化マグネシウム	２５０ｍｇ１錠		マグミット錠２５０ｍｇ	マグミット製薬	6.30
内用薬	2344009F2015	酸化マグネシウム	３３０ｍｇ１錠		酸化マグネシウム３３０ｍｇ錠		6.10
内用薬	2344009F2031	酸化マグネシウム	３３０ｍｇ１錠		マグミット錠３３０ｍｇ	マグミット製薬	6.30
内用薬	2344009F3038	酸化マグネシウム	２００ｍｇ１錠		マグミット錠２００ｍｇ	マグミット製薬	6.30
内用薬	2344009F3046	酸化マグネシウム	２００ｍｇ１錠		酸化マグネシウム錠２００ｍｇ「ヨシダ」	吉田製薬	6.10
内用薬	2344009F4018	酸化マグネシウム	５００ｍｇ１錠		酸化マグネシウム５００ｍｇ錠		6.10
内用薬	2344009F4034	酸化マグネシウム	５００ｍｇ１錠		マグミット錠５００ｍｇ	マグミット製薬	6.30
内用薬	2344009F5030	酸化マグネシウム	３００ｍｇ１錠		酸化マグネシウム錠３００ｍｇ「ヨシダ」	吉田製薬	6.10
内用薬	2344009F6037	酸化マグネシウム	４００ｍｇ１錠		酸化マグネシウム錠４００ｍｇ「ヨシダ」	吉田製薬	6.10
内用薬	2349101D1202	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	１ｇ		ディクアノン懸濁用配合顆粒	日新製薬（山形）	6.90
内用薬	2349101D1237	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	１ｇ		マルファ懸濁用配合顆粒	東洋製薬化成	8.90
内用薬	2349101D1245	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	１ｇ		マーレッジ懸濁用配合ＤＳ	東和薬品	6.90
内用薬	2349101D1261	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	１ｇ		リタロクス懸濁用配合顆粒	鶴原製薬	6.90
内用薬	2354001X1022	カスカラサグラダ流エキス	１０ｍＬ		※ カスカラサグラダ流エキス（司生堂）	司生堂製薬	13.40
内用薬	2354002F2028	センナエキス	８０ｍｇ１錠		ヨーデルＳ糖衣錠－８０	藤本製薬	6.30
内用薬	2354003F2014	センノシド	１２ｍｇ１錠		センノシド１２ｍｇ錠		5.50
内用薬	2359005D1128	ピコスルファートナトリウム水和物	１％１ｇ		ピコスルファートナトリウム顆粒１％「ゼリア」	日新製薬（山形）	13.20
内用薬	2359005R1109	ピコスルファートナトリウム水和物	１％１ｇ		スナイリンドライシロップ１％	ヴィアトリス・ヘルスケア	18.50
内用薬	2359005S1011	ピコスルファートナトリウム水和物	０．７５％１ｍＬ		ピコスルファートナトリウム０．７５％液		7.30
内用薬	2359005S1291	ピコスルファートナトリウム水和物	０．７５％１ｍＬ		ピコスルファートナトリウム内用液０．７５％「ＪＧ」	長生堂製薬	8.50
内用薬	2359005S1356	ピコスルファートナトリウム水和物	０．７５％１ｍＬ		ピコスルファートＮａ内用液０．７５％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	8.50
内用薬	2359102X1056	センナ・センナ実	１ｇ		ピムロ顆粒	本草製薬	7.90
内用薬	2359106B1022	複方カンゾウ	１ｇ		複方甘草散「スズ」	鈴粉末薬品	6.40
内用薬	2391001F3023	オンダンセトロン塩酸塩水和物	２ｍｇ１錠		オンダンセトロンＯＤフィルム２ｍｇ「ＧＦＰ」	ミヤリサン製薬	255.10
内用薬	2391001F4020	オンダンセトロン塩酸塩水和物	４ｍｇ１錠		オンダンセトロンＯＤフィルム４ｍｇ「ＧＦＰ」	ミヤリサン製薬	303.80
内用薬	2391002Q1026	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１包		グラニセトロン内服ゼリー１ｍｇ「ケミファ」	日医工	360.40
内用薬	2391002Q2022	グラニセトロン塩酸塩	２ｍｇ１包		グラニセトロン内服ゼリー２ｍｇ「ケミファ」	日医工	564.20
内用薬	2391008M1030	アプレピタント	８０ｍｇ１カプセル		アプレピタントカプセル８０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	565.90
内用薬	2391008M1048	アプレピタント	８０ｍｇ１カプセル		アプレピタントカプセル８０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	565.90
内用薬	2391008M2036	アプレピタント	１２５ｍｇ１カプセル		アプレピタントカプセル１２５ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	942.00
内用薬	2391008M2044	アプレピタント	１２５ｍｇ１カプセル		アプレピタントカプセル１２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	942.00
内用薬	2391008M3032	アプレピタント	１セット		アプレピタントカプセルセット「ＮＫ」	日本化薬	2,073.80
内用薬	2391008M3040	アプレピタント	１セット		アプレピタントカプセルセット「サワイ」	沢井製薬	2,073.80
内用薬	2399004C1107	メトクロプラミド	２％１ｇ		メトクロプラミド細粒２％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	2399004F1014	メトクロプラミド	５ｍｇ１錠		メトクロプラミド５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2399005F2015	ドンペリドン	１０ｍｇ１錠		ドンペリドン１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2399005R1210	ドンペリドン	１％１ｇ		ドンペリドンＤＳ小児用１％「サワイ」	沢井製薬	6.90
内用薬	2399006C1190	トリメブチンマレイン酸塩	２０％１ｇ		トリメブチンマレイン酸塩細粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	13.70
内用薬	2399006F1013	トリメブチンマレイン酸塩	１００ｍｇ１錠		トリメブチンマレイン酸塩１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	2399008F1110	イトプリド塩酸塩	５０ｍｇ１錠		イトプリド塩酸塩錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2399009F1092	メサラジン	２５０ｍｇ１錠	局	メサラジン錠２５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	16.80
内用薬	2399009F1181	メサラジン	２５０ｍｇ１錠	局	メサラジン徐放錠２５０ｍｇ「日医工Ｐ」	日医工ファーマ	13.80
内用薬	2399009F1190	メサラジン	２５０ｍｇ１錠	局	メサラジン徐放錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2399009F2064	メサラジン	５００ｍｇ１錠	局　メサラジン錠５００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	23.90
内用薬	2399009F2170	メサラジン	５００ｍｇ１錠	局　メサラジン徐放錠５００ｍｇ「日医工Ｐ」	日医工ファーマ	23.90
内用薬	2399009F2188	メサラジン	５００ｍｇ１錠	局　メサラジン徐放錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2399009F3044	メサラジン	４００ｍｇ１錠	メサラジン腸溶錠４００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.70
内用薬	2399010B1050	モサプリドクエン酸塩水和物	１％１ｇ	局　モサプリドクエン酸塩散１％「日医工」	富士化学工業	8.90
内用薬	2399010F1010	モサプリドクエン酸塩水和物	２．５ｍｇ１錠	モサプリドクエン酸塩２．５ｍｇ錠		10.50
内用薬	2454002S1157	デキサメタゾン	０．０１％１ｍＬ	デキサメタゾンエリキシル０．０１％「日新」	日新製薬（山形）	7.10
内用薬	2454004B1067	ベタメタゾン	０．１％１ｇ	ベタメタゾン散０．１％「フソー」	扶桑薬品工業	15.00
内用薬	2459100F1120	ベタメタゾン・ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	１錠	エンペラシン配合錠	沢井製薬	6.30
内用薬	2459100F1146	ベタメタゾン・ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	１錠	サクコルチン配合錠	日医工	6.30
内用薬	2459100F1189	ベタメタゾン・ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	１錠	プラデスミン配合錠	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2459100F1197	ベタメタゾン・ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	１錠	ベタセレミン配合錠	東和薬品	6.30
内用薬	2473001F1036	エストラジオール	０．５ｍｇ１錠	エストラジオール錠０．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	18.90
内用薬	2478001F2373	クロルマジノン酢酸エステル	２５ｍｇ１錠	クロルマジノン酢酸エステル錠２５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	11.40
内用薬	2478002F1096	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	２．５ｍｇ１錠	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	2478002F1100	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	２．５ｍｇ１錠	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠２．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	12.60
内用薬	2478002F2068	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	５ｍｇ１錠	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	13.50
内用薬	2478002F3064	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	２００ｍｇ１錠	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠２００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	52.80
内用薬	2482009F1058	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＬＤ「モチダ」	持田製薬販売	57.80
内用薬	2482009F1066	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＬＤ「あすか」	あすか製薬	57.80
内用薬	2482009F1074	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＬＤ「サワイ」	沢井製薬	57.80
内用薬	2482009F1082	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	57.80
内用薬	2482009F2038	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＵＬＤ「あすか」	あすか製薬	56.40
内用薬	2482009F2046	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＵＬＤ「サワイ」	沢井製薬	54.30
内用薬	2482009F2054	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＵＬＤ「トーワ」	東和薬品	56.40
内用薬	2482009F2062	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠	フリウェル配合錠ＵＬＤ「モチダ」	持田製薬販売	54.30
内用薬	2482011F1039	ドロスピレノン・エチニルエストラジオール　ベータデク	１シート	ドロエチ配合錠「あすか」	あすか製薬	2,112.30
内用薬	2491001F5170	カリジノゲナーゼ	２５単位１錠	カリジノゲナーゼ錠２５単位「日医工」	日医工	6.30
内用薬	2491001F6192	カリジノゲナーゼ	５０単位１錠	カリジノゲナーゼ錠５０単位「日医工」	日医工	10.30
内用薬	2491001F6273	カリジノゲナーゼ	５０単位１錠	カリジノゲナーゼ錠５０単位「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.30
内用薬	2499010F1031	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	48.20
内用薬	2499010F1082	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「キッセイ」	ジェイドルフ製薬	48.20
内用薬	2499010F1090	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	48.20
内用薬	2499010F1104	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	48.20
内用薬	2499010F1112	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	48.20
内用薬	2499010F1120	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠１ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	48.20
内用薬	2499010F2046	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲストＯＤ錠１ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	48.20
内用薬	2499010F2054	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲストＯＤ錠１ｍｇ「キッセイ」	ジェイドルフ製薬	48.20
内用薬	2499010F2062	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲストＯＤ錠１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	48.20
内用薬	2499010F2070	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠	ジエノゲストＯＤ錠１ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	48.20
内用薬	2499010F3034	ジエノゲスト	０．５ｍｇ１錠	ジエノゲスト錠０．５ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	38.70
内用薬	2499011F1028	デュタステリド	０．５ｍｇ１錠	デュタステリド錠０．５ｍｇＡＶ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	25.70
内用薬	2499011F1036	デュタステリド	０．５ｍｇ１錠	デュタステリド錠０．５ｍｇＡＶ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	25.70
内用薬	2499011F1044	デュタステリド	０．５ｍｇ１錠	デュタステリド錠０．５ｍｇＡＶ「ＹＤ」	陽進堂	25.70
内用薬	2499011F1052	デュタステリド	０．５ｍｇ１錠	デュタステリド錠０．５ｍｇＡＶ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	25.70
内用薬	2499011M1019	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル	デュタステリド０．５ｍｇカプセル		21.10
内用薬	2499011M1043	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル	デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	25.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2499011M1051	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	25.70
内用薬	2499011M1060	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「ＪＧ」	日本ジェネリック	25.70
内用薬	2499011M1078	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「ＴＣ」	東洋カプセル	25.70
内用薬	2499011M1094	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「サワイ」	沢井製薬	25.70
内用薬	2499011M1108	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	25.70
内用薬	2499011M1116	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「トーワ」	東和薬品	25.70
内用薬	2499011M1132	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		デュタステリドカプセル０．５ｍｇＡＶ「ニプロ」	ニプロ	25.70
内用薬	2590004F1010	リトドリン塩酸塩	５ｍｇ１錠		リトドリン塩酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2590005F1316	オキシブチニン塩酸塩	２ｍｇ１錠		オキシブチニン塩酸塩錠２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2590005F2274	オキシブチニン塩酸塩	３ｍｇ１錠		オキシブチニン塩酸塩錠３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2590005F3173	オキシブチニン塩酸塩	１ｍｇ１錠		オキシブチニン塩酸塩錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2590007F1013	プロピベリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		プロピベリン塩酸塩１０ｍｇ錠		11.10
内用薬	2590007F1307	プロピベリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.90
内用薬	2590007F1323	プロピベリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠１０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	12.90
内用薬	2590007F2257	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	23.60
内用薬	2590007F2265	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	19.90
内用薬	2590007F2273	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	23.60
内用薬	2590007F2290	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	23.60
内用薬	2590007F2303	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	16.60
内用薬	2590007F2311	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	23.60
内用薬	2590007F2338	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	19.90
内用薬	2590007F2346	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	23.60
内用薬	2590007F2362	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	プロピベリン塩酸塩錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.60
内用薬	2590008F1190	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6.30
内用薬	2590008F2014	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩０．２ｍｇ口腔内崩壊錠		13.00
内用薬	2590009F1144	ナフトピジル	２５ｍｇ１錠	局	ナフトピジル錠２５ｍｇ「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2590009F2019	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠		ナフトピジル５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2590009F3139	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局	ナフトピジル錠７５ｍｇ「日医工」	日医工	14.20
内用薬	2590009F4011	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠		ナフトピジル５０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2590009F4038	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	12.30
内用薬	2590009F4062	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.30
内用薬	2590009F4127	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠５０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	12.30
内用薬	2590009F4224	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.30
内用薬	2590009F4232	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.30
内用薬	2590009F5018	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠		ナフトピジル７５ｍｇ口腔内崩壊錠		14.20
内用薬	2590009F5069	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠７５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	19.00
内用薬	2590009F5123	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠７５ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	19.00
内用薬	2590009F5220	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.00
内用薬	2590009F5239	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局	ナフトピジルＯＤ錠７５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.00
内用薬	2590009F6014	ナフトピジル	２５ｍｇ１錠		ナフトピジル２５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2590010F1015	シロドシン	２ｍｇ１錠		シロドシン２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2590010F2011	シロドシン	４ｍｇ１錠		シロドシン４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2590010F2038	シロドシン	４ｍｇ１錠	局	シロドシン錠４ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	12.30
内用薬	2590010F2046	シロドシン	４ｍｇ１錠	局	シロドシン錠４ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.30
内用薬	2590010F2054	シロドシン	４ｍｇ１錠	局	シロドシン錠４ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	12.30
内用薬	2590010F2100	シロドシン	４ｍｇ１錠	局	シロドシン錠４ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.30
内用薬	2590010F2119	シロドシン	４ｍｇ１錠	局	シロドシン錠４ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	12.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590010F3018	シロドシン	２ｍｇ１錠	シロドシン２ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2590010F4014	シロドシン	４ｍｇ１錠	シロドシン４ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2590010F4030	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	12.30
内用薬	2590010F4057	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	12.30
内用薬	2590010F4103	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	12.30
内用薬	2590010F4111	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	12.30
内用薬	2590010F4154	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	12.30
内用薬	2590010F4170	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　シロドシンＯＤ錠４ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.30
内用薬	2590011F1036	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.30
内用薬	2590011F1044	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	22.40
内用薬	2590011F1052	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.30
内用薬	2590011F1060	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	17.30
内用薬	2590011F1079	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2590011F1087	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠２．５ｍｇ「日医工」	日医工	17.30
内用薬	2590011F2032	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	28.90
内用薬	2590011F2040	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	28.90
内用薬	2590011F2059	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.90
内用薬	2590011F2067	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	55.40
内用薬	2590011F2075	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.90
内用薬	2590011F2083	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠５ｍｇ「日医工」	日医工	28.90
内用薬	2590011F3039	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.30
内用薬	2590011F3047	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.30
内用薬	2590011F3055	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2590011F3063	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	17.30
内用薬	2590011F3071	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「日医工」	日医工	17.30
内用薬	2590011F4035	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	28.90
内用薬	2590011F4043	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.90
内用薬	2590011F4051	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.90
内用薬	2590011F4060	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	28.90
内用薬	2590011F4078	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「日医工」	日医工	28.90
内用薬	2590013F1043	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシン錠０．１ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	14.50
内用薬	2590013F1051	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシン錠０．１ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	14.50
内用薬	2590013F1060	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシン錠０．１ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	14.50
内用薬	2590013F1078	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシン錠０．１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.50
内用薬	2590013F2040	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	14.50
内用薬	2590013F2058	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	14.50
内用薬	2590013F2066	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	14.50
内用薬	2590013F2074	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	14.50
内用薬	2590013F2082	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.50
内用薬	2590013F2090	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	14.50
内用薬	2590013F2104	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	イミダフェナシンＯＤ錠０．１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.50
内用薬	2590016F1039	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「ＪＧ」	日本ジェネリック	27.20
内用薬	2590016F1047	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「あすか」	あすか製薬	14.90
内用薬	2590016F1055	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「杏林」	キョーリンリメディオ	14.90
内用薬	2590016F1063	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「サワイ」	沢井製薬	14.90
内用薬	2590016F1071	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「サンド」	サンド	14.90
内用薬	2590016F1080	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「日医工」	日医工	14.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590016F1098	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「ニプロ」	ニプロ	14.90
内用薬	2590016F1101	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「フソー」	シオノケミカル	14.90
内用薬	2590016F1110	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィル錠２．５ｍｇＺＡ「シオエ」	シオエ製薬	14.90
内用薬	2590016F2035	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「ＪＧ」	日本ジェネリック	59.90
内用薬	2590016F2043	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「あすか」	あすか製薬	30.30
内用薬	2590016F2051	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「杏林」	キョーリンリメディオ	30.30
内用薬	2590016F2060	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「サワイ」	沢井製薬	30.30
内用薬	2590016F2078	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「サンド」	サンド	30.30
内用薬	2590016F2086	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「日医工」	日医工	30.30
内用薬	2590016F2094	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「ニプロ」	ニプロ	30.30
内用薬	2590016F2108	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「フソー」	シオノケミカル	30.30
内用薬	2590016F2116	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィル錠５ｍｇＺＡ「シオエ」	シオエ製薬	30.30
内用薬	2590016F3023	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	タダラフィルＯＤ錠２．５ｍｇＺＡ「トーワ」	東和薬品	27.20
内用薬	2590016F4020	タダラフィル	５ｍｇ１錠	タダラフィルＯＤ錠５ｍｇＺＡ「トーワ」	東和薬品	30.30
内用薬	2590100X1139	オオウメガサソウエキス・ハコヤナギエキス配合剤	１錠	エルサメット配合錠	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2590100X2062	オオウメガサソウエキス・ハコヤナギエキス配合剤	１錠	エルサメットＳ配合錠	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2900002C1213	ガンマオリザノール	２０％１ｇ	ガンマオリザノール細粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	2900002F5290	ガンマオリザノール	５０ｍｇ１錠	ガンマオリザノール錠５０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	3112001F1063	アルファカルシドール	０．２５μｇ１錠	アルファカルシドール錠０．２５μｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	3112001F2060	アルファカルシドール	０．５μｇ１錠	アルファカルシドール錠０．５μｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	3112001F3066	アルファカルシドール	１μｇ１錠	アルファカルシドール錠１．０μｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	3112001M1011	アルファカルシドール	０．２５μｇ１カプセル	アルファカルシドール０．２５μｇカプセル		6.30
内用薬	3112001M2018	アルファカルシドール	０．５μｇ１カプセル	アルファカルシドール０．５μｇカプセル		6.30
内用薬	3112001M3014	アルファカルシドール	１μｇ１カプセル	アルファカルシドール１μｇカプセル		6.30
内用薬	3112001M4266	アルファカルシドール	３μｇ１カプセル	アルファカルシドールカプセル３μｇ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	14.30
内用薬	3112004M1015	カルシトリオール	０．２５μｇ１カプセル	カルシトリオール０．２５μｇカプセル		6.30
内用薬	3112004M2011	カルシトリオール	０．５μｇ１カプセル	カルシトリオール０．５μｇカプセル		7.40
内用薬	3112006M1030	エルデカルシトール	０．５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．５μｇ「サワイ」	沢井製薬	10.60
内用薬	3112006M1049	エルデカルシトール	０．５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．５μｇ「日医工」	日医工	10.60
内用薬	3112006M1057	エルデカルシトール	０．５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．５μｇ「トーワ」	東和薬品	12.30
内用薬	3112006M2037	エルデカルシトール	０．７５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．７５μｇ「サワイ」	沢井製薬	15.40
内用薬	3112006M2045	エルデカルシトール	０．７５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．７５μｇ「日医工」	日医工	15.40
内用薬	3112006M2053	エルデカルシトール	０．７５μｇ１カプセル	エルデカルシトールカプセル０．７５μｇ「トーワ」	東和薬品	18.00
内用薬	3122007F2063	フルスルチアミン	２５ｍｇ１錠	フルスルチアミン錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	3131002C1083	リボフラビン酪酸エステル	１０％１ｇ	リボフラビン酪酸エステル細粒１０％「ツルハラ」	鶴原製薬	9.50
内用薬	3131002F1012	リボフラビン酪酸エステル	２０ｍｇ１錠	リボフラビン酪酸エステル２０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3133001B1223	パンテチン	２０％１ｇ	パンテチン散２０％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	9.50
内用薬	3133001C1199	パンテチン	２０％１ｇ	パンテチン細粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	9.50
内用薬	3133001F1136	パンテチン	３０ｍｇ１錠	パンテチン錠３０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.10
内用薬	3133001F2264	パンテチン	６０ｍｇ１錠	パンテチン錠６０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.10
内用薬	3133001F3015	パンテチン	１００ｍｇ１錠	パンテチン１００ｍｇ錠		6.10
内用薬	3134002F1057	ピリドキシン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	ビタミンＢ６錠３０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	6.10
内用薬	3134003F1019	ピリドキサールリン酸エステル水和物	１０ｍｇ１錠	ピリドキサールリン酸エステル１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3134003F2163	ピリドキサールリン酸エステル水和物	２０ｍｇ１錠	ピリドキサール錠２０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	3134003F3011	ピリドキサールリン酸エステル水和物	３０ｍｇ１錠	ピリドキサールリン酸エステル３０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3136004C1038	メコバラミン	０．１％５００ｍｇ１包	メチコバール細粒０．１％	エーザイ	11.40
内用薬	3136004F1018	メコバラミン	０．２５ｍｇ１錠	メコバラミン０．２５ｍｇ錠		6.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3136004F1050	メコバラミン	０．２５ｍｇ１錠	局　メチコバール錠２５０μｇ	エーザイ	10.80
内用薬	3136004F2014	メコバラミン	０．５ｍｇ１錠	メコバラミン０．５ｍｇ錠		6.10
内用薬	3136004F2138	メコバラミン	０．５ｍｇ１錠	局　メチコバール錠５００μｇ	エーザイ	10.80
内用薬	3136004M1173	メコバラミン	０．２５ｍｇ１カプセル	メコバラミンカプセル２５０μｇ「日新」	日新製薬（山形）	6.10
内用薬	3150002D1068	トコフェロール酢酸エステル	２０％１ｇ	トコフェロール酢酸エステル顆粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	7.70
内用薬	3150002F1280	トコフェロール酢酸エステル	５０ｍｇ１錠	トコフェロール酢酸エステル錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	3150002F2065	トコフェロール酢酸エステル	１００ｍｇ１錠	トコフェロール酢酸エステル錠１００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.10
内用薬	3150002M1122	トコフェロール酢酸エステル	１００ｍｇ１カプセル	トコフェロール酢酸エステルカプセル１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6.30
内用薬	3160001F1338	フィトナジオン	５ｍｇ１錠	ビタミンＫ１錠５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	3160002M2010	メナテトレノン	１５ｍｇ１カプセル	メナテトレノン１５ｍｇカプセル		9.90
内用薬	3179101M1132	チアミンジスルフィド・Ｂ６・Ｂ１２配合剤	１カプセル	ジアイナ配合カプセル	鶴原製薬	6.30
内用薬	3179107F1041	フルスルチアミン・Ｂ２・Ｂ６・Ｂ１２配合剤	１錠	ビタダン配合錠	メディサ新薬	10.10
内用薬	3179115D1100	アスコルビン酸・パントテン酸カルシウム	１ｇ	シーピー配合顆粒	東和薬品	6.90
内用薬	3190001R1031	ビオチン	０．１％１ｇ	ビオチン・ドライシロップ０．１％「ホエイ」	東洋製薬化成	6.80
内用薬	3214001F1047	Ｌ－アスパラギン酸カルシウム水和物	２００ｍｇ１錠	Ｌ－アスパラギン酸Ｃａ錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	3214001F1063	Ｌ－アスパラギン酸カルシウム水和物	２００ｍｇ１錠	Ｌ－アスパラギン酸Ｃａ錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	3222012Q1030	溶性ピロリン酸第二鉄	１ｍＬ	インクレミンシロップ５％	アルフレッサファーマ	7.10
内用薬	3229002G1082	塩化カリウム	６００ｍｇ１錠	塩化カリウム徐放錠６００ｍｇ「Ｓｔ」	佐藤薬品工業	6.30
内用薬	3229003S1039	酢酸カリウム	１０ｍＬ	酢酸カリウム液「司生堂」	司生堂製薬	5.50
内用薬	3321002C1010	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	１０％１ｇ	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム１０％細粒		6.90
内用薬	3321002F1114	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	１０ｍｇ１錠	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	6.30
内用薬	3321002F2013	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	３０ｍｇ１錠	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム３０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3321002F2439	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	３０ｍｇ１錠	カルバゾクロムスルホン酸Ｎａ錠３０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.90
内用薬	3327002F1010	トラネキサム酸	２５０ｍｇ１錠	トラネキサム酸２５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	3327002F2050	トラネキサム酸	５００ｍｇ１錠	局　トラネキサム酸錠５００ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	11.40
内用薬	3327002M1010	トラネキサム酸	２５０ｍｇ１カプセル	トラネキサム酸２５０ｍｇカプセル		10.80
内用薬	3327002Q1089	トラネキサム酸	５％１ｍＬ	トラネキサム酸シロップ５％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	3.70
内用薬	3339003F1032	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	143.00
内用薬	3339003F1040	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバン錠１０ｍｇ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	143.00
内用薬	3339003F2039	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバン錠１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	200.00
内用薬	3339003F2047	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバン錠１５ｍｇ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	200.00
内用薬	3339003F3035	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	143.00
内用薬	3339003F3043	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	143.00
内用薬	3339003F3051	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	143.00
内用薬	3339003F3060	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	143.00
内用薬	3339003F3078	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	143.00
内用薬	3339003F3086	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	143.00
内用薬	3339003F3094	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１０ｍｇ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	143.00
内用薬	3339003F4031	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	200.00
内用薬	3339003F4040	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	200.00
内用薬	3339003F4058	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	200.00
内用薬	3339003F4066	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	200.00
内用薬	3339003F4074	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「日医工」	日医工	200.00
内用薬	3339003F4082	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	200.00
内用薬	3339003F4090	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	リバーロキサバンＯＤ錠１５ｍｇ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	200.00
内用薬	3399001F1015	チクロピジン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	チクロピジン塩酸塩１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	3399002F1010	シロスタゾール	５０ｍｇ１錠	シロスタゾール５０ｍｇ錠		10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399002F2016	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	シロスタゾール１００ｍｇ錠		11.30
内用薬	3399002F2300	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	局　シロスタゾール錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	13.90
内用薬	3399002F2393	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	局　シロスタゾール錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	13.90
内用薬	3399002F3012	シロスタゾール	５０ｍｇ１錠	シロスタゾール５０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3399002F4019	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	シロスタゾール１００ｍｇ口腔内崩壊錠		11.30
内用薬	3399002F4043	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	シロスタゾールＯＤ錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	13.90
内用薬	3399002F4060	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	シロスタゾールＯＤ錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	13.90
内用薬	3399002F4124	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	シロスタゾールＯＤ錠１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	13.90
内用薬	3399002Q1037	シロスタゾール	５０ｍｇ１包	シロスタゾール内服ゼリー５０ｍｇ「ＥＥ」	日医工	33.30
内用薬	3399002Q2033	シロスタゾール	１００ｍｇ１包	シロスタゾール内服ゼリー１００ｍｇ「ＥＥ」	日医工	41.90
内用薬	3399003F1014	リマプロスト　アルファデクス	５μｇ１錠	リマプロスト　アルファデクス５μｇ錠		8.90
内用薬	3399004M1018	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１カプセル	イコサペント酸エチル３００ｍｇカプセル		11.80
内用薬	3399004M1336	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１カプセル	局　イコサペント酸エチルカプセル３００ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	14.60
内用薬	3399004M1425	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１カプセル	局　イコサペント酸エチルカプセル３００ｍｇ「杏林」	東洋カプセル	14.60
内用薬	3399004M2014	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１包	イコサペント酸エチル３００ｍｇ粒状カプセル		15.10
内用薬	3399004M3010	イコサペント酸エチル	６００ｍｇ１包	イコサペント酸エチル６００ｍｇ粒状カプセル		29.40
内用薬	3399004M4017	イコサペント酸エチル	９００ｍｇ１包	イコサペント酸エチル９００ｍｇ粒状カプセル		41.20
内用薬	3399005F1013	ベラプロストナトリウム	２０μｇ１錠	ベラプロストナトリウム２０μｇ錠		11.40
内用薬	3399005F2060	ベラプロストナトリウム	４０μｇ１錠	局　ベラプロストＮａ錠４０μｇ「ＹＤ」	陽進堂	33.40
内用薬	3399005F2079	ベラプロストナトリウム	４０μｇ１錠	局　ベラプロストＮａ錠４０μｇ「トーワ」	東和薬品	33.40
内用薬	3399005F2109	ベラプロストナトリウム	４０μｇ１錠	局　ベラプロストＮａ錠４０μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	33.40
内用薬	3399006F1018	サルポグレラート塩酸塩	５０ｍｇ１錠	サルポグレラート塩酸塩５０ｍｇ錠		16.20
内用薬	3399006F1174	サルポグレラート塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠５０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	27.50
内用薬	3399006F1182	サルポグレラート塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.50
内用薬	3399006F2014	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	サルポグレラート塩酸塩１００ｍｇ錠		14.30
内用薬	3399006F2065	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	26.10
内用薬	3399006F2090	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	26.10
内用薬	3399006F2111	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	26.10
内用薬	3399006F2162	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	26.10
内用薬	3399006F2170	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	34.20
内用薬	3399006F2189	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	34.20
内用薬	3399006F2197	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「サンド」	サンド	26.10
内用薬	3399006F2227	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	26.10
内用薬	3399006F2308	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　サルポグレラート塩酸塩錠１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	26.10
内用薬	3399007H1013	アスピリン	１００ｍｇ１錠	アスピリン１００ｍｇ腸溶錠		6.30
内用薬	3399008F1017	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	クロピドグレル硫酸塩２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	3399008F1076	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.60
内用薬	3399008F1114	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「ＳＡＮＩＫ」	日医工	12.60
内用薬	3399008F1130	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	12.60
内用薬	3399008F1173	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「科研」	ダイト	12.60
内用薬	3399008F1190	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	12.60
内用薬	3399008F1203	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.60
内用薬	3399008F1211	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「サンド」	サンド	12.60
内用薬	3399008F1246	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	12.60
内用薬	3399008F1262	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.60
内用薬	3399008F1319	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠２５ｍｇ「明治」	高田製薬	12.60
内用薬	3399008F2072	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	28.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399008F2110	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ＳＡＮＩＫ」	日医工	28.30
内用薬	3399008F2137	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	28.30
内用薬	3399008F2145	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	17.70
内用薬	3399008F2170	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「科研」	ダイト	28.30
内用薬	3399008F2188	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	17.70
内用薬	3399008F2196	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	28.30
内用薬	3399008F2200	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.30
内用薬	3399008F2218	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「サンド」	サンド	28.30
内用薬	3399008F2226	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「三和」	日本薬品工業	17.70
内用薬	3399008F2242	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	28.30
内用薬	3399008F2269	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.30
内用薬	3399008F2277	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	17.70
内用薬	3399008F2315	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「明治」	高田製薬	28.30
内用薬	3399008F2331	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	17.70
内用薬	3399008F2340	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「クニヒロ」	皇漢堂製薬	17.70
内用薬	3399008F2358	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠７５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	17.70
内用薬	3399008F3044	クロピドグレル硫酸塩	５０ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠５０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	15.40
内用薬	3399008F3052	クロピドグレル硫酸塩	５０ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.40
内用薬	3399008F3079	クロピドグレル硫酸塩	５０ｍｇ１錠	局　　クロピドグレル錠５０ｍｇ「明治」	高田製薬	15.40
内用薬	3399009F1038	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	118.20
内用薬	3399009F1046	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	118.20
内用薬	3399009F2034	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	149.90
内用薬	3399009F2042	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	149.90
内用薬	3399009F3030	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	84.60
内用薬	3399009F3049	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	84.60
内用薬	3399009F5033	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	471.20
内用薬	3399009F5041	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	471.20
内用薬	3399100F1019	アスピリン・ダイアルミネート	８１ｍｇ１錠	アスピリン・ダイアルミネートＡ８１錠		6.30
内用薬	3921001F1031	エデト酸カルシウムナトリウム水和物	５００ｍｇ１錠	ブライアン錠５００ｍｇ	日新製薬（山形）	70.70
内用薬	3922001F2345	グルタチオン	１００ｍｇ１錠	グルタチオン錠１００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	10.10
内用薬	3929003C1059	球形吸着炭	１ｇ	球形吸着炭細粒「マイラン」	ヴィアトリス・ヘルスケア	33.70
内用薬	3929004F2013	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナートカルシウム２５ｍｇ錠		247.00
内用薬	3929004F2048	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	350.80
内用薬	3929004F2064	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	455.60
内用薬	3929004F2080	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「ＮＫ」	高田製薬	350.80
内用薬	3929004F2099	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	350.80
内用薬	3929004F2102	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	350.80
内用薬	3929004F2129	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ホリナート錠２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	350.80
内用薬	3929007D1036	酢酸亜鉛水和物	５％１ｇ	酢酸亜鉛顆粒５％「サワイ」	沢井製薬	186.00
内用薬	3929007D1044	酢酸亜鉛水和物	５％１ｇ	酢酸亜鉛顆粒５％「ノーベル」	ダイト	186.00
内用薬	3929007F1037	酢酸亜鉛水和物	２５ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	81.50
内用薬	3929007F1045	酢酸亜鉛水和物	２５ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠２５ｍｇ「ノーベル」	ダイト	81.50
内用薬	3929007F1053	酢酸亜鉛水和物	２５ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠２５ｍｇ「ケミファ」	富士化学工業	81.50
内用薬	3929007F2033	酢酸亜鉛水和物	５０ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	126.60
内用薬	3929007F2041	酢酸亜鉛水和物	５０ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠５０ｍｇ「ノーベル」	ダイト	126.60
内用薬	3929007F2050	酢酸亜鉛水和物	５０ｍｇ１錠	酢酸亜鉛錠５０ｍｇ「ケミファ」	富士化学工業	126.60
内用薬	3929008D2037	デフェラシロクス	３６０ｍｇ１包	デフェラシロクス顆粒分包３６０ｍｇ「サンド」	サンド	1,173.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3929008D2045	デフェラシロクス	３６０ｍｇ１包	デフェラシロクス顆粒分包３６０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,173.00
内用薬	3943001F1012	アロプリノール	１００ｍｇ１錠	アロプリノール１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	3943001F2019	アロプリノール	５０ｍｇ１錠	アロプリノール５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	3949002F1010	ベンズブロマロン	２５ｍｇ１錠	ベンズブロマロン２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	3949002F2017	ベンズブロマロン	５０ｍｇ１錠	ベンズブロマロン５０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3949003F1015	フェブキソスタット	１０ｍｇ１錠	フェブキソスタット１０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3949003F1112	フェブキソスタット水和物	１０ｍｇ１錠	フェブキソスタット錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6.30
内用薬	3949003F2011	フェブキソスタット	２０ｍｇ１錠	フェブキソスタット２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	3949003F2119	フェブキソスタット水和物	２０ｍｇ１錠	フェブキソスタット錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	3949003F3034	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	15.90
内用薬	3949003F3042	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	15.90
内用薬	3949003F3050	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	15.90
内用薬	3949003F3069	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	15.90
内用薬	3949003F3077	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	15.90
内用薬	3949003F3085	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	16.40
内用薬	3949003F3093	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	15.90
内用薬	3949003F3107	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.90
内用薬	3949003F3115	フェブキソスタット水和物	４０ｍｇ１錠	フェブキソスタット錠４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.30
内用薬	3949003F3123	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	16.70
内用薬	3949003F3131	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	15.90
内用薬	3949003F3140	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブキソスタット錠４０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	17.00
内用薬	3949003F4014	フェブキソスタット	１０ｍｇ１錠	フェブキソスタット１０ｍｇ口腔内崩壊錠		6.30
内用薬	3949003F5010	フェブキソスタット	２０ｍｇ１錠	フェブキソスタット２０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3949003F6025	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	フェブキソスタットＯＤ錠４０ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	17.10
内用薬	3949003F6033	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	フェブキソスタットＯＤ錠４０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	15.90
内用薬	3949003F6041	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	フェブキソスタットＯＤ錠４０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	17.10
内用薬	3949003F6050	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	フェブキソスタットＯＤ錠４０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	17.80
内用薬	3961003F2016	グリベンクラミド	２．５ｍｇ１錠	グリベンクラミド２．５ｍｇ錠		6.30
内用薬	3961007F1018	グリクラジド	４０ｍｇ１錠	グリクラジド４０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3961008F2019	グリメピリド	３ｍｇ１錠	グリメピリド３ｍｇ錠		10.80
内用薬	3961008F3015	グリメピリド	０．５ｍｇ１錠	グリメピリド０．５ｍｇ錠		10.50
内用薬	3961008F5018	グリメピリド	３ｍｇ１錠	グリメピリド３ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3961008F6014	グリメピリド	０．５ｍｇ１錠	グリメピリド０．５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.50
内用薬	3962002F1110	メトホルミン塩酸塩	２５０ｍｇ１錠	局　メトホルミン塩酸塩錠２５０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	10.50
内用薬	3969003F1093	アカルボース	５０ｍｇ１錠	アカルボース錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	3969003F1140	アカルボース	５０ｍｇ１錠	アカルボース錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.50
内用薬	3969003F2090	アカルボース	１００ｍｇ１錠	アカルボース錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.30
内用薬	3969003F2146	アカルボース	１００ｍｇ１錠	アカルボース錠１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	11.30
内用薬	3969004F1012	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	ボグリボース０．２ｍｇ錠		10.80
内用薬	3969004F2019	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	ボグリボース０．３ｍｇ錠		10.80
内用薬	3969004F3015	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	ボグリボース０．２ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3969004F3031	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	ボグリボースＯＤフィルム０．２「ＱＱ」	救急薬品工業	10.80
内用薬	3969004F4011	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	ボグリボース０．３ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3969004F4038	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	ボグリボースＯＤフィルム０．３「ＱＱ」	救急薬品工業	10.80
内用薬	3969006F2069	ナテグリニド	９０ｍｇ１錠	局　ナテグリニド錠９０ｍｇ「日医工」	日医工	14.90
内用薬	3969007F1016	ピオグリタゾン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	ピオグリタゾン塩酸塩１５ｍｇ錠		10.80
内用薬	3969007F2012	ピオグリタゾン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	ピオグリタゾン塩酸塩３０ｍｇ錠		18.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3969007F2284	ピオグリタゾン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　ピオグリタゾン錠３０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	29.80
内用薬	3969007F3019	ピオグリタゾン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	ピオグリタゾン塩酸塩１５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3969007F4015	ピオグリタゾン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	ピオグリタゾン塩酸塩３０ｍｇ口腔内崩壊錠		18.70
内用薬	3969008F3013	ミチグリニドカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	ミチグリニドカルシウム５ｍｇ口腔内崩壊錠		6.30
内用薬	3969008F3056	ミチグリニドカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	8.80
内用薬	3969008F3080	ミチグリニドカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠５ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	8.70
内用薬	3969008F4044	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	7.00
内用薬	3969008F4052	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	7.00
内用薬	3969008F4060	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠１０ｍｇ「三和」	大興製薬	7.00
内用薬	3969008F4079	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠１０ｍｇ「フソー」	リョートーファイン	7.00
内用薬	3969008F4087	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	ミチグリニドＣａ・ＯＤ錠１０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	12.50
内用薬	3969009F2011	ミグリトール	５０ｍｇ１錠	ミグリトール５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	3969009F3034	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	局　ミグリトール錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	3969009F3042	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	局　ミグリトール錠７５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	14.90
内用薬	3969009F4014	ミグリトール	５０ｍｇ１錠	ミグリトール５０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3969009F5037	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	ミグリトールＯＤ錠７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.90
内用薬	3969009F5045	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	ミグリトールＯＤ錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	3969011F1039	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	16.00
内用薬	3969011F1047	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	16.00
内用薬	3969011F1055	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	16.00
内用薬	3969011F1063	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	16.00
内用薬	3969011F1071	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.00
内用薬	3969011F1080	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	3969011F1098	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	16.00
内用薬	3969011F1101	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	16.00
内用薬	3969011F1110	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	ビルダグリプチン錠５０ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	16.00
内用薬	3969013F1038	レパグリニド	０．２５ｍｇ１錠	レパグリニド錠０．２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.60
内用薬	3969013F2034	レパグリニド	０．５ｍｇ１錠	レパグリニド錠０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	3969017F1036	サキサグリプチン水和物	２．５ｍｇ１錠	サキサグリプチン錠２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	24.40
内用薬	3969017F2032	サキサグリプチン水和物	５ｍｇ１錠	サキサグリプチン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	36.50
内用薬	3969019F1035	ダパグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダパグリフロジン錠５ｍｇ「ＴＳＰ」	Ｔ’ｓファーマ	48.70
内用薬	3969019F1043	ダパグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダパグリフロジン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	48.70
内用薬	3969019F2031	ダパグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダパグリフロジン錠１０ｍｇ「ＴＳＰ」	Ｔ’ｓファーマ	72.00
内用薬	3969019F2040	ダパグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダパグリフロジン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	72.00
内用薬	3969104F1037	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	メホビル配合錠ＬＤ「トーワ」	東和薬品	22.60
内用薬	3969104F1045	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	メホビル配合錠ＬＤ「日新」	日新製薬（山形）	22.70
内用薬	3969104F2033	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	メホビル配合錠ＨＤ「トーワ」	東和薬品	22.40
内用薬	3969104F2041	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	メホビル配合錠ＨＤ「日新」	日新製薬（山形）	22.50
内用薬	3999001Q6029	ラクツロース	５４．１６７％１２ｇ１包	ラグノスＮＦ経口ゼリー分包１２ｇ	三和化学研究所	49.40
内用薬	3999003F1017	カモスタットメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	カモスタットメシル酸塩１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	3999004M3013	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	シクロスポリン１０ｍｇカプセル		20.80
内用薬	3999004M3080	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	シクロスポリンカプセル１０ｍｇ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	27.30
内用薬	3999004M3102	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	シクロスポリンカプセル１０ｍｇ「日医工」	日医工	27.30
内用薬	3999004M3129	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	シクロスポリンカプセル１０ｍｇ「ＴＣ」	東洋カプセル	27.30
内用薬	3999004M3145	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	シクロスポリンカプセル１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	27.30
内用薬	3999004M4010	シクロスポリン	２５ｍｇ１カプセル	シクロスポリン２５ｍｇカプセル		48.90
内用薬	3999004M4087	シクロスポリン	２５ｍｇ１カプセル	シクロスポリンカプセル２５ｍｇ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	53.50

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999004M4109	シクロスポリン	２５ｍｇ１カプセル		シクロスポリンカプセル２５ｍｇ「日医工」	日医工	53.50
内用薬	3999004M4141	シクロスポリン	２５ｍｇ１カプセル		シクロスポリンカプセル２５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	53.50
内用薬	3999004M5016	シクロスポリン	５０ｍｇ１カプセル		シクロスポリン５０ｍｇカプセル		76.00
内用薬	3999004M5083	シクロスポリン	５０ｍｇ１カプセル		シクロスポリンカプセル５０ｍｇ「ＢＭＤ」	ビオメディクス	88.50
内用薬	3999004M5121	シクロスポリン	５０ｍｇ１カプセル		シクロスポリンカプセル５０ｍｇ「ＴＣ」	東洋カプセル	88.50
内用薬	3999004M5148	シクロスポリン	５０ｍｇ１カプセル		シクロスポリンカプセル５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	88.50
内用薬	3999006A1030	Ｌ－システイン	３２％１ｇ		ハイチオール散３２％	久光製薬	8.30
内用薬	3999006F1037	Ｌ－システイン	４０ｍｇ１錠		ハイチオール錠４０	久光製薬	6.30
内用薬	3999006F2033	Ｌ－システイン	８０ｍｇ１錠		ハイチオール錠８０	久光製薬	6.30
内用薬	3999013F1355	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局	エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	12.90
内用薬	3999013F1410	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局	エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	10.90
内用薬	3999014F1015	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１錠		タクロリムス０．５ｍｇ錠		88.10
内用薬	3999014F1031	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１錠		タクロリムス錠０．５ｍｇ「日医工」	日医工	90.00
内用薬	3999014F1058	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１錠		タクロリムス錠０．５ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	90.00
内用薬	3999014F2011	タクロリムス水和物	１ｍｇ１錠		タクロリムス１ｍｇ錠		149.50
内用薬	3999014F2038	タクロリムス水和物	１ｍｇ１錠		タクロリムス錠１ｍｇ「日医工」	日医工	153.50
内用薬	3999014F2054	タクロリムス水和物	１ｍｇ１錠		タクロリムス錠１ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	153.50
内用薬	3999014F3018	タクロリムス水和物	１．５ｍｇ１錠		タクロリムス１．５ｍｇ錠		239.10
内用薬	3999014F3042	タクロリムス水和物	１．５ｍｇ１錠		タクロリムス錠１．５ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	236.20
内用薬	3999014F4014	タクロリムス水和物	３ｍｇ１錠		タクロリムス３ｍｇ錠		364.20
内用薬	3999014F4049	タクロリムス水和物	３ｍｇ１錠		タクロリムス錠３ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	375.00
内用薬	3999014F5010	タクロリムス水和物	５ｍｇ１錠		タクロリムス５ｍｇ錠		557.70
内用薬	3999014F5037	タクロリムス水和物	５ｍｇ１錠		タクロリムス錠５ｍｇ「日医工」	日医工	603.70
内用薬	3999014F5053	タクロリムス水和物	５ｍｇ１錠		タクロリムス錠５ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	603.70
内用薬	3999014F6017	タクロリムス水和物	２ｍｇ１錠		タクロリムス２ｍｇ錠		277.00
内用薬	3999014F6025	タクロリムス水和物	２ｍｇ１錠		タクロリムス錠２ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	274.70
内用薬	3999014M1014	タクロリムス水和物	１ｍｇ１カプセル		タクロリムス１ｍｇカプセル		149.50
内用薬	3999014M1049	タクロリムス水和物	１ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル１ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	153.50
内用薬	3999014M1065	タクロリムス水和物	１ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル１ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	153.50
内用薬	3999014M1073	タクロリムス水和物	１ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル１ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	153.50
内用薬	3999014M2010	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１カプセル		タクロリムス０．５ｍｇカプセル		88.10
内用薬	3999014M2045	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル０．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	90.00
内用薬	3999014M2061	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル０．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	90.00
内用薬	3999014M2070	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル０．５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	90.00
内用薬	3999014M3017	タクロリムス水和物	５ｍｇ１カプセル		タクロリムス５ｍｇカプセル		557.70
内用薬	3999014M3041	タクロリムス水和物	５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	603.70
内用薬	3999014M3068	タクロリムス水和物	５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	603.70
内用薬	3999014M3076	タクロリムス水和物	５ｍｇ１カプセル	局	タクロリムスカプセル５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	603.70
内用薬	3999016F1014	メトトレキサート	２ｍｇ１錠		メトトレキサート２ｍｇ錠		46.80
内用薬	3999016F1030	メトトレキサート	２ｍｇ１錠		メトトレキサート錠２ｍｇ「タナベ」	田辺ファーマ	59.40
内用薬	3999016F1073	メトトレキサート	２ｍｇ１錠		メトトレキサート錠２ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	59.40
内用薬	3999016F2029	メトトレキサート	１ｍｇ１錠		メトトレキサート錠１ｍｇ「日本臓器」	日本臓器製薬	21.10
内用薬	3999016M1056	メトトレキサート	２ｍｇ１カプセル	局	メトトレキサートカプセル２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	46.80
内用薬	3999016M1064	メトトレキサート	２ｍｇ１カプセル	局	メトトレキサートカプセル２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	59.40
内用薬	3999016M1080	メトトレキサート	２ｍｇ１カプセル	局	メトトレキサートカプセル２ｍｇ「サンド」	サンド	59.40
内用薬	3999018F1013	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠		アレンドロン酸ナトリウム５ｍｇ錠		14.30
内用薬	3999018F1196	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局	アレンドロン酸錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	30.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999018F1200	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	30.20
内用薬	3999018F2010	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	アレンドロン酸ナトリウム３５ｍｇ錠		87.40
内用薬	3999019F1018	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	リセドロン酸ナトリウム２．５ｍｇ錠		17.80
内用薬	3999019F1069	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠２．５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	20.10
内用薬	3999019F1123	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠２．５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	20.10
内用薬	3999019F1166	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠２．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	20.10
内用薬	3999019F2049	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	81.20
内用薬	3999019F2057	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	87.80
内用薬	3999019F2081	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	87.80
内用薬	3999019F2162	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	87.80
内用薬	3999019F2170	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「日医工」	日医工	81.20
内用薬	3999019F2189	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸Ｎａ錠１７．５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	87.80
内用薬	3999019F2243	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸ナトリウム錠１７．５ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	87.80
内用薬	3999019F3010	リセドロン酸ナトリウム水和物	７５ｍｇ１錠	リセドロン酸ナトリウム７５ｍｇ錠		292.40
内用薬	3999021F1031	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	19.40
内用薬	3999021F1074	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「ＤＫ」	大興製薬	23.30
内用薬	3999021F1090	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.40
内用薬	3999021F1104	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「日医工」	日医工	19.40
内用薬	3999021F1112	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	23.30
内用薬	3999021F1120	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ラロキシフェン塩酸塩錠６０ｍｇ「あゆみ」	シオノケミカル	19.40
内用薬	3999025F1030	ピルフェニドン	２００ｍｇ１錠	ピルフェニドン錠２００ｍｇ「日医工」	日医工	110.40
内用薬	3999026F1018	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸１ｍｇ錠		13.80
内用薬	3999026F1042	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	33.60
内用薬	3999026F1050	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	18.40
内用薬	3999026F1077	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.40
内用薬	3999026F1093	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.40
内用薬	3999026F1115	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	18.40
内用薬	3999026F1123	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠１ｍｇ「三笠」	三笠製薬	18.40
内用薬	3999026F2014	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸５０ｍｇ錠		309.90
内用薬	3999026F2049	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	472.80
内用薬	3999026F2057	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	472.80
内用薬	3999026F2073	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	472.80
内用薬	3999026F2090	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	472.80
内用薬	3999026F2111	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	472.80
内用薬	3999026F2120	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ミノドロン酸錠５０ｍｇ「三笠」	三笠製薬	472.80
内用薬	3999027F1039	バゼドキシフェン酢酸塩	２０ｍｇ１錠	バゼドキシフェン錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	25.70
内用薬	3999031F1043	イグラチモド	２５ｍｇ１錠	イグラチモド錠２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	32.20
内用薬	3999031F1051	イグラチモド	２５ｍｇ１錠	イグラチモド錠２５ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	32.20
内用薬	3999031F1060	イグラチモド	２５ｍｇ１錠	イグラチモド錠２５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	32.20
内用薬	3999033F1034	レボカルニチン	１００ｍｇ１錠	レボカルニチンＦＦ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	28.60
内用薬	3999033F1042	レボカルニチン	１００ｍｇ１錠	レボカルニチンＦＦ錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	28.60
内用薬	3999033F2030	レボカルニチン	２５０ｍｇ１錠	レボカルニチンＦＦ錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	73.00
内用薬	3999033F2049	レボカルニチン	２５０ｍｇ１錠	レボカルニチンＦＦ錠２５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	65.50
内用薬	3999033S1032	レボカルニチン	１０％１ｍＬ	レボカルニチンＦＦ内用液１０％「アメル」	共和薬品工業	21.20
内用薬	3999033S1040	レボカルニチン	１０％１ｍＬ	レボカルニチンＦＦ内用液１０％「トーワ」	東和薬品	24.40
内用薬	3999033S2039	レボカルニチン	１０％５ｍＬ１包	レボカルニチンＦＦ内用液１０％分包５ｍＬ「アメル」	共和薬品工業	97.90
内用薬	3999033S2047	レボカルニチン	１０％５ｍＬ１包	レボカルニチンＦＦ内用液１０％分包５ｍＬ「トーワ」	東和薬品	111.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999033S3035	レボカルニチン	１０％１０ｍＬ１包		レボカルニチンＦＦ内用液１０％分包１０ｍＬ「アメル」	共和薬品工業	185.30
内用薬	3999033S3043	レボカルニチン	１０％１０ｍＬ１包		レボカルニチンＦＦ内用液１０％分包１０ｍＬ「トーワ」	東和薬品	211.60
内用薬	3999038F1037	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	２００ｍｇ１錠		ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠２００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	127.30
内用薬	3999038F1045	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	２００ｍｇ１錠		ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	127.30
内用薬	4219004F1025	テモゾロミド	２０ｍｇ１錠		テモゾロミド錠２０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	786.50
内用薬	4219004F2021	テモゾロミド	１００ｍｇ１錠		テモゾロミド錠１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	3,755.00
内用薬	4223005F1030	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	46.40
内用薬	4223005F1049	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	46.40
内用薬	4223005F1057	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「日医工」	日医工	46.40
内用薬	4223005F1065	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「ヤクルト」	ダイト	46.40
内用薬	4223005F1073	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	64.80
内用薬	4223005F1081	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	46.40
内用薬	4223005F1090	カペシタビン	３００ｍｇ１錠		カペシタビン錠３００ｍｇ「タカタ」	ダイト	46.40
内用薬	4229101F1034	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１錠（テガフール相当量）		エスエーワン配合ＯＤ錠Ｔ２０	沢井製薬	101.80
内用薬	4229101F1042	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１錠（テガフール相当量）		エヌケーエスワン配合ＯＤ錠Ｔ２０	日本化薬	101.80
内用薬	4229101F1050	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１錠（テガフール相当量）		エスワンタイホウ配合ＯＤ錠Ｔ２０	岡山大鵬薬品	113.00
内用薬	4229101F2014	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２５ｍｇ１錠（テガフール相当量）		テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウムＴ２５口腔内崩壊錠		80.20
内用薬	4229101F2057	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２５ｍｇ１錠（テガフール相当量）		エスワンタイホウ配合ＯＤ錠Ｔ２５	岡山大鵬薬品	171.20
内用薬	4229101M1041	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１カプセル（テガフール相当量）		エスエーワン配合カプセルＴ２０	沢井製薬	101.80
内用薬	4229101M2013	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２５ｍｇ１カプセル（テガフール相当量）		テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウムＴ２５カプセル		80.20
内用薬	4291003F1015	タモキシフェンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠		タモキシフェンクエン酸塩１０ｍｇ錠		14.40
内用薬	4291003F2011	タモキシフェンクエン酸塩	２０ｍｇ１錠		タモキシフェンクエン酸塩２０ｍｇ錠		27.00
内用薬	4291005F1081	フルタミド	１２５ｍｇ１錠		フルタミド錠１２５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	46.90
内用薬	4291007F1030	トレミフェンクエン酸塩	４０ｍｇ１錠		トレミフェン錠４０ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	78.50
内用薬	4291009F1012	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミド８０ｍｇ錠		55.40
内用薬	4291009F1071	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミド錠８０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	97.10
内用薬	4291009F1136	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局	ビカルタミド錠８０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	97.10
内用薬	4291009F1160	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミド錠８０ｍｇ「日医工」	日医工	97.10
内用薬	4291009F1209	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミド錠８０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	97.10
内用薬	4291009F1217	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局	ビカルタミド錠８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	97.10
内用薬	4291009F1276	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局	ビカルタミド錠８０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	97.10
内用薬	4291009F1284	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局	ビカルタミド錠８０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	97.10
内用薬	4291009F1292	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミド錠８０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	97.10
内用薬	4291009F2043	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	97.10
内用薬	4291009F2060	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「ケミファ」	富士化学工業	97.10
内用薬	4291009F2078	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	97.10
内用薬	4291009F2086	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「日医工」	日医工	97.10
内用薬	4291009F2094	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	97.10
内用薬	4291009F2116	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	97.10
内用薬	4291009F2124	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠		ビカルタミドＯＤ錠８０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	97.10
内用薬	4291010F1015	アナストロゾール	１ｍｇ１錠		アナストロゾール１ｍｇ錠		20.80
内用薬	4291010F1058	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局	アナストロゾール錠１ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	50.80
内用薬	4291010F1090	アナストロゾール	１ｍｇ１錠		アナストロゾール錠１ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	50.80
内用薬	4291010F1104	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局	アナストロゾール錠１ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	50.80
内用薬	4291010F1120	アナストロゾール	１ｍｇ１錠		アナストロゾール錠１ｍｇ「ケミファ」	ダイト	50.80
内用薬	4291010F1147	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局	アナストロゾール錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	50.80
内用薬	4291010F1171	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局	アナストロゾール錠１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	50.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291010F1228	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局　アナストロゾール錠１ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	50.80
内用薬	4291011F1010	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブメシル酸塩１００ｍｇ錠		150.30
内用薬	4291011F1052	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	189.10
内用薬	4291011F1060	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	189.10
内用薬	4291011F1079	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	189.10
内用薬	4291011F1095	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	189.10
内用薬	4291011F1125	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	474.10
内用薬	4291011F1133	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	189.10
内用薬	4291011F1141	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	474.10
内用薬	4291011F1168	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	474.10
内用薬	4291011F1206	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	474.10
内用薬	4291011F1214	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	189.10
内用薬	4291011F1222	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	イマチニブ錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	189.10
内用薬	4291011F2016	イマチニブメシル酸塩	２００ｍｇ１錠	イマチニブメシル酸塩２００ｍｇ錠		513.40
内用薬	4291011F2040	イマチニブメシル酸塩	２００ｍｇ１錠	イマチニブ錠２００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	1,744.80
内用薬	4291011F2059	イマチニブメシル酸塩	２００ｍｇ１錠	イマチニブ錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	847.10
内用薬	4291011F2075	イマチニブメシル酸塩	２００ｍｇ１錠	イマチニブ錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	929.80
内用薬	4291012F1014	エキセメスタン	２５ｍｇ１錠	エキセメスタン２５ｍｇ錠		102.40
内用薬	4291013F1035	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	局　ゲフィチニブ錠２５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,135.10
内用薬	4291013F1043	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	局　ゲフィチニブ錠２５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	1,135.10
内用薬	4291013F1060	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	局　ゲフィチニブ錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,135.10
内用薬	4291013F1078	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	ゲフィチニブ錠２５０ｍｇ「サンド」	ダイト	1,135.10
内用薬	4291013F1086	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	局　ゲフィチニブ錠２５０ｍｇ「日医工」	日医工	1,135.10
内用薬	4291015F1018	レトロゾール	２．５ｍｇ１錠	レトロゾール２．５ｍｇ錠		45.00
内用薬	4291015F1115	レトロゾール	２．５ｍｇ１錠	レトロゾール錠２．５ｍｇ「ケミファ」	ダイト	68.90
内用薬	4291015F1140	レトロゾール	２．５ｍｇ１錠	レトロゾール錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	68.90
内用薬	4291016F1039	エルロチニブ塩酸塩	２５ｍｇ１錠	エルロチニブ錠２５ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	438.40
内用薬	4291016F2035	エルロチニブ塩酸塩	１００ｍｇ１錠	エルロチニブ錠１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	1,469.50
内用薬	4291016F3031	エルロチニブ塩酸塩	１５０ｍｇ１錠	エルロチニブ錠１５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	2,262.20
内用薬	4291018F1020	スニチニブリンゴ酸塩	１２．５ｍｇ１錠	スニチニブ錠１２．５ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	1,812.40
内用薬	4291020F1035	ダサチニブ	２０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	903.40
内用薬	4291020F1043	ダサチニブ	２０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠２０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	903.40
内用薬	4291020F1051	ダサチニブ	２０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	903.40
内用薬	4291020F1060	ダサチニブ	２０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	903.40
内用薬	4291020F1078	ダサチニブ水和物	２０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠２０ｍｇ「ＢＭＳＨ」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	903.40
内用薬	4291020F2031	ダサチニブ	５０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	2,154.80
内用薬	4291020F2040	ダサチニブ	５０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	2,154.80
内用薬	4291020F2058	ダサチニブ	５０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	2,154.80
内用薬	4291020F2066	ダサチニブ	５０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,154.80
内用薬	4291020F2074	ダサチニブ水和物	５０ｍｇ１錠	ダサチニブ錠５０ｍｇ「ＢＭＳＨ」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	2,154.80
内用薬	4291021M1039	ニロチニブ塩酸塩二水和物	２００ｍｇ１カプセル	ニロチニブカプセル２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,463.00
内用薬	4291021M2035	ニロチニブ塩酸塩二水和物	１５０ｍｇ１カプセル	ニロチニブカプセル１５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,097.30
内用薬	4291024M1032	レナリドミド水和物	５ｍｇ１カプセル	レナリドミドカプセル５ｍｇ「ＢＭＳＨ」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	3,590.60
内用薬	4291024M1040	レナリドミド	５ｍｇ１カプセル	レナリドミドカプセル５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	3,590.60
内用薬	4291024M1059	レナリドミド	５ｍｇ１カプセル	レナリドミドカプセル５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	3,590.60
内用薬	4291024M1067	レナリドミド	５ｍｇ１カプセル	レナリドミドカプセル５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	3,590.60
内用薬	4291024M1075	レナリドミド	５ｍｇ１カプセル	レナリドミドカプセル５ｍｇ「ＦＮＫ」	藤本製薬	3,590.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291024M2039	レナリドミド水和物	２．５ｍｇ１カプセル		レナリドミドカプセル２．５ｍｇ「ＢＭＳＨ」	ブリストル・マイヤーズスクイブ販売	3,137.80
内用薬	4291024M2047	レナリドミド	２．５ｍｇ１カプセル		レナリドミドカプセル２．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	2,869.40
内用薬	4291024M2055	レナリドミド	２．５ｍｇ１カプセル		レナリドミドカプセル２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	3,137.80
内用薬	4291024M2063	レナリドミド	２．５ｍｇ１カプセル		レナリドミドカプセル２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	3,137.80
内用薬	4291024M2071	レナリドミド	２．５ｍｇ１カプセル		レナリドミドカプセル２．５ｍｇ「ＦＮＫ」	藤本製薬	2,869.40
内用薬	4291033F1032	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,587.10
内用薬	4291033F1040	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	1,587.10
内用薬	4291033F1059	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	1,587.10
内用薬	4291033F1067	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,587.10
内用薬	4291033F1075	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「サンド」	サンド	1,587.10
内用薬	4291033F1083	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠		アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,587.10
内用薬	4419002F1051	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	２ｍｇ１錠		ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩錠２ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.10
内用薬	4419002Q1125	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	０．０４％１０ｍＬ		ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ０．０４％「トーワ」	東和薬品	8.20
内用薬	4419002Q1133	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	０．０４％１０ｍＬ		ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ０．０４％「ツルハラ」	鶴原製薬	8.20
内用薬	4419002Q1141	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩	０．０４％１０ｍＬ		ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ０．０４％「日新」	日新製薬（山形）	8.20
内用薬	4419008F1504	クレマスチンフマル酸塩	１ｍｇ１錠		クレマスチン錠１ｍｇ「タカタ」	高田製薬	6.30
内用薬	4419008Q1190	クレマスチンフマル酸塩	０．０１％１０ｍＬ		クレマスチンシロップ０．０１％「日医工」	日医工	11.70
内用薬	4419008R1128	クレマスチンフマル酸塩	０．１％１ｇ		クレマスチンドライシロップ０．１％「あゆみ」	あゆみ製薬	7.10
内用薬	4419008R1136	クレマスチンフマル酸塩	０．１％１ｇ		クレマスチンＤＳ０．１％「タカタ」	高田製薬	9.70
内用薬	4490003M1018	ケトチフェンフマル酸塩	１ｍｇ１カプセル		ケトチフェンフマル酸塩１ｍｇカプセル		6.30
内用薬	4490003Q1206	ケトチフェンフマル酸塩	０．０２％１ｍＬ		ケトチフェンシロップ０．０２％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.90
内用薬	4490003R1015	ケトチフェンフマル酸塩	０．１％１ｇ		ケトチフェンフマル酸塩０．１％シロップ用		6.90
内用薬	4490004F1013	アゼラスチン塩酸塩	０．５ｍｇ１錠		アゼラスチン塩酸塩０．５ｍｇ錠		6.10
内用薬	4490004F2010	アゼラスチン塩酸塩	１ｍｇ１錠		アゼラスチン塩酸塩１ｍｇ錠		6.30
内用薬	4490005F1018	オキサトミド	３０ｍｇ１錠		オキサトミド３０ｍｇ錠		6.30
内用薬	4490005F1573	オキサトミド	３０ｍｇ１錠		オキサトミド錠３０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	12.70
内用薬	4490005Q1051	オキサトミド	０．２％１ｍＬ		オキサトミドシロップ小児用０．２％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	7.10
内用薬	4490005R1014	オキサトミド	２％１ｇ		オキサトミド２％シロップ用		6.90
内用薬	4490011F2125	ペミロラストカリウム	５ｍｇ１錠	局	ペミロラストＫ錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.90
内用薬	4490014F1017	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		エピナスチン塩酸塩１０ｍｇ錠		9.80
内用薬	4490014F2013	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠		エピナスチン塩酸塩２０ｍｇ錠		12.60
内用薬	4490014S1058	エピナスチン塩酸塩	０．２％１ｍＬ		エピナスチン塩酸塩内用液０．２％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	26.10
内用薬	4490017F1037	プランルカスト水和物	１１２．５ｍｇ１錠		プランルカスト錠１１２．５ｍｇ「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	11.40
内用薬	4490017F1070	プランルカスト水和物	１１２．５ｍｇ１錠		プランルカスト錠１１２．５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.40
内用薬	4490017F2033	プランルカスト水和物	２２５ｍｇ１錠		プランルカスト錠２２５ｍｇ「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	21.30
内用薬	4490017F2076	プランルカスト水和物	２２５ｍｇ１錠		プランルカスト錠２２５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	21.30
内用薬	4490017M1010	プランルカスト水和物	１１２．５ｍｇ１カプセル		プランルカスト１１２．５ｍｇカプセル		12.40
内用薬	4490017M2024	プランルカスト水和物	２２５ｍｇ１カプセル		プランルカストカプセル２２５ｍｇ「日医工」	日医工	21.30
内用薬	4490017R1017	プランルカスト水和物	１０％１ｇ		プランルカスト１０％シロップ用		21.10
内用薬	4490017R1041	プランルカスト水和物	１０％１ｇ		プランルカストドライシロップ１０％「ＡＦＰ」	アルフレッサファーマ	29.80
内用薬	4490017R1130	プランルカスト水和物	１０％１ｇ		プランルカストＤＳ１０％「サワイ」	沢井製薬	29.80
内用薬	4490017R1220	プランルカスト水和物	１０％１ｇ		プランルカストＤＳ１０％「杏林」	キョーリンリメディオ	29.80
内用薬	4490019F1010	エバスチン	５ｍｇ１錠		エバスチン５ｍｇ錠		16.30
内用薬	4490019F2016	エバスチン	１０ｍｇ１錠		エバスチン１０ｍｇ錠		20.40
内用薬	4490019F3012	エバスチン	５ｍｇ１錠		エバスチン５ｍｇ口腔内崩壊錠		16.30
内用薬	4490019F4019	エバスチン	１０ｍｇ１錠		エバスチン１０ｍｇ口腔内崩壊錠		20.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490020F1012	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		セチリジン塩酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490020F2019	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		セチリジン塩酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490020R1035	セチリジン塩酸塩	１．２５％１ｇ		セチリジン塩酸塩ＤＳ１．２５％「タカタ」	高田製薬	65.70
内用薬	4490021F1033	ラマトロバン	５０ｍｇ１錠		ラマトロバン錠５０ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	17.90
内用薬	4490021F2030	ラマトロバン	７５ｍｇ１錠		ラマトロバン錠７５ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	24.40
内用薬	4490022F1011	ベポタスチンベシル酸塩	５ｍｇ１錠		ベポタスチンベシル酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490022F2018	ベポタスチンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠		ベポタスチンベシル酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490022F3014	ベポタスチンベシル酸塩	５ｍｇ１錠		ベポタスチンベシル酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	4490022F4010	ベポタスチンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠		ベポタスチンベシル酸塩１０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	4490023F1016	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠		フェキソフェナジン塩酸塩６０ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490023F1180	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「ダイト」	ダイト	18.30
内用薬	4490023F1296	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	19.90
内用薬	4490023F2012	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠		フェキソフェナジン塩酸塩３０ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490023F2187	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ダイト」	ダイト	15.10
内用薬	4490023F3116	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠		フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠６０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.80
内用薬	4490023R2035	フェキソフェナジン塩酸塩	５％１ｇ		フェキソフェナジン塩酸塩ＤＳ５％「トーワ」	東和薬品	28.20
内用薬	4490025D1030	オロパタジン塩酸塩	０．５％１ｇ		オロパタジン塩酸塩顆粒０．５％「トーワ」	東和薬品	20.10
内用薬	4490025F1015	オロパタジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		オロパタジン塩酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490025F2011	オロパタジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		オロパタジン塩酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490025F3018	オロパタジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		オロパタジン塩酸塩２．５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	4490025F4014	オロパタジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		オロパタジン塩酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	4490025R1020	オロパタジン塩酸塩	１％１ｇ		オロパタジン塩酸塩ドライシロップ１％「日本臓器」	日本臓器製薬	38.60
内用薬	4490026C1013	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包		モンテルカストナトリウム４ｍｇ細粒		16.90
内用薬	4490026C1056	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局	モンテルカスト細粒４ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	32.40
内用薬	4490026C1099	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局	モンテルカスト細粒４ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	32.40
内用薬	4490026C1129	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局	モンテルカスト細粒４ｍｇ「タカタ」	高田製薬	27.50
内用薬	4490026C1153	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局	モンテルカスト細粒４ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	32.40
内用薬	4490026C1218	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局	モンテルカスト細粒４ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	27.50
内用薬	4490026F1010	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠		モンテルカストナトリウム５ｍｇチュアブル錠		16.30
内用薬	4490026F1095	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局	モンテルカストチュアブル錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	24.00
内用薬	4490026F1206	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局	モンテルカストチュアブル錠５ｍｇ「三和」	三和化学研究所	12.40
内用薬	4490026F2016	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠		モンテルカストナトリウム１０ｍｇ錠		11.40
内用薬	4490026F2067	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＫＭ」	キョーリンリメディオ	31.50
内用薬	4490026F2083	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	31.50
内用薬	4490026F2148	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	31.50
内用薬	4490026F2156	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	31.50
内用薬	4490026F2164	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	13.30
内用薬	4490026F2180	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	31.50
内用薬	4490026F2202	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	31.50
内用薬	4490026F2270	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.50
内用薬	4490026F2296	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	13.30
内用薬	4490026F2334	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	31.50
内用薬	4490026F2342	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	26.40
内用薬	4490026F2369	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	26.40
内用薬	4490026F2377	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	モンテルカスト錠１０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490026F3012	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	モンテルカストナトリウム５ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490026F3047	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「ＫＭ」	キョーリンリメディオ	25.90
内用薬	4490026F3063	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	29.70
内用薬	4490026F3128	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	25.90
内用薬	4490026F3136	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	23.70
内用薬	4490026F3160	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	29.70
内用薬	4490026F3250	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.90
内用薬	4490026F3314	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　モンテルカスト錠５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	29.70
内用薬	4490026F4019	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	モンテルカストナトリウム１０ｍｇ口腔内崩壊錠		11.40
内用薬	4490026F4086	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	31.50
内用薬	4490026F4094	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	31.50
内用薬	4490026F4108	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.50
内用薬	4490026F5040	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	25.90
内用薬	4490026F5066	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	29.70
内用薬	4490026F5082	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	25.90
内用薬	4490027F1014	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン１０ｍｇ錠		12.80
内用薬	4490027F1057	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	13.90
内用薬	4490027F1090	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	13.90
内用薬	4490027F1103	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	13.90
内用薬	4490027F1120	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「ケミファ」	ダイト	13.90
内用薬	4490027F1170	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	13.90
内用薬	4490027F1227	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン錠１０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13.90
内用薬	4490027F2010	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジン１０ｍｇ口腔内崩壊錠		12.80
内用薬	4490027F2061	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	13.90
内用薬	4490027F2070	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	13.90
内用薬	4490027F2096	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	13.90
内用薬	4490027F2126	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「ケミファ」	ダイト	13.90
内用薬	4490027F2169	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.90
内用薬	4490027F2185	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	13.90
内用薬	4490027F2215	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤフィルム１０ｍｇ「モチダ」	救急薬品工業	13.90
内用薬	4490027F2282	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	ロラタジンＯＤ錠１０ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13.90
内用薬	4490027R1010	ロラタジン	１％１ｇ	ロラタジン１％シロップ用		26.10
内用薬	4490028F1019	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩５ｍｇ錠		10.60
内用薬	4490028F1051	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	13.40
内用薬	4490028F1078	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	13.40
内用薬	4490028F1116	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	13.40
内用薬	4490028F1124	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「サンド」	ダイト	13.40
内用薬	4490028F1132	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	13.40
内用薬	4490028F1140	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	13.40
内用薬	4490028F1159	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.40
内用薬	4490028F1191	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13.40
内用薬	4490028F1205	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	13.40
内用薬	4490028F2015	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩２．５ｍｇ錠		9.20
内用薬	4490028F2040	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠２．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.70
内用薬	4490028F2066	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	レボセチリジン塩酸塩錠２．５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	10.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490028F2090	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩錠２．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	10.70
内用薬	4490028F3038	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.70
内用薬	4490028F3046	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	10.70
内用薬	4490028F3054	レボセチリジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠２．５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	10.70
内用薬	4490028F4018	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.60
内用薬	4490028F4042	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	13.40
内用薬	4490028F4050	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	13.40
内用薬	4490028F4069	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	13.40
内用薬	4490028R1023	レボセチリジン塩酸塩	０．５％１ｇ		レボセチリジン塩酸塩ＤＳ０．５％「ＴＣＫ」	辰巳化学	43.90
内用薬	4490028R1031	レボセチリジン塩酸塩	０．５％１ｇ		レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ０．５％「ＹＤ」	陽進堂	43.90
内用薬	4490028R1040	レボセチリジン塩酸塩	０．５％１ｇ		レボセチリジン塩酸塩ＤＳ０．５％「杏林」	キョーリンリメディオ	43.90
内用薬	4490028R1058	レボセチリジン塩酸塩	０．５％１ｇ		レボセチリジン塩酸塩ＤＳ０．５％「タカタ」	高田製薬	43.90
内用薬	4490028R1066	レボセチリジン塩酸塩	０．５％１ｇ		レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ０．５％「日本臓器」	日本臓器製薬	43.90
内用薬	4490100F1030	フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン	１錠		プソフェキ配合錠「サワイ」	沢井製薬	20.80
内用薬	4490100F1048	フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン	１錠		プソフェキ配合錠「ＳＡＮＩＫ」	日医工	14.30
内用薬	6132011F1101	セフポドキシム　プロキセチル	１００ｍｇ１錠	局	セフポドキシムプロキセチル錠１００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	28.10
内用薬	6132011F1136	セフポドキシム　プロキセチル	１００ｍｇ１錠	局	セフポドキシムプロキセチル錠１００ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	35.30
内用薬	6132011R1086	セフポドキシム　プロキセチル	５０ｍｇ１ｇ	局	セフポドキシムプロキセチルＤＳ小児用５％「サワイ」	沢井製薬	22.30
内用薬	6132013C1147	セフジニル	１００ｍｇ１ｇ	局	セフジニル細粒小児用１０％「ＪＧ」	長生堂製薬	34.40
内用薬	6132013C1163	セフジニル	１００ｍｇ１ｇ	局	セフジニル細粒小児用１０％「トーワ」	東和薬品	44.80
内用薬	6132013C1171	セフジニル	１００ｍｇ１ｇ	局	セフジニル細粒小児用１０％「ＳＷ」	沢井製薬	44.80
内用薬	6149002F1177	ロキシスロマイシン	１５０ｍｇ１錠	局	ロキシスロマイシン錠１５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	17.70
内用薬	6149002F1193	ロキシスロマイシン	１５０ｍｇ１錠	局	ロキシスロマイシン錠１５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.30
内用薬	6149003F1015	クラリスロマイシン	５０ｍｇ１錠		クラリスロマイシン５０ｍｇ錠		11.20
内用薬	6149003F1066	クラリスロマイシン	５０ｍｇ１錠	局	クラリスロマイシン錠５０ｍｇ小児用「ＮＰＩ」	日本薬品工業	13.90
内用薬	6149004C1080	アジスロマイシン水和物	１００ｍｇ１ｇ		アジスロマイシン小児用細粒１０％「タカタ」	高田製薬	52.00
内用薬	6149004C1102	アジスロマイシン水和物	１００ｍｇ１ｇ		アジスロマイシン細粒小児用１０％「トーワ」	東和薬品	59.20
内用薬	6149004F1036	アジスロマイシン水和物	２５０ｍｇ１錠		アジスロマイシン錠２５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	全星薬品工業	56.30
内用薬	6149004F1125	アジスロマイシン水和物	２５０ｍｇ１錠		アジスロマイシン錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	56.30
内用薬	6149004F1141	アジスロマイシン水和物	２５０ｍｇ１錠		アジスロマイシン錠２５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	90.50
内用薬	6149004F1168	アジスロマイシン水和物	２５０ｍｇ１錠		アジスロマイシン錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	56.30
内用薬	6149004F3020	アジスロマイシン水和物	１００ｍｇ１錠		アジスロマイシン小児用錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	34.20
内用薬	6149004F4027	アジスロマイシン水和物	５００ｍｇ１錠		アジスロマイシン錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	162.80
内用薬	6179001D1022	ボリコナゾール	２０％１ｇ		ボリコナゾール顆粒２０％「タカタ」	高田製薬	2,624.90
内用薬	6179001F1031	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	108.60
内用薬	6179001F1040	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	131.10
内用薬	6179001F1058	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	108.60
内用薬	6179001F1066	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	131.10
内用薬	6179001F1082	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	131.10
内用薬	6179001F1112	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	108.60
内用薬	6179001F2038	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	384.00
内用薬	6179001F2046	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	384.00
内用薬	6179001F2054	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	384.00
内用薬	6179001F2062	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	513.80
内用薬	6179001F2089	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	384.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	6179001F2119	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局　ボリコナゾール錠２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	384.00
内用薬	6179001F3026	ボリコナゾール	１００ｍｇ１錠	局　ボリコナゾール錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	199.60
内用薬	6179001F3034	ボリコナゾール	１００ｍｇ１錠	局　ボリコナゾール錠１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	199.60
内用薬	6191001F1036	アンピシリン水和物・クロキサシリンナトリウム水和物	（２５０ｍｇ）１錠	ビクシリンＳ配合錠	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	19.00
内用薬	6219001H1102	サラゾスルファピリジン	５００ｍｇ１錠	サラゾスルファピリジン腸溶錠５００ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	13.00
内用薬	6219001H2095	サラゾスルファピリジン	２５０ｍｇ１錠	サラゾスルファピリジン腸溶錠２５０ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	12.50
内用薬	6241010C1032	トスフロキサシントシル酸塩水和物	１５０ｍｇ１ｇ	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用１５％「タカタ」	高田製薬	102.60
内用薬	6241010C1040	トスフロキサシントシル酸塩水和物	１５０ｍｇ１ｇ	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用１５％「トーワ」	東和薬品	102.60
内用薬	6241010C1059	トスフロキサシントシル酸塩水和物	１５０ｍｇ１ｇ	トスフロキサシントシル酸塩小児用細粒１５％「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	102.60
内用薬	6241010C1067	トスフロキサシントシル酸塩水和物	１５０ｍｇ１ｇ	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用１５％「ＴＣＫ」	辰巳化学	102.60
内用薬	6241013C2032	レボフロキサシン水和物	１００ｍｇ１ｇ（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン細粒１０％「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	26.20
内用薬	6241013F2047	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	31.30
内用薬	6241013F2055	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	31.30
内用薬	6241013F2080	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	24.70
内用薬	6241013F2101	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	31.30
内用薬	6241013F2136	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	24.70
内用薬	6241013F2160	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	24.70
内用薬	6241013F2209	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	31.30
内用薬	6241013F2225	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	24.70
内用薬	6241013F2250	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.30
内用薬	6241013F2330	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「陽進」	陽進堂	24.70
内用薬	6241013F2349	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「クニヒロ」	皇漢堂製薬	24.70
内用薬	6241013F3019	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシン５００ｍｇ錠		36.70
内用薬	6241013F3043	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	60.80
内用薬	6241013F3051	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	60.80
内用薬	6241013F3086	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	60.80
内用薬	6241013F3205	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	60.80
内用薬	6241013F3256	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	60.80
内用薬	6241013F4023	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシンＯＤ錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	31.30
内用薬	6241013F6026	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１包（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシン粒状錠２５０ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	31.30
内用薬	6241013F7022	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１包（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシン粒状錠５００ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	36.70
内用薬	6241013S2029	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１０ｍＬ１包（レボフロキサシンとして）	レボフロキサシン内用液２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	90.40
内用薬	6249002F1032	リネゾリド	６００ｍｇ１錠	リネゾリド錠６００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	4,077.20
内用薬	6249002F1040	リネゾリド	６００ｍｇ１錠	リネゾリド錠６００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	4,077.20
内用薬	6250002D1016	アシクロビル	４０％１ｇ	アシクロビル４０％顆粒		39.80
内用薬	6250002Q1034	アシクロビル	２００ｍｇ１包	アシクロビル内服ゼリー２００ｍｇ「日医工」	日医工	140.00
内用薬	6250002Q2030	アシクロビル	８００ｍｇ１包	アシクロビル内服ゼリー８００ｍｇ「日医工」	日医工	357.00
内用薬	6250002Q3045	アシクロビル	８％１ｍＬ	局　アシクロビルシロップ８％「タカタ」	高田製薬	19.30
内用薬	6250002R1048	アシクロビル	８０％１ｇ	局　アシクロビルＤＳ８０％「サワイ」	沢井製薬	121.50
内用薬	6250019F1055	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	64.40
内用薬	6250019F1080	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	64.40
内用薬	6250019F1098	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	103.30
内用薬	6250019F1128	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	103.30
内用薬	6250019F1144	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	64.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	6250019F1152	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	64.40
内用薬	6250019F1179	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	64.40
内用薬	6250019F1209	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	64.40
内用薬	6250019F1217	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	64.40
内用薬	6250019F1225	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「サトウ」	佐藤製薬	103.30
内用薬	6250019F1233	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	64.40
内用薬	6250019F1241	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「三和」	三和化学研究所	103.30
内用薬	6250019F1250	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	89.50
内用薬	6250019F1349	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	64.40
内用薬	6250019F1365	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＳＰＫＫ」	サンドファーマ	64.40
内用薬	6250019F2027	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１包	バラシクロビル粒状錠５００ｍｇ「モチダ」	持田製薬販売	101.50
内用薬	6250021F1028	オセルタミビルリン酸塩	７５ｍｇ１錠	オセルタミビル錠７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	104.10
内用薬	6250021M1035	オセルタミビルリン酸塩	７５ｍｇ１カプセル	オセルタミビルカプセル７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	108.00
内用薬	6250021R1032	オセルタミビルリン酸塩	３％１ｇ	オセルタミビルＤＳ３％「サワイ」	沢井製薬	75.90
内用薬	6250021R1040	オセルタミビルリン酸塩	３％１ｇ	オセルタミビルＤＳ３％「トーワ」	東和薬品	75.90
内用薬	6250029F1016	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル０．５ｍｇ錠		60.80
内用薬	6250029F1032	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「ＣＭＸ」	ケミックス	66.90
内用薬	6250029F1067	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	66.90
内用薬	6250029F1083	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「ＹＤ」	大興製薬	122.70
内用薬	6250029F1091	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「サンド」	サンド	66.90
内用薬	6250029F1121	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	66.90
内用薬	6250029F1156	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビル錠０．５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	66.90
内用薬	6250029F2020	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	エンテカビルＯＤ錠０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	66.90
内用薬	6250031F1013	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル２５０ｍｇ錠		66.00
内用薬	6250031F1048	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「ＪＧ」	ダイト	72.70
内用薬	6250031F1064	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「ＹＤ」	コーアバイオテックベイ	72.70
内用薬	6250031F1080	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	72.70
内用薬	6250031F1099	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	72.70
内用薬	6250031F1102	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	72.70
内用薬	6250031F1137	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「日本臓器」	小財家興産	72.70
内用薬	6250031F1153	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠２５０ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	72.70
内用薬	6250031F2044	ファムシクロビル	５００ｍｇ１錠	ファムシクロビル錠５００ｍｇ「日本臓器」	小財家興産	118.20
内用薬	6250102F1040	ラミブジン・アバカビル硫酸塩	１錠	ラバミコム配合錠「アメル」	共和薬品工業	645.70
内用薬	6290004F1062	イトラコナゾール	５０ｍｇ１錠	イトラコナゾール錠５０ｍｇ「科研」	科研製薬	55.10
内用薬	6290004F2069	イトラコナゾール	１００ｍｇ１錠	イトラコナゾール錠１００ｍｇ「日医工」	日医工	143.40
内用薬	6290004M1070	イトラコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	イトラコナゾールカプセル５０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	55.10
内用薬	6290004S1044	イトラコナゾール	１％１ｍＬ	イトラコナゾール内用液１％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	49.50
内用薬	6290005F1016	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	テルビナフィン塩酸塩１２５ｍｇ錠		29.60
内用薬	6419001F1048	チニダゾール	２００ｍｇ１錠	チニダゾール錠２００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	46.80
内用薬	6419001F2044	チニダゾール	５００ｍｇ１錠	チニダゾール錠５００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	124.70
内用薬	7213012D1029	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	１ｇ	バルギン発泡顆粒	カイゲンファーマ	11.80
内用薬	7213014D1028	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	１ｇ	バロス発泡顆粒－Ｓ	堀井薬品工業	13.50
内用薬	7213016D1027	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	１ｇ	バリエース発泡顆粒	伏見製薬所	13.50
内用薬	7213017D1030	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	１ｇ	バックス発泡顆粒	カイゲンファーマ	11.60
内用薬	8114004C3028	モルヒネ硫酸塩水和物	１０ｍｇ１包	麻　モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包１０ｍｇ「フジモト」	藤本製薬	198.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	8114004C4024	モルヒネ硫酸塩水和物	３０ｍｇ１包	麻　モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包３０ｍｇ「フジモト」	藤本製薬	528.30
内用薬	8119002F5024	オキシコドン塩酸塩水和物	２．５ｍｇ１錠	麻　オキシコドン錠２．５ｍｇＮＸ「第一三共」	第一三共	46.50
内用薬	8119002F6020	オキシコドン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	麻　オキシコドン錠５ｍｇＮＸ「第一三共」	第一三共	84.70
内用薬	8119002F7027	オキシコドン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	麻　オキシコドン錠１０ｍｇＮＸ「第一三共」	第一三共	154.00
内用薬	8119002F8023	オキシコドン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	麻　オキシコドン錠２０ｍｇＮＸ「第一三共」	第一三共	300.90
内用薬	8119002S1027	オキシコドン塩酸塩水和物	２．５ｍｇ２．５ｍＬ１包	麻　オキシコドン内服液２．５ｍｇ「日本臓器」	日本臓器製薬	87.00
内用薬	8119002S2023	オキシコドン塩酸塩水和物	５ｍｇ２．５ｍＬ１包	麻　オキシコドン内服液５ｍｇ「日本臓器」	日本臓器製薬	152.20
内用薬	8119002S3020	オキシコドン塩酸塩水和物	１０ｍｇ５ｍＬ１包	麻　オキシコドン内服液１０ｍｇ「日本臓器」	日本臓器製薬	290.10
内用薬	8119002S4026	オキシコドン塩酸塩水和物	２０ｍｇ５ｍＬ１包	麻　オキシコドン内服液２０ｍｇ「日本臓器」	日本臓器製薬	541.70
注射薬	1129400A1062	デクスメデトミジン塩酸塩	２００μｇ２ｍＬ１瓶	デクスメデトミジン静注液２００μｇ「サンド」	サンド	1,076.00
注射薬	1129400A1070	デクスメデトミジン塩酸塩	２００μｇ２ｍＬ１瓶	デクスメデトミジン静注液２００μｇ「ニプロ」	ニプロ	1,434.00
注射薬	1129400G1049	デクスメデトミジン塩酸塩	２００μｇ５０ｍＬ１筒	デクスメデトミジン静注液２００μｇ／５０ｍＬシリンジ「ニプロ」	ニプロ	1,877.00
注射薬	1139402A2021	レベチラセタム	５００ｍｇ５ｍＬ１管	レベチラセタム点滴静注５００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	572.00
注射薬	1139402A2030	レベチラセタム	５００ｍｇ５ｍＬ１管	レベチラセタム点滴静注５００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	625.00
注射薬	1139402A2048	レベチラセタム	５００ｍｇ５ｍＬ１管	レベチラセタム点滴静注５００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	639.00
注射薬	1143400A2017	サリチル酸ナトリウム	５％１０ｍＬ１管	サリチル酸ナトリウム５％１０ｍＬ注射液		63.00
注射薬	1149402A1080	ケトプロフェン	５０ｍｇ１管	ケトプロフェン筋注５０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	1149501A1017	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム	１０ｍＬ１管	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム１０ｍＬ注射液		63.00
注射薬	1149502A1011	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	２ｍＬ１管	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合２ｍＬ注射液		63.00
注射薬	1149503A1016	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	５ｍＬ１管	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合５ｍＬ注射液		63.00
注射薬	1162400A1067	乳酸ビペリデン	０．５％１ｍＬ１管	乳酸ビペリデン注５ｍｇ「ヨシトミ」	田辺ファーマ	63.00
注射薬	1179404A1097	ハロペリドール	０．５％１ｍＬ１管	局　ハロペリドール注５ｍｇ「ヨシトミ」	田辺ファーマ	104.00
注射薬	1190401A1066	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　エダラボン点滴静注３０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	828.00
注射薬	1190401A1112	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　エダラボン点滴静注３０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	832.00
注射薬	1190401A1155	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　エダラボン点滴静注液３０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	580.00
注射薬	1190401A1171	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　エダラボン点滴静注液３０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	1,350.00
注射薬	1190401A1201	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　エダラボン点滴静注液３０ｍｇ「日医工」	日医工	1,227.00
注射薬	1190401A2020	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局　エダラボン点滴静注３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	806.00
注射薬	1190401G1042	エダラボン	３０ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　エダラボン点滴静注３０ｍｇバッグ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	1,454.00
注射薬	1190401G1050	エダラボン	３０ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　エダラボン点滴静注３０ｍｇバッグ「タカタ」	高田製薬	1,463.00
注射薬	1190401G1069	エダラボン	３０ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　エダラボン点滴静注液３０ｍｇバッグ「ＮＰ」	ニプロ	1,143.00
注射薬	1190401G1131	エダラボン	３０ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　エダラボン点滴静注バッグ３０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	1,468.00
注射薬	1214400A5060	リドカイン塩酸塩	０．５％５ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注０．５％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400A5087	リドカイン塩酸塩	０．５％５ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液０．５％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	100.00
注射薬	1214400A6067	リドカイン塩酸塩	０．５％１０ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注０．５％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400A6083	リドカイン塩酸塩	０．５％１０ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液０．５％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	100.00
注射薬	1214400A7063	リドカイン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注１％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400A7080	リドカイン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液１％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	100.00
注射薬	1214400A8060	リドカイン塩酸塩	１％１０ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注１％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400A8086	リドカイン塩酸塩	１％１０ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液１％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	91.00
注射薬	1214400A9066	リドカイン塩酸塩	２％５ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注２％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400A9082	リドカイン塩酸塩	２％５ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液２％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	98.00
注射薬	1214400H1063	リドカイン塩酸塩	２％１０ｍＬ１管	局　リドカイン塩酸塩注２％「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	1214400H1080	リドカイン塩酸塩	２％１０ｍＬ１管	リドカイン塩酸塩注射液２％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	100.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214404A2035	リドカイン	１％２００ｍＬ１袋	局	リドカイン点滴静注液１％「タカタ」	高田製薬	689.00
注射薬	1214405A1033	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．２％１０ｍＬ１管		ロピバカイン塩酸塩０．２％注２０ｍｇ／１０ｍＬ「テルモ」	テルモ	93.00
注射薬	1214405A2030	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．２％１００ｍＬ１袋		ロピバカイン塩酸塩０．２％注バッグ２００ｍｇ／１００ｍＬ「テルモ」	テルモ	924.00
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．７５％１０ｍＬ１管		ロピバカイン塩酸塩０．７５％注７５ｍｇ／１０ｍＬ「テルモ」	テルモ	259.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．７５％２０ｍＬ１管		ロピバカイン塩酸塩０．７５％注１５０ｍｇ／２０ｍＬ「テルモ」	テルモ	520.00
注射薬	1214406G1030	メピバカイン塩酸塩	０．５％１０ｍＬ１筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液０．５％シリンジ５０ｍｇ／１０ｍＬ「ＮＰ」	ニプロ	185.00
注射薬	1214406G2037	メピバカイン塩酸塩	１％１０ｍＬ１筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液１％シリンジ１００ｍｇ／１０ｍＬ「ＮＰ」	ニプロ	149.00
注射薬	1214406G3033	メピバカイン塩酸塩	２％１０ｍＬ１筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液２％シリンジ２００ｍｇ／１０ｍＬ「ＮＰ」	ニプロ	223.00
注射薬	1242401A1366	ブチルスコポラミン臭化物	２％１ｍＬ１管		ブチルスコポラミン臭化物注２０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	86.00
注射薬	1242401A1382	ブチルスコポラミン臭化物	２％１ｍＬ１管		ブチルスコポラミン臭化物注射液２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	63.00
注射薬	1319405G1038	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		アフリベルセプト硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	67,959.00
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え）［ラニビズマブ後続１］	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		ラニビズマブＢＳ硝子体内注射用キット１０ｍｇ／ｍＬ「センジュ」	千寿製薬	72,136.00
注射薬	1319410A1028	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続２］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶		アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＮＩＴ」	富士製薬工業	77,531.00
注射薬	1319410G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続２］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＮＩＴ」	富士製薬工業	67,959.00
注射薬	2115401A1210	ジプロフィリン	１５％２ｍＬ１管		ジプロフィリン注３００ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	2115403A1049	安息香酸ナトリウムカフェイン	１０％１ｍＬ１管		安息香酸Ｎａカフェイン注１００ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	64.00
注射薬	2115403A2045	安息香酸ナトリウムカフェイン	２０％１ｍＬ１管		安息香酸Ｎａカフェイン注２００ｍｇ「フソー」	扶桑薬品工業	64.00
注射薬	2119402A1019	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管		ドパミン塩酸塩１００ｍｇ５ｍＬ注射液		146.00
注射薬	2119402A1426	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	151.00
注射薬	2119402A1442	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注１００ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	151.00
注射薬	2119402A1450	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注１００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	146.00
注射薬	2119402A1477	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	151.00
注射薬	2119402A1485	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	151.00
注射薬	2119402A3178	ドパミン塩酸塩	５０ｍｇ２．５ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	512.00
注射薬	2119402A4123	ドパミン塩酸塩	２００ｍｇ１０ｍＬ１管	局	ツルドパミ点滴静注２００ｍｇ	鶴原製薬	174.00
注射薬	2119402A4220	ドパミン塩酸塩	２００ｍｇ１０ｍＬ１管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	226.00
注射薬	2119402P1011	ドパミン塩酸塩	０．１％２００ｍＬ１袋		ドパミン塩酸塩０．１％２００ｍＬキット		1,362.00
注射薬	2119402P1135	ドパミン塩酸塩	０．１％２００ｍＬ１袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液２００ｍｇバッグ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,362.00
注射薬	2119402P1143	ドパミン塩酸塩	０．１％２００ｍＬ１袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液２００ｍｇキット「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,362.00
注射薬	2119402P2018	ドパミン塩酸塩	０．３％２００ｍＬ１袋		ドパミン塩酸塩０．３％２００ｍＬキット		1,429.00
注射薬	2119402P2140	ドパミン塩酸塩	０．３％２００ｍＬ１袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液６００ｍｇバッグ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,429.00
注射薬	2119402P2158	ドパミン塩酸塩	０．３％２００ｍＬ１袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液６００ｍｇキット「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,185.00
注射薬	2119404A1140	ドブタミン塩酸塩	１００ｍｇ１管		ドブタミン点滴静注１００ｍｇ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	251.00
注射薬	2119404A1182	ドブタミン塩酸塩	１００ｍｇ１管		ドブタミン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	196.00
注射薬	2119404A1212	ドブタミン塩酸塩	１００ｍｇ１管		ドブタミン点滴静注液１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	181.00
注射薬	2119404A1239	ドブタミン塩酸塩	１００ｍｇ１管		ドブタミン点滴静注液１００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	198.00
注射薬	2119404G5059	ドブタミン塩酸塩	０．１％５０ｍＬ１筒		ドブタミン持続静注５０ｍｇシリンジ「テルモ」	テルモ	305.00
注射薬	2119404G6055	ドブタミン塩酸塩	０．３％５０ｍＬ１筒		ドブタミン持続静注１５０ｍｇシリンジ「テルモ」	テルモ	450.00
注射薬	2119404G7043	ドブタミン塩酸塩	０．６％５０ｍＬ１筒		ドブタミン持続静注３００ｍｇシリンジ「テルモ」	テルモ	878.00
注射薬	2119408A1040	ミルリノン	１０ｍｇ１０ｍＬ１管		ミルリノン注１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	1,326.00
注射薬	2119408A1067	ミルリノン	１０ｍｇ１０ｍＬ１管		ミルリノン静注液１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,322.00
注射薬	2119408A2020	ミルリノン	１０ｍｇ１０ｍＬ１瓶		ミルリノン注射液１０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,754.00
注射薬	2119408G1035	ミルリノン	２２．５ｍｇ１５０ｍＬ１袋		ミルリノン注２２．５ｍｇバッグ「タカタ」	高田製薬	3,368.00
注射薬	2123404D1041	ランジオロール塩酸塩	５０ｍｇ１瓶		ランジオロール塩酸塩点滴静注用５０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,759.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2123404D3036	ランジオロール塩酸塩	１５０ｍｇ１瓶	ランジオロール塩酸塩点滴静注用１５０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	4,530.00
注射薬	2129402A1066	ベラパミル塩酸塩	０．２５％２ｍＬ１管	局　ベラパミル塩酸塩静注５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	167.00
注射薬	2129410A1036	アミオダロン塩酸塩	１５０ｍｇ３ｍＬ１管	アミオダロン塩酸塩静注１５０ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	768.00
注射薬	2133400D3034	カンレノ酸カリウム	２００ｍｇ１瓶	カンレノ酸カリウム静注用２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	183.00
注射薬	2133400D4022	カンレノ酸カリウム	１００ｍｇ１瓶	カンレノ酸カリウム静注用１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	117.00
注射薬	2139401A2013	フロセミド	２０ｍｇ１管	フロセミド２０ｍｇ注射液		104.00
注射薬	2171402A1159	ジピリダモール	０．５％２ｍＬ１管	ジピリダモール静注液１０ｍｇ「日医工」	日医工	88.00
注射薬	2171403A7062	ニトログリセリン	５０ｍｇ１００ｍＬ１袋	ニトログリセリン点滴静注５０ｍｇ／１００ｍＬ「ＴＥ」	トーアエイヨー	2,025.00
注射薬	2171403A8042	ニトログリセリン	２５ｍｇ５０ｍＬ１袋	ニトログリセリン点滴静注２５ｍｇ／５０ｍＬ「ＴＥ」	トーアエイヨー	2,035.00
注射薬	2171403G1024	ニトログリセリン	２５ｍｇ５０ｍＬ１筒	ニトログリセリン注２５ｍｇ／５０ｍＬシリンジ「テルモ」	テルモ	1,208.00
注射薬	2171403G1032	ニトログリセリン	２５ｍｇ５０ｍＬ１筒	ニトログリセリン静注２５ｍｇ／５０ｍＬシリンジ「ＴＥ」	トーアエイヨー	1,503.00
注射薬	2171403G1040	ニトログリセリン	２５ｍｇ５０ｍＬ１筒	ニトログリセリン静注２５ｍｇ／５０ｍＬＲＦＩＤシリンジ「テルモ」	テルモ	1,208.00
注射薬	2171404A2030	硝酸イソソルビド	０．１％５ｍＬ１管	硝酸イソソルビド注５ｍｇ／５ｍＬ「タカタ」	高田製薬	201.00
注射薬	2171404A5056	硝酸イソソルビド	０．１％５０ｍＬ１瓶	硝酸イソソルビド注５０ｍｇ／５０ｍＬ「タカタ」	高田製薬	1,002.00
注射薬	2171404A6052	硝酸イソソルビド	０．１％１００ｍＬ１瓶	硝酸イソソルビド注１００ｍｇ／１００ｍＬ「タカタ」	高田製薬	2,095.00
注射薬	2171405D3089	ジルチアゼム塩酸塩	２５０ｍｇ１瓶	ジルチアゼム塩酸塩注射用２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	946.00
注射薬	2171405D4069	ジルチアゼム塩酸塩	１０ｍｇ１瓶	ジルチアゼム塩酸塩注射用１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	104.00
注射薬	2171405D5065	ジルチアゼム塩酸塩	５０ｍｇ１瓶	ジルチアゼム塩酸塩注射用５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	274.00
注射薬	2171406D1030	ニコランジル	２ｍｇ１瓶	ニコランジル点滴静注用２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	88.00
注射薬	2171406D2036	ニコランジル	１２ｍｇ１瓶	ニコランジル点滴静注用１２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	350.00
注射薬	2171406D3032	ニコランジル	４８ｍｇ１瓶	ニコランジル点滴静注用４８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,055.00
注射薬	2190402D2106	アルプロスタジル　アルファデクス	５００μｇ１瓶	アルプロスタジルアルファデクス点滴静注用５００μｇ「タカタ」	高田製薬	3,956.00
注射薬	2190402D3080	アルプロスタジル　アルファデクス	２０μｇ１瓶	アルプロスタジルアルファデクス注射用２０μｇ「タカタ」	高田製薬	295.00
注射薬	2190404A1340	シチコリン	５％２ｍＬ１管	シチコリン注１００ｍｇ／２ｍＬ「ＮＰ」	ニプロ	63.00
注射薬	2190406A1110	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注５μｇ「サワイ」	沢井製薬	588.00
注射薬	2190406A1144	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注５μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	819.00
注射薬	2190406A2116	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注１０μｇ「サワイ」	沢井製薬	825.00
注射薬	2190406A2124	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注１０μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	830.00
注射薬	2190406G1040	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注５μｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	845.00
注射薬	2190406G1104	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注５μｇシリンジ「ＴＷ」	東和薬品	845.00
注射薬	2190406G1112	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注５μｇシリンジ「日医工」	日医工	845.00
注射薬	2190406G2062	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注１０μｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	988.00
注射薬	2190406G2127	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注１０μｇシリンジ「ＴＷ」	東和薬品	988.00
注射薬	2190406G2135	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１筒	局　アルプロスタジル注１０μｇシリンジ「日医工」	日医工	988.00
注射薬	2190408A1089	アルガトロバン水和物	１０ｍｇ２０ｍＬ１管	アルガトロバン注射液１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	685.00
注射薬	2190408A2042	アルガトロバン水和物	１０ｍｇ２ｍＬ１管	アルガトロバンＨＩ注１０ｍｇ／２ｍＬ「フソー」	シオノケミカル	1,201.00
注射薬	2190413F2075	エポプロステノールナトリウム	０．５ｍｇ１瓶	エポプロステノール静注用０．５ｍｇ「ヤンセン」	ヤンセンファーマ	3,566.00
注射薬	2190413F3071	エポプロステノールナトリウム	１．５ｍｇ１瓶	エポプロステノール静注用１．５ｍｇ「ヤンセン」	ヤンセンファーマ	6,340.00
注射薬	2190414A1041	ファスジル塩酸塩水和物	３０．８ｍｇ２ｍＬ１管	ファスジル塩酸塩点滴静注液３０ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	703.00
注射薬	2190501A4114	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋	グリセレブ配合点滴静注	テルモ	285.00
注射薬	2190501A5080	濃グリセリン・果糖	５００ｍＬ１袋	グリセレブ配合点滴静注	テルモ	419.00
注射薬	2190501A5099	濃グリセリン・果糖	５００ｍＬ１袋	ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	591.00
注射薬	2190501A6109	濃グリセリン・果糖	３００ｍＬ１袋	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	光製薬	274.00
注射薬	2219403A1035	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管	フルマゼニル注射液０．５ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	991.00
注射薬	2219403A1086	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管	フルマゼニル静注液０．５ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	1,005.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	2219403A1094	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管		フルマゼニル注射液０．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	982.00
注射薬	2219403A1108	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管		フルマゼニル静注液０．５ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	1,005.00
注射薬	2219403G1020	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１筒		フルマゼニル静注０．５ｍｇシリンジ「テルモ」	テルモ	1,135.00
注射薬	2234400A1054	ブロムヘキシン塩酸塩	０．２％２ｍＬ１管		ブロムヘキシン塩酸塩注射液４ｍｇ「タイヨー」	Ｔ’ｓファーマ	63.00
注射薬	2325400A1239	シメチジン	１０％２ｍＬ１管		シメチジン注２００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	72.00
注射薬	2325400A1263	シメチジン	１０％２ｍＬ１管		シメチジン注射液２００ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	63.00
注射薬	2325401A1039	ファモチジン	１０ｍｇ１ｍＬ１管	局	ファモチジン注射液１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	104.00
注射薬	2325401A2035	ファモチジン	２０ｍｇ２ｍＬ１管	局	ファモチジン注射液２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	104.00
注射薬	2325401A3015	ファモチジン	２０ｍｇ２０ｍＬ１管		ファモチジン２０ｍｇ２０ｍＬ注射液		104.00
注射薬	2325401A4011	ファモチジン	１０ｍｇ１０ｍＬ１管		ファモチジン１０ｍｇ１０ｍＬ注射液		104.00
注射薬	2325401D1019	ファモチジン	２０ｍｇ１管		ファモチジン２０ｍｇ注射用		104.00
注射薬	2325401D1108	ファモチジン	２０ｍｇ１管	局	ファモチジン注射用２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	146.00
注射薬	2325401D2090	ファモチジン	１０ｍｇ１管	局	ファモチジン注射用１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	146.00
注射薬	2325401D2104	ファモチジン	１０ｍｇ１管	局	ファモチジン注射用１０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	134.00
注射薬	2325401D2112	ファモチジン	１０ｍｇ１管	局	ファモチジン注射用１０ｍｇ「テバ」	Ｔ’ｓファーマ	104.00
注射薬	2391400A3075	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管		グラニセトロン静注液１ｍｇ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	354.00
注射薬	2391400A3164	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管		グラニセトロン静注液１ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	478.00
注射薬	2391400A4055	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管		グラニセトロン静注液３ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,219.00
注射薬	2391400A4080	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管		グラニセトロン静注液３ｍｇ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	652.00
注射薬	2391400A4152	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管		グラニセトロン静注液３ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	660.00
注射薬	2391400A4179	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管		グラニセトロン静注液３ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	1,122.00
注射薬	2391401A1050	オンダンセトロン塩酸塩水和物	４ｍｇ２ｍＬ１管		オンダンセトロン注射液４ｍｇ「サンド」	サンド	1,276.00
注射薬	2391401G1045	オンダンセトロン塩酸塩水和物	４ｍｇ２ｍＬ１筒		オンダンセトロン注４ｍｇシリンジ「マルイシ」	丸石製薬	2,981.00
注射薬	2391404A1038	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ５ｍＬ１瓶		パロノセトロン静注０．７５ｍｇ／５ｍＬ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	4,129.00
注射薬	2391404A2026	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ２ｍＬ１瓶		パロノセトロン静注０．７５ｍｇ／２ｍＬ「日医工」	日医工	4,337.00
注射薬	2391404G1030	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ５０ｍＬ１袋		パロノセトロン点滴静注バッグ０．７５ｍｇ／５０ｍＬ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	4,363.00
注射薬	2391404G2029	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ２ｍＬ１筒		パロノセトロン静注０．７５ｍｇ／２ｍＬシリンジ「ＮＰ」	シオノギファーマ	2,836.00
注射薬	2391404G2037	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ２ｍＬ１筒		パロノセトロン静注０．７５ｍｇ／２ｍＬシリンジ「トーワ」	東和薬品	4,297.00
注射薬	2391405D1039	ホスアプレピタントメグルミン	１５０ｍｇ１瓶		ホスアプレピタント点滴静注用１５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	4,924.00
注射薬	2399401A1016	メトクロプラミド	０．５％２ｍＬ１管		塩酸メトクロプラミド０．５％２ｍＬ注射液		63.00
注射薬	2399403F1039	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続１］	１００ｍｇ１瓶		インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	14,500.00
注射薬	2399404F1025	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続２］	１００ｍｇ１瓶		インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	16,912.00
注射薬	2399404F1033	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続２］	１００ｍｇ１瓶		インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「日医工」	日医工	12,662.00
注射薬	2399406F1024	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続３］	１００ｍｇ１瓶		インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	13,860.00
注射薬	2412402A3033	ソマトロピン（遺伝子組換え）	５ｍｇ１筒		ソマトロピンＢＳ皮下注５ｍｇ「サンド」シュアパル	サンド	11,772.00
注射薬	2412402A4030	ソマトロピン（遺伝子組換え）	１０ｍｇ１筒		ソマトロピンＢＳ皮下注１０ｍｇ「サンド」シュアパル	サンド	22,973.00
注射薬	2439402G1029	テリパラチド（遺伝子組換え）［テリパラチド後続１］	６００μｇ１キット		テリパラチドＢＳ皮下注キット６００μｇ「モチダ」	持田製薬	14,924.00
注射薬	2452402A1095	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	１００ｍｇ２ｍＬ１管		ヒドロコルチゾンリン酸エステルＮａ静注液１００ｍｇ「ＡＦＰ」	共創未来ファーマ	191.00
注射薬	2452402A5112	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	５００ｍｇ１０ｍＬ１瓶		ヒドロコルチゾンリン酸エステルＮａ静注液５００ｍｇ「ＡＦＰ」	共創未来ファーマ	715.00
注射薬	2454404A1080	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	２ｍｇ１管		リノロサール注射液２ｍｇ（０．４％）	わかもと製薬	63.00
注射薬	2454404A2087	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	４ｍｇ１管		リノロサール注射液４ｍｇ（０．４％）	わかもと製薬	82.00
注射薬	2454404A3083	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	２０ｍｇ１管		リノロサール注射液２０ｍｇ（０．４％）	わかもと製薬	420.00
注射薬	2454405H1032	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	１．６５ｍｇ０．５ｍＬ１管		デキサート注射液１．６５ｍｇ	富士製薬工業	108.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	2454405H3035	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	３．３ｍｇ１ｍＬ１管		デキサート注射液３．３ｍｇ	富士製薬工業	173.00
注射薬	2454405H5038	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	６．６ｍｇ２ｍＬ１瓶		デキサート注射液６．６ｍｇ	富士製薬工業	197.00
注射薬	2492420A1021	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続１］	３００単位１筒		インスリン　グラルギンＢＳ注カート「リリー」	日本イーライリリー	646.00
注射薬	2492422A1020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	１００単位１ｍＬバイアル		インスリン　リスプロＢＳ注１００単位／ｍＬＨＵ「サノフィ」	サノフィ	121.00
注射薬	2492422A2027	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	３００単位１筒		インスリン　リスプロＢＳ注カート　ＨＵ「サノフィ」	サノフィ	361.00
注射薬	2492422G1023	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	３００単位１キット		インスリン　リスプロＢＳ注ソロスター　ＨＵ「サノフィ」	サノフィ	774.00
注射薬	2492423A2021	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	３００単位１筒		インスリン　アスパルトＢＳ注カート　ＮＲ「サノフィ」	サノフィ	674.00
注射薬	2492423G1028	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	３００単位１キット		インスリン　アスパルトＢＳ注ソロスター　ＮＲ「サノフィ」	サノフィ	1,213.00
注射薬	2499401A2093	ジノプロスト	１ｍｇ１ｍＬ１管		ジノプロスト注射液１０００μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	228.00
注射薬	2499401A3081	ジノプロスト	２ｍｇ２ｍＬ１管		ジノプロスト注射液２０００μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	500.00
注射薬	2499403A1053	オクトレオチド酢酸塩	５０μｇ１ｍＬ１管		オクトレオチド皮下注５０μｇ「あすか」	あすか製薬	428.00
注射薬	2499403A1061	オクトレオチド酢酸塩	５０μｇ１ｍＬ１管		オクトレオチド酢酸塩皮下注５０μｇ「サンド」	サンド	369.00
注射薬	2499403A2050	オクトレオチド酢酸塩	１００μｇ１ｍＬ１管		オクトレオチド皮下注１００μｇ「あすか」	あすか製薬	663.00
注射薬	2499403A2068	オクトレオチド酢酸塩	１００μｇ１ｍＬ１管		オクトレオチド酢酸塩皮下注１００μｇ「サンド」	サンド	633.00
注射薬	2499407G1038	リュープロレリン酢酸塩	１．８８ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩注射用キット１．８８ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	13,534.00
注射薬	2499407G1046	リュープロレリン酢酸塩	１．８８ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩注射用キット１．８８ｍｇ「あすか」	あすか製薬	14,429.00
注射薬	2499407G2034	リュープロレリン酢酸塩	３．７５ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩注射用キット３．７５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	16,726.00
注射薬	2499407G2042	リュープロレリン酢酸塩	３．７５ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩注射用キット３．７５ｍｇ「あすか」	あすか製薬	17,056.00
注射薬	2499407G3049	リュープロレリン酢酸塩	１１．２５ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩ＳＲ注射用キット１１．２５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	23,774.00
注射薬	2499407G3057	リュープロレリン酢酸塩	１１．２５ｍｇ１筒		リュープロレリン酢酸塩ＳＲ注射用キット１１．２５ｍｇ「あすか」	あすか製薬	22,970.00
注射薬	2531401A1010	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	０．０２％１ｍＬ１管		メチルエルゴメトリンマレイン酸塩０．０２％１ｍＬ注射液		63.00
注射薬	2531401A1118	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	０．０２％１ｍＬ１管		パルタンＭ注０．２ｍｇ	持田製薬	82.00
注射薬	2590402A1253	リトドリン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	局	リトドリン塩酸塩点滴静注液５０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	200.00
注射薬	2590402A1261	リトドリン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	局	リトドリン塩酸塩点滴静注液５０ｍｇ「日医工」	日医工	245.00
注射薬	3112401A1050	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用２．５μｇ「ニプロ」	シオノギファーマ	205.00
注射薬	3112401A1077	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用２．５μｇ「トーワ」	東和薬品	144.00
注射薬	3112401A1093	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用２．５μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	142.00
注射薬	3112401A2057	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用５μｇ「ニプロ」	シオノギファーマ	265.00
注射薬	3112401A2073	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用５μｇ「トーワ」	東和薬品	255.00
注射薬	3112401A2090	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用５μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	183.00
注射薬	3112401A3053	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用１０μｇ「ニプロ」	シオノギファーマ	324.00
注射薬	3112401A3070	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用１０μｇ「トーワ」	東和薬品	305.00
注射薬	3112401A3096	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１管		マキサカルシトール静注透析用１０μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	313.00
注射薬	3112401G1029	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ２．５μｇ「イセイ」	コーアイセイ	810.00
注射薬	3112401G1037	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ２．５μｇ「フソー」	扶桑薬品工業	810.00
注射薬	3112401G2025	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ５μｇ「イセイ」	コーアイセイ	858.00
注射薬	3112401G2033	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ５μｇ「フソー」	扶桑薬品工業	858.00
注射薬	3112401G3021	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ１０μｇ「イセイ」	コーアイセイ	956.00
注射薬	3112401G3030	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１筒		マキサカルシトール静注透析用シリンジ１０μｇ「フソー」	扶桑薬品工業	956.00
注射薬	3112402A1039	カルシトリオール	０．５μｇ１ｍＬ１管		カルシトリオール静注液０．５μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	227.00
注射薬	3112402A2035	カルシトリオール	１μｇ１ｍＬ１管		カルシトリオール静注液１μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	339.00
注射薬	3122401A4013	フルスルチアミン塩酸塩	５０ｍｇ２０ｍＬ１管		フルスルチアミン塩酸塩５０ｍｇ２０ｍＬ注射液		63.00
注射薬	3133400A3091	パンテチン	２００ｍｇ１管		パンテチン注２００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	85.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3133401A1069	パンテノール	１００ｍｇ１管	パンテノール注１００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	70.00
注射薬	3133401A2057	パンテノール	２５０ｍｇ１管	パンテノール注２５０ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	73.00
注射薬	3133401A3061	パンテノール	５００ｍｇ１管	パンテノール注５００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	82.00
注射薬	3136403A1019	メコバラミン	０．５ｍｇ１管	メコバラミン０．５ｍｇ注射液		63.00
注射薬	3136403A1221	メコバラミン	０．５ｍｇ１管	メコバラミン注５００μｇ「ＮＰ」	ニプロ	67.00
注射薬	3136403G1038	メコバラミン	５００μｇ１ｍＬ１筒	メコバラミン注５００μｇシリンジ「ＮＰ」	ニプロ	149.00
注射薬	3140401A1039	アスコルビン酸	５００ｍｇ１管	局　アスコルビン酸注５００ｍｇＰＢ「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	3140500A2020	アスコルビン酸・Ｌ－システイン	２０ｍＬ１管	クリストファン注	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	3172400A1046	チアミン・アスコルビン酸配合剤	５ｍＬ１管	プレビタＳ注射液	扶桑薬品工業	63.00
注射薬	3179504A1191	チアミンジスルフィド・Ｂ６・Ｂ１２配合剤	１０ｍＬ１管	ジアイナ配合静注液	鶴原製薬	63.00
注射薬	3229401A1010	Ｌ－アスパラギン酸カリウム	１７．１２％１０ｍＬ１管	Ｌ－アスパラギン酸カリウム１７．１２％１０ｍＬ注射液		63.00
注射薬	3229501A1019	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	２ｍＬ１管	塩化マンガン・硫酸亜鉛配合２ｍＬ注射液		63.00
注射薬	3253401A6034	高カロリー輸液用総合アミノ酸製剤	（１０％）２０ｍＬ１管	ハイ・プレアミン注－１０％	扶桑薬品工業	63.00
注射薬	3259518G1059	アミノ酸・糖・電解質	５００ｍＬ１キット	ツインパル輸液	エイワイファーマ	469.00
注射薬	3259518G2055	アミノ酸・糖・電解質	１Ｌ１キット	ツインパル輸液	エイワイファーマ	568.00
注射薬	3259600A1020	胎盤絨毛分解物	２ｍＬ１管	メルスモン	メルスモン製薬	200.00
注射薬	3259601A1024	胎盤加水分解物	２ｍＬ１管	ラエンネック	日本生物製剤	189.00
注射薬	3319406G2020	リン酸二カリウム	０．５モル２０ｍＬ１キット	リン酸２カリウム注２０ｍＥｑキット「テルモ」	テルモ	173.00
注射薬	3319505A2020	デキストラン４０・ブドウ糖	５００ｍＬ１袋	※ 低分子デキストラン糖注（大塚製薬工場）	大塚製薬工場	713.00
注射薬	3319554A4043	デキストラン４０・乳酸リンゲル	５００ｍＬ１袋	サヴィオゾール輸液	大塚製薬工場	373.00
注射薬	3319555A2029	酢酸維持液	５００ｍＬ１瓶	アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	306.00
注射薬	3319555A3025	酢酸維持液	５００ｍＬ１袋	アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	306.00
注射薬	3319555A4021	酢酸維持液	２００ｍＬ１袋	アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	221.00
注射薬	3327401A1160	トラネキサム酸	５％５ｍＬ１管	局　トラネキサム酸注２５０ｍｇ／５ｍＬ「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	3327401A4010	トラネキサム酸	１０％１０ｍＬ１管	トラネキサム酸１０％１０ｍＬ注射液		104.00
注射薬	3327401A4266	トラネキサム酸	１０％１０ｍＬ１管	局　トラネキサム酸注１ｇ「ＮＰ」	ニプロ	100.00
注射薬	3331401A2029	クエン酸ナトリウム水和物	４％５００ｍＬ１袋	チトラミン液「フソー」－４％	扶桑薬品工業	965.00
注射薬	3334403A1090	ダルテパリンナトリウム	５，０００低分子ヘパリン国際単位１管	ダルテパリンＮａ静注５０００単位／５ｍＬ「日新」	日新製薬（山形）	571.00
注射薬	3334403A2194	ダルテパリンナトリウム	５，０００低分子ヘパリン国際単位１瓶	ダルテパリンＮａ静注５０００単位／５ｍＬ「サワイ」	沢井製薬	571.00
注射薬	3334403A2208	ダルテパリンナトリウム	５，０００低分子ヘパリン国際単位１瓶	ダルテパリンＮａ静注５０００単位／５ｍＬ「ＡＦＰ」	共創未来ファーマ	463.00
注射薬	3334403G2022	ダルテパリンナトリウム	２，５００低分子ヘパリン国際単位１０ｍＬ１筒	ダルテパリンＮａ静注２５００単位／１０ｍＬシリンジ「ニプロ」	ニプロ	443.00
注射薬	3334403G3029	ダルテパリンナトリウム	３，０００低分子ヘパリン国際単位１２ｍＬ１筒	ダルテパリンＮａ静注３０００単位／１２ｍＬシリンジ「ニプロ」	ニプロ	566.00
注射薬	3334403G4025	ダルテパリンナトリウム	４，０００低分子ヘパリン国際単位１６ｍＬ１筒	ダルテパリンＮａ静注４０００単位／１６ｍＬシリンジ「ニプロ」	ニプロ	553.00
注射薬	3334403G5021	ダルテパリンナトリウム	５，０００低分子ヘパリン国際単位２０ｍＬ１筒	ダルテパリンＮａ静注５０００単位／２０ｍＬシリンジ「ニプロ」	ニプロ	774.00
注射薬	3399408G1023	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	1,942.00
注射薬	3399408G2020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	3,165.00
注射薬	3399408G3026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	5,012.00
注射薬	3399409G1028	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	2,713.00
注射薬	3399409G2024	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	3,340.00
注射薬	3399409G3020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	5,351.00
注射薬	3399416G1028	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続１］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「ニプロ」	持田製薬販売	54,924.00
注射薬	3399416G1036	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続１］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「モチダ」	持田製薬	55,680.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	3410534G2038	人工透析液	２，０２０ｍＬ１キット		サブパック血液ろ過用補充液－Ｂｉ	ニプロ	1,286.00
注射薬	3919502A1015	グリチルリチン・グリシン・システイン配合剤	２０ｍＬ１管		グリチルリチン・グリシン・システイン配合２０ｍＬ注射液		63.00
注射薬	3919502A2100	グリチルリチン・グリシン・システイン配合剤	５ｍＬ１管		ニチファーゲン注	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	3922400D3136	グルタチオン	２００ｍｇ１管		グルタチオン注射用２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	129.00
注射薬	3929409A1031	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	2,470.00
注射薬	3929409A1040	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	2,305.00
注射薬	3929409A1058	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「サンド」	サンド	2,478.00
注射薬	3929409A1066	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	2,738.00
注射薬	3929409A1074	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「バクスター」	バクスター・ジャパン	2,146.00
注射薬	3929409A1082	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「マルイシ」	丸石製薬	2,661.00
注射薬	3929409A1090	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,862.00
注射薬	3929409A2038	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	6,177.00
注射薬	3929409A2046	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6,177.00
注射薬	3929409A2054	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「サンド」	サンド	6,177.00
注射薬	3929409A2062	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	6,914.00
注射薬	3929409A2070	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「バクスター」	バクスター・ジャパン	6,177.00
注射薬	3929409A2089	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「マルイシ」	丸石製薬	6,733.00
注射薬	3929409A2097	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶		スガマデクス静注液５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	6,699.00
注射薬	3929409G1026	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１筒		スガマデクス静注液２００ｍｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	2,589.00
注射薬	3929409G1034	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１筒		スガマデクス静注液２００ｍｇシリンジ「ニプロ」	ニプロ	2,652.00
注射薬	3929409G1042	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１筒		スガマデクス静注液２００ｍｇシリンジ「マルイシ」	丸石製薬	2,701.00
注射薬	3959420A1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）［アガルシダーゼベータ後続１］	５ｍｇ１瓶		アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注５ｍｇ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	68,796.00
注射薬	3959420A2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）［アガルシダーゼベータ後続１］	３５ｍｇ１瓶		アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注３５ｍｇ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	389,144.00
注射薬	3991400A4133	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	１％２０ｍＬ１管		コンドロイチン硫酸ナトリウム注射液２００ｍｇ「日医工」	日医工	63.00
注射薬	3992400A1085	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	１０ｍｇ１管		ＡＴＰ注１０ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	63.00
注射薬	3992400A2090	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	２０ｍｇ１管		ＡＴＰ注２０ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	63.00
注射薬	3999401A1226	エルカトニン	４０エルカトニン単位１ｍＬ１管		エルカトニン注４０単位「ＴＢＰ」	東菱薬品工業	229.00
注射薬	3999401A2290	エルカトニン	１０エルカトニン単位１ｍＬ１管		エルカトニン筋注１０単位「ＴＢＰ」	東菱薬品工業	63.00
注射薬	3999401A3180	エルカトニン	２０エルカトニン単位１ｍＬ１管		エルカトニン筋注２０単位「ＴＢＰ」	東菱薬品工業	89.00
注射薬	3999408A1295	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１管	局	ヒアルロン酸ナトリウム関節注２５ｍｇ「日医工」	日医工	258.00
注射薬	3999408A1309	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１管	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	258.00
注射薬	3999408G1395	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇシリンジ「ＮＰ」	ニプロ	600.00
注射薬	3999408G1433	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇシリンジ「トーワ」	東和薬品	393.00
注射薬	3999408G1441	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇシリンジ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	600.00
注射薬	3999408G1450	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇシリンジ「ツルハラ」	鶴原製薬	600.00
注射薬	3999408G1468	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局	ヒアルロン酸Ｎａ関節注２５ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	288.00
注射薬	3999411A1068	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ２ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ静注液２０ｍｇ「日医工」	日医工	312.00
注射薬	3999411A2056	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ８ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ静注液８０ｍｇ「日医工」	日医工	636.00
注射薬	3999411A3079	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注液２０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	182.00
注射薬	3999411A3087	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注２０ｍｇ「ＩＰ」	ネオクリティケア製薬	175.00
注射薬	3999411A3095	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注液２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	320.00
注射薬	3999411A4075	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注液８０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	635.00
注射薬	3999411A4083	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇ「ＩＰ」	ネオクリティケア製薬	607.00
注射薬	3999411A4091	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１管	局	オザグレルＮａ点滴静注液８０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	641.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999411A6078	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ２ｍＬ１管	局　オザグレルＮａ点滴静注液４０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	530.00
注射薬	3999411A6086	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ２ｍＬ１管	局　オザグレルＮａ点滴静注４０ｍｇ「ＩＰ」	ネオクリティケア製薬	349.00
注射薬	3999411A6094	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ２ｍＬ１管	局　オザグレルＮａ点滴静注液４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	355.00
注射薬	3999411A9042	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ４ｍＬ１管	局　オザグレルＮａ静注液４０ｍｇ「日医工」	日医工	338.00
注射薬	3999411D1196	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１瓶	局　オザグレルＮａ注射用２０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	176.00
注射薬	3999411D2079	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ１瓶	局　オザグレルＮａ注射用４０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	346.00
注射薬	3999411G1044	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ０．５ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ点滴静注２０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	515.00
注射薬	3999411G2040	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ１ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ点滴静注４０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	744.00
注射薬	3999411G3047	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ２ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,494.00
注射薬	3999411G4035	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ注射液８０ｍｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	1,494.00
注射薬	3999411G4043	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ注８０ｍｇシリンジ「ＩＰ」	ネオクリティケア製薬	911.00
注射薬	3999411G4051	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ注８０ｍｇシリンジ「トーワ」	東和薬品	572.00
注射薬	3999411G5066	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ２００ｍＬ１袋	局　オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇバッグ「タカタ」	高田製薬	858.00
注射薬	3999411G5074	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ２００ｍＬ１袋	局　オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇバッグ「テルモ」	テルモ	881.00
注射薬	3999411G6020	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ注射液２０ｍｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	515.00
注射薬	3999411G7026	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ２ｍＬ１筒	局　オザグレルＮａ注射液４０ｍｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	953.00
注射薬	3999411G8022	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ１００ｍＬ１袋	局　オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇ／１００ｍＬバッグ「ＩＰ」	ネオクリティケア製薬	863.00
注射薬	3999411H1031	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶	局　オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	647.00
注射薬	3999411H7030	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ１ｍＬ１瓶	局　オザグレルＮａ点滴静注２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	320.00
注射薬	3999411H8036	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局　オザグレルＮａ点滴静注４０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	529.00
注射薬	3999418D1040	パミドロン酸二ナトリウム水和物	１５ｍｇ１瓶	パミドロン酸二Ｎａ点滴静注用１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	3,034.00
注射薬	3999418D2046	パミドロン酸二ナトリウム水和物	３０ｍｇ１瓶	パミドロン酸二Ｎａ点滴静注用３０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	5,608.00
注射薬	3999419G1040	アレンドロン酸ナトリウム水和物	９００μｇ１００ｍＬ１袋	アレンドロン酸点滴静注バッグ９００μｇ「ＨＫ」	光製薬	1,182.00
注射薬	3999422D1054	シベレスタットナトリウム水和物	１００ｍｇ１瓶	局　シベレスタットＮａ点滴静注用１００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,314.00
注射薬	3999423A1052	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	5,651.00
注射薬	3999423A1060	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ「ＮＫ」	高田製薬	5,683.00
注射薬	3999423A1087	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ「サンド」	サンド	4,481.00
注射薬	3999423A1109	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ「ニプロ」	ニプロ	5,905.00
注射薬	3999423A1168	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	5,813.00
注射薬	3999423A3020	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１袋	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬバッグ「ＮＫ」	高田製薬	6,294.00
注射薬	3999423A3047	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１袋	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬバッグ「トーワ」	東和薬品	6,795.00
注射薬	3999423A3063	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１袋	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬバッグ「ニプロ」	ニプロ	6,051.00
注射薬	3999423A3110	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１袋	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬバッグ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	5,367.00
注射薬	3999423A3128	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１袋	ゾレドロン酸点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬバッグ「日医工Ｐ」	日医工ファーマ	6,320.00
注射薬	3999425S5036	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	720.00
注射薬	3999425S6032	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１５μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	992.00
注射薬	3999425S7039	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注２０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	1,260.00
注射薬	3999425S8035	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注３０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	1,848.00
注射薬	3999425S9031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注４０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	2,207.00
注射薬	3999425U1031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注６０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	3,188.00
注射薬	3999425U2038	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１２０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	5,710.00
注射薬	3999425U3034	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１８０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	7,647.00
注射薬	3999425U4030	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注５μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	412.00
注射薬	3999427G1029	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	７５０国際単位０．５ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注７５０シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	485.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999427G2025	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	１，５００国際単位１ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注１５００シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	485.00
注射薬	3999427G3021	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	３，０００国際単位２ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注３０００シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	845.00
注射薬	3999436G1036	レボカルニチン	１，０００ｍｇ５ｍＬ１筒	レボカルニチンＦＦ静注１０００ｍｇシリンジ「トーワ」	東和薬品	358.00
注射薬	3999436G1044	レボカルニチン	１，０００ｍｇ５ｍＬ１筒	レボカルニチンＦＦ静注１０００ｍｇシリンジ「ニプロ」	ニプロ	341.00
注射薬	3999436G1052	レボカルニチン	１，０００ｍｇ５ｍＬ１筒	レボカルニチンＦＦ静注１０００ｍｇシリンジ「フソー」	扶桑薬品工業	372.00
注射薬	3999438G1035	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「ＨＫ」	シオノケミカル	1,776.00
注射薬	3999438G1043	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「ＶＴＲＳ」	ブリオファーマ	1,682.00
注射薬	3999438G1051	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	1,639.00
注射薬	3999438G1060	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「トーワ」	東和薬品	1,515.00
注射薬	3999448D1024	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１瓶	エタネルセプトＢＳ皮下注用１０ｍｇ「ＭＡ」	持田製薬	4,335.00
注射薬	3999448D2020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ１瓶	エタネルセプトＢＳ皮下注用２５ｍｇ「ＭＡ」	持田製薬	5,331.00
注射薬	3999448G1020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	6,125.00
注射薬	3999448G2027	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	11,595.00
注射薬	3999448G3023	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	10,463.00
注射薬	3999448G4020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇペン０．５ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	5,532.00
注射薬	3999451G1022	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注１０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	2,256.00
注射薬	3999451G1030	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注１０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「日医工」	日医工	2,926.00
注射薬	3999451G2029	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	5,744.00
注射薬	3999451G2037	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「日医工」	日医工	5,744.00
注射薬	3999451G3025	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	11,768.00
注射薬	3999451G3033	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「日医工」	日医工	10,710.00
注射薬	3999451G4021	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	9,924.00
注射薬	3999451G4030	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「日医工」	日医工	9,924.00
注射薬	3999453G1021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注５μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	390.00
注射薬	3999453G2028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	688.00
注射薬	3999453G3024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１５μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	945.00
注射薬	3999453G4020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注２０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	1,207.00
注射薬	3999453G5027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注３０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	1,773.00
注射薬	3999453G6023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注４０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	2,109.00
注射薬	3999453G7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注６０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	3,082.00
注射薬	3999453G8026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１２０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	5,568.00
注射薬	3999453G9022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１８０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	7,487.00
注射薬	3999454G1026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注５μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	389.00
注射薬	3999454G2022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	686.00
注射薬	3999454G3029	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１５μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	950.00
注射薬	3999454G4025	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注２０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	1,207.00
注射薬	3999454G5021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注３０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	1,759.00
注射薬	3999454G6028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注４０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	2,093.00
注射薬	3999454G7024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注６０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	3,081.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999454G8020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１２０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	5,575.00
注射薬	3999454G9027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１８０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	7,284.00
注射薬	3999457G1020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	9,270.00
注射薬	3999457G2026	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	17,987.00
注射薬	3999457G3022	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	15,584.00
注射薬	3999459G1029	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「第一三共」	第一三共	12,852.00
注射薬	3999459G2025	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	19,261.00
注射薬	3999459G3021	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	14,953.00
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	10,266.00
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	19,717.00
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	37,546.00
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	17,554.00
注射薬	3999472G1024	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	9,952.00
注射薬	3999472G2020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	18,326.00
注射薬	3999472G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	30,601.00
注射薬	3999472G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	16,078.00
注射薬	3999472G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	33,549.00
注射薬	3999473G1029	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	131,440.00
注射薬	3999474G1023	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＹＤ」	陽進堂	136,554.00
注射薬	3999475G1028	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	129,689.00
注射薬	4219405A1033	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「トーワ」	東和薬品	23,417.00
注射薬	4219405A1041	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	21,064.00
注射薬	4219405A1050	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「イセイ」	コーアイセイ	23,450.00
注射薬	4219405A2021	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「トーワ」	東和薬品	7,416.00
注射薬	4219405A2030	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	6,686.00
注射薬	4219405A2048	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「イセイ」	コーアイセイ	7,134.00
注射薬	4224401A7041	シタラビン	１ｇ１瓶	シタラビン点滴静注液１ｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	3,207.00
注射薬	4224401A8030	シタラビン	４００ｍｇ１瓶	シタラビン点滴静注液４００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,429.00
注射薬	4224403A1026	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液２００ｍｇ／５ｍＬ「サンド」	サンド	870.00
注射薬	4224403A1034	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液２００ｍｇ／５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	867.00
注射薬	4224403A2022	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ２５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／２５ｍＬ「サンド」	サンド	3,708.00
注射薬	4224403A2030	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ２５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／２５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	3,220.00
注射薬	4224403D1065	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	842.00
注射薬	4224403D1073	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	867.00
注射薬	4224403D1162	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	842.00
注射薬	4224403D2061	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ヤクルト」	高田製薬	3,973.00
注射薬	4224403D2070	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ＮＫ」	日本化薬	3,728.00
注射薬	4224403D2169	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「タカタ」	高田製薬	3,973.00
注射薬	4229401A1023	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	7,547.00
注射薬	4229401A1031	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7,590.00
注射薬	4229401A1040	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「トーワ」	富士フイルム富山化学	7,442.00
注射薬	4229401A2020	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	31,050.00
注射薬	4229401A2038	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	34,151.00
注射薬	4229401A2046	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「トーワ」	富士フイルム富山化学	31,282.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	4229401A3026	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ３２ｍＬ１瓶		ペメトレキセド点滴静注液８００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	48,141.00
注射薬	4229401A3034	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ３２ｍＬ１瓶		ペメトレキセド点滴静注液８００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	45,952.00
注射薬	4229401A3042	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ３２ｍＬ１瓶		ペメトレキセド点滴静注液８００ｍｇ「トーワ」	富士フイルム富山化学	49,070.00
注射薬	4229401D1038	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	30,295.00
注射薬	4229401D1046	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	31,050.00
注射薬	4229401D1054	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	31,720.00
注射薬	4229401D1062	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	30,988.00
注射薬	4229401D1070	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	36,314.00
注射薬	4229401D1089	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用５００ｍｇ「日医工Ｇ」	日医工岐阜工場	30,295.00
注射薬	4229401D2034	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	7,379.00
注射薬	4229401D2042	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	7,547.00
注射薬	4229401D2050	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7,590.00
注射薬	4229401D2069	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	7,520.00
注射薬	4229401D2077	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	9,551.00
注射薬	4229401D2085	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用１００ｍｇ「日医工Ｇ」	日医工岐阜工場	7,379.00
注射薬	4229401D3022	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用８００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	43,643.00
注射薬	4229401D3030	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用８００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	48,141.00
注射薬	4229401D3049	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	８００ｍｇ１瓶		ペメトレキセド点滴静注用８００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	45,952.00
注射薬	4235402A2021	ドキソルビシン塩酸塩	１０ｍｇ５ｍＬ１瓶		ドキソルビシン塩酸塩注射液１０ｍｇ「サンド」	サンド	643.00
注射薬	4235402A3028	ドキソルビシン塩酸塩	５０ｍｇ２５ｍＬ１瓶		ドキソルビシン塩酸塩注射液５０ｍｇ「サンド」	サンド	2,687.00
注射薬	4235402D1048	ドキソルビシン塩酸塩	１０ｍｇ１瓶	局	ドキソルビシン塩酸塩注射用１０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	612.00
注射薬	4235402D2028	ドキソルビシン塩酸塩	５０ｍｇ１瓶	局	ドキソルビシン塩酸塩注射用５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	2,730.00
注射薬	4235404A1040	エピルビシン塩酸塩	１０ｍｇ５ｍＬ１瓶		エピルビシン塩酸塩注射液１０ｍｇ／５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	2,243.00
注射薬	4235404A2047	エピルビシン塩酸塩	５０ｍｇ２５ｍＬ１瓶		エピルビシン塩酸塩注射液５０ｍｇ／２５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	6,741.00
注射薬	4235404D1063	エピルビシン塩酸塩	１０ｍｇ１瓶		エピルビシン塩酸塩注射用１０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,375.00
注射薬	4235404D2060	エピルビシン塩酸塩	５０ｍｇ１瓶		エピルビシン塩酸塩注射用５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6,528.00
注射薬	4240403A2069	エトポシド	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		エトポシド点滴静注液１００ｍｇ「サンド」	サンド	1,301.00
注射薬	4240403A2093	エトポシド	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		エトポシド点滴静注液１００ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	2,309.00
注射薬	4240403A2107	エトポシド	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		エトポシド点滴静注１００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	2,294.00
注射薬	4240404A1148	イリノテカン塩酸塩水和物	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液４０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,028.00
注射薬	4240404A1172	イリノテカン塩酸塩水和物	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液４０ｍｇ「ＳＵＮ」	サンファーマ	922.00
注射薬	4240404A2012	イリノテカン塩酸塩水和物	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		イリノテカン塩酸塩１００ｍｇ５ｍＬ注射液		1,866.00
注射薬	4240404A2055	イリノテカン塩酸塩水和物	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	2,414.00
注射薬	4240404A2144	イリノテカン塩酸塩水和物	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,319.00
注射薬	4240405A3102	ドセタキセル	２０ｍｇ１ｍＬ１瓶		ドセタキセル点滴静注２０ｍｇ／１ｍＬ「ニプロ」	ニプロ	2,536.00
注射薬	4240405A4109	ドセタキセル	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶		ドセタキセル点滴静注８０ｍｇ／４ｍＬ「ニプロ」	ニプロ	8,792.00
注射薬	4240405A5024	ドセタキセル	２０ｍｇ２ｍＬ１瓶		ドセタキセル点滴静注液２０ｍｇ／２ｍＬ「サンド」	サンド	4,622.00
注射薬	4240405A5032	ドセタキセル水和物	２０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局	ドセタキセル点滴静注液２０ｍｇ／２ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	2,263.00
注射薬	4240405A6020	ドセタキセル	８０ｍｇ８ｍＬ１瓶		ドセタキセル点滴静注液８０ｍｇ／８ｍＬ「サンド」	サンド	16,163.00
注射薬	4240405A6039	ドセタキセル水和物	８０ｍｇ８ｍＬ１瓶	局	ドセタキセル点滴静注液８０ｍｇ／８ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	7,640.00
注射薬	4240405A7027	ドセタキセル水和物	１２０ｍｇ１２ｍＬ１瓶	局	ドセタキセル点滴静注液１２０ｍｇ／１２ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	7,204.00
注射薬	4240406A1082	パクリタキセル	３０ｍｇ５ｍＬ１瓶		パクリタキセル注射液３０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	1,368.00
注射薬	4240407A1036	ビノレルビン酒石酸塩	１０ｍｇ１ｍＬ１瓶		ロゼウス静注液１０ｍｇ	日本化薬	2,044.00
注射薬	4240407A2032	ビノレルビン酒石酸塩	４０ｍｇ４ｍＬ１瓶		ロゼウス静注液４０ｍｇ	日本化薬	7,846.00
注射薬	4291403A2068	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液１５０ｍｇ「サンド」	サンド	2,183.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	4291403A3064	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　カルボプラチン点滴静注液４５０ｍｇ「サンド」	サンド	4,966.00
注射薬	4291403A3099	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　カルボプラチン点滴静注液４５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	7,294.00
注射薬	4291403A3129	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　カルボプラチン注射液４５０ｍｇ「日医工」	日医工	4,877.00
注射薬	4291403A3137	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　カルボプラチン点滴静注液４５０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	7,325.00
注射薬	4291403A3145	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　カルボプラチン注射液４５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	7,294.00
注射薬	4291410A1010	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	オキサリプラチン５０ｍｇ１０ｍＬ注射液		2,291.00
注射薬	4291410A1061	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	オキサリプラチン点滴静注液５０ｍｇ／１０ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	2,291.00
注射薬	4291410A1070	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注液５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	4,821.00
注射薬	4291410A1126	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	4,510.00
注射薬	4291410A2017	オキサリプラチン	１００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	オキサリプラチン１００ｍｇ２０ｍＬ注射液		4,720.00
注射薬	4291410A2068	オキサリプラチン	１００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	オキサリプラチン点滴静注液１００ｍｇ／２０ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	4,720.00
注射薬	4291410A2122	オキサリプラチン	１００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	7,774.00
注射薬	4291410A3064	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注液２００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	16,680.00
注射薬	4291410A3080	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注液２００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	8,559.00
注射薬	4291410A3110	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13,705.00
注射薬	4291410A3137	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注液２００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	7,669.00
注射薬	4291410A3153	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	オキサリプラチン点滴静注液２００ｍｇ／４０ｍＬ「ホスピーラ」	ファイザー	7,669.00
注射薬	4291410A3161	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　オキサリプラチン点滴静注液２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	9,168.00
注射薬	4291412D1016	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ３ｍｇ注射用		15,700.00
注射薬	4291412D1032	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用３ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	26,076.00
注射薬	4291412D1040	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用３ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	21,353.00
注射薬	4291412D1059	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用３ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	20,801.00
注射薬	4291412D1067	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	21,561.00
注射薬	4291412D1091	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用３ｍｇ「タカタ」	高田製薬	20,531.00
注射薬	4291412D2020	ボルテゾミブ	２ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17,935.00
注射薬	4291412D3027	ボルテゾミブ水和物	１ｍｇ１瓶	ボルテゾミブ注射用１ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	10,403.00
注射薬	4291419D1034	アザシチジン	１００ｍｇ１瓶	アザシチジン注射用１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	9,992.00
注射薬	4291419D1042	アザシチジン	１００ｍｇ１瓶	アザシチジン注射用１００ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	11,003.00
注射薬	4291419D1050	アザシチジン	１００ｍｇ１瓶	アザシチジン注射用１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	8,723.00
注射薬	4291419D2022	アザシチジン	１５０ｍｇ１瓶	アザシチジン注射用１５０ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	15,984.00
注射薬	4291419D2030	アザシチジン	１５０ｍｇ１瓶	アザシチジン注射用１５０ｍｇ「オーハラ」	大原薬品工業	15,331.00
注射薬	4291420A1030	エリブリンメシル酸塩	１ｍｇ２ｍＬ１瓶	エリブリンメシル酸塩静注液１ｍｇ「日医工」	日医工	23,399.00
注射薬	4291420A1049	エリブリンメシル酸塩	１ｍｇ２ｍＬ１瓶	エリブリンメシル酸塩静注液１ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	22,997.00
注射薬	4291439A1027	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続１］	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ＫＨＫ」	サンド	9,274.00
注射薬	4291439A2023	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続１］	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注５００ｍｇ「ＫＨＫ」	サンド	44,485.00
注射薬	4291442D1033	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	６０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用６０ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	4,033.00
注射薬	4291442D2030	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	１５０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用１５０ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	9,383.00
注射薬	4291447D1028	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	６０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用６０ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	3,960.00
注射薬	4291447D2024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	１５０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用１５０ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	8,949.00
注射薬	4291449A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続１］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	5,932.00
注射薬	4291449A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続１］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	22,130.00
注射薬	4291451A1028	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続２］	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	8,389.00
注射薬	4291451A2024	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続２］	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注５００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	40,357.00
注射薬	4291461A1021	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続３］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「日医工」	日医工	6,125.00
注射薬	4291461A2028	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続３］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「日医工」	日医工	22,234.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	4291463A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続４］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶		ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	6,038.00
注射薬	4291463A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続４］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶		ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	22,709.00
注射薬	4419500A1030	ジフェンヒドラミン塩酸塩・臭化カルシウム	５ｍＬ１管		レスカルミン注	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	6119401D1051	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「日医工」	日医工	1,351.00
注射薬	6119401D1108	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,376.00
注射薬	6119401D1159	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	1,337.00
注射薬	6119401D1183	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,333.00
注射薬	6119401D2040	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「日医工」	日医工	2,505.00
注射薬	6119401D2058	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	2,492.00
注射薬	6119401D2066	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,460.00
注射薬	6119402D1030	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶		ダプトマイシン静注用３５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	4,230.00
注射薬	6119402D1048	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶		ダプトマイシン静注用３５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	4,543.00
注射薬	6132403D2121	セファロチンナトリウム	１ｇ１瓶	局	コアキシン注射用１ｇ	ケミックス	405.00
注射薬	6132403D3128	セファロチンナトリウム	２ｇ１瓶	局	コアキシン注射用２ｇ	ケミックス	731.00
注射薬	6132425D1032	セフェピム塩酸塩水和物	５００ｍｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用０．５ｇ「サンド」	サンド	390.00
注射薬	6132425D1040	セフェピム塩酸塩水和物	５００ｍｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用０．５ｇ「ＣＭＸ」	ケミックス	442.00
注射薬	6132425D2039	セフェピム塩酸塩水和物	１ｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「サンド」	サンド	522.00
注射薬	6132425D2047	セフェピム塩酸塩水和物	１ｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「ＣＭＸ」	ケミックス	515.00
注射薬	6139500F1113	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（５００ｍｇ）１瓶	局	バクフォーゼ静注用０．５ｇ	東和薬品	258.00
注射薬	6139500F2110	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（１ｇ）１瓶	局	バクフォーゼ静注用１ｇ	東和薬品	266.00
注射薬	6139501D2075	イミペネム水和物・シラスタチンナトリウム	５００ｍｇ１瓶	局	チエクール点滴用０．５ｇ	沢井製薬	853.00
注射薬	6139505G1030	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（４．５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ４．５「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,722.00
注射薬	6139505G1049	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（４．５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ４．５「ニプロ」	ニプロ	1,722.00
注射薬	6139505G2010	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（２．２５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）		タゾバクタム・ピペラシリン２．２５ｇキット		936.00
注射薬	6139505G2029	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（２．２５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ２．２５「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	936.00
注射薬	6179400D1039	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,429.00
注射薬	6179400D1047	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,414.00
注射薬	6179400D1055	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	1,376.00
注射薬	6179400D1071	ミカファンギンナトリウム水和物	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,499.00
注射薬	6179400D2035	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,817.00
注射薬	6179400D2043	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	2,509.00
注射薬	6179400D2051	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	2,340.00
注射薬	6179400D2078	ミカファンギンナトリウム水和物	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,102.00
注射薬	6241402A1030	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局	レボフロキサシン点滴静注５００ｍｇ／２０ｍＬ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,709.00
注射薬	6241402G1032	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ／１００ｍＬ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	998.00
注射薬	6241402G1040	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ＨＫ」	光製薬	1,695.00
注射薬	6241402G1059	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	1,044.00
注射薬	6241402G1091	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,149.00
注射薬	6249401A1033	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	6,145.00
注射薬	6249401A1050	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	3,388.00
注射薬	6249401A1068	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「日医工」	日医工	6,036.00
注射薬	6249401A1076	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注６００ｍｇ／３００ｍＬ「ＨＫ」	光製薬	6,316.00
注射薬	6250401G4036	アシクロビル	２５０ｍｇ１００ｍＬ１袋	局	アシクロビル点滴静注液２５０ｍｇバッグ１００ｍＬ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	1,244.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	6250402F1052	ガンシクロビル	５００ｍｇ１瓶		ガンシクロビル点滴静注用５００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,744.00
注射薬	6290401A1110	フルコナゾール	０．１％５０ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	763.00
注射薬	6290401A1129	フルコナゾール	０．１％５０ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注液５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	781.00
注射薬	6290401A2184	フルコナゾール	０．２％５０ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,128.00
注射薬	6290401A2192	フルコナゾール	０．２％５０ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注液１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,120.00
注射薬	6290401A3172	フルコナゾール	０．２％１００ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,687.00
注射薬	6290401A3180	フルコナゾール	０．２％１００ｍＬ１瓶	局	フルコナゾール静注液２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,687.00
注射薬	6290401A4080	フルコナゾール	０．２％５０ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	1,252.00
注射薬	6290401A4098	フルコナゾール	０．２％５０ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注液１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,463.00
注射薬	6290401A5086	フルコナゾール	０．２％１００ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注２００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	2,598.00
注射薬	6290401A5094	フルコナゾール	０．２％１００ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注液２００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,640.00
注射薬	6290401A6058	フルコナゾール	０．１％５０ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注５０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	1,193.00
注射薬	6290401A6066	フルコナゾール	０．１％５０ｍＬ１袋	局	フルコナゾール静注液５０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	753.00
注射薬	6399435A1021	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶		トシリズマブＢＳ点滴静注８０ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	6,687.00
注射薬	6399435A2028	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	２００ｍｇ１０ｍＬ１瓶		トシリズマブＢＳ点滴静注２００ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	16,717.00
注射薬	6399435A3024	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	４００ｍｇ２０ｍＬ１瓶		トシリズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	33,434.00
注射薬	7219412G2117	イオパミドール	６１．２４％５０ｍＬ１筒	局	イオパミドール３００注シリンジ５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,394.00
注射薬	7219412P1099	イオパミドール	７５．５２％５０ｍＬ１筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,356.00
注射薬	7219412P3075	イオパミドール	７５．５２％６５ｍＬ１筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ６５ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,015.00
注射薬	7219418A6052	イオプロミド	６２．３４％２０ｍＬ１瓶		イオプロミド３００注２０ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	896.00
注射薬	7219418A7059	イオプロミド	６２．３４％５０ｍＬ１瓶		イオプロミド３００注５０ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	2,110.00
注射薬	7219418A8055	イオプロミド	６２．３４％１００ｍＬ１瓶		イオプロミド３００注１００ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	2,809.00
注射薬	7219418A9051	イオプロミド	７６．８９％２０ｍＬ１瓶		イオプロミド３７０注２０ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	1,008.00
注射薬	7219418H1059	イオプロミド	７６．８９％５０ｍＬ１瓶		イオプロミド３７０注５０ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	2,360.00
注射薬	7219418H2055	イオプロミド	７６．８９％１００ｍＬ１瓶		イオプロミド３７０注１００ｍＬ「ＢＹＬ」	バイエル薬品	4,169.00
注射薬	7223401A1112	プロチレリン酒石酸塩水和物	０．５ｍｇ１管		プロチレリン酒石酸塩注射液０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	361.00
注射薬	7223401A1120	プロチレリン酒石酸塩水和物	０．５ｍｇ１管		プロチレリン酒石酸塩注０．５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	324.00
注射薬	7223401A1147	プロチレリン酒石酸塩水和物	０．５ｍｇ１管		プロチレリン酒石酸塩注射液０．５ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	361.00
注射薬	7223401A2070	プロチレリン酒石酸塩水和物	１ｍｇ１ｍＬ１管		プロチレリン酒石酸塩注射液１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	828.00
注射薬	7223401A3093	プロチレリン酒石酸塩水和物	２ｍｇ１ｍＬ１管		プロチレリン酒石酸塩注射液２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,714.00
注射薬	7223401A3107	プロチレリン酒石酸塩水和物	２ｍｇ１ｍＬ１管		プロチレリン酒石酸塩注２ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	1,714.00
注射薬	7223401A3123	プロチレリン酒石酸塩水和物	２ｍｇ１ｍＬ１管		プロチレリン酒石酸塩注射液２ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	1,714.00
注射薬	7229400D1100	グルカゴン	１Ｕ．Ｓ．Ｐ．単位１瓶（溶解液付）		グルカゴン注射用１単位「ＩＬＳ」	ＩＬＳ	2,021.00
注射薬	7290402A2035	フルオレセイン	１０％５ｍＬ１瓶		フルオレサイト静注５００ｍｇ	ノバルティス ファーマ	826.00
注射薬	7290407G1042	ガドテリドール	１３ｍＬ１筒		ガドテリドール静注シリンジ１３ｍＬ「ＨＫ」	光製薬	2,944.00
注射薬	7290407G2049	ガドテリドール	１７ｍＬ１筒		ガドテリドール静注シリンジ１７ｍＬ「ＨＫ」	光製薬	3,813.00
注射薬	7290411G1049	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１０ｍＬ１筒		ガドテル酸メグルミン静注３８％シリンジ１０ｍＬ「ＧＥ」	ＧＥヘルスケア ファーマ	1,969.00
注射薬	7290411G2045	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１５ｍＬ１筒		ガドテル酸メグルミン静注３８％シリンジ１５ｍＬ「ＧＥ」	ＧＥヘルスケア ファーマ	2,707.00
注射薬	7290411G3041	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％２０ｍＬ１筒		ガドテル酸メグルミン静注３８％シリンジ２０ｍＬ「ＧＥ」	ＧＥヘルスケア ファーマ	3,280.00
注射薬	7290411G4030	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１１ｍＬ１筒		ガドテル酸メグルミン静注３８％シリンジ１１ｍＬ「ＧＥ」	ＧＥヘルスケア ファーマ	2,230.00
注射薬	7290411G5036	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１３ｍＬ１筒		ガドテル酸メグルミン静注３８％シリンジ１３ｍＬ「ＧＥ」	ＧＥヘルスケア ファーマ	2,407.00
注射薬	7990402G1021	アデノシン	６０ｍｇ２０ｍＬ１筒		アデノシン負荷用静注６０ｍｇシリンジ「ＦＲＩ」	ＰＤＲファーマ	4,806.00
注射薬	8119400A1033	オキシコドン塩酸塩水和物	１％１ｍＬ１管	麻	オキシコドン注射液１０ｍｇ「第一三共」	第一三共	137.00
注射薬	8119400A2030	オキシコドン塩酸塩水和物	１％５ｍＬ１管	麻	オキシコドン注射液５０ｍｇ「第一三共」	第一三共	638.00
注射薬	8219400A3031	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％１０ｍＬ１管	麻	フェンタニル注射液０．５ｍｇ「テルモ」	テルモ	887.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	8219401D1030	レミフェンタニル塩酸塩	２ｍｇ１瓶	麻　レミフェンタニル静注用２ｍｇ「第一三共」	丸石製薬	917.00
注射薬	8219401D2036	レミフェンタニル塩酸塩	５ｍｇ１瓶	麻　レミフェンタニル静注用５ｍｇ「第一三共」	丸石製薬	1,980.00
外用薬	1119701G1106	イソフルラン	１ｍＬ	局　イソフルラン吸入麻酔液「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	23.80
外用薬	1119702G1011	セボフルラン	１ｍＬ	セボフルラン吸入液		24.40
外用薬	1141700J1010	アセトアミノフェン	５０ｍｇ１個	アセトアミノフェン５０ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1141700J2017	アセトアミノフェン	１００ｍｇ１個	アセトアミノフェン１００ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1141700J3013	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１個	アセトアミノフェン２００ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1149700J1019	ケトプロフェン	５０ｍｇ１個	ケトプロフェン５０ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1149700J2104	ケトプロフェン	７５ｍｇ１個	ケトプロフェン坐剤７５ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	21.80
外用薬	1149700J2112	ケトプロフェン	７５ｍｇ１個	ケトプロフェン坐剤７５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	21.80
外用薬	1190700S1045	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	61.80
外用薬	1190700S1053	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	84.40
外用薬	1190700S1061	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	61.80
外用薬	1190700S1070	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	61.80
外用薬	1190700S1088	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「アメル」	帝國製薬	61.80
外用薬	1190700S1096	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	61.80
外用薬	1190700S1100	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	61.80
外用薬	1190700S1118	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「日医工」	日医工	61.80
外用薬	1190700S1126	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	61.80
外用薬	1190700S1134	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ４．５ｍｇ「久光」	久光製薬	61.80
外用薬	1190700S2041	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	70.00
外用薬	1190700S2050	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	70.00
外用薬	1190700S2068	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	91.60
外用薬	1190700S2076	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	70.00
外用薬	1190700S2084	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「アメル」	帝國製薬	70.00
外用薬	1190700S2092	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	70.00
外用薬	1190700S2106	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「トーワ」	東和薬品	70.00
外用薬	1190700S2114	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「日医工」	日医工	70.00
外用薬	1190700S2122	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	70.00
外用薬	1190700S2130	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ９ｍｇ「久光」	久光製薬	70.00
外用薬	1190700S3048	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	72.20
外用薬	1190700S3056	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	103.00
外用薬	1190700S3064	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	72.20
外用薬	1190700S3072	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	72.20
外用薬	1190700S3080	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「アメル」	帝國製薬	72.20
外用薬	1190700S3099	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	72.20
外用薬	1190700S3102	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	72.20
外用薬	1190700S3110	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「日医工」	日医工	72.20
外用薬	1190700S3129	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	72.20
外用薬	1190700S3137	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１３．５ｍｇ「久光」	久光製薬	72.20
外用薬	1190700S4044	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	77.40
外用薬	1190700S4052	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	77.40
外用薬	1190700S4060	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	88.70
外用薬	1190700S4079	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	77.40
外用薬	1190700S4087	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「アメル」	帝國製薬	88.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1190700S4095	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	77.40
外用薬	1190700S4109	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	77.40
外用薬	1190700S4117	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「日医工」	日医工	77.40
外用薬	1190700S4125	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	77.40
外用薬	1190700S4133	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスチグミンテープ１８ｍｇ「久光」	久光製薬	77.40
外用薬	1190700S5024	リバスチグミン	２５．９２ｍｇ１枚	リバルエンＬＡパッチ２５．９２ｍｇ	東和薬品	215.00
外用薬	1190700S6020	リバスチグミン	５１．８４ｍｇ１枚	リバルエンＬＡパッチ５１．８４ｍｇ	東和薬品	327.70
外用薬	1214700P1070	リドカイン塩酸塩	２％１ｍＬ	リドカイン塩酸塩ゼリー２％「日新」	日新製薬（山形）	6.60
外用薬	1311705Q1064	トロピカミド	０．４％１ｍＬ	トロピカミド点眼液０．４％「日点」	ロートニッテン	19.10
外用薬	1315700M1026	デキサメタゾン	０．０５％１ｇ	サンテゾーン０．０５％眼軟膏	参天製薬	40.70
外用薬	1315700M2057	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン眼軟膏０．１％「ニットー」	日東メディック	31.20
外用薬	1315701Q1014	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	０．０２％１ｍＬ	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム０．０２％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1315701Q2010	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	０．０５％１ｍＬ	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム０．０５％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1315701Q3106	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	０．１％１ｍＬ	Ｄ・Ｅ・Ｘ点眼液０．１％「ニットー」	日東メディック	24.50
外用薬	1315701Q4048	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	０．１％１ｍＬ	ビジュアリン眼科耳鼻科用液０．１％	千寿製薬	27.20
外用薬	1315704Q1018	フルオロメトロン	０．０２％１ｍＬ	フルオロメトロン０．０２％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1315704Q2073	フルオロメトロン	０．０５％１ｍＬ	フルオロメトロン点眼液０．０５％「センジュ」	千寿製薬	19.10
外用薬	1315704Q3010	フルオロメトロン	０．１％１ｍＬ	フルオロメトロン０．１％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1315706Q2013	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	０．１％１ｍＬ	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム０．１％点眼点耳点鼻液		13.50
外用薬	1315706Q2080	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	０．１％１ｍＬ	リノロサール眼科耳鼻科用液０．１％	わかもと製薬	32.20
外用薬	1315706Q2129	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	０．１％１ｍＬ	ベタメタゾンリン酸エステルＮａ・ＰＦ眼耳鼻科用液０．１％「日点」	ロートニッテン	32.20
外用薬	1317706Q1011	ゲンタマイシン硫酸塩	３ｍｇ１ｍＬ	ゲンタマイシン硫酸塩３ｍｇ１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1319701Q1013	カルテオロール塩酸塩	１％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩１％１ｍＬ点眼液		58.00
外用薬	1319701Q2095	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩点眼液２％「わかもと」	わかもと製薬	73.00
外用薬	1319701Q2109	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩ＰＦ点眼液２％「日点」	ロートニッテン	73.00
外用薬	1319701Q2117	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩点眼液２％「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	73.00
外用薬	1319701Q2125	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩点眼液２％「ニットー」	東亜薬品	65.20
外用薬	1319701Q3032	カルテオロール塩酸塩	１％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液１％「わかもと」	わかもと製薬	100.00
外用薬	1319701Q4039	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液２％「わかもと」	わかもと製薬	124.70
外用薬	1319702Q1018	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモロールマレイン酸塩０．２５％１ｍＬ点眼液		42.40
外用薬	1319702Q2014	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモロールマレイン酸塩０．５％１ｍＬ点眼液		46.30
外用薬	1319702Q3010	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモロールマレイン酸塩０．２５％１ｍＬＸＥ点眼液		18.50
外用薬	1319702Q3045	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．２５％「ＴＳ」	テイカ製薬	169.60
外用薬	1319702Q3061	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．２５％「ニットー」	東亜薬品	169.60
外用薬	1319702Q3088	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．２５％「センジュ」	千寿製薬	95.90
外用薬	1319702Q4041	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．５％「ＴＳ」	テイカ製薬	121.20
外用薬	1319702Q4050	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．５％「杏林」	キョーリンリメディオ	205.10
外用薬	1319702Q4068	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．５％「ニットー」	東亜薬品	205.10
外用薬	1319702Q4084	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモロールＸＥ点眼液０．５％「センジュ」	千寿製薬	205.10
外用薬	1319703Q2019	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	０．０２％５ｍＬ１瓶	アズレンスルホン酸ナトリウム０．０２％５ｍＬ点眼液		94.80
外用薬	1319706Q3043	ピレノキシン	０．００５％５ｍＬ１瓶	ピレノキシン懸濁性点眼液０．００５％「参天」	参天製薬	94.80
外用薬	1319709Q3012	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	１％５ｍＬ１瓶	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム１％５ｍＬ点眼液		94.80
外用薬	1319709Q4019	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	３％５ｍＬ１瓶	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム３％５ｍＬ点眼液		94.80
外用薬	1319710Q2019	シアノコバラミン	０．０２％５ｍＬ１瓶	シアノコバラミン０．０２％５ｍＬ点眼液		92.30
外用薬	1319717Q1316	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「日新」	日新製薬（山形）	167.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319717Q1332	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「わかもと」	わかもと製薬	167.90
外用薬	1319717Q1359	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ・ＰＦ点眼液２％「日点」	ロートニッテン	167.90
外用薬	1319717Q1367	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「杏林」	キョーリンリメディオ	167.90
外用薬	1319717Q1375	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「科研」	科研製薬	167.90
外用薬	1319717Q1383	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「タカタ」	高田製薬	167.90
外用薬	1319717Q1391	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	167.90
外用薬	1319717Q1405	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「ニットー」	東亜薬品	167.90
外用薬	1319717Q1413	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「ＴＳ」	テイカ製薬	167.90
外用薬	1319717Q1421	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「センジュ」	千寿製薬	167.90
外用薬	1319717Q1430	クロモグリク酸ナトリウム	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶		クロモグリク酸Ｎａ点眼液２％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	167.90
外用薬	1319720Q2071	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．５眼粘弾剤１％MV「センジュ」	わかもと製薬	3,146.90
外用薬	1319720Q2080	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．５眼粘弾剤１％MV「わかもと」	わかもと製薬	3,146.90
外用薬	1319720Q3019	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶		精製ヒアルロン酸ナトリウム０．１％５ｍＬ点眼液		95.70
外用薬	1319720Q3132	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸ナトリウムＰＦ点眼液０．１％「日点」	ロートニッテン	134.60
外用薬	1319720Q3175	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．１％「わかもと」	わかもと製薬	134.60
外用薬	1319720Q3213	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．１％「ニットー」	東亜薬品	134.60
外用薬	1319720Q3221	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．１％「科研」	科研製薬	134.60
外用薬	1319720Q3230	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．１％「センジュ」	千寿製薬	134.60
外用薬	1319720Q6093	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．７ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．７眼粘弾剤１％「アルコン」	日本アルコン	3,359.90
外用薬	1319720Q6107	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．７ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．７眼粘弾剤１％「生化学」	生化学工業	3,359.90
外用薬	1319720Q7235	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％HV「センジュ」	わかもと製薬	3,065.90
外用薬	1319720Q7251	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％「アルコン」	日本アルコン	3,065.90
外用薬	1319720Q7278	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％「生化学」	生化学工業	3,065.90
外用薬	1319720Q7286	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	3,065.90
外用薬	1319720Q7294	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％HV「わかもと」	わかもと製薬	3,065.90
外用薬	1319720Q8266	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．８５眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	2,386.90
外用薬	1319720Q9017	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％１．１ｍＬ１筒		精製ヒアルロン酸ナトリウム１％１．１ｍＬ液		4,439.30
外用薬	1319720Y2012	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．３％５ｍＬ１瓶		精製ヒアルロン酸ナトリウム０．３％５ｍＬ点眼液		95.70
外用薬	1319720Y2160	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．３％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．３％「ニットー」	東亜薬品	178.10
外用薬	1319720Y2179	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．３％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．３％「科研」	科研製薬	178.10
外用薬	1319720Y2187	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．３％５ｍＬ１瓶	局	ヒアルロン酸Ｎａ点眼液０．３％「センジュ」	千寿製薬	178.10
外用薬	1319724Q1014	プラノプロフェン	０．１％１ｍＬ		プラノプロフェン０．１％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1319726Q1013	ジクロフェナクナトリウム	０．１％１ｍＬ		ジクロフェナクナトリウム０．１％１ｍＬ点眼液		20.80
外用薬	1319726Q1200	ジクロフェナクナトリウム	０．１％１ｍＬ		ジクロフェナクＮａ・ＰＦ点眼液０．１％「日点」	ロートニッテン	24.30
外用薬	1319726Q1226	ジクロフェナクナトリウム	０．１％１ｍＬ		ジクロフェナクＮａ点眼液０．１％「ニットー」	東亜薬品	24.30
外用薬	1319730Q1010	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェンフマル酸塩３．４５ｍｇ５ｍＬ点眼液		126.80
外用薬	1319730Q1222	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェンＰＦ点眼液０．０５％「日点」	ロートニッテン	144.20
外用薬	1319730Q1311	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェン点眼液０．０５％「ＣＨ」	長生堂製薬	144.20
外用薬	1319730Q1338	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェン点眼液０．０５％「ＳＷ」	沢井製薬	144.20
外用薬	1319730Q1389	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェン点眼液０．０５％「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	144.20
外用薬	1319730Q1397	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶		ケトチフェン点眼液０．０５％「日東」	日東メディック	144.20
外用薬	1319731Q4048	オキシグルタチオン	５００ｍＬ１キット		オキシグルタチオン眼灌流液０．０１８４％キット「センジュ」	千寿製薬	3,461.60
外用薬	1319732Q1043	イソプロピルウノプロストン	０．１２％１ｍＬ		イソプロピルウノプロストン点眼液０．１２％「ＴＳ」	テイカ製薬	104.80
外用薬	1319733Q1099	ベタキソロール塩酸塩	０．５％１ｍＬ		ベタキソロール点眼液０．５％「ＳＷ」	沢井製薬	109.10
外用薬	1319735Q1080	ペミロラストカリウム	５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	ペミロラストＫ点眼液０．１％「杏林」	キョーリンリメディオ	209.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319735Q1098	ペミロラストカリウム	５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　ペミロラストＫ点眼液０．１％「ＴＳ」	テイカ製薬	177.10
外用薬	1319736Q1017	トラニラスト	２５ｍｇ５ｍＬ１瓶	トラニラスト２５ｍｇ５ｍＬ点眼液		182.60
外用薬	1319739Q1010	ラタノプロスト	０．００５％１ｍＬ	ラタノプロスト０．００５％１ｍＬ点眼液		129.70
外用薬	1319740Q1013	ニプラジロール	０．２５％１ｍＬ	ニプラジロール０．２５％１ｍＬ点眼液		105.00
外用薬	1319742Q1012	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	レボフロキサシン０．５％１ｍＬ点眼液		20.80
外用薬	1319742Q1055	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	21.80
外用薬	1319742Q1098	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「ＴＳ」	テイカ製薬	21.80
外用薬	1319742Q1179	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「タカタ」	高田製薬	21.80
外用薬	1319742Q1195	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「日医工」	日医工	21.80
外用薬	1319742Q1209	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「日新」	日新製薬（山形）	21.80
外用薬	1319742Q1276	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「ニプロ」	ニプロ	21.80
外用薬	1319742Q1284	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液０．５％「ニットー」	東亜薬品	21.80
外用薬	1319742Q2019	レボフロキサシン水和物	１．５％１ｍＬ	レボフロキサシン１．５％１ｍＬ点眼液		19.10
外用薬	1319742Q2035	レボフロキサシン水和物	１．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液１．５％「ＦＦＰ」	共創未来ファーマ	25.90
外用薬	1319742Q2132	レボフロキサシン水和物	１．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液１．５％「日新」	日新製薬（山形）	25.90
外用薬	1319742Q2221	レボフロキサシン水和物	１．５％１ｍＬ	局　レボフロキサシン点眼液１．５％「ニットー」	東亜薬品	25.90
外用薬	1319743Q1041	ブロムフェナクナトリウム水和物	０．１％１ｍＬ	局　ブロムフェナクＮａ点眼液０．１％「日新」	日新製薬（山形）	27.30
外用薬	1319743Q1050	ブロムフェナクナトリウム水和物	０．１％１ｍＬ	局　ブロムフェナクＮａ点眼液０．１％「ニットー」	東亜薬品	27.70
外用薬	1319743Q1068	ブロムフェナクナトリウム水和物	０．１％１ｍＬ	局　ブロムフェナクＮａ点眼液０．１％「日点」	ロートニッテン	27.70
外用薬	1319744Q1038	レボブノロール塩酸塩	０．５％１ｍＬ	レボブノロール塩酸塩点眼液０．５％「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	138.80
外用薬	1319744Q1046	レボブノロール塩酸塩	０．５％１ｍＬ	レボブノロール塩酸塩ＰＦ点眼液０．５％「日点」	ロートニッテン	138.80
外用薬	1319746Q1010	レボカバスチン塩酸塩	０．０２５％１ｍＬ	レボカバスチン塩酸塩０．０２５％１ｍＬ点眼液		41.80
外用薬	1319748Q1044	ブリンゾラミド	１％１ｍＬ	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「センジュ」	千寿製薬	79.50
外用薬	1319748Q1052	ブリンゾラミド	１％１ｍＬ	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「ニットー」	東亜薬品	79.50
外用薬	1319748Q1060	ブリンゾラミド	１％１ｍＬ	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「サンド」	サンド	79.50
外用薬	1319752Q1032	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「ＴＳ」	テイカ製薬	31.40
外用薬	1319752Q1040	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「杏林」	キョーリンリメディオ	31.40
外用薬	1319752Q1059	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「サワイ」	沢井製薬	31.40
外用薬	1319752Q1067	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「サンド」	サンド	31.40
外用薬	1319752Q1075	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「三和」	三和化学研究所	31.40
外用薬	1319752Q1083	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「センジュ」	千寿製薬	31.40
外用薬	1319752Q1091	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「タカタ」	高田製薬	44.60
外用薬	1319752Q1105	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「トーワ」	東和薬品	31.40
外用薬	1319752Q1113	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「日新」	日新製薬（山形）	31.40
外用薬	1319752Q1121	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	31.40
外用薬	1319752Q1130	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「ニットー」	東亜薬品	31.40
外用薬	1319752Q1148	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	オロパタジン点眼液０．１％「わかもと」	シー・エイチ・オー新薬	31.40
外用薬	1319753Q1037	モキシフロキサシン塩酸塩	０．５％１ｍＬ	モキシフロキサシン点眼液０．５％「日点」	ロートニッテン	23.50
外用薬	1319753Q1045	モキシフロキサシン塩酸塩	０．５％１ｍＬ	モキシフロキサシン点眼液０．５％「ニットー」	東亜薬品	23.50
外用薬	1319753Q1053	モキシフロキサシン塩酸塩	０．５％１ｍＬ	モキシフロキサシン点眼液０．５％「サンド」	サンド	26.30
外用薬	1319754Q1031	トラボプロスト	０．００４％１ｍＬ	トラボプロスト点眼液０．００４％「ニットー」	東亜薬品	207.50
外用薬	1319756Q1030	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タフルプロスト点眼液０．００１５％「ＮＩＴ」	東亜薬品	242.20
外用薬	1319756Q1049	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タフルプロスト点眼液０．００１５％「ＴＳ」	テイカ製薬	242.20
外用薬	1319756Q1057	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タフルプロスト点眼液０．００１５％「センジュ」	千寿製薬	242.20
外用薬	1319756Q1065	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タフルプロスト点眼液０．００１５％「日点」	ロートニッテン	242.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319756Q1073	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タフルプロスト点眼液０．００１５％「わかもと」	わかもと製薬	242.20
外用薬	1319757Q1035	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ビマトプロスト点眼液０．０３％「ＳＥＣ」	参天アイケア	125.90
外用薬	1319757Q1043	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ビマトプロスト点眼液０．０３％「ＴＳ」	テイカ製薬	125.90
外用薬	1319757Q1051	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ビマトプロスト点眼液０．０３％「日新」	日新製薬（山形）	177.60
外用薬	1319757Q1060	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ビマトプロスト点眼液０．０３％「ニットー」	東亜薬品	125.90
外用薬	1319757Q1086	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ビマトプロスト点眼液０．０３％「日点」	ロートニッテン	125.90
外用薬	1319758Q1030	ジクアホソルナトリウム	３％５ｍＬ１瓶	ジクアホソルＮａ点眼液３％「ニットー」	東亜薬品	181.90
外用薬	1319760Q2025	レバミピド	２％５ｍＬ１瓶	レバミピド懸濁性点眼液２％「参天」	参天製薬	401.50
外用薬	1319761Q1031	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「ＮＩＴ」	東亜薬品	74.20
外用薬	1319761Q1040	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「ＳＥＣ」	参天アイケア	74.20
外用薬	1319761Q1058	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「日新」	日新製薬（山形）	74.20
外用薬	1319761Q1066	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「日点」	ロートニッテン	74.20
外用薬	1319761Q1074	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「わかもと」	わかもと製薬	74.20
外用薬	1319761Q1082	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「ＴＳ」	テイカ製薬	74.20
外用薬	1319761Q1090	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	ブリモニジン酒石酸塩点眼液０．１％「ニットー」	日東メディック	74.20
外用薬	1319762Q1036	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ＧＯ」	大興製薬	69.60
外用薬	1319762Q1044	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ＳＮ」	シオノケミカル	69.60
外用薬	1319762Q1052	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ＴＳ」	テイカ製薬	69.60
外用薬	1319762Q1060	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「杏林」	キョーリンリメディオ	89.00
外用薬	1319762Q1079	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「サワイ」	沢井製薬	69.60
外用薬	1319762Q1087	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「センジュ」	千寿製薬	69.60
外用薬	1319762Q1095	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「トーワ」	東和薬品	69.60
外用薬	1319762Q1109	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「日新」	日新製薬（山形）	69.60
外用薬	1319762Q1117	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「日点」	ロートニッテン	69.60
外用薬	1319762Q1125	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ニットー」	東亜薬品	69.60
外用薬	1319762Q1133	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ニプロ」	リョートーファイン	69.60
外用薬	1319762Q1141	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「わかもと」	わかもと製薬	69.60
外用薬	1319762Q1150	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ＳＥＣ」	参天アイケア	69.60
外用薬	1319762Q1168	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩点眼液０．０５％「ＴＷ」	東和薬品	69.60
外用薬	1319762Q2032	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「ＳＥＣ」	参天アイケア	228.30
外用薬	1319762Q2040	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「ニットー」	東亜薬品	228.30
外用薬	1319762Q2059	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「ＴＳ」	テイカ製薬	228.30
外用薬	1319762Q2067	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「トーワ」	東和薬品	228.30
外用薬	1319762Q2075	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「日点」	ロートニッテン	228.30
外用薬	1319762Q2083	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液０．１％「わかもと」	わかもと製薬	228.30
外用薬	1319809X2051	ネオスチグミン・無機塩類配合剤	５ｍＬ１瓶	マイピリン点眼液	ロートニッテン	94.80
外用薬	1319816Q1034	精製ヒアルロン酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	０．５ｍＬ１筒	ビスコート０．５眼粘弾剤	日本アルコン	3,332.20
外用薬	1319816Q1042	精製ヒアルロン酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	０．５ｍＬ１筒	シェルガン０．５眼粘弾剤	生化学工業	3,332.20
外用薬	1319817Q1039	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ラタチモ配合点眼液「センジュ」	千寿製薬	205.90
外用薬	1319817Q1047	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ラタチモ配合点眼液「ニッテン」	ロートニッテンファーマ	205.90
外用薬	1319817Q1055	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ラタチモ配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	205.90
外用薬	1319817Q1063	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ラタチモ配合点眼液「ＴＳ」	テイカ製薬	205.90
外用薬	1319817Q1071	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ラタチモ配合点眼液「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	205.90
外用薬	1319819Q1038	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ドルモロール配合点眼液「センジュ」	千寿製薬	88.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319819Q1046	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	局　ドルモロール配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	88.40
外用薬	1319819Q1054	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	局　ドルモロール配合点眼液「わかもと」	わかもと製薬	88.40
外用薬	1319819Q1062	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	局　ドルモロール配合点眼液「日点」	ロートニッテン	88.40
外用薬	1319819Q1070	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	局　ドルモロール配合点眼液「ＴＳ」	テイカ製薬	88.40
外用薬	1319820Q1030	トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	トラチモ配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	286.30
外用薬	1319822Q1030	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	タフチモ配合点眼液「ＮＩＴ」	東亜薬品	295.20
外用薬	1319822Q1048	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	タフチモ配合点眼液「日点」	ロートニッテン	295.20
外用薬	1329701Q1036	ジオクチルソジウムスルホサクシネート	５％１ｍＬ	ジオクチルソジウムスルホサクシネート耳科用液５％「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	37.60
外用薬	1329702R3195	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	８．５ｍｇ８．５ｇ１瓶	ベクロメタゾン点鼻液５０μｇ「サワイ」	沢井製薬	351.40
外用薬	1329702R3209	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	８．５ｍｇ８．５ｇ１瓶	ベクロメタゾン点鼻液５０μｇ「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	264.00
外用薬	1329702R3217	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	８．５ｍｇ８．５ｇ１瓶	ベクロメタゾン点鼻液５０μｇ「ＤＳＰ」	東興薬品工業	264.00
外用薬	1329702R7034	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	１．５０ｍｇ０．９０８７ｇ１瓶	ベクロメタゾン鼻用パウダー２５μｇ「トーワ」	東和薬品	475.10
外用薬	1329705Q1018	ケトチフェンフマル酸塩	６．０４８ｍｇ８ｍＬ１瓶	ケトチフェンフマル酸塩６．０４８ｍｇ８ｍＬ点鼻液		225.40
外用薬	1329707Q1076	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「サワイ」２８噴霧用	沢井製薬	415.70
外用薬	1329707Q1254	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「杏林」２８噴霧用	キョーリンリメディオ	415.70
外用薬	1329707Q1289	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「三和」２８噴霧用	三和化学研究所	283.00
外用薬	1329707Q1327	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液５０μｇ「トーワ」２８噴霧用	東和薬品	283.00
外用薬	1329707Q2064	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液２５μｇ小児用「サワイ」５６噴霧用	沢井製薬	414.80
外用薬	1329707Q2099	フルチカゾンプロピオン酸エステル	２．０４ｍｇ４ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液２５μｇ小児用「杏林」５６噴霧用	キョーリンリメディオ	414.80
外用薬	1329707Q3044	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「イセイ」５６噴霧用	コーアイセイ	436.30
外用薬	1329707Q3117	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「サワイ」５６噴霧用	沢井製薬	614.40
外用薬	1329707Q3206	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「杏林」５６噴霧用	キョーリンリメディオ	447.30
外用薬	1329707Q3230	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾン点鼻液５０μｇ「三和」５６噴霧用	三和化学研究所	447.30
外用薬	1329707Q3257	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液５０μｇ「ＤＳＰ」５６噴霧用	東興薬品工業	447.30
外用薬	1329707Q3265	フルチカゾンプロピオン酸エステル	４．０８ｍｇ８ｍＬ１瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液５０μｇ「トーワ」５６噴霧用	東和薬品	447.30
外用薬	1329707Q4032	フルチカゾンプロピオン酸エステル	８．１６ｍｇ１６ｍＬ１瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液５０μｇ「日本臓器」１１２噴霧用	日本臓器製薬	717.70
外用薬	1329710Q1035	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「杏林」５６噴霧用	キョーリンリメディオ	361.20
外用薬	1329710Q1043	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＣＥＯ」５６噴霧用	東亜薬品	361.20
外用薬	1329710Q1051	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＪＧ」５６噴霧用	日本ジェネリック	361.20
外用薬	1329710Q1060	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「タカタ」５６噴霧用	高田製薬	361.20
外用薬	1329710Q1078	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「トーワ」５６噴霧用	東和薬品	361.20
外用薬	1329710Q1086	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ニットー」５６噴霧用	日東メディック	361.20
外用薬	1329710Q2031	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「杏林」１１２噴霧用	キョーリンリメディオ	707.30
外用薬	1329710Q2040	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＣＥＯ」１１２噴霧用	東亜薬品	707.30
外用薬	1329710Q2058	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＪＧ」１１２噴霧用	日本ジェネリック	707.30
外用薬	1329710Q2066	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「タカタ」１１２噴霧用	高田製薬	707.30
外用薬	1329710Q2074	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「トーワ」１１２噴霧用	東和薬品	707.30
外用薬	1329710Q2082	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ニットー」１１２噴霧用	日東メディック	707.30
外用薬	1329710Q3020	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	３．５ｍｇ７ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＭＹＬ」５６噴霧用	東興薬品工業	361.20
外用薬	1329710Q4026	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	６．５ｍｇ１３ｇ１瓶	モメタゾン点鼻液５０μｇ「ＭＹＬ」１１２噴霧用	東興薬品工業	707.30
外用薬	1329711Q1030	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１キット	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「武田テバ」５６噴霧用	Ｔ’ｓファーマ	526.40
外用薬	1329711Q2036	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１キット	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「武田テバ」１２０噴霧用	Ｔ’ｓファーマ	1,061.90
外用薬	1329711Q3024	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「杏林」５６噴霧用	キョーリンリメディオ	420.20
外用薬	1329711Q3032	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「タカタ」５６噴霧用	高田製薬	420.20
外用薬	1329711Q3040	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「トーワ」５６噴霧用	東和薬品	420.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	1329711Q3059	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「ニットー」５６噴霧用	日東メディック	420.20
外用薬	1329711Q4020	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「杏林」１２０噴霧用	キョーリンリメディオ	856.50
外用薬	1329711Q4039	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「タカタ」１２０噴霧用	高田製薬	856.50
外用薬	1329711Q4047	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「トーワ」１２０噴霧用	東和薬品	856.50
外用薬	1329711Q4055	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液２７．５μｇ「ニットー」１２０噴霧用	日東メディック	856.50
外用薬	2171700S1133	硝酸イソソルビド	４０ｍｇ１枚		硝酸イソソルビドテープ４０ｍｇ「ＥＭＥＣ」	救急薬品工業	20.00
外用薬	2171700S1150	硝酸イソソルビド	４０ｍｇ１枚		硝酸イソソルビドテープ４０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	24.40
外用薬	2171700S1168	硝酸イソソルビド	４０ｍｇ１枚		硝酸イソソルビドテープ４０ｍｇ「テイコク」	帝國製薬	24.40
外用薬	2171700S1176	硝酸イソソルビド	４０ｍｇ１枚		硝酸イソソルビドテープ４０ｍｇ「東光」	東光薬品工業	24.40
外用薬	2234700G1043	ブロムヘキシン塩酸塩	０．２％１ｍＬ		ブロムヘキシン塩酸塩吸入液０．２％「タイヨー」	Ｔ’ｓファーマ	5.30
外用薬	2259707S1012	ツロブテロール	０．５ｍｇ１枚		ツロブテロール（０．５ｍｇ）貼付剤		13.10
外用薬	2259707S2060	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「ＱＱ」	救急薬品工業	16.30
外用薬	2259707S2078	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.80
外用薬	2259707S2124	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１「オーハラ」	大原薬品工業	16.30
外用薬	2259707S2132	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「テイコク」	帝國製薬	19.00
外用薬	2259707S2183	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	16.30
外用薬	2259707S2191	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「タカタ」	高田製薬	16.30
外用薬	2259707S2205	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	19.00
外用薬	2259707S2213	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「久光」	久光製薬	16.30
外用薬	2259707S2221	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ１ｍｇ「ＶＴＲＳ」	大石膏盛堂	14.20
外用薬	2259707S3066	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「ＱＱ」	救急薬品工業	23.70
外用薬	2259707S3074	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	31.90
外用薬	2259707S3120	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２「オーハラ」	大原薬品工業	23.70
外用薬	2259707S3139	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「テイコク」	帝國製薬	27.40
外用薬	2259707S3180	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	23.70
外用薬	2259707S3198	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「タカタ」	高田製薬	27.40
外用薬	2259707S3201	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	27.40
外用薬	2259707S3210	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「久光」	久光製薬	23.70
外用薬	2259707S3228	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ２ｍｇ「ＶＴＲＳ」	大石膏盛堂	21.80
外用薬	2260700B1119	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	０．４％１ｇ		アズレン含嗽用散０．４％「トーワ」	東和薬品	6.90
外用薬	2260700C1149	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	０．４％１ｇ		アズレン含嗽用顆粒０．４％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
外用薬	2260700F1021	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズノールうがい液４％	ロートニッテン	21.10
外用薬	2260700F1056	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズレイうがい液４％	ジーシー昭和薬品	21.10
外用薬	2260700F1102	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズレンうがい液４％「ケンエー」	健栄製薬	21.10
外用薬	2260700F1137	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズレンうがい液４％「ＴＳＵ」	鶴原製薬	21.10
外用薬	2260700F1145	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズレンうがい液４％「ＴＯＡ」	東亜薬品	21.10
外用薬	2260700F1153	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	４％１ｍＬ		アズレンうがい液４％「ニットー」	日東メディック	21.10
外用薬	2260700F2036	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	１％１ｍＬ		アズレン含嗽液アーズミンうがい液１％	本草製薬	9.70
外用薬	2260702F1071	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・炭酸水素ナトリウ	０．１％１ｇ		ＡＺ含嗽用配合顆粒「ニプロ」	ニプロ	6.90
外用薬	2290701G4038	ブデソニド	０．２５ｍｇ２ｍＬ１管		ブデソニド吸入液０．２５ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	34.60
外用薬	2290701G5034	ブデソニド	０．５ｍｇ２ｍＬ１管		ブデソニド吸入液０．５ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	51.40
外用薬	2290801G1037	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	３０吸入１キット		ブデホル吸入粉末剤３０吸入「ＪＧ」	日本ジェネリック	611.60
外用薬	2290801G1045	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	３０吸入１キット		ブデホル吸入粉末剤３０吸入「ＭＹＬ」	東亜薬品	611.60
外用薬	2290801G1053	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	３０吸入１キット		ブデホル吸入粉末剤３０吸入「ニプロ」	ニプロ	746.30
外用薬	2290801G2033	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	６０吸入１キット		ブデホル吸入粉末剤６０吸入「ＪＧ」	日本ジェネリック	1,176.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2290801G2041	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	６０吸入１キット	ブデホル吸入粉末剤６０吸入「ＭＹＬ」	東亜薬品	1,176.10
外用薬	2290801G2050	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	６０吸入１キット	ブデホル吸入粉末剤６０吸入「ニプロ」	ニプロ	1,176.10
外用薬	2399706M1095	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン軟膏口腔用０．１％「ＣＨ」	長生堂製薬	35.30
外用薬	2399706M1125	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン口腔用軟膏０．１％「ＮＫ」	日本化薬	35.30
外用薬	2399706M1133	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン口腔用軟膏０．１％「日医工」	池田薬品工業	35.30
外用薬	2399707M1057	トリアムシノロンアセトニド	０．１％１ｇ	オルテクサー口腔用軟膏０．１％	ビーブランド・メディコーデンタル	61.10
外用薬	2399709E1043	セチルピリジニウム塩化物水和物	２ｍｇ１錠	セチルピリジニウム塩化物トローチ２ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	6.30
外用薬	2399710E1046	デカリニウム塩化物	０．２５ｍｇ１錠	ＳＰトローチ０．２５ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	6.30
外用薬	2399714J1018	ドンペリドン	１０ｍｇ１個	ドンペリドン１０ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	2399714J2014	ドンペリドン	３０ｍｇ１個	ドンペリドン３０ｍｇ坐剤		35.10
外用薬	2454701X1033	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	３．９５ｍｇ１個	ステロネマ注腸３ｍｇ	日医工	265.30
外用薬	2454701X2030	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	１．９７５ｍｇ１個	ステロネマ注腸１．５ｍｇ	日医工	247.10
外用薬	2499701R1010	ブセレリン酢酸塩	１５．７５ｍｇ１０ｍＬ１瓶	ブセレリン酢酸塩１５．７５ｍｇ１０ｍＬ点鼻液		4,573.40
外用薬	2529702H1087	クロトリマゾール	１００ｍｇ１錠	クロトリマゾール腟錠１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	23.00
外用薬	2529706H1050	チニダゾール	２００ｍｇ１個	チニダゾール腟錠２００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	49.30
外用薬	2529708J1051	イソコナゾール硝酸塩	１００ｍｇ１個	イソコナゾール硝酸塩腟錠１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	38.40
外用薬	2529708J2066	イソコナゾール硝酸塩	３００ｍｇ１個	イソコナゾール硝酸塩腟錠３００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	139.40
外用薬	2529709H1062	オキシコナゾール硝酸塩	１００ｍｇ１錠	オキシコナゾール硝酸塩腟錠１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	35.10
外用薬	2529709H2069	オキシコナゾール硝酸塩	６００ｍｇ１錠	オキシコナゾール硝酸塩腟錠６００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	232.60
外用薬	2559808M1039	大腸菌死菌・ヒドロコルチゾン	１ｇ	ヘモポリゾン軟膏	ジェイドルフ製薬	20.20
外用薬	2559814J1011	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	１個	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン坐剤		21.60
外用薬	2611700Q1038	次亜塩素酸ナトリウム	６％１０ｇ	次亜塩６％「ヨシダ」	吉田製薬	7.00
外用薬	2611700Q2034	次亜塩素酸ナトリウム	１０％１０ｇ	ハイポライト消毒液１０％	サンケミファ	7.00
外用薬	2611700Q3030	次亜塩素酸ナトリウム	１％１０ｇ	ヤクラックスＤ液１％	ヤクハン製薬	7.00
外用薬	2612701Q1099	ポビドンヨード	７．５％１０ｍＬ	ポピヨドンスクラブ７．５％	吉田製薬	23.20
外用薬	2612701Q1137	ポビドンヨード	７．５％１０ｍＬ	ポビドンヨードスクラブ液７．５％「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	16.40
外用薬	2612701Q1145	ポビドンヨード	７．５％１０ｍＬ	ポビドンヨードスクラブ液７．５％「ケンエー」	健栄製薬	16.00
外用薬	2612701Q2117	ポビドンヨード	１０％１０ｇ	ポピヨドンゲル１０％	吉田製薬	32.90
外用薬	2612701Q2168	ポビドンヨード	１０％１０ｇ	ポビドンヨードゲル１０％「ケンエー」	健栄製薬	31.80
外用薬	2612701Q3113	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード液１０％「メタル」	中北薬品	13.90
外用薬	2612701Q3334	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポピヨドン液１０％	吉田製薬	13.90
外用薬	2612701Q3393	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード外用液１０％「東海」	大成薬品工業	13.00
外用薬	2612701Q3407	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポピラール消毒液１０％	日興製薬	13.90
外用薬	2612701Q3415	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード外用液１０％「オオサキ」	オオサキメディカル	10.90
外用薬	2612701Q3431	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード消毒用液１０％「ＮＰ」	ニプロ	13.00
外用薬	2612701Q3440	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード外用液１０％「日新」	日新製薬（山形）	12.10
外用薬	2612701Q3466	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード外用液１０％「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	13.00
外用薬	2612701Q3474	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード消毒液１０％「ケンエー」	健栄製薬	13.00
外用薬	2612701Q3482	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード外用液１０％「イワキ」	岩城製薬	10.90
外用薬	2612701Q3490	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード消毒液１０％「カネイチ」	兼一薬品工業	13.00
外用薬	2612701Q3504	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨード消毒液１０％「シオエ」	シオエ製薬	13.90
外用薬	2612701Q4063	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポピヨドンフィールド１０％	吉田製薬	18.60
外用薬	2612701Q4071	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ	ポビドンヨードフィールド外用液１０％「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	14.10
外用薬	2612701Q5027	ポビドンヨード	１０％１０ｍＬ１管	ポビドンヨード液１０％消毒用アプリケータ「オーツカ」１０ｍＬ	大塚製薬工場	10.90
外用薬	2612701Q6023	ポビドンヨード	１０％２５ｍＬ１管	ポビドンヨード液１０％消毒用アプリケータ「オーツカ」２５ｍＬ	大塚製薬工場	16.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2612701Q6031	ポビドンヨード	１０％２５ｍＬ１管	ポビドンヨード液１０％消毒用カートリッジ「オーツカ」２５ｍＬ	大塚製薬工場	16.80
外用薬	2612706Q1032	ヨウ素	１０ｍＬ	プレポダインスクラブ０．７５％	丸石製薬	21.90
外用薬	2612706Q2039	ヨウ素	１０ｍＬ	プレポダインソリューション１％	丸石製薬	21.30
外用薬	2612706Q3035	ヨウ素	１０ｍＬ	プレポダインフィールド１％	丸石製薬	29.00
外用薬	2616707Q1028	ベンザルコニウム塩化物	０．０２％１０ｍＬ	プリビーシー液０．０２％	大塚製薬工場	7.00
外用薬	2616707Q2024	ベンザルコニウム塩化物	０．０５％１０ｍＬ	プリビーシー液０．０５％	大塚製薬工場	7.00
外用薬	2616707Q3020	ベンザルコニウム塩化物	０．１％１０ｍＬ	プリビーシー液０．１％	大塚製薬工場	7.00
外用薬	2616707Q3039	ベンザルコニウム塩化物	０．１％１０ｍＬ	ヤクゾールＥ液０．１	ヤクハン製薬	7.00
外用薬	2616707Q4027	ベンザルコニウム塩化物	１０％１０ｍＬ	ザルコニンＧ消毒液１０	健栄製薬	7.00
外用薬	2619711X1020	レゾルシン	１０ｇ	レゾルシン「純生」	小堺製薬	180.90
外用薬	2619716Q1010	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	１０％１０ｍＬ	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩１０％液		7.00
外用薬	2619716Q3030	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	０．０５％１０ｍＬ	サテニジン液０．０５	健栄製薬	7.00
外用薬	2619716Q6039	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	０．２％１０ｍＬ	サテニジン液０．２	健栄製薬	7.00
外用薬	2619800X1020	エタノール	１０ｍＬ	エチコール（ニワトリ印消毒用アルコール）	小堺製薬	7.00
外用薬	2619803X1024	エタノール	１０ｍＬ	山善消アル	山善製薬	7.00
外用薬	2619805X1031	エタノール	１０ｍＬ	メタル消アル	中北薬品	7.00
外用薬	2619805X1066	エタノール	１０ｍＬ	消毒用マルオアルコール	ヤクハン製薬	7.00
外用薬	2619813X1028	エタノール	１０ｍＬ	ネオ兼一消アルＡ	兼一薬品工業	7.00
外用薬	2619817X1026	エタノール	１０ｍＬ	※ ネオ消アル（山善）	山善製薬	7.00
外用薬	2619819X1092	チオ硫酸ナトリウム水和物・エタノール	１０ｍＬ	ハイポアルコール液２％「ヤクハン」	ヤクハン製薬	7.00
外用薬	2619819X1106	チオ硫酸ナトリウム水和物・エタノール	１０ｍＬ	ハイポエタノール液２％「ヨシダ」	吉田製薬	8.90
外用薬	2619819X1130	チオ硫酸ナトリウム水和物・エタノール	１０ｍＬ	ハイポエタノール液２％「ケンエー」	健栄製薬	7.00
外用薬	2619819X1149	チオ硫酸ナトリウム水和物・エタノール	１０ｍＬ	ハイポエタノール液２％「ニッコー」	日興製薬	7.00
外用薬	2619820Q1031	エタノール	１０ｍＬ	ネオ消アル「ニッコー」	日興製薬	7.00
外用薬	2634713M1011	クリンダマイシンリン酸エステル	１％１ｇ	クリンダマイシンリン酸エステル１％ゲル		10.20
外用薬	2634713M1054	クリンダマイシンリン酸エステル	１％１ｇ	クリンダマイシンリン酸エステルゲル１％「イワキ」	岩城製薬	11.40
外用薬	2639700N1016	ナジフロキサシン	１％１ｇ	ナジフロキサシン１％クリーム		17.00
外用薬	2639700Q1012	ナジフロキサシン	１％１ｍＬ	ナジフロキサシン１％ローション		17.00
外用薬	2639802M1034	クロラムフェニコール・フラジオマイシン配合剤	１ｇ	ハイセチンＰ軟膏	富士製薬工業	14.00
外用薬	2645700Q1109	カンフル	１０ｍＬ	※ カンフル精（山善）	山善製薬	15.20
外用薬	2645700Q1176	カンフル	１０ｍＬ	ｄｌ－カンフル精１０％「コザカイ」	小堺製薬	15.20
外用薬	2646701M2199	ベタメタゾン吉草酸エステル	０．１２％１ｇ	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏０．１２％「トーワ」	東和薬品	6.70
外用薬	2646701M2202	ベタメタゾン吉草酸エステル	０．１２％１ｇ	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏０．１２％「イワキ」	岩城製薬	8.00
外用薬	2646701N2011	ベタメタゾン吉草酸エステル	０．１２％１ｇ	ベタメタゾン吉草酸エステル０．１２％クリーム		6.30
外用薬	2646701Q1054	ベタメタゾン吉草酸エステル	０．１２％１ｍＬ	ベタメタゾン吉草酸エステルローション０．１２％「イワキ」	岩城製薬	8.00
外用薬	2646703M1019	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル０．０６４％軟膏		6.30
外用薬	2646704M2010	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン０．１％軟膏		7.20
外用薬	2646704N1019	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン０．１％クリーム		7.20
外用薬	2646704N1043	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	オイラゾンクリーム０．１％	日新製薬（山形）	31.20
外用薬	2646704N2023	デキサメタゾン	０．０５％１ｇ	オイラゾンクリーム０．０５％	日新製薬（山形）	29.20
外用薬	2646704Q1015	デキサメタゾン	０．１％１ｇ	デキサメタゾン０．１％ローション		7.20
外用薬	2646705M1018	トリアムシノロンアセトニド	０．１％１ｇ	トリアムシノロンアセトニド０．１％軟膏		3.70
外用薬	2646708M1283	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	フルオシノニド軟膏０．０５％「テイコク」	帝國製薬	10.20
外用薬	2646708N1319	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	フルオシノニドクリーム０．０５％「テイコク」	帝國製薬	10.20
外用薬	2646709M1156	フルオシノロンアセトニド	０．０２５％１ｇ	フルオシノロンアセトニド軟膏０．０２５％「ＹＤ」	陽進堂	10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2646712M1204	プレドニゾロン	０．５％１ｇ	プレドニゾロン軟膏０．５％「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	8.90
外用薬	2646713M1012	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステル０．０５％軟膏		11.70
外用薬	2646713M1195	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	グリジール軟膏０．０５％	佐藤製薬	11.90
外用薬	2646713M1233	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏０．０５％「ラクール」	東光薬品工業	11.90
外用薬	2646713N1018	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステル０．０５％クリーム		11.70
外用薬	2646713N1174	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	グリジールクリーム０．０５％	佐藤製薬	11.90
外用薬	2646713N1204	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステルクリーム０．０５％「ラクール」	東光薬品工業	11.90
外用薬	2646713Q1120	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	グリジールスカルプローション０．０５％	佐藤製薬	14.40
外用薬	2646713Q1138	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション０．０５％「ＭＹＫ」	ＭＡＥ	12.80
外用薬	2646713Q1146	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション０．０５％「イワキ」	岩城製薬	14.40
外用薬	2646713Q1154	クロベタゾールプロピオン酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション０．０５％「ラクール」	東光薬品工業	14.40
外用薬	2646722M1160	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステル軟膏０．０５％「ＹＤ」	陽進堂	7.90
外用薬	2646722M1178	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステル軟膏０．０５％「テイコク」	帝國製薬	12.00
外用薬	2646722M1186	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステル軟膏０．０５％「イワキ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646722M1194	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステル軟膏０．０５％「ラクール」	東光薬品工業	14.70
外用薬	2646722N1041	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステルクリーム０．０５％「イワキ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646722Q1064	クロベタゾン酪酸エステル	０．０５％１ｇ	クロベタゾン酪酸エステルローション０．０５％「イワキ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646726M1010	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	デキサメタゾンプロピオン酸エステル０．１％軟膏		6.50
外用薬	2646726N1015	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	デキサメタゾンプロピオン酸エステル０．１％クリーム		6.50
外用薬	2646726Q1062	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	デキサメタゾンプロピオン酸エステルローション０．１％「ＭＹＫ」	ＭＡＥ	6.50
外用薬	2649701Q1021	水酸化カルシウム	１０ｍＬ	※ 石灰水（司生堂）	司生堂製薬	7.30
外用薬	2649710M2025	亜鉛華	１０ｇ	亜鉛華（１０％）単軟膏「コザカイ・Ｍ」	小堺製薬	26.70
外用薬	2649710M2033	亜鉛華	１０ｇ	亜鉛華（１０％）単軟膏シオエ	シオエ製薬	26.70
外用薬	2649710M2050	亜鉛華	１０ｇ	亜鉛華（１０％）単軟膏「ニッコー」	日興製薬	26.70
外用薬	2649710M2068	亜鉛華	１０ｇ	亜鉛華（１０％）単軟膏「ホエイ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	16.30
外用薬	2649710M2092	亜鉛華	１０ｇ	亜鉛華（１０％）単軟膏「ヨシダ」	吉田製薬	26.70
外用薬	2649710S1036	亜鉛華	５ｇ	ボチシート２０％	帝國製薬	15.80
外用薬	2649711Q1025	カンタリスチンキ	１ｍＬ	※ カンタリスチンキ（司生堂）	司生堂製薬	12.50
外用薬	2649719S1304	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	インドメタシンパップ７０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	17.60
外用薬	2649729S2010	ケトプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ケトプロフェン（２０ｍｇ）７ｃｍ×１０ｃｍ貼付剤		13.10
外用薬	2649729S2185	ケトプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ケトプロフェンテープ２０ｍｇ「ラクール」	三友薬品	13.10
外用薬	2649729S2240	ケトプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ケトプロフェンテープ２０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	18.00
外用薬	2649729S3017	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ケトプロフェン（４０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649729S3092	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ケトプロフェンテープ４０ｍｇ「ラクール」	三友薬品	18.20
外用薬	2649729S3173	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ケトプロフェンテープ４０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	25.70
外用薬	2649729S5036	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ケトプロフェンパップＸＲ１２０ｍｇ「テイコク」	帝國製薬	18.20
外用薬	2649731Q1081	フェルビナク	３％１ｍＬ	フェルビナクローション３％「ラクール」	東光薬品工業	2.60
外用薬	2649731R1036	フェルビナク	３％１ｍＬ	フェルビナク外用ポンプスプレー３％「ラクール」	東光薬品工業	5.00
外用薬	2649731S2018	フェルビナク	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	フェルビナク（３５ｍｇ）７ｃｍ×１０ｃｍ貼付剤		13.10
外用薬	2649734N1011	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ジクロフェナクナトリウム１％クリーム		3.10
外用薬	2649734Q1093	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ジクロフェナクＮａゲル１％「ラクール」	三友薬品	3.10
外用薬	2649734Q2049	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ジクロフェナクＮａローション１％「ラクール」	三友薬品	3.10
外用薬	2649735R1018	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１％１ｇ	ロキソプロフェンナトリウム１％噴霧液		6.30
外用薬	2649735S4035	ロキソプロフェンナトリウム水和物	２０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ロキソプロフェンＮａパップ２００ｍｇ「ラクール」	東光薬品工業	22.00
外用薬	2649843S1039	パップ剤	１０ｇ	ＭＳ温シップ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	9.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2649843S1055	パップ剤	１０ｇ	ＭＳ温シップ「タカミツ」	タカミツ	9.20
外用薬	2649843S1071	パップ剤	１０ｇ	ラクール温シップ	東光薬品工業	9.20
外用薬	2649865N1023	副腎エキス・ヘパリン類似物質配合剤	１ｇ	ゼスタッククリーム	三笠製薬	6.30
外用薬	2649895S1028	パップ剤	１０ｇ	ＭＳ冷シップ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	9.20
外用薬	2649895S1044	パップ剤	１０ｇ	ＭＳ冷シップ「タカミツ」	タカミツ	9.20
外用薬	2649895S1052	パップ剤	１０ｇ	ラクール冷シップ	東光薬品工業	9.20
外用薬	2649950M1208	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ゲル０．３％「日医工」	帝國製薬	7.80
外用薬	2649950M1216	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ゲル０．３％「ケンエー」	健栄製薬	6.30
外用薬	2652701M1025	サリチル酸	５％１０ｇ	５％サリチル酸ワセリン軟膏東豊	東豊薬品	41.50
外用薬	2652701M2021	サリチル酸	１０％１０ｇ	１０％サリチル酸ワセリン軟膏東豊	東豊薬品	43.10
外用薬	2655700N1192	クロトリマゾール	１％１ｇ	クロトリマゾールクリーム１％「イワキ」	岩城製薬	8.10
外用薬	2655708N1016	ビホナゾール	１％１ｇ	ビホナゾール１％クリーム		8.10
外用薬	2655708N1318	ビホナゾール	１％１ｇ	ビホナゾールクリーム１％「イワキ」	岩城製薬	10.90
外用薬	2655708Q1195	ビホナゾール	１％１ｍＬ	ビホナゾール外用液１％「イワキ」	岩城製薬	10.90
外用薬	2655709N1070	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ケトコナゾールクリーム２％「ＪＧ」	日本ジェネリック	12.50
外用薬	2655709N1088	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ケトコナゾールクリーム２％「ＮＲ」	東光薬品工業	10.80
外用薬	2655709N1096	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ケトコナゾールクリーム２％「イワキ」	岩城製薬	12.50
外用薬	2655709N1100	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ケトコナゾールクリーム２％「ＭＹＫ」	ＭＡＥ	12.50
外用薬	2655709Q1017	ケトコナゾール	２％１ｇ	ケトコナゾール２％ローション		12.50
外用薬	2655709R1047	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ケトコナゾール外用ポンプスプレー２％「ＮＲ」	東光薬品工業	19.00
外用薬	2655712M1033	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコナゾール軟膏１％「イワキ」	岩城製薬	14.90
外用薬	2655712N1039	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコナゾールクリーム１％「イワキ」	岩城製薬	14.90
外用薬	2659708N1090	ブテナフィン塩酸塩	１％１ｇ	局　ブテナフィン塩酸塩クリーム１％「トーワ」	東和薬品	14.00
外用薬	2659708Q1070	ブテナフィン塩酸塩	１％１ｍＬ	局　ブテナフィン塩酸塩液１％「トーワ」	東和薬品	14.00
外用薬	2659710N1012	テルビナフィン塩酸塩	１％１ｇ	テルビナフィン塩酸塩１％クリーム		10.80
外用薬	2659710Q1019	テルビナフィン塩酸塩	１％１ｇ	テルビナフィン塩酸塩１％液		10.80
外用薬	2669701N1010	尿素	１０％１ｇ	尿素１０％クリーム		2.90
外用薬	2669701N2113	尿素	２０％１ｇ	尿素クリーム２０％「ＳＵＮ」	サンファーマ	3.30
外用薬	2679701Q1055	カルプロニウム塩化物	５％１ｍＬ	フロジン外用液５％	ニプロファーマ	15.40
外用薬	2679701Q1080	カルプロニウム塩化物	５％１ｍＬ	カルプロニウム塩化物外用液５％「ＣＨ」	長生堂製薬	7.40
外用薬	2691702M1052	マキサカルシトール	０．００２５％１ｇ	マキサカルシトール軟膏２５μｇ／ｇ「イワキ」	岩城製薬	30.10
外用薬	2691702M1060	マキサカルシトール	０．００２５％１ｇ	マキサカルシトール軟膏２５μｇ／ｇ「タカタ」	高田製薬	30.10
外用薬	2699709M1044	タクロリムス水和物	０．１％１ｇ	タクロリムス軟膏０．１％「ＰＰ」	サンファーマ	31.10
外用薬	2699709M1052	タクロリムス水和物	０．１％１ｇ	タクロリムス軟膏０．１％「イワキ」	岩城製薬	31.10
外用薬	2699709M1060	タクロリムス水和物	０．１％１ｇ	タクロリムス軟膏０．１％「タカタ」	高田製薬	22.40
外用薬	2699711N1020	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンクリーム０．１％「ニプロ」	ニプロ	17.90
外用薬	2699711Q1035	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ＪＧ」	日本ジェネリック	17.90
外用薬	2699711Q1043	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ＴＣＫ」	辰巳化学	21.20
外用薬	2699711Q1051	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ＹＤ」	陽進堂	17.90
外用薬	2699711Q1078	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「テイコク」	ケミックス	17.90
外用薬	2699711Q1086	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「日新」	日新製薬（山形）	21.20
外用薬	2699711Q1094	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ニプロ」	ニプロ	17.90
外用薬	2699711Q1108	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「イワキ」	岩城製薬	21.20
外用薬	2699711Q1116	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「東光」	東光薬品工業	17.90
外用薬	2699711Q1124	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ニットー」	日東メディック	17.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2699711Q1132	アダパレン	０．１％１ｇ	アダパレンゲル０．１％「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	17.90
外用薬	2699713Q1034	メトロニダゾール	０．７５％１ｇ	メトロニダゾールゲル０．７５％「マルイシ」	丸石製薬	33.00
外用薬	2699801V1017	精製白糖・ポビドンヨード	１ｇ	精製白糖・ポビドンヨード軟膏		7.20
外用薬	3339950M1013	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質軟膏		6.00
外用薬	3339950M1153	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質油性クリーム０．３％「ニプロ」	ニプロ	6.30
外用薬	3339950M1188	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質油性クリーム０．３％「日医工」	日医工	6.30
外用薬	3339950M1200	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質油性クリーム０．３％「ケンエー」	健栄製薬	6.30
外用薬	3339950N1019	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質クリーム		6.00
外用薬	3339950N1051	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質クリーム０．３％「ＹＤ」	陽進堂	6.30
外用薬	3339950N1094	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質クリーム０．３％「日医工」	帝國製薬	6.30
外用薬	3339950N1108	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質クリーム０．３％「ケンエー」	健栄製薬	6.30
外用薬	3339950Q1015	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ローション		6.00
外用薬	3339950Q1090	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ローション０．３％「ＹＤ」	陽進堂	6.30
外用薬	3339950Q1104	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ローション０．３％「ニプロ」	ニプロ	6.30
外用薬	3339950Q1112	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ローション０．３％「ニットー」	東亜薬品	6.30
外用薬	3339950Q1139	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質ローション０．３％「日医工」	帝國製薬	6.30
外用薬	3339950R1045	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「ＰＰ」	コーアイセイ	6.30
外用薬	3339950R1053	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「ＴＣＫ」	辰巳化学	9.50
外用薬	3339950R1061	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「サトウ」	佐藤製薬	6.30
外用薬	3339950R1070	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「日新」	日新製薬（山形）	9.50
外用薬	3339950R1096	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「ＹＤ」	陽進堂	6.30
外用薬	3339950R1100	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「ニットー」	東亜薬品	6.30
外用薬	3339950R1118	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「ニプロ」	ニプロ	10.90
外用薬	3339950R1126	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用スプレー０．３％「日医工」	日医工	6.30
外用薬	3339950R1142	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー０．３％「ＰＰ」	サンファーマ	6.30
外用薬	3339950R1150	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー０．３％「ニットー」	日東メディック	6.30
外用薬	3339950R1169	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー０．３％「日本臓器」	日本臓器製薬	6.30
外用薬	3339950R1185	ヘパリン類似物質	１ｇ	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー０．３％「日医工」	日医工岐阜工場	6.30
外用薬	6250700M1014	ビダラビン	３％１ｇ	ビダラビン３％軟膏		69.80
外用薬	6250700N1052	ビダラビン	３％１ｇ	ビダラビンクリーム３％「マルホ」	マルホ	69.80
外用薬	6250701M1019	アシクロビル	５％１ｇ	アシクロビル５％軟膏		60.40
外用薬	6250701N1057	アシクロビル	５％１ｇ	アシクロビルクリーム５％「ラクール」	東光薬品工業	60.40
外用薬	6290702Q1037	エフィナコナゾール	１０％１ｇ	エフィナコナゾール爪外用液１０％「科研」	科研ファルマ	654.60
外用薬	6290702Q1045	エフィナコナゾール	１０％１ｇ	エフィナコナゾール爪外用液１０％「サワイ」	沢井製薬	654.60
外用薬	6290702Q1053	エフィナコナゾール	１０％１ｇ	エフィナコナゾール爪外用液１０％「トーワ」	東和薬品	654.60
外用薬	7190700X1023	ウイテプゾール	１０ｇ	ホスコＥ－７５	丸石製薬	34.00
外用薬	7190700X1031	ウイテプゾール	１０ｇ	ホスコＨ－１５	丸石製薬	34.00
外用薬	7212701W1021	硫酸バリウム	９８．１％１０ｇ	エネマスター注腸散	伏見製薬所	14.70
外用薬	7319700Q1032	安息香	１０ｍＬ	※ アンソッコウチンキ（小堺）	小堺製薬	22.10
外用薬	7319700Q1040	安息香	１０ｍＬ	※ 安息香チンキ（司生堂）	司生堂製薬	22.10
外用薬	8219700T1042	フェンタニル	０．８４ｍｇ１枚	麻 フェンタニル１日用テープ０．８４ｍｇ「ユートク」	祐徳薬品工業	253.80
外用薬	8219700T2049	フェンタニル	１．７ｍｇ１枚	麻 フェンタニル１日用テープ１．７ｍｇ「ユートク」	祐徳薬品工業	462.40
外用薬	8219700T3045	フェンタニル	３．４ｍｇ１枚	麻 フェンタニル１日用テープ３．４ｍｇ「ユートク」	祐徳薬品工業	874.40
外用薬	8219700T4041	フェンタニル	５ｍｇ１枚	麻 フェンタニル１日用テープ５ｍｇ「ユートク」	祐徳薬品工業	1,249.60
外用薬	8219700T5048	フェンタニル	６．７ｍｇ１枚	麻 フェンタニル１日用テープ６．７ｍｇ「ユートク」	祐徳薬品工業	1,575.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
歯科用剤	2710803U1044	リドカイン塩酸塩・アドレナリン酒石酸水素塩	１．８ｍＬ１管	オーラ注歯科用カートリッジ１．８ｍＬ	ジーシー昭和薬品	83.30
歯科用剤	2710803U2032	リドカイン塩酸塩・アドレナリン酒石酸水素塩	１ｍＬ１管	オーラ注歯科用カートリッジ１．０ｍＬ	ジーシー昭和薬品	79.60
歯科用剤	2710816P1030	アミノ安息香酸エチル	１ｇ	ビーゾカイン歯科用ゼリー２０％	ビーブランド・メディコーデンタル	67.90
歯科用剤	2710816Q1043	アミノ安息香酸エチル	１ｇ	ジンジカインゲル２０％	白水貿易	67.90
歯科用剤	2710816Q1051	アミノ安息香酸エチル	１ｇ	ハリケインゲル歯科用２０％	アグサジャパン	67.90
歯科用剤	2710816Q1060	アミノ安息香酸エチル	１ｇ	ハリケインリキッド歯科用２０％	アグサジャパン	67.90
歯科用剤	2760804M1059	ミノサイクリン塩酸塩	１０ｍｇ０．５ｇ１シリ	ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏２％「昭和」	ジーシー昭和薬品	491.90
歯科用剤	2790818V1039	酸化亜鉛・チョウジ油	散剤（液剤を含む）１ｇ	サージカルパック口腔用	ジーシー昭和薬品	66.60

別紙2　　新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品から除外する品目

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F1030	エスタゾラム	１ｍｇ１錠		エスタゾラム錠１ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1124009F1010	ブロチゾラム	０．２５ｍｇ１錠		ブロチゾラム０．２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1124009F2017	ブロチゾラム	０．２５ｍｇ１錠		ブロチゾラム０．２５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1124020C1061	ブロマゼパム	１％１ｇ		ブロマゼパム細粒１％「サンド」	サンド	15.50
内用薬	1124020F1041	ブロマゼパム	１ｍｇ１錠		ブロマゼパム錠１ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124020F2056	ブロマゼパム	２ｍｇ１錠		ブロマゼパム錠２ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124020F4059	ブロマゼパム	５ｍｇ１錠		ブロマゼパム錠５ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124021F1046	メダゼパム	２ｍｇ１錠		メダゼパム錠２（ツルハラ）	鶴原製薬	8.30
内用薬	1124021F2123	メダゼパム	５ｍｇ１錠		メダゼパム錠５（ツルハラ）	鶴原製薬	6.30
内用薬	1124022F1083	ロラゼパム	０．５ｍｇ１錠		ロラゼパム錠０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1124022F2110	ロラゼパム	１ｍｇ１錠		ロラゼパム錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1124023F1010	アルプラゾラム	０．４ｍｇ１錠		アルプラゾラム０．４ｍｇ錠		6.30
内用薬	1124023F2084	アルプラゾラム	０．８ｍｇ１錠		アルプラゾラム錠０．８ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	8.10
内用薬	1124029F1018	ロフラゼプ酸エチル	１ｍｇ１錠		ロフラゼプ酸エチル１ｍｇ錠		10.80
内用薬	1139004F1010	バルプロ酸ナトリウム	１００ｍｇ１錠		バルプロ酸ナトリウム１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	1139004F2165	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局	バルプロ酸ナトリウム錠２００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	14.10
内用薬	1139004F2190	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局	バルプロ酸Ｎａ錠２００ｍｇ「フジナガ」	藤永製薬	11.20
内用薬	1139004F2203	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局	バルプロ酸ナトリウム錠２００ｍｇ「ＤＳＰ」	住友ファーマ	14.10
内用薬	1139004G1016	バルプロ酸ナトリウム	１００ｍｇ１錠		バルプロ酸ナトリウム１００ｍｇ徐放錠		10.80
内用薬	1139004G2055	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局	バルプロ酸ナトリウムＳＲ錠２００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	12.30
内用薬	1139004G2080	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局	バルプロ酸ナトリウム徐放錠Ａ２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	1139009F1013	ラモトリギン	２ｍｇ１錠		ラモトリギン２ｍｇ錠		6.30
内用薬	1139009F2010	ラモトリギン	５ｍｇ１錠		ラモトリギン５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1139009F3032	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠		ラモトリギン錠２５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	26.90
内用薬	1139009F4039	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠		ラモトリギン錠１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	73.00
内用薬	1149001D1187	イブプロフェン	２０％１ｇ		イブプロフェン顆粒２０％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	1149001F1013	イブプロフェン	１００ｍｇ１錠		イブプロフェン１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	1149001F2214	イブプロフェン	２００ｍｇ１錠		イブプロフェン錠２００ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	8.90
内用薬	1149001F2222	イブプロフェン	２００ｍｇ１錠		イブプロフェン錠２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	8.90
内用薬	1149019C1157	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０％１ｇ		ロキソプロフェンＮａ細粒１０％「サワイ」	メディサ新薬	21.60
内用薬	1149032F2171	エトドラク	２００ｍｇ１錠		エトドラク錠２００ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	11.50
内用薬	1149036F1033	ロルノキシカム	２ｍｇ１錠	局	ロルノキシカム錠２ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	10.80
内用薬	1149036F2030	ロルノキシカム	４ｍｇ１錠	局	ロルノキシカム錠４ｍｇ「ＫＯ」	寿製薬	10.80
内用薬	1161001F2014	アマンタジン塩酸塩	１００ｍｇ１錠		アマンタジン塩酸塩１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	1169005F1260	ブロモクリプチンメシル酸塩	２．５ｍｇ１錠		ブロモクリプチン錠２．５ｍｇ「フソー」	ダイト	30.80
内用薬	1169006M1034	ドロキシドパ	１００ｍｇ１カプセル	局	ドロキシドパカプセル１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	49.70
内用薬	1169006M2030	ドロキシドパ	２００ｍｇ１カプセル	局	ドロキシドパカプセル２００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	99.30
内用薬	1169011F1044	カベルゴリン	０．２５ｍｇ１錠		カベルゴリン錠０．２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	44.10
内用薬	1169011F2040	カベルゴリン	１ｍｇ１錠		カベルゴリン錠１．０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	141.90
内用薬	1179008F1081	マプロチリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		マプロチリン塩酸塩錠１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179012F1010	クロチアゼパム	５ｍｇ１錠		クロチアゼパム５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179012F2017	クロチアゼパム	１０ｍｇ１錠		クロチアゼパム１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179016F1019	スルピリド	１００ｍｇ１錠		スルピリド１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179016F2015	スルピリド	２００ｍｇ１錠		スルピリド２００ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179024C1106	ゾテピン	１０％１ｇ		ゾテピン細粒１０％「タカタ」	高田製薬	42.80
内用薬	1179024F2095	ゾテピン	５０ｍｇ１錠		ゾテピン錠５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	23.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179024F3083	ゾテピン	１００ｍｇ１錠		ゾテピン錠１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	66.30
内用薬	1179025F1018	エチゾラム	０．５ｍｇ１錠		エチゾラム０．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179025F2014	エチゾラム	１ｍｇ１錠		エチゾラム１ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179025F3010	エチゾラム	０．２５ｍｇ１錠		エチゾラム０．２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179037F1053	トラゾドン塩酸塩	２５ｍｇ１錠		トラゾドン塩酸塩錠２５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179038F1015	リスペリドン	１ｍｇ１錠		リスペリドン１ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179038F4014	リスペリドン	０．５ｍｇ１錠		リスペリドン０．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1179038F5010	リスペリドン	１ｍｇ１錠		リスペリドン１ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1179038F7013	リスペリドン	０．５ｍｇ１錠		リスペリドン０．５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1179038S1030	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局	リスペリドン内用液１ｍｇ／ｍＬ「アメル」	共和薬品工業	25.40
内用薬	1179038S1056	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局	リスペリドン内用液１ｍｇ／ｍＬ「ヨシトミ」	同仁医薬化工	25.40
内用薬	1179038S1072	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局	リスペリドン内用液１ｍｇ／ｍＬ「トーワ」	東和薬品	25.40
内用薬	1179038S1099	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局	リスペリドン内用液１ｍｇ／ｍＬ「杏林」	同仁医薬化工	25.40
内用薬	1179040F3031	ミルナシプラン塩酸塩	１２．５ｍｇ１錠		ミルナシプラン塩酸塩錠１２．５ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1190012Q2040	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１個		ドネペジル塩酸塩内服ゼリー５ｍｇ「日医工」	日医工	108.20
内用薬	1190012Q3046	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１個		ドネペジル塩酸塩内服ゼリー１０ｍｇ「日医工」	日医工	246.60
内用薬	1190012S2020	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ２．５ｍＬ１包		ドネペジル塩酸塩内用液５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	108.20
内用薬	1225001F1017	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	１２５ｍｇ１錠		クロルフェネシンカルバミン酸エステル１２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	1225001F2013	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	２５０ｍｇ１錠		クロルフェネシンカルバミン酸エステル２５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	1231013M1016	チキジウム臭化物	５ｍｇ１カプセル		チキジウム臭化物５ｍｇカプセル		6.30
内用薬	1249010F1271	チザニジン塩酸塩	１ｍｇ１錠		チザニジン錠１ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	8.90
内用薬	1339002F1012	ジフェニドール塩酸塩	２５ｍｇ１錠		ジフェニドール塩酸塩２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	1339005F1016	ベタヒスチンメシル酸塩	６ｍｇ１錠		ベタヒスチンメシル酸塩６ｍｇ錠		10.80
内用薬	1339005F2012	ベタヒスチンメシル酸塩	１２ｍｇ１錠		ベタヒスチンメシル酸塩１２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2113005F2044	メチルジゴキシン	０．０５ｍｇ１錠		メチルジゴキシン錠０．０５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.10
内用薬	2123014F1116	アロチノロール塩酸塩	５ｍｇ１錠		アロチノロール塩酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	8.90
内用薬	2123016F3010	ビソプロロールフマル酸塩	０．６２５ｍｇ１錠		ビソプロロールフマル酸塩０．６２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2129010F1014	アミオダロン塩酸塩	１００ｍｇ１錠		アミオダロン塩酸塩１００ｍｇ錠		66.60
内用薬	2135001F1136	メフルシド	２５ｍｇ１錠	局	メフルシド錠２５ｍｇ「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2139001Q1039	イソソルビド	７０％２０ｇ１個		イソソルビド内服ゼリー７０％分包２０ｇ「日医工」	三和化学研究所	65.80
内用薬	2139001Q2035	イソソルビド	７０％３０ｇ１個		イソソルビド内服ゼリー７０％分包３０ｇ「日医工」	三和化学研究所	95.60
内用薬	2139001S1079	イソソルビド	７０％１ｍＬ		イソソルビド内用液７０％「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	2.60
内用薬	2139001S2040	イソソルビド	７０％３０ｍＬ１包		イソソルビド内用液７０％分包３０ｍＬ「ＣＥＯ」	セオリアファーマ	95.60
内用薬	2139008F2010	アゾセミド	３０ｍｇ１錠		アゾセミド３０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144002F1016	エナラプリルマレイン酸塩	２．５ｍｇ１錠		エナラプリルマレイン酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144002F2012	エナラプリルマレイン酸塩	５ｍｇ１錠		エナラプリルマレイン酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144002F3019	エナラプリルマレイン酸塩	１０ｍｇ１錠		エナラプリルマレイン酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2144011F1090	トランドラプリル	０．５ｍｇ１錠		トランドラプリル錠０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	13.70
内用薬	2144011F2097	トランドラプリル	１ｍｇ１錠		トランドラプリル錠１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.30
内用薬	2149009F1081	ラベタロール塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局	ラベタロール塩酸塩錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149010F1017	メトプロロール酒石酸塩	２０ｍｇ１錠		メトプロロール酒石酸塩２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149010F2013	メトプロロール酒石酸塩	４０ｍｇ１錠		メトプロロール酒石酸塩４０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149019F1158	ニカルジピン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		ニカルジピン塩酸塩錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.20
内用薬	2149019F2294	ニカルジピン塩酸塩	２０ｍｇ１錠		ニカルジピン塩酸塩錠２０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.60
内用薬	2149022F1010	ニルバジピン	２ｍｇ１錠		ニルバジピン２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149026F1018	ドキサゾシンメシル酸塩	０．５ｍｇ１錠		ドキサゾシンメシル酸塩０．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149032F3016	カルベジロール	１．２５ｍｇ１錠		カルベジロール１．２５ｍｇ錠		10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149032F4012	カルベジロール	２．５ｍｇ１錠		カルベジロール２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149035F1068	フェロジピン	２．５ｍｇ１錠	局	フェロジピン錠２．５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	2149039F3247	ロサルタンカリウム	１００ｍｇ１錠	局	ロサルタンカリウム錠１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	55.10
内用薬	2149041F1012	バルサルタン	２０ｍｇ１錠		バルサルタン２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149041F5034	バルサルタン	２０ｍｇ１錠		バルサルタンＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149043F1011	アゼルニジピン	８ｍｇ１錠		アゼルニジピン８ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149044F3019	オルメサルタンメドキソミル	５ｍｇ１錠		オルメサルタンメドキソミル５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2149044F8010	オルメサルタンメドキソミル	５ｍｇ１錠		オルメサルタンメドキソミル５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149112F2096	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ツルハラ」	鶴原製薬	44.10
内用薬	2171005F1335	ジラゼプ塩酸塩水和物	５０ｍｇ１錠		ジラゼプ塩酸塩錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2171006F1011	ジルチアゼム塩酸塩	３０ｍｇ１錠		ジルチアゼム塩酸塩３０ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171006N2055	ジルチアゼム塩酸塩	２００ｍｇ１カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩Ｒカプセル２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	27.20
内用薬	2171010F3010	ジピリダモール	１００ｍｇ１錠		ジピリダモール１００ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171010F3088	ジピリダモール	１００ｍｇ１錠		ジピリダモール錠１００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	8.40
内用薬	2171017F1010	ニコランジル	２．５ｍｇ１錠		ニコランジル２．５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171017F2016	ニコランジル	５ｍｇ１錠		ニコランジル５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2171020F1011	ニトレンジピン	５ｍｇ１錠		ニトレンジピン５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171020F2018	ニトレンジピン	１０ｍｇ１錠		ニトレンジピン１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171021F1016	ベニジピン塩酸塩	２ｍｇ１錠		ベニジピン塩酸塩２ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171021F3116	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局	ベニジピン塩酸塩錠８ｍｇ「ＮＰＩ」	日本薬品工業	32.20
内用薬	2171022F1010	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠		アムロジピンベシル酸塩２．５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171022F2017	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠		アムロジピンベシル酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171022F3013	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠		アムロジピンベシル酸塩２．５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2171022F4010	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠		アムロジピンベシル酸塩５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2171022F5067	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	10.90
内用薬	2171022F5075	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.90
内用薬	2171022F5113	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	10.90
内用薬	2171022F5130	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	10.90
内用薬	2171022F5148	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	10.90
内用薬	2171022F5156	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「科研」	ダイト	10.90
内用薬	2171022F5164	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	10.90
内用薬	2171022F5172	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	10.90
内用薬	2171022F5180	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.90
内用薬	2171022F5199	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	10.90
内用薬	2171022F5210	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	10.90
内用薬	2171022F5229	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	10.90
内用薬	2171022F5245	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	10.90
内用薬	2171022F5253	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	10.90
内用薬	2171022F5296	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	10.90
内用薬	2171022F5318	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.90
内用薬	2171022F5326	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピン錠１０ｍｇ「イセイ」	コーアイセイ	10.90
内用薬	2171022F6047	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	10.90
内用薬	2171022F6071	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	10.90
内用薬	2171022F6080	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	10.90
内用薬	2171022F6098	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	10.90
内用薬	2171022F6101	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局	アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	10.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2171022F6110	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	10.90
内用薬	2171022F6128	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.90
内用薬	2171022F6136	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「サンド」	サンド	10.90
内用薬	2171022F6144	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「タカタ」	Ｍｅ　ファルマ	10.90
内用薬	2171022F6152	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	10.90
内用薬	2171022F6160	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	10.90
内用薬	2171022F6187	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＮＳ」	日新製薬（山形）	10.90
内用薬	2171022F6209	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.90
内用薬	2171022F6225	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	10.90
内用薬	2171022F6250	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	10.90
内用薬	2171022F6276	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	10.90
内用薬	2171022F6284	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジピンＯＤ錠１０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	10.90
内用薬	2171023F1015	一硝酸イソソルビド	１０ｍｇ１錠	一硝酸イソソルビド１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2171023F2011	一硝酸イソソルビド	２０ｍｇ１錠	一硝酸イソソルビド２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2183005G1013	ベザフィブラート	２００ｍｇ１錠	ベザフィブラート２００ｍｇ徐放錠		10.80
内用薬	2183005G2010	ベザフィブラート	１００ｍｇ１錠	ベザフィブラート１００ｍｇ徐放錠		10.80
内用薬	2189008F1465	プロブコール	２５０ｍｇ１錠	局　プロブコール錠２５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2189010F1012	プラバスタチンナトリウム	５ｍｇ１錠	プラバスタチンナトリウム５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2189010F2302	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局　プラバスタチンナトリウム錠１０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	20.00
内用薬	2189011F1203	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠５ｍｇ「ＳＷ」	メディサ新薬	14.80
内用薬	2189011F1220	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.80
内用薬	2189011F1246	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	14.80
内用薬	2189011F1289	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠５ｍｇ「あすか」	あすか製薬	14.80
内用薬	2189011F1300	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	14.80
内用薬	2189011F2170	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠１０ｍｇ「ＳＷ」	メディサ新薬	30.60
内用薬	2189011F2196	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	30.60
内用薬	2189011F2242	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠１０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	30.60
内用薬	2189011F2250	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠１０ｍｇ「武田テバ」	Ｔ’ｓファーマ	30.60
内用薬	2189011F3095	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠２０ｍｇ「ＳＷ」	メディサ新薬	61.40
内用薬	2189011F3184	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	61.40
内用薬	2189011F3214	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠２０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	61.40
内用薬	2189011F3230	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　シンバスタチン錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	61.40
内用薬	2189016F3144	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「科研」	ダイト	69.20
内用薬	2189016F3241	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　ピタバスタチンＣａ錠４ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	69.20
内用薬	2190005F1012	イフェンプロジル酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	イフェンプロジル酒石酸塩１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2190005F2019	イフェンプロジル酒石酸塩	２０ｍｇ１錠	イフェンプロジル酒石酸塩２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2190009A1056	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	１ｇ	局　ポリスチレンスルホン酸Ｎａ「フソー」原末	扶桑薬品工業	8.00
内用薬	2190024F2062	沈降炭酸カルシウム	２５０ｍｇ１錠	局　沈降炭酸カルシウム錠２５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	12.00
内用薬	2190029D2048	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包	炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	82.40
内用薬	2190029D2056	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包	炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	82.40
内用薬	2190029D2099	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包	炭酸ランタン顆粒分包５００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	82.40
内用薬	2229001F1070	ジメモルファンリン酸塩	１０ｍｇ１錠	ジメモルファンリン酸塩錠１０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	6.80
内用薬	2229001Q1070	ジメモルファンリン酸塩	０．２５％１ｍＬ	ジメモルファンリン酸塩シロップ小児用０．２５％「ＴＣＫ」	辰巳化学	7.10
内用薬	2233002F1018	Ｌ－カルボシステイン	２５０ｍｇ１錠	Ｌ－カルボシステイン２５０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2233002F2014	Ｌ－カルボシステイン	５００ｍｇ１錠	Ｌ－カルボシステイン５００ｍｇ錠		10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2239001S1147	アンブロキソール塩酸塩	０．７５％１ｍＬ		アンブロキソール塩酸塩内用液０．７５％「ツルハラ」	鶴原製薬	5.90
内用薬	2251001F1011	テオフィリン	５０ｍｇ１錠		テオフィリン５０ｍｇ徐放錠		6.30
内用薬	2251001F2018	テオフィリン	１００ｍｇ１錠		テオフィリン１００ｍｇ徐放錠		6.30
内用薬	2251001F3049	テオフィリン	２００ｍｇ１錠		テオロング錠２００ｍｇ	エーザイ	10.10
内用薬	2251001M1061	テオフィリン	１００ｍｇ１カプセル		テオフィリン徐放カプセル１００ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	2251001M2050	テオフィリン	２００ｍｇ１カプセル		テオフィリン徐放カプセル２００ｍｇ「サンド」	サンド	10.10
内用薬	2251001M3030	テオフィリン	５０ｍｇ１カプセル		テオフィリン徐放カプセル５０ｍｇ「サンド」	サンド	6.30
内用薬	2259006F1098	クレンブテロール塩酸塩	１０μｇ１錠		クレンブテロール錠１０μｇ「ハラサワ」	原沢製薬工業	6.30
内用薬	2319001C1129	ロペラミド塩酸塩	０．０５％１ｇ		ロペラミド塩酸塩細粒小児用０．０５％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	14.90
内用薬	2325003F1016	ファモチジン	１０ｍｇ１錠		ファモチジン１０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2325003F2012	ファモチジン	２０ｍｇ１錠		ファモチジン２０ｍｇ錠		10.80
内用薬	2325003F3019	ファモチジン	１０ｍｇ１錠		ファモチジン１０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2325003F4015	ファモチジン	２０ｍｇ１錠		ファモチジン２０ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2325004M1095	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	７５ｍｇ１カプセル	局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	20.60
内用薬	2325005M2118	ニザチジン	７５ｍｇ１カプセル	局	ニザチジンカプセル７５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	10.80
内用薬	2325006F1010	ラフチジン	５ｍｇ１錠		ラフチジン５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2329008C1135	スクラルファート水和物	９０％１ｇ		スクラルファート細粒９０％「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	2329012C1271	テプレノン	１０％１ｇ		テプレノン細粒１０％「トーワ」	東和薬品	8.90
内用薬	2329012C1328	テプレノン	１０％１ｇ		テプレノン細粒１０％「サワイ」	沢井製薬	8.90
内用薬	2329012C1344	テプレノン	１０％１ｇ		テプレノン細粒１０％「ＹＤ」	陽進堂	8.90
内用薬	2329012C1360	テプレノン	１０％１ｇ		テプレノン細粒１０％「ツルハラ」	鶴原製薬	8.90
内用薬	2329012M1013	テプレノン	５０ｍｇ１カプセル		テプレノン５０ｍｇカプセル		10.80
内用薬	2329020F2015	イルソグラジンマレイン酸塩	４ｍｇ１錠		イルソグラジンマレイン酸塩４ｍｇ錠		10.80
内用薬	2329021F1013	レバミピド	１００ｍｇ１錠		レバミピド１００ｍｇ錠		10.80
内用薬	2329021F2010	レバミピド	１００ｍｇ１錠		レバミピド１００ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2329022H1191	オメプラゾール	２０ｍｇ１錠	局	オメプラゾール錠２０ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	37.80
内用薬	2329022H2163	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	局	オメプラゾール錠１０ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	24.20
内用薬	2329023F1047	ランソプラゾール	１５ｍｇ１錠	局	ランソプラゾールＯＤ錠１５ｍｇ「ＤＫ」	大興製薬	21.10
内用薬	2329023F1110	ランソプラゾール	１５ｍｇ１錠	局	ランソプラゾールＯＤ錠１５ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	21.10
内用薬	2329023F2116	ランソプラゾール	３０ｍｇ１錠	局	ランソプラゾールＯＤ錠３０ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	36.00
内用薬	2329023M1186	ランソプラゾール	１５ｍｇ１カプセル	局	ランソプラゾールカプセル１５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	21.10
内用薬	2329023M2182	ランソプラゾール	３０ｍｇ１カプセル	局	ランソプラゾールカプセル３０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	36.00
内用薬	2329027D1052	ポラプレジンク	１５％１ｇ	局	ポラプレジンク顆粒１５％「ＮＳ」	日新製薬（山形）	27.10
内用薬	2329027F1037	ポラプレジンク	７５ｍｇ１錠		ポラプレジンクＯＤ錠７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.30
内用薬	2329028F1058	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠		ラベプラゾールＮａ錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	32.30
内用薬	2329028F3166	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		ラベプラゾールナトリウム錠５ｍｇ「科研」	ダイト	29.00
内用薬	2359005F1013	ピコスルファートナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠		ピコスルファートナトリウム２．５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2399005F1019	ドンペリドン	５ｍｇ１錠		ドンペリドン５ｍｇ錠		6.30
内用薬	2399005F1183	ドンペリドン	５ｍｇ１錠		ドンペリドン錠５ｍｇ「ＥＭＥＣ」	アルフレッサファーマ	8.90
内用薬	2399005F2260	ドンペリドン	１０ｍｇ１錠		ドンペリドン錠１０ｍｇ「ＥＭＥＣ」	アルフレッサファーマ	8.90
内用薬	2399010F2016	モサプリドクエン酸塩水和物	５ｍｇ１錠		モサプリドクエン酸塩５ｍｇ錠		10.80
内用薬	2399011C1069	ポリカルボフィルカルシウム	８３．３％１ｇ		ポリカルボフィルＣａ細粒８３．３％「日医工」	富士化学工業	26.70
内用薬	2478001F2411	クロルマジノン酢酸エステル	２５ｍｇ１錠		クロルマジノン酢酸エステル錠２５ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	36.90
内用薬	2590002F1517	フラボキサート塩酸塩	２００ｍｇ１錠		フラボキサート塩酸塩錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	9.00
内用薬	2590004F1354	リトドリン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局	リトドリン塩酸塩錠５ｍｇ「あすか」	あすか製薬	39.50

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590008F1050	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	9.90
内用薬	2590008F1077	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「日医工」	日医工	9.90
内用薬	2590008F1085	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	9.90
内用薬	2590008F1093	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	9.90
内用薬	2590008F1123	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	9.90
内用薬	2590008F1131	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	9.90
内用薬	2590008F1166	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	9.90
内用薬	2590008F1182	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．１ｍｇ「あすか」	あすか製薬	9.90
内用薬	2590008F2057	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	15.90
内用薬	2590008F2073	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「日医工」	日医工	15.90
内用薬	2590008F2081	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	15.90
内用薬	2590008F2120	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.90
内用薬	2590008F2138	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「ＣＨ」	長生堂製薬	15.90
内用薬	2590008F2162	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.90
内用薬	2590008F2189	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠０．２ｍｇ「あすか」	あすか製薬	15.90
内用薬	2590008N1233	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１カプセル		タムスロシン塩酸塩カプセル０．１ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	9.90
内用薬	2590008N2230	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１カプセル		タムスロシン塩酸塩カプセル０．２ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	15.90
内用薬	3222013D1075	クエン酸第一鉄ナトリウム	１ｇ		クエン酸第一鉄ナトリウム顆粒８．３％「ツルハラ」	鶴原製薬	9.80
内用薬	3399003F1120	リマプロスト　アルファデクス	５μｇ１錠		リマプロストアルファデクス錠５μｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	18.30
内用薬	3399005F1200	ベラプロストナトリウム	２０μｇ１錠	局	ベラプロストＮａ錠２０μｇ「サワイ」	沢井製薬	21.20
内用薬	3399101F1030	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン	１錠		ロレアス配合錠「ＮＳ」	日新製薬（山形）	61.50
内用薬	3399101F1048	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン	１錠		ロレアス配合錠「ＳＡＮＩＫ」	日医工	61.50
内用薬	3399101F1056	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン	１錠		ロレアス配合錠「杏林」	キョーリンリメディオ	61.50
内用薬	3929003C1075	球形吸着炭	１ｇ		球形吸着炭細粒分包２ｇ「日医工」	日医工	74.90
内用薬	3929008D1030	デフェラシロクス	９０ｍｇ１包		デフェラシロクス顆粒分包９０ｍｇ「サンド」	サンド	319.90
内用薬	3929008D1049	デフェラシロクス	９０ｍｇ１包		デフェラシロクス顆粒分包９０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	319.90
内用薬	3949101F1120	クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム水和物	１錠		クエンメット配合錠	日本薬品工業	6.30
内用薬	3961003F1010	グリベンクラミド	１．２５ｍｇ１錠		グリベンクラミド１．２５ｍｇ錠		6.30
内用薬	3961007F2014	グリクラジド	２０ｍｇ１錠		グリクラジド２０ｍｇ錠		6.30
内用薬	3961008F1012	グリメピリド	１ｍｇ１錠		グリメピリド１ｍｇ錠		10.80
内用薬	3961008F4011	グリメピリド	１ｍｇ１錠		グリメピリド１ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3961008F4054	グリメピリド	１ｍｇ１錠		グリメピリドＯＤ錠１ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	12.60
内用薬	3961008F5050	グリメピリド	３ｍｇ１錠		グリメピリドＯＤ錠３ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	23.70
内用薬	3962002F2019	メトホルミン塩酸塩	２５０ｍｇ１錠		メトホルミン塩酸塩２５０ｍｇＭＴ錠		10.80
内用薬	3962002F3015	メトホルミン塩酸塩	５００ｍｇ１錠		メトホルミン塩酸塩５００ｍｇＭＴ錠		10.80
内用薬	3969004F3058	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	局	ボグリボースＯＤ錠０．２ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	14.40
内用薬	3969004F4054	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	局	ボグリボースＯＤ錠０．３ｍｇ「ケミファ」	シオノケミカル	15.20
内用薬	3969006F1062	ナテグリニド	３０ｍｇ１錠	局	ナテグリニド錠３０ｍｇ「日医工」	日医工	10.80
内用薬	3969009F1015	ミグリトール	２５ｍｇ１錠		ミグリトール２５ｍｇ錠		10.80
内用薬	3969009F6017	ミグリトール	２５ｍｇ１錠		ミグリトール２５ｍｇ口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	3999001Q2015	ラクツロース	６５％１ｍＬ		ラクツロース６５％シロップ		7.10
内用薬	3999003F1319	カモスタットメシル酸塩	１００ｍｇ１錠		カモスタットメシル酸塩錠１００ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	10.00
内用薬	3999003F1386	カモスタットメシル酸塩	１００ｍｇ１錠		カモスタットメシル酸塩錠１００ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	10.00
内用薬	3999013F1096	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局	エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	18.60
内用薬	3999013F1266	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局	エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	18.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999013F1274	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	18.60
内用薬	3999013F1304	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.60
内用薬	3999013F1339	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.60
内用薬	3999013F1347	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「ケミファ」	メディサ新薬	18.60
内用薬	3999013F1363	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「フソー」	東菱薬品工業	18.60
内用薬	3999013F1371	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	18.60
内用薬	3999013F1380	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	18.60
内用薬	3999013F1401	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	18.60
内用薬	3999013F1428	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　エパルレスタット錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	18.60
内用薬	3999017M1050	ミコフェノール酸　モフェチル	２５０ｍｇ１カプセル	ミコフェノール酸モフェチルカプセル２５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	136.40
内用薬	3999018F1048	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠５ｍｇ「ＤＫ」	大興製薬	46.50
内用薬	3999018F1056	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠５ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	46.50
内用薬	3999018F1102	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠５ｍｇ「日医工」	日医工	39.60
内用薬	3999018F2044	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠３５ｍｇ「ＤＫ」	大興製薬	228.60
内用薬	3999018F2060	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠３５ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	228.60
内用薬	3999018F2095	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠３５ｍｇ「日医工」	日医工	194.60
内用薬	3999018F2133	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠３５ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	194.60
内用薬	3999018F2206	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　アレンドロン酸錠３５ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	194.60
内用薬	3999019F1158	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　リセドロン酸ナトリウム錠２．５ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	39.20
内用薬	4291003F1201	タモキシフェンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠	タモキシフェン錠１０ｍｇ「明治」	メディサ新薬	36.10
内用薬	4291003F1244	タモキシフェンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠	タモキシフェン錠１０ｍｇ「ＭＹＬ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	36.10
内用薬	4291009F1225	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局　ビカルタミド錠８０ｍｇ「ケミファ」	大興製薬	211.20
内用薬	4291010F1074	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局　アナストロゾール錠１ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	131.30
内用薬	4291015F1077	レトロゾール	２．５ｍｇ１錠	レトロゾール錠２．５ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	161.30
内用薬	4413004F1014	メキタジン	３ｍｇ１錠	メキタジン３ｍｇ錠		10.80
内用薬	4490002M1013	トラニラスト	１００ｍｇ１カプセル	トラニラスト１００ｍｇカプセル		10.80
内用薬	4490002R1193	トラニラスト	５％１ｇ	局　トラニラストＤＳ５％「ＣＨ」	長生堂製薬	8.00
内用薬	4490003Q1176	ケトチフェンフマル酸塩	０．０２％１ｍＬ	ケトチフェンシロップ０．０２％「日医工」	日医工	13.40
内用薬	4490011F1129	ペミロラストカリウム	１０ｍｇ１錠	局　ペミロラストＫ錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	22.60
内用薬	4490013M1054	エメダスチンフマル酸塩	１ｍｇ１カプセル	局　エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	17.90
内用薬	4490013M2050	エメダスチンフマル酸塩	２ｍｇ１カプセル	局　エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル２ｍｇ「トーワ」	東和薬品	20.90
内用薬	4490014F1211	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠１０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	12.00
内用薬	4490014F1246	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	12.00
内用薬	4490014F1254	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	12.00
内用薬	4490014F1327	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠１０ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	12.00
内用薬	4490014F1360	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠１０ｍｇ「ダイト」	ダイト	12.00
内用薬	4490014F2250	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「ケミファ」	日本薬品工業	15.90
内用薬	4490014F2285	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.90
内用薬	4490014F2293	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	15.90
内用薬	4490014F2307	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	15.90
内用薬	4490014F2331	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	15.90
内用薬	4490014F2366	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「ＳＮ」	シオノケミカル	15.90
内用薬	4490014F2374	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	15.90
内用薬	4490014F2404	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エピナスチン塩酸塩錠２０ｍｇ「ダイト」	ダイト	15.90
内用薬	4490016M1040	スプラタストトシル酸塩	５０ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	15.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490016M1082	スプラタストトシル酸塩	５０ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル５０ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	13.80
内用薬	4490016M1104	スプラタストトシル酸塩	５０ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	13.80
内用薬	4490016M2062	スプラタストトシル酸塩	１００ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	20.30
内用薬	4490016M2089	スプラタストトシル酸塩	１００ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル１００ｍｇ「ＪＧ」	長生堂製薬	14.30
内用薬	4490016M2100	スプラタストトシル酸塩	１００ｍｇ１カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.30
内用薬	4490017M1109	プランルカスト水和物	１１２．５ｍｇ１カプセル	プランルカストカプセル１１２．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	23.40
内用薬	4490020F1080	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「ＭＮＰ」	日新製薬（山形）	11.90
内用薬	4490020F1209	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「科研」	ダイト	11.90
内用薬	4490020F1225	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.90
内用薬	4490020F1241	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	11.90
内用薬	4490020F1284	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	11.90
内用薬	4490020F1292	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠５ｍｇ「日医工」	日医工	11.90
内用薬	4490020F2086	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「ＭＮＰ」	日新製薬（山形）	16.30
内用薬	4490020F2205	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「科研」	ダイト	16.30
内用薬	4490020F2221	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.30
内用薬	4490020F2248	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	16.30
内用薬	4490020F2280	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	16.30
内用薬	4490020F2299	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セチリジン塩酸塩錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	16.30
内用薬	4490020F3023	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	セチリジン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	11.90
内用薬	4490020F4020	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	セチリジン塩酸塩ＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	16.30
内用薬	4490023F1083	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	21.90
内用薬	4490023F1091	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「ＳＡＮＩＫ」	日医工	28.50
内用薬	4490023F1164	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	21.90
内用薬	4490023F1202	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	21.90
内用薬	4490023F1237	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠６０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	21.90
内用薬	4490023F2080	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	22.50
内用薬	4490023F2098	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ＳＡＮＩＫ」	日医工	22.50
内用薬	4490023F2101	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	17.10
内用薬	4490023F2136	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ＺＥ」	全星薬品工業	17.10
内用薬	4490023F2160	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	17.10
内用薬	4490023F2179	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「三和」	日本薬品工業	17.10
内用薬	4490023F2209	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.50
内用薬	4490023F2233	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	17.10
内用薬	4490023F2292	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　フェキソフェナジン塩酸塩錠３０ｍｇ「ツルハラ」	鶴原製薬	17.10
内用薬	4490023F3051	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠６０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	21.90
内用薬	4490023F4031	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠３０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	22.50
内用薬	4490026F5074	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	モンテルカストＯＤ錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	54.50
内用薬	4490028Q1010	レボセチリジン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	レボセチリジン塩酸塩０．０５％シロップ		7.10
内用薬	6152005F1095	ミノサイクリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　ミノサイクリン塩酸塩錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	14.30
内用薬	6152005F1109	ミノサイクリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　ミノサイクリン塩酸塩錠５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	14.30
内用薬	6152005F2113	ミノサイクリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　ミノサイクリン塩酸塩錠１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	28.00
内用薬	6152005F2121	ミノサイクリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　ミノサイクリン塩酸塩錠１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	20.00
内用薬	6164001M1186	リファンピシン	１５０ｍｇ１カプセル	局　リファンピシンカプセル１５０ｍｇ「サンド」	サンド	16.90
内用薬	6219001H1129	サラゾスルファピリジン	５００ｍｇ１錠	サラゾスルファピリジン腸溶錠５００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	24.20
内用薬	6219001H2117	サラゾスルファピリジン	２５０ｍｇ１錠	サラゾスルファピリジン腸溶錠２５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	17.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	6241013F2179	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠２５０ｍｇ「ケミファ」	大興製薬	76.70
内用薬	6241013F3175	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　レボフロキサシン錠５００ｍｇ「ケミファ」	大興製薬	91.80
内用薬	6241018F1035	シタフロキサシン水和物	５０ｍｇ１錠	シタフロキサシン錠５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	92.60
内用薬	6250002F1238	アシクロビル	２００ｍｇ１錠	局　アシクロビル錠２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	18.30
内用薬	6250002F1262	アシクロビル	２００ｍｇ１錠	局　アシクロビル錠２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.30
内用薬	6250002F2234	アシクロビル	４００ｍｇ１錠	局　アシクロビル錠４００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	32.60
内用薬	6250002F2269	アシクロビル	４００ｍｇ１錠	局　アシクロビル錠４００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	32.60
内用薬	6250019D1046	バラシクロビル塩酸塩水和物	５０％１ｇ	バラシクロビル顆粒５０％「トーワ」	東和薬品	164.60
内用薬	6250019F1063	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＥＥ」	日医工	112.10
内用薬	6250019F1276	バラシクロビル塩酸塩水和物	５００ｍｇ１錠	バラシクロビル錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	112.10
内用薬	6250019F1292	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「日本臓器」	東洋カプセル	112.10
内用薬	6250019F1373	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バラシクロビル錠５００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	112.10
内用薬	6290002M1062	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	93.60
内用薬	6290002M1100	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	93.60
内用薬	6290002M1135	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	93.60
内用薬	6290002M1143	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	93.60
内用薬	6290002M1151	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「サンド」	サンド	93.60
内用薬	6290002M1178	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル５０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	93.60
内用薬	6290002M2069	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	137.20
内用薬	6290002M2115	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「アメル」	共和薬品工業	137.20
内用薬	6290002M2131	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	137.20
内用薬	6290002M2140	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	137.20
内用薬	6290002M2158	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「サンド」	サンド	137.20
内用薬	6290002M2174	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局　フルコナゾールカプセル１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	137.20
内用薬	6290004F1070	イトラコナゾール	５０ｍｇ１錠	イトラコナゾール錠５０ｍｇ「日医工」	日医工	95.60
内用薬	6290005F1300	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	局　テルビナフィン錠１２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	32.70
内用薬	6290005F1326	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	局　テルビナフィン錠１２５ｍｇ「イワキ」	岩城製薬	32.70
内用薬	6290005F1334	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	局　テルビナフィン錠１２５ｍｇ「ＴＣＫ」	辰巳化学	32.70
内用薬	6290005F1342	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	局　テルビナフィン錠１２５ｍｇ「タカタ」	高田製薬	32.70
注射薬	2119404G3072	ドブタミン塩酸塩	０．１％２００ｍＬ１袋	ドブタミン点滴静注液２００ｍｇキット「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,689.00
注射薬	2119404G4079	ドブタミン塩酸塩	０．３％２００ｍＬ１袋	ドブタミン点滴静注液６００ｍｇキット「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,594.00
注射薬	2171403A1072	ニトログリセリン	１ｍｇ２ｍＬ１管	ニトログリセリン静注１ｍｇ／２ｍＬ「ＴＥ」	トーアエイヨー	176.00
注射薬	2171403A2087	ニトログリセリン	５ｍｇ１０ｍＬ１管	ニトログリセリン静注５ｍｇ／１０ｍＬ「ＴＥ」	トーアエイヨー	248.00
注射薬	2171404A1042	硝酸イソソルビド	０．０５％１０ｍＬ１管	硝酸イソソルビド注５ｍｇ／１０ｍＬ「タカタ」	高田製薬	214.00
注射薬	2171404A4033	硝酸イソソルビド	０．０５％１００ｍＬ１瓶	硝酸イソソルビド注５０ｍｇ／１００ｍＬ「タカタ」	高田製薬	1,597.00
注射薬	2190406A1128	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注５μｇ「Ｆ」	富士製薬工業	1,204.00
注射薬	2190406A2140	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１管	局　アルプロスタジル注１０μｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,295.00
注射薬	2190501A3100	濃グリセリン・果糖	５００ｍＬ１瓶	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	光製薬	706.00
注射薬	2190501A4106	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	光製薬	304.00
注射薬	2190501A4122	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋	ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	306.00
注射薬	2190501A6117	濃グリセリン・果糖	３００ｍＬ１袋	グリセレブ配合点滴静注	テルモ	373.00
注射薬	2190501A6125	濃グリセリン・果糖	３００ｍＬ１袋	ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	373.00
注射薬	2391400A3130	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管	グラニセトロン静注液１ｍｇ「サワイ」	メディサ新薬	584.00
注射薬	2391400A3148	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管	グラニセトロン静注液１ｍｇ「トーワ」	東和薬品	591.00
注射薬	2391400A3172	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管	グラニセトロン静注液１ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	576.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	2391400A4110	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管		グラニセトロン静注液３ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,306.00
注射薬	2492420G1024	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続１］	３００単位１キット		インスリン　グラルギンＢＳ注ミリオペン「リリー」	日本イーライリリー	997.00
注射薬	2492421G1029	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続２］	３００単位１キット		インスリン　グラルギンＢＳ注キット「ＦＦＰ」	富士フイルム富山化学	970.00
注射薬	2492423A1025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	１００単位１ｍＬバイアル		インスリン　アスパルトＢＳ注１００単位／ｍＬＮＲ「サノフィ」	サノフィ	208.00
注射薬	2590402A1288	リトドリン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	局	リトドリン塩酸塩点滴静注液５０ｍｇ「あすか」	あすか製薬	463.00
注射薬	3229501A1078	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	２ｍＬ１管		ミネラミック注	東和薬品	94.00
注射薬	3420432A1046	腹膜透析液	１．５Ｌ１袋		ニコペリック腹膜透析液	テルモ	1,013.00
注射薬	3420432A2042	腹膜透析液	１．５Ｌ１袋（排液用バッグ付）		ニコペリック腹膜透析液	テルモ	2,043.00
注射薬	3420432A3049	腹膜透析液	２Ｌ１袋		ニコペリック腹膜透析液	テルモ	1,311.00
注射薬	3420432A4045	腹膜透析液	２Ｌ１袋（排液用バッグ付）		ニコペリック腹膜透析液	テルモ	2,296.00
注射薬	3929407D1055	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「ＨＫ」	光製薬	456.00
注射薬	3929407D1063	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「ＮＫ」	高田製薬	446.00
注射薬	3929407D1071	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	403.00
注射薬	3929407D1080	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５「オーハラ」	大原薬品工業	449.00
注射薬	3929407D1098	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	450.00
注射薬	3929407D1110	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	412.00
注射薬	3929407D1136	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用２５ｍｇ「ヤクルト」	高田ヘルスケアソリューションズ	414.00
注射薬	3929407D2035	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「ＮＫ」	高田製薬	1,442.00
注射薬	3929407D2043	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００「オーハラ」	大原薬品工業	1,444.00
注射薬	3929407D2051	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,401.00
注射薬	3929407D2060	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「ヤクルト」	高田ヘルスケアソリューションズ	1,399.00
注射薬	3929407D2078	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「ＨＫ」	光製薬	1,470.00
注射薬	3929407D2086	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	1,408.00
注射薬	3929407D2094	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		レボホリナート点滴静注用１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,426.00
注射薬	3999427A1026	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	７５０国際単位０．５ｍＬ１瓶		エポエチンアルファＢＳ注７５０「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	761.00
注射薬	4240404A1059	イリノテカン塩酸塩水和物	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液４０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,086.00
注射薬	4240404A1130	イリノテカン塩酸塩水和物	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液４０ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	3,070.00
注射薬	4240404A2136	イリノテカン塩酸塩水和物	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	6,878.00
注射薬	4240406A1040	パクリタキセル	３０ｍｇ５ｍＬ１瓶		パクリタキセル注３０ｍｇ／５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	1,422.00
注射薬	4240406A2046	パクリタキセル	１００ｍｇ１６．７ｍＬ１瓶		パクリタキセル注１００ｍｇ／１６．７ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	4,580.00
注射薬	4240406A2089	パクリタキセル	１００ｍｇ１６．７ｍＬ１瓶		パクリタキセル注射液１００ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	4,981.00
注射薬	4291403A1061	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液５０ｍｇ「サンド」	サンド	1,401.00
注射薬	4291403A1096	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,347.00
注射薬	4291403A1126	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン注射液５０ｍｇ「日医工」	日医工	1,397.00
注射薬	4291403A1134	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液５０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	1,359.00
注射薬	4291403A1142	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン注射液５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,347.00
注射薬	4291403A2092	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液１５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,058.00
注射薬	4291403A2122	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン注射液１５０ｍｇ「日医工」	日医工	3,363.00
注射薬	4291403A2130	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン点滴静注液１５０ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	3,102.00
注射薬	4291403A2149	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局	カルボプラチン注射液１５０ｍｇ「ＮＫ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,058.00
注射薬	4291410A1142	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	8,074.00
注射薬	4291410A2076	オキサリプラチン	１００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液１００ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	17,768.00
注射薬	4300400X1053	過テクネチウム酸ナトリウム（９９ｍＴｃ）	１０ＭＢｑ		メジテック	日本メジフィジックス	277.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	4300431A1030	塩酸Ｎ－イソプロピル－４－ヨードアンフェタミン（１２３Ｉ）	１０ＭＢｑ		イオフェタミン（１２３Ｉ）注射液「第一」	ＰＤＲファーマ	2,456.00
注射薬	6119401D1124	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,397.00
注射薬	6132400G3040	セフォチアム塩酸塩	１ｇ１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	セフォチアム静注用１ｇバッグ「日医工」	日医工ファーマ	1,021.00
注射薬	6132400G3058	セフォチアム塩酸塩	１ｇ１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	セフォチアム塩酸塩点滴静注用１ｇバッグ「ＮＰ」	ニプロ	1,154.00
注射薬	6139500F1091	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（５００ｍｇ）１瓶	局	セフォセフ静注用０．５ｇ	沢井製薬	379.00
注射薬	6139500F1121	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（５００ｍｇ）１瓶	局	ワイスタール配合静注用０．５ｇ	ニプロ	379.00
注射薬	6139500F2055	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（１ｇ）１瓶	局	セフォセフ静注用１ｇ	沢井製薬	313.00
注射薬	6139500F2179	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（１ｇ）１瓶	局	ワイスタール配合静注用１ｇ	ニプロ	313.00
注射薬	7219412G1099	イオパミドール	６１．２４％１００ｍＬ１筒	局	イオパミドール３００注シリンジ１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,101.00
注射薬	7219412G6090	イオパミドール	６１．２４％８０ｍＬ１筒	局	イオパミドール３００注シリンジ８０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,521.00
注射薬	7219412G7089	イオパミドール	７５．５２％１００ｍＬ１筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,243.00
注射薬	7219412G9103	イオパミドール	７５．５２％８０ｍＬ１筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ８０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,753.00
注射薬	7219412P2036	イオパミドール	６１．２４％１５０ｍＬ１筒	局	イオパミドール３００注シリンジ１５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	6,549.00
注射薬	7219415A9090	イオヘキソール	６４．７１％２０ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３００注２０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	1,419.00
注射薬	7219415G1076	イオヘキソール	５１．７７％１００ｍＬ１筒	局	イオヘキソール２４０注シリンジ１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,097.00
注射薬	7219415G2102	イオヘキソール	６４．７１％５０ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,613.00
注射薬	7219415G3141	イオヘキソール	６４．７１％１００ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,653.00
注射薬	7219415G4105	イオヘキソール	６４．７１％８０ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ８０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,063.00
注射薬	7219415G5098	イオヘキソール	７５．４９％１００ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３５０注シリンジ１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,942.00
注射薬	7219415G6086	イオヘキソール	６４．７１％１５０ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	8,204.00
注射薬	7219415G7082	イオヘキソール	６４．７１％１２５ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１２５ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	7,623.00
注射薬	7219415G8070	イオヘキソール	７５．４９％７０ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３５０注シリンジ７０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,932.00
注射薬	7219415G9077	イオヘキソール	６４．７１％１１０ｍＬ１筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１１０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	8,121.00
注射薬	7219415H1101	イオヘキソール	６４．７１％５０ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３００注５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,907.00
注射薬	7219415H2108	イオヘキソール	６４．７１％１００ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３００注１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,891.00
注射薬	7219415H3082	イオヘキソール	７５．４９％２０ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３５０注２０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	2,416.00
注射薬	7219415H4089	イオヘキソール	７５．４９％５０ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３５０注５０ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	3,258.00
注射薬	7219415H5085	イオヘキソール	７５．４９％１００ｍＬ１瓶	局	イオヘキソール３５０注１００ｍＬ「Ｆ」	富士製薬工業	4,240.00
注射薬	8219400A1071	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％２ｍＬ１管	麻	フェンタニル注射液０．１ｍｇ「テルモ」	テルモ	242.00
注射薬	8219400A2060	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％５ｍＬ１管	麻	フェンタニル注射液０．２５ｍｇ「テルモ」	テルモ	515.00
外用薬	1147700J1014	ジクロフェナクナトリウム	１２．５ｍｇ１個		ジクロフェナクナトリウム１２．５ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1147700J2010	ジクロフェナクナトリウム	２５ｍｇ１個		ジクロフェナクナトリウム２５ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1147700J3017	ジクロフェナクナトリウム	５０ｍｇ１個		ジクロフェナクナトリウム５０ｍｇ坐剤		21.60
外用薬	1214701S1060	リドカイン	（１８ｍｇ）３０．５ｍｍ×５０．０ｍｍ１枚		リドカインテープ１８ｍｇ「ＮＰ」	ニプロ	45.20
外用薬	1214701S1086	リドカイン	（１８ｍｇ）３０．５ｍｍ×５０．０ｍｍ１枚		リドカインテープ１８ｍｇ「ＹＰ」	祐徳薬品工業	31.60
外用薬	1315704Q1131	フルオロメトロン	０．０２％１ｍＬ		フルオロメトロン点眼液０．０２％「わかもと」	わかもと製薬	26.90
外用薬	1319702Q1174	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ		チモロールＰＦ点眼液０．２５％「日点」	ロートニッテン	73.50
外用薬	1319720Q1172	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．４眼粘弾剤１％ＨＶ「センジュ」	わかもと製薬	2,556.70
外用薬	1319720Q1180	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．４眼粘弾剤１％「アルコン」	日本アルコン	2,556.70
外用薬	1319720Q1202	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．４眼粘弾剤１％「生化学」	生化学工業	2,556.70
外用薬	1319720Q1210	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．４眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	2,556.70
外用薬	1319720Q1229	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．４眼粘弾剤１％ＨＶ「わかもと」	わかもと製薬	2,556.70
外用薬	1319720Q7243	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％ＭＶ「センジュ」	わかもと製薬	4,394.90
外用薬	1319720Q7308	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．６眼粘弾剤１％ＭＶ「わかもと」	わかもと製薬	4,394.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319720Q8223	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．８５眼粘弾剤１％ＨＶ「センジュ」	わかもと製薬	3,658.10
外用薬	1319720Q8231	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．８５眼粘弾剤１％「アルコン」	日本アルコン	3,592.80
外用薬	1319720Q8258	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．８５眼粘弾剤１％「生化学」	生化学工業	3,658.10
外用薬	1319720Q8274	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒		ヒアルロン酸Ｎａ０．８５眼粘弾剤１％ＨＶ「わかもと」	わかもと製薬	3,658.10
外用薬	1319724Q1103	プラノプロフェン	０．１％１ｍＬ		プラノプロフェン点眼液０．１％「わかもと」	わかもと製薬	26.90
外用薬	1319732Q1051	イソプロピルウノプロストン	０．１２％１ｍＬ		イソプロピルウノプロストン点眼液０．１２％「サワイ」	沢井製薬	174.40
外用薬	1319739Q1134	ラタノプロスト	０．００５％１ｍＬ		ラタノプロスト点眼液０．００５％「ケミファ」	日本ケミファ	232.10
外用薬	2171701S6040	ニトログリセリン	（２７ｍｇ）９．６ｃ㎡１枚		ニトログリセリンテープ２７ｍｇ「トーワ」	東和薬品	51.30
外用薬	2259701G1071	クロモグリク酸ナトリウム	１％２ｍＬ１管		クロモグリク酸Ｎａ吸入液１％「サワイ」	沢井製薬	32.90
外用薬	2259707S1071	ツロブテロール	０．５ｍｇ１枚	局	ツロブテロールテープ０．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	22.90
外用薬	2399707D2061	トリアムシノロンアセトニド	２５μｇ１枚		トリアムシノロンアセトニド口腔用貼付剤２５μｇ「大正」	帝國製薬	28.40
外用薬	2399715X1040	メサラジン	１ｇ１個		メサラジン注腸１ｇ「ケンエー」	健栄製薬	426.50
外用薬	2634713M1062	クリンダマイシンリン酸エステル	１％１ｇ		クリンダマイシンリン酸エステルゲル１％「サワイ」	沢井製薬	20.90
外用薬	2646703M1132	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		デルモゾールＤＰ軟膏０．０６４％	岩城製薬	8.30
外用薬	2646703M1175	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏０．０６４％「ＹＤ」	陽進堂	8.30
外用薬	2646703M1183	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏０．０６４％「テイコク」	帝國製薬	8.30
外用薬	2646703N1111	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		デルモゾールＤＰクリーム０．０６４％	岩城製薬	8.30
外用薬	2646703N1154	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		ベタメタゾンジプロピオン酸エステルクリーム０．０６４％「テイコク」	帝國製薬	8.30
外用薬	2646703Q2033	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｍＬ		デルモゾールＤＰローション０．０６４％	岩城製薬	8.30
外用薬	2646723M1180	ジフロラゾン酢酸エステル	０．０５％１ｇ		ジフロラゾン酢酸エステル軟膏０．０５％「ＹＤ」	陽進堂	11.70
外用薬	2646723N1160	ジフロラゾン酢酸エステル	０．０５％１ｇ		ジフロラゾン酢酸エステルクリーム０．０５％「ＹＤ」	陽進堂	11.70
外用薬	2646725M1228	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		ジフルプレドナート軟膏０．０５％「ＭＹＫ」	ＭＡＥ	13.00
外用薬	2646725M1236	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		ジフルプレドナート軟膏０．０５％「イワキ」	岩城製薬	13.00
外用薬	2646725N1169	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		ジフルプレドナートクリーム０．０５％「イワキ」	岩城製薬	13.00
外用薬	2646725Q1076	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		ジフルプレドナートローション０．０５％「ＭＹＫ」	ＭＡＥ	13.00
外用薬	2646725Q1084	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		ジフルプレドナートローション０．０５％「イワキ」	岩城製薬	13.00
外用薬	2646727M1065	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ		アルクロメタゾンプロピオン酸エステル軟膏０．１％「イワキ」	岩城製薬	28.30
外用薬	2646731M1061	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏０．１％「イワキ」	岩城製薬	20.10
外用薬	2646731N1067	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		モメタゾンフランカルボン酸エステルクリーム０．１％「イワキ」	岩城製薬	20.10
外用薬	2646731Q1063	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		モメタゾンフランカルボン酸エステルローション０．１％「イワキ」	岩城製薬	20.10
外用薬	2649719S1010	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		インドメタシン（７０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649719S1010	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		インドメタシン（７０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649726M1070	ベンダザック	３％１ｇ		ベンダザック軟膏３％「イワキ」	岩城製薬	16.20
外用薬	2649729S1014	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ケトプロフェン（３０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649731M1098	フェルビナク	３％１ｇ		フェルビナクスチック軟膏３％「三笠」	三笠製薬	4.50
外用薬	2649731S1011	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		フェルビナク（７０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649731S1267	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	局	フェルビナクパップ７０ｍｇ「ラクール」	三友薬品	18.20
外用薬	2649731S1275	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	局	フェルビナクパップ７０ｍｇ「東光」	東光薬品工業	18.20
外用薬	2649731S1291	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	局	フェルビナクパップ７０ｍｇ「ユートク」	大石膏盛堂	18.20
外用薬	2649732S2071	フルルビプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		フルルビプロフェンテープ４０ｍｇ「ＱＱ」	救急薬品工業	18.20
外用薬	2649732S3086	フルルビプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		フルルビプロフェンテープ２０ｍｇ「ＱＱ」	救急薬品工業	13.10
外用薬	2649734S1015	ジクロフェナクナトリウム	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		ジクロフェナクナトリウム（１５ｍｇ）７ｃｍ×１０ｃｍ貼付剤		13.10
外用薬	2649734S2011	ジクロフェナクナトリウム	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ジクロフェナクナトリウム（３０ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649734S3077	ジクロフェナクナトリウム	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		ジクロフェナクＮａパップ７０ｍｇ「ラクール」	三友薬品	13.10
外用薬	2649734S4073	ジクロフェナクナトリウム	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ジクロフェナクＮａパップ１４０ｍｇ「ラクール」	三友薬品	18.20
外用薬	2649735S1036	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	18.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	2649735S1060	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	18.20
外用薬	2649735S1079	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	18.20
外用薬	2649735S1095	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	19.40
外用薬	2649735S1117	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「三笠」	三笠製薬	18.20
外用薬	2649735S1125	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウムパップ１００ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	18.20
外用薬	2649735S1133	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウムパップ１００ｍｇ「日医工」	日医工	18.20
外用薬	2649735S1150	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「テイコク」	帝國製薬	18.20
外用薬	2649735S1176	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａパップ１００ｍｇ「ラクール」	東光薬品工業	18.20
外用薬	2649735S2016	ロキソプロフェンナトリウム水和物	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウム（５０ｍｇ）７ｃｍ×１０ｃｍ貼付剤		13.10
外用薬	2649735S2237	ロキソプロフェンナトリウム水和物	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウムテープ５０ｍｇ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	13.10
外用薬	2649735S2261	ロキソプロフェンナトリウム水和物	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａテープ５０ｍｇ「三友」	三友薬品	13.10
外用薬	2649735S3012	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウム（１００ｍｇ）１０ｃｍ×１４ｃｍ貼付剤		18.20
外用薬	2649735S3160	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａテープ１００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	19.40
外用薬	2649735S3233	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンナトリウムテープ１００ｍｇ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	18.20
外用薬	2649735S3268	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ロキソプロフェンＮａテープ１００ｍｇ「三友」	三友薬品	18.20
外用薬	2655709Q1076	ケトコナゾール	２％１ｇ	局	ケトコナゾール外用液２％「ＮＲ」	東光薬品工業	22.10
外用薬	2655710M1042	ラノコナゾール	１％１ｇ	局	ラノコナゾール軟膏１％「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	2655710N1048	ラノコナゾール	１％１ｇ	局	ラノコナゾールクリーム１％「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	2655710Q1044	ラノコナゾール	１％１ｍＬ	局	ラノコナゾール外用液１％「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	2699801V1050	精製白糖・ポビドンヨード	１ｇ		スクロードパスタ	日興製薬	9.70

別紙3　　新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F2029	エスタゾラム	２ｍｇ１錠	ユーロジン２ｍｇ錠	Ｔ’ｓ製薬	7.40
内用薬	1124007F1020	トリアゾラム	０．１２５ｍｇ１錠	ハルシオン０．１２５ｍｇ錠	ファイザー	6.30
内用薬	1124007F2026	トリアゾラム	０．２５ｍｇ１錠	ハルシオン０．２５ｍｇ錠	ファイザー	6.40
内用薬	1124008F1024	フルニトラゼパム	１ｍｇ１錠	サイレース錠１ｍｇ	エーザイ	6.40
内用薬	1124008F2020	フルニトラゼパム	２ｍｇ１錠	サイレース錠２ｍｇ	エーザイ	7.40
内用薬	1124023F2025	アルプラゾラム	０．８ｍｇ１錠	コンスタン０．８ｍｇ錠	Ｔ’ｓ製薬	6.80
内用薬	1124023F2033	アルプラゾラム	０．８ｍｇ１錠	ソラナックス０．８ｍｇ錠	ヴィアトリス製薬	6.40
内用薬	1124026F1022	トフィソパム	５０ｍｇ１錠	グランダキシン錠５０	持田製薬	6.90
内用薬	1124029F2022	ロフラゼプ酸エチル	２ｍｇ１錠	局　メイラックス錠２ｍｇ	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	12.70
内用薬	1124030F1029	クアゼパム	１５ｍｇ１錠	ドラール錠１５	久光製薬	30.90
内用薬	1124030F2025	クアゼパム	２０ｍｇ１錠	ドラール錠２０	久光製薬	40.10
内用薬	1129007F1026	ゾピクロン	７．５ｍｇ１錠	局　アモバン錠７．５	サノフィ	10.90
内用薬	1129007F2022	ゾピクロン	１０ｍｇ１錠	局　アモバン錠１０	サノフィ	11.50
内用薬	1129008F1039	タンドスピロンクエン酸塩	５ｍｇ１錠	セディール錠５ｍｇ	住友ファーマ	7.40
内用薬	1129008F2035	タンドスピロンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠	セディール錠１０ｍｇ	住友ファーマ	12.20
内用薬	1129008F3023	タンドスピロンクエン酸塩	２０ｍｇ１錠	セディール錠２０ｍｇ	住友ファーマ	21.30
内用薬	1129009F1025	ゾルピデム酒石酸塩	５ｍｇ１錠	局　マイスリー錠５ｍｇ	アステラス製薬	13.80
内用薬	1129009F2021	ゾルピデム酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　マイスリー錠１０ｍｇ	アステラス製薬	21.50
内用薬	1129010F1028	エスゾピクロン	１ｍｇ１錠	ルネスタ錠１ｍｇ	エーザイ	24.20
内用薬	1129010F2024	エスゾピクロン	２ｍｇ１錠	ルネスタ錠２ｍｇ	エーザイ	40.30
内用薬	1129010F3020	エスゾピクロン	３ｍｇ１錠	ルネスタ錠３ｍｇ	エーザイ	45.60
内用薬	1139005B1048	ゾニサミド	２０％１ｇ	エクセグラン散２０％	住友ファーマ	25.20
内用薬	1139005F1023	ゾニサミド	１００ｍｇ１錠	局　エクセグラン錠１００ｍｇ	住友ファーマ	12.60
内用薬	1139008F1027	トピラマート	５０ｍｇ１錠	トピナ錠５０ｍｇ	協和キリン	36.10
内用薬	1139008F2023	トピラマート	１００ｍｇ１錠	トピナ錠１００ｍｇ	協和キリン	59.90
内用薬	1139008F3020	トピラマート	２５ｍｇ１錠	トピナ錠２５ｍｇ	協和キリン	16.50
内用薬	1139009F3024	ラモトリギン	２５ｍｇ１錠	ラミクタール錠２５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	21.30
内用薬	1139009F4020	ラモトリギン	１００ｍｇ１錠	ラミクタール錠１００ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	54.40
内用薬	1139010F1024	レベチラセタム	２５０ｍｇ１錠	イーケプラ錠２５０ｍｇ	ユーシービージャパン	61.20
内用薬	1139010F2020	レベチラセタム	５００ｍｇ１錠	イーケプラ錠５００ｍｇ	ユーシービージャパン	100.30
内用薬	1139010R1020	レベチラセタム	５０％１ｇ	イーケプラドライシロップ５０％	ユーシービージャパン	119.60
内用薬	1139015F1027	ラコサミド	５０ｍｇ１錠	ビムパット錠５０ｍｇ	ユーシービージャパン	186.00
内用薬	1139015F2023	ラコサミド	１００ｍｇ１錠	ビムパット錠１００ｍｇ	ユーシービージャパン	303.00
内用薬	1139015R1023	ラコサミド	１０％１ｇ	ビムパットドライシロップ１０％	ユーシービージャパン	333.90
内用薬	1147002F1560	ジクロフェナクナトリウム	２５ｍｇ１錠	ボルタレン錠２５ｍｇ	ノバルティス ファーマ	6.50
内用薬	1149019F1560	ロキソプロフェンナトリウム水和物	６０ｍｇ１錠	局　ロキソニン錠６０ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	1149029F1025	ザルトプロフェン	８０ｍｇ１錠	局　ソレトン錠８０	日本ケミファ	14.00
内用薬	1149032F1027	エトドラク	１００ｍｇ１錠	ハイペン錠１００ｍｇ	日本新薬	6.80
内用薬	1149035F1020	メロキシカム	５ｍｇ１錠	モービック錠５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	10.50
内用薬	1149035F2027	メロキシカム	１０ｍｇ１錠	モービック錠１０ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	19.00
内用薬	1149037F1020	セレコキシブ	１００ｍｇ１錠	セレコックス錠１００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	15.70
内用薬	1149037F2026	セレコキシブ	２００ｍｇ１錠	セレコックス錠２００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.00
内用薬	1149038F1024	トラマドール塩酸塩	２５ｍｇ１錠	トラマールＯＤ錠２５ｍｇ	日本新薬	13.90
内用薬	1149038F2020	トラマドール塩酸塩	５０ｍｇ１錠	トラマールＯＤ錠５０ｍｇ	日本新薬	23.60
内用薬	1149117F1020	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	１錠	トラムセット配合錠	ヤンセンファーマ	21.40
内用薬	1161001F1050	アマンタジン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	シンメトレル錠５０ｍｇ	サンファーマ	7.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169005F1200	ブロモクリプチンメシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	パーロデル錠２．５ｍｇ	サンファーマ	26.00
内用薬	1169008F1026	ペルゴリドメシル酸塩	５０μｇ１錠	ペルマックス錠５０μｇ	協和キリン	16.90
内用薬	1169008F2022	ペルゴリドメシル酸塩	２５０μｇ１錠	ペルマックス錠２５０μｇ	協和キリン	60.20
内用薬	1169010F2020	セレギリン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	エフピーＯＤ錠２．５	エフピー	225.20
内用薬	1169012F1022	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．１２５ｍｇ１錠	ビ・シフロール錠０．１２５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	15.70
内用薬	1169012F2029	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．５ｍｇ１錠	ビ・シフロール錠０．５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	57.60
内用薬	1169012G1028	プラミペキソール塩酸塩水和物	０．３７５ｍｇ１錠	ミラペックスＬＡ錠０．３７５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	31.90
内用薬	1169012G2024	プラミペキソール塩酸塩水和物	１．５ｍｇ１錠	ミラペックスＬＡ錠１．５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	118.10
内用薬	1169013F1027	ロピニロール塩酸塩	０．２５ｍｇ１錠	レキップ錠０．２５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	15.70
内用薬	1169013F2023	ロピニロール塩酸塩	１ｍｇ１錠	レキップ錠１ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	51.50
内用薬	1169013F3020	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	レキップ錠２ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	88.30
内用薬	1169013G1022	ロピニロール塩酸塩	２ｍｇ１錠	レキップＣＲ錠２ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	67.30
内用薬	1169013G2029	ロピニロール塩酸塩	８ｍｇ１錠	レキップＣＲ錠８ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	217.50
内用薬	1169014F1021	エンタカポン	１００ｍｇ１錠	局　コムタン錠１００ｍｇ	オリオンファーマ・ジャパン	60.30
内用薬	1169015F2022	ゾニサミド	２５ｍｇ１錠	トレリーフＯＤ錠２５ｍｇ	住友ファーマ	513.10
内用薬	1169015F3029	ゾニサミド	５０ｍｇ１錠	トレリーフＯＤ錠５０ｍｇ	住友ファーマ	733.60
内用薬	1169101F1120	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	ネオドパストン配合錠Ｌ１００	大原薬品工業	12.30
内用薬	1169101F1146	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	メネシット配合錠１００	オルガノン	8.30
内用薬	1169101F2045	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	ネオドパストン配合錠Ｌ２５０	大原薬品工業	36.50
内用薬	1179008F2029	マプロチリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	ルジオミール錠２５ｍｇ	サンファーマ	10.20
内用薬	1179025F2022	エチゾラム	１ｍｇ１錠	局　デパス錠１ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	1179034F1050	セチプチリンマレイン酸塩	１ｍｇ１錠	テシプール錠１ｍｇ	持田製薬	7.00
内用薬	1179037F2025	トラゾドン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	レスリン錠５０	オルガノン	10.40
内用薬	1179038C1027	リスペリドン	１％１ｇ	局　リスパダール細粒１％	ヤンセンファーマ	62.50
内用薬	1179038F2020	リスペリドン	２ｍｇ１錠	局　リスパダール錠２ｍｇ	ヤンセンファーマ	16.00
内用薬	1179038F3026	リスペリドン	３ｍｇ１錠	局　リスパダール錠３ｍｇ	ヤンセンファーマ	19.30
内用薬	1179038F6025	リスペリドン	２ｍｇ１錠	リスパダールＯＤ錠２ｍｇ	ヤンセンファーマ	16.00
内用薬	1179038S1021	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局　リスパダール内用液１ｍｇ／ｍＬ	ヤンセンファーマ	25.00
内用薬	1179039F1028	フルボキサミンマレイン酸塩	２５ｍｇ１錠	局　デプロメール錠２５	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	15.40
内用薬	1179039F1036	フルボキサミンマレイン酸塩	２５ｍｇ１錠	局　ルボックス錠２５	アッヴィ	11.40
内用薬	1179039F2024	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　デプロメール錠５０	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	22.70
内用薬	1179039F2032	フルボキサミンマレイン酸塩	５０ｍｇ１錠	局　ルボックス錠５０	アッヴィ	17.10
内用薬	1179039F3020	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	局　デプロメール錠７５	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	32.80
内用薬	1179039F3039	フルボキサミンマレイン酸塩	７５ｍｇ１錠	局　ルボックス錠７５	アッヴィ	18.50
内用薬	1179040F1136	ミルナシプラン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	トレドミン錠１５ｍｇ	旭化成ファーマ	7.40
内用薬	1179040F2132	ミルナシプラン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	トレドミン錠２５ｍｇ	旭化成ファーマ	10.10
内用薬	1179040F4020	ミルナシプラン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	トレドミン錠５０ｍｇ	旭化成ファーマ	17.30
内用薬	1179041G1020	パロキセチン塩酸塩水和物	１２．５ｍｇ１錠	パキシルＣＲ錠１２．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	25.10
内用薬	1179041G2027	パロキセチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１錠	パキシルＣＲ錠２５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	42.60
内用薬	1179041G3023	パロキセチン塩酸塩水和物	６．２５ｍｇ１錠	パキシルＣＲ錠６．２５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	12.80
内用薬	1179042C1023	クエチアピンフマル酸塩	５０％１ｇ	局　セロクエル細粒５０％	ＬＴＬファーマ	185.40
内用薬	1179042F1020	クエチアピンフマル酸塩	２５ｍｇ１錠	局　セロクエル２５ｍｇ錠	ＬＴＬファーマ	13.70
内用薬	1179042F2026	クエチアピンフマル酸塩	１００ｍｇ１錠	局　セロクエル１００ｍｇ錠	ＬＴＬファーマ	26.20
内用薬	1179042F3022	クエチアピンフマル酸塩	２００ｍｇ１錠	局　セロクエル２００ｍｇ錠	ＬＴＬファーマ	48.10
内用薬	1179043F1032	ペロスピロン塩酸塩水和物	４ｍｇ１錠	ルーラン錠４ｍｇ	住友ファーマ	8.30
内用薬	1179043F2039	ペロスピロン塩酸塩水和物	８ｍｇ１錠	ルーラン錠８ｍｇ	住友ファーマ	16.50
内用薬	1179043F3027	ペロスピロン塩酸塩水和物	１６ｍｇ１錠	ルーラン錠１６ｍｇ	住友ファーマ	28.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179044C1022	オランザピン	１％１ｇ	ジプレキサ細粒１％	チェプラファーム	118.40
内用薬	1179044F1029	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	ジプレキサ錠２．５ｍｇ	チェプラファーム	27.90
内用薬	1179044F2025	オランザピン	５ｍｇ１錠	ジプレキサ錠５ｍｇ	チェプラファーム	52.10
内用薬	1179044F3021	オランザピン	１０ｍｇ１錠	ジプレキサ錠１０ｍｇ	チェプラファーム	104.50
内用薬	1179044F4028	オランザピン	５ｍｇ１錠	ジプレキサザイディス錠５ｍｇ	チェプラファーム	52.10
内用薬	1179044F5024	オランザピン	１０ｍｇ１錠	ジプレキサザイディス錠１０ｍｇ	チェプラファーム	104.50
内用薬	1179044F6020	オランザピン	２．５ｍｇ１錠	ジプレキサザイディス錠２．５ｍｇ	チェプラファーム	27.90
内用薬	1179045B1021	アリピプラゾール	１％１ｇ	エビリファイ散１％	大塚製薬	46.40
内用薬	1179045F1023	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	エビリファイ錠３ｍｇ	大塚製薬	16.30
内用薬	1179045F2020	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	エビリファイ錠６ｍｇ	大塚製薬	32.00
内用薬	1179045F3026	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	エビリファイ錠１２ｍｇ	大塚製薬	60.10
内用薬	1179045F4022	アリピプラゾール	３ｍｇ１錠	エビリファイＯＤ錠３ｍｇ	大塚製薬	16.30
内用薬	1179045F5029	アリピプラゾール	６ｍｇ１錠	エビリファイＯＤ錠６ｍｇ	大塚製薬	32.00
内用薬	1179045F6025	アリピプラゾール	１２ｍｇ１錠	エビリファイＯＤ錠１２ｍｇ	大塚製薬	60.10
内用薬	1179045F7021	アリピプラゾール	２４ｍｇ１錠	エビリファイＯＤ錠２４ｍｇ	大塚製薬	115.70
内用薬	1179045F8028	アリピプラゾール	１ｍｇ１錠	エビリファイ錠１ｍｇ	大塚製薬	9.50
内用薬	1179045S1021	アリピプラゾール	０．１％１ｍＬ	エビリファイ内用液０．１％	大塚製薬	27.00
内用薬	1179046F1028	セルトラリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	ジェイゾロフト錠２５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.80
内用薬	1179046F2024	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	ジェイゾロフト錠５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	42.30
内用薬	1179046F3020	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	ジェイゾロフト錠１００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	67.40
内用薬	1179046F4027	セルトラリン塩酸塩	２５ｍｇ１錠	ジェイゾロフトＯＤ錠２５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.80
内用薬	1179046F5023	セルトラリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	ジェイゾロフトＯＤ錠５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	42.30
内用薬	1179046F6020	セルトラリン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	ジェイゾロフトＯＤ錠１００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	67.40
内用薬	1179048B1025	ブロナンセリン	２％１ｇ	ロナセン散２％	住友ファーマ	226.10
内用薬	1179048F1027	ブロナンセリン	２ｍｇ１錠	ロナセン錠２ｍｇ	住友ファーマ	19.50
内用薬	1179048F2023	ブロナンセリン	４ｍｇ１錠	ロナセン錠４ｍｇ	住友ファーマ	37.80
内用薬	1179048F3020	ブロナンセリン	８ｍｇ１錠	ロナセン錠８ｍｇ	住友ファーマ	65.90
内用薬	1179050M1023	アトモキセチン塩酸塩	５ｍｇ１カプセル	ストラテラカプセル５ｍｇ	日本イーライリリー	61.70
内用薬	1179050M2020	アトモキセチン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	ストラテラカプセル１０ｍｇ	日本イーライリリー	93.00
内用薬	1179050M3026	アトモキセチン塩酸塩	２５ｍｇ１カプセル	ストラテラカプセル２５ｍｇ	日本イーライリリー	125.10
内用薬	1179050M4022	アトモキセチン塩酸塩	４０ｍｇ１カプセル	ストラテラカプセル４０ｍｇ	日本イーライリリー	140.30
内用薬	1179050S1022	アトモキセチン塩酸塩	０．４％１ｍＬ	ストラテラ内用液０．４％	日本イーライリリー	46.60
内用薬	1179051F1029	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	リフレックス錠１５ｍｇ	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	33.40
内用薬	1179051F1037	ミルタザピン	１５ｍｇ１錠	レメロン錠１５ｍｇ	オルガノン	33.40
内用薬	1179051F2025	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	リフレックス錠３０ｍｇ	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	57.30
内用薬	1179051F2033	ミルタザピン	３０ｍｇ１錠	レメロン錠３０ｍｇ	オルガノン	57.30
内用薬	1179052M1022	デュロキセチン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	サインバルタカプセル２０ｍｇ	塩野義製薬	62.30
内用薬	1179052M2029	デュロキセチン塩酸塩	３０ｍｇ１カプセル	サインバルタカプセル３０ｍｇ	塩野義製薬	77.10
内用薬	1179054F1022	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	レクサプロ錠１０ｍｇ	持田製薬	78.50
内用薬	1179054F2029	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	レクサプロ錠２０ｍｇ	持田製薬	103.20
内用薬	1190004C1025	チアプリド塩酸塩	１０％１ｇ	グラマリール細粒１０％	日医工	15.20
内用薬	1190004F1021	チアプリド塩酸塩	２５ｍｇ１錠	局　グラマリール錠２５ｍｇ	日医工	11.50
内用薬	1190004F2028	チアプリド塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　グラマリール錠５０ｍｇ	日医工	14.90
内用薬	1190011F1021	リルゾール	５０ｍｇ１錠	リルテック錠５０	サノフィ	886.60
内用薬	1190012C1020	ドネペジル塩酸塩	０．５％１ｇ	局　アリセプト細粒０．５％	エーザイ	64.20
内用薬	1190012F1026	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	局　アリセプト錠３ｍｇ	エーザイ	36.70
内用薬	1190012F2022	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　アリセプト錠５ｍｇ	エーザイ	53.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190012F3029	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１錠	アリセプトＤ錠３ｍｇ	エーザイ	36.70
内用薬	1190012F4025	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１錠	アリセプトＤ錠５ｍｇ	エーザイ	53.10
内用薬	1190012F5021	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アリセプト錠１０ｍｇ	エーザイ	89.10
内用薬	1190012F6028	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アリセプトＤ錠１０ｍｇ	エーザイ	89.10
内用薬	1190012Q1027	ドネペジル塩酸塩	３ｍｇ１個	アリセプト内服ゼリー３ｍｇ	エーザイ	80.70
内用薬	1190012Q3020	ドネペジル塩酸塩	１０ｍｇ１個	アリセプト内服ゼリー１０ｍｇ	エーザイ	148.10
内用薬	1190012R1022	ドネペジル塩酸塩	１％１ｇ	アリセプトドライシロップ１％	エーザイ	169.70
内用薬	1190014F1033	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　セレジスト錠５ｍｇ	田辺ファーマ	574.30
内用薬	1190014F2021	タルチレリン水和物	５ｍｇ１錠	局　セレジストＯＤ錠５ｍｇ	田辺ファーマ	574.30
内用薬	1190015F1020	ナルフラフィン塩酸塩	２．５μｇ１錠	レミッチＯＤ錠２．５μｇ	東レ	394.10
内用薬	1190016F1024	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ロゼレム錠８ｍｇ	武田薬品工業	36.80
内用薬	1190017F1029	プレガバリン	２５ｍｇ１錠	リリカＯＤ錠２５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.70
内用薬	1190017F2025	プレガバリン	７５ｍｇ１錠	リリカＯＤ錠７５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	38.40
内用薬	1190017F3021	プレガバリン	１５０ｍｇ１錠	リリカＯＤ錠１５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	53.20
内用薬	1190017M1028	プレガバリン	２５ｍｇ１カプセル	リリカカプセル２５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.70
内用薬	1190017M2024	プレガバリン	７５ｍｇ１カプセル	リリカカプセル７５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	38.40
内用薬	1190017M3020	プレガバリン	１５０ｍｇ１カプセル	リリカカプセル１５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	53.20
内用薬	1190018F1023	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマリー錠５ｍｇ	第一三共	36.70
内用薬	1190018F2020	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマリー錠１０ｍｇ	第一三共	62.10
内用薬	1190018F3026	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマリー錠２０ｍｇ	第一三共	112.70
内用薬	1190018F4022	メマンチン塩酸塩	５ｍｇ１錠	メマリーＯＤ錠５ｍｇ	第一三共	36.70
内用薬	1190018F5029	メマンチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	メマリーＯＤ錠１０ｍｇ	第一三共	62.10
内用薬	1190018F6025	メマンチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	メマリーＯＤ錠２０ｍｇ	第一三共	112.70
内用薬	1190018R1020	メマンチン塩酸塩	２％１ｇ	メマリードライシロップ２％	第一三共	168.00
内用薬	1190019F1028	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	レミニール錠４ｍｇ	太陽ファルマ	40.70
内用薬	1190019F2024	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	レミニール錠８ｍｇ	太陽ファルマ	61.30
内用薬	1190019F3020	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	レミニール錠１２ｍｇ	太陽ファルマ	74.00
内用薬	1190019F4027	ガランタミン臭化水素酸塩	４ｍｇ１錠	レミニールＯＤ錠４ｍｇ	太陽ファルマ	40.70
内用薬	1190019F5023	ガランタミン臭化水素酸塩	８ｍｇ１錠	レミニールＯＤ錠８ｍｇ	太陽ファルマ	61.30
内用薬	1190019F6020	ガランタミン臭化水素酸塩	１２ｍｇ１錠	レミニールＯＤ錠１２ｍｇ	太陽ファルマ	74.00
内用薬	1231013M2179	チキジウム臭化物	１０ｍｇ１カプセル	チアトンカプセル１０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	7.80
内用薬	1249005M1083	チメピジウム臭化物水和物	３０ｍｇ１カプセル	セスデンカプセル３０ｍｇ	ニプロ	7.80
内用薬	1249009F1090	エペリゾン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	ミオナール錠５０ｍｇ	エーザイ	7.70
内用薬	1249010F1026	チザニジン塩酸塩	１ｍｇ１錠	テルネリン錠１ｍｇ	サンファーマ	7.30
内用薬	2119003F1093	ユビデカレノン	５ｍｇ１錠	ノイキノン錠５ｍｇ	エーザイ	7.30
内用薬	2119003F2332	ユビデカレノン	１０ｍｇ１錠	ノイキノン錠１０ｍｇ	エーザイ	7.20
内用薬	2119003F2340	ユビデカレノン	１０ｍｇ１錠	ノイキノン糖衣錠１０ｍｇ	エーザイ	7.20
内用薬	2119004F1020	デノパミン	５ｍｇ１錠	カルグート錠５	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2119004F2027	デノパミン	１０ｍｇ１錠	カルグート錠１０	田辺ファーマ	26.00
内用薬	2123005F1141	カルテオロール塩酸塩	５ｍｇ１錠	ミケラン錠５ｍｇ	大塚製薬	8.00
内用薬	2123011F1155	アテノロール	２５ｍｇ１錠	テノーミン錠２５	太陽ファルマ	7.50
内用薬	2123011F2437	アテノロール	５０ｍｇ１錠	テノーミン錠５０	太陽ファルマ	7.90
内用薬	2123014F1094	アロチノロール塩酸塩	５ｍｇ１錠	アロチノロール塩酸塩錠５ｍｇ「ＤＳＰ」	住友ファーマ	7.40
内用薬	2123014F2201	アロチノロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アロチノロール塩酸塩錠１０ｍｇ「ＤＳＰ」	住友ファーマ	10.50
内用薬	2123016F1107	ビソプロロールフマル酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　メインテート錠２．５ｍｇ	田辺ファーマ	12.20
内用薬	2123016F2189	ビソプロロールフマル酸塩	５ｍｇ１錠	局　メインテート錠５ｍｇ	田辺ファーマ	14.80
内用薬	2129003M1021	メキシレチン塩酸塩	５０ｍｇ１カプセル	メキシチールカプセル５０ｍｇ	太陽ファルマ	8.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2129003M2028	メキシレチン塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル	メキシチールカプセル１００ｍｇ	太陽ファルマ	12.30
内用薬	2129004M1026	アプリンジン塩酸塩	１０ｍｇ１カプセル	局　アスペノンカプセル１０	バイエル薬品	15.70
内用薬	2129004M2022	アプリンジン塩酸塩	２０ｍｇ１カプセル	局　アスペノンカプセル２０	バイエル薬品	23.60
内用薬	2129005F1129	リン酸ジソピラミド	１５０ｍｇ１錠	リスモダンＲ錠１５０ｍｇ	チェプラファーム	20.20
内用薬	2129006F1026	プロパフェノン塩酸塩	１５０ｍｇ１錠	局　プロノン錠１５０ｍｇ	トーアエイヨー	19.20
内用薬	2129006F2022	プロパフェノン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　プロノン錠１００ｍｇ	トーアエイヨー	19.50
内用薬	2129007F1020	シベンゾリンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	局　シベノール錠５０ｍｇ	トーアエイヨー	15.10
内用薬	2129007F2027	シベンゾリンコハク酸塩	１００ｍｇ１錠	局　シベノール錠１００ｍｇ	トーアエイヨー	21.30
内用薬	2129008M1024	ピルシカイニド塩酸塩水和物	２５ｍｇ１カプセル	局　サンリズムカプセル２５ｍｇ	第一三共	16.20
内用薬	2129008M2020	ピルシカイニド塩酸塩水和物	５０ｍｇ１カプセル	局　サンリズムカプセル５０ｍｇ	第一三共	26.90
内用薬	2129009F1020	フレカイニド酢酸塩	５０ｍｇ１錠	局　タンボコール錠５０ｍｇ	エーザイ	30.80
内用薬	2129009F2026	フレカイニド酢酸塩	１００ｍｇ１錠	局　タンボコール錠１００ｍｇ	エーザイ	50.50
内用薬	2129011F1035	ベプリジル塩酸塩水和物	５０ｍｇ１錠	ベプリコール錠５０ｍｇ	オルガノン	28.70
内用薬	2129011F2031	ベプリジル塩酸塩水和物	１００ｍｇ１錠	ベプリコール錠１００ｍｇ	オルガノン	53.00
内用薬	2139001S4027	イソソルビド	７０％２３ｍＬ１包	イソバイドシロップ７０％分包２３ｍＬ	興和	53.40
内用薬	2139008F1056	アゾセミド	６０ｍｇ１錠	局　ダイアート錠６０ｍｇ	三和化学研究所	14.10
内用薬	2139009F1026	トラセミド	４ｍｇ１錠	ルプラック錠４ｍｇ	田辺ファーマ	12.30
内用薬	2139009F2022	トラセミド	８ｍｇ１錠	ルプラック錠８ｍｇ	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2139011D1022	トルバプタン	１％１ｇ	サムスカ顆粒１％	大塚製薬	1,152.80
内用薬	2139011F3026	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠	サムスカＯＤ錠７．５ｍｇ	大塚製薬	715.50
内用薬	2139011F4022	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	サムスカＯＤ錠１５ｍｇ	大塚製薬	1,056.20
内用薬	2144003F2025	アラセプリル	２５ｍｇ１錠	局　セタプリル錠２５ｍｇ	住友ファーマ	13.30
内用薬	2144006F1030	リシノプリル水和物	５ｍｇ１錠	局　ロンゲス錠５ｍｇ	共和薬品工業	12.00
内用薬	2144006F2037	リシノプリル水和物	１０ｍｇ１錠	局　ロンゲス錠１０ｍｇ	共和薬品工業	16.10
内用薬	2144006F3033	リシノプリル水和物	２０ｍｇ１錠	局　ロンゲス錠２０ｍｇ	共和薬品工業	15.50
内用薬	2144008F1021	イミダプリル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　タナトリル錠２．５	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2144008F2028	イミダプリル塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　タナトリル錠５	田辺ファーマ	20.70
内用薬	2144008F3024	イミダプリル塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　タナトリル錠１０	田辺ファーマ	41.20
内用薬	2144009F1026	テモカプリル塩酸塩	１ｍｇ１錠	局　エースコール錠１ｍｇ	アルフレッサファーマ	12.60
内用薬	2144009F2022	テモカプリル塩酸塩	２ｍｇ１錠	局　エースコール錠２ｍｇ	アルフレッサファーマ	24.30
内用薬	2144009F3029	テモカプリル塩酸塩	４ｍｇ１錠	局　エースコール錠４ｍｇ	アルフレッサファーマ	48.50
内用薬	2149022F2024	ニルバジピン	４ｍｇ１錠	局　ニバジール錠４ｍｇ	ＬＴＬファーマ	14.30
内用薬	2149026F2022	ドキサゾシンメシル酸塩	１ｍｇ１錠	局　カルデナリン錠１ｍｇ	ヴィアトリス製薬	13.30
内用薬	2149026F3029	ドキサゾシンメシル酸塩	２ｍｇ１錠	局　カルデナリン錠２ｍｇ	ヴィアトリス製薬	16.00
内用薬	2149026F4025	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	局　カルデナリン錠４ｍｇ	ヴィアトリス製薬	20.40
内用薬	2149026F6028	ドキサゾシンメシル酸塩	１ｍｇ１錠	カルデナリンＯＤ錠１ｍｇ	ヴィアトリス製薬	13.30
内用薬	2149026F7024	ドキサゾシンメシル酸塩	２ｍｇ１錠	カルデナリンＯＤ錠２ｍｇ	ヴィアトリス製薬	16.00
内用薬	2149026F8020	ドキサゾシンメシル酸塩	４ｍｇ１錠	カルデナリンＯＤ錠４ｍｇ	ヴィアトリス製薬	20.40
内用薬	2149027F1020	マニジピン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　カルスロット錠５	Ｔ’ｓ製薬	11.60
内用薬	2149027F2027	マニジピン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　カルスロット錠１０	Ｔ’ｓ製薬	14.70
内用薬	2149027F3023	マニジピン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局　カルスロット錠２０	Ｔ’ｓ製薬	18.30
内用薬	2149029F1020	セリプロロール塩酸塩	１００ｍｇ１錠	セレクトール錠１００ｍｇ	日本新薬	11.10
内用薬	2149029F2026	セリプロロール塩酸塩	２００ｍｇ１錠	セレクトール錠２００ｍｇ	日本新薬	22.20
内用薬	2149031F1027	ベタキソロール塩酸塩	５ｍｇ１錠	ケルロング錠５ｍｇ	チェプラファーム	23.00
内用薬	2149031F2023	ベタキソロール塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ケルロング錠１０ｍｇ	チェプラファーム	39.80
内用薬	2149032F1021	カルベジロール	１０ｍｇ１錠	局　アーチスト錠１０ｍｇ	第一三共	13.20
内用薬	2149032F2028	カルベジロール	２０ｍｇ１錠	局　アーチスト錠２０ｍｇ	第一三共	23.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149035F2021	フェロジピン	５ｍｇ１錠	局　スプレンジール錠５ｍｇ	アストラゼネカ	16.20
内用薬	2149037F1032	シルニジピン	５ｍｇ１錠	局　アテレック錠５	ＥＡファーマ	11.40
内用薬	2149037F2039	シルニジピン	１０ｍｇ１錠	局　アテレック錠１０	ＥＡファーマ	18.30
内用薬	2149037F3027	シルニジピン	２０ｍｇ１錠	局　アテレック錠２０	ＥＡファーマ	26.60
内用薬	2149039F1031	ロサルタンカリウム	２５ｍｇ１錠	局　ニューロタン錠２５ｍｇ	オルガノン	18.20
内用薬	2149039F2038	ロサルタンカリウム	５０ｍｇ１錠	局　ニューロタン錠５０ｍｇ	オルガノン	33.40
内用薬	2149039F3026	ロサルタンカリウム	１００ｍｇ１錠	局　ニューロタン錠１００ｍｇ	オルガノン	48.10
内用薬	2149040F1026	カンデサルタンシレキセチル	２ｍｇ１錠	局　ブロプレス錠２	Ｔ’ｓ製薬	14.70
内用薬	2149040F2022	カンデサルタンシレキセチル	４ｍｇ１錠	局　ブロプレス錠４	Ｔ’ｓ製薬	18.10
内用薬	2149040F3029	カンデサルタンシレキセチル	８ｍｇ１錠	局　ブロプレス錠８	Ｔ’ｓ製薬	27.00
内用薬	2149040F4025	カンデサルタンシレキセチル	１２ｍｇ１錠	局　ブロプレス錠１２	Ｔ’ｓ製薬	31.90
内用薬	2149041F2027	バルサルタン	４０ｍｇ１錠	局　ディオバン錠４０ｍｇ	ノバルティスファーマ	13.70
内用薬	2149041F3023	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	局　ディオバン錠８０ｍｇ	ノバルティスファーマ	18.30
内用薬	2149041F4020	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	局　ディオバン錠１６０ｍｇ	ノバルティスファーマ	25.80
内用薬	2149041F6022	バルサルタン	４０ｍｇ１錠	ディオバンＯＤ錠４０ｍｇ	ノバルティスファーマ	13.70
内用薬	2149041F7029	バルサルタン	８０ｍｇ１錠	ディオバンＯＤ錠８０ｍｇ	ノバルティスファーマ	18.30
内用薬	2149041F8025	バルサルタン	１６０ｍｇ１錠	ディオバンＯＤ錠１６０ｍｇ	ノバルティスファーマ	25.80
内用薬	2149042F1025	テルミサルタン	２０ｍｇ１錠	局　ミカルディス錠２０ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	15.80
内用薬	2149042F2021	テルミサルタン	４０ｍｇ１錠	局　ミカルディス錠４０ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	24.80
内用薬	2149042F3028	テルミサルタン	８０ｍｇ１錠	局　ミカルディス錠８０ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	31.30
内用薬	2149043F2026	アゼルニジピン	１６ｍｇ１錠	局　カルブロック錠１６ｍｇ	第一三共	21.80
内用薬	2149044F5020	オルメサルタンメドキソミル	１０ｍｇ１錠	オルメテックＯＤ錠１０ｍｇ	第一三共	13.60
内用薬	2149044F6026	オルメサルタンメドキソミル	２０ｍｇ１錠	オルメテックＯＤ錠２０ｍｇ	第一三共	23.90
内用薬	2149044F7022	オルメサルタンメドキソミル	４０ｍｇ１錠	オルメテックＯＤ錠４０ｍｇ	第一三共	32.10
内用薬	2149045F1029	エプレレノン	２５ｍｇ１錠	局　セララ錠２５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	17.90
内用薬	2149045F2025	エプレレノン	５０ｍｇ１錠	局　セララ錠５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	35.80
内用薬	2149045F3021	エプレレノン	１００ｍｇ１錠	局　セララ錠１００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	60.90
内用薬	2149046F1023	イルベサルタン	５０ｍｇ１錠	局　アバプロ錠５０ｍｇ	住友ファーマ	18.70
内用薬	2149046F1031	イルベサルタン	５０ｍｇ１錠	局　イルベタン錠５０ｍｇ	シオノギファーマ	17.40
内用薬	2149046F2020	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　アバプロ錠１００ｍｇ	住友ファーマ	29.50
内用薬	2149046F2038	イルベサルタン	１００ｍｇ１錠	局　イルベタン錠１００ｍｇ	シオノギファーマ	29.50
内用薬	2149046F3026	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　アバプロ錠２００ｍｇ	住友ファーマ	42.80
内用薬	2149046F3034	イルベサルタン	２００ｍｇ１錠	局　イルベタン錠２００ｍｇ	シオノギファーマ	40.30
内用薬	2149048F1022	アジルサルタン	２０ｍｇ１錠	アジルバ錠２０ｍｇ	武田薬品工業	67.20
内用薬	2149048F2029	アジルサルタン	４０ｍｇ１錠	アジルバ錠４０ｍｇ	武田薬品工業	96.50
内用薬	2149048F3025	アジルサルタン	１０ｍｇ１錠	アジルバ錠１０ｍｇ	武田薬品工業	42.20
内用薬	2149110F1040	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　プレミネント配合錠ＬＤ	オルガノン	36.60
内用薬	2149110F2020	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　プレミネント配合錠ＨＤ	オルガノン	50.90
内用薬	2149111F1028	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　エカード配合錠ＬＤ	Ｔ’ｓ製薬	19.60
内用薬	2149111F2024	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　エカード配合錠ＨＤ	Ｔ’ｓ製薬	28.60
内用薬	2149112F1022	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　コディオ配合錠ＭＤ	ノバルティスファーマ	21.50
内用薬	2149112F2029	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　コディオ配合錠ＥＸ	ノバルティスファーマ	21.50
内用薬	2149113F1027	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ミコンビ配合錠ＡＰ	日本ベーリンガーインゲルハイム	28.00
内用薬	2149113F2023	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局　ミコンビ配合錠ＢＰ	日本ベーリンガーインゲルハイム	38.50
内用薬	2149114F1021	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	エックスフォージ配合錠	ノバルティスファーマ	20.30
内用薬	2149114F2028	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	エックスフォージ配合ＯＤ錠	ノバルティスファーマ	20.30
内用薬	2149116F1020	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　ユニシア配合錠ＬＤ	Ｔ’ｓ製薬	28.60

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149116F2027	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　ユニシア配合錠ＨＤ	Ｔ’ｓ製薬	28.60
内用薬	2149117F1025	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　ミカムロ配合錠ＡＰ	日本ベーリンガーインゲルハイム	26.40
内用薬	2149117F2021	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　ミカムロ配合錠ＢＰ	日本ベーリンガーインゲルハイム	35.00
内用薬	2149118F1020	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　アイミクス配合錠ＬＤ	住友ファーマ	30.30
内用薬	2149118F2026	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局　アイミクス配合錠ＨＤ	住友ファーマ	32.20
内用薬	2149121F1021	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ザクラス配合錠ＬＤ	武田薬品工業	59.80
内用薬	2149121F2028	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	ザクラス配合錠ＨＤ	武田薬品工業	62.00
内用薬	2160002F1028	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	メトリジン錠２ｍｇ	大正製薬	10.90
内用薬	2160002F2024	ミドドリン塩酸塩	２ｍｇ１錠	メトリジンＤ錠２ｍｇ	大正製薬	10.90
内用薬	2160003F1022	スマトリプタンコハク酸塩	５０ｍｇ１錠	イミグラン錠５０	グラクソ・スミスクライン	211.80
内用薬	2160004F1027	ゾルミトリプタン	２．５ｍｇ１錠	ゾーミッグ錠２．５ｍｇ	沢井製薬	266.40
内用薬	2160004F2023	ゾルミトリプタン	２．５ｍｇ１錠	ゾーミッグＲＭ錠２．５ｍｇ	沢井製薬	266.40
内用薬	2160005F1021	エレトリプタン臭化水素酸塩	２０ｍｇ１錠	レルパックス錠２０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	261.70
内用薬	2160006F1026	リザトリプタン安息香酸塩	１０ｍｇ１錠	マクサルト錠１０ｍｇ	オルガノン	177.60
内用薬	2160006F2022	リザトリプタン安息香酸塩	１０ｍｇ１錠	マクサルトＲＰＤ錠１０ｍｇ	オルガノン	177.60
内用薬	2160007F1020	ナラトリプタン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	アマージ錠２．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	202.70
内用薬	2171005F2021	ジラゼプ塩酸塩水和物	１００ｍｇ１錠	コメリアンコーワ錠１００	興和	8.10
内用薬	2171006F2026	ジルチアゼム塩酸塩	６０ｍｇ１錠	ヘルベッサー錠６０	田辺ファーマ	7.90
内用薬	2171006N1105	ジルチアゼム塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル	局　ヘルベッサーＲカプセル１００ｍｇ	田辺ファーマ	14.10
内用薬	2171006N2039	ジルチアゼム塩酸塩	２００ｍｇ１カプセル	局　ヘルベッサーＲカプセル２００ｍｇ	田辺ファーマ	26.20
内用薬	2171011N1050	硝酸イソソルビド	２０ｍｇ１カプセル	ニトロールＲカプセル２０ｍｇ	エーザイ	7.40
内用薬	2171012F1181	トラピジル	５０ｍｇ１錠	ロコルナール錠５０ｍｇ	持田製薬	7.00
内用薬	2171012F2315	トラピジル	１００ｍｇ１錠	ロコルナール錠１００ｍｇ	持田製薬	7.50
内用薬	2171021F2020	ベニジピン塩酸塩	４ｍｇ１錠	局　コニール錠４	協和キリン	14.50
内用薬	2171021F3027	ベニジピン塩酸塩	８ｍｇ１錠	局　コニール錠８	協和キリン	29.80
内用薬	2171022F5024	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジン錠１０ｍｇ	住友ファーマ	10.90
内用薬	2171022F5032	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ノルバスク錠１０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.90
内用薬	2171022F6020	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　アムロジンＯＤ錠１０ｍｇ	住友ファーマ	10.90
内用薬	2171022F6039	アムロジピンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ノルバスクＯＤ錠１０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.90
内用薬	2171023F1023	一硝酸イソソルビド	１０ｍｇ１錠	局　アイトロール錠１０ｍｇ	トーアエイヨー	10.80
内用薬	2183006F3023	フェノフィブラート	５３．３ｍｇ１錠	局　リピディル錠５３．３ｍｇ	あすか製薬	13.20
内用薬	2183006F3031	フェノフィブラート	５３．３ｍｇ１錠	局　トライコア錠５３．３ｍｇ	ヴィアトリス製薬	13.60
内用薬	2183006F4020	フェノフィブラート	８０ｍｇ１錠	局　リピディル錠８０ｍｇ	あすか製薬	16.20
内用薬	2183006F4038	フェノフィブラート	８０ｍｇ１錠	局　トライコア錠８０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	16.20
内用薬	2189010F2027	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局　メバロチン錠１０	第一三共	14.80
内用薬	2189011F1025	シンバスタチン	５ｍｇ１錠	局　リポバス錠５	オルガノン	14.80
内用薬	2189011F2021	シンバスタチン	１０ｍｇ１錠	局　リポバス錠１０	オルガノン	30.60
内用薬	2189011F3028	シンバスタチン	２０ｍｇ１錠	局　リポバス錠２０	オルガノン	61.40
内用薬	2189012F1020	フルバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	ローコール錠１０ｍｇ	サンファーマ	18.70
内用薬	2189012F2026	フルバスタチンナトリウム	２０ｍｇ１錠	ローコール錠２０ｍｇ	サンファーマ	34.30
内用薬	2189012F3022	フルバスタチンナトリウム	３０ｍｇ１錠	ローコール錠３０ｍｇ	サンファーマ	48.20
内用薬	2189015F1023	アトルバスタチンカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	局　リピトール錠５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	13.60
内用薬	2189015F2020	アトルバスタチンカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　リピトール錠１０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	16.90
内用薬	2189016F1028	ピタバスタチンカルシウム	１ｍｇ１錠	局　リバロ錠１ｍｇ	興和	15.80
内用薬	2189016F2024	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　リバロ錠２ｍｇ	興和	26.50
内用薬	2189016F3020	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　リバロ錠４ｍｇ	興和	48.70
内用薬	2189016F4027	ピタバスタチンカルシウム	１ｍｇ１錠	局　リバロＯＤ錠１ｍｇ	興和	15.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189016F5023	ピタバスタチンカルシウム	２ｍｇ１錠	局　リバロＯＤ錠２ｍｇ	興和	26.50
内用薬	2189016F6020	ピタバスタチンカルシウム	４ｍｇ１錠	局　リバロＯＤ錠４ｍｇ	興和	48.70
内用薬	2189017F1022	ロスバスタチンカルシウム	２．５ｍｇ１錠	局　クレストール錠２．５ｍｇ	アストラゼネカ	15.10
内用薬	2189017F2029	ロスバスタチンカルシウム	５ｍｇ１錠	局　クレストール錠５ｍｇ	アストラゼネカ	23.50
内用薬	2189018F1027	エゼチミブ	１０ｍｇ１錠	ゼチーア錠１０ｍｇ	オルガノン	49.50
内用薬	2189019M1020	オメガ－３脂肪酸エチル	２ｇ１包	ロトリガ粒状カプセル２ｇ	武田薬品工業	122.50
内用薬	2189101F1020	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	１錠	アトーゼット配合錠ＬＤ	オルガノン	50.40
内用薬	2189101F2026	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	１錠	アトーゼット配合錠ＨＤ	オルガノン	53.10
内用薬	2189102F1024	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠	ロスーゼット配合錠ＬＤ	オルガノン	50.40
内用薬	2189102F2020	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	１錠	ロスーゼット配合錠ＨＤ	オルガノン	56.00
内用薬	2190021B1095	ニセルゴリン	１％１ｇ	局　サアミオン散１％	田辺ファーマ	14.60
内用薬	2190021F1348	ニセルゴリン	５ｍｇ１錠	局　サアミオン錠５ｍｇ	田辺ファーマ	12.30
内用薬	2190022F1024	アメジニウムメチル硫酸塩	１０ｍｇ１錠	リズミック錠１０ｍｇ	住友ファーマ	9.50
内用薬	2190024F1023	沈降炭酸カルシウム	５００ｍｇ１錠	局　カルタン錠５００	ヴィアトリス製薬	6.80
内用薬	2190024F2020	沈降炭酸カルシウム	２５０ｍｇ１錠	局　カルタン錠２５０	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	2190024F3026	沈降炭酸カルシウム	２５０ｍｇ１錠	カルタンＯＤ錠２５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	2190024F4022	沈降炭酸カルシウム	５００ｍｇ１錠	カルタンＯＤ錠５００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	6.80
内用薬	2190026F1022	ボセンタン水和物	６２．５ｍｇ１錠	トラクリア錠６２．５ｍｇ	ヤンセンファーマ	2,913.10
内用薬	2190028F1021	シルデナフィルクエン酸塩	２０ｍｇ１錠	レバチオ錠２０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	577.00
内用薬	2190028F2028	シルデナフィルクエン酸塩	２０ｍｇ１錠	レバチオＯＤフィルム２０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	577.00
内用薬	2190029D1025	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１包	ホスレノール顆粒分包２５０ｍｇ	バイエル薬品	53.00
内用薬	2190029D2021	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１包	ホスレノール顆粒分包５００ｍｇ	バイエル薬品	80.50
内用薬	2190029F3029	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	ホスレノールＯＤ錠２５０ｍｇ	バイエル薬品	55.60
内用薬	2190029F4025	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	ホスレノールＯＤ錠５００ｍｇ	バイエル薬品	80.50
内用薬	2190030F1029	タダラフィル	２０ｍｇ１錠	アドシルカ錠２０ｍｇ	日本新薬	653.30
内用薬	2190031F1023	アンブリセンタン	２．５ｍｇ１錠	ヴォリブリス錠２．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	3,080.10
内用薬	2190101F1020	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	カデュエット配合錠１番	ヴィアトリス製薬	28.60
内用薬	2190102F1025	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	カデュエット配合錠２番	ヴィアトリス製薬	43.70
内用薬	2190103F1020	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	カデュエット配合錠３番	ヴィアトリス製薬	34.20
内用薬	2190104F1024	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	１錠	カデュエット配合錠４番	ヴィアトリス製薬	49.20
内用薬	2233002Q1035	Ｌ－カルボシステイン	５％１ｍＬ	ムコダインシロップ５％	杏林製薬	7.10
内用薬	2239001F1696	アンブロキソール塩酸塩	１５ｍｇ１錠	ムコソルバン錠１５ｍｇ	帝人ファーマ	6.30
内用薬	2239001G2027	アンブロキソール塩酸塩	４５ｍｇ１錠	ムコソルバンＬ錠４５ｍｇ	帝人ファーマ	23.80
内用薬	2239001Q1166	アンブロキソール塩酸塩	０．３％１ｍＬ	小児用ムコソルバンシロップ０．３％	帝人ファーマ	7.10
内用薬	2239001R1072	アンブロキソール塩酸塩	１．５％１ｇ	小児用ムコソルバンＤＳ１．５％	帝人ファーマ	31.10
内用薬	2239001S1112	アンブロキソール塩酸塩	０．７５％１ｍＬ	ムコソルバン内用液０．７５％	帝人ファーマ	5.90
内用薬	2251001F3081	テオフィリン	２００ｍｇ１錠	テオドール錠２００ｍｇ	田辺ファーマ	8.10
内用薬	2251001G1025	テオフィリン	２００ｍｇ１錠	ユニコン錠２００	日医工	12.20
内用薬	2251001G2021	テオフィリン	４００ｍｇ１錠	ユニコン錠４００	日医工	12.20
内用薬	2251001G3036	テオフィリン	１００ｍｇ１錠	ユニコン錠１００	日医工	9.00
内用薬	2259004Q1111	プロカテロール塩酸塩水和物	０．０００５％１ｍＬ	メプチンシロップ５μｇ／ｍＬ	大塚製薬	7.10
内用薬	2259004R2024	プロカテロール塩酸塩水和物	０．００５％１ｇ	メプチンドライシロップ０．００５％	大塚製薬	26.40
内用薬	2319001M1213	ロペラミド塩酸塩	１ｍｇ１カプセル	ロペミンカプセル１ｍｇ	帝國製薬	8.00
内用薬	2325001C2092	シメチジン	４０％１ｇ	カイロック細粒４０％	藤本製薬	8.50
内用薬	2325001F1211	シメチジン	２００ｍｇ１錠	タガメット錠２００ｍｇ	住友ファーマ	7.60
内用薬	2325003B1022	ファモチジン	１０％１ｇ	局　ガスター散１０％	ＬＴＬファーマ	37.30
内用薬	2325003B2029	ファモチジン	２％１ｇ	局　ガスター散２％	ＬＴＬファーマ	9.50

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2325004M2067	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	３７．５ｍｇ１カプセル	局	アルタットカプセル３７．５ｍｇ	あすか製薬	12.60
内用薬	2325006F2032	ラフチジン	１０ｍｇ１錠	局	プロテカジン錠１０	大鵬薬品工業	11.60
内用薬	2325006F4027	ラフチジン	１０ｍｇ１錠		プロテカジンＯＤ錠１０	大鵬薬品工業	11.60
内用薬	2329008S1105	スクラルファート水和物	１０％１ｍＬ		アルサルミン内用液１０％	富士化学工業	1.80
内用薬	2329009F1110	スルピリド	５０ｍｇ１錠	局	ドグマチール錠５０ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	2329009M1380	スルピリド	５０ｍｇ１カプセル	局	ドグマチールカプセル５０ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	2329020F1027	イルソグラジンマレイン酸塩	２ｍｇ１錠	局	ガスロンＮ錠２ｍｇ	日本新薬	10.80
内用薬	2329020F3020	イルソグラジンマレイン酸塩	２ｍｇ１錠		ガスロンＮ・ＯＤ錠２ｍｇ	日本新薬	10.80
内用薬	2329022H1043	オメプラゾール	２０ｍｇ１錠	局	オメプラール錠２０	太陽ファルマ	28.40
内用薬	2329022H2023	オメプラゾール	１０ｍｇ１錠	局	オメプラール錠１０	太陽ファルマ	18.60
内用薬	2329023F1020	ランソプラゾール	１５ｍｇ１錠	局	タケプロンＯＤ錠１５	Ｔ’ｓ製薬	17.90
内用薬	2329023F2027	ランソプラゾール	３０ｍｇ１錠	局	タケプロンＯＤ錠３０	Ｔ’ｓ製薬	29.90
内用薬	2329023M1020	ランソプラゾール	１５ｍｇ１カプセル	局	タケプロンカプセル１５	Ｔ’ｓ製薬	17.90
内用薬	2329023M2026	ランソプラゾール	３０ｍｇ１カプセル	局	タケプロンカプセル３０	Ｔ’ｓ製薬	29.90
内用薬	2329028F1023	ラベプラゾールナトリウム	１０ｍｇ１錠		パリエット錠１０ｍｇ	エーザイ	29.00
内用薬	2329028F2020	ラベプラゾールナトリウム	２０ｍｇ１錠		パリエット錠２０ｍｇ	エーザイ	45.40
内用薬	2329028F3026	ラベプラゾールナトリウム	５ｍｇ１錠		パリエット錠５ｍｇ	エーザイ	17.70
内用薬	2329029M1027	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		ネキシウムカプセル１０ｍｇ	アストラゼネカ	27.20
内用薬	2329029M2023	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		ネキシウムカプセル２０ｍｇ	アストラゼネカ	48.20
内用薬	2359005S1240	ピコスルファートナトリウム水和物	０．７５％１ｍＬ		ラキソベロン内用液０．７５％	帝人ファーマ	11.60
内用薬	2399005F2023	ドンペリドン	１０ｍｇ１錠		ナウゼリン錠１０	協和キリン	7.80
内用薬	2399005F4026	ドンペリドン	１０ｍｇ１錠		ナウゼリンＯＤ錠１０	協和キリン	7.80
内用薬	2399005R1163	ドンペリドン	１％１ｇ		ナウゼリンドライシロップ１％	協和キリン	8.40
内用薬	2399008F1020	イトプリド塩酸塩	５０ｍｇ１錠		ガナトン錠５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	7.10
内用薬	2399009F1149	メサラジン	２５０ｍｇ１錠	局	ペンタサ錠２５０ｍｇ	フェリング・ファーマ	26.10
内用薬	2399009F2030	メサラジン	５００ｍｇ１錠	局	ペンタサ錠５００ｍｇ	フェリング・ファーマ	45.80
内用薬	2399009F3028	メサラジン	４００ｍｇ１錠		アサコール錠４００ｍｇ	ゼリア新薬工業	26.70
内用薬	2399010B1034	モサプリドクエン酸塩水和物	１％１ｇ	局	ガスモチン散１％	住友ファーマ	17.20
内用薬	2399010F1028	モサプリドクエン酸塩水和物	２．５ｍｇ１錠	局	ガスモチン錠２．５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2473001F1028	エストラジオール	０．５ｍｇ１錠		ジュリナ錠０．５ｍｇ	バイエル薬品	30.30
内用薬	2478001F2179	クロルマジノン酢酸エステル	２５ｍｇ１錠		プロスタール錠２５	あすか製薬	32.90
内用薬	2478002F3056	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	２００ｍｇ１錠		ヒスロンＨ錠２００ｍｇ	協和キリン	77.60
内用薬	2482009F1031	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠		ルナベル配合錠ＬＤ	ノーベルファーマ	86.70
内用薬	2482009F2020	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	１錠		ルナベル配合錠ＵＬＤ	ノーベルファーマ	111.20
内用薬	2482011F1020	ドロスピレノン・エチニルエストラジオール　ベータデク	１シート		ヤーズ配合錠	バイエル薬品	3,756.40
内用薬	2499010F1023	ジエノゲスト	１ｍｇ１錠		ディナゲスト錠１ｍｇ	持田製薬	71.20
内用薬	2499010F3026	ジエノゲスト	０．５ｍｇ１錠		ディナゲスト錠０．５ｍｇ	持田製薬	67.70
内用薬	2499011M1027	デュタステリド	０．５ｍｇ１カプセル		アボルブカプセル０．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	46.00
内用薬	2590004F1192	リトドリン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局	ウテメリン錠５ｍｇ	キッセイ薬品工業	39.30
内用薬	2590005F1022	オキシブチニン塩酸塩	２ｍｇ１錠		ポラキス錠２	チェプラファーム	9.40
内用薬	2590005F2029	オキシブチニン塩酸塩	３ｍｇ１錠		ポラキス錠３	チェプラファーム	9.40
内用薬	2590005F3025	オキシブチニン塩酸塩	１ｍｇ１錠		ポラキス錠１	チェプラファーム	9.60
内用薬	2590007F1021	プロピベリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局	バップフォー錠１０	大鵬薬品工業	17.60
内用薬	2590007F2028	プロピベリン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	局	バップフォー錠２０	大鵬薬品工業	34.10
内用薬	2590008F1026	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１錠		ハルナールＤ錠０．１ｍｇ	アステラス製薬	9.90
内用薬	2590008F2022	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１錠		ハルナールＤ錠０．２ｍｇ	アステラス製薬	15.90
内用薬	2590009F1039	ナフトピジル	２５ｍｇ１錠	局	フリバス錠２５ｍｇ	旭化成ファーマ	15.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590009F2035	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局　フリバス錠５０ｍｇ	旭化成ファーマ	28.70
内用薬	2590009F3023	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局　フリバス錠７５ｍｇ	旭化成ファーマ	34.90
内用薬	2590009F4020	ナフトピジル	５０ｍｇ１錠	局　フリバスＯＤ錠５０ｍｇ	旭化成ファーマ	28.70
内用薬	2590009F5026	ナフトピジル	７５ｍｇ１錠	局　フリバスＯＤ錠７５ｍｇ	旭化成ファーマ	34.90
内用薬	2590009F6022	ナフトピジル	２５ｍｇ１錠	局　フリバスＯＤ錠２５ｍｇ	旭化成ファーマ	15.40
内用薬	2590010F1023	シロドシン	２ｍｇ１錠	局　ユリーフ錠２ｍｇ	キッセイ薬品工業	14.10
内用薬	2590010F2020	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　ユリーフ錠４ｍｇ	キッセイ薬品工業	23.10
内用薬	2590010F3026	シロドシン	２ｍｇ１錠	局　ユリーフＯＤ錠２ｍｇ	キッセイ薬品工業	14.10
内用薬	2590010F4022	シロドシン	４ｍｇ１錠	局　ユリーフＯＤ錠４ｍｇ	キッセイ薬品工業	23.10
内用薬	2590011F1028	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ベシケア錠２．５ｍｇ	アステラス製薬	40.30
内用薬	2590011F2024	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ベシケア錠５ｍｇ	アステラス製薬	70.70
内用薬	2590011F3020	コハク酸ソリフェナシン	２．５ｍｇ１錠	ベシケアＯＤ錠２．５ｍｇ	アステラス製薬	40.30
内用薬	2590011F4027	コハク酸ソリフェナシン	５ｍｇ１錠	ベシケアＯＤ錠５ｍｇ	アステラス製薬	70.70
内用薬	2590013F1027	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	ウリトス錠０．１ｍｇ	杏林製薬	36.30
内用薬	2590013F1035	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	ステーブラ錠０．１ｍｇ	小野薬品工業	36.30
内用薬	2590013F2023	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	ウリトスＯＤ錠０．１ｍｇ	杏林製薬	36.30
内用薬	2590013F2031	イミダフェナシン	０．１ｍｇ１錠	ステーブラＯＤ錠０．１ｍｇ	小野薬品工業	36.30
内用薬	2590016F1020	タダラフィル	２．５ｍｇ１錠	ザルティア錠２．５ｍｇ	日本新薬	40.30
内用薬	2590016F2027	タダラフィル	５ｍｇ１錠	ザルティア錠５ｍｇ	日本新薬	78.60
内用薬	3112001F1055	アルファカルシドール	０．２５μｇ１錠	ワンアルファ錠０．２５μｇ	帝人ファーマ	7.10
内用薬	3112001F2051	アルファカルシドール	０．５μｇ１錠	ワンアルファ錠０．５μｇ	帝人ファーマ	7.20
内用薬	3112001F3058	アルファカルシドール	１μｇ１錠	ワンアルファ錠１．０μｇ	帝人ファーマ	9.80
内用薬	3112001M3065	アルファカルシドール	１μｇ１カプセル	アルファロールカプセル１μｇ	中外製薬	8.40
内用薬	3112001M4037	アルファカルシドール	３μｇ１カプセル	アルファロールカプセル３μｇ	中外製薬	21.60
内用薬	3112004M1023	カルシトリオール	０．２５μｇ１カプセル	ロカルトロールカプセル０．２５	中外製薬	7.40
内用薬	3112004M2020	カルシトリオール	０．５μｇ１カプセル	ロカルトロールカプセル０．５	中外製薬	10.30
内用薬	3112006F1023	エルデカルシトール	０．５μｇ１錠	エディロール錠０．５μｇ	中外製薬	23.90
内用薬	3112006F2020	エルデカルシトール	０．７５μｇ１錠	エディロール錠０．７５μｇ	中外製薬	34.90
内用薬	3112006M1022	エルデカルシトール	０．５μｇ１カプセル	エディロールカプセル０．５μｇ	中外製薬	23.90
内用薬	3112006M2029	エルデカルシトール	０．７５μｇ１カプセル	エディロールカプセル０．７５μｇ	中外製薬	34.90
内用薬	3160002M2028	メナテトレノン	１５ｍｇ１カプセル	グラケーカプセル１５ｍｇ	エーザイ	11.90
内用薬	3339003F1024	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	イグザレルト錠１０ｍｇ	バイエル薬品	317.60
内用薬	3339003F2020	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	イグザレルト錠１５ｍｇ	バイエル薬品	420.30
内用薬	3339003F3027	リバーロキサバン	１０ｍｇ１錠	イグザレルトＯＤ錠１０ｍｇ	バイエル薬品	317.60
内用薬	3339003F4023	リバーロキサバン	１５ｍｇ１錠	イグザレルトＯＤ錠１５ｍｇ	バイエル薬品	418.90
内用薬	3399001F1384	チクロピジン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　パナルジン錠１００ｍｇ	チェプラファーム	11.00
内用薬	3399002F3020	シロスタゾール	５０ｍｇ１錠	プレタールＯＤ錠５０ｍｇ	大塚製薬	15.20
内用薬	3399002F4027	シロスタゾール	１００ｍｇ１錠	プレタールＯＤ錠１００ｍｇ	大塚製薬	18.00
内用薬	3399003F1073	リマプロスト　アルファデクス	５μｇ１錠	オパルモン錠５μｇ	小野薬品工業	18.00
内用薬	3399004M1026	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１カプセル	局　エパデールカプセル３００	持田製薬	19.50
内用薬	3399004M2022	イコサペント酸エチル	３００ｍｇ１包	局　エパデールＳ３００	持田製薬	19.40
内用薬	3399004M3029	イコサペント酸エチル	６００ｍｇ１包	局　エパデールＳ６００	持田製薬	32.80
内用薬	3399004M4025	イコサペント酸エチル	９００ｍｇ１包	局　エパデールＳ９００	持田製薬	42.50
内用薬	3399005F1021	ベラプロストナトリウム	２０μｇ１錠	局　ドルナー錠２０μｇ	東レ	17.80
内用薬	3399005F1030	ベラプロストナトリウム	２０μｇ１錠	局　プロサイリン錠２０	科研製薬	19.20
内用薬	3399006F1026	サルポグレラート塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局　アンプラーグ錠５０ｍｇ	田辺ファーマ	29.30
内用薬	3399006F2022	サルポグレラート塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局　アンプラーグ錠１００ｍｇ	田辺ファーマ	43.70

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399008F1025	クロピドグレル硫酸塩	２５ｍｇ１錠	局　プラビックス錠２５ｍｇ	サノフィ	18.70
内用薬	3399008F2021	クロピドグレル硫酸塩	７５ｍｇ１錠	局　プラビックス錠７５ｍｇ	サノフィ	40.90
内用薬	3399009F1020	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	エフィエント錠３．７５ｍｇ	第一三共	237.00
内用薬	3399009F2026	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	エフィエント錠５ｍｇ	第一三共	312.50
内用薬	3399009F3022	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	エフィエント錠２．５ｍｇ	第一三共	169.90
内用薬	3399009F5025	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	エフィエントＯＤ錠２０ｍｇ	第一三共	949.60
内用薬	3929003C1067	球形吸着炭	１ｇ	クレメジン細粒分包２ｇ	クレハ	45.70
内用薬	3929004F2021	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ユーゼル錠２５ｍｇ	大鵬薬品工業	530.50
内用薬	3929004F2030	ホリナートカルシウム	２５ｍｇ１錠	ロイコボリン錠２５ｍｇ	ファイザー	892.80
内用薬	3929007D1028	酢酸亜鉛水和物	５％１ｇ	ノベルジン顆粒５％	ノーベルファーマ	402.20
内用薬	3929007F1029	酢酸亜鉛水和物	２５ｍｇ１錠	ノベルジン錠２５ｍｇ	ノーベルファーマ	201.10
内用薬	3929007F2025	酢酸亜鉛水和物	５０ｍｇ１錠	ノベルジン錠５０ｍｇ	ノーベルファーマ	321.60
内用薬	3929008D2029	デフェラシロクス	３６０ｍｇ１包	ジャドニュ顆粒分包３６０ｍｇ	ノバルティス ファーマ	1,528.80
内用薬	3949002F1053	ベンズブロマロン	２５ｍｇ１錠	ユリノーム錠２５ｍｇ	トーアエイヨー	7.10
内用薬	3949002F2114	ベンズブロマロン	５０ｍｇ１錠	ユリノーム錠５０ｍｇ	トーアエイヨー	9.50
内用薬	3949003F1023	フェブキソスタット	１０ｍｇ１錠	局　フェブリク錠１０ｍｇ	帝人ファーマ	12.40
内用薬	3949003F2020	フェブキソスタット	２０ｍｇ１錠	局　フェブリク錠２０ｍｇ	帝人ファーマ	24.90
内用薬	3949003F3026	フェブキソスタット	４０ｍｇ１錠	局　フェブリク錠４０ｍｇ	帝人ファーマ	40.00
内用薬	3961003F2024	グリベンクラミド	２．５ｍｇ１錠	オイグルコン錠２．５ｍｇ	太陽ファルマ	7.40
内用薬	3961008F2027	グリメピリド	３ｍｇ１錠	局　アマリール３ｍｇ錠	サノフィ	16.60
内用薬	3961008F3023	グリメピリド	０．５ｍｇ１錠	局　アマリール０．５ｍｇ錠	サノフィ	10.80
内用薬	3969004F1020	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	局　ベイスン錠０．２	Ｔ’ｓ製薬	12.80
内用薬	3969004F2027	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	局　ベイスン錠０．３	Ｔ’ｓ製薬	12.90
内用薬	3969004F3023	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠	局　ベイスンＯＤ錠０．２	Ｔ’ｓ製薬	12.80
内用薬	3969004F4020	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠	局　ベイスンＯＤ錠０．３	Ｔ’ｓ製薬	12.90
内用薬	3969006F2034	ナテグリニド	９０ｍｇ１錠	局　ファスティック錠９０	ＥＡファーマ	17.50
内用薬	3969007F1024	ピオグリタゾン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	局　アクトス錠１５	Ｔ’ｓ製薬	16.30
内用薬	3969007F2020	ピオグリタゾン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　アクトス錠３０	Ｔ’ｓ製薬	29.90
内用薬	3969007F3027	ピオグリタゾン塩酸塩	１５ｍｇ１錠	アクトスＯＤ錠１５	Ｔ’ｓ製薬	16.30
内用薬	3969007F4023	ピオグリタゾン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	アクトスＯＤ錠３０	Ｔ’ｓ製薬	29.90
内用薬	3969008F1029	ミチグリニドカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	局　グルファスト錠５ｍｇ	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	3969008F2025	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	局　グルファスト錠１０ｍｇ	キッセイ薬品工業	16.90
内用薬	3969008F3021	ミチグリニドカルシウム水和物	５ｍｇ１錠	グルファストＯＤ錠５ｍｇ	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	3969008F4028	ミチグリニドカルシウム水和物	１０ｍｇ１錠	グルファストＯＤ錠１０ｍｇ	キッセイ薬品工業	16.90
内用薬	3969009F2020	ミグリトール	５０ｍｇ１錠	局　セイブル錠５０ｍｇ	三和化学研究所	17.50
内用薬	3969009F3026	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	局　セイブル錠７５ｍｇ	三和化学研究所	23.10
内用薬	3969009F4022	ミグリトール	５０ｍｇ１錠	セイブルＯＤ錠５０ｍｇ	三和化学研究所	17.50
内用薬	3969009F5029	ミグリトール	７５ｍｇ１錠	セイブルＯＤ錠７５ｍｇ	三和化学研究所	23.10
内用薬	3969011F1020	ビルダグリプチン	５０ｍｇ１錠	エクア錠５０ｍｇ	ノバルティス ファーマ	38.70
内用薬	3969017F1028	サキサグリプチン水和物	２．５ｍｇ１錠	オングリザ錠２．５ｍｇ	協和キリン	40.50
内用薬	3969017F2024	サキサグリプチン水和物	５ｍｇ１錠	オングリザ錠５ｍｇ	協和キリン	60.60
内用薬	3969019F1027	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	５ｍｇ１錠	フォシーガ錠５ｍｇ	アストラゼネカ	96.00
内用薬	3969019F2023	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	１０ｍｇ１錠	フォシーガ錠１０ｍｇ	アストラゼネカ	140.60
内用薬	3969104F1029	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	エクメット配合錠ＬＤ	ノバルティス ファーマ	42.00
内用薬	3969104F2025	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	１錠	エクメット配合錠ＨＤ	ノバルティス ファーマ	41.20
内用薬	3999001Q1051	ラクツロース	６０％１ｍＬ	ラクツロース・シロップ６０％「コーワ」	興和	7.10
内用薬	3999003F1297	カモスタットメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	フオイパン錠１００ｍｇ	小野薬品工業	9.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999004M3021	シクロスポリン	１０ｍｇ１カプセル	ネオーラル１０ｍｇカプセル	ノバルティスファーマ	36.60
内用薬	3999004M4028	シクロスポリン	２５ｍｇ１カプセル	ネオーラル２５ｍｇカプセル	ノバルティスファーマ	77.20
内用薬	3999004M5024	シクロスポリン	５０ｍｇ１カプセル	ネオーラル５０ｍｇカプセル	ノバルティスファーマ	122.60
内用薬	3999013F1231	エパルレスタット	５０ｍｇ１錠	局　キネダック錠５０ｍｇ	アルフレッサファーマ	18.60
内用薬	3999014M1022	タクロリムス水和物	１ｍｇ１カプセル	局　プログラフカプセル１ｍｇ	アステラス製薬	305.40
内用薬	3999014M2029	タクロリムス水和物	０．５ｍｇ１カプセル	局　プログラフカプセル０．５ｍｇ	アステラス製薬	179.20
内用薬	3999014M3025	タクロリムス水和物	５ｍｇ１カプセル	局　プログラフカプセル５ｍｇ	アステラス製薬	1,181.50
内用薬	3999016M1021	メトトレキサート	２ｍｇ１カプセル	局　リウマトレックスカプセル２ｍｇ	ファイザー	77.90
内用薬	3999018F1030	アレンドロン酸ナトリウム水和物	５ｍｇ１錠	局　ボナロン錠５ｍｇ	帝人ファーマ	32.10
内用薬	3999018F2028	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　フォサマック錠３５ｍｇ	オルガノン	166.30
内用薬	3999018F2036	アレンドロン酸ナトリウム水和物	３５ｍｇ１錠	局　ボナロン錠３５ｍｇ	帝人ファーマ	181.40
内用薬	3999019F1026	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　アクトネル錠２．５ｍｇ	ＥＡファーマ	39.20
内用薬	3999019F1034	リセドロン酸ナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠	局　ベネット錠２．５ｍｇ	武田薬品工業	39.20
内用薬	3999019F2022	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　アクトネル錠１７．５ｍｇ	ＥＡファーマ	165.30
内用薬	3999019F2030	リセドロン酸ナトリウム水和物	１７．５ｍｇ１錠	局　ベネット錠１７．５ｍｇ	武田薬品工業	165.30
内用薬	3999019F3029	リセドロン酸ナトリウム水和物	７５ｍｇ１錠	局　アクトネル錠７５ｍｇ	ＥＡファーマ	731.00
内用薬	3999019F3037	リセドロン酸ナトリウム水和物	７５ｍｇ１錠	局　ベネット錠７５ｍｇ	武田薬品工業	731.00
内用薬	3999021F1023	ラロキシフェン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	エビスタ錠６０ｍｇ	クリニジェン	43.00
内用薬	3999025F1021	ピルフェニドン	２００ｍｇ１錠	ピレスパ錠２００ｍｇ	塩野義製薬	280.60
内用薬	3999026F1026	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	ボノテオ錠１ｍｇ	アステラス製薬	41.60
内用薬	3999026F1034	ミノドロン酸水和物	１ｍｇ１錠	リカルボン錠１ｍｇ	小野薬品工業	45.10
内用薬	3999026F2022	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	ボノテオ錠５０ｍｇ	アステラス製薬	1,046.90
内用薬	3999026F2030	ミノドロン酸水和物	５０ｍｇ１錠	リカルボン錠５０ｍｇ	小野薬品工業	1,114.30
内用薬	3999027F1020	バゼドキシフェン酢酸塩	２０ｍｇ１錠	ビビアント錠２０ｍｇ	ファイザー	42.30
内用薬	3999031F1035	イグラチモド	２５ｍｇ１錠	ケアラム錠２５ｍｇ	エーザイ	73.70
内用薬	3999033F1026	レボカルニチン	１００ｍｇ１錠	エルカルチンＦＦ錠１００ｍｇ	大塚製薬	44.50
内用薬	3999033F2022	レボカルニチン	２５０ｍｇ１錠	エルカルチンＦＦ錠２５０ｍｇ	大塚製薬	132.20
内用薬	3999033S1024	レボカルニチン	１０％１ｍＬ	エルカルチンＦＦ内用液１０％	大塚製薬	34.90
内用薬	3999033S2020	レボカルニチン	１０％５ｍＬ１包	エルカルチンＦＦ内用液１０％分包５ｍＬ	大塚製薬	201.00
内用薬	3999033S3027	レボカルニチン	１０％１０ｍＬ１包	エルカルチンＦＦ内用液１０％分包１０ｍＬ	大塚製薬	354.60
内用薬	3999038F1029	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	２００ｍｇ１錠	プラケニル錠２００ｍｇ	サノフィ	238.50
内用薬	4219004M1024	テモゾロミド	２０ｍｇ１カプセル	テモダールカプセル２０ｍｇ	大原薬品工業	1,229.10
内用薬	4219004M2020	テモゾロミド	１００ｍｇ１カプセル	テモダールカプセル１００ｍｇ	大原薬品工業	5,904.00
内用薬	4223005F1022	カペシタビン	３００ｍｇ１錠	ゼローダ錠３００	チェプラファーム	107.30
内用薬	4229101F1026	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１錠（テガフール相当量）	ティーエスワン配合ＯＤ錠Ｔ２０	大鵬薬品工業	220.80
内用薬	4229101F2022	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２５ｍｇ１錠（テガフール相当量）	ティーエスワン配合ＯＤ錠Ｔ２５	大鵬薬品工業	301.00
内用薬	4229101M1033	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２０ｍｇ１カプセル（テガフール相当量）	ティーエスワン配合カプセルＴ２０	大鵬薬品工業	220.80
内用薬	4229101M2030	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	２５ｍｇ１カプセル（テガフール相当量）	ティーエスワン配合カプセルＴ２５	大鵬薬品工業	301.00
内用薬	4291003F1163	タモキシフェンクエン酸塩	１０ｍｇ１錠	ノルバデックス錠１０ｍｇ	アストラゼネカ	27.90
内用薬	4291003F2054	タモキシフェンクエン酸塩	２０ｍｇ１錠	ノルバデックス錠２０ｍｇ	アストラゼネカ	40.50
内用薬	4291005F1057	フルタミド	１２５ｍｇ１錠	オダイン錠１２５ｍｇ	日本化薬	70.40
内用薬	4291007F1021	トレミフェンクエン酸塩	４０ｍｇ１錠	フェアストン錠４０	日本化薬	101.70
内用薬	4291009F1039	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	局　カソデックス錠８０ｍｇ	アストラゼネカ	111.50
内用薬	4291009F2027	ビカルタミド	８０ｍｇ１錠	カソデックスＯＤ錠８０ｍｇ	アストラゼネカ	111.50
内用薬	4291010F1031	アナストロゾール	１ｍｇ１錠	局　アリミデックス錠１ｍｇ	アストラゼネカ	107.50
内用薬	4291011F1028	イマチニブメシル酸塩	１００ｍｇ１錠	グリベック錠１００ｍｇ	ノバルティスファーマ	1,131.80
内用薬	4291012F1022	エキセメスタン	２５ｍｇ１錠	アロマシン錠２５ｍｇ	ファイザー	111.40

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291013F1027	ゲフィチニブ	２５０ｍｇ１錠	局　イレッサ錠２５０	アストラゼネカ	1,716.10
内用薬	4291015F1026	レトロゾール	２．５ｍｇ１錠	フェマーラ錠２．５ｍｇ	ノバルティス ファーマ	127.10
内用薬	4291016F1020	エルロチニブ塩酸塩	２５ｍｇ１錠	タルセバ錠２５ｍｇ	チェプラファーム	616.20
内用薬	4291016F2027	エルロチニブ塩酸塩	１００ｍｇ１錠	タルセバ錠１００ｍｇ	チェプラファーム	2,297.90
内用薬	4291016F3023	エルロチニブ塩酸塩	１５０ｍｇ１錠	タルセバ錠１５０ｍｇ	チェプラファーム	3,656.60
内用薬	4291018M1029	スニチニブリンゴ酸塩	１２．５ｍｇ１カプセル	スーテントカプセル１２．５ｍｇ	ファイザー	3,139.80
内用薬	4291020F1027	ダサチニブ水和物	２０ｍｇ１錠	スプリセル錠２０ｍｇ	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ	2,359.80
内用薬	4291020F2023	ダサチニブ水和物	５０ｍｇ１錠	スプリセル錠５０ｍｇ	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ	5,070.50
内用薬	4291021M1020	ニロチニブ塩酸塩水和物	２００ｍｇ１カプセル	タシグナカプセル２００ｍｇ	ノバルティス ファーマ	2,962.20
内用薬	4291021M2027	ニロチニブ塩酸塩水和物	１５０ｍｇ１カプセル	タシグナカプセル１５０ｍｇ	ノバルティス ファーマ	2,189.30
内用薬	4291021M3023	ニロチニブ塩酸塩水和物	５０ｍｇ１カプセル	タシグナカプセル５０ｍｇ	ノバルティス ファーマ	876.10
内用薬	4291024M1024	レナリドミド水和物	５ｍｇ１カプセル	レブラミドカプセル５ｍｇ	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ	8,005.50
内用薬	4291024M2020	レナリドミド水和物	２．５ｍｇ１カプセル	レブラミドカプセル２．５ｍｇ	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ	6,762.40
内用薬	4291033F1024	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	ザイティガ錠２５０ｍｇ	ヤンセンファーマ	3,230.90
内用薬	4291033F2020	アビラテロン酢酸エステル	５００ｍｇ１錠	ザイティガ錠５００ｍｇ	ヤンセンファーマ	6,299.80
内用薬	4419008F1431	クレマスチンフマル酸塩	１ｍｇ１錠	タベジール錠１ｍｇ	日新製薬（山形）	6.40
内用薬	4419008Q1157	クレマスチンフマル酸塩	０．０１％１０ｍＬ	タベジールシロップ０．０１％	日新製薬（山形）	17.60
内用薬	4490003Q1125	ケトチフェンフマル酸塩	０．０２％１ｍＬ	ザジテンシロップ０．０２％	サンファーマ	9.10
内用薬	4490003R1228	ケトチフェンフマル酸塩	０．１％１ｇ	ザジテンドライシロップ０．１％	サンファーマ	8.30
内用薬	4490004F1021	アゼラスチン塩酸塩	０．５ｍｇ１錠	アゼプチン錠０．５ｍｇ	エーザイ	7.80
内用薬	4490004F2028	アゼラスチン塩酸塩	１ｍｇ１錠	アゼプチン錠１ｍｇ	エーザイ	7.30
内用薬	4490011F2036	ペミロラストカリウム	５ｍｇ１錠	局　ペミラストン錠５ｍｇ	アルフレッサファーマ	12.10
内用薬	4490014F1025	エピナスチン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	アレジオン錠１０	日本ベーリンガーインゲルハイム	12.00
内用薬	4490014F2021	エピナスチン塩酸塩	２０ｍｇ１錠	アレジオン錠２０	日本ベーリンガーインゲルハイム	15.90
内用薬	4490017M1036	プランルカスト水和物	１１２．５ｍｇ１カプセル	オノンカプセル１１２．５ｍｇ	小野薬品工業	20.80
内用薬	4490017R1033	プランルカスト水和物	１０％１ｇ	オノンドライシロップ１０％	小野薬品工業	31.30
内用薬	4490019F2024	エバスチン	１０ｍｇ１錠	局　エバステル錠１０ｍｇ	住友ファーマ	30.60
内用薬	4490019F3020	エバスチン	５ｍｇ１錠	局　エバステルＯＤ錠５ｍｇ	住友ファーマ	24.50
内用薬	4490019F4027	エバスチン	１０ｍｇ１錠	局　エバステルＯＤ錠１０ｍｇ	住友ファーマ	30.60
内用薬	4490020F1020	セチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　ジルテック錠５	ユーシービージャパン	11.90
内用薬	4490020F2027	セチリジン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	局　ジルテック錠１０	ユーシービージャパン	16.30
内用薬	4490020R1027	セチリジン塩酸塩	１．２５％１ｇ	ジルテックドライシロップ１．２５％	ユーシービージャパン	73.80
内用薬	4490022F1038	ベポタスチンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	局　タリオン錠５ｍｇ	田辺ファーマ	14.80
内用薬	4490022F2034	ベポタスチンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	局　タリオン錠１０ｍｇ	田辺ファーマ	16.60
内用薬	4490022F3022	ベポタスチンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	タリオンＯＤ錠５ｍｇ	田辺ファーマ	14.80
内用薬	4490022F4029	ベポタスチンベシル酸塩	１０ｍｇ１錠	タリオンＯＤ錠１０ｍｇ	田辺ファーマ	16.60
内用薬	4490023F1024	フェキソフェナジン塩酸塩	６０ｍｇ１錠	局　アレグラ錠６０ｍｇ	サノフィ	20.90
内用薬	4490023F2020	フェキソフェナジン塩酸塩	３０ｍｇ１錠	局　アレグラ錠３０ｍｇ	サノフィ	16.60
内用薬	4490025D1022	オロパタジン塩酸塩	０．５％１ｇ	アレロック顆粒０．５％	日新製薬（山形）	22.70
内用薬	4490025F1023	オロパタジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　アレロック錠２．５	協和キリン	13.60
内用薬	4490025F2020	オロパタジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	局　アレロック錠５	協和キリン	16.80
内用薬	4490025F3026	オロパタジン塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	アレロックＯＤ錠２．５	協和キリン	13.60
内用薬	4490025F4022	オロパタジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	アレロックＯＤ錠５	協和キリン	16.80
内用薬	4490026C1021	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局　キプレス細粒４ｍｇ	杏林製薬	56.30
内用薬	4490026C1030	モンテルカストナトリウム	４ｍｇ１包	局　シングレア細粒４ｍｇ	オルガノン	56.30
内用薬	4490026F1044	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　キプレスチュアブル錠５ｍｇ	杏林製薬	41.30
内用薬	4490026F1052	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　シングレアチュアブル錠５ｍｇ	オルガノン	41.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490026F2040	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局　キプレス錠１０ｍｇ	杏林製薬	41.90
内用薬	4490026F2059	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	局　シングレア錠１０ｍｇ	オルガノン	41.90
内用薬	4490026F3020	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　キプレス錠５ｍｇ	杏林製薬	42.20
内用薬	4490026F3039	モンテルカストナトリウム	５ｍｇ１錠	局　シングレア錠５ｍｇ	オルガノン	46.00
内用薬	4490026F4027	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	キプレスＯＤ錠１０ｍｇ	杏林製薬	41.90
内用薬	4490026F4035	モンテルカストナトリウム	１０ｍｇ１錠	シングレアＯＤ錠１０ｍｇ	オルガノン	41.90
内用薬	4490027F1022	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	クラリチン錠１０ｍｇ	バイエル薬品	25.90
内用薬	4490027F2029	ロラタジン	１０ｍｇ１錠	クラリチンレディタブ錠１０ｍｇ	バイエル薬品	25.90
内用薬	4490027R1029	ロラタジン	１％１ｇ	クラリチンドライシロップ１％	バイエル薬品	47.00
内用薬	4490028F1027	レボセチリジン塩酸塩	５ｍｇ１錠	ザイザル錠５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	32.00
内用薬	4490100F1021	フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン	１錠	ディレグラ配合錠	ＬＴＬファーマ	24.70
内用薬	6132011F1080	セフポドキシム　プロキセチル	１００ｍｇ１錠	局　バナン錠１００ｍｇ	第一三共	36.40
内用薬	6132011R1078	セフポドキシム　プロキセチル	５０ｍｇ１ｇ	局　バナンドライシロップ５％	第一三共	24.20
内用薬	6132013C1031	セフジニル	１００ｍｇ１ｇ	局　セフゾン細粒小児用１０％	ＬＴＬファーマ	55.30
内用薬	6149002F1029	ロキシスロマイシン	１５０ｍｇ１錠	局　ルリッド錠１５０	サノフィ	18.70
内用薬	6149003F1023	クラリスロマイシン	５０ｍｇ１錠	局　クラリシッド錠５０ｍｇ小児用	日本ケミファ	16.90
内用薬	6149003F1031	クラリスロマイシン	５０ｍｇ１錠	局　クラリス錠５０小児用	大正製薬	16.90
内用薬	6149004C1030	アジスロマイシン水和物	１００ｍｇ１ｇ	ジスロマック細粒小児用１０％	ファイザー	113.20
内用薬	6149004F1028	アジスロマイシン水和物	２５０ｍｇ１錠	ジスロマック錠２５０ｍｇ	ファイザー	115.00
内用薬	6149004M1027	アジスロマイシン水和物	１００ｍｇ１カプセル	ジスロマックカプセル小児用１００ｍｇ	ファイザー	68.40
内用薬	6179001F1023	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局　ブイフェンド錠５０ｍｇ	ファイザー	236.30
内用薬	6179001F2020	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局　ブイフェンド錠２００ｍｇ	ファイザー	868.30
内用薬	6219001H1056	サラゾスルファピリジン	５００ｍｇ１錠	アザルフィジンＥＮ錠５００ｍｇ	あゆみ製薬	21.00
内用薬	6219001H2036	サラゾスルファピリジン	２５０ｍｇ１錠	アザルフィジンＥＮ錠２５０ｍｇ	あゆみ製薬	14.00
内用薬	6241010C1024	トスフロキサシントシル酸塩水和物	１５０ｍｇ１ｇ	オゼックス細粒小児用１５％	富士フイルム富山化学	256.50
内用薬	6241013C2024	レボフロキサシン水和物	１００ｍｇ１ｇ（レボフロキサシンとして）	局　クラビット細粒１０％	第一三共	32.50
内用薬	6241013F2020	レボフロキサシン水和物	２５０ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　クラビット錠２５０ｍｇ	第一三共	59.80
内用薬	6241013F3027	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１錠（レボフロキサシンとして）	局　クラビット錠５００ｍｇ	第一三共	91.80
内用薬	6249002F1024	リネゾリド	６００ｍｇ１錠	ザイボックス錠６００ｍｇ	ファイザー	5,243.90
内用薬	6250002D1024	アシクロビル	４０％１ｇ	局　ゾビラックス顆粒４０％	グラクソ・スミスクライン	51.70
内用薬	6250019F1020	バラシクロビル塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局　バルトレックス錠５００	グラクソ・スミスクライン	112.10
内用薬	6250021M1027	オセルタミビルリン酸塩	７５ｍｇ１カプセル	タミフルカプセル７５	中外製薬	172.30
内用薬	6250021R1024	オセルタミビルリン酸塩	３％１ｇ	タミフルドライシロップ３％	中外製薬	103.00
内用薬	6250029F1024	エンテカビル水和物	０．５ｍｇ１錠	バラクルード錠０．５ｍｇ	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ	165.20
内用薬	6250031F1021	ファムシクロビル	２５０ｍｇ１錠	ファムビル錠２５０ｍｇ	旭化成ファーマ	180.20
内用薬	6250102F1031	ラミブジン・アバカビル硫酸塩	１錠	エプジコム配合錠	ヴィーブヘルスケア	1,788.40
内用薬	6290004M1029	イトラコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	イトリゾールカプセル５０	ヤンセンファーマ	85.40
内用薬	6290005F1024	テルビナフィン塩酸塩	１２５ｍｇ１錠	局　ラミシール錠１２５ｍｇ	サンファーマ	32.70
注射薬	1129400A1054	デクスメデトミジン塩酸塩	２００μｇ２ｍＬ１瓶	プレセデックス静注液２００μｇ「ファイザー」	ファイザー	2,154.00
注射薬	1129400G1022	デクスメデトミジン塩酸塩	２００μｇ５０ｍＬ１筒	プレセデックス静注液２００μｇ／５０ｍＬシリンジ「ファイザー」	ファイザー	1,927.00
注射薬	1139402A1025	レベチラセタム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶	イーケプラ点滴静注５００ｍｇ	ユーシービージャパン	1,180.00
注射薬	1190401A1023	エダラボン	３０ｍｇ２０ｍＬ１管	局　ラジカット注３０ｍｇ	田辺ファーマ	1,731.00
注射薬	1190401G1026	エダラボン	３０ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　ラジカット点滴静注バッグ３０ｍｇ	田辺ファーマ	1,731.00
注射薬	1214405A1025	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．２％１０ｍＬ１管	アナペイン注２ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	287.00
注射薬	1214405A2021	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．２％１００ｍＬ１袋	アナペイン注２ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	2,353.00
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．７５％１０ｍＬ１管	アナペイン注７．５ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	520.00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	０．７５％２０ｍＬ１管	アナペイン注７．５ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	940.00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	１％１０ｍＬ１管	アナペイン注１０ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	640.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A6027	ロピバカイン塩酸塩水和物	１％２０ｍＬ１管		アナペイン注１０ｍｇ／ｍＬ	サンドファーマ	802.00
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶		ルセンティス硝子体内注射液１０ｍｇ／ｍＬ	ノバルティスファーマ	108,517.00
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		ルセンティス硝子体内注射用キット１０ｍｇ／ｍＬ	ノバルティスファーマ	92,753.00
注射薬	1319405A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶		アイリーア硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ	バイエル薬品	113,912.00
注射薬	1319405G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		アイリーア硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ	バイエル薬品	99,522.00
注射薬	2119402A1299	ドパミン塩酸塩	１００ｍｇ５ｍＬ１管	局	イノバン注１００ｍｇ	テルモ	182.00
注射薬	2119402P3030	ドパミン塩酸塩	０．１％５０ｍＬ１筒		イノバン注０．１％シリンジ	テルモ	509.00
注射薬	2119402P4037	ドパミン塩酸塩	０．３％５０ｍＬ１筒		イノバン注０．３％シリンジ	テルモ	711.00
注射薬	2119402P5025	ドパミン塩酸塩	０．６％５０ｍＬ１筒		イノバン注０．６％シリンジ	テルモ	1,341.00
注射薬	2119404A1026	ドブタミン塩酸塩	１００ｍｇ１管		ドブトレックス注射液１００ｍｇ	共和薬品工業	298.00
注射薬	2119408A1024	ミルリノン	１０ｍｇ１０ｍＬ１管		ミルリーラ注射液１０ｍｇ	日医工	1,969.00
注射薬	2123404D1033	ランジオロール塩酸塩	５０ｍｇ１瓶		オノアクト点滴静注用５０ｍｇ	小野薬品工業	3,539.00
注射薬	2123404D3028	ランジオロール塩酸塩	１５０ｍｇ１瓶		オノアクト点滴静注用１５０ｍｇ	小野薬品工業	9,057.00
注射薬	2129402A1040	ベラパミル塩酸塩	０．２５％２ｍＬ１管	局	ワソラン静注５ｍｇ	エーザイ	192.00
注射薬	2129410A1028	アミオダロン塩酸塩	１５０ｍｇ３ｍＬ１管		アンカロン注１５０	サノフィ	1,152.00
注射薬	2133400D1082	カンレノ酸カリウム	１００ｍｇ１管		ソルダクトン静注用１００ｍｇ	ファイザー	176.00
注射薬	2133400D2097	カンレノ酸カリウム	２００ｍｇ１管		ソルダクトン静注用２００ｍｇ	ファイザー	275.00
注射薬	2139401A1033	フロセミド	１００ｍｇ１管	局	ラシックス注１００ｍｇ	サノフィ	126.00
注射薬	2171404A9035	硝酸イソソルビド	０．０５％２００ｍＬ１袋		ニトロール点滴静注１００ｍｇバッグ	エーザイ	1,895.00
注射薬	2171404G1029	硝酸イソソルビド	５ｍｇ１０ｍＬ１筒		ニトロール注５ｍｇシリンジ	エーザイ	206.00
注射薬	2171404G2025	硝酸イソソルビド	２５ｍｇ５０ｍＬ１筒		ニトロール持続静注２５ｍｇシリンジ	エーザイ	607.00
注射薬	2171405D3020	ジルチアゼム塩酸塩	２５０ｍｇ１瓶		ヘルベッサー注射用２５０	田辺ファーマ	1,419.00
注射薬	2171405D4050	ジルチアゼム塩酸塩	１０ｍｇ１瓶		ヘルベッサー注射用１０	田辺ファーマ	156.00
注射薬	2171405D5057	ジルチアゼム塩酸塩	５０ｍｇ１瓶		ヘルベッサー注射用５０	田辺ファーマ	411.00
注射薬	2171406D1021	ニコランジル	２ｍｇ１瓶		シグマート注２ｍｇ	中外製薬	138.00
注射薬	2171406D2028	ニコランジル	１２ｍｇ１瓶		シグマート注１２ｍｇ	中外製薬	506.00
注射薬	2171406D3024	ニコランジル	４８ｍｇ１瓶		シグマート注４８ｍｇ	中外製薬	1,680.00
注射薬	2190402D2092	アルプロスタジル　アルファデクス	５００μｇ１瓶		プロスタンディン点滴静注用５００μｇ	丸石製薬	5,934.00
注射薬	2190402D3064	アルプロスタジル　アルファデクス	２０μｇ１瓶		プロスタンディン注射用２０μｇ	丸石製薬	443.00
注射薬	2190406A1055	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１管	局	パルクス注５μｇ	大正製薬	1,204.00
注射薬	2190406A1063	アルプロスタジル	５μｇ１ｍＬ１管	局	リプル注５μｇ	田辺ファーマ	1,204.00
注射薬	2190406A2051	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１管	局	パルクス注１０μｇ	大正製薬	1,295.00
注射薬	2190406A2060	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１管	局	リプル注１０μｇ	田辺ファーマ	1,295.00
注射薬	2190406G2038	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１筒	局	パルクス注ディスポ１０μｇ	大正製薬	1,482.00
注射薬	2190406G2046	アルプロスタジル	１０μｇ２ｍＬ１筒	局	リプルキット注１０μｇ	田辺ファーマ	1,482.00
注射薬	2190408A2026	アルガトロバン水和物	１０ｍｇ２ｍＬ１管		スロンノンＨＩ注１０ｍｇ／２ｍＬ	アルフレッサファーマ	1,284.00
注射薬	2190408A2034	アルガトロバン水和物	１０ｍｇ２ｍＬ１管		ノバスタンＨＩ注１０ｍｇ／２ｍＬ	田辺ファーマ	1,205.00
注射薬	2190413F1028	エポプロステノールナトリウム	０．５ｍｇ１瓶（溶解液付）		静注用フローラン０．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	11,247.00
注射薬	2190413F2024	エポプロステノールナトリウム	０．５ｍｇ１瓶		静注用フローラン０．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	6,194.00
注射薬	2190413F3020	エポプロステノールナトリウム	１．５ｍｇ１瓶		静注用フローラン１．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	12,123.00
注射薬	2190413F4027	エポプロステノールナトリウム	１．５ｍｇ１瓶（溶解液付）		静注用フローラン１．５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	19,309.00
注射薬	2190414A1033	ファスジル塩酸塩水和物	３０．８ｍｇ２ｍＬ１管		エリル点滴静注液３０ｍｇ	旭化成ファーマ	1,693.00
注射薬	2190501A4084	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋		グリセオール注	太陽ファルマ	302.00
注射薬	2190501A5064	濃グリセリン・果糖	５００ｍＬ１袋		グリセオール注	太陽ファルマ	706.00
注射薬	2190501A6087	濃グリセリン・果糖	３００ｍＬ１袋		グリセオール注	太陽ファルマ	373.00
注射薬	2219403A1027	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管		アネキセート注射液０．５ｍｇ	サンドファーマ	1,492.00
注射薬	2325400A1077	シメチジン	１０％２ｍＬ１管		タガメット注射液２００ｍｇ	住友ファーマ	78.00
注射薬	2325401A1020	ファモチジン	１０ｍｇ１ｍＬ１管	局	ガスター注射液１０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	143.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2325401A2027	ファモチジン	２０ｍｇ２ｍＬ１管	局　ガスター注射液２０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	140.00
注射薬	2391400A3024	グラニセトロン塩酸塩	１ｍｇ１ｍＬ１管	カイトリル注１ｍｇ	太陽ファルマ	521.00
注射薬	2391400A4020	グラニセトロン塩酸塩	３ｍｇ３ｍＬ１管	カイトリル注３ｍｇ	太陽ファルマ	1,250.00
注射薬	2391404A1020	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ５ｍＬ１瓶	アロキシ静注０．７５ｍｇ	大鵬薬品工業	7,411.00
注射薬	2391404G1022	パロノセトロン塩酸塩	０．７５ｍｇ５０ｍＬ１袋	アロキシ点滴静注バッグ０．７５ｍｇ	大鵬薬品工業	6,826.00
注射薬	2399402F1026	インフリキシマブ（遺伝子組換え）	１００ｍｇ１瓶	レミケード点滴静注用１００	田辺ファーマ	35,981.00
注射薬	2412402D9038	ソマトロピン（遺伝子組換え）	５．３３ｍｇ１筒（溶解液付）	ジェノトロピンＴＣ注用５．３ｍｇ	ファイザー	13,101.00
注射薬	2412402L4057	ソマトロピン（遺伝子組換え）	１２ｍｇ１筒（溶解液付）	ジェノトロピンＴＣ注用１２ｍｇ	ファイザー	29,742.00
注射薬	2412402P4024	ソマトロピン（遺伝子組換え）	５．３３ｍｇ１キット	ジェノトロピンゴークイック注用５．３ｍｇ	ファイザー	21,455.00
注射薬	2412402P5020	ソマトロピン（遺伝子組換え）	１２ｍｇ１キット	ジェノトロピンゴークイック注用１２ｍｇ	ファイザー	52,414.00
注射薬	2439400G1020	テリパラチド（遺伝子組換え）	６００μｇ１キット	フォルテオ皮下注キット６００μｇ	日本イーライリリー	20,071.00
注射薬	2452402A2040	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	１００ｍｇ２ｍＬ１瓶	水溶性ハイドロコートン注射液１００ｍｇ	日医工	495.00
注射薬	2452402A5090	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	５００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	水溶性ハイドロコートン注射液５００ｍｇ	日医工	1,782.00
注射薬	2492414A1026	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１筒	ヒューマログ注カート	日本イーライリリー	903.00
注射薬	2492414A2030	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル	ヒューマログ注１００単位／ｍＬ	日本イーライリリー	215.00
注射薬	2492414G5024	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１キット	ヒューマログ注ミリオペン	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492414G9020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１キット	ヒューマログ注ミリオペンＨＤ	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492415A2035	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１筒	ノボラピッド注　ペンフィル	ノボ　ノルディスクファーマ	732.00
注射薬	2492415G6025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１キット	ノボラピッド注　フレックスタッチ	ノボ　ノルディスクファーマ	1,380.00
注射薬	2492416A1033	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	３００単位１筒	局　ランタス注カート	サノフィ	773.00
注射薬	2492416A3036	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル	局　ランタス注１００単位／ｍＬ	サノフィ	241.00
注射薬	2499401A2050	ジノプロスト	１ｍｇ１ｍＬ１管	プロスタルモン・Ｆ注射液１０００	丸石製薬	342.00
注射薬	2499403A1037	オクトレオチド酢酸塩	５０μｇ１ｍＬ１管	サンドスタチン皮下注用５０μｇ	ノバルティスファーマ	566.00
注射薬	2499403A2033	オクトレオチド酢酸塩	１００μｇ１ｍＬ１管	サンドスタチン皮下注用１００μｇ	ノバルティスファーマ	963.00
注射薬	2499407D1031	リュープロレリン酢酸塩	３．７５ｍｇ１瓶（懸濁用液付）	リュープリン注射用３．７５ｍｇ	武田薬品工業	23,243.00
注射薬	2499407D2038	リュープロレリン酢酸塩	１．８８ｍｇ１瓶（懸濁用液付）	リュープリン注射用１．８８ｍｇ	武田薬品工業	15,850.00
注射薬	2499407G1054	リュープロレリン酢酸塩	１．８８ｍｇ１筒	リュープリン注射用キット１．８８ｍｇ	武田薬品工業	16,187.00
注射薬	2499407G2050	リュープロレリン酢酸塩	３．７５ｍｇ１筒	リュープリン注射用キット３．７５ｍｇ	武田薬品工業	21,354.00
注射薬	2499407G3030	リュープロレリン酢酸塩	１１．２５ｍｇ１筒	リュープリンＳＲ注射用キット１１．２５ｍｇ	武田薬品工業	40,500.00
注射薬	2590402A1156	リトドリン塩酸塩	１％５ｍＬ１管	局　ウテメリン注５０ｍｇ	キッセイ薬品工業	463.00
注射薬	3112401A1026	マキサカルシトール	２．５μｇ１ｍＬ１管	オキサロール注２．５μｇ	ＬＴＬファーマ	422.00
注射薬	3112401A2022	マキサカルシトール	５μｇ１ｍＬ１管	オキサロール注５μｇ	ＬＴＬファーマ	551.00
注射薬	3112401A3029	マキサカルシトール	１０μｇ１ｍＬ１管	オキサロール注１０μｇ	ＬＴＬファーマ	800.00
注射薬	3112402A1020	カルシトリオール	０．５μｇ１ｍＬ１管	ロカルトロール注０．５	協和キリン	528.00
注射薬	3112402A2027	カルシトリオール	１μｇ１ｍＬ１管	ロカルトロール注１	協和キリン	806.00
注射薬	3136403A1140	メコバラミン	０．５ｍｇ１管	メチコバール注射液５００μｇ	エーザイ	92.00
注射薬	3229501A1027	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	２ｍＬ１管	エレメンミック注	エイワイファーマ	94.00
注射薬	3399405A1027	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１管	局　グラン注射液７５	協和キリン	6,082.00
注射薬	3399405A4026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１管	局　グラン注射液Ｍ３００	協和キリン	7,111.00
注射薬	3399405G1020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	局　グランシリンジ７５	協和キリン	4,025.00
注射薬	3399405G2026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	局　グランシリンジ１５０	協和キリン	7,947.00
注射薬	3399405G3022	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	局　グランシリンジＭ３００	協和キリン	6,979.00
注射薬	3399410G1020	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ジーラスタ皮下注３．６ｍｇ	協和キリン	77,753.00
注射薬	3399410G2027	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１キット	ジーラスタ皮下注３．６ｍｇボディーポッド	協和キリン	90,969.00
注射薬	3929409A1023	スガマデクスナトリウム	２００ｍｇ２ｍＬ１瓶	ブリディオン静注２００ｍｇ	ＭＳＤ	5,578.00
注射薬	3929409A2020	スガマデクスナトリウム	５００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ブリディオン静注５００ｍｇ	ＭＳＤ	15,603.00
注射薬	3959409D1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	５ｍｇ１瓶	ファブラザイム点滴静注用５ｍｇ	サノフィ	95,674.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3959409D2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	３５ｍｇ１瓶	ファブラザイム点滴静注用３５ｍｇ	サノフィ	528,502.00
注射薬	3999401A1200	エルカトニン	４０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注４０単位	旭化成ファーマ	344.00
注射薬	3999401A2028	エルカトニン	１０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注１０単位	旭化成ファーマ	95.00
注射薬	3999401A3024	エルカトニン	２０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注２０Ｓ	旭化成ファーマ	134.00
注射薬	3999401G2020	エルカトニン	２０エルカトニン単位１ｍＬ１筒	エルシトニン注２０Ｓディスポ	旭化成ファーマ	659.00
注射薬	3999408G1247	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％２．５ｍＬ１筒	局　アルツディスポ関節注２５ｍｇ	生化学工業	663.00
注射薬	3999411H3026	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ５ｍＬ１管	局　カタクロット注射液４０ｍｇ	丸石製薬	644.00
注射薬	3999419G1024	アレンドロン酸ナトリウム水和物	９００μｇ１００ｍＬ１袋	ボナロン点滴静注バッグ９００μｇ	帝人ファーマ	2,955.00
注射薬	3999422D1020	シベレスタットナトリウム水和物	１００ｍｇ１瓶	局　注射用エラスポール１００	丸石製薬	2,938.00
注射薬	3999423A1044	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゾメタ点滴静注４ｍｇ／５ｍＬ	ノバルティスファーマ	7,096.00
注射薬	3999423A2024	ゾレドロン酸水和物	４ｍｇ１００ｍＬ１瓶	ゾメタ点滴静注４ｍｇ／１００ｍＬ	ノバルティスファーマ	9,442.00
注射薬	3999424D1029	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ１瓶	エンブレル皮下注用２５ｍｇ	ファイザー	12,337.00
注射薬	3999424D2025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	１０ｍｇ１瓶	エンブレル皮下注用１０ｍｇ	ファイザー	4,485.00
注射薬	3999424G1025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エンブレル皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ	ファイザー	8,396.00
注射薬	3999424G2021	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エンブレル皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ	ファイザー	17,524.00
注射薬	3999424G3028	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エンブレル皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ	ファイザー	14,591.00
注射薬	3999424G4024	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ０．５ｍＬ１キット	エンブレル皮下注２５ｍｇペン０．５ｍＬ	ファイザー	7,592.00
注射薬	3999424G5020	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ０．５ｍＬ１カセット	エンブレル皮下注２５ｍｇクリックワイズ用０．５ｍＬ	ファイザー	8,880.00
注射薬	3999424G6027	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１カセット	エンブレル皮下注５０ｍｇクリックワイズ用１．０ｍＬ	ファイザー	16,429.00
注射薬	3999425S5028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液１０μｇプラシリンジ	協和キリン	841.00
注射薬	3999425S6024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液１５μｇプラシリンジ	協和キリン	1,810.00
注射薬	3999425S7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液２０μｇプラシリンジ	協和キリン	1,955.00
注射薬	3999425S8027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液３０μｇプラシリンジ	協和キリン	3,404.00
注射薬	3999425S9023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液４０μｇプラシリンジ	協和キリン	3,884.00
注射薬	3999425U1023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液６０μｇプラシリンジ	協和キリン	5,212.00
注射薬	3999425U2020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液１２０μｇプラシリンジ	協和キリン	8,615.00
注射薬	3999425U3026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液１８０μｇプラシリンジ	協和キリン	11,281.00
注射薬	3999425U4022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ネスプ注射液５μｇプラシリンジ	協和キリン	800.00
注射薬	3999426G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	ヒュミラ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ	アッヴィ	46,856.00
注射薬	3999426G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	ヒュミラ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ	アッヴィ	88,274.00
注射薬	3999426G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	ヒュミラ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ	アッヴィ	40,275.00
注射薬	3999426G6026	アダリムマブ（遺伝子組換え）	８０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	ヒュミラ皮下注８０ｍｇペン０．８ｍＬ	アッヴィ	83,873.00
注射薬	3999426G7022	アダリムマブ（遺伝子組換え）	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	ヒュミラ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ	アッヴィ	22,761.00
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ステラーラ皮下注４５ｍｇシリンジ	ヤンセンファーマ	192,647.00
注射薬	3999436G1028	レボカルニチン	１，０００ｍｇ５ｍＬ１筒	エルカルチンＦＦ静注１０００ｍｇシリンジ	大塚製薬	772.00
注射薬	3999438G1027	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	ボンビバ静注１ｍｇシリンジ	大正製薬	3,204.00
注射薬	4219405A1025	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	トレアキシン点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ	シンバイオ製薬	66,868.00
注射薬	4219405D1021	ベンダムスチン塩酸塩	１００ｍｇ１瓶	トレアキシン点滴静注用１００ｍｇ	シンバイオ製薬	72,394.00
注射薬	4219405D2028	ベンダムスチン塩酸塩	２５ｍｇ１瓶	トレアキシン点滴静注用２５ｍｇ	シンバイオ製薬	20,060.00
注射薬	4224401A6037	シタラビン	４００ｍｇ１管	キロサイドＮ注４００ｍｇ	日本新薬	2,001.00
注射薬	4224401A7025	シタラビン	１ｇ１瓶	キロサイドＮ注１ｇ	日本新薬	3,622.00
注射薬	4229401D1020	ペメトレキセドナトリウム水和物	５００ｍｇ１瓶	アリムタ注射用５００ｍｇ	日本イーライリリー	75,061.00
注射薬	4229401D2026	ペメトレキセドナトリウム水和物	１００ｍｇ１瓶	アリムタ注射用１００ｍｇ	日本イーライリリー	18,621.00
注射薬	4235402D1030	ドキソルビシン塩酸塩	１０ｍｇ１瓶	局　アドリアシン注用１０	サンドファーマ	1,939.00
注射薬	4235402D2036	ドキソルビシン塩酸塩	５０ｍｇ１瓶	局　アドリアシン注用５０	サンドファーマ	6,210.00
注射薬	4240403A2042	エトポシド	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ラステット注１００ｍｇ／５ｍＬ	日本化薬	2,309.00
注射薬	4240403A2050	エトポシド	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ベプシド注１００ｍｇ	チェプラファーム	2,469.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	4240404A1091	イリノテカン塩酸塩水和物	４０ｍｇ２ｍＬ１瓶	局　トポテシン点滴静注４０ｍｇ	アルフレッサファーマ	1,039.00
注射薬	4240404A2098	イリノテカン塩酸塩水和物	１００ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　トポテシン点滴静注１００ｍｇ	アルフレッサファーマ	2,444.00
注射薬	4240405A1037	ドセタキセル水和物	２０ｍｇ０．５ｍＬ１瓶（溶解液付）	局　タキソテール点滴静注用２０ｍｇ	サノフィ	4,622.00
注射薬	4240405A2033	ドセタキセル水和物	８０ｍｇ２ｍＬ１瓶（溶解液付）	局　タキソテール点滴静注用８０ｍｇ	サノフィ	16,163.00
注射薬	4240405A3021	ドセタキセル水和物	２０ｍｇ１ｍＬ１瓶	局　ワンタキソテール点滴静注２０ｍｇ／１ｍＬ	サノフィ	4,622.00
注射薬	4240405A4028	ドセタキセル水和物	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶	局　ワンタキソテール点滴静注８０ｍｇ／４ｍＬ	サノフィ	16,163.00
注射薬	4291403A2084	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局　パラプラチン注射液１５０ｍｇ	チェプラファーム	3,001.00
注射薬	4291403A3080	カルボプラチン	４５０ｍｇ４５ｍＬ１瓶	局　パラプラチン注射液４５０ｍｇ	チェプラファーム	7,514.00
注射薬	4291406D5024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	６０ｍｇ１瓶	ハーセプチン注射用６０	中外製薬	9,807.00
注射薬	4291406D6020	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	１５０ｍｇ１瓶	ハーセプチン注射用１５０	中外製薬	22,063.00
注射薬	4291407A1035	リツキシマブ（遺伝子組換え）	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	リツキサン点滴静注１００ｍｇ	全薬工業	15,341.00
注射薬	4291407A2031	リツキシマブ（遺伝子組換え）	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶	リツキサン点滴静注５００ｍｇ	全薬工業	78,002.00
注射薬	4291410A1029	オキサリプラチン	５０ｍｇ１０ｍＬ１瓶	局　エルプラット点滴静注液５０ｍｇ	高田製薬	8,074.00
注射薬	4291410A2025	オキサリプラチン	１００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局　エルプラット点滴静注液１００ｍｇ	高田製薬	16,840.00
注射薬	4291410A3021	オキサリプラチン	２００ｍｇ４０ｍＬ１瓶	局　エルプラット点滴静注液２００ｍｇ	高田製薬	21,535.00
注射薬	4291412D1024	ボルテゾミブ	３ｍｇ１瓶	ベルケイド注射用３ｍｇ	ヤンセンファーマ	66,114.00
注射薬	4291413A1022	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	アバスチン点滴静注用１００ｍｇ／４ｍＬ	中外製薬	15,049.00
注射薬	4291413A2029	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	アバスチン点滴静注用４００ｍｇ／１６ｍＬ	中外製薬	56,525.00
注射薬	4291419D1026	アザシチジン	１００ｍｇ１瓶	ビダーザ注射用１００ｍｇ	日本新薬	19,862.00
注射薬	4291420A1022	エリブリンメシル酸塩	１ｍｇ２ｍＬ１瓶	ハラヴェン静注１ｍｇ	エーザイ	50,010.00
注射薬	6119401D1035	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶	注射用タゴシッド２００ｍｇ	サノフィ	1,397.00
注射薬	6119402D1021	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶	キュビシン静注用３５０ｍｇ	ＭＳＤ	8,154.00
注射薬	6132400G4020	セフォチアム塩酸塩	１ｇ１キット（５％ブドウ糖注射液１００ｍＬ付）	局　パンスポリン静注用１ｇバッグＧ	Ｔ’ｓ製薬	1,429.00
注射薬	6139501D2105	イミペネム水和物・シラスタチンナトリウム	５００ｍｇ１瓶	局　チエナム点滴静注用０．５ｇ	ＭＳＤ	901.00
注射薬	6139505G1022	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（４．５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	ゾシン配合点滴静注用バッグ４．５	大鵬薬品工業	1,724.00
注射薬	6179400D1020	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶	ファンガード点滴用５０ｍｇ	サンドファーマ	2,472.00
注射薬	6179400D2027	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶	ファンガード点滴用７５ｍｇ	サンドファーマ	3,965.00
注射薬	6241402A1021	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局　クラビット点滴静注５００ｍｇ／２０ｍＬ	第一三共	2,825.00
注射薬	6241402G1024	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局　クラビット点滴静注バッグ５００ｍｇ／１００ｍＬ	第一三共	2,026.00
注射薬	6249401A1025	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋	ザイボックス注射液６００ｍｇ	ファイザー	8,596.00
注射薬	6250402F1036	ガンシクロビル	５００ｍｇ１瓶	デノシン点滴静注用５００ｍｇ	田辺ファーマ	9,360.00
注射薬	6399421A1020	トシリズマブ（遺伝子組換え）	２００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	アクテムラ点滴静注用２００ｍｇ	中外製薬	23,080.00
注射薬	6399421A2026	トシリズマブ（遺伝子組換え）	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶	アクテムラ点滴静注用８０ｍｇ	中外製薬	9,973.00
注射薬	6399421A3022	トシリズマブ（遺伝子組換え）	４００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	アクテムラ点滴静注用４００ｍｇ	中外製薬	50,493.00
注射薬	7219412P4020	イオパミドール	６１．２４％１３０ｍＬ１筒	局　イオパミロン注３００シリンジ	バイエル薬品	5,188.00
注射薬	7223401A1104	プロチレリン酒石酸塩水和物	０．５ｍｇ１管	ヒルトニン０．５ｍｇ注射液	Ｔ’ｓ製薬	521.00
注射薬	7223401A2020	プロチレリン酒石酸塩水和物	１ｍｇ１ｍＬ１管	ヒルトニン１ｍｇ注射液	Ｔ’ｓ製薬	1,247.00
注射薬	7223401A3026	プロチレリン酒石酸塩水和物	２ｍｇ１ｍＬ１管	ヒルトニン２ｍｇ注射液	Ｔ’ｓ製薬	2,580.00
注射薬	7290407A1031	ガドテリドール	５ｍＬ１瓶	プロハンス静注５ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	2,050.00
注射薬	7290407A2038	ガドテリドール	１５ｍＬ１瓶	プロハンス静注１５ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	5,707.00
注射薬	7290407A3034	ガドテリドール	２０ｍＬ１瓶	プロハンス静注２０ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	7,198.00
注射薬	7290407A4030	ガドテリドール	１０ｍＬ１瓶	プロハンス静注１０ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	4,252.00
注射薬	7290407G1034	ガドテリドール	１３ｍＬ１筒	プロハンス静注シリンジ１３ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	3,757.00
注射薬	7290407G2030	ガドテリドール	１７ｍＬ１筒	プロハンス静注シリンジ１７ｍＬ	ブラッコ・ジャパン	4,260.00
注射薬	7290411G1030	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１０ｍＬ１筒	マグネスコープ静注３８％シリンジ１０ｍＬ	ゲルベ・ジャパン	3,444.00
注射薬	7290411G2037	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１５ｍＬ１筒	マグネスコープ静注３８％シリンジ１５ｍＬ	ゲルベ・ジャパン	4,537.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	7290411G3033	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％２０ｍＬ１筒	マグネスコープ静注３８％シリンジ２０ｍＬ	ゲルベ・ジャパン	6,362.00
注射薬	7290411G4021	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１１ｍＬ１筒	マグネスコープ静注３８％シリンジ１１ｍＬ	ゲルベ・ジャパン	3,474.00
注射薬	7290411G5028	ガドテル酸メグルミン	３７．６９５％１３ｍＬ１筒	マグネスコープ静注３８％シリンジ１３ｍＬ	ゲルベ・ジャパン	4,177.00
注射薬	7990402A1029	アデノシン	６０ｍｇ２０ｍＬ１瓶	アデノスキャン注６０ｍｇ	第一三共	6,336.00
注射薬	8119400A1025	オキシコドン塩酸塩水和物	１％１ｍＬ１管	麻　オキファスト注１０ｍｇ	シオノギファーマ	271.00
注射薬	8119400A2021	オキシコドン塩酸塩水和物	１％５ｍＬ１管	麻　オキファスト注５０ｍｇ	シオノギファーマ	1,340.00
注射薬	8219401D1021	レミフェンタニル塩酸塩	２ｍｇ１瓶	麻　アルチバ静注用２ｍｇ	ヤンセンファーマ	1,682.00
注射薬	8219401D2028	レミフェンタニル塩酸塩	５ｍｇ１瓶	麻　アルチバ静注用５ｍｇ	ヤンセンファーマ	3,462.00
外用薬	1119702G1062	セボフルラン	１ｍＬ	局　セボフレン吸入麻酔液	丸石製薬	26.40
外用薬	1141700J1088	アセトアミノフェン	５０ｍｇ１個	カロナール坐剤小児用５０	あゆみ製薬	26.50
外用薬	1141700J2050	アセトアミノフェン	１００ｍｇ１個	カロナール坐剤１００	あゆみ製薬	26.50
外用薬	1141700J3048	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１個	カロナール坐剤２００	あゆみ製薬	30.70
外用薬	1141700J4028	アセトアミノフェン	４００ｍｇ１個	カロナール坐剤４００	あゆみ製薬	50.20
外用薬	1190700S1029	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	イクセロンパッチ４．５ｍｇ	ノバルティスファーマ	118.60
外用薬	1190700S1037	リバスチグミン	４．５ｍｇ１枚	リバスタッチパッチ４．５ｍｇ	小野薬品工業	141.10
外用薬	1190700S2025	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	イクセロンパッチ９ｍｇ	ノバルティスファーマ	131.40
外用薬	1190700S2033	リバスチグミン	９ｍｇ１枚	リバスタッチパッチ９ｍｇ	小野薬品工業	158.30
外用薬	1190700S3021	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	イクセロンパッチ１３．５ｍｇ	ノバルティスファーマ	133.40
外用薬	1190700S3030	リバスチグミン	１３．５ｍｇ１枚	リバスタッチパッチ１３．５ｍｇ	小野薬品工業	160.30
外用薬	1190700S4028	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	イクセロンパッチ１８ｍｇ	ノバルティスファーマ	143.90
外用薬	1190700S4036	リバスチグミン	１８ｍｇ１枚	リバスタッチパッチ１８ｍｇ	小野薬品工業	169.70
外用薬	1315704Q1115	フルオロメトロン	０．０２％１ｍＬ	フルメトロン点眼液０．０２％	参天製薬	23.40
外用薬	1315704Q3126	フルオロメトロン	０．１％１ｍＬ	フルメトロン点眼液０．１％	参天製薬	26.30
外用薬	1319701Q1021	カルテオロール塩酸塩	１％１ｍＬ	ミケラン点眼液１％	大塚製薬	87.00
外用薬	1319701Q2028	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	ミケラン点眼液２％	大塚製薬	104.90
外用薬	1319701Q3024	カルテオロール塩酸塩	１％１ｍＬ	ミケランＬＡ点眼液１％	大塚製薬	196.70
外用薬	1319701Q4020	カルテオロール塩酸塩	２％１ｍＬ	ミケランＬＡ点眼液２％	大塚製薬	235.80
外用薬	1319702Q1107	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモプトール点眼液０．２５％	参天製薬	70.30
外用薬	1319702Q2111	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモプトール点眼液０．５％	参天製薬	69.50
外用薬	1319702Q3037	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	チモプトールＸＥ点眼液０．２５％	参天製薬	205.70
外用薬	1319702Q4033	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	チモプトールＸＥ点眼液０．５％	参天製薬	307.30
外用薬	1319702Q5021	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１ｍＬ	リズモンＴＧ点眼液０．２５％	わかもと製薬	223.80
外用薬	1319702Q6028	チモロールマレイン酸塩	０．５％１ｍＬ	リズモンＴＧ点眼液０．５％	わかもと製薬	266.40
外用薬	1319720Q3078	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．１％５ｍＬ１瓶	局　ヒアレイン点眼液０．１％	参天製薬	192.90
外用薬	1319720Q7111	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒	オペガン０．６眼粘弾剤１％	生化学工業	4,060.40
外用薬	1319720Q8215	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．８５ｍＬ１筒	ヒーロン眼粘弾剤１％シリンジ０．８５ｍＬ	エイエムオー・ジャパン	2,617.10
外用薬	1319720Q9041	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％１．１ｍＬ１筒	オペガン１．１眼粘弾剤１％	生化学工業	4,917.00
外用薬	1319720Y2020	精製ヒアルロン酸ナトリウム	０．３％５ｍＬ１瓶	局　ヒアレイン点眼液０．３％	参天製薬	235.20
外用薬	1319724Q1120	プラノプロフェン	０．１％１ｍＬ	ニフラン点眼液０．１％	千寿製薬	25.90
外用薬	1319726Q1102	ジクロフェナクナトリウム	０．１％１ｍＬ	ジクロード点眼液０．１％	わかもと製薬	34.10
外用薬	1319730Q1249	ケトチフェンフマル酸塩	３．４５ｍｇ５ｍＬ１瓶	ザジテン点眼液０．０５％	ノバルティスファーマ	214.50
外用薬	1319731Q2045	オキシグルタチオン	０．４６％２０ｍＬ１瓶（希釈液付）	ビーエスエスプラス５００眼灌流液０．０１８４％	日本アルコン	2,735.20
外用薬	1319732Q1035	イソプロピルウノプロストン	０．１２％１ｍＬ	レスキュラ点眼液０．１２％	日東メディック	170.00
外用薬	1319735Q1063	ペミロラストカリウム	５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　ペミラストン点眼液０．１％	アルフレッサファーマ	201.80
外用薬	1319735Q1071	ペミロラストカリウム	５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　アレギサール点眼液０．１％	参天製薬	294.50
外用薬	1319736Q1068	トラニラスト	２５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　トラメラスＰＦ点眼液０．５％	ロートニッテン	243.20
外用薬	1319736Q1076	トラニラスト	２５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　リザベン点眼液０．５％	キッセイ薬品工業	252.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319736Q1084	トラニラスト	２５ｍｇ５ｍＬ１瓶	局　トラメラス点眼液０．５％	ロートニッテンファーマ	271.50
外用薬	1319739Q1037	ラタノプロスト	０．００５％１ｍＬ	キサラタン点眼液０．００５％	ヴィアトリス製薬	232.10
外用薬	1319740Q1048	ニプラジロール	０．２５％１ｍＬ	ニプラノール点眼液０．２５％	テイカ製薬	130.80
外用薬	1319740Q1056	ニプラジロール	０．２５％１ｍＬ	ハイパジールコーワ点眼液０．２５％	興和	149.00
外用薬	1319742Q1039	レボフロキサシン水和物	０．５％１ｍＬ	局　クラビット点眼液０．５％	参天製薬	42.60
外用薬	1319742Q2027	レボフロキサシン水和物	１．５％１ｍＬ	局　クラビット点眼液１．５％	参天製薬	41.60
外用薬	1319743Q1033	ブロムフェナクナトリウム水和物	０．１％１ｍＬ	局　ブロナック点眼液０．１％	千寿製薬	55.40
外用薬	1319746Q1029	レボカバスチン塩酸塩	０．０２５％１ｍＬ	リボスチン点眼液０．０２５％	参天製薬	62.70
外用薬	1319748Q1036	ブリンゾラミド	１％１ｍＬ	エイゾプト懸濁性点眼液１％	ノバルティスファーマ	132.30
外用薬	1319752Q1024	オロパタジン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	パタノール点眼液０．１％	ノバルティスファーマ	74.10
外用薬	1319753Q1029	モキシフロキサシン塩酸塩	０．５％１ｍＬ	ベガモックス点眼液０．５％	ノバルティスファーマ	50.30
外用薬	1319754Q1023	トラボプロスト	０．００４％１ｍＬ	トラバタンズ点眼液０．００４％	ノバルティスファーマ	305.10
外用薬	1319756Q1022	タフルプロスト	０．００１５％１ｍＬ	タプロス点眼液０．００１５％	参天製薬	458.90
外用薬	1319757Q1027	ビマトプロスト	０．０３％１ｍＬ	ルミガン点眼液０．０３％	千寿製薬	315.10
外用薬	1319758Q1021	ジクアホソルナトリウム	３％５ｍＬ１瓶	ジクアス点眼液３％	参天製薬	323.90
外用薬	1319761Q1023	ブリモニジン酒石酸塩	０．１％１ｍＬ	アイファガン点眼液０．１％	千寿製薬	239.40
外用薬	1319762Q1028	エピナスチン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ	アレジオン点眼液０．０５％	参天製薬	168.30
外用薬	1319762Q2024	エピナスチン塩酸塩	０．１％１ｍＬ	アレジオンＬＸ点眼液０．１％	参天製薬	465.30
外用薬	1319817Q1020	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	ザラカム配合点眼液	ヴィアトリス製薬	468.00
外用薬	1319819Q1020	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	局　コソプト配合点眼液	参天製薬	221.00
外用薬	1319820Q1022	トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	デュオトラバ配合点眼液	ノバルティスファーマ	441.00
外用薬	1319822Q1021	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	１ｍＬ	タプコム配合点眼液	参天製薬	519.60
外用薬	1329705Q1298	ケトチフェンフマル酸塩	６．０４８ｍｇ８ｍＬ１瓶	ザジテン点鼻液０．０５％	サンファーマ	338.10
外用薬	1329710Q1027	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	５ｍｇ１０ｇ１瓶	ナゾネックス点鼻液５０μｇ５６噴霧用	オルガノン	643.90
外用薬	1329710Q2023	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	９ｍｇ１８ｇ１瓶	ナゾネックス点鼻液５０μｇ１１２噴霧用	オルガノン	1,157.80
外用薬	1329711Q1021	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	３ｍｇ６ｇ１キット	アラミスト点鼻液２７．５μｇ５６噴霧用	グラクソ・スミスクライン	746.30
外用薬	1329711Q2028	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	５ｍｇ１０ｇ１キット	アラミスト点鼻液２７．５μｇ１２０噴霧用	グラクソ・スミスクライン	1,358.20
外用薬	2171700S1095	硝酸イソソルビド	４０ｍｇ１枚	フランドルテープ４０ｍｇ	トーアエイヨー	32.20
外用薬	2259707S1020	ツロブテロール	０．５ｍｇ１枚	局　ホクナリンテープ０．５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	17.80
外用薬	2259707S2027	ツロブテロール	１ｍｇ１枚	局　ホクナリンテープ１ｍｇ	ヴィアトリス製薬	23.50
外用薬	2259707S3023	ツロブテロール	２ｍｇ１枚	局　ホクナリンテープ２ｍｇ	ヴィアトリス製薬	35.90
外用薬	2290701G4020	ブデソニド	０．２５ｍｇ２ｍＬ１管	パルミコート吸入液０．２５ｍｇ	アストラゼネカ	84.00
外用薬	2290701G5026	ブデソニド	０．５ｍｇ２ｍＬ１管	パルミコート吸入液０．５ｍｇ	アストラゼネカ	114.90
外用薬	2290801G1029	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	３０吸入１キット	シムビコートタービュヘイラー３０吸入	アストラゼネカ	1,242.20
外用薬	2290801G2025	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	６０吸入１キット	シムビコートタービュヘイラー６０吸入	アストラゼネカ	2,042.30
外用薬	2399714J1026	ドンペリドン	１０ｍｇ１個	ナウゼリン坐剤１０	協和キリン	28.60
外用薬	2399714J2022	ドンペリドン	３０ｍｇ１個	ナウゼリン坐剤３０	協和キリン	44.90
外用薬	2529708J2058	イソコナゾール硝酸塩	３００ｍｇ１個	アデスタン腟錠３００ｍｇ	バイエル薬品	163.30
外用薬	2529709H1046	オキシコナゾール硝酸塩	１００ｍｇ１錠	オキナゾール腟錠１００ｍｇ	田辺ファーマ	39.80
外用薬	2529709H2042	オキシコナゾール硝酸塩	６００ｍｇ１錠	オキナゾール腟錠６００ｍｇ	田辺ファーマ	261.40
外用薬	2634713M1020	クリンダマイシンリン酸エステル	１％１ｇ	ダラシンＴゲル１％	佐藤製薬	19.60
外用薬	2634713Q1021	クリンダマイシンリン酸エステル	１％１ｍＬ	ダラシンＴローション１％	佐藤製薬	19.60
外用薬	2639700M1029	ナジフロキサシン	１％１ｇ	アクアチム軟膏１％	大塚製薬	18.50
外用薬	2639700N1032	ナジフロキサシン	１％１ｇ	アクアチムクリーム１％	大塚製薬	18.50
外用薬	2639700Q1055	ナジフロキサシン	１％１ｍＬ	アクアチムローション１％	大塚製薬	18.50
外用薬	2646703M1094	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ	リンデロン－ＤＰ軟膏	シオノギファーマ	8.00
外用薬	2646708M1216	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	トプシム軟膏０．０５％	田辺ファーマ	10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2646708N1238	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	トプシムＥクリーム０．０５％	田辺ファーマ	10.80
外用薬	2646708N1246	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	トプシムクリーム０．０５％	田辺ファーマ	10.80
外用薬	2646708Q1030	フルオシノニド	０．０５％１ｇ	トプシムローション０．０５％	田辺ファーマ	10.80
外用薬	2646726M1095	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	メサデルム軟膏０．１％	岡山大鵬薬品	9.20
外用薬	2646726N1090	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	メサデルムクリーム０．１％	岡山大鵬薬品	9.20
外用薬	2646726Q1046	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ	メサデルムローション０．１％	岡山大鵬薬品	9.20
外用薬	2649729S2169	ケトプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	モーラステープ２０ｍｇ	久光製薬	18.10
外用薬	2649729S3084	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	モーラステープＬ４０ｍｇ	久光製薬	26.60
外用薬	2649729S4030	ケトプロフェン	２０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	モーラスパップ６０ｍｇ	久光製薬	20.10
外用薬	2649729S5028	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	モーラスパップＸＲ１２０ｍｇ	久光製薬	27.30
外用薬	2649729S6024	ケトプロフェン	２０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	モーラスパップＸＲ２４０ｍｇ	久光製薬	41.50
外用薬	2649731Q1065	フェルビナク	３％１ｍＬ	ナパゲルンローション３％	帝國製薬	4.40
外用薬	2649734Q1050	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ナボールゲル１％	久光製薬	5.30
外用薬	2649734Q1069	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ボルタレンゲル１％	同仁医薬化工	3.20
外用薬	2649734Q2022	ジクロフェナクナトリウム	１％１ｇ	ボルタレンローション１％	同仁医薬化工	3.20
外用薬	2655700N1176	クロトリマゾール	１％１ｇ	エンペシドクリーム１％	バイエル薬品	9.70
外用薬	2655708N1261	ビホナゾール	１％１ｇ	マイコスポールクリーム１％	バイエル薬品	12.80
外用薬	2655709N1053	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ニゾラールクリーム２％	帝國製薬	14.50
外用薬	2655709Q1025	ケトコナゾール	２％１ｇ	局　ニゾラールローション２％	岩城製薬	22.10
外用薬	2655712M1025	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコン軟膏１％	サンファーマ	28.20
外用薬	2655712N1020	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコンクリーム１％	サンファーマ	28.20
外用薬	2655712Q1027	ルリコナゾール	１％１ｍＬ	ルリコン液１％	サンファーマ	28.20
外用薬	2659710N1152	テルビナフィン塩酸塩	１％１ｇ	局　ラミシールクリーム１％	サンファーマ	15.80
外用薬	2659710Q1078	テルビナフィン塩酸塩	１％１ｇ	局　ラミシール外用液１％	サンファーマ	15.80
外用薬	2669701M1073	尿素	１０％１ｇ	パスタロンソフト軟膏１０％	佐藤製薬	4.10
外用薬	2669701M2100	尿素	２０％１ｇ	パスタロンソフト軟膏２０％	佐藤製薬	4.30
外用薬	2669701N1044	尿素	１０％１ｇ	ウレパールクリーム１０％	大塚製薬工場	4.00
外用薬	2669701N2040	尿素	２０％１ｇ	パスタロンクリーム２０％	佐藤製薬	4.30
外用薬	2669701N2067	尿素	２０％１ｇ	ケラチナミンコーワクリーム２０％	興和	4.10
外用薬	2669701Q1040	尿素	１０％１ｇ	ウレパールローション１０％	大塚製薬工場	4.00
外用薬	2669701Q1059	尿素	１０％１ｇ	パスタロンローション１０％	佐藤製薬	4.10
外用薬	2691702M1036	マキサカルシトール	０．００２５％１ｇ	オキサロール軟膏２５μｇ／ｇ	マルホ	39.20
外用薬	2691702Q1020	マキサカルシトール	０．００２５％１ｇ	オキサロールローション２５μｇ／ｇ	マルホ	39.20
外用薬	2699709M1028	タクロリムス水和物	０．１％１ｇ	プロトピック軟膏０．１％	マルホ	47.00
外用薬	2699711Q1027	アダパレン	０．１％１ｇ	ディフェリンゲル０．１％	マルホ	40.10
外用薬	2699713Q1026	メトロニダゾール	０．７５％１ｇ	ロゼックスゲル０．７５％	マルホ	62.00
外用薬	2699801V1165	精製白糖・ポビドンヨード	１ｇ	ユーパスタ軟膏	テイカ製薬	9.70
外用薬	6250700M1189	ビダラビン	３％１ｇ	アラセナーＡ軟膏３％	持田製薬	104.70
外用薬	6250700N1036	ビダラビン	３％１ｇ	アラセナーＡクリーム３％	持田製薬	104.70
外用薬	6250701M1027	アシクロビル	５％１ｇ	局　ゾビラックス軟膏５％	グラクソ・スミスクライン	90.60
外用薬	6250701N1049	アシクロビル	５％１ｇ	ゾビラックスクリーム５％	グラクソ・スミスクライン	90.60
外用薬	6290702Q1029	エフィナコナゾール	１０％１ｇ	クレナフィン爪外用液１０％	科研製薬	1,312.50
外用薬	8219700T1026	フェンタニル	０．８４ｍｇ１枚	麻　ワンデュロパッチ０．８４ｍｇ	ヤンセンファーマ	444.70
外用薬	8219700T2022	フェンタニル	１．７ｍｇ１枚	麻　ワンデュロパッチ１．７ｍｇ	ヤンセンファーマ	831.00
外用薬	8219700T3029	フェンタニル	３．４ｍｇ１枚	麻　ワンデュロパッチ３．４ｍｇ	ヤンセンファーマ	1,526.20
外用薬	8219700T4025	フェンタニル	５ｍｇ１枚	麻　ワンデュロパッチ５ｍｇ	ヤンセンファーマ	2,136.40
外用薬	8219700T5021	フェンタニル	６．７ｍｇ１枚	麻　ワンデュロパッチ６．７ｍｇ	ヤンセンファーマ	2,927.10

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
歯科用剤	2760804M1024	ミノサイクリン塩酸塩	１０ｍｇ０．５ｇ１シリンジ	ペリオクリン歯科用軟膏	サンスター	501.40

別紙4　　新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」から除外する品目

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F1022	エスタゾラム	１ｍｇ１錠	ユーロジン１ｍｇ錠	Ｔ’ｓ製薬	6.30
内用薬	1124009F1223	ブロチゾラム	０．２５ｍｇ１錠	局　レンドルミン錠０．２５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	10.80
内用薬	1124009F2025	ブロチゾラム	０．２５ｍｇ１錠	レンドルミンＤ錠０．２５ｍｇ	日本ベーリンガーインゲルハイム	10.80
内用薬	1124020C1045	ブロマゼパム	１％１ｇ	レキソタン細粒１％	サンドファーマ	14.90
内用薬	1124020F1025	ブロマゼパム	１ｍｇ１錠	レキソタン錠１	サンドファーマ	6.30
内用薬	1124020F2030	ブロマゼパム	２ｍｇ１錠	レキソタン錠２	サンドファーマ	6.30
内用薬	1124020F4032	ブロマゼパム	５ｍｇ１錠	レキソタン錠５	サンドファーマ	6.30
内用薬	1124021F1054	メダゼパム	２ｍｇ１錠	レスミット錠２	共和薬品工業	6.30
内用薬	1124021F2166	メダゼパム	５ｍｇ１錠	レスミット錠５	共和薬品工業	6.30
内用薬	1124022F1067	ロラゼパム	０．５ｍｇ１錠	ワイパックス錠０．５	ファイザー	6.30
内用薬	1124022F2071	ロラゼパム	１ｍｇ１錠	ワイパックス錠１．０	ファイザー	6.30
内用薬	1124023F1029	アルプラゾラム	０．４ｍｇ１錠	コンスタン０．４ｍｇ錠	Ｔ’ｓ製薬	6.30
内用薬	1124023F1037	アルプラゾラム	０．４ｍｇ１錠	ソラナックス０．４ｍｇ錠	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	1124029F1026	ロフラゼプ酸エチル	１ｍｇ１錠	局　メイラックス錠１ｍｇ	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	10.80
内用薬	1139004F1096	バルプロ酸ナトリウム	１００ｍｇ１錠	局　デパケン錠１００ｍｇ	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	1139004F2173	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局　デパケン錠２００ｍｇ	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	1139004G1040	バルプロ酸ナトリウム	１００ｍｇ１錠	局　デパケンＲ錠１００ｍｇ	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	1139004G2063	バルプロ酸ナトリウム	２００ｍｇ１錠	局　デパケンＲ錠２００ｍｇ	日医工岐阜工場	10.80
内用薬	1139009F1021	ラモトリギン	２ｍｇ１錠	ラミクタール錠小児用２ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	6.30
内用薬	1139009F2028	ラモトリギン	５ｍｇ１錠	ラミクタール錠小児用５ｍｇ	グラクソ・スミスクライン	6.30
内用薬	1149001D1160	イブプロフェン	２０％１ｇ	ブルフェン顆粒２０％	科研製薬	6.90
内用薬	1149001F1455	イブプロフェン	１００ｍｇ１錠	ブルフェン錠１００	科研製薬	6.30
内用薬	1149001F2168	イブプロフェン	２００ｍｇ１錠	ブルフェン錠２００	科研製薬	6.30
内用薬	1149019C1149	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０％１ｇ	ロキソニン細粒１０％	第一三共	11.40
内用薬	1149029F1033	ザルトプロフェン	８０ｍｇ１錠	局　ペオン錠８０	ゼリア新薬工業	10.80
内用薬	1149032F2023	エトドラク	２００ｍｇ１錠	ハイペン錠２００ｍｇ	日本新薬	10.50
内用薬	1149036F1025	ロルノキシカム	２ｍｇ１錠	局　ロルカム錠２ｍｇ	大正製薬	10.80
内用薬	1149036F2021	ロルノキシカム	４ｍｇ１錠	局　ロルカム錠４ｍｇ	大正製薬	10.80
内用薬	1161001F2057	アマンタジン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	シンメトレル錠１００ｍｇ	サンファーマ	6.30
内用薬	1169006F1027	ドロキシドパ	１００ｍｇ１錠	ドプスＯＤ錠１００ｍｇ	住友ファーマ	28.20
内用薬	1169006F2023	ドロキシドパ	２００ｍｇ１錠	ドプスＯＤ錠２００ｍｇ	住友ファーマ	53.70
内用薬	1169011F1028	カベルゴリン	０．２５ｍｇ１錠	カバサール錠０．２５ｍｇ	ファイザー	30.60
内用薬	1169011F2024	カベルゴリン	１ｍｇ１錠	カバサール錠１．０ｍｇ	ファイザー	90.10
内用薬	1169101F2053	レボドパ・カルビドパ水和物	１錠	メネシット配合錠２５０	オルガノン	24.10
内用薬	1179008F1022	マプロチリン塩酸塩	１０ｍｇ１錠	ルジオミール錠１０ｍｇ	サンファーマ	6.30
内用薬	1179012F1118	クロチアゼパム	５ｍｇ１錠	局　リーゼ錠５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	1179012F2033	クロチアゼパム	１０ｍｇ１錠	局　リーゼ錠１０ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	1179016F1124	スルピリド	１００ｍｇ１錠	局　ドグマチール錠１００ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	1179016F2090	スルピリド	２００ｍｇ１錠	局　ドグマチール錠２００ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	1179024C1033	ゾテピン	１０％１ｇ	ロドピン細粒１０％	ＬＴＬファーマ	39.90
内用薬	1179024F2036	ゾテピン	５０ｍｇ１錠	ロドピン錠５０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	17.90
内用薬	1179024F3024	ゾテピン	１００ｍｇ１錠	ロドピン錠１００ｍｇ	ＬＴＬファーマ	66.30
内用薬	1179025F1026	エチゾラム	０．５ｍｇ１錠	局　デパス錠０．５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	1179025F3029	エチゾラム	０．２５ｍｇ１錠	局　デパス錠０．２５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179037F1029	トラゾドン塩酸塩	２５ｍｇ１錠		レスリン錠２５	オルガノン	6.30
内用薬	1179038F1023	リスペリドン	１ｍｇ１錠	局	リスパダール錠１ｍｇ	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179038F5029	リスペリドン	１ｍｇ１錠		リスパダールＯＤ錠１ｍｇ	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179038F7021	リスペリドン	０．５ｍｇ１錠		リスパダールＯＤ錠０．５ｍｇ	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179040F3023	ミルナシプラン塩酸塩	１２．５ｍｇ１錠		トレドミン錠１２．５ｍｇ	旭化成ファーマ	6.30
内用薬	1190012Q2023	ドネペジル塩酸塩	５ｍｇ１個		アリセプト内服ゼリー５ｍｇ	エーザイ	94.20
内用薬	1225001F1114	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	１２５ｍｇ１錠	局	リンラキサー錠１２５ｍｇ	大正製薬	10.80
内用薬	1225001F2250	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	２５０ｍｇ１錠	局	リンラキサー錠２５０ｍｇ	大正製薬	10.80
内用薬	1231013M1040	チキジウム臭化物	５ｍｇ１カプセル		チアトンカプセル５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	1339002F1438	ジフェニドール塩酸塩	２５ｍｇ１錠		セファドール錠２５ｍｇ	日本新薬	6.30
内用薬	1339005F1296	ベタヒスチンメシル酸塩	６ｍｇ１錠	局	メリスロン錠６ｍｇ	エーザイ	10.80
内用薬	1339005F2128	ベタヒスチンメシル酸塩	１２ｍｇ１錠	局	メリスロン錠１２ｍｇ	エーザイ	10.80
内用薬	2113005F2028	メチルジゴキシン	０．０５ｍｇ１錠		ラニラピッド錠０．０５ｍｇ	中外製薬	6.10
内用薬	2123016F3037	ビソプロロールフマル酸塩	０．６２５ｍｇ１錠	局	メインテート錠０．６２５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2129010F1022	アミオダロン塩酸塩	１００ｍｇ１錠	局	アンカロン錠１００	サノフィ	66.00
内用薬	2135001F1128	メフルシド	２５ｍｇ１錠	局	バイカロン錠２５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2139001S1060	イソソルビド	７０％１ｍＬ		イソバイドシロップ７０％	興和	2.60
内用薬	2139001S2032	イソソルビド	７０％３０ｍＬ１包		イソバイドシロップ７０％分包３０ｍＬ	興和	70.00
内用薬	2139001S3020	イソソルビド	７０％２０ｍＬ１包		イソバイドシロップ７０％分包２０ｍＬ	興和	52.40
内用薬	2139008F2028	アゾセミド	３０ｍｇ１錠	局	ダイアート錠３０ｍｇ	三和化学研究所	10.80
内用薬	2144002F1024	エナラプリルマレイン酸塩	２．５ｍｇ１錠	局	レニベース錠２．５	オルガノン	10.80
内用薬	2144002F2020	エナラプリルマレイン酸塩	５ｍｇ１錠	局	レニベース錠５	オルガノン	10.80
内用薬	2144002F3027	エナラプリルマレイン酸塩	１０ｍｇ１錠	局	レニベース錠１０	オルガノン	10.80
内用薬	2144011F1023	トランドラプリル	０．５ｍｇ１錠		オドリック錠０．５ｍｇ	日本新薬	13.70
内用薬	2144011F2020	トランドラプリル	１ｍｇ１錠		オドリック錠１ｍｇ	日本新薬	14.30
内用薬	2149009F1030	ラベタロール塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局	トランデート錠５０ｍｇ	サンドファーマ	10.80
内用薬	2149010F1025	メトプロロール酒石酸塩	２０ｍｇ１錠	局	セロケン錠２０ｍｇ	太陽ファルマ	10.80
内用薬	2149010F1033	メトプロロール酒石酸塩	２０ｍｇ１錠	局	ロプレソール錠２０ｍｇ	サンファーマ	10.80
内用薬	2149010F2072	メトプロロール酒石酸塩	４０ｍｇ１錠	局	ロプレソール錠４０ｍｇ	サンファーマ	10.80
内用薬	2149019F1069	ニカルジピン塩酸塩	１０ｍｇ１錠		ペルジピン錠１０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	6.30
内用薬	2149019F2170	ニカルジピン塩酸塩	２０ｍｇ１錠		ペルジピン錠２０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	8.50
内用薬	2149022F1028	ニルバジピン	２ｍｇ１錠	局	ニバジール錠２ｍｇ	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2149026F1026	ドキサゾシンメシル酸塩	０．５ｍｇ１錠	局	カルデナリン錠０．５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2149026F5021	ドキサゾシンメシル酸塩	０．５ｍｇ１錠		カルデナリンＯＤ錠０．５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	8.20
内用薬	2149032F3024	カルベジロール	１．２５ｍｇ１錠	局	アーチスト錠１．２５ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	2149032F4020	カルベジロール	２．５ｍｇ１錠	局	アーチスト錠２．５ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	2149035F1025	フェロジピン	２．５ｍｇ１錠	局	スプレンジール錠２．５ｍｇ	アストラゼネカ	10.80
内用薬	2149041F1020	バルサルタン	２０ｍｇ１錠	局	ディオバン錠２０ｍｇ	ノバルティスファーマ	10.80
内用薬	2149041F5026	バルサルタン	２０ｍｇ１錠		ディオバンＯＤ錠２０ｍｇ	ノバルティスファーマ	10.80
内用薬	2149043F1020	アゼルニジピン	８ｍｇ１錠	局	カルブロック錠８ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	2149044F8029	オルメサルタンメドキソミル	５ｍｇ１錠		オルメテックＯＤ錠５ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	2171005F1068	ジラゼプ塩酸塩水和物	５０ｍｇ１錠		コメリアンコーワ錠５０	興和	6.30
内用薬	2171006F1224	ジルチアゼム塩酸塩	３０ｍｇ１錠		ヘルベッサー錠３０	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2171010F3053	ジピリダモール	１００ｍｇ１錠		ペルサンチン錠１００ｍｇ	Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｐａｒｋｌａｎｄ	6.30
内用薬	2171017F1028	ニコランジル	２．５ｍｇ１錠		シグマート錠２．５ｍｇ	中外製薬	6.30

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2171017F2024	ニコランジル	５ｍｇ１錠	シグマート錠５ｍｇ	中外製薬	6.30
内用薬	2171020F1020	ニトレンジピン	５ｍｇ１錠	局　バイロテンシン錠５ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2171020F2026	ニトレンジピン	１０ｍｇ１錠	局　バイロテンシン錠１０ｍｇ	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2171021F1024	ベニジピン塩酸塩	２ｍｇ１錠	局　コニール錠２	協和キリン	10.80
内用薬	2171022F1029	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　ノルバスク錠２．５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F1045	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　アムロジン錠２．５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F2025	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	局　ノルバスク錠５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F2041	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	局　アムロジン錠５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F3021	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　アムロジンＯＤ錠２．５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F3048	アムロジピンベシル酸塩	２．５ｍｇ１錠	局　ノルバスクＯＤ錠２．５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F4028	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	局　アムロジンＯＤ錠５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F4044	アムロジピンベシル酸塩	５ｍｇ１錠	局　ノルバスクＯＤ錠５ｍｇ	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171023F2020	一硝酸イソソルビド	２０ｍｇ１錠	局　アイトロール錠２０ｍｇ	トーアエイヨー	10.80
内用薬	2183005G1234	ベザフィブラート	２００ｍｇ１錠	局　ベザトールＳＲ錠２００ｍｇ	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	2183005G2028	ベザフィブラート	１００ｍｇ１錠	局　ベザトールＳＲ錠１００ｍｇ	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	2189008F1287	プロブコール	２５０ｍｇ１錠	局　ロレルコ錠２５０ｍｇ	大塚製薬	10.80
内用薬	2189008F1376	プロブコール	２５０ｍｇ１錠	局　シンレスタール錠２５０ｍｇ	アルフレッサファーマ	10.80
内用薬	2189010F1039	プラバスタチンナトリウム	５ｍｇ１錠	局　メバロチン錠５	第一三共	10.80
内用薬	2190005F1225	イフェンプロジル酒石酸塩	１０ｍｇ１錠	局　セロクラール錠１０ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	2190005F2051	イフェンプロジル酒石酸塩	２０ｍｇ１錠	局　セロクラール錠２０ｍｇ	日医工	10.80
内用薬	2190009A1048	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	１ｇ	局　ケイキサレート散	鳥居薬品	8.00
内用薬	2229001F1053	ジメモルファンリン酸塩	１０ｍｇ１錠	アストミン錠１０ｍｇ	オーファンパシフィック	6.80
内用薬	2229001Q1054	ジメモルファンリン酸塩	０．２５％１ｍＬ	アストミンシロップ０．２５％	オーファンパシフィック	7.10
内用薬	2233002F1174	Ｌ－カルボシステイン	２５０ｍｇ１錠	局　ムコダイン錠２５０ｍｇ	杏林製薬	10.80
内用薬	2233002F2022	Ｌ－カルボシステイン	５００ｍｇ１錠	局　ムコダイン錠５００ｍｇ	杏林製薬	10.80
内用薬	2251001F1046	テオフィリン	５０ｍｇ１錠	テオドール錠５０ｍｇ	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2251001F2115	テオフィリン	１００ｍｇ１錠	テオドール錠１００ｍｇ	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2259006F1080	クレンブテロール塩酸塩	１０μｇ１錠	スピロペント錠１０μｇ	帝人ファーマ	6.30
内用薬	2319001C1080	ロペラミド塩酸塩	０．０５％１ｇ	ロペミン小児用細粒０．０５％	ヤンセンファーマ	11.70
内用薬	2325003F1024	ファモチジン	１０ｍｇ１錠	局　ガスター錠１０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F2020	ファモチジン	２０ｍｇ１錠	局　ガスター錠２０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F3035	ファモチジン	１０ｍｇ１錠	ガスターＤ錠１０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F4031	ファモチジン	２０ｍｇ１錠	ガスターＤ錠２０ｍｇ	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325004M1087	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	７５ｍｇ１カプセル	局　アルタットカプセル７５ｍｇ	あすか製薬	20.00
内用薬	2325005F2020	ニザチジン	７５ｍｇ１錠	アシノン錠７５ｍｇ	ゼリア新薬工業	8.60
内用薬	2325006F1036	ラフチジン	５ｍｇ１錠	局　プロテカジン錠５	大鵬薬品工業	10.80
内用薬	2325006F3020	ラフチジン	５ｍｇ１錠	プロテカジンＯＤ錠５	大鵬薬品工業	10.80
内用薬	2329008C1097	スクラルファート水和物	９０％１ｇ	アルサルミン細粒９０％	富士化学工業	6.90
内用薬	2329012C1026	テプレノン	１０％１ｇ	セルベックス細粒１０％	エーザイ	8.10
内用薬	2329012M1021	テプレノン	５０ｍｇ１カプセル	局　セルベックスカプセル５０ｍｇ	エーザイ	10.80
内用薬	2329020F2023	イルソグラジンマレイン酸塩	４ｍｇ１錠	局　ガスロンＮ錠４ｍｇ	日本新薬	10.80
内用薬	2329020F4026	イルソグラジンマレイン酸塩	４ｍｇ１錠	ガスロンＮ・ＯＤ錠４ｍｇ	日本新薬	10.80
内用薬	2329021F1102	レバミピド	１００ｍｇ１錠	局　ムコスタ錠１００ｍｇ	大塚製薬	10.80
内用薬	2329027D1028	ポラプレジンク	１５％１ｇ	局　プロマック顆粒１５％	ゼリア新薬工業	25.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2329027F1029	ポラプレジンク	７５ｍｇ１錠		プロマックＤ錠７５	ゼリア新薬工業	13.70
内用薬	2359005F1218	ピコスルファートナトリウム水和物	２．５ｍｇ１錠		ラキソベロン錠２．５ｍｇ	帝人ファーマ	6.30
内用薬	2399005F1027	ドンペリドン	５ｍｇ１錠		ナウゼリン錠５	協和キリン	6.30
内用薬	2399005F3020	ドンペリドン	５ｍｇ１錠		ナウゼリンＯＤ錠５	協和キリン	6.30
内用薬	2399010F2024	モサプリドクエン酸塩水和物	５ｍｇ１錠	局	ガスモチン錠５ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	2399011C1050	ポリカルボフィルカルシウム	８３．３％１ｇ		ポリフル細粒８３．３％	ヴィアトリス製薬	19.40
内用薬	2590002F1371	フラボキサート塩酸塩	２００ｍｇ１錠		ブラダロン錠２００ｍｇ	日本新薬	7.30
内用薬	3112001M1046	アルファカルシドール	０．２５μｇ１カプセル		アルファロールカプセル０．２５μｇ	中外製薬	6.30
内用薬	3112001M2069	アルファカルシドール	０．５μｇ１カプセル		アルファロールカプセル０．５μｇ	中外製薬	6.30
内用薬	3222013D1059	クエン酸第一鉄ナトリウム	１ｇ		フェロミア顆粒８．３％	アルフレッサファーマ	8.30
内用薬	3399101F1021	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン	１錠		コンプラビン配合錠	サノフィ	40.90
内用薬	3929008D1022	デフェラシロクス	９０ｍｇ１包		ジャドニュ顆粒分包９０ｍｇ	ノバルティスファーマ	308.90
内用薬	3949101F1073	クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム水和物	１錠		ウラリット配合錠	日本ケミファ	6.30
内用薬	3961003F1028	グリベンクラミド	１．２５ｍｇ１錠		オイグルコン錠１．２５ｍｇ	太陽ファルマ	6.30
内用薬	3961007F2022	グリクラジド	２０ｍｇ１錠		グリミクロンＨＡ錠２０ｍｇ	住友ファーマ	6.30
内用薬	3961008F1020	グリメピリド	１ｍｇ１錠	局	アマリール１ｍｇ錠	サノフィ	10.80
内用薬	3962002F2027	メトホルミン塩酸塩	２５０ｍｇ１錠	局	メトグルコ錠２５０ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	3962002F3023	メトホルミン塩酸塩	５００ｍｇ１錠	局	メトグルコ錠５００ｍｇ	住友ファーマ	10.80
内用薬	3969006F1038	ナテグリニド	３０ｍｇ１錠	局	ファスティック錠３０	ＥＡファーマ	10.80
内用薬	3969009F1023	ミグリトール	２５ｍｇ１錠	局	セイブル錠２５ｍｇ	三和化学研究所	10.80
内用薬	3969009F6025	ミグリトール	２５ｍｇ１錠		セイブルＯＤ錠２５ｍｇ	三和化学研究所	10.80
内用薬	3999001Q2058	ラクツロース	６５％１ｍＬ		モニラック・シロップ６５％	丸石製薬	7.10
内用薬	3999017M1026	ミコフェノール酸　モフェチル	２５０ｍｇ１カプセル		セルセプトカプセル２５０	中外製薬	72.40
内用薬	4413004F1200	メキタジン	３ｍｇ１錠	局	ニポラジン錠３ｍｇ	アルフレッサファーマ	10.80
内用薬	4413004F1251	メキタジン	３ｍｇ１錠	局	ゼスラン錠３ｍｇ	旭化成ファーマ	10.80
内用薬	4490002M1315	トラニラスト	１００ｍｇ１カプセル	局	リザベンカプセル１００ｍｇ	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	4490002R1142	トラニラスト	５％１ｇ	局	リザベンドライシロップ５％	キッセイ薬品工業	8.00
内用薬	4490011F1030	ペミロラストカリウム	１０ｍｇ１錠	局	ペミラストン錠１０ｍｇ	アルフレッサファーマ	21.30
内用薬	4490013M1038	エメダスチンフマル酸塩	１ｍｇ１カプセル	局	レミカットカプセル１ｍｇ	興和	15.20
内用薬	4490013M2034	エメダスチンフマル酸塩	２ｍｇ１カプセル	局	レミカットカプセル２ｍｇ	興和	18.90
内用薬	4490016M1023	スプラタストトシル酸塩	５０ｍｇ１カプセル		アイピーディカプセル５０	大鵬薬品工業	11.10
内用薬	4490016M2020	スプラタストトシル酸塩	１００ｍｇ１カプセル		アイピーディカプセル１００	大鵬薬品工業	11.50
内用薬	4490028Q1028	レボセチリジン塩酸塩	０．０５％１ｍＬ		ザイザルシロップ０．０５％	グラクソ・スミスクライン	7.10
内用薬	6152005F1052	ミノサイクリン塩酸塩	５０ｍｇ１錠	局	ミノマイシン錠５０ｍｇ	ファイザー	10.80
内用薬	6152005M1043	ミノサイクリン塩酸塩	５０ｍｇ１カプセル		ミノマイシンカプセル５０ｍｇ	ファイザー	10.80
内用薬	6152005M2074	ミノサイクリン塩酸塩	１００ｍｇ１カプセル		ミノマイシンカプセル１００ｍｇ	ファイザー	19.90
内用薬	6164001M1216	リファンピシン	１５０ｍｇ１カプセル	局	リファジンカプセル１５０ｍｇ	第一三共	10.80
内用薬	6241018F1027	シタフロキサシン水和物	５０ｍｇ１錠		グレースビット錠５０ｍｇ	第一三共	63.10
内用薬	6250002F1025	アシクロビル	２００ｍｇ１錠	局	ゾビラックス錠２００	グラクソ・スミスクライン	11.80
内用薬	6250002F2021	アシクロビル	４００ｍｇ１錠	局	ゾビラックス錠４００	グラクソ・スミスクライン	28.50
内用薬	6250019D1020	バラシクロビル塩酸塩	５０％１ｇ		バルトレックス顆粒５０％	グラクソ・スミスクライン	141.30
内用薬	6290002M1020	フルコナゾール	５０ｍｇ１カプセル	局	ジフルカンカプセル５０ｍｇ	ファイザー	70.40
内用薬	6290002M2026	フルコナゾール	１００ｍｇ１カプセル	局	ジフルカンカプセル１００ｍｇ	ファイザー	114.60
注射薬	2119404G3056	ドブタミン塩酸塩	０．１％２００ｍＬ１袋		ドブトレックスキット点滴静注用２００ｍｇ	共和薬品工業	1,559.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	2119404G4052	ドブタミン塩酸塩	０．３％２００ｍＬ１袋		ドブトレックスキット点滴静注用６００ｍｇ	共和薬品工業	1,575.00
注射薬	2171403A1030	ニトログリセリン	１ｍｇ２ｍＬ１管		ミリスロール注１ｍｇ／２ｍＬ	日本化薬	121.00
注射薬	2171403A2052	ニトログリセリン	５ｍｇ１０ｍＬ１管		ミリスロール注５ｍｇ／１０ｍＬ	日本化薬	248.00
注射薬	2171404A1026	硝酸イソソルビド	０．０５％１０ｍＬ１管		ニトロール注５ｍｇ	エーザイ	151.00
注射薬	2171404A8039	硝酸イソソルビド	０．０５％１００ｍＬ１袋		ニトロール点滴静注５０ｍｇバッグ	エーザイ	1,258.00
注射薬	2492415A3031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル		ノボラピッド注　１００単位／ｍＬ	ノボ　ノルディスクファーマ	158.00
注射薬	2492415G1031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１キット		ノボラピッド注　フレックスペン	ノボ　ノルディスクファーマ	1,058.00
注射薬	2492416G2024	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	３００単位１キット	局	ランタス注ソロスター	サノフィ	888.00
注射薬	3420432A1038	腹膜透析液	１．５Ｌ１袋		エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	998.00
注射薬	3420432A2034	腹膜透析液	１．５Ｌ１袋（排液用バッグ付）		エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	2,027.00
注射薬	3420432A3030	腹膜透析液	２Ｌ１袋		エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	750.00
注射薬	3420432A4037	腹膜透析液	２Ｌ１袋（排液用バッグ付）		エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	1,355.00
注射薬	3929407D1160	レボホリナートカルシウム	２５ｍｇ１瓶		アイソボリン点滴静注用２５ｍｇ	ファイザー	394.00
注射薬	3929407D2108	レボホリナートカルシウム	１００ｍｇ１瓶		アイソボリン点滴静注用１００ｍｇ	ファイザー	1,296.00
注射薬	3999412A7028	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	７５０国際単位０．５ｍＬ１管		エスポー注射液７５０	協和キリン	343.00
注射薬	4240406A1031	パクリタキセル	３０ｍｇ５ｍＬ１瓶		タキソール注射液３０ｍｇ	チェプラファーム	1,413.00
注射薬	4240406A2038	パクリタキセル	１００ｍｇ１６．７ｍＬ１瓶		タキソール注射液１００ｍｇ	チェプラファーム	4,491.00
注射薬	4291403A1088	カルボプラチン	５０ｍｇ５ｍＬ１瓶	局	パラプラチン注射液５０ｍｇ	チェプラファーム	1,217.00
注射薬	4300400X1029	過テクネチウム酸ナトリウム（９９ｍＴｃ）	１０ＭＢｑ		ウルトラテクネカウ	ＰＤＲファーマ	266.00
注射薬	4300431A1021	塩酸Ｎ－イソプロピル－４－ヨードアンフェタミン（１２３Ｉ）	１０ＭＢｑ		パーヒューザミン注	日本メジフィジックス	2,456.00
注射薬	6132400G3023	セフォチアム塩酸塩	１ｇ１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	パンスポリン静注用１ｇバッグＳ	Ｔ’ｓ製薬	1,014.00
注射薬	6139500F1024	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（５００ｍｇ）１瓶	局	スルペラゾン静注用０．５ｇ	ファイザー	376.00
注射薬	6139500F2020	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（１ｇ）１瓶	局	スルペラゾン静注用１ｇ	ファイザー	301.00
注射薬	7219412G1030	イオパミドール	６１．２４％１００ｍＬ１筒	局	イオパミロン注３００シリンジ	バイエル薬品	3,994.00
注射薬	7219412G6031	イオパミドール	６１．２４％８０ｍＬ１筒	局	イオパミロン注３００シリンジ	バイエル薬品	3,317.00
注射薬	7219412G7038	イオパミドール	７５．５２％１００ｍＬ１筒	局	イオパミロン注３７０シリンジ	バイエル薬品	4,186.00
注射薬	7219412G9030	イオパミドール	７５．５２％８０ｍＬ１筒	局	イオパミロン注３７０シリンジ	バイエル薬品	3,677.00
注射薬	7219412P2044	イオパミドール	６１．２４％１５０ｍＬ１筒	局	イオパミロン注３００シリンジ	バイエル薬品	6,549.00
注射薬	7219415A9066	イオヘキソール	６４．７１％２０ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３００注２０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	1,401.00
注射薬	7219415G1050	イオヘキソール	５１．７７％１００ｍＬ１筒	局	オムニパーク２４０注シリンジ１００ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,883.00
注射薬	7219415G2064	イオヘキソール	６４．７１％５０ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ５０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,001.00
注射薬	7219415G3117	イオヘキソール	６４．７１％１００ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ１００ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,688.00
注射薬	7219415G4067	イオヘキソール	６４．７１％８０ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ８０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,982.00
注射薬	7219415G5063	イオヘキソール	７５．４９％１００ｍＬ１筒	局	オムニパーク３５０注シリンジ１００ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,843.00
注射薬	7219415G6035	イオヘキソール	６４．７１％１５０ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ１５０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	6,264.00
注射薬	7219415G7031	イオヘキソール	６４．７１％１２５ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ１２５ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	5,458.00
注射薬	7219415G8038	イオヘキソール	７５．４９％７０ｍＬ１筒	局	オムニパーク３５０注シリンジ７０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,805.00
注射薬	7219415G9026	イオヘキソール	６４．７１％１１０ｍＬ１筒	局	オムニパーク３００注シリンジ１１０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	4,997.00
注射薬	7219415H1071	イオヘキソール	６４．７１％５０ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３００注５０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,809.00
注射薬	7219415H2078	イオヘキソール	６４．７１％１００ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３００注１００ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	3,186.00
注射薬	7219415H3066	イオヘキソール	７５．４９％２０ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３５０注２０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	810.00
注射薬	7219415H4062	イオヘキソール	７５．４９％５０ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３５０注５０ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	1,749.00
注射薬	7219415H5069	イオヘキソール	７５．４９％１００ｍＬ１瓶	局	オムニパーク３５０注１００ｍＬ	ＧＥヘルスケアファーマ	2,735.00
注射薬	8219400A1063	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％２ｍＬ１管	麻	フェンタニル注射液０．１ｍｇ「第一三共」	第一三共	242.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	8219400A2051	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％５ｍＬ１管	麻	フェンタニル注射液０．２５ｍｇ「第一三共」	第一三共	515.00
外用薬	1141700J1029	アセトアミノフェン	５０ｍｇ１個		アルピニー坐剤５０	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J1045	アセトアミノフェン	５０ｍｇ１個		アンヒバ坐剤小児用５０ｍｇ	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1141700J2092	アセトアミノフェン	１００ｍｇ１個		アルピニー坐剤１００	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J2130	アセトアミノフェン	１００ｍｇ１個		アンヒバ坐剤小児用１００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1141700J3021	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１個		アルピニー坐剤２００	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J3110	アセトアミノフェン	２００ｍｇ１個		アンヒバ坐剤小児用２００ｍｇ	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1147700J1057	ジクロフェナクナトリウム	１２．５ｍｇ１個	局	ボルタレンサポ１２．５ｍｇ	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1147700J2061	ジクロフェナクナトリウム	２５ｍｇ１個	局	ボルタレンサポ２５ｍｇ	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1147700J3084	ジクロフェナクナトリウム	５０ｍｇ１個	局	ボルタレンサポ５０ｍｇ	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1214701S1051	リドカイン	（１８ｍｇ）３０．５ｍｍ×５０．０ｍｍ１枚		ペンレステープ１８ｍｇ	日東電工	31.30
外用薬	1319720Q1164	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４ｍＬ１筒		ヒーロン眼粘弾剤１％シリンジ０．４ｍＬ	エイエムオー・ジャパン	2,353.50
外用薬	1319720Q7227	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６ｍＬ１筒		ヒーロン眼粘弾剤１％シリンジ０．６ｍＬ	エイエムオー・ジャパン	2,617.60
外用薬	2171701S7055	ニトログリセリン	（２７ｍｇ）１４ｃ㎡１枚		バソレーターテープ２７ｍｇ	三和化学研究所	39.30
外用薬	2171701S7071	ニトログリセリン	（２７ｍｇ）１４ｃ㎡１枚		ミニトロテープ２７ｍｇ	キョーリンリメディオ	46.20
外用薬	2259701G1063	クロモグリク酸ナトリウム	１％２ｍＬ１管		インタール吸入液１％	サノフィ	21.50
外用薬	2399707D1030	トリアムシノロンアセトニド	２５μｇ１錠		アフタッチ口腔用貼付剤２５μｇ	アルフレッサファーマ	18.10
外用薬	2399715X1023	メサラジン	１ｇ１個		ペンタサ注腸１ｇ	フェリング・ファーマ	325.80
外用薬	2646703N1073	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		リンデロンーＤＰクリーム	シオノギファーマ	8.00
外用薬	2646703Q1029	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	０．０６４％１ｇ		リンデロンーＤＰゾル	シオノギファーマ	8.00
外用薬	2646723M1172	ジフロラゾン酢酸エステル	０．０５％１ｇ		ダイアコート軟膏０．０５％	帝國製薬	10.80
外用薬	2646723N1151	ジフロラゾン酢酸エステル	０．０５％１ｇ		ダイアコートクリーム０．０５％	帝國製薬	10.80
外用薬	2646725M1201	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		マイザー軟膏０．０５％	田辺ファーマ	9.60
外用薬	2646725N1150	ジフルプレドナート	０．０５％１ｇ		マイザークリーム０．０５％	田辺ファーマ	9.60
外用薬	2646727M1022	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	０．１％１ｇ		アルメタ軟膏	シオノギファーマ	18.00
外用薬	2646731M1029	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		フルメタ軟膏	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2646731N1024	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		フルメタクリーム	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2646731Q1020	モメタゾンフランカルボン酸エステル	０．１％１ｇ		フルメタローション	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2649719S1185	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		カトレップパップ７０ｍｇ	帝國製薬	18.20
外用薬	2649719S1207	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ハップスターＩＤ７０ｍｇ	大石膏盛堂	18.20
外用薬	2649719S1215	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		アコニップパップ７０ｍｇ	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649719S1223	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		インサイドパップ７０ｍｇ	久光製薬	18.20
外用薬	2649719S1240	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		インテナースパップ７０ｍｇ	東光薬品工業	18.20
外用薬	2649719S1290	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ラクティオンパップ７０ｍｇ	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649719S1312	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		コリフメシンパップ７０ｍｇ	東和製薬：和歌山	18.20
外用薬	2649719S1371	インドメタシン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		イドメシンパップ７０ｍｇ	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649726M1046	ベンダザック	３％１ｇ		ジルダザック軟膏３％	佐藤製薬	16.10
外用薬	2649729S1154	ケトプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		モーラスパップ３０ｍｇ	久光製薬	18.20
外用薬	2649731M1071	フェルビナク	３％１ｇ		ナパゲルン軟膏３％	帝國製薬	4.40
外用薬	2649731S1143	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	局	セルタッチパップ７０	帝國製薬	18.20
外用薬	2649731S1232	フェルビナク	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	局	セルタッチテープ７０	帝國製薬	18.20
外用薬	2649732S1130	フルルビプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		アドフィードパップ４０ｍｇ	リードケミカル	18.20
外用薬	2649732S1164	フルルビプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ゼポラスパップ４０ｍｇ	三笠製薬	18.20
外用薬	2649732S2047	フルルビプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚		ゼポラステープ４０ｍｇ	三笠製薬	18.20

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2649732S2055	フルルビプロフェン	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ヤクバンテープ４０ｍｇ	トクホン	18.20
外用薬	2649732S3043	フルルビプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ゼポラステープ２０ｍｇ	三笠製薬	13.10
外用薬	2649732S3051	フルルビプロフェン	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ヤクバンテープ２０ｍｇ	トクホン	13.10
外用薬	2649734S1066	ジクロフェナクナトリウム	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ナボールテープ１５ｍｇ	久光製薬	13.10
外用薬	2649734S1074	ジクロフェナクナトリウム	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ボルタレンテープ１５ｍｇ	同仁医薬化工	13.10
外用薬	2649734S2062	ジクロフェナクナトリウム	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ナボールテープＬ３０ｍｇ	久光製薬	18.20
外用薬	2649734S2070	ジクロフェナクナトリウム	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ボルタレンテープ３０ｍｇ	同仁医薬化工	18.20
外用薬	2649734S3042	ジクロフェナクナトリウム	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ナボールパップ７０ｍｇ	久光製薬	13.10
外用薬	2649734S4049	ジクロフェナクナトリウム	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ナボールパップ１４０ｍｇ	久光製薬	18.20
外用薬	2649735S1028	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ロキソニンパップ１００ｍｇ	リードケミカル	18.20
外用薬	2649735S2024	ロキソプロフェンナトリウム水和物	７ｃｍ×１０ｃｍ１枚	ロキソニンテープ５０ｍｇ	リードケミカル	13.10
外用薬	2649735S3020	ロキソプロフェンナトリウム水和物	１０ｃｍ×１４ｃｍ１枚	ロキソニンテープ１００ｍｇ	リードケミカル	18.20
外用薬	2655710M1034	ラノコナゾール	１％１ｇ	局　アスタット軟膏１％	マルホ	16.10
外用薬	2655710N1030	ラノコナゾール	１％１ｇ	局　アスタットクリーム１％	マルホ	16.10
外用薬	2655710Q1036	ラノコナゾール	１％１ｍＬ	局　アスタット外用液１％	マルホ	16.10

⑪

事　務　連　絡
令和８年３月５日

別記関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 13 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について

医科診療報酬点数表のバイオ後続品使用体制加算をはじめとする診療報酬上の加算等の算定対象等となるバイオ後続品等について、令和８年度薬価改定を踏まえ、令和８年４月１日以降は下記のとおり取り扱うこととするので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知を図られたい。

また、本リストについては、当省ホームページにて掲載する予定である旨申し添える。（www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/tp20260401-01.html）

記

１．診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品については、別紙１のとおりとし、別紙２に示すバイオ後続品については、令和８年度薬価改定において、その薬価が先行バイオ医薬品の薬価よりも高くなっている又は先行バイオ医薬品の薬価と同額となっているため、診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品から除外することとする。

２．診療報酬上の加算等における実績要件であるバイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」については、別紙３のとおりとし、別紙４に示す先行バイオ医薬品については、令和８年度薬価改定において、その薬価がバイオ後続品の薬価よりも低くなっている又はバイオ後続品の薬価と同額となっているため、令和８年４月１日以降は、診療報酬上の加算等における実績要件であるバイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」から除外することとする。

３．令和８年６月１日に適用される調剤報酬点数表の「バイオ後続品調剤体制加算」については、別紙１に掲げるバイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を算定対象とすることとする。

別紙1

診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1319405G1038	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプト硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「バイエル」	バイエルライフサイエンス	67,959.00
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え）［ラニビズマブ後続１］	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	ラニビズマブＢＳ硝子体内注射用キット１０ｍｇ／ｍＬ「センジュ」	千寿製薬	72,136.00
注射薬	1319410A1028	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続２］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＮＩＴ」	富士製薬工業	77,531.00
注射薬	1319410G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続２］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＮＩＴ」	富士製薬工業	67,959.00
注射薬	2399403F1039	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続１］	１００ｍｇ１瓶	インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	14,500.00
注射薬	2399404F1025	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続２］	１００ｍｇ１瓶	インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	16,912.00
注射薬	2399404F1033	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続２］	１００ｍｇ１瓶	インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「日医工」	日医工	12,662.00
注射薬	2399406F1024	インフリキシマブ（遺伝子組換え）［インフリキシマブ後続３］	１００ｍｇ１瓶	インフリキシマブＢＳ点滴静注用１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	13,860.00
注射薬	2412402A3033	ソマトロピン（遺伝子組換え）	５ｍｇ１筒	ソマトロピンＢＳ皮下注５ｍｇ「サンド」シュアパル	サンド	11,772.00
注射薬	2412402A4030	ソマトロピン（遺伝子組換え）	１０ｍｇ１筒	ソマトロピンＢＳ皮下注１０ｍｇ「サンド」シュアパル	サンド	22,973.00
注射薬	2439402G1029	テリパラチド（遺伝子組換え）［テリパラチド後続１］	６００μｇ１キット	テリパラチドＢＳ皮下注キット６００μｇ「モチダ」	持田製薬	14,924.00
注射薬	2492420A1021	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続１］	３００単位１筒	インスリン　グラルギンＢＳ注カート「リリー」	日本イーライリリー	646.00
注射薬	2492422A1020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	１００単位１ｍＬバイアル	インスリン　リスプロＢＳ注１００単位／ｍＬＨＵ「サノフィ」	サノフィ	121.00
注射薬	2492422A2027	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	３００単位１筒	インスリン　リスプロＢＳ注カート　ＨＵ「サノフィ」	サノフィ	361.00
注射薬	2492422G1023	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）［インスリンリスプロ後続１］	３００単位１キット	インスリン　リスプロＢＳ注ソロスター　ＨＵ「サノフィ」	サノフィ	774.00
注射薬	2492423A2021	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	３００単位１筒	インスリン　アスパルトＢＳ注カート　ＮＲ「サノフィ」	サノフィ	674.00
注射薬	2492423G1028	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	３００単位１キット	インスリン　アスパルトＢＳ注ソロスター　ＮＲ「サノフィ」	サノフィ	1,213.00
注射薬	3399408G1023	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	1,942.00
注射薬	3399408G2020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	3,165.00
注射薬	3399408G3026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続１］	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	5,012.00
注射薬	3399409G1028	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注７５μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	2,713.00
注射薬	3399409G2024	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注１５０μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	3,340.00
注射薬	3399409G3020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）［フィルグラスチム後続２］	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	フィルグラスチムＢＳ注３００μｇシリンジ「ＮＫ」	日本化薬	5,351.00
注射薬	3399416G1028	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続１］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「ニプロ」	持田製薬販売	54,924.00
注射薬	3399416G1036	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続１］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「モチダ」	持田製薬	55,680.00
注射薬	3959420A1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）［アガルシダーゼベータ後続１］	５ｍｇ１瓶	アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注５ｍｇ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	68,796.00
注射薬	3959420A2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）［アガルシダーゼベータ後続１］	３５ｍｇ１瓶	アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注３５ｍｇ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	389,144.00
注射薬	3999425S5036	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	720.00
注射薬	3999425S6032	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１５μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	992.00
注射薬	3999425S7039	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注２０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	1,260.00
注射薬	3999425S8035	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注３０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	1,848.00
注射薬	3999425S9031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注４０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	2,207.00
注射薬	3999425U1031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注６０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	3,188.00
注射薬	3999425U2038	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１２０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	5,710.00
注射薬	3999425U3034	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注１８０μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	7,647.00
注射薬	3999425U4030	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファ注５μｇシリンジ「ＫＫＦ」	協和キリンフロンティア	412.00
注射薬	3999427G1029	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	７５０国際単位０．５ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注７５０シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	485.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999427G2025	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	１，５００国際単位１ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注１５００シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	485.00
注射薬	3999427G3021	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	３，０００国際単位２ｍＬ１筒	エポエチンアルファＢＳ注３０００シリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	845.00
注射薬	3999448D1024	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１瓶	エタネルセプトＢＳ皮下注用１０ｍｇ「ＭＡ」	持田製薬	4,335.00
注射薬	3999448D2020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ１瓶	エタネルセプトＢＳ皮下注用２５ｍｇ「ＭＡ」	持田製薬	5,331.00
注射薬	3999448G1020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	6,125.00
注射薬	3999448G2027	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	11,595.00
注射薬	3999448G3023	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	10,463.00
注射薬	3999448G4020	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇペン０．５ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	5,532.00
注射薬	3999451G1022	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注１０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	2,256.00
注射薬	3999451G1030	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	１０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注１０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「日医工」	日医工	2,926.00
注射薬	3999451G2029	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	5,744.00
注射薬	3999451G2037	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ「日医工」	日医工	5,744.00
注射薬	3999451G3025	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	11,768.00
注射薬	3999451G3033	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１筒	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ「日医工」	日医工	10,710.00
注射薬	3999451G4021	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「ＴＹ」	陽進堂	9,924.00
注射薬	3999451G4030	エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続	５０ｍｇ１ｍＬ１キット	エタネルセプトＢＳ皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ「日医工」	日医工	9,924.00
注射薬	3999453G1021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注５μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	390.00
注射薬	3999453G2028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	688.00
注射薬	3999453G3024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１５μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	945.00
注射薬	3999453G4020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注２０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	1,207.00
注射薬	3999453G5027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注３０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	1,773.00
注射薬	3999453G6023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注４０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	2,109.00
注射薬	3999453G7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注６０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	3,082.00
注射薬	3999453G8026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１２０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	5,568.00
注射薬	3999453G9022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続１］	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１８０μｇシリンジ「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	7,487.00
注射薬	3999454G1026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注５μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	389.00
注射薬	3999454G2022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	686.00
注射薬	3999454G3029	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１５μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１５μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	950.00
注射薬	3999454G4025	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注２０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	1,207.00
注射薬	3999454G5021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	３０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注３０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	1,759.00
注射薬	3999454G6028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	４０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注４０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	2,093.00
注射薬	3999454G7024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	６０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注６０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	3,081.00
注射薬	3999454G8020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１２０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	5,575.00
注射薬	3999454G9027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）［ダルベポエチンアルファ後続２］	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１８０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	7,284.00
注射薬	3999457G1020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	9,270.00
注射薬	3999457G2026	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	17,987.00
注射薬	3999457G3022	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続１］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	15,584.00
注射薬	3999459G1029	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「第一三共」	第一三共	12,852.00
注射薬	3999459G2025	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	19,261.00
注射薬	3999459G3021	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続２］	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	14,953.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	10,266.00
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	19,717.00
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	37,546.00
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続３］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	17,554.00
注射薬	3999472G1024	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	9,952.00
注射薬	3999472G2020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	18,326.00
注射薬	3999472G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	30,601.00
注射薬	3999472G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	16,078.00
注射薬	3999472G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続４］	８０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	33,549.00
注射薬	3999473G1029	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	131,440.00
注射薬	3999474G1023	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＹＤ」	陽進堂	136,554.00
注射薬	3999475G1028	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	129,689.00
注射薬	4291439A1027	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続１］	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ＫＨＫ」	サンド	9,274.00
注射薬	4291439A2023	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続１］	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注５００ｍｇ「ＫＨＫ」	サンド	44,485.00
注射薬	4291442D1033	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	６０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用６０ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	4,033.00
注射薬	4291442D2030	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	１５０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用１５０ｍｇ「ＮＫ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	9,383.00
注射薬	4291447D1028	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	６０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用６０ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	3,960.00
注射薬	4291447D2024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続	１５０ｍｇ１瓶	トラスツズマブＢＳ点滴静注用１５０ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	8,949.00
注射薬	4291449A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続１］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	5,932.00
注射薬	4291449A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続１］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	22,130.00
注射薬	4291451A1028	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続２］	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	8,389.00
注射薬	4291451A2024	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続２］	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶	リツキシマブＢＳ点滴静注５００ｍｇ「ファイザー」	ファイザー	40,357.00
注射薬	4291461A1021	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続３］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「日医工」	日医工	6,125.00
注射薬	4291461A2028	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続３］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「日医工」	日医工	22,234.00
注射薬	4291463A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続４］	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	6,038.00
注射薬	4291463A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続４］	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶	ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	22,709.00
注射薬	6399435A1021	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶	トシリズマブＢＳ点滴静注８０ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	6,687.00
注射薬	6399435A2028	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	２００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	トシリズマブＢＳ点滴静注２００ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	16,717.00
注射薬	6399435A3024	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	４００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	トシリズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	33,434.00

別紙2　　診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品から除外する品目

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2492420G1024	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続１］	３００単位１キット	インスリン　グラルギンＢＳ注ミリオペン「リリー」	日本イーライリリー	997.00
内用薬	2492421G1029	インスリングラルギン（遺伝子組換え）［インスリングラルギン後続２］	３００単位１キット	インスリン　グラルギンＢＳ注キット「ＦＦＰ」	富士フイルム富山化学	970.00
内用薬	2492423A1025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）［インスリンアスパルト後続１］	１００単位１ｍＬバイアル	インスリン　アスパルトＢＳ注１００単位／ｍＬＮＲ「サノフィ」	サノフィ	208.00
内用薬	3999427A1026	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）［エポエチンアルファ後続１］	７５０国際単位０．５ｍＬ１瓶	エポエチンアルファＢＳ注７５０「ＪＣＲ」	ＪＣＲファーマ	761.00

別紙3　　バイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶		ルセンティス硝子体内注射液１０ｍｇ／ｍＬ	ノバルティスファーマ	108,517.00
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	０．５ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		ルセンティス硝子体内注射用キット１０ｍｇ／ｍＬ	ノバルティスファーマ	92,753.00
注射薬	1319405A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶		アイリーア硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ	バイエル薬品	113,912.00
注射薬	1319405G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒		アイリーア硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ	バイエル薬品	99,522.00
注射薬	2399402F1026	インフリキシマブ（遺伝子組換え）	１００ｍｇ１瓶		レミケード点滴静注用１００	田辺ファーマ	35,981.00
注射薬	2412402D9038	ソマトロピン（遺伝子組換え）	５．３３ｍｇ１筒（溶解液付）		ジェノトロピンＴＣ注用５．３ｍｇ	ファイザー	13,101.00
注射薬	2412402L4057	ソマトロピン（遺伝子組換え）	１２ｍｇ１筒（溶解液付）		ジェノトロピンＴＣ注用１２ｍｇ	ファイザー	29,742.00
注射薬	2412402P4024	ソマトロピン（遺伝子組換	５．３３ｍｇ１キット		ジェノトロピンゴークイック注用５．３ｍｇ	ファイザー	21,455.00
注射薬	2412402P5020	ソマトロピン（遺伝子組換	１２ｍｇ１キット		ジェノトロピンゴークイック注用１２ｍｇ	ファイザー	52,414.00
注射薬	2439400G1020	テリパラチド（遺伝子組換	６００μｇ１キット		フォルテオ皮下注キット６００μｇ	日本イーライリリー	20,071.00
注射薬	2492414A1026	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１筒		ヒューマログ注カート	日本イーライリリー	903.00
注射薬	2492414A2030	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル		ヒューマログ注１００単位／ｍＬ	日本イーライリリー	215.00
注射薬	2492414G5024	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１キット		ヒューマログ注ミリオペン	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492414G9020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	３００単位１キット		ヒューマログ注ミリオペンＨＤ	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492415A2035	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１筒		ノボラピッド注　ペンフィル	ノボ　ノルディスクファーマ	732.00
注射薬	2492415G6025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１キット		ノボラピッド注　フレックスタッチ	ノボ　ノルディスクファーマ	1,380.00
注射薬	2492416A1033	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	３００単位１筒	局	ランタス注カート	サノフィ	773.00
注射薬	2492416A3036	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル	局	ランタス注１００単位／ｍＬ	サノフィ	241.00
注射薬	3399405A1027	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１管	局	グラン注射液７５	協和キリン	6,082.00
注射薬	3399405A4026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１管	局	グラン注射液Ｍ３００	協和キリン	7,111.00
注射薬	3399405G1020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	７５μｇ０．３ｍＬ１筒	局	グランシリンジ７５	協和キリン	4,025.00
注射薬	3399405G2026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	１５０μｇ０．６ｍＬ１筒	局	グランシリンジ１５０	協和キリン	7,947.00
注射薬	3399405G3022	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	３００μｇ０．７ｍＬ１筒	局	グランシリンジＭ３００	協和キリン	6,979.00
注射薬	3399410G1020	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒		ジーラスタ皮下注３．６ｍｇ	協和キリン	77,753.00
注射薬	3959409D1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	５ｍｇ１瓶		ファブラザイム点滴静注用５ｍｇ	サノフィ	95,674.00
注射薬	3959409D2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	３５ｍｇ１瓶		ファブラザイム点滴静注用３５ｍｇ	サノフィ	528,502.00
注射薬	3999424D1029	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ１瓶		エンブレル皮下注用２５ｍｇ	ファイザー	12,337.00
注射薬	3999424D2025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	１０ｍｇ１瓶		エンブレル皮下注用１０ｍｇ	ファイザー	4,485.00
注射薬	3999424G1025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ０．５ｍＬ１筒		エンブレル皮下注２５ｍｇシリンジ０．５ｍＬ	ファイザー	8,396.00
注射薬	3999424G2021	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１筒		エンブレル皮下注５０ｍｇシリンジ１．０ｍＬ	ファイザー	17,524.00
注射薬	3999424G3028	エタネルセプト（遺伝子組換え）	５０ｍｇ１ｍＬ１キット		エンブレル皮下注５０ｍｇペン１．０ｍＬ	ファイザー	14,591.00
注射薬	3999424G4024	エタネルセプト（遺伝子組換え）	２５ｍｇ０．５ｍＬ１キット		エンブレル皮下注２５ｍｇペン０．５ｍＬ	ファイザー	7,592.00
注射薬	3999425S5028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液１０μｇプラシリンジ	協和キリン	841.00
注射薬	3999425S6024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１５μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液１５μｇプラシリンジ	協和キリン	1,810.00
注射薬	3999425S7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	２０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液２０μｇプラシリンジ	協和キリン	1,955.00
注射薬	3999425S8027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	３０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液３０μｇプラシリンジ	協和キリン	3,404.00
注射薬	3999425S9023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	４０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液４０μｇプラシリンジ	協和キリン	3,884.00
注射薬	3999425U1023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	６０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液６０μｇプラシリンジ	協和キリン	5,212.00
注射薬	3999425U2020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液１２０μｇプラシリンジ	協和キリン	8,615.00
注射薬	3999425U3026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液１８０μｇプラシリンジ	協和キリン	11,281.00
注射薬	3999425U4022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	５μｇ０．５ｍＬ１筒		ネスプ注射液５μｇプラシリンジ	協和キリン	800.00
注射薬	3999426G3027	アダリムマブ（遺伝子組換	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒		ヒュミラ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ	アッヴィ	46,856.00
注射薬	3999426G4023	アダリムマブ（遺伝子組換	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒		ヒュミラ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ	アッヴィ	88,274.00
注射薬	3999426G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット		ヒュミラ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ	アッヴィ	40,275.00
注射薬	3999426G6026	アダリムマブ（遺伝子組換え）	８０ｍｇ０．８ｍＬ１キット		ヒュミラ皮下注８０ｍｇペン０．８ｍＬ	アッヴィ	83,873.00
注射薬	3999426G7022	アダリムマブ（遺伝子組換	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒		ヒュミラ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ	アッヴィ	22,761.00
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒		ステラーラ皮下注４５ｍｇシリンジ	ヤンセンファーマ	192,647.00
注射薬	4291406D5024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	６０ｍｇ１瓶		ハーセプチン注射用６０	中外製薬	9,807.00
注射薬	4291406D6020	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	１５０ｍｇ１瓶		ハーセプチン注射用１５０	中外製薬	22,063.00
注射薬	4291407A1035	リツキシマブ（遺伝子組換	１００ｍｇ１０ｍＬ１瓶		リツキサン点滴静注１００ｍｇ	全薬工業	15,341.00
注射薬	4291407A2031	リツキシマブ（遺伝子組換	５００ｍｇ５０ｍＬ１瓶		リツキサン点滴静注５００ｍｇ	全薬工業	78,002.00
注射薬	4291413A1022	ベバシズマブ（遺伝子組換	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶		アバスチン点滴静注用１００ｍｇ／４ｍＬ	中外製薬	15,049.00
注射薬	4291413A2029	ベバシズマブ（遺伝子組換	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶		アバスチン点滴静注用４００ｍｇ／１６ｍＬ	中外製薬	56,525.00
注射薬	6399421A1020	トシリズマブ（遺伝子組換	２００ｍｇ１０ｍＬ１瓶		アクテムラ点滴静注用２００ｍｇ	中外製薬	23,080.00

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6399421A2026	トシリズマブ（遺伝子組換	８０ｍｇ４ｍＬ１瓶	アクテムラ点滴静注用８０ｍｇ	中外製薬	9,973.00
注射薬	6399421A3022	トシリズマブ（遺伝子組換	４００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	アクテムラ点滴静注用４００ｍｇ	中外製薬	50,493.00

別紙４　バイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」から除外する品目

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2492415A3031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	１００単位１ｍＬバイアル	ノボラピッド注　１００単位／ｍＬ	ノボ　ノルディスクファーマ	158.00
注射薬	2492415G1031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	３００単位１キット	ノボラピッド注　フレックスペン	ノボ　ノルディスクファーマ	1,058.00
注射薬	2492416G2024	インスリングラルギン（遺伝子組換え）	３００単位１キット	局　　ランタス注ソロスター	サノフィ	888.00
注射薬	3999412A7028	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	７５０国際単位０．５ｍＬ１管	エスポー注射液７５０	協和キリン	343.00

⑫

＜抄＞

事　務　連　絡
令和８年３月５日

関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0305 第１号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 73 号）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、令和８年６月１日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第８号）は、令和８年５月 31 日限り廃止する。

記

Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

1　特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

⑴　療養に要する費用の額の算定に当たって、保険診療に用いられる医療機器・材料（薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認又は認証（以下「薬事承認又は認証」という。）を得たものであって、超音波診断装置、ＣＴ、ＭＲＩ等の装置類を除く。以下「保険医療材料」という。）に係る費用を手技料及び薬剤料と別途算定する場合は、当該医療機器の費用の額は、材料価格基準別表の各項（関係通知において準用する場合を含む。）に規定されている材料価格により算定する。

⑵　特掲診療料の各部において、特定保険医療材料料を算定する場合には、特定保険医療材料の材料価格を 10 円で除して得た点数となるが､この場合において端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数とする。

⑶　特定保険医療材料以外の保険医療材料については、当該保険医療材料を使用する手技料の所定点数に含まれており、別途算定できない。また、特定保険医療材料以外の保険医療材料を処方せんにより給付することは認められない。さらに、保険医療材料を患者に持参させ、又は購入させてはならない。

⑷　特定保険医療材料は、薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。

2　在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

001　腹膜透析液交換セット

⑴　交換キットは、キャップ又はクラムシェルの場合は１個を、ウエハーの場合は２枚を１キットとし、１交換当たり１キットを限度として算定する。

⑵　交換キットは、自動腹膜透析装置を使用する場合は、ＡＰＤセット１個当たり４キット分を限度として算定する。

⑶　交換キットは、バッグ再利用式（排液バッグ付き腹膜透析液又は回路を使用しない方法）により腹膜透析液を交換した場合は、１交換当たり２キット分を限度として算定する。

002　在宅中心静脈栄養用輸液セット

夜間の中心静脈栄養等で、在宅中心静脈栄養用輸液セットを１月につき７組以上用いる場合において、７組目以降の中心静脈栄養用輸液セットについて算定する。

006　在宅血液透析用特定保険医療材料

⑴　吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下のアからウまでのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から１年を限度として算定する。

また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下のイ及びウの要件を満たすことを確認した場合に限り、更に１年を限度として算定できる。３度目以降の使用にあっても同様の取扱いとする。

ア　手術又は生検により、β_2－ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。

イ　透析歴が 10 年以上であり、以前に手根管開放手術を受けている。

ウ　画像診断により骨嚢胞像が認められる。

なお、吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）を使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料の使用開始日を記載する。

⑵　人工腎臓用特定保険医療材料の材料価格には、回路の費用が含まれ別に算定できない。

007　携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

⑴　携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。

⑵　携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、１月につき６個以下の使用の場合は区分番号「Ｃ１６６」携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を算定し、７個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて、本区分において算定する。

008，009　皮膚欠損用創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ

⑴　皮膚欠損用創傷被覆材及び非固着性シリコンガーゼは、いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、在宅での療養を行っている通院困難な患者のうち、皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）（ＤＥＳＩＧＮ－Ｒ分類Ｄ３、Ｄ４及びＤ５）を有する患者の当該褥瘡に対して使用した場合又は区分番号「Ｃ１１４」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している患者に対して使用した場合に限り算定できる。

⑵　皮膚欠損用創傷被覆材について、同一の部位に対し複数の創傷被覆材を用いた場合は、主たるもののみ算定する。

⑶　区分番号「Ｃ１１４」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している患者以外に対して使用する場合は、いずれも原則として３週間を限度として算定する。それ以上の期間において算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載する。

010　水循環回路セット

水循環回路セットを、前回算定日を起算日として３か月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

者のうち、至適薬物療法を行ったにもかかわらず三尖弁閉鎖不全症の重症度及び症状が改善されない患者であって、ハートチームが以下のいずれにも該当すると判断した患者に対して使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、経皮的三尖弁クリップシステムを用いた治療が当該患者にとって最適であると判断した評価内容及び症状詳記を診療報酬明細書に記載すること。

ア　本邦のガイドラインに準じ、左心系疾患が十分に治療されている患者

イ　三尖弁外科手術が最適治療ではないと判断された患者

ウ　経カテーテル edge-to-edge 三尖弁形成術に適した臨床状態である患者

4　フィルムに係る取扱いについて

⑴　１枚のフィルムを半分ずつ使用して２回撮影した場合のフィルム料は、当該フィルムの材料価格によって算定する。即ち実際に使用したフィルムの価格による。

⑵　６歳未満の乳幼児の胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合には、損耗量が多いことを考慮して材料価格に 1.1 を乗じて算定するものである。

⑶　マンモグラフィー用フィルム以外の軟部組織撮影用フィルムについては、一般の直接撮影用フィルムとして算定する。

⑷　マンモグラフィー用フィルムの撮影対象部位は乳房のみである。

⑸　画像記録用フィルムとは、コンピューター断層撮影、コンピューテッド・ラジオグラフィー法撮影、シンチグラム（画像を伴うもの）、シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影又はデジタル・サブトラクション・アンギオグラフィー法に用いるフィルムをいう。

⑹　コンピューター断層撮影又はコンピューテッド・ラジオグラフィー用の乾式イメージャーを用いる非銀塩感熱記録式フィルム、非銀塩高安定ラミネート方式フィルムは、画像記録用フィルムとして算定して差し支えない。

⑺　ロールフィルムのうち、フィルムの幅が告示に定められている規格と同様であるか又は類似している場合（35.6 センチメートル、30.5 センチメートル及び 10.5 センチメートル等）にあっては、告示に定められている規格の枚数に換算し、算出した額を限度とする。

⑻　心臓又は血管の動態を把握するために使用したロールフィルム（シネフィルム）については、所定点数に含まれ別に算定できない。

⑼　画像診断に係る手技料を別に算定できない検査、処置又は手術を行った場合においても、使用したフィルムに要する費用については、区分番号「Ｅ４００」に掲げるフィルム料を算定できる。また、特定保険医療材料及び造影剤を使用した場合は、各部に掲げる特定保険医療材料料及び薬剤料を算定できる。

⑽　フィルムの規格が定められていないフィルムにあっては、定められている規格のうちで最も近似するフィルムの規格の材料価格により算定する。

5　臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

⑴　臨床試用特定保険医療材料に係る保険請求上の取扱い

臨床試用特定保険医療材料は、算定方法告示に規定され、医療保険上の給付対象となる「特定保険医療材料」には該当しないものであり、したがって、臨床試

用特定保険医療材料に係る特定保険医療材料料については、保険請求は認められない。

⑵　臨床試用特定保険医療材料を使用した場合の手技料等の取扱い

臨床試用特定保険医療材料が材料価格基準に収載されている特定保険医療材料である限り、当該臨床試用特定保険医療材料に係る手技料については、保険請求が認められる。

6　経過措置について

⑴　「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和８年２月 13 日保発 0213 第５号）第４章第２節の規定に基づき、外国平均価格に基づく再算定が行われた胆道ステントセット、大腿骨外側固定用内副子及び遠心式体外循環用血液ポンプについて、特定保険医療材料の安定的な供給を確保する観点から、段階的に価格を引き下げるよう経過措置を設けたところである。

⑵　「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第３章第６節及び第４章第４節の規定に基づき、髄内釘及び経消化管胆道ドレナージステントの機能区分における迅速な保険導入に係る評価を受けた医療機器について、当該医療機器が新規収載された日から２年間に限り、当該医療機器の属する機能区分の基準材料価格に当該評価を加算した額を保険償還価格とするよう経過措置を設けたところである。

Ⅱ　算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項

1　特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

Ⅰの１と同様であること。

2　注射の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

002　中心静脈用カテーテル

Ⅰの３の 021 と同様であること。

3　投薬、処置、手術、麻酔及び放射線治療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

001　人工骨

汎用型・非吸収型のうち、顆粒・フィラー、多孔体、形状賦形型及び吸収型については、骨髄炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患、骨腫瘍の病巣掻爬後の補填、歯肉剥離掻爬手術若しくは歯周組織再生誘導手術中の補填又は顎変形症の顎離断後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合に算定する。

008　固定用金属ピン

Ⅰの３の 076 と同様であること。

011　皮膚欠損用創傷被覆材

⑴　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて３次元プリント有床義歯の歯冠部を製作した場合に限り算定できる。
⑵　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料
⑴　「液槽光重合方式３次元プリント有床義歯製作装置」を用いて３次元プリント有床義歯の義歯床を製作した場合に限り算定できる。
⑵　３次元プリント有床義歯義歯床用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

５　フィルムに係る取扱いについて
Ｉの４と同様であること。ただし、⑵の「胸部単純撮影又は腹部単純撮影」は「単純撮影」と読み替えるものであること。

６　臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて
Ｉの５と同様であること。

Ⅲ　算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項
１　特定保険医療材料の算定に係る一般的事項
Ｉの１と同様であること。

２　特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
004　腹膜透析液交換セット
Ｉの２の 001 と同様であること。

005　在宅中心静脈栄養用輸液セット
Ｉの２の 002 と同様であること。

008　携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。疼痛管理においてＰＣＡ（Patient Controlled Analgesia）用装置を併用（一体型製品を含む。）した場合の費用も携帯型ディスポーザブル注入ポンプの材料価格に含まれる。携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、頻回の疼痛管理等で１月につき７個以上用いる場合において、７個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて算定する。

012，013　皮膚欠損用創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ
Ｉの２の 008、009 と同様であること。

⑬

＜抄＞

事　務　連　絡
令和８年３月５日

関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料の定義について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0305 第４号
令和８年３月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

特定保険医療材料の定義について

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の規定に基づく特定保険医療材料及びその材料価格については、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）により定められているところであるが、今般、保険医療材料制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、特定保険医療材料等の機能別分類及び保険導入の手続の見直しと併せて、その定義を別表のとおり定めたので通知する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 96 号）第２条による改正前に承認されている医療機器については、一般的名称等の定義は異なるが当該医療機器の使用目的、効能又は効果等のうち主たるものに係る特定保険医療材料の区分に該当するものとする。

なお、従前の「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）は、令和８年５月 31 日限り廃止する。

Ⅷ　調剤点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

次に規定する場合を除き、Ⅰに規定するそれぞれの機能区分の定義等と同様であること。

001　インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

⑴　定義

次のいずれにも該当すること。

①　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「インスリン皮下投与用針付注射筒」であること。

②　インスリン製剤の注射を目的として使用される器具であること。

⑵　機能区分の考え方

構造により、標準型及び針刺し事故防止機構付加型の合計２区分に区分する。

⑶　機能区分の定義

①　標準型

②に該当しないこと。

②　針刺し事故防止機構付加型

針刺し事故を防止する目的で、針が外部に露出することなく破棄できる構造となっていること。

003　ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

定義

次のいずれにも該当すること。

⑴　薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「汎用注射筒」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「汎用針付注射筒」、「精密投与皮下注射用注射筒」、「ツベルクリン検査向け皮下注射用注射筒」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（74）医薬品注入器」であって、一般的名称が「単回使用注射用針」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（47）注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「単回使用皮下注射用針」であること。

⑵　注射を目的として使用される器具であること。

007　万年筆型注入器用注射針

⑴　定義

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（47）注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「医薬品・ワクチン注入用針」であること。

⑵　機能区分の考え方

構造及び機能により、標準型及び超微細型の合計２区分に区分する。

⑶　機能区分の定義

①　標準型

②に該当しない万年筆型注入器専用の注射針であること。

②　超微細型

針の先端部の外径が 33G 又は 33G より細いものであって、針の根元から先端に向かって細くなる形状又はその他の方法により薬液注入時の負荷を軽減する構造を有する万年筆型注入器専用の注射針であること。